十二門の一、馬司或は馬寮の門ともいふ、又ダッテンモンと訓む　**別名**　宮城四面の門、南端の第一門となす　**出典**　**源平盛衰記**　桓武天皇延暦十三年、宮城經營の時、阿波國之を造り、玉手氏之を監す、大さ五間、戸三間、右衛府士之を衛護す、嵯峨天皇弘仁九年、額を改められし時、小野美材の筆額を掲ぐ、延喜彈正臺式に、中和院の西に在る木工寮へ木材屋五、及び造酒司へ米を運ぶに孰も此門より出入することを許せり、天元五年八月、風の爲めに顚倒す（**拾芥抄**、大内裏圖考證）

ダンテンモン井　談天門院　**名義**　忠子、法名蓮華智、又ダッテンモンキンと訓む　**系統**　參議藤原忠綱の一女、母は平高輔女飾局　**事蹟**　後宇多天皇の紀、後醍醐天皇の御母、永仁六年七月從三位、正安三年七月准三宮、嘉元元年九月尼と爲り、文保二年四月院號、元應元年十一月十五日薨ず、御年五十二（**女院小傳**）

タンドク　讀讃　僧の役名、天台眞言宗にて、傳法灌頂の時、受灌頂者の德を稱讃するとを掌る、文治二年絶賢灌頂記に「以二拜殿正面放出一爲二導德處一、數二疊一枚、後立二屏風一云云、然後讀頭出讃、四智梵語、饒鉢如レ常、次心略讃、饒鉢如レ常、次金剛薩埵、饒鉢如レ常、然後唄總、々々了受者返答云云」と見えたり、

タントリ　段取　江戸時代、關東の年貢取方にて、反別に對し一段歩の單率より算出し、地租を收入するを云ふ、上方にては、之を歩取といふ、關東は段別を主とすればなり（地方凡例錄、舊幕縣治要略）

タントリケミ（キケミ）を見よ、

タンナ　檀那　「ダンチ」を見よ、

ダンノウラノタタカヒ　檀ノ浦戰

事蹟　長門國下ノ關海峽東口の北岸　**地原**　平宗盛等屋嶋において源義經に破られ、漂落して海に浮び、長門國檀ノ浦の波上に漂ふ、義經文治元年三月舟師を率る四國より檀ノ浦に赴く、三浦義澄地理に精しきを以て先鋒たらしむ、義澄命を受け、進んで檀濱東津の邊に着す、平氏の陣を去ること三十餘町、平氏之を聞き、彦島を出でゝ赤間關を過ぎ田濱に到る、四日源平の諸將各々舟師を率ゐて、大浦に會戰す、兩軍相距ること僅に三町、百餘艘を三隊に分ち挑み戰ふ、山峨秀遠並に松浦黨先鋒たり、源氏亦八百四十餘艘を以て應戰す、會〻潮重能反應して俄かに義經に降る、時に源範頼大兵を擁して九州に在り、平氏亦退きて保つに處なし、平知盛等形勢の非なるを見、進んで義經と會し勝敗を決せんとす、全軍亦悉く死を決して奮戰せりと雖も、午の刻に至りて遂に敗潰す　**結末**　是に於て安德天皇は神璽寶劍を帶び、二位尼に抱かれ、海に投じて斃じ、女院、宗盛、及び子清宗等生擒せらる、知盛、教盛、資盛等また戰死す、寶劍遂に海に沈み、神璽は浮び出づ、四月十一日義經使を馳せて、平氏の滅亡を鎌倉に報す、賴朝、範賴に命じ、なほ九州に留まりて事を處せしめ、義經をして神璽、女院を奉じ、生擒の諸將を具して上洛せしむ、六月宗盛父子を近江に斬り、其餘黨又皆平らず（**平家物語**、**源平盛衰記**、**吾妻鏡**）

タンバノクニ　丹波國　**事蹟**　東は山城、東北は近江、西は但馬、西南は播磨、西北は丹後、南は攝津、北は若狹に至る、東西凡十四里十八町、南北十二里、山陰道に屬す　**形勢**　山脈近江若狹より來り縱橫分布し、地形高屋南北二隣の諸水多く源を竝に發す、盆地亦多し、西南船平曠なり、地質肥沓一なるも、北は樹稠く谷邃し、西南船平曠なり、地質肥沓一なるも、北は樹稠く谷邃し、

南及び豐岡縣より兼治す、明治九年また合併して京都府の所轄となる　**沿革**　古より管郡の變遷左表の如し、尙ほ詳しくは各郡の條を見るべし（**日本地誌提要**、**國郡沿革考**、**郡名異同一覽**）

延喜式和名抄	古圖	郡名考	帳	明治沿革	郡區編制
クハタ 桑田	同	同	同	南桑田	南桑田
フナヰ 船井	同	同	同	同	北桑田
イカルカ 何鹿	同	同	同	同	同
タキ 多紀	同	多紀（タケ）	同	多紀	同
カミノ 氷上	同	同（ヒガミノ）	同	同	同
アマタ（エ）天田（ヲ）	同	同（アマタ（ヲ））	同	同	同

タンバマサタダ　丹波雅忠　**系統**　忠明の子　**事蹟**　父祖の業を繼ぎ醫學得業生となり、長元八年權醫博士となり、長久のはじめ、備後介を兼ね、永承中權部頭に任ず、時に後冷泉天皇不豫なり、雅忠藥を進めて効驗ありしを以て、從四位下に進み、尋で侍醫となり、正四位下に叙す、永保中丹波介となり、應保のはじめ權守に遷る、後ち典藥頭右衛門佐に至る、承暦中高麗王妃病あり、王商船に附して太宰府に牒し、厚幣を以て雅忠を求む、朝廷許さず、太宰府をして返牒せしむ、牒文は大江匡房の起草に係り、文中、「扁鵲何入二鶴林之雲一」の語あり、これより世に「日本の扁鵲」といふ（**寬治二年卒**、**年六十八**（**大日本史**）

ダンビラ　大平廣　太刀打刀等の幅廣きないふ、たびら廣の略、大に卑く廣き意（**貞丈雜記**）**太平**

タンビ―ダンビラ

記に「山名氏が郡等因幡國の住人に靡因二郎とて、世に名を知られたる大力有りしが、七尺三寸の太刀だびら廣に作りたるを云々」と見えたり、

タムラウヂ　田村氏（陸奥一ノ關）　舊別、坂上田村麻呂の子孫此郡に居り、田村庄ト稱す、されど安積郡より分れて田村郡となりし其事詳ならず、思ふに鎭倉の時蓋し田村郡と唱ふるに至りしものなるべし　**沿革**　寬知集以後田村に作り、**郡名考**、タムラと訓じ、地誌提要又之に從ふ、和名抄安積郡八郷の内小野、小川の二郷今此郡内に存す（**郡名異同一覽**、**國郡沿革考**）

タムラノツカ　田村塚　坂上田村麻呂の墓、山城國宇治郡山科村大字栗栖野、勸修寺の北五町許、醍醐道の東林の中に在り○塋域凡そ四十坪、弘仁二年五月、田村麻呂薨ず、仍て水陸田山林三町を墓地と爲し、其四至を定め（**東限六七條間畔**、**並公田四南限大路**、**北限自二馬背坂一上橋之峯一**）、塊を棺中に立て、平安城に向はしめ、且つ甲冑、兵仗、銀鈴、弓箭、鞆鞆を調修して合葬す、これより後國家事あるの前には塚内鳴動して宛も號を打つが如く、或は雷電するが如しと信ぜられ、王朝時代には大將出征する毎に是に詣で、祈禱すること常例なりき（**田邑傳記**、**山城名勝志**）

タムラノミカド　田邑帝　文德天皇（モントクテンワウ）を見よ、

タムラノミサザキ　田邑陵　文德天皇の御陵、初め眞原山陵と稱す、山城國葛野郡太秦村大字中野に在り○圓形、兆域方四町（**諸陵考云高三丈許周三十六丈**）陵戸四烟、守戸五烟を置く（**禮樂志**、**陵墓一覽**）

ダンリン　檀林　**名義**　淨土宗の學問所檀林の略、**觀佛三昧經**に念佛の功德を說いて「如レ伊蘭林方四十由旬、有二一科牛頭栴檀一雖有二根莖一、猶レ未レ出レ土、其伊蘭林唯臭無レ香、若有レ數二其華果一、皆

タムラ―ダンリ

狂、後時椙檀根芽漸々生長、纔欲ゝ成ゝ樹、香氣昌盛、遂能改ゝ變此林ゝ普皆香美、衆生見者皆生ゝ希有心ゝことあり、後此義によりて衆僧の棲居する所を云ひ、浄土宗の學問所の名となしたり 地原沿革 浄土宗の學問所は聖光の弟子眞忠の時より初まれりと雖も、未だ一定の名なし、慶長の初、知恩院普照、増上寺存應等主として經營したり、卽ち、慶長二年九月、普照關東檀林十八箇所を定め、一宗の學問所となす、之を關東十八檀林と云ふ、左の如し(檀林志、浄土宗年譜)

(寛文十八檀林)

武藏芝　増上寺、武藏小石川傳通院
相模鎌倉　光明寺、常陸瓜連　常福寺
下總飯沼　弘經寺、上野新田　大光院
以上紫衣地
武藏深川　靈巖寺、武藏瀧山　大善寺
武藏川越　蓮馨寺、武藏岩附　浄國寺
下總小金　東漸寺、武藏淺草　幡隨院
下總結城　弘經寺、上野館林　善導寺
武藏鴻巢　勝願寺、武藏本所　靈山寺
下總生實　大巖寺、常陸江戸崎大念寺
以上香衣地

ダンリンクワウゴウ　檀林皇后　橘嘉智子(タチバナノカチコ)を見よ。

ダンリンジ　檀林寺　所在 山城國葛野郡

嵯峨禁圍に、朱雀大路の東、作道の北、嵯峨大指圖に、天龍寺の前、金剛院の北東側に在りと爲す○尼寺五山の一 地原沿革 嵯峨天皇の皇后嘉智子、唐僧義空を請じて創建す、仁明天皇、五百戸の封を施捨して供養に充つ、後に尼寺五山の一となる、後世廢絶せしにや、增鏡に、檀林寺の跡に淨金剛院を建てらると見えたり、今は其跡もなし(元亨釋書、山城名勝志)

ダンリンハ　談林派(檀林)　四山宗因が田代松意を祖述して創めたる俳諧の一派、松意は江戸の人にして、俳諧を能くす、延寶年中假冶町に住して談林軒と號したるより、其一派を談林派、俳風を談林風とも稱したり、其時四山宗因奥州に在りしが、寛文二年松意の招きに應じて江戸に來り、共に俳諧を研鑽したりしが、極めて堪能なりしを以て、其門に遊ぶもの日に多く、遂に所謂談林派を大成して其祖となり、一時天下を風靡するに至れり、當時此風にあらざれば俳諧といはざりしと稱せらるゝを見ても、盛大なりし事を想ふべきなり、一例を擧ぐれば「さまず驚ふた笠の骨」の如きこれなり、松尾芭蕉も一時門下かへる笠の骨」の如きこれなり、なほ田中常矩といへるもの宗に遊びたりといへり、なほ田中常矩といへるもの宗因に就きて俳諧を學び、之を花洛の地に唱ふ、京都の談林風は此人により大に流行するに至れり、後ち芭蕉が正風を唱ふるに及び遂に衰微に歸す、今其傳統を示せば、左のごとし(歷代滑稽傳、俳諧奇人談、續遊笑覽、はいかい袋、百家系譜)

○宗因
- 岡西惟中　高瀨似仙　水田西吟　下山龜平
- 井原西鶴　松井宗旦　北條團水　田中大竹
- 松木平藏　西山宗春　椎本才麿　龍田大立
- 松本青雲　那波宿谷　千足盤谷　長谷川千之
- 松本蓬之　南方山志　北村甄界　豐島佳風
- 笠家逸志　兒島員丸　椎本芳室　栗山宗卜
- 笠家葛室　椎本短州　矢野少室　河合舍鳳
- 淺田百合　真上　水足左橋　小菅蒼狐
- 北沾涼　瓦雨　万丁　增田眠牛
- 長谷川龜文　五彩堂垣國　千葉春耕
- 鵜田露言　水間沾德　大高子葉
- 内藤露沾　鈴木清風　前川由平　小西來山

ダンワウホフリンジ　檀王法林寺

所在 山城國上京區法林寺門前町○元悟眞寺、俗に檀王と呼ぶ 宗旨 浄土宗、金戒光明寺所轄に屬す、本尊阿彌陀如來 地原沿革 往昔は叡山三千坊の一にして、蓮華藏院と稱し、本尊阿彌陀如來を安す、龜山天皇文永五年、道光に勅して浄土宗に改め、寺門を興隆せしめられ、悟眞寺と號す、應仁亂後いたく荒廢し、且鴨川の水害を被り、一時三條東洞院に移轉し、幾年ならず舊地に復す、永祿年間回祿に罹りしかば、僧袋中これを再興し、號を法輪寺と改む、袋中は浄土宗の碩學にして、天正のころ布教海外に及び、法譽甚高く、彼國より贈りし物品頗る多し、又當時の日記なども存せり(本朝通鑑、京華要誌)

タメ　溜　名稱 江戸時代に於ける牢屋の一種、病囚及び幼囚をおく處、もと非人無宿の囚徒をおきたりといへり 地所 江戸淺草と品川とに在り 維脈 兩所共に眞享四年始めて囚人を其地の非人頭に預けしことあるを起原とす、次第に人數增加せるを以て、淺草の溜は元祿二年に、品川の溜は同十三年に改築し、其制漸く備はる 制度 罪囚病に罹れる時、一時溜に移して加養せしめ、全治すれば再び牢舍せしむ、また犯罪者十五歲未滿なる時は、生長するまで溜におき、十五歲に至るをまちて、本刑に處したり、なほ兩處とも非人の居住地にして、淺草は非人頭車善七、品川は同松右衛門之を管轄せる故、非人溜とも稱す、而して囚人を溜におくことを溜預と唱へたり、其他の諸制度は大約牢屋と

同じかりしも、やゝ寬なる傾ありしといへり、牢屋(ラウヤ)參看(德川禁令考、御定書百ヶ條、御仕置類例集、道中祕書)

タメシギリ　檢斬　名稱 江戸時代、刀劍の利鈍を試みる爲めに、斬罪に處せられたる屍を斬るをいふ、士人、僧侶、婦女、穢多、非人、混淆煩しき者には之を行はず 地所 江戸幕府にて將軍刀を試みる時の方法を述ぶれば、初め行ふ前、腰物奉行より町奉行へ談合あり、仕置の日限定まるを待て町奉行より之を申出づ、當日執行場には、土壇二箇所を築き、檢使場より砂を敷きつめ、檢使場の脇に斬手者の居所を設く、定刻に至れば、掛り役一同揃ひ、死骸は首と共に來る、尋で腰物方、本阿彌、腰物奉行、徒目付等來りて著座す、牢屋見廻、準備の整ひしを告ぐれば、一同場所へ出で、檢使場へ腰物奉行、腰物方及手附竝に刀劍の箱を上へあげ、檢場の橫正面に於て立合ふ、徒目付、牢屋見廻、石出帶刀等列席し、小人目付、鑓役、打役等出場す、山田朝右衛門、手代り弟子、(孰も襲斗目麻上下)弟子(麻上下)蹲居す、場所入口は町方牢寄同心、牢屋打役同心二人宛にて警固す、表門は牢屋同心二人にて守る、山田朝右衛門差圖を爲し、非人兩人にて胴を土壇の上に置き、刀を雙合致して朝右衛門に渡す、之を押截き、切り柄をかけ屑衣のまゝ兩肌を脫ぎ、土壇に向ひ胴へ鉦のむれなをて、右手にて柄を持ち、身を開き左手を添につき見分の方へ會釋し、夫より兩足一所に並べて立ち、刀を背に頂ふ程に振り上げ構へ、再び立、氣を滿たして、聲と共に打込み、胴二つになれば、非人胴の手足を引去る、此時腰物奉行見分す、朝右衛門より斬所井に斬方の善惡の書付を腰物方に出す、鑓の時は朝右衛門柄をすげ、檢場外砂の內へ首を置き、手傳非人數人頭を首の上へ當て、柄を持ち押ふ、朝右衛門屑衣のみとなり、首の檢分をなし、首の檢分をなし、首の檢小髮を突き、通り返りともに、其趣を書付て差出す、是にて檢斬終るなり(御仕置類例集、道中祕書)

タメシギリ　檢斬　名稱 江戸時代、刀劍の利鈍を試みる爲めに、斬罪に處せられたる屍を斬るをいふ、士人、僧侶、婦女、穢多、非人、混淆煩しき者には之を行はず 地所 江戸幕府にて將軍刀を試みる時の方法を述ぶれば、初め行ふ前、腰物奉行より町奉行へ談合あり、仕置の日限定まるを待て町奉行より之を申出づ、當日執行場には、土壇二箇所を築き、檢使場より砂を敷きつめ、檢使場の脇に斬手者の居所を設く、定刻に至れば、掛り役一同揃ひ、死骸は首と共に來る、尋で腰物方、本阿彌、腰物奉行、徒目付等來りて著座す、牢屋見廻、準備の整ひしを告ぐれば、一同場所へ出で、檢使場へ腰物奉行、腰物方及手附竝に刀劍の箱を上へあげ、檢場の橫正面に於て立合ふ、徒目付、牢屋見廻、石出帶刀等列席し、小人目付、鑓役、打役等出場す、山田朝右衛門、手代り弟子、(孰も襲斗目麻上下)弟子(麻上下)蹲居す、場所入口は町方牢寄同心、牢屋打役同心二人宛にて警固す、表門は牢屋同心二人にて守る、山田朝右衛門差圖を爲し、非人兩人にて胴を土壇の上に置き、刀を雙合致して朝右衛門に渡す、之を押截き、切り柄をかけ屑衣のまゝ兩肌を脫ぎ、土壇に向ひ胴へ鉦のむれなをて、右手にて柄を持ち、身を開き左手を添につき見分の方へ會釋し、夫より兩足一所に並べて立ち、刀を背に頂ふ程に振り上げ構へ、再び立、氣を滿たして、聲と共に打込み、胴二つになれば、非人胴の手足を引去る、此時腰物奉行見分す、朝右衛門より斬所井に斬方の善惡の書付を腰物方に出す、鑓の時は朝右衛門柄をすげ、檢場外砂の內へ首を置き、手

タメシ——タモン

タモン　多門　城櫓の別稱、江戸城にては二三層に造りしな、櫓と呼び、城の周垣の長屋造りなるを多門と呼び、兩樣に唱へ分けたり、是れ城內に在る見分の方へ會釋し、夫より兩足一所に並べて立ち、刀を背に頂ふ程に振り上げ構へ、再び立、氣を滿たして、聲と共に打込み、胴二つになれば、非人胴の手足を引去る、此時腰物奉行見分す、朝右衛門より斬所井に斬方の善惡の書付を腰物方に出す、鑓の時は朝右衛門柄をすげ、檢場外砂の內へ首を置き、手

タモン——タル井

タモンテンワウ　多聞天王　佛敎にて四天王の一(ビシャモンテンワウ)を見よ。

タヤスケ　田安家　德川氏の分家にして三卿の一(トクガハウゲ)(田安の部)及び「サンキャウ」の條を見よ。

タヤスモン　田安門　江戸城內郭門の一、今の九段坂の上、近衛步兵一聯隊の入口をいふ、舊田安邸に入る裏口なり、古は代官町御門といふ、又寬永江戸繪圖には飯田町口と記せり、此の門邊を田安臺と稱し、田安大明神の社ありしと云ふ、門衛には譜代大名一萬石限り數之間詰衆二人叄勤の人々、或は在府の衆は三箇年勤番、番士四人羽織袴着用し、法令は竹橋と同じ、武器には、鐵炮十挺、弓五張、長柄五筋、持筒二挺、持弓一組を之に備ふ(御府內備考、殿居籃)

タラシ　多羅枝　弓を云ふ、弓は手にとる物なるが故に古は御執(トラ)と云ひ、又略して「トラシ」といひしが、後に、トとタとの通音より「タラシ」といへり、「ユミ」參看、

タル井ノトングウ　垂井頓宮　美濃國垂井宿における後光嚴天皇の行宮、今不破郡垂井町の地なり、新撰美濃志によれば、南宮明神の鳥居の南の邊其蹟なりといへり、文和二年八月廿五日より九月十九日までの行宮と爲す、按ずるに、此年六月由名時氏京都を襲ふや、足利義詮之を防ぐこと能はず(尊氏時に鎌倉に在り)天皇を奉じて美濃國小島に走り、其地に行宮を營みしが(ナジマノトングウ參看)八月廿五日に至り、垂井に遷幸あり、二條眞基の小島の口すさみに「廿五日をしまの頓宮より垂井に行幸あり、その有樣非常の儀にて、腰輿にめさる(中略)

垂井の頓宮は、當國の守護細川勝元うけたまはりて造りまうく、黒木の御所に柴垣などゆひわたして、かうがうしく、廻立殿大祓會などの心地ぞせし」と見えたるにて、其一斑を知るべきなり、是より先足利尊氏は京都の敗報を得て、八月朝日鎌倉を發し、九月六日其途上に義詮と共に垂井に着したるを以て、天皇は、十九日頓宮より出でゝ、大覺寺に幸し、廿一日義詮尊氏等を從へて、京都に還幸し給へり(太平記、皇年代略記、續神皇正統記、大日本地名辭書)

タルキ 椽(桷、榱) 棟より軒に渡して、屋根板を支へる木を云ふ、また棰と書す、圓なるを地棰と云ひ、椽の字を用ひ、方なるを飛簷棰と云ひ、桷の字を用ふ、共通に榱の字を用ひたり、支那には秦に椽、周に桷、齊魯に桷と云へるなりとの説あれど、我國にては椽はエンガハに、桷は隅木に充て用ひたるを以て、垂木又は棰の字を用ふと云ふ、新撰字鏡に榱をタリ木と訓み、樑を庇の垂木と訓み、又は一説に間朶を訓めり(儀制令、建築字彙)

タルフネ 樽船 名義 江戸時代、酒荷の運輸を專業としたる廻送船、樽廻船の略稱なり 地原 沿革 酒荷はもと菱垣廻船(「ビカキクヮイセン」參看)により運輸せしが、享保十五年酒問屋等相謀りて別に樽廻船を起したるより、菱垣廻船と互に相容れず、安永二年菱垣船と搭載貨物の分界を定めたり、天保四年、樫舘、鹽乾魚問屋、乾物問屋井に幕府菓子用砂糖仕入人の砂糖十万斤に限り、兩廻船に搭載することを許せり、されども、此貨物を樽廻船に積む時は、途狀二通にして、江戸菱垣廻船問屋にて改め、樽廻船問屋に引渡すものとす、天保十五年に至り、獨立して、大阪に問屋八軒、西宮に問屋六軒を置き、給船

百五六十艘を有し、大に運漕を擴張し、菱垣廻船と其業を競ふ、而して其荷主の重なるものは、大阪、伊丹、池田、今津、西宮、青木、魚崎、御影、東町、新在家、大石、兵庫十二郷の酒家にして、傍ら荒荷をも搭載したり、また樽番船といふあり、これは各國駐して、第一番に到着するを競はしめたるものにして、毎年二三月頃、新酒を搭載して、西宮海港より發送す、江戸着の前後は、品川沖に本船を乘り入れ、碇を下すや否、解船を以て船途切手を携帶し、樽廻船問屋に遂達したる順番に依りて前後を定む、壹番着の船頭は、江戸荷主より衣類若しくは金子を與へて褒賞せり、元來酒は新品を貴び、假も格別によろしければ、弊害を生ずること多きを以て、公に協同して、前後を定むるの必要あるによれりといへり(日本商業史、皇典講究所講演「江戸時代海運」)

ダルマデラ 達磨寺 所在 大和國葛下郡(今北葛城郡)王寺村、片岡山下に在り、片岡と號す 宗旨 眞言宗 起原 沿革 推古天皇二十一年、聖德太子偶々片岡山邊を過ぐ、路傍に餓衣の飢人の臥せるものあるを見て之を憐み、衣食を給して去れり、翌日其死せるを聞き、悲みて厚く葬りしが、後ち傳教大師の弟子光定、この飢者は達磨大師の化身ならんと云ひしより、時の頃よりか達磨塚と云ふ名稱生じ、後ち僧勝月達磨寺を建立して達磨の像を安置したり、後ち僧源空專修念佛の道場を白川及び西山の廣谷、東山吉水に營み宗門弘通の後、此寺に寓止したり、鴨川に近きを以て、加茂河原院の稱あり、源空示寂の後、弟子源智、源空の像を置き、始めて知恩寺と改稱す、元弘元年天下疫病流行するに方り、住僧空圓勅を奉じて、七ヶ日阿彌陀名號會を修し、百萬遍に及んで疫止む、依て百萬遍の號を賜はり、御祈願寺と爲したりと云ふ、永德年間足利義滿相國寺を造營するに方り、當寺を一條の北小川油小路の間に移し、年月を經ること二百年、兩回の兵燹に罹る、天正十三年豐臣氏寺祿三十石を寄せ、十八年京極東櫻町に轉じ、寛文二年東福門院附屬官邸を建つるが爲め此地に移せり○表門、本堂、本師堂、後奈良天皇宸翰の額を掲ぐ、觀音堂、勢至堂、阿彌陀堂、方丈、地藏堂、善導院、及び法然上人の塔あり○寶物、絹本着色鍛鏡扨圖二幅(顏輝筆)同善導大師像、同十體阿彌陀像、同佛涅槃圖、同淨土曼荼羅圖各一幅、皆國寶に指定せらる○塔頭十二箇寺、西光寺、養春院、如意菴、琢窓院、瑞林院、善導院、慶運院、壽仙院、龍見院、淨養院、安養院、栖松院と云ふ、諸國に末寺三百五十一箇寺あり(山城名勝志、山州名跡志、平安通志、京華要誌、國寶目錄)

チカコナイシンワウ 親子内親王 靜寬院宮(セイクヮンキンノミヤ)を見よ、

チカタ 地方 江戸時代、町方に對して田舍をいふ、轉じてその地の民政をいふことゝなれり、地方大概集に「御代官役所にて取扱ふ事件を地方と稱

記、大和廻)

ち

チアン 治安 後一條天皇御宇の年號、寛仁五年二月二日、革命に因て改元す、三年を經て萬壽と改元す(國朝年號譜)

チイサカタナ 小刀 打刀に對して古き時代における所佩刀を云ふ、比較するに小なるがゆゑなり、貞丈雜記に「義貞記に云く、小刀は長さ六寸、中子三寸、ケヌキ形なるべしと見えたり、是れ腰刀さや卷腰物皆同じ物なり、長さ柄さやともにて一尺を限りとするなり、柄は鮫の皮かけて柄まかすはなし目貫なり、つば入れず、さやじり直に切るなり、今の世の小刀は、柄をまき鐏を入れ、たけも甚長くするゆゑ、古の小刀とは大に違ひたる物なり」と見え、武家名目抄に「後代は打刀を刀とのみいへば、其に對へて古に刀と云ひしものを長短によらず、すべて小さ刀と云ふなり」と見えたり、詳しくは「カタナ」の條を見るべし、

チウセンシ 鑄錢司 「ジュセンシ」を見よ、

チオサヘ 地押 江戸時代田畑上下の等位高石盛を、先前の儘存置し、單に繩竿を入れ、反別を丈量し、前狀の適否を修正するを云ふ、又地詰とも云ふ、丈量の方法は、檢地と異なることなし、但一二耕地の小部分を限るものは、廻り檢地(マハリケンチ)參看)を以て代辨するものとす、而して此の地押は、隱田の告訴者あるか、或は事故ありて村方より出願するか、或は地所紛亂買換の必要ある場合等の外、容易

に命令を以て擧行せしむることなし(舊幕府沿革略)

チオン井 知恩院 所在 山城國下京區林町○華頂山と號す 宗旨 淨土宗、總本山 起原 沿革 高倉天皇安元元年、源空專修念佛を主唱し、比叡山を下りて西山の廣谷、次に東山吉水の邊に草菴を結び、念佛を修行す、其草菴を吉水禪房とも、大谷禪室とも云ふ、承元元年三月源空土佐に配流せられ、同十二月勅免ありしも、京都に入るを許されず、建曆元年十一月に至りて、漸く吉水禪房に歸りたるも、已に荒廢に歸したれば、慈圓僧正、源空の爲めに土地を寄附して一草菴を營めり、卽ち今の智恩院の勢至堂の在る所なりと云ふ、源空此草菴に入りて念佛の修行を事としたり、示寂の後念佛益々傳播したれば、安貞元年比叡山の大衆暴擧して其草菴を破却す、文曆元年遺弟源智再興して諸堂宇を建築す、四條天皇勅して額を賜ひ、始めて華頂山知恩院と號し、永世勅願所となし給ひたりと云ふも、未だ詳ならず、永享三年火災に罹る、足利義敎命じて再興したるも、應仁の亂に再び燒失し、住持珠琳、源空の影像を收めて近江國滋賀郡伊香村に遷難し、一寺を建立して新知恩院と號す、長享二年九月青蓮院尊雅親王知恩院に敷地山林を還附し、令旨を珠琳に下して舊跡を再興せしむ、(一說に文明十年足利義敎再興すと)永正十四年八月又火災に罹り、尋で再建し、住持存牛學德を以て聞え、始めて紫衣を賜はりたりと云ふ、天正年中豐臣秀吉諸堂を修理し、德川家康に至り大に興隆を助け、諸堂宇を增築し、住持尊照を優遇し、寺祿七百三石餘を附す、元和二年秀忠山門經藏を造營す、寬永十年二月火災に罹り、十二月家光命を下して再建し、同十三年大鐘を鑄造し、十六年七月に至り諸堂落成し、壯觀を極む、乃ち皇子八宮を請じて門主と

チオン——チカタ

なし、知恩院門跡華頂宮と號す○山門、西廻、德川秀忠の建立(特別保護建造物)後奈良天皇勅額華頂山三字を掲ぐ○本堂、南向、後奈良天皇勅額大谷寺三字を掲ぐ○中央に圓光大師(源空)自作の像と云ふを安置す○衆會堂、本堂の後に接す、○經藏、本堂の東南に在り、(特別保護)宋版一切經を藏す○鐘樓、經藏の南に在り、大鐘、高一丈八尺、直徑九尺五寸、厚九寸五分○勢至堂、小方丈の東の山上に在り、(特別保護)○祖師廟、勢至堂の北に在り、賜蓮壺と云ふ○華頂文庫、樓現堂、茶室等あり、○寶物、着色法然上人繪傳四十八卷、阿彌陀二十五菩薩來迎圖、觀經曼荼羅、紅玻璃阿彌陀像、阿彌陀經曼荼羅、毘沙門天像、各一幅、菩薩處胎經五帖、(天統十六年の文あり)天平年間寫經生日記一卷、法王帝說一卷、(以上皆國寶)等あり(勅修傳、同裏賛、源空上人傳、淨土宗年譜、山城名勝志、平安通志、京華要誌、國寶目錄)

チオンジ 知恩寺 所在 山城國上京區上立売町○三時知恩寺ともいふ 宗旨 淨土宗、知恩院所轄に屬す○本尊阿彌陀如來 起原 沿革 初め後光嚴天皇皇女見子内親王に崇光天皇の御所入江殿を賜ふ、因て入江御所と稱せり、足利義滿の女性善尼此地を得て寺と爲し、知恩寺と號す、稱光天皇の皇女了山宮落飾尼と爲り、法燈を繼ぎ、性善尼を開山とし、後柏原天皇歸信深し、然れども大時の勤行晝間宮中に行ひ晝三ツ時は本寺に於て行はせらる、故に三時知恩寺と稱す、已來皇女王相承け、連綿法脈を傳へて明治維新に及ぶ、堂宇は天明八年火災に罹り、文化六年再建す、現在のものは是れなり(山城名勝志、山州名跡志、平安通志、京華要誌、國寶目錄)

チオンジ 知恩寺 所在 山城國愛宕郡田中村○長德山功德院と號す、又俗に百萬遍と呼ぶ 宗旨 淨土宗、四箇本寺の一 地原 沿革 傳に慈覺大師の草創、加茂上下宮の法樂修法の寺にして神宮寺と號す、後鳥羽天皇の時、僧源空專修念佛の道場を白川及び西山の廣谷、東山吉水に營み宗門弘通の後、此寺に寓止したり、鴨川に近きを以て、加茂河原院の稱あり、源空示寂の後、弟子源智、源空の像を置き、始めて知恩寺と改稱す、元弘元年天下疫病流行するに方り、住僧空圓勅を奉じて、七ヶ日阿彌陀名號會を修し、百萬遍に及んで疫止む、依て百萬遍の號を賜はり、御祈願寺と爲したりと云ふ、永德年間足利義滿相國寺を造營するに方り、當寺を一條の北小川油小路の間に移し、年月を經ること二百年、兩回の兵燹に罹る、天正十三年豐臣氏寺祿三十石を寄せ、十八年京極東櫻町に轉じ、寬文二年東福門院附屬官邸を建つるが爲め此地に移せり○表門、本堂、本師堂、後奈良天皇宸翰の額を掲ぐ、觀音堂、勢至堂、阿彌陀堂、方丈、地藏堂、善導院、及び法然上人の塔あり○寶物、絹本着色鍛鏡扨圖二幅(顏輝筆)同善導大師像、同十體阿彌陀像、同佛涅槃圖、同淨土曼荼羅圖各一幅、皆國寶に指定せらる○塔頭十二箇寺、西光寺、養春院、如意菴、琢窓院、瑞林院、善導院、慶運院、壽仙院、龍見院、淨養院、安養院、栖松院と云ふ、諸國に末寺三百五十一箇寺あり(山城名勝志、山州名跡志、平安通志、京華要誌、國寶目錄)

チカコナイシンワウ 親子内親王 靜寬院宮(セイクヮンキンノミヤ)を見よ、

チカタ 地方 江戸時代、町方に對して田舍をいふ、轉じてその地の民政をいふことゝなれり、地方大概集に「御代官役所にて取扱ふ事件を地方と稱

す」と見え、地方凡例錄に「俗語に地方と唱ふるは、政務の事にて、強ち田納收納諸帳面、本調等の取計ひ而已に限る事にあらず、都て經界の義なれば、聖賢の道を本とし、理世安民の志を不ㇾ忘、地理に委敷、用水川除修覆等の辨利を考へ、稼穡の道を知り、國益の拔ざる樣に心を用ひ、上下の損益を勘辨、農業の不ㇾ失樣教導し、民を撫育し、公事訴訟等の取計に私無く、理非を決斷し、國家安泰に治むべき事を旨とす」と見え、なほ又「地方の業といふは、土地經界を改正し、地位の善惡を能く知りて田園を檢知し、末代上下の得失を推知し、地味に隨ひ、石盛の不同なく、萬民上下の愁苦なき樣にこれを定め、物物の應不應を見分け、農事の時を失はず、種蒔、鋤耘、肥養、收納等の時節を差へず、耕作を怠らざる樣に教導し、一作に於ては、稻粟の可否を檢見し、年の豐凶を考へ、租稅を極め、又は用水川除等の普請、地所の損益を辨明すること第一なり、（中略）又地所用水等に就ては公事出入起る事多し、都て村里能く治り、訴訟等のなきやうに取治め、もし訴ある時は我意を振はず、理非明白に辨論すべし」とあるにて其大樣を曉るべし、

チカタトウニン　地方頭人　【職掌】室町幕府の職名、京都洛外の第宅、屋地、市廛、道路等の事を管掌す、又地奉行とも稱す【起原沿革】花營三代記に、康曆元年八月政所內評定始に、地方二階堂中務少輔入道行照、と見えしを始めとす、應永年中より攝津氏の世職となる、凡訴人狀を上り、頭人事項を題し、寄人に付して審問せしむ、其會議を內談と謂ふ（花營三代記、中原氏系圖、武政軌範）

チカツアスカノヤツリノミヤ　近飛鳥八釣宮　飛鳥八釣宮（アスカノヤツリノミヤ）を見よ、

チカマツモンザヱモン　近松門左衞門　【名號】姓は杉森、名は信盛、通稱を平馬といふ、後ち自ら近松門左衞門と稱す、平安堂、巢林子、不移山人等の號あり【系統】詳かならず、兄は相國寺の宗長老、弟は儒醫岡本一抱子、妹は錦江といひ、俳諧に長ず【事蹟】長門萩の人、少にして肥前唐津近松禪寺（或はいふ近江三井寺の門前近松寺なりと）に入りて僧となる、幾干もなくして京都に上りて弟の家に寓し、還俗して一條家に仕へ、ほゞ有職故實に通ず、尋で致仕し、近松門左衞門と名乘り、歌舞伎狂言及び淨瑠璃の著作に從事す、延寶五年始めて、京都の歌舞伎芝居萬大夫座の作者となり、藤壺の怨靈、藤の花より忽ち大蛇と變ずる趣向を構へて、大に喝采を博し、門左衞門の名聲世に著はる、尋で淨瑠璃大夫井上播磨掾、宇治加賀掾等の爲めに淨瑠璃を作りしが、享保三年竹本儀大夫の爲めに出世景淸を著はすに及び、筆致頓に一變し、從來古淨瑠璃を摸倣せる作と雲泥の差ありて、淨瑠璃作者としての一生面を開きたり、元祿の末大阪に住し竹本座の作者となり、著述に從ふ、享保九年十一月廿一日大阪に歿す、年七十二、墓は寺町法妙寺と川邊郡久々智村廣濟寺との兩所に在りて、孰れか是なるを詳かにせず、法名阿耨院穆矣日一具足居士と號す、門左衞門著はす所の戯曲前後通じて百數十種、文章雄健にして詞藻富贍なるのみならず、人物の上下貴賤によりて、威儀の別より詞遣に至るまで詳細に注意し、描寫眞に迫り、神に入ると稱せらる、荻生徂徠嘗て曾根崎心中を讀みて「七ツの鐘が六ツ鳴りて殘る一つが今生の鐘の響の聞きおさめ」といふに至り、卷を擲つて、近松が妙文こゝに在り、他を問ふに及ばずと嘆賞し、靈元法皇は最明寺殿百人上臈の文中に「蝶の翼のおしろいをこぼして、梢には鶴の霜毛をぬきかくろ、雪は花より花多き」とあるを御覽じて、石曼卿の詩句なる「蝶遺二紛翼一輕難レ拾、鶴墜二霜毛一散未レ轉」を巧に譯したるに感じ、かかる才智を以て和歌を詠じなば、秀逸多かるべしと宣へりといふ【著書】女殺油地獄、天の網島、冥途の飛脚、曾根崎心中、丹波與作、心中重井筒、博多小女郎浪枕、歌念佛、關八州繫馬、出世景淸、國性爺合戰、曾我會稽山、雪女五枚羽子板、吉野都櫛等最著はる（藤井學士「近松門左衞門」）

チカラレウ　主稅寮　「シユセイレウ」を見よ

チギ　千木　【名義】大古の家屋に於て、屋蓋破風の上端の、交叉したる部分の稱、卽ち切棟作りの屋根の左右の端に用ひたる長き材にて、其本は、前後の軒より上りて、棟にて行き合はせ、組み交へ、其組目以上、其梢を其まゝ長く出して空を衝くものをいふ、其組目より下に椽と並び、又屋の妻にては檮風となる、また氷木（ヒギ）ともいひ、知疑、鎭木、知木などゝも書したり、肱木の略【起原沿革】大古卽ち神代の家屋は皆此制なり、古事記大國主尊國避の條に「於二底津石根一宮柱布斗斯理、於二高天原一氷木多迦斯理而治賜者云々」とあるを初見とす、爾來王朝時代の初期まで行はれしが、家屋の制發達するに及び自ら廢れ、只僅に神社にのみ其面影を存するに至りしが、千木は全く別物となりて破風と關係なく、棟上に設置する飾りとなりたり、また其梢の一角を殺ぐ事となり、之を片削（カタソギ）といへり、伊勢內宮なるは內角を削ぎ、外宮なる

（削片）

は外角を削ぎ、共に風穴を明けたり（古事記傳、東雅、建築辭彙、言海）

チギ　地祇　國神（クニツカミ）を見よ、

チキウラク　地久樂　【名義】高麗樂、雙調曲中の一、一名地久、又圓地樂と稱し、大曲に準ず、新樂中曲〇破拍子十一、急拍子十、舞者六人、番舞萬秋樂【起原沿革】作者傳來共に詳かならず、催馬樂の櫻人に合へりと云ふ、古今著聞集の註の一說に、大宮右大臣（俊家）殿上人の時、南殿の櫻盛なる頃、うへぶしよりいまだ裝束も改めずして、御階のもとまで獨り花を眺め、高欄によりて櫻人の曲を數反歌はれけるに、多政方、陣つとめて居合せければ、歌の聲を聞きて花の本に進み出で地久の破をつかうまつり、舞はてゝ入らんとするとき、俊家又櫻人をやめて蓑山をうたはれければ、政方又立ちかへりて同急を舞ひけるよし見えたり、體源抄には、公任卿、多政資として記したり（禮樂志、歌舞音樂略史）

チキカウ　直講　大學寮（ダイガクレウ）を見よ、

チキコサク　直小作　小作の一にて、田畑を質に入れ、地主直接に小作を爲すをいふ、小作證文年季は、質地年季に準ず（地方凡例錄）

チキサン　直參　（一）華族の僧の最勝講聽衆たる者を云ふ（釋家官班記）（二）江戶時代幕府に直隷せる萬石以下の士人、卽ち旗本御家人をいふ、將軍に直隷するを以て名付く、

チキソ　直訴　訴訟（ソセウ）を見よ、

チキトツ　直綴　僧衣の一種、上は衣（コロモ）の如くにして裳あれども、衣よりは少し短くして且細し、下に白の長袴を着す、海人藻芥に「絹直綴は貴賤共用之、道服者俗隱者用之」と見え、一說に、法印法眼法橋など著すとあり、江戶幕府の制は、僧錄にして法印法眼に叙せらるゝもの（醫師、繪師の如き）之を著したり、地質精好又は平絹、袖の下兩脇に襞（ヒダ）積あり、色黑、胸緒は組糸にして、法印は紫、法眼は白を用ふ（裝束集成、貞丈雜記、德川盛世錄）

チギヤウ　知行　（一）主配する事を云ひ、（二）後には土地を支配する事を云ふ、蓋し其地を知り行ふの義、（三）更に轉じて其土地を指すこと、爲れり、其地を領知とも領掌とも領地とも云ふ、（一）續紀天平神護二年正月の詔に、天下所二知行一とあるをアメノシタシロシメスと云ひ、萬葉集にも所知行をシロシメス、領の字をシラスと訓み、朝野群載永延三年五月廿八日の太政官符に、知二行諸務一とあるにて知るべし、（二）知行國の場合を古とす、年給によりて國を給はりたる國務を知行すとも、沙汰すとも云ひ、其國を知行國と云ふ、又給國領國分國とも云ふ、其國務を知行するより轉じたるなり、玉葉安元三年五月二十三日の條に、賴政朝臣知二行伊豆國一と見えたるにて知るべし、蓋し年給は桓武天皇の時より起りて、淸和醍醐天皇の頃より盛に行はれしを見れば、國務を知行すること、及び知行國の名は此頃より起りしものなるべし、是より後ち墾田莊園を領知するを知行と云ひ、其土地を知行地と云へり、人車記仁安元年九月廿九日の條に「參河志貴御庄下條知行由、大納言以二安藝守能盛一示給之」と見え、玉葉文治元年十二月廿八日の條に「傳聞、賴朝代官北條丸、今可レ謂二經房一云云、定二示重事等一歟、又聞件北條丸以下郎從等、相二分五畿山陰山陽南海西海諸國一、不レ論二庄公一、可レ充二催兵粮一、米（段別五升）非二啻兵粮之催一、惣以可レ知二行田地一云々」、吾妻鏡同年十二月廿一日の條に「於二諸國庄園下地一者、關東一向可レ令二領掌一給上云々」保元物語に爲朝が大島に渡りたる事をいへる條に「此島にして七島知行す」、源平盛衰記に「豐後國は刑部卿三位賴輔の知行にて、其子賴經國司代にて在國の間、三位追て云下し給ひければ云々」弘安八年四月四日伊勢光明寺舊記に「右件名畠者、自二父掃守吉光御手一處分給天知行處仁云々」などあるにて其一斑を知るべし、鎌倉時代以後莊園に本家領家ある場合には、本家は所當年貢を知行し、領家は下地を知行す、又一人にて兩方を知行することあり、是を一圓知行ともいふ、爾來單に知行といへる語は、動詞名詞の兩樣に用ひられたり、豐臣氏の時より各國の領主を封ずるに、知行高何萬石と云へる慣例により、江戶時代に及びても、また之と同じく、必ずしも領地の多寡に依らざりしと雖も、普通には萬石以下の領地を指して知行と云ひしが如し、卽ち旗本御家人並に諸藩士は多く其領地を知行所といひしも、大名にありては領地と唱へたり、但し全然稱せざるにあらざりしことは、當代記慶長十六年八月廿一日の條に「知行二萬石全湖水となる」と見えたるにて知らる、而して知行所を各人に割り行ふことを知行割といひ、知行高を記したる帳を知行帳といへり（台記、玉葉、東寺百合文書、武家名目抄、德川實紀）

（知行國）

チキロ　直廬　禁中にて大臣納言出仕の宿所を云ふ、後には專ら攝關の宿所をのみ云ふに至れり、西宮記に「宿所、大臣納言宿廬職曹司也、見二國史一也、大臣宿所、在二宜陽殿東庇一云々」三代實錄に「貞觀十三年四月十八日、太政大臣（良房）重抗レ表曰、陛下不レ許二臣就二私第一、賜二直廬於禁中一云々」とあるにて知るべし、

チクゴガハノタタカヒ　筑後川戰　【戰場】筑後川は筑前筑後を流るゝ九州第一の大河な

り、而して菊池少貳二氏の戰ひたるは今の御井郡味坂村の附近なるべし【起原沿革】菊池武光、征西將軍懷良親王を奉じて鎭西に在り、勢威大に振ふ、正平十三年(北朝延文四年)十一月兵五千を率ゐ、畠山國久を日向六笠城に討たんとす、會々大友氏時高崎城に據りて畔き、宇都宮宏知、肥田正員等亦之に應ず、武光、氏時等の能く爲すなきを知り、十四年三月先づ往きて國久の子重隆を三股城に襲うて之を拔く、國久懼れ、六笠城を捨てゝ重隆と共に遁る、武光軍を督して國に歸り、更に阿蘇惟時、少貳賴尙と兵を合して氏時を討たんとし、自ら五千餘騎を率ゐて豐後に向ふ、賴尙俄に變心して旗を太宰府に擧げ、惟時亦小國に據りて其後を遮らんとす、武光卽ち師を回へして惟時を敗り、七月懷良親王を奉じて賴尙を太宰府に襲ふ【經過】賴尙之を聞き、子忠資、姪賴泰等と六萬餘騎を率ゐ、杜渡を前に當てゝ、味坂庄に陣す、武光も亦兵八千に將とし、筑後川を隔てゝ對陣し、十九日手兵五千を提げ、川を渡りて之に迫る、賴尙戰はずして退くこと里許、大原に屯す、武光追擊して大原に到れば、敵已に徑路を鑿斷し、前に泥澤あり、輙く進むべからず、卽ち相持して戰はざること月餘、八月十日の夜半、子武政と精兵七千人を分ちて三隊とし、筑後川に沿ひ水聲に乘じて進ましめ、また壯士三百人を簡み、間道に由りて敵背を掩ひ、突喊して亂射せしむ、賴尙の軍兵大に震駭し隊伍擾亂、自ら鬪擊して死者相枕す、天明の後武政一千餘騎を率ゐて先發し、忠資及び稗將四人を斬る、武光の姪武信また殊死して奮鬪し、賴尙の子賴泰を生擒し、首を獲ること七百餘級、而して武信の兵死するもの亦三百に及ぶ、武光は懷良親王と共に三千餘騎を率ゐ、大呼して賴尙の中堅を突く、飛矢雨のごとし、親王身三創を被る、其他戰死するもの頗る多し、武光武政等聲を勵まして衆を督し、將士に先ちて奮力鏖戰し、遂に賴尙を敗る【結末】賴尙敗走して太宰府に退き、寶萬ヶ嶽に據る、此日の戰卯時に始まり酉の時に終る、賴尙の軍死するもの三千二百人、武光の軍死するもの又千八百人に及べり、故に武光は賴尙を追擊せず、兵を率ゐて肥後に歸る(大日本史、太平記、征西將軍宮譜)

チクゴノクニ　筑後國

【疆域】東は豐後、西は肥前、南は肥後、北は筑前、西南は海に至る、東西凡十一里、南北凡八里西海道に屬す、【形勢】山嶽東南に亘り、洪流西北を繞り、沿河迤南、土地平衍海灣に接す【起原沿革】古訓「ツクシノミチノシリ」ともいふ、上古筑前と一國にして筑紫と稱す、文武天皇の初年分ちて始めて本國を置く、後に國府を御井郡に定む、(今の府中驛)文治二年草野永平を守護となし、子孫山本郡吉木村、竹ノ城に居る建武中興少貳賴尙を國守に任じ守護に補す、足利尊氏の叛する賴尙首として之に屬す、正平の初、菊池武光賴尙を伐て之を破り、國の豪族草野黑木蒲池諸氏を降し、征西將軍懷良親王を高良山に奉じ、全國を併せ、阿蘇惟澄を國守となす、尊氏又國の豪族高橋光種(御原郡高橋に居る)を撿斷使となす、大內今川九州を定めし後、諸族更に探題澁川氏に隷す、澁川氏衰ふるに及で草野(山本郡)星野(生葉竹野二郡)黑木(上妻郡猫尾)高橋(御原郡)筑紫(御井郡)西牟田(三瀦郡)蒲池(山門下妻二郡)三池(三池郡)の諸氏等各郡邑に據り、或は大內氏に屬し、或は大友氏に附す、永祿七年大友義鎭大擧侵入して全國を併吞す、天正中島津氏と日向耳川に戰て敗績し、州豪離叛、大概龍造寺氏に歸す、俄にして島津氏勢日に强大、爲に侵奪せらる、豐臣氏西征本國を分て生葉竹野御原三郡を小早川隆景に加賜し、立花宗茂を柳河十三萬石に、毛利秀包を久留米三萬五千石、筑紫廣門を福島一萬八千石に封ず、關ヶ原役畢り、宗茂秀包廣門皆封を失ひ、田中吉政を全國に封じ柳河に治す、元和六年其子忠政卒し子無くして國除し、有馬豐氏を久留米二十萬石に封じ、再び柳河を宗茂に賜ひ(十一萬石)、其支封を三池とす(立花種次、文化中其裔種善陸奥下手渡に移り、明治の初其孫種恭に至り復封す)凡て三藩なり、明治維新皆廢して縣となし、又之を合併し、三瀦縣を置く、明治九年之を廢し、福岡縣の管轄に屬す【管郡】古より管郡の變遷左表の如し、詳しくは各郡の條參看すべし(地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽)

書紀	水沼	御井			的浮羽		上陽咩(カミツヤメ) 八女			御木
延喜式 和名抄	三瀦(ミムマ)	御井(ミヰ)	御原(ミハラ)	山本(ヤマモト)	竹野(タカノ)	生葉(イクハ)	上妻(カミツマ)(エ) 上妻(カムツマ)(ワ)	下妻(シモツマ)	山門(ヤマト)	三毛(ミケ)
拾芥抄	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
古圖 元祿圖 寛知集	同	三井 御井	三原 御原	山下(コ) 山本(ク、ケ)	同	生桑(コ) 生葉(ク、ケ)	同	同	同	三毛(コ、ク) 三池(ケ)
郡名考 天保郷帳	同(ミツマ(ク))	御井(ミイ(ク))	御原(ミハラ(ク))	山本(ヤマモト(ク))	同(タカノ(ク))	生葉(イクハ(ク))	同(カフツマ(ク))	同(シモツマ(ク))	同(ヤマト(グ))	三池(ミイケ(グ))
明治沿革 地誌提要 郡區編制	同	同	同	同	同(タケノ(チ))	同	同(カミツマ(チ))	同	同	同
新郡區編制	同	三井			浮羽		八女		同	同

チクサウチ　千種氏

姓は村上源氏、久我晴通の二男具堯より出づ、四男有能始めて千種と號す、官權大納言正二位に至り、貞享四年薨ず、子孫相繼ぎ明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(知譜拙記、系譜)

○有能—有維—有敬—有補—有政—有條—
—有功—有文—有任—有冬(後爲) 有梁

チクサノサキノダイジヤウダイジン　千種前太政大臣

久我通相(コガミチスケ)を見よ、

チクゼンノクニ　筑前國

【疆域】東は豐前、南は豐後筑後肥前、西は肥前及び海、北は海に至る、東西凡十八里、南北十七里、西海道に屬す、【形勢】東疆の連山南走して更に西北に趨く、沿海の地、岬嶴島嶼參錯相望む、曠衍の地少しと雖も、東南二大河あり【起原沿革】古訓「ツクシノミチノクチ」ともいふ、上古筑紫國と稱す、孝元天皇の皇子大彥命の裔國造となる、繼體天皇二十一年國造磐井叛し、物部麁鹿火を遣て之を誅す、齊明天皇西巡して朝倉(今上座郡須川村)を以て行宮となし、師を出して百濟を救ひ、唐と戰ふ、天皇行宮に崩ずるに及び師を班す、尋で太宰府を御笠郡に置き(今觀音寺村の西に府址あり、國府亦同郡に置く遺址未詳)九州を總轄せしむ、文武天皇の初年始めて本國を置く、壽永元年平氏安德天皇を奉じて來奔し、太宰府を以て行在所となす、國の豪族原田種直、平氏に從ひ功あり、國守に任ず、既にして平氏亡び、源賴朝、天野遠景を以て鎭西奉行となし、太宰府に鎭す、建久七年武藤資賴之に代り、太宰少貳に任じ、子孫職を襲ぎ、少貳を以て氏とし、御笠郡內山城に居り、本國及び豐前肥前壹岐對馬の事を管す、弘安四年蒙古大擧して入寇す、資賴の子資能西海諸將と共に拒戰し、疵を蒙りて卒す、既にして颶風大に作り、悉く蒙古の戰艦を覆沒す、五年北條時宗、同族爲時を以て筑紫探題となし、博多に鎭す、建武中興、少貳貞經(資能曾孫)大友菊池二氏と共に探題北條英時を滅す、貞經因て守護に補す、足利尊氏の叛する貞經首として之に應じ、菊池武敏と戰て敗死す、既にして尊氏來奔し九州響應す、尊氏貞經の子賴尙を守護に補し、一色範氏を留めて九州を鎭せしめ、又一色賴行仁木義長高橋光種を筑紫三檢斷とし、筑前筑後に居て賴尙と九州の事を協議せしむ、正平九年賴尙、足利直冬に應じて歸順し、菊池武光と共に範氏を攻て之を逐ふ、既にして賴尙復畔く、十四年武光之を討じて筑後川に戰ひ、大に之を破る、十六年賴尙終に奔て宗像大宮司氏重に依る、武光太宰府に入り、征西將軍を奉じて博多に鎭す、明年足利義詮其將斯波氏經を以て探題となし、西侵して豐後に入る、武光擊て之を卻く、建德二年足利義滿、其將今川貞世を探題となし、菊池氏を擊つ、九州の諸族多く之に應ず、文中元年武光太宰府を棄て肥後に歸る、貞世府に入り賴尙の子冬資の舊封を復す、冬資尋で貞世に殺され、弟賴澄立つ、應永の初貞世東歸し、澁川滿賴代て探題となり、移て肥前の綾部城に治す、永享五年賴澄の孫滿資復叛し、大內持世と戰て敗死し、二子嘉賴教賴對馬に奔る、文明元年教賴の子政資太宰府に入り、大內氏の戍兵を逐ひ、故地を復す、明應中大內義興、政資を攻て之を殺し、全國を併す、天文の末大內氏亡び、毛利元就大友氏と本國を爭ひ、兵連りて解けず、時に筑紫氏は御笠郡筑紫城、原田氏は怡土郡高祖城、秋月氏は夜須郡秋月城、宗像大宮司は宗像郡に據り、各統屬せず、後ち大友氏擊て之を降し、或は之を滅して遂に全國を併せ、立花宗茂を糟屋郡立花城に置き之を鎭せしむ、天正十四年島津氏九州を荐食するに及び、立花城獨り降らず、豐臣氏西征し、宗茂を筑後柳河に移し、小早川隆景に全國を賜ひ、糟屋郡名島に治す、關ヶ原役畢り、德川氏隆景の嗣秀秋を備前に徙し、黑田孝高を全國に封じ福岡に城き、世襲す、其支封を秋月(黑田長興)直方(黑田高政享保五年封絕)とす、明治維新改て福岡秋月二縣となし、尋で秋月縣を廢し福岡縣に併す【管郡】古より管郡の變遷左表の如し、尙は詳しくは各郡の條參看すべし(地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽)

六國史 古書 風土記(フ)	島(續)	伊蘇(紀) 伊都(紀) 伊覩(紀) 伊土(釋) 怡斗(古)		儺(紀)		
延喜式 和名抄	志麻(シマ)(エ) 志摩(ワ)	怡土(イト)	早良(ハヤラ)	那珂(ナカ)(エ) 那珂 西漢(ワ)	席田(ムシロタ)	御笠(ミカサ)
拾芥抄	志摩	同	同	那珂	同	同
古圖 元祿圖 寛知集	同(コ、ケ)	同	同	那珂(コ) 那賀(ク)	同(コ、ケ)	同(コ、ケ)
郡名考 天保郷帳	同	同	同(サワラ(ク))	那賀(ク) 那珂(こ)	同	同
明治沿革 地誌提要 郡區編制	同	同	同(サハラ(チ))	同(ナカ(チ))	同	同
新郡區編制	糸島		同	筑紫		

	糟屋（カス ヤ）	糟柏糟屋（カス ヤ）	谷糟屋（ク ヤ）	夜須（エ）夜須東西（ヤス ヤス シャウク シャウク）	安（ヤス）夜須（エ）夜須西（ヤス シャウク）	朝倉	穂波（ホ ナミ）	鎌（カマ）嘉麻（ヤ）	胸肩形（ムナカタ）	岡（オカ）場（バ）道（ミチ）
	同	同	同	同	同	下座（シモツアサクラ）同（グザ）	同	同	宗像（ムナカタ）	河（カハ）原（ラ）賀（カ）
	同	同	同	同	同	上座（カミツアサクラ）同	穂波	嘉麻	同	同
	同	同	同	同	同	同（グザ）	同	嘉麻	同	同
	同	同	同	同	同	同（ジャウザ）	穂波	嘉麻	同	同
	同	同	同	同	同	同（グザ）	同	嘉麻	同	同
	同	同	同	同	同	朝倉	嘉穂		同	同

チクラオキド 千座置戸　太古、犯罪の人に罪を贖はしむる爲めに科する祓物を云ふ、千は其數の多きを云ひ、座置は祓物を据ゑ置く座（クラ）にても何にてもあるべし）を云ひ、戸は座置に置く祓具を指して云ふ、犯罪の輕重によりて祓の輕重あり、從つて又祓具の多少あるなり以て千と添て云へるなり、祝詞大祓詞、罪を天照大神に得給ひし時、科するに千座置戸を以てし、其髮及び手足の爪を抜きて罪を贖はしめ、根の國に逐はしめられたり（書紀、古事記傳）

チクリン井 竹林院　西園寺公衡（サイヲンジキンヒラ）を見よ、

チゲ 地下　地下人（ヂゲニン）を見よ、

チケイ 笞刑　名義　王朝時代の刑名、笞を以て罪人の臀を打つを云ふ　沿革　孝德天皇の朝、大化二年に、東國の朝集使に下せる詔の中に、官勢に因りて公私の物を取るを禁じ、もし犯せば、主典以下は笞杖に決すべしとあるを初見とす、されど元よりに及び、其制始めて定まる、その規定によれば、笞の數は十より五十に至るの五等ありて、一等毎に十を加ふ、杖、徒、流、死の諸刑と共に、五刑又は五罪と稱す、在京諸司の人、笞罪を犯す時は當司にて決し、衛府罪人を捕へたる時、京に貫屬せざる者は、刑部省に送り、京に貫屬せざる者は京職に送り、京及位階を持みて、故らに憲法に違ふ者あれば、六位已下及び勳七等以下の內外の官人は、長官次官決笞す、諸國にては郡にて決し、兵士は團毅にて決す、江戸時代の刑にて之に類するものを敲とす（タタキ）叁考（サンカウ）杖刑との區別）孝德紀に笞をホソキズメエ、杖をフトキズメエと訓ぜり、楚器に大小の別あるを知べし、而して打笞する數は十より五十に至り、打杖する數は六十より百に至る、されば兩者の異なるは、器の大小と、數の多少とにあれどそのものとす（書紀、古事類苑法律部）

チゲニン 地下人　昇殿を聽されぬ人を云ふ、殿上人に對しての名、單に地下とも云ふ、又殿上人をも「ヘビト」と云ふに對して「シモビト」とも云ふ、もとは材能により官職により昇殿を聽され、公卿にても昇殿せざる人ありき、これを地下公卿とも、地下上達部とも云ふ、後世家格一定して堂上地下と別るゝに至る、この地下の家を地下の諸大夫と云ふ、又四位の人は通例殿上人になる例なるに、昇殿を聽されぬ人を四位の諸大夫と云ふ（禁祕抄、有職小說、羽倉考）

チコ 知庫　庫頭（コチカ）を見よ、

チゴク 地獄　佛教に說く所の六道の一、六道は地獄、餓鬼、畜生、修羅、人間、天上なり、地獄は梵語に那落迦（ナラカ）（略して奈落）とも、泥黎耶（ナイリヤ）、泥犂迦（略して泥利）とも云ふ、毘婆娑論に「彼諸有情無悅無愛無味無利無喜樂、故名那洛迦」とあり、大藏法數に「此處在地之下銕圍山間、有二九寒八熱等獄、卽造二作極重惡業衆生、墜於此道、故名二地獄一」とあり、正法念經、智度論、瑜伽論等に八大地獄を詳說せり、卽ち一に等活、二に黑繩、三に衆合、四に叫喚、五に大叫喚、六に焦熱、七に大焦熱、八に無間なり、等活地獄は地下一千由旬に在りて、廣さ一萬由旬なり、黑繩地獄等順次に其下に在り、第八無間地獄は、一に阿鼻地獄と云ひ、地の最下に在りて、最重の罪人の墮ちて苦患を受くる所なり、廣さ八萬由旬にして、七重の銕城銕網を圍繞し、四門の外に十六の別所あり、各々獄卒牛頭馬頭あり、罪人を呵責し、罪人が號泣の聲二萬五千由旬に聞ゆとあり、我國には佛教の傳來に伴ひて地獄のことも傳はりたるも、平安朝の中葉以後、淨土教の漸く興るに從ひ、其說大に行はれ、宮中の恒例法會の一なる佛名會には、地獄繪の屏風を立てゝ罪障懺悔をなしたり（アヅミヤウエ參看）寬和二年源信往生要集を作り、書中地獄のことを詳說してより、益人心を感化したり（大藏法數、諸經要集、往生要集、三界義、公事根源）

チコクテンワウ 持國天王（治國天王）　佛經にて四天王の一、梵語に提頭賴吒又は提多羅吒と云ふ、持國と譯す、又安民とも譯す、東方の主にて東州を守護す、故に東方天と云ふ、乾闥婆（ケンダッバ）、富單那（或は毗舍闍）を領す、須彌山の半、第四層の東黃金埵に住す、身赤色、左手を下に垂れ、右手に刀を持し、種々の天衣を以て嚴飾す、或は云ふ、左手に刀を持し、右手を腰に押すと（翻譯名義集、尊容抄、佛敎いろは辭典、佛語解釋）

チゴクヘンノビヤウブ 地獄變屏風　內裏の調度なる屏風の一種、地獄の繪を畫きたるものなり、また地獄變相の屏風ともいふ、是は十二月晦日御佛名の時に立つるなり、建武年中行事に、御佛名、十九日より三日なれど、今は大やう一夜なり、御帳の中に本尊をかけて、南のかべのまに、又南北に机をたてて、佛像塔形を置、佛前に香花などを備ふ、二ふくかけたり、庸に地獄變の御屏風をたつ、いまの世は、大宋の屏風なり、地ごくへん見えず」とあり、

チサイ 致齋　「マイミ」を見よ、

チザイ 笞罪　笞刑（チケイ）を見よ、

チザウ 知藏　藏主（ザウス）を見よ、

チザウボサツ 地藏菩薩　佛經にて菩薩の一、切利天に在りて、釋迦如來の附屬を受け、身を六道に分て、一切衆生を濟度せる菩薩を云ふ、又持地菩薩とも、無邊心菩薩とも云へり、梵語に枳師帝揭婆（一に乞叉底婆婆に作る）密號を悲願金剛とも、悲慾金剛とも、與願金剛ともいひ、置言を呵毗曳摩婆毘訶々々唵と云ふ、形像に關しては、地藏菩薩儀軌に「作二聲聞形像一、著二袈裟一、端嚴二左肩一、左手持二盈華形一、右手施無畏、令レ坐二蓮華一、右手如レ先、（施無畏印）令レ坐二九品蓮臺一」とあり、是等の形像阿婆縛鈔に見ゆ、八大菩薩曼荼羅經に「地藏菩薩頭冠二環珞一、面貌熙怡、寂靜寡二念一切有情一、左手安二寶下一、右手覆令二掌向一下、大指捻二頭指一、作二施願一、右手安二寶下一、拓鉢、右手覆令二掌向一下、大指捻二頭指一、作二慰安一切有情相一」とあり、此形像は肇源抄に見ゆ、釋清潭師は、拓鉢は拓琢の誤りにあらざるかと云へり、空海の祕藏記には「地藏菩薩白肉色、左手執二蓮華一、上幢幡、右手持二寶珠一」とあり、法隆寺聖靈院の地藏は左手に寶珠を持ち、矢田の念佛院、太秦の廣隆寺の地藏は持物なく、矢田の念佛院は左手に寶珠を持ち、右手に施無畏印を結べり、是れ皆正式の形像なり、然るに後世偽經なる延命地藏經行はれ、初めて錫杖を持てる形像あり、是れ又偽經なる地藏十王經に基づきて、閻魔王、泰山王、平等王、都市王、五官王、變成王、太山王、平正王、卞城王生寺の地藏なり、左手寶珠を持ち、右手錫杖を持てり、後世童子を拖げる形像等に至りては、全く俗說に出でたるものなり、此の如くにして地藏に種々の形像出で、六地藏の稱あり、卽ち預天賀（左に如意を持ち、右手は說法印）放光王（左に幢幡を持ち、右手は施無畏印）金剛願（左に錫杖を持ち、右手は引攝印）金剛寶（左に寶珠を持ち、右手は甘露印）金剛願（左に開蓮華を持ち、右手は成辨印）にして、六道を分擔濟度すと云へり、又勝軍地藏あり、佛敎の說に見えざるも、古く我國に尊崇せられたり、（尊容抄、佛敎いろは辭典、佛語解釋）

チシ 致仕　官を辭して位を辭せざるを云ふ、禮記に「七十致仕」と見えたり、

チジ 知事　禪宗の役僧、寺中に在て衆事を檢校する事を掌る、知は主なり司なり、卽ち事に主たるものを云ふ、故に又執事とも云ふ、僧史略に「按二西域知事僧一、總曰二羯磨陀那一、譯爲二知事一、亦曰二悅衆一、謂レ知二其事一、悅二其衆一也、禮二其佛世一、飮水銚衆於靈鷲、身子在レ事於竹林一及晉譯雜年甫十六、已證二應眞一、其後念レ身不二牢固一、請爲二僧知事一」とあり、又禪堂列位の東序を知事と云ふ、內に都監寺、維那、副寺、典座、直歲の諸役あり（禪林象器箋）

チシ 地子　名義　租稅の一、公田及び官田を民に賃與して、これに對して納めしめたる賃租をいふ、令義解に、公田は乘田なり、賃租とは、乘田は一年を限りて賃り、春時直を取るを賃と爲し、人に與へて佃らしめ、秋に至て稻を輸さしむるを租となす、卽ち今の所謂地子なりとあり、後世其法廢頽して、都府市街等に課して錢を納めしむ、之を地子錢といへり、なほ此外田宅園林に課して錢を納めしむるあり、田地子、畑地子、林地子、屋地子、車宿地子、加地子等の名目あり、古き時代のとは全く異にして、一種の雜稅となりたり　起源沿革　大寶令制定の時、凡諸國の公田は、皆國司鄕土の沽價に隨て賃租せよ、其價は、太政官に奏り以て雜用に宛よと定め、賃租田は各一年を限り、園はまゝに賃租し、及び賓れ、皆須く所部の官司を經て申牒し、然る後聽るすべしと爲す、元正天皇養老三年九月、天下の民戶に、陸田一町以上二十町以下を給ひ、地子を輸せしむること、段に粟三升と詔す、桓武天皇延曆十五年十二月、陸奧國丈田の地子、自今以後即ち、稻廿束に准じて輸せしむ、嵯峨天皇弘仁格式の時、上田一段の地

于十束、中田一段八束、下田一段六束、下々田一段三束と、田品に據りて地子を定む、文德天皇嘉祥三年四月、租稅の未納は免除すと雖も、地子の未納は免す限にあらずと頒布す、清和天皇貞觀十七年八月、紀戸田を顯申したる人は、三箇年間半地子を免じ、其地を耕食せしむべき事を宣ふ、醍醐天皇延喜の時、諸國の地子交易の絹、綿、調布、商布、蹴納等の價數及び諸國例進の地子雜物を定む、主稅式に、凡そ五畿內伊賀等の國の地子は、正稅混合す、其陸奥は、鎭狄兵の糧に充て、出羽は狄の繰、太宰所管の諸國は、對馬鳴司の公廨に充るの外、輕貨に交易して、太政官の厨に送る、自餘諸國交易して送るまた同じとあり、又同式に、凡公田の雜稻上田は五百束、中田は四百束、下田は三百束、下々田は一百五十束、地子は、各田品に依て五分一を輸せしむ、若し國內の輸する所を總計して十分の九に滿たざれば、勘出して塡せしむ、但不堪佃田は十分の二を除くことを聽す、其租一段に穀一斗五升、町別に一石五斗、皆營人をして之を輸せしむとあり、而して一町を以て之を計るが故に、弘仁式の時と同率となるなり、今地子田四等の品位に就きて表示すれば、左の如し（比例五分の一なり）

田地	穫稻 春米	地子 春米
上田一町	五〇〇 二五（東一〇〇 五（東名	
中田一町	四〇〇 二〇	八〇 四
下田一町	三〇〇 一五	六〇 三
下々田一町	一五〇 七、五	三〇 一、五

（地子帳）是時に當つて其法最も備はる、而して地子の事を記したる帳簿を地子帳と稱したり、延喜式によれば、諸國より三通を送りて、一通は主稅寮に、一通は主計寮に、一通は官厨に送り、詳細に田の上中下及び損益を錄し、正稅帳使に附して納附する制なりき、下りて中古以來、時勢の變遷に隨て其法廢頽し、市地に課するものあり、神領に徵するものあり、安德天皇壽永元年八月、源頼朝鎌岡の僧禪寂の在家役及びその參島の地子を免す、而してまた一定の制なし、室町時代以後、多く都府市街の地に課ぜり、後奈良天皇天文八年、足利義晴、三箇寺地子錢の未進を催促し、又同二十年足利義輝、洛中の地子錢を徵收せしむ、天正元年七月、織田信長京中の地子錢永代之を赦免す、江戸時代、元和年中、長崎の海頭を埋め、四十町高、八百三十四石の地を擡て、地子銀を徵收す、爾後長崎於て地子徵收の事屢々見えたり（大日本租稅

チジン 地神 國神（クニツカミ）を見よ、

チジンゴダイ 地神五代 天照大神、正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊、天津彦火瓊々杵尊、彦火々出見尊、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊をいふ、按ずるに、此稱呼は、釋日本紀に見えたるをはじめとして、皇代記、水鏡、源平盛衰記、古今著聞集、承久軍物語等に見えたり、されど其稱の當らざる事は、本居宣長の古事記傳に、地神とは、後の五代に至て此國土なる神を、天神に對して云ふ、されど之の名違へり、天照大御神は高天原を知看て、天神なること更なり、次に天之忍穗耳命、日子番能邇々藝命も高天原に成ませる天神なり、穗々手見命、鵜葺草葺不合命は此國土に生坐て國土に坐せしかば、天神とは申さず、されど地神と稱すべきなり、皇孫とも天孫とも云ふ、かゝれば地神五代と申は返々當らぬ妄稱なり」とあるにて知るべきなり、

チ・シヤク井ン 智積院 名所 山城國京都東山にある新義眞言宗、智山派の本山○本尊不動明王 沿革 新義眞言宗の元は紀伊根來山大傳法院に屬し、同地に在り、一山の學頭職なりしも、天正十三年三月、豐臣秀吉織田信長の命により大傳法院を攻め、諸堂を燒拂ひたりしかば、智積院の住持玄宥、難を避けて諸所に流寓し、後ち山城國北野に留まりて宗風を弘通す、慶長元年二月、勅して僧正に任ぜらる、德川家康深く歸依し、同五年豐國明神附屬の堂宇器具等を寄附す、次に寺領二百石を寄附す、玄宥右寺院の一部を講堂となし、僧坊等を建立し、智積院中興第一世となる、同十八年四月、家康智積院法度を與へて一本山とす、元和元年家康三百石を加增し、同五年祚雲禪院並に豐國明神附屬の堂宇器具等を寄附す、是に於て結構完備し、壯觀を極めたり、寬文の頃住持運敞學德共に高く大に宗風を興隆す、天和二年七月方丈客殿等火災に罹り、尊て東福門院の舊殿を賜ひて再建す、卽ち今の講堂なり、明治三年勸學院燒失し、同十四年に全堂燒失し、尊て再建し、今日に至れり（智山通志、新義眞言宗史、山城名勝志、平安通志、京華要誌）

チ・シヤク井ン 治承 名稱 高倉天皇御宇の年號、安元三年八月四日、大極殿の火災及び天災に因て改元す、四年を經て安德天皇養和と改む 出典 河圖挺佐輔云、治ニ欽明文德治ニ承天祚一とあるに據る、文章博士菅美作權助藤原光範勘申す（國朝年號譜）

チ・シヨウコクシ 智勝國師 紹喜（セウキ）を見よ、

チ・シヨウダイシ 智證大師 圓珍（エンチン）を見よ、

チセツダイ・シヤウグン 持節大將軍 節刀を賜はりて一軍を率ゐる大將軍をいふ、また持節將軍、持節大使とも見えたり、續紀養老四年三月の條に「以ニ中納言正四位下大伴宿禰旅人一爲ニ征隼人持節大將軍一」とあり、また六月の條にも「遣ニ持節將軍正四位下中納言兼中務卿大伴宿禰旅人一、誄ニ罰其罪一」とあるを初見とす、なほ同書天平九年三月の條に、持節大使從三位藤原朝臣麻呂、寶龜十一年六月の條に、陸奥持節副將軍大伴宿禰益立、同九月の條に、持節征東大使藤原朝臣小黑麻呂等見えたり、蓋し出征の將軍には必ず節刀を授くること我國の制度なるを、持節大將軍と、殊に名を負はせて稱したるは、當時節刀の制定まりてより遠からざるが故なるべし、されば此稱養老神龜の際にのみ見えて、其後史に見ゆることなきは、將軍は節を持すること普通なるを以て、別に特筆するの必要を認めざるが故なり、而して其職務及び部屬の如きは、將軍の條に述べたれば、就きて見るべし、倘「セツタウ」參看（武家名目抄）

チリク井ン 智足院 近衛道經（コノエミチツネ）を見よ、

チダジヤウクワンジ 知太政官事 太政大臣（ダイジヤウダイジン）を見よ、

チチフサンジフサンシヨクワンオン 秩父三十三所觀音 「サンジフサンショクワンオン」を見よ、

チチフノコホリ 秩父郡 所在 武藏國 起源 國造本紀に、「瑞籬朝世、八意思金神十世孫知々夫彦命定ニ鴨國造一」と見ゆ 沿革 舊事記知々夫に作り、延喜式秩父に作る、以後之に從ふ、和名抄に巨濟、上野、丹田、中村、餘戸等の鄕あり、郡名考「チヽブ」と稱し、地誌提要又「チヽブ」と唱ふ、今此唱に仍る（郡名異同一覽、國郡沿革考）

チツキヨ 執當 鄕及び士人の閭刑、室に盤伏して謹愼するをいふ 起源 沿革 警居のことは早く鎌倉時代より見えたれど、唯自宅に警居し居るの義にて、元より刑名にはあらず、室町時代に至りやゝ刑の性質を帶びたれども、亦正格に刑と稱しがたし、江戸時代に及びて、はじめて刑名となる 種類 警居の外、永警居と稱するあり、

チデン 知殿 禪宗の役僧、佛殿の事を掌る、卽ち殿堂の香燈、塵埃を拂拭し、凡案を淸潔する類なり、又殿主とも云ふ（勅修淸規、禪苑淸規、禪林象器箋）

チトウシヨク 地頭職 職掌 京都を警衛し、國亂を鎭定し、兼て專ら土地を管掌し、租稅課役を徵收し、定例の租額を本家領家に納め、又守護の點定に應じ、京都大番役を勤め、部內に盜賊兇徒あれば守護に交付する事を掌る 名稱 兩說あり、續古事談武家名目抄、地頭名義考は、唐書食貨志に、課反ありて、卒爾に兵を集むる時、兵額來の爲めに諸國郡より徵收せしを地頭錢と云へるより出づとなす、守護地頭考は之を誤りとし、畢竟私領支配人の事なれば、必しも異朝の書を調査して名づけたるにあらず、庄長庄司地主等と同例にて、土地の頭人と云へる意にて頭人の義にあらずと云へり 地頭 其始め詳ならず、武家名目抄に、一條三條兩帝の頃より起りしならんと云へど、確證なし、河內國小松寺緣起、保延三年五年の勸進奉加帳に、高宮鄕地頭代宗延喜三年新補地頭の制五條を定め、貞永元年更に七條を制す、中葉以降は、率れ其職を擧げず、徒に俸祿を收めて、或は子弟婿女に讓與し、又は寺社に寄附す、甚しきは抵當賣買を爲すに至れり、官も亦、擧げて以て公廨將士に賜ひ、全く領地と云ふ者になれり、然れども貞和二年十二月の令に、凡そ領主たる者、山賊海賊と交通するを知らば、直ちに地頭職を改補す、其寺社、若くは公廨の采地に係らば、奏聞を經て後に補すとあり、猶少しく舊儀を存せるなり、貞治二年四月、延曆寺の僧徒、神輿を動座し、敬訴に及ばんとす、將軍夢想の告あるに怖れ、近江國阿田

古莊園を管掌する者を庄長庄領庄司庄園と稱し、私に置きし者と同じ、其後平氏勢を得るに及びて、莊園に地頭を補置し、莊園の所務を取扱はしむ、源頼朝又兵を擧げ、國々を鎭定するに隨ひ、家人有功者の本領を安堵し、新恩を施すに多く地頭の名義を以てす、壽永元年三月、山田重澄を一村地頭職に、同六月五日に熊谷直實を熊谷鄕地頭職に補せしを初めとし、其後屢々見えたり、文治元年十一月、後白河院廳より、源行家を四國地頭に、義經を九州地頭に補せり、尋で十一月廿八日、諸國平均に守護地頭を補任せん事を奏請す、廿九日勅許あり、是れ全國一般に地頭を置く始めなり、蓋し義經逃亡せしを以て之を捕へ、奸亂に備ふるを名とし、土地兵馬の大權を得んと欲するなり 沿革 一般設置の後、諸國地頭乃貢を抑へ所務を煩はし、領家の訴多かりしを以て、六月二十一日頼朝遂に沒官領を除く外、近畿諸國守護地頭等を停む、承久の役、勳功の將士を地頭に補す、是を新補地頭と稱し、以前の地頭を本補地頭と稱す、大略顚倒あらざれば、改補せざる例にして、子孫に讓與し、寡婦に分付し、世襲するに至れり、寬喜三年新補地頭の制五條を定め、貞永元年更に七條を制す、中葉以降は、率れ其職を擧げず、徒に俸祿を收めて、或は子弟婿女に讓與し、又は寺社に寄附す、甚しきは抵當賣買を爲すに至れり、官も亦、擧げて以て公廨將士に賜ひ、全く領地と云ふ者になれり、然れども貞和二年十二月の令に、凡そ領主たる者、山賊海賊と交通するを知らば、直ちに地頭職を改補す、其寺社、若くは公廨の采地に係らば、奏聞を經て後に補すとあり、猶少しく舊儀を存せるなり、貞治二年四月、延曆寺の僧徒、神輿を動座し、敬訴に及ばんとす、將軍夢想の告あるに怖れ、近江國阿田

郷の地頭職を、日吉十禪師の社に、同國桐原郷內得樂名の地頭職を、根本中堂に寄附せるに至りては、領地と異なることなし、又他領を押領する等の非擧ありしことも、守護に同じ、應仁以後は、所領を失ひ、守護の家人となりしも有りたれど、天文弘治の際迄は、猶多く存せり、織田豐臣の時に至りては、國內の武士、總て領主の家人となりしかば、地頭の稱は旗本に祗候する、一郷一村の主にのみ殘り、江戶時代まで其習なりき **得分** 本補地頭は加徵米段別五升を與へしもの、土地卽ち給田畠を給したるもの、領家と所當を分ちたるもの、山手河手以下雜物を分取したる者あり、所當山手河手を分ちし者は、地頭は多く三分一を取りしが如し、新補地頭は、貞應二年六月宣旨を下して、新補地頭の得分は、十町毎に一町の免田と、段別五升の加徵米を充つべきよし定めらる、又山手河手以下雜物は領家と折半す、永仁元年五月本補地頭も新補と同じく折半を許され、新本共に同一待遇を受くるに至る、猶委しき事は史學雜誌の地頭得分に就ての論を見るべし **種類** 本補地頭、古來相傳のもの、及び賴朝以來承久以前地頭に補せられしものを云ふ、新補地頭、承久以後新恩の輩を云ふ、又總領地頭あり、此他幕府の御家人のみならず、社頭地頭職、堂上の妻女の地頭職、伶人地頭職、僧侶地頭職、比丘尼地頭職、幕府後房の仕女の地頭職などあり○また地頭代あり、地頭職の代官にして主家の領地に在住し、地頭の爲すべきことを執行す、眼代ともいふ、或は直ちに代官とも稱したることあり、國司の目代、守護の守護代のごとし（吾妻鏡、貞永式目、新篇追加、建武式目、同追加、武家名目抄、地頭名義考、守護地頭考、官制沿革畧史、兵粮米考）

チトウテンワウ 持統天皇 **名號** 御名は鸕野讃良皇女、御稱號を高天原廣野姬尊と云ふ **系統** 天智天皇の第二皇女、母は蘇我遠智娘、初め天武天皇の皇后なり、第四十一代の天皇 **事蹟** 齊明天皇三年大海人皇子の妃となる、天智天皇四年十月、皇子に從うて吉野に入りしが、尋で皇子の兵を擧ぐるに及び、常に謀議に與る、既にして弘文天皇崩じ、皇子位に卽く、これを天武天皇と爲す、此年立ちて皇后となり、政事に參與して毗輔する所頗る多し、朱鳥元年天武天皇崩じ、皇太子草壁親王未だ幼弱なり、此時に當り近江朝廷の餘類尙ほ存じ、加ふるに天武の諸皇子相和せずして、物情穩ならざるを以て、皇后朝に臨みて制を稱し賜へり、（此年を持統天皇の元年とす）三年皇太子薨じたるを以て、群臣の請により、四年正月始めて位に卽く、十一年位を文武天皇に讓り、稱して太上天皇といふ、太上天皇の號此に始まる、大寶二年十二月二十二日崩ず、壽五十八、大和國高市郡高市村大字野口なる檜隈大內陵に葬る、天皇人となり深沈にして大度あり、節儉にして禮を好み、母儀の德に富ませ給へり（大日本史、陵墓一覽）また百人一首に入りたる「春すぎて夏來にけらし白妙の衣ほすてふあまのかぐやま」の御製は、新古今集に題しらずとして收めたるものなれども、此歌早く萬葉集にも出づ、「春過ぎて夏來るらし白妙の衣ほしたり天の香山」とありて、やゝ異なる處あり、これ新古今を撰したる時訂正したるものか、又は傳へ誤りてかくなりたるものか詳かならず、

チトクヰン 智德院 一條昭良（イチデウアキヨシ）を見よ、

チヌシシヨク 地主職 王朝時代、中葉以降莊園の地主たるものを云ふ、卽ち其土地一圓の所有者なり、吾妻鏡文治五年十二月十二日の條に、周防國島末庄地主職の事見えたり、

チヌシノカミ 地主神 **名義** 其土地を主領する神をいふ、また「ヂシユノカミ」とも「トコヌシノカミ」とも云ふ **起原** 古語拾遺に、大國主尊を大地主神といへるは、現神を指したるなれど、神社もしくは佛寺に就きて考ふるに、神名祕書に「興玉神（五十鈴河上地主也）（中略）衢神猿田彥大神是也、舊記云、衢神孫大田命、是土公氏遠祖神、五十鈴宮處之地主神是也」とあるは、神社地主神の始めなり、多武峯略記に「右當寺地主者、藤門大祖大織冠聖靈也」とあるは、寺院地主神の初見なり、然るに中世以降別に社祠もしくは寺院を建立する時、舊より其地に鎭座せる神を以て地主神といひ、また新に神社を創設して、之を其地の地主神と稱することあり、なほ日吉社神道祕密記には、地主大明神、地主權現等の名目も見えたり（古事類苑神祇部）

チノワ 茅輪 祓の具の一、藁にて作り、茅を心とし、紙にて纏めたるものを束ねたる輪をいふ、內侍所にて調進したるものは茅のみなりといへり、神祇提要によれば、徑六尺四寸とあり、按ずるに備後風土記に、武塔神が蘇民將來及其婦及び女を除き、其他の部族を殺したる後、吾は速須佐雄男也、後世疫氣ある時、蘇民將來之子孫と云ひて、茅輪を腰に着くる時は其災を免ると宣ひしこと見えしは、其始めなるべし、なほこれによれば、上古には腰に着けたるものなるべし、後世は此輪を越ゆることゝなりたり（釋日本紀、古事類苑神祇部）

チバウヂ 千葉氏 姓は桓武平氏、良文の二子陸奧守忠賴に出づ、忠賴、忠常を生む、後一條天皇の時叛を謀りて誅に伏す、其子常將、下總千葉郡に徙居し、因て氏とす、四世常重の子常胤、源賴朝に

從ひ最も禮遇せられ、千葉氏始めて興る、常胤、六子胤正、師常、胤盛、胤信、胤道、胤賴を生む、胤正より後、其本宗世々上總介に任じ、千葉介と稱す、支派蔓延して衰へず、胤正五世の孫宗胤、建武中勤王節に死す、而して宗族多く足利氏に屬す、宗胤の子胤貞、懷良親王に從ひ、鎭西に赴きて大隅守となる、子孫留りて肥前に居り、世々著はる、天正十八年俊胤小田原北條氏に屬し、豐臣氏の爲めに其國を奪はる、（吾妻鏡、尊卑分脈、千葉大系圖、氏族志）

- ○忠賴—忠常—常將—常長—常兼—常重—常胤—
- 胤正—成胤—胤綱—時胤—賴胤—宗胤—貞胤
- 氏胤—滿胤—兼胤—胤宣—胤將
- 兼胤—賢胤—實胤—守胤
- 康胤—孝胤—勝胤—昌胤—利胤—親胤
- 富胤—良胤—常胤—和胤
- 富胤—邦胤—俊胤—重胤—安胤
- 惟胤—胤利—胤宗—胤村
- 宗胤（肥前千葉祖）—胤貞—胤高
- 胤繼—胤朝—與常—嘉胤—胤賴—胤誠
- 高胤
- 胤連
- 胤親—光胤—胤眞—胤榮

チバジヤウ 千葉城 **所在** 下總國千葉郡千葉町猪鼻臺に舊址あり **起原沿革** 創建の年代詳かならず、古より千葉郡千葉鄕に隷す、承平年中高望王の子良兼下總介に任ず、後ち上總介忠賴の子忠常陸の介に任ず、子常將任を襲ぎ、始て千葉城に居る、一に猪鼻城と稱す、世々其治所と爲す、常胤が源賴朝に屬し、本國の守護となり居住せしも此城なり、後十九世孝胤に至り、佐倉に移りしを以て、本城遂に廢するに至りしものか、天文年中此地里見氏の所轄に歸す、天正十八年德川氏の有となり、爾來五十二年間、領主代官等の姓氏詳かならず、寬永十九年堀田正盛の領となりしより後、佐倉城主の管する所となる（千葉町誌料）

チバツネタネ 千葉常胤 **系統** 平常重の長子 **事蹟** 代々下總千葉郡に居し、豪族たり、源賴朝の兵を擧ぐるや、安達盛長を遣はして常胤を誘ふ、常胤之に應じ、平氏置く所の目代を斬り、三百餘騎を帥ゐ、賴朝に下總國府に謁す、賴朝大に喜び、延いて坐右に置き、且つ曰く、自今以後卿を見ること當に父の如くなるべしと、款接する事甚厚し、壽永三年源範賴に從うて木曾義仲を討ち、又平氏を西海に攻め、並に殊功あり、此時に當り常胤老將として威望尤も著はる、賴朝、範賴に命じ、特に之を尊禮せしむ、尋で功を以て下總三崎を增食す、三年在京武士等所在を擾し群盜充斥せるを以て、下河邊行平と共に賴朝の拔擢する所となり、命を奉じて京都に赴き、警衞の任に當る、都下はじめて肅淸たり、九年賴朝、藤原泰衡を征するに及び、亦之に從ふ、建久元年賴朝の京都に朝するや、後隊として供奉し、幾干もなくして從五位下に叙す、建仁元年卒す、年八十四、はじめ賴朝の兵を起せる時、常胤族を擧げて之を輔け、累りに戰功を立て、力を展べ忠を竭す、諸將能く及ぶものなし、賴朝深く信倚し、軍機巨細となく諮決せざるなく、眷遇終始衰へず、故を以て亦衆の推服する所となる（大日本史）

チバノコホリ 千葉郡 **所在** 下總國 **起原** 國郡制定の際之を置きしものなるべし **郷名** 延喜式千葉に作る、和名抄に、千葉、山家、池田、三枝（ミイクサ）山梨、糟萩、物部等の鄕あり、中世全郡を千葉の庄と稱す、又郡の北境山梨物部二鄕の地、今印旛郡に入る、郡名考「チバ」と稱し、地誌提要以後之に從ふ（郡名異同一覽、國郡沿革考）

チハヤジヤウ 千早城（千劍破城） **所在** 河內國南河內郡金剛山の西腹○又金剛山城ともいふ **起原沿革** 元弘二年冬、楠木正成之を築き、南河內十七城の根城と爲し、赤坂城より移りて之に據る、三年二月吉野赤坂等の諸城皆陷り、北條氏の諸將兵を合して千早城を圍む、正成寡兵を以て能く之を防ぎしが、五月に至り圍解けたり、正平二年足利尊氏兵を遣はして之を攻めたれども陷るゝ能はざりき、爾來相傳へて正行正儀を經、正勝の時に及び、元中七年正月、畠山基國の來り犯すや、防戰して利あらず、遂に城を棄てゝ吉野に走る、正成城を築きてより凡六十年なり（太平記、梅松論、河內志、後鑑）

チヒン 知賓 「シカ」を見よ、

チブギヤウ 地奉行 保檢斷奉行（ホケンダンブギヤウ）を見よ、

チブシヤウ 治部省 **名稱** 「チサムルツカサ」とも訓む、唐名禮部 **所在** 談天門の內、右馬寮の東、刑部省の西北 **職掌** 五位以上の婚姻、繼嗣、祥瑞を辨じ、喪葬を記し、陵墓を守り、聲樂を正し、僧尼を制し、蕃客を待遇し、姓氏の爭訟を判斷す、被官に雅樂寮、玄蕃寮、諸陵司、喪儀司あり **部員** 卿一人正四位下、もとは大中納言親王等を以て補し、頗る之を重じたるが、後には多く公卿の兼官となり、稀には四位の殿上人を以て任じたり、大輔一人正五位下、少輔一人從五位下、名家の五位、公達之に任ず、大丞

一人正六位下、少至二人從六位上、六位侍之に任ず、大錄一人正七位上、少錄三人正八位上、史生十人、書生十人、大解部四人正八位下、少解部六人從八位下、諸第の爭訟を鞫問して、其族姓の次序を定むることを掌る、省掌二人、使部六十人、直丁四人 起源沿革 天武天皇紀に理官と見えたれば、此の時現に置きしものなるべし、文武天皇の大寶元年制定してこの職員を置く、淳仁天皇天平寶字二年八月、治部省は僧尼賓客誠に禮を倘ぶべしとなし、禮部省と改む、同八年九月舊名に復す、延曆十八年四月、解部四人を省く、大同三年裝儀司を兵部省誂吹司に併せ、解部を廢す、後世大輔、少輔に權官を置く(令義解、後紀、延喜式、三代格、官職秘抄、職原鈔、職官志)

ヂブツ　持佛　自己の信仰する佛を云ふ、念持佛の略なり、觀無量壽經に「佛告二阿難一汝好持二是語一」者、卽是持二無量壽佛名一」と見えたり、初めは精神的にして心中に念持する佛の義なりしが、後には常に其佛像を所持して、一身の守護を仰ぎ、守本尊と稱したり、又其佛像を安置供養せんがために、堂宇を建立し、之を持佛堂と云へり、源頼朝は持佛親世音像を三歲より持して、石橋山合戰に大敗して臥木の內に隱れし時も、髻中より取出して念持せし事、吾妻鏡源平盛衰記に見えたり、持佛堂は平安朝中葉以後盛に行はれて、搢紳家にては、第內に持佛堂を建立し、或は一室を以て之に充て、念持佛を本尊として斯誓し、冥福を祈りたり、白河法皇は天仁元年八月、郁芳門院の御所六條內裏內に御堂を建立し持佛堂とし、皇嘉門院は九條御所內に、七條院は三條殿內に、按察使大納言藤實孝は七條水閣內に、修理大夫藤家保は東洞院に御堂を建てしが如き、入道藤原重家が持佛堂、源頼朝同夫人政子の持佛堂の如き是(空佛坤)

なり(百錬抄、山城名勝志、相模風土記、長講堂領考)

ヂブツダウ　持佛堂　「ゲブツ」を見よ、

チマキ　粽(糭)　名義 棗米或は糯の粉なれりて、茅にて包み、甑の中に入れて蒸熟したるものを云ふ、茅卷きの義、後世は鳶、葦、菅、笹等の葉にて包み古語のまゝにチマキと稱ふ、端午の日之を製して食す 起源沿革 延喜內藏寮式に「凡端午節料、糯米一斗五升、粽四百四十枚、茅一百圍、葦葉一千枚、菰葉一千枚、席二枚、薦二枚、筵二枚、藁一圍、席一枚、薦一枚、筵一枚、藁一圍」と見えたれば、此の時現に置きしものなるべし、文武天皇の大寶元年制定してこの職員を置く、淳仁天皇天平寶字二年八月、治部省は僧尼賓客誠に禮を倘ぶべしとなし、禮部省と改む、同八年九月舊名に復す、延曆十八年四月、解部四人を省く、大同三年裝儀司を兵部省誂吹司に併せ、解部を廢す、後世大輔、少輔に權官を置く(令義解、後紀、延喜式、三代格、官職秘抄、職原鈔、職官志)

ヂブツ　持佛　自己の信仰する佛を云ふ、念持佛の略なり、觀無量壽經に「佛告二阿難一汝好持二是語一」者、卽是持二無量壽佛名一」と見えたり、初めは精神的にして心中に念持する佛の義なりしが、後には常に其佛像を所持して、一身の守護を仰ぎ、守本尊と稱したり、又其佛像を安置供養せんがために、堂宇を建立し、之を持佛堂と云へり、源頼朝は持佛親世音像を三歲より持して、石橋山合戰に大敗して臥木の內に隱れし時も、髻中より取出して念持せし事、吾妻鏡源平盛衰記に見えたり、持佛堂は平安朝中葉以後盛に行はれて、搢紳家にては、第內に持佛堂を建立し、或は一室を以て之に充て、念持佛を本尊として斯誓し、冥福を祈りたり、白河法皇は天仁元年八月、郁芳門院の御所六條內裏內に御堂を建立し持佛堂とし、皇嘉門院は九條御所內に、七條院は三條殿內に、按察使大納言藤實孝は七條水閣內に、修理大夫藤家保は東洞院に御堂を建てしが如き、入道藤原重家が持佛堂、源頼朝同夫人政子の持佛堂の如き是(空佛坤)

チマキ　粽(糭)　名義 棗米或は糯の粉なれりて、茅にて包み、甑の中に入れて蒸熟したるものを云ふ、茅卷きの義、後世は鳶、葦、菅、笹等の葉にて包み古語のまゝにチマキと稱ふ、端午の日之を製して食す 起源沿革 延喜內藏寮式に「凡端午節料、糯米一斗五升、粽四百四十枚、茅一百圍、葦葉一千枚、菰葉一千枚、席二枚、薦二枚、筵二枚、藁一圍、席一枚、薦一枚、筵一枚、藁一圍」と見えたれば、此の時現に置きしものなるべし、文武天皇の大寶元年制定してこの職員を置く、淳仁天皇天平寶字二年八月、治部省は僧尼賓客誠に禮を倘ぶべしとなし、禮部省と改む、同八年九月舊名に復す、延曆十八年四月、解部四人を省く、大同三年裝儀司を兵部省誂吹司に併せ、解部を廢す、後世大輔、少輔に權官を置く(令義解、後紀、延喜式、三代格、官職秘抄、職原鈔、職官志)

基盛——基世 院號勸基 基嗣——基清——基親——基繁
基信——基春——基規 院號勸基 孝——基久——基征
基定——基時——基輔——基雄——家胤——宗時 院號武
基武——基敎——基延(ナガ)——基政(カズ)——基和——基靜(アキ)
基哲

チミヤウ井ンリウ　持明院流　後深草天皇の御子孫を稱す、後深草御讓位の後、持明院(京都上立賣北新町西)を仙洞とし、御子伏見院同じく仙洞とし給ひしより名づく、委しくは兩統俠立(リヤウトウテツリツ)を見よ、

チミヤウ井ンリウ　持明院流 名義 持明院基春は基藤の子にして、正三位參議たり、其家世々世尊寺家の門弟にて入木道を學びたりしが、基春も亦世尊寺行高の高弟として書に巧なりき、會々行高の子行季の時、其家斷絶し、世尊寺流の入木道全く傳を失ふに至れり、後奈良天皇深く之を慨し、基春に命じて、其傳統を承けしめらる、これより持明院流と稱し、爾來入木道を以て朝廷に仕へ、公事の書役を勤むる事、世尊寺の如くなりしが、曾孫基久、慶長二十年五月大阪に於て戰死し、一時絶えんとしたりしを、基久の父基孝の門人なる眞恕法親王より、基久の養子基定に筆意を傳へ、僅に之を再興することを得たり、然るに後水尾天皇深き叡慮ましく〳〵て、賀茂の藤木敦直を書博士と爲し、公事の書役を勤めしめ給へり、之を賀茂流と稱す、されば持明院流は公事の書役のことを免じたれども、なほ入木道の傳授は其家に存したれば、上代樣の書を學ばんとするものは、大抵其門に入りて筆意を受けたり、かの賀茂宗淵、加藤千蔭の如き皆入門したりと傳へらる、尋で寬政の頃、幕府の右筆祿傳右衛門、持明院家より其傳を得て、旗本并に諸藩士等へ入木道の傳授を許され、復古の志ありし以て、屋代弘賢等に筆意を授けて、頻りに賀茂流を雜じたりしと雖も、頗る振はず、持明院流は遂に名のみとなりて、日に衰頽に屬したりき、ニフボダウ(參看(史學雜誌、本朝の入木道)

チミヤウ井ンリウ　持明院流　後深草天皇の御子孫を稱す、後深草御讓位の後、持明院(京都上立賣北新町西)を仙洞とし、御子伏見院同じく仙洞とし給ひしより名づく、委しくは兩統俠立(リヤウトウテツリツ)を見よ、

チミヤウ井ンリウ　持明院流 名義 持明院基春は基藤の子にして、正三位參議たり、其家世々世尊寺家の門弟にて入木道を學びたりしが、基春も亦世尊寺行高の高弟として書に巧なりき、會々行高の子行季の時、其家斷絶し、世尊寺流の入木道全く傳を失ふに至れり、後奈良天皇深く之を慨し、基春に命じて、其傳統を承けしめらる、これより持明院流と稱し、爾來入木道を以て朝廷に仕へ、公事の書役を勤むる事、世尊寺の如くなりしが、曾孫基久、慶長二十年五月大阪に於て戰死し、一時絶えんとしたりしを、基久の父基孝の門人なる眞恕法親王より、基久の養子基定に筆意を傳へ、僅に之を再興することを得たり、然るに後水尾天皇深き叡慮ましく〳〵て、賀茂の藤木敦直を書博士と爲し、公事の書役を勤めしめ給へり、之を賀茂流と稱す、されば持明院流は公事の書役のことを免じたれども、なほ入木道の傳授は其家に存したれば、上代樣の書を學ばんとするものは、大抵其門に入

チミヤウ井ンウヂ　持明院氏　姓は藤原、中御門家、關白道長の曾孫大宮右大臣俊家の四男基頼を祖とす、官正五位下中務大輔となり、保安三年卒す、其子大藏卿通基、持明院を建立す、子孫因て氏とす、持明院は基頼の發願にて、康和年中第內に持佛堂を立てしが、通基一寺となし持明院と改む、後ち安樂光院と稱す、京都泉涌寺境內に在り、十四代權中納言基規、書道を世尊寺に學び、口訣を傳へ、代々能書を以て顯はる、羽林家の一、代々將官を經て大納言に至る、子孫相繼ぎ、明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(尊卑分脈、有職袖中抄、系譜)

○基頼(通基)——基家(宮道基忠)——家行(宮道盛家定)

チミヤウ井ン　持明院　山城國京都上立賣の北新町の四、今安樂小路に在り、初め藤原基家の第にして、其後敷帝の仙洞たり、後に寺となり、安樂光院と號す、是れ持明院持佛堂の號なり、宣胤記に「持明院藏組中納言基家卿息女、依レ爲二後高倉院正妃一、就二彼所緣一御二寄宿于持明院私宅一、及二多年一(世人號二持明院宮一)爰俄承久擾亂之刻、依レ關二東攝奏一、以二後高倉皇子(後堀河帝)奉一レ備二天位一了、後堀河院御子四條院相續、御繼體登極之時、後堀河院脫屣之後、同以二持明院一被レ成二仙居一了、其後四條院俄崩御、後嵯峨院登極以來、彼持明院私宅、自然爲二代々仙居一者也」續神皇正統記に「親鸞二年八月俄に內裏土御門より持明院に行幸、內侍所同渡御、主上春宮本院御同宿とかや」紹運錄に、後伏見院崩二持明院一等見え、數代皇居たりしを知るべし(山城名勝志、平安通志)

チミヤウ井ンウヂ　持明院氏　姓は藤原、中御門家、關白道長の曾孫大宮右大臣俊家の四男基頼を祖とす、官正五位下中務大輔となり、保安三年卒す、其子大藏卿通基、持明院を建立す、子孫因て氏とす、持明院は基頼の發願にて、康和年中第內に持佛堂を立てしが、通基一寺となし持明院と改む、後ち安樂光院と稱す、京都泉涌寺境內に在り、十四代權中納言基規、書道を世尊寺に學び、口訣を傳へ、代々能書を以て顯はる、羽林家の一、代々將官を經て大納言に至る、子孫相繼ぎ、明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(尊卑分脈、有職袖中抄、系譜)

○基頼(通基)——基家(宮道基忠)——家行(宮道盛家定)

チミヤ　朏　天皇自ら稱する辭、史記秦始皇本紀に丞相王綰、御史大夫馮劫、廷尉李斯等の條に「臣等昧死、上尊號、王爲二泰皇一、命爲レ制、令爲レ詔、天子自稱曰レ朕」とありて、蔡邕の註に「朕我也、古者上下共稱之、貴賤不レ嫌、則可二以同號一之義也、皐陶與レ舜言、朕言惠可レ底行、屈原曰、朕皇考、至二秦然後天子獨以爲レ稱、漢因而不レ改」と見えたり、我邦にても、また之に從ひたれども、多くは文書の上に用ひ、口語としては用ひ給はざりしが如し、

チミヤ　朏　天皇自ら稱する辭、史記秦始皇本紀に丞相王綰、御史大夫馮劫、廷尉李斯等の條に「臣等昧死、上尊號、王爲二泰皇一、命爲レ制、令爲レ詔、天子自稱曰レ朕」とありて、蔡邕の註に「朕我也、古者上下共稱之、貴賤不レ嫌、則可二以同號一之義也、皐陶與レ舜言、朕言惠可レ底行、屈原曰、朕皇考、至二秦然後天子獨以爲レ稱、漢因而不レ改」と見えたり、我邦にても、また之に從ひたれども、多くは文書の上に用ひ、口語としては用ひ給はざりしが如し、

チン　鎭 名義 大鎭中鎭少鎭等の名あり 起源沿革 尼の役名、尼寺の上首を云ふ、寶龜十一年正月諸寺の僧尼の任ぜらるゝ、光仁天皇寶龜十一年正月諸寺の僧尼の任ぜらるゝ、これより持明院流と稱し、爾來入木道を以て朝廷に仕へ、公事の書役を勤むる事、世尊寺の如くなりしが、曾孫基久、慶長二十年五月大阪に於て戰死し、一時絶えんとしたりしを、基久の父基孝の門人なる眞恕法親王より、基久の養子基定に筆意を傳へ、僅に之を再興することを得たり、然るに後水尾天皇深き叡慮ましく〳〵て、賀茂の藤木敦直を書博士と爲し、公事の書役を勤めしめ給へり、之を賀茂流と稱す、されば持明院流は公事の書役のことを免じたれども、なほ入木道の傳授は其家に存したれば、上代樣の書を學ばんとするものは、大抵其門に入

チン　鎭　名義 大鎭中鎭少鎭等の名あり 起源沿革 尼の役名、尼寺の上首を云ふ、寶龜十一年正月諸寺の僧尼の任ぜらるゝ、光仁天皇寶龜十一年正月諸寺の僧尼の任ぜらるゝ、これより持明院流と稱し、爾來入木道を以て朝廷に仕へ、公事の書役を勤むる事、世尊寺の如くなりしが、曾孫基久、慶長二十年五月大阪に於て戰死し、一時絶えんとしたりしを、基久の父基孝の門人なる眞恕法親王より、基久の養子基定に筆意を傳へ、僅に之を再興することを得たり、然るに後水尾天皇深き叡慮ましく〳〵て、賀茂の藤木敦直を書博士と爲し、公事の書役を勤めしめ給へり、之を賀茂流と稱す、されば持明院流は公事の書役のことを免じたれども、なほ入木道の傳授は其家に存したれば、上代樣の書を學ばんとするものは、大抵其門に入

チン　朕　天皇自ら稱する辭、史記秦始皇本紀に丞相王綰、御史大夫馮劫、廷尉李斯等の條に「臣等昧死、上尊號、王爲二泰皇一、命爲レ制、令爲レ詔、天子自稱曰レ朕」とありて、蔡邕の註に「朕我也、古者上下共稱之、貴賤不レ嫌、則可二以同號一之義也、皐陶與レ舜言、朕言惠可レ底行、屈原曰、朕皇考、至二秦然後天子獨以爲レ稱、漢因而不レ改」と見えたり、我邦にても、また之に從ひたれども、多くは文書の上に用ひ、口語としては用ひ給はざりしが如し、

チン　朕　天皇自ら稱する辭、史記秦始皇本紀に丞相王綰、御史大夫馮劫、廷尉李斯等の條に「臣等昧死、上尊號、王爲二泰皇一、命爲レ制、令爲レ詔、天子自稱曰レ朕」とありて、蔡邕の註に「朕我也、古者上下共稱之、貴賤不レ嫌、則可二以同號一之義也、皐陶與レ舜言、朕言惠可レ底行、屈原曰、朕皇考、至二秦然後天子獨以爲レ稱、漢因而不レ改」と見えたり、我邦にても、また之に從ひたれども、多くは文書の上に用ひ、口語としては用ひ給はざりしが如し、

チンキン　沈金　漆器に陰文を彫りて金末を施したるもの、又雅金ともいふ、もと支那より舶來したるものに係り、世に貴ばれしかば、享保中、長崎の漆工多く沈金の漆器を製出したりしも、寬政中に至り、江戸の醫師二宮桃亭といへるもの、凰凾を以て刀に代へ、沈金を製す、其作緻密にして優に舶來の中に竝きたるを、こゝかしこ見えたれど、戰場にて竝きたりし事などしるせしものは未だ見ず所あらず、されど昔嚢々杵築此國に降らせ給ふ時、高皇產靈尊、紀伊國忌部遠祖手置帆負神を、作竝と定めし事がらのいくさの備のやうに見ゆ、又古の實につけし蠟を竝注といひし事も、いかさまにもいはれある事にぞあるべき云々」と見えたり、

チンキン　沈金　漆器に陰文を彫りて金末を施したるもの、又雅金ともいふ、もと支那より舶來したるものに係り、世に貴ばれしかば、享保中、長崎の漆工多く沈金の漆器を製出したりしも、寬政中に至り、江戸の醫師二宮桃亭といへるもの、凰凾を以て刀に代へ、沈金を製す、其作緻密にして優に舶來の中に竝きたるを、こゝかしこ見えたれど、戰場にて竝きたりし事などしるせしものは未だ見ず所あらず、されど昔嚢々杵築此國に降らせ給ふ時、高皇產靈尊、紀伊國忌部遠祖手置帆負神を、作竝と定めし事がらのいくさの備のやうに見ゆ、又古の實につけし蠟を竝注といひし事も、いかさまにもいはれある事にぞあるべき云々」と見えたり、

チンカウ　陣　陣座(ヂンノザ)を見よ、

チンカウ　陣　陣座(ヂンノザ)を見よ、

チンカウジ　珍皇寺　愛宕寺(オダギデラ)を見よ、

チンカウジ　珍皇寺　愛宕寺(オダギデラ)を見よ、

チンガ　沈香　香木の名、香材の最上なるもの一、印度諸國の熱帶地に產し、其木心及び枝節が、堅く重くして水に沈むが故に此名あり、我國にては聞香、香合などの最上香料として伽羅と併稱せらる、其傳來詳かならざれども、欽明天皇の朝、佛經傳來の時と共に渡來せしものなるべし、書紀推古天皇三年四月の條に、沈水漂二著於淡路島一云々」と見えたり、香(カウ)參看(本草綱目、嬉遊笑覽)

チンガサ　陣笠　軍陣に用ふる笠の一種、本朝軍器考に「近代より綱鐵の類にて作れる笠の漆にてぬれるを、實にかへて足輕のつはものに著する事あり、此事何れの比に始まれるにや、古き繪共の中に笠きたる者、こゝかしこ見えたれど、戰場にて笠きたりし事などしるせしものは未だ見ず所あらず、されど昔嚢々杵築此國に降らせ給ふ時、高皇產靈尊、紀伊國忌部遠祖手置帆負神を、作竝と定めし事がらのいくさの備のやうに見ゆ、又古の實につけし蠟を竝注といひし事も、いかさまにもいはれある事にぞあるべき云々」と見えたり、

チンガ　陣笠　軍陣に用ふる笠の一種、本朝軍器考に「近代より綱鐵の類にて作れる笠の漆にてぬれるを、實にかへて足輕のつはものに著する事あり、此事何れの比に始まれるにや、古き繪共の中に笠きたる者、こゝかしこ見えたれど、戰場にて笠きたりし事などしるせしものは未だ見ず所あらず、されど昔嚢々杵築此國に降らせ給ふ時、高皇產靈尊、紀伊國忌部遠祖手置帆負神を、作竝と定めし事がらのいくさの備のやうに見ゆ、又古の實につけし蠟を竝注といひし事も、いかさまにもいはれある事にぞあるべき云々」と見えたり、

チンク　珍苦　愛宕寺(オダギデラ)を見よ、

チンク　珍苦　愛宕寺(オダギデラ)を見よ、

チンクワサイ　鎮花祭　「ハナシヅメノマツリ」を見よ、

チンクワサイ　鎮火祭　「ヒシヅメノマツリ」を見よ、

ヂンクワン　陣官　近衛府の將監以下を云ふ、官人とも云ふ、「コノヱフ」參看、

チンコクガ　鎮國衙　中衞府（チユウヱフ）を見よ、

チンコンサイ　鎮魂祭　「タマシヅメノマツリ」を見よ、

チンシ　鎮子　調度の一種、敷物の鎮壓（オモシ）に用ふ、金石にて作る、牛馬等を象れるものあり、書鎮考古圖に「李氏錄云、屈平九歌曰、瑤席方玉鎮、註謂ニ以鎮一レ席、古詩云、海牛壓蘼風不レ起、又勸古圖畫、几案間多有ニ此類一、皆鎮壓之飾」と見え、雅亮裝束抄に「柱のもとに柱よせのとにちんし（鎮子）を置く、ひらなるまくらのやうなるものなり、紙にて枕の樣に包みたり」と見え、兵範記保元三年の條に「孫廂南第三間、敷ニ二色綾毯代一、置ニ鎮子一立ニ殿上御倚子一」と見えたるにて其一般を知るべし、猶調度の條の挿繪を見るべし（類聚名物考、倭訓栞、建武年中行事略解）

チンジヤウ　陳狀　鎌倉時代訴訟の時、訴狀に對して被告より辯疏する狀を云ふ、又答狀とも云ふ、三種あり（一）初訴狀に答へし狀を初陳狀（二）重訴に答へし狀を重陳狀（三）三問狀に答へし狀を三答狀と云ふ、其書式は沙汰未練書に左の如く見ゆ、

何國何所、願訟代某謹陳申とも又辯申とも

欲ニ早被ニ立ニ指無窮濫訴一、任ニ御下文手繼證文等旨一、預裁許當國何所々領田畠等事

副進

一通　御下文案

一卷　手繼證文等案

右如ニ某僞訴狀一者、所領田畠等者、某重代相傳之所領也、而某恣令ニ押領一之條無レ謂云々、所詮此條無ニ諸願不實一也、於ニ彼所領田畠等一者、任ニ御下文手繼證文等旨一、代々相傳知行無ニ相違之處一、押領之由掠申候條姧謀也、以前條々雖レ多ニ子細一皆以爲ニ枝葉一之間、取ニ要大概一矣、謹言上、

以ニ此草案一自餘之趣隨ニ相論之色目一、委細可レ有レ之初陳狀如レ件、　二答三答狀重辯申と云ふべし

チンジユノカミ　鎮守神　其土地、第宅氏、等を鎮安守護する神をいふ、一に鎮主神に作る、鎮守神に（一）一國の鎮守神（二）王城の鎮守神（三）後院の鎮守神（四）城内の鎮守神（五）神社寺院或は第宅の鎮守神（六）氏の鎮守神等あり（一）一國の鎮守神は、國内の著名なる神を以て其鎮守と稱し、多くは一宮を以てこれに宛てたり、出羽國大物忌神社を、本朝世紀に、鎮守正二位勳三等大物忌明神と記し、若狹國若狹彦若狹姫神社を、同國一二宮縁起に、一州三郡の鎮守と爲すと記せるが如きは、卽ち一宮を以て鎮守神と稱するものなり、尾張國熱田神社を本朝文粹に、鎮主熱田宮と記し、周防國出雲神社を、東寺文書に、鎮守正一位兩所大明神と記せるが如きは、卽ち名神を以て鎮守神と稱するものなり、又別に數神を合祀して、其國の鎮守と稱するものあり、淡路國太田文に、當國鎮守十一箇所大明神と記し、上野國神名帳に、鎮守十二社と記せるが如き、卽ちこれなり（二）王城鎮守神は、帝都を守護する神の稱にして、廿一社（「ニジフイツシヤ」參看）の如きこれなり（三）後院鎮守神は後院内を守護する神にして、後院隼神社、石明神の如きこれなり（四）城内鎮守神は、特に其城内の地を守護する神にして、後世德川氏が、鎮守山王を以て城内の守護神となしたるより、諸藩これに倣ふもの多し（五）神社鎮守神は、神社を守護する神にして、江戸深川富岡八幡宮における蛭子宮、摩利支天社、荒神社、大勝金剛社の如きこれなり、寺院の鎮守神は、其境内なる神社を以て守護神と爲すものにして、或は其國郡もしくは他國の神社中、殊に著名なるものを祀りたるなり、例へば東大寺東寺等は八幡大神を祭り、仁和寺は熊野十二神を祀り、廣隆寺は鹿島香取鹿野等三十八所の神を合祀して其鎮守と爲せるが如し、又寺院を新設する時、古來其地に鎮座せる地主神（「ヂヌシノカミ」參看）をば、更に祠字を造りて鎮守と爲したるもあるべし、第宅の鎮守神は第宅内に社殿を設けて齋ひ祀る所の神をいふ（六）氏の鎮守神は、其氏族を守護する神をいふ、源賴義の子義綱が、其産土神なる山城國賀茂神社を常陸に遷して、氏の守護神と爲したるの類これなり、要するに鎮守神は、其區域内を守護する神なりしが故に、後世に至りては氏神と産土神とを擇ばず、總て其地を守護する神をば、廣く鎮守神と稱したり（山城名勝志、百練抄、江戸砂子、古事類苑神祇部）

チンジユフ　鎮守府　【名稱】初め鎮所と云ふ【所在】初め陸奥國宮城郡多賀城、後ち同國膽澤郡膽澤城、尋でまた岩井郡平泉に移る【職掌】陸奥出羽兩國の蝦夷を鎮撫す【職員】將軍一人、府に居して東北を鎮撫し、非常を警む、天平十一年始めて其名見ゆ、後ち大將軍と稱す、副將軍二人、將軍を助けて軍務を行ふ、天平寶字三年始めて置き、弘仁三年廢せらる、權副將軍一人、寶龜七年佐伯久良麿始めて之に任じ、弘仁三年廢せらる、軍監一人、始め將監と云ふ、天平寶字二年始めて其名見ゆ、四年軍監と改む、この時二人ありしが、弘仁三年一員を減ず、軍曹一人、初

め將曹と云ふ、天平寶字三年始めて見ゆ、四年軍曹と改め、弘仁三年二人と定む、武勇の士を撰補す（以上皆兵部省にて任補す）弩師一人、弩を射ることを掌る、寶龜年中之を置く、式部省の任命なり、天長五年正月兵部省に屬す、延喜以後大に衰ふ、醫師一人、診察療病を掌る、大同三年始めて其名見ゆ、府掌二人、府の雜務を掌る、承和十年九月始めて置く、陰陽師一人、怪異を占ひ、吉凶を決す、元慶六年九月始めて置く【起原】景行天皇二十五年武内宿禰をして、東北を巡行せしめ、始めて蝦夷に通ず、爾來蝦夷叛服常なく、朝廷屢々將卒を遣はして之を討ず、元正天皇以後蝦夷の勢ひ盛にして按察使を殺す、依て征夷使征東將軍等を遣はして之を討たしむ、平ぐる能はず、是に於て常備の軍衙を設置するの必要を感じ、始めて鎮所あり、鎮所は、續紀養老六年閏四月及び八月の條に初見したれば、其已前よりありしものなるべし、卽ち後世の鎮守府なり、然れども鎮守將軍の見えたるは天平元年、鎮守府將軍の見えたるは同十一年なり、職原鈔によれば神龜元年始めて之を置くとなせり、國郡沿革考之に從へり【沿革】延暦二十年、鎮守府將軍坂上田村麿蝦夷を擊て大に之を敗り、北ぐるを逐うて閇伊村に至り、殺獲殆ど盡く、翌二十一年膽澤城を築き、府を之に移す、舊址同郡水澤町字八幡に在り、弘仁三年に至り府制を改め、將軍一人從五位上、軍監一人正七位下、軍曹二人從八位上、傔仗三人、醫師一人、弩師一人となす、貞觀以後其制漸く衰ふ、源賴朝建久三年七月征夷大將軍となりしより、特に其任を重じ、遂に鎮守府を廢す、後ち建武中興の時復して府を置き、參議源顯家を以て將軍となす、多賀城に治す、三年顯家奏して鎮守大將軍從三位以上の官たらんことを請ふ、之を聽さず、尋で其弟顯信大將軍となりしが、足利氏に破られ、正平七年國府を棄てゝ逃る、以後また置かず、慶長十六年三月新田義重に鎮守府將軍を贈る（鎮守府考）

チンゼイ　鎮西　九州を云ふ、天平十五年始めて鎮西府を置き、十七年に至りて廢す、後世太宰府を鎮西府とも稱し、後ち遂に九州の別稱となる、續後紀承和十五年三月の條に「天台宗入唐請益僧圓仁、將ニ弟子僧性海性正等一、去年十月駕ニ新羅商船一來ニ着鎮西府一」日本紀略天長四年四月の條に「鎮西大貳朝野宿禰鹿取云々」朝野群載異國賜本朝人位記に「日本國判官五品上兼鎮西府大監高階眞人遠成云々」など見えたるは、何れも太宰府を指したるものにして、九國を鎮西といへるは、いつ頃より稱せしか詳ならざれども、源爲朝を鎮西八郎と稱し、吾妻鏡元暦元年三月の條に「鎮西九國住人云々」と見え、文治二年十二月には、源賴朝天野遠景を以て鎮西九國奉行となすと見え、後遂に鎮西奉行となりしを見れば、王朝時代の末後より稱して、鎌倉時代には全く九州の別名となりしこと明かなり（太宰管內志）

チンゼイキウゴクブギヤウ　鎮西九國奉行　【名義】また鎮西守護とも、鎮西奉行ともいふ【職掌】鎌倉幕府の職名、九州の政務を掌る【起原】【沿革】文治元年、源範賴、平氏の餘黨を鎮めんが爲に、暫く豐後に留りしが、尋で土肥實平をして代らしめ、二年、また天野遠景をして下向せしめ、其十二月十日始めて鎮西九國奉行人と稱したり、三年、宇都宮信房を遣し、遠景と共に貴海島を征せしむ、建久二年正月改めて鎮西奉行と稱す、建久年中、武藤資賴、鎮西の守護となり、太宰少貳に任ず、これ少貳氏の祖なり、貞應二年、大友能直を以て鎮西奉行とし、資賴と並びて事を行ふ、爾來、少貳大友の兩氏、此職を世襲せり、建治以來、北條氏を以て、交る／＼下向せしめ、永仁元年より九州探題として、機務を執らしめしより、兩氏の職漸く移りて、終に復た奉行の職を置かず（吾妻鏡、官制沿革略史）

チンゼイケイゴバン　鎮西警固番　【職掌】鎌倉幕府の職名、九州の武士をして博多を始め、九州要衝の地を守護して、外寇に備ふる事を掌る、三ケ月毎に交替す【起原沿革】文永年中、蒙古襲來の聞え有りしかば、八年、御家人等を鎮西に下し、薩摩國阿多地方に、防禦を置くこと島津文書に見えしを始めとす、建治元年、元使を鎌倉に斬り、京に駐る鎮西の大番人を遣歸して、邊要を守らしむ、爾來、日向、大隅等、邊要の沿海には、悉く番役を置きしかば、其國々なる地頭御家人は、京都の大番役を停め、結番して外寇の守衛を務としたりき、足利の世には、大番役を置かず、只探題在京の時には、近國の武士をして、博多の留守番とし、非常に備ふるのみなりき（官制沿革略史）

チンゼイシヤウグン　鎮西將軍　（鎮西府チンゼイフ）を見よ、

チンゼイシユゴ　鎮西守護　鎮西九國奉行（チンゼイキウゴクブギヤウ）を見よ、

チンゼイタンダイ　鎮西探題　九州探題を云ふ、「キウシウタンダイ」を見よ、

チンゼイノキウタウ　鎮西九黨　少貳、大友、惟任、惟住、秋月、島津、菊池、原田、松浦の九家をいふ（書言字考節用集）

チンゼイノミヤ　鎮西宮　懷良親王（カネナガシンワウ）を見よ、

チンゼイハ　鎮西派　淨土宗の一派、鎮西の

葬長(聖光)を流罪とするが故に此名あり、今は淨土宗と號し、別に流名を稱せず、「ツヤウドシユウ」、さべンチヤウ」參看、

チンゼイフ　鎮西府　職掌　王朝時代の官衙、九國二嶋を鎭撫する事を掌る、起原　天平十四年正月太宰府を廢し、十五年十二月始めて筑紫鎭西府を置く、十七年六月太宰府を復して鎭西府を廢す、職員　將軍一人、從四位下石川朝臣加美を補す、副將軍一人外從五位下大伴宿禰百世之に補す、判官二人、主典二人あり、天平十六年正月將軍を從五位、判官を從六位、主典を從七位に准じ、二季祿及び月料を倍給し、京に入るべき調庸物を留めて相折通融し、時に隨て便給し、又公廨田を將軍に十町、副將軍に八町、判官に六町、主典に四町を給せり(續紀、太宰府考)

チンゼイブギヤウ　鎮西奉行　鎭西九國奉行(チンゼイキウコクブギヤウ)を見よ、

ヂンソウ　陣僧　室町時代、軍陣に從行して文筆に携はりたる僧を云ふ、蓋し當時の武將等は文事に迂なる人多きが故に文筆ある僧を賴みて用を辨ぜしめたるなり、長祿記に「河內守陣僧かけ着け申樣、神南山は在處今は何と云とも、雞助と申すし」とあり

チンリデン　賃租田　王朝時代、公私田俱に年分の收穫を計り、價値を定めて、每年一ヶ年を限りて賃貸し、これを個ちしむる田地を云ふ、卽ち賃貸田なり、但し永代賣にはあらず、賣田者は卽ち後世の地主にて、買田者は卽ち後世の小作人なり、輸地子田なり(田制篇)令義解に「凡諸國公田、皆國司隨二鄕土估價一賃租者、(謂公田者、賃租者、凡乘田限二一年一賣、春時取レ直者爲レ賃也、至レ秋輸レ稻者爲レ租、卽今所謂地子者是)其價送二太政官一、以充二雜用一云々、凡任二租田一者、各限二一年一、國任賃租及賣、皆須下經二所部官司一申牒然後聽上とあり、

チンダイ　鎭臺　明治元年五月大總督府始めて鎭臺を江戶におきしが、七月之を廢して鎭將府を設け、駿河以東の十三國の軍務を管せしむ、四年改めて全國を四軍管區に分ち、東京、大阪、鎭西、東北の四鎭臺を置く、其本營は、東京鎭臺は東京、大阪鎭臺は大阪、鎭西鎭臺は小倉(現今熊本)東北鎭臺は石卷(現今仙臺)に在りしが、六年改めて六軍管區となり、東京、仙臺、名古屋、大阪、廣島、熊本となりしが、尋で稱呼を師團と改む、兵制(ヘイセイ)參看(明治法律)

ヂンダイコ　陣太鼓　軍陣に用ふる太鼓、軍勢の駈引を指令する用に供す、古は鼓を打つて軍を進め、金を打つて軍を退けし制と見え、神功皇后新羅を征し給ひし時、金鼓節なく、旌旗錯ひ亂れば士卒整はずと令し給ひしこと書紀に見えたれど、恐らくは文飾なるべし、尋で軍防令に、軍團に各鼓二面を置き、刀劍を以て喧を靜めしむる事見えたるを初見とす、されど實際戰陣に用ひたる事の、史に見えたるは、源平盛衰記に、木曾義仲北國合戰の時、太鼓法螺貝手ばかり籠められしなどいふ事あるを始めとすべし、而して陣法を習はしめし事あり、蓋し唐式なりしならん、尋で持統天皇七年陣法博士を諸國に遣はして陣法を教へしめ、天平寶字四年、朝廷より人を太宰府に遣はし、太宰大貳吉備眞備に就きて、諸葛亮の八陣、孫子の九地結營の法を學ばしめ、其明年また諸國の兵士をして五行の陣法を調習せしめ、眞備十二

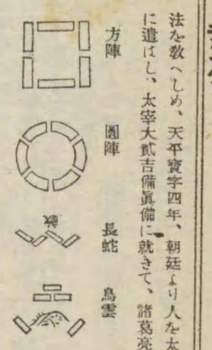

(武器二百圖所載)

年には隱岐國の申請により、陣法式を賜ひ、延曆年中にも出羽國に陣圖を下賜せられし事あり、當時陣法教習の盛んなりし事を知るべし、戰國時代に至り、諸將互に之を研究し、殊に甲州武田氏の如きは、鋒矢、方陣、衝扼等の陣立を、魚鱗、鶴翼、長蛇、偃月、雁行等の陣法に加へ、諸葛亮の八陣に擬して之を八陣と稱したり、なほ所謂和寇の徒が、常に蝴蝶陣を張りて明朝鮮の兵を長怖せしめたること武備志以下の諸書に見ゆ(**註解**魚鱗(ギヨリン)參看)鶴翼(カクヨク)參看)長蛇、常山の蛇勢の義、長常唐音相同しきを以て通用したるなり、これは首は尾を救ひ、中は首尾を救ひ、首尾は中を救ふとあれば、三段より成るものなるべし、偃月、また圓月とも書す、月の偃なるが如く備ふ、彎月、初三の月の曲りて彎々たるが如く備ふ、鋒矢、足輕を个形に備ふ、方圓また方陣とも書す、圓形に備ふ、雁行、飛雁形に備ふ、衝軛、雁行と大差なし、圖を見るべし、龍陣、山を前に當て、後に川の流を控へたる備、鳥雲陣、五人、十人、二十人、三十人、四十人、五十人と、多數の小部隊に分れて、諸所に粟散往來し、分合自在なる樣にする陣法にして、山中の備へなり、背水陣、背に河を控へたる備へをいふ、此外なほ方陣、衝振、雙龍、鉤手、虎韜陣、固濟陣、五行陣、四堆陣、衡軛陣、器水陣等甚多し、また孔明の八陣といふは、天陣、地陣、風陣、雲陣、龍陣、虎陣、鳥陣、蛇陣にして、三將軍解には、右の如き圖を擧げたり(信玄全集末書、甲陽軍鑑、鈐綫、古事類苑兵事部)

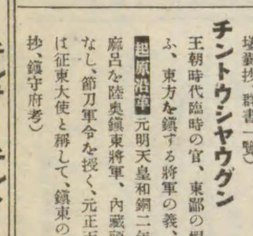

チンチウ　聽叫　禪宗の役名、住持の左右に侍して其時呼を聽き、使令を受くるものをいふ、準ぜ位等公事を行はるゝ座をいふ(貞丈雜記)に「陣の座、又左衞門の陣などゝ云ふは、軍陣の事にてはなし、禁裏にて役人出仕して、役所に列座する事を陣と云ふ也、陣は役所と云ふ也、陣はつらなるとよむ字にて、人々多く立列る心にて陣と云ふ也、軍陣の陣も此心なり」と云へり、公廨が任官叙位又は除服の後等陣に就くを着陣と云ふ、この着陣の後にあらざれば事を執らざる例なり、左近陣は日花門內に在り、右近陣は月花門內に在り、左衞門陣は建春門內に、右衞門陣は宜秋門內に在り、左陣を左仗、右陣を右仗と云ふ(拾芥抄、儀制雜、貞丈雜記)

ヂンバオリ　陣羽織　鐵、具足の上に着用する服、羽織に似て兩袖のなきものなり、又具足羽織ともいふ、將士の用ふるものは、絹、羅紗等にて作り、また繡縫を施したるものもあり、室町殿日記所載檜林市右衞門長高の書簡の中に「具足羽織十調下申候」とあるを初見とす、蓋し天文永祿の頃より起りしものなるべし、而して其起原に就きて、喜多村信節は、肩衣に倣ひて製したるものならんといひ、關根正直氏は、陣羽織の製は、古きもの程外人の服裝に似たる處あり、恐らくは西班牙、葡萄牙等の服裝を模して、着始めしものなるべしといへり(貞丈雜記、瓦礫雜考、考古學會雜誌「陣羽織の由來」)

チンブギヤウ　陣奉行　室町幕府臨時の職名、軍營中の諸費用を總管す、故に又御陣總奉行とも云ふ(武家名目抄)

チンブシ　鎭撫使　職掌　王朝時代の官、七道の凶徒を搜捕し、盜賊妖言を斷じ、國郡司等の政績を巡視し、善惡を奏聞する事を掌る、畿內の總官と名異にして職同じ、職員　使一人、三四位、三位には隨身

ヂンノザ　陣座　朝廷にて神事、節會、任官叙

四人、四位には同二人を賜ふ、弓箭を負持して從ふ、判官主典各一人、內外文武官六位以下の人の兵衛に通ずる人を擢で、任ず。**延喜治部**天平三年十一月始めて置く、從三位多治比縣守を山陽道、從三位藤原麿を山陰道、正四位下大伴道足を南海道鎭撫使となし、十八年十二月また七道の鎭撫使を置きたり（續紀）

チンベイ　鎭兵　名義　關東北越諸國より陸奥出羽兩國に遣して、鎭守府將軍の下に屬し、諸城柵を守りて蝦夷を鎭撫する兵士なる云ふ、而して妻子を伴ふを得れども、日粮一升六合を給せらるゝのみ。**延喜治部**其始め詳かならず、蓋し陸奥の鎭所の設置の時、定め置きしものか、續紀神龜元年二月に鎭守軍卒と見えたり、天平元年八月鎭兵の交替年限を定めて三年とす、蓋し防人の制に倣ひしなり、これ鎭兵といへる文字の見えし始めなり、天平の末年陸奥守百濟王敬福の請によりて鎭兵を停め、民の困苦を救ふ、天平寶字二年十二月再び置く、神護景雲二年九月他國の鎭兵二千五百人を停めて兵士四千人を加ふ、翌年正月殘る所の鎭兵五百人を鎭所に停めて諸塞を守らしめ、浮浪一千人を桃生城に配し、柵戶となし守らしめ、以て民の困苦を救ふ、後ち又鎭兵の數を復して舊の如くす、延曆二年坂東八國に勅して、私に鎭兵を使役することを禁ず、二十四年五月相模國差遣の鎭兵、衙丁少なきの故を以て三百五十人を分け、一分は勳位、一分は白丁を差遣せしむ、弘仁二年蝦夷全く服從せしを以て文室綿麻呂の請により、鎭兵二千人を停め、一千人を留めて、膽澤、德丹兩城を守らしむ、同六年八月勅して殘る所の一千人をも廢し、更ふるに健士二千人を以てしたり、後ち陸奥國五百人出羽國六百五十人を置き、警衛に充てたり（鎭守府考）

チンヤ　陣屋　（一）軍兵の屯する假屋をいふ、

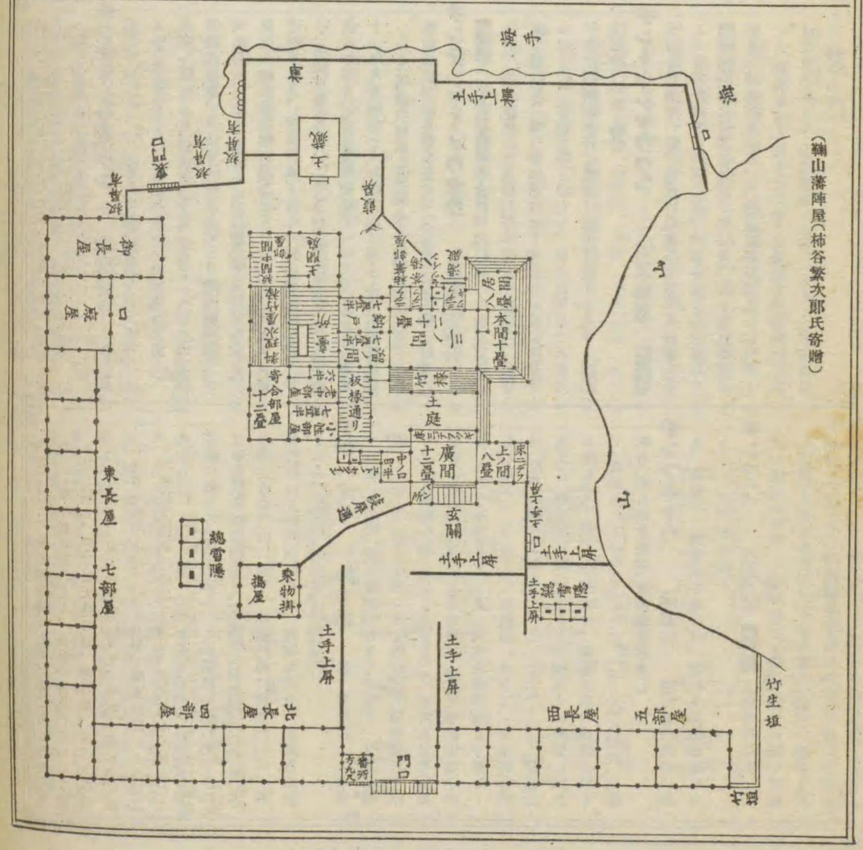

（鞆山藩陣屋（柿谷繁次郎氏寄贈）

軍營の義、鎌倉時代より、其名既に見えたり（二）江戸時代に至り、無城の諸侯及び交代寄合等の館舍、または代官、地頭及び役人等の相詰めて公私の用務を取扱ふ所をいふ、營所或は武人の詰め居る所なるが故に然か稱するなり、海國兵談に「陣屋、壘、居館皆城の類にして堀をも掘り、杭逆をも設け、馬出等をも附れども、力不足して普請施相なれば、城とは云難し云々、元來溝を掘、柵を振たる許にても城と云もの也、只國の大小、緑の多少に因て、普請の繕粗と大構と小構との差別迄の事也」といへり、代官等の始めて陣屋を建つる時、御料所は幕府へ伺ひて高内引に成し、私領の分は、陣屋敷にても國役金を領主地頭より納むるなり、諸侯にて陣屋なるは、凡百十四箇所あり、大名（ダイミヤウ）の表に示したれば參看すべし（武家名目抄、海國兵談、地方凡例錄）

チンワケイ　陳和卿　宋の佛工なり、平安朝時代の末年本邦に渡來す、治承四年奈良東大寺燒失の時、大佛の首も亦燒落たるを以て、後白河法皇、東大寺僧春乘坊重源をして大佛及び大佛殿を再興せしむ、重源陳和卿の鎭西に在るを聞き、乃ち招きて大佛の首を鑄造せしむ、和卿伏つて、弟陳佛壽等七人を率ゐ、日本の鑄物師十數人と共に之れを鑄造したり、壽永二年四月十九日鑄始め、五月廿五日に至りて成る、其面想につきては當時毀譽相半して頗る議論ありしも、藤原兼實之を拜して妙想讃嘆するに餘りありと云ひ、源頼朝も大佛の立派なることに感じて、和卿は眦首羯摩の再誕にて直也人にあらずと云へり、彼が當時の名工にして、衆望ありしを知るべし、故を以て其功を賞し、伊賀山田郡の內有丸廣瀨阿波秋山の四庄と、播磨大部庄、周防宮城庄を和卿に賜ふ、和卿後ち此庄園を以て寺領に寄進したり、建久六年頼朝上洛して、東大寺の落慶に臨み、和卿に面會ぜんとせしに、之を謝絕したるを以て、頼朝益々和卿の人となりに感じ、奥州征伐に用ひし甲冑鞍馬及び金銀を賜ひ、伽藍造營の資と爲さしむ、和卿は斯く一時衆望を博せしと雖も、後ち貪慳憍慢にして嫉妬恰も狂するが如く、其東大寺に居住するや、或は大佛冶鑄の日本鑄師を嫉み、或は數丈の大柱を切りて、造船を造り、或は一旦東大寺に寄贈せし庄園を押領する等、濫行尤も多く、遂に衆徒の惡む所となり、故を以て、元久三年四月十五日院廳下文を以て、陳和卿の濫行を停め、庄園を悉く停廢せしめ、第二日に召し、般若經を講ぜしめ、第二日に行茶の儀ありし事を載せたれども、後世の著述たるを以て據となし難し、尋で同天皇の時、僧行基、茶の木を植ゑたること、東大寺要略に見え、平城天皇の大同元年空海歸朝の時持ち歸りし事、喫茶餘錄に、延曆二十四年最澄歸朝の時持ち歸り、近江坂本に植ゑたること、同書所引の日本紀略に見えたれど、また確かならず、正しく正史に見えたるは、類聚國史に、弘仁六年四月、嵯峨天皇近江滋賀に幸せる時、崇福寺の僧永忠が、手づから茶を煎して獻りたることあるを始めと爲す、なほ此外にも性靈集凌雲集等にも散見せるを以て考ふれば、光仁桓武の朝、既に傳來し居たりしこと疑を入るべからず、また類聚國史によれば、弘仁六年六月に、畿內并に近江丹波播磨等の國をして茶を植ゑ、每年之を獻ぜしめられしことあり、此頃よりして茶を喫することゝ漸く流行し、朝廷にては殊に茶園を設け、造茶使を置て之を監せしめられたり、爾來茶の需用增加するに及びて、私に茶園を設くるに至り、風土記、本朝文粹等を按ずるに、當時甲斐國八代郡、參河國八名郡、碧海郡及び但馬國等より多く茶を産出したる由見ゆ、降りて鎌倉時代に至り、僧榮西は、宋より茶子を持來りて筑前の背振山、及び博多聖福寺の山內に植ゑ、又栂尾の明惠上人は、宇治と栂尾とに之を培養せり、下りて南北朝時代には、玄惠の作と傳へられたる庭訓往來に、茶の事を云へる條に「我朝名山者以二栂尾一爲二第一一也、仁和寺、醍醐、宇治、葉室、般若寺、神尾寺是爲二補佐一此外大和ノ賓尾伊賀ノ八島、伊勢ノ河居、駿河ノ清見、武藏ノ河越、茶皆是天下所二指言一也」と見えたり、以て當時茶の産地の重なるものを何ふべし、室町時代に及びては、茶の湯の流行盛大なりしより、其製法また大に進歩を

呈したり、江戸時代には殊に宇治の産を尊び、茶司上林開家を代官に補し、年々新茶を幕府に上らしめたりしのみならず、一般の日用の飲料となしたるも、蓋し此時代よりのことなるべし、安政以來、外人本邦の茶を好むに至りては、互市の要物となり、年々輸出品の首位を占むるに至り、其培養日を逐うて盛となれり、チヤノユ參看(類聚國史、喫茶遺芳、鳥獸同穴集、本邦茶史、煎茶綺言、考古學會雜誌、喫茶資料ノ)

チヤウ 丁 「ヨボロ」を見よ、

チヤウ 町 (一)田地の廣狹を量るにいふ稱、和名抄に、田區なりといへり、卽ち十段なり、拾芥抄に、町は長に始まり乾に終り、一町の積三千六百歩といへり、安閑天皇紀元年に、眞田肆拾町との文見え、また孝德天皇大化二年に、十段爲ル町トあり、文武天皇令制の時、田令にも同じく見えて、方一町者三千六百歩とあり、然るに後世天正中より減じて三千歩を一町と爲し、現今に至れり、田制(デンセイ)參看(二)里程の距離を量るにもいふ、六十間を一町とし、三十六町を一里と爲す(書紀、拾芥抄、和名抄)

チヤウ 廳 役所を云ふ、康熙字典に「廣韻廳屋也、集韻古者治官處謂之廳事、後語省直曰ル廳、故加ル之、增韻聽事言受ル事察ル訟、於ル是漢晉皆作ル廳、六朝以來乃始加ル广ト、とあるにて、其意義を知るべし、古來廳と稱する官は、太政官廳、勘解由使廳、檢非違使廳なり、各條を參看すべし、

チヤウ 帳(帷) 床上張臺等に張り垂るゝものを云ふ、布帛等の類にて作る、張の義なりと云ふ、又トバリとも云ふ、戶張の義にて、戶の開く處に垂れて、明を取るより名づくと云ふ、一說に斗張をトバリとよみたりと云へど信じ難し、凡に幔を張りて座數に置き、隔の用にするを凡張と云ひ、張臺等の上部に張るを斗張と云ふ、後世一幅位にて横に上部に張るを水引と云ふは、卽ち是なりと云ふ、其形の斗を覆へすに似たるより名づく、張を四方に垂れて地に至るを幬と云ふ、倭名抄に「釋名云、帳(猪高反、此間音長)張也、施ル張於床上ル也、小張曰ル斗帳ト云ル斗張ト(一形如ル覆斗ト也、今按、帳屬有ル几帳之名ル所出未詳ト」と見えたり、隧代、幕、錢帳、幔も亦帳の一種なり(箋註和名抄、樓訓栞、東雅)

チヤウ 丈 物の長短を度りていふ調、古訓「ツエ」杖字の訓をかりていふ、十尺を一丈と爲す(度量權衡攷)

チヤウエイ 貞永 名義 後堀河天皇御字の年號、寛喜四年四月二日、天變地震飢饉に因て改元す、一年を經て四條天皇天福と改む 出典 周易註疏に「利ル在ル永貞ト、永長也、貞正也」とあるに據る、式部大輔爲長勘申す(國朝年號譜)

チヤウエイシキモク 貞永式目 別名 本名を御成敗式目と云ふ、貞永元年北條泰時、鎌倉幕府の政所開注所侍所其他吏員の訴論裁許の爲めに、三善康連と謀り創定したる式目にして、法橋全圓の執筆に係り、五十一箇條あり、其内、守護地頭等知行所領に關するもの半に出でゝ、互に交渉し易きの弊あるを以て、こゝの法典を編纂したるものなり、初めは御家人の間に行ほんが爲めなれば、施行ぜし範圍は、幕府の支配地及び其裁判權の及ぶ所に止まれるものなりしが、朝廷の權衰ふるに及びて、關東の武威全國に渡り、隨つて此法律の及ぶ所漸く廣くなり、遂に海内に遍きに至れり、而して獨り鎌倉幕府のみならず、室町幕府も之を遵行し、戰國時代足利氏の號令行はれざりし時にも、各自其國内の法律は之に準據したり、江戸幕府も其初世には猶之を用ひ、且庶民間には兒童の讀書習字等に此の本を授けたりき、此書の版になりしは國書中の最初にして、大永四年の刊行なり 註釋 群書類從一本の跋文によれば、正和元年の註釋書ありしが如し、今傳はれるや否や詳ならず、案ずるに、環翠軒の抄に唯淨裏書と引けるもの、又或はそれならんか、式目抄(清原宣賢の抄にて、寫本に二册本と一册本とあり、版本には古活字本、寛文九年の版、元祿十二年の版の三種あり、活字本の外は書肆家改めて式目諺解と云へりノ)御成敗式目抄(天文廿二年正月 誌之廬巖の奥書ありノ)御成敗式目注(天文廿三年の奥書ありノ)式目聞書(天文廿四年の奥書ありノ)等は尤も古くして善きものなるが、江戸時代に至りては證註、頭註等の類、註釋極めて多し(古代法典、貞永式目考)

チヤウオウ 貞應 名義 後堀河天皇御字の年號、承久四年四月十三日代始に因て改元す、二年を經て元仁と改む 出典 周易に「中孚以利ル貞、乃應ニ于天ト也」とあるに據る、大藏卿爲長勘申す(國朝年號譜)

チヤウカウダウ 長講堂 法華經を長日講習する堂を云ふ、法華長講三昧堂と稱す、之を略稱して單に長講堂とも、法華堂とも稱す、法華經は講經中尤も尊く尤も深大にして、尤も照明

せるものにして、一切衆生を敎導するを以てゝ、中古以來佛法盛なるに及びて、天皇上皇以下諸臣皆法華經を讀誦し、書寫して其功德を得んとし、第内に持佛堂を建立し、守護の佛を本尊として靈位を置き、法華經を長日不斷講讀して冥福を祈りたりき、(ゲチツダウ參看)而して長講堂の名の見えしは百練抄治承元年四月十九日の條に「上皇(後白河ノ)於ニ長講堂一限ニ百ケ日一被ル始ニ行法華八講一」とあるを始めとす、是は七條殿内に在りし持佛堂なり、而して尤も世に顯はれたるは六條殿内の長講堂とす、次項を見て知るべし(長講堂領考)

チヤウカウダウ 長講堂 所在 古は京都六條西洞院、現今は下寺町通五條下ル東側〇六條長講堂とも、長講堂御影堂とも、後白河法華堂とも云ふ 宗旨 舊は律宗なりしが、今は淨土宗西山派〇本尊阿彌陀如來(傳敎大師作) 起原沿革 嘉永二年後白河法皇、平業忠の六條第に御移徙あらせられし時造る所なり、此時伊豫忽那島主藤原後平、米夢二百斛を寄進して、造營の資としたり、文治四年四月燒失す、尋で源頼朝、後白河法皇の命を奉じて、中原親能をして之を造營せしめ、十二月工竣り結構壯麗を極む、法皇之に移御す、建久三年正月法皇の病革まるや、長講堂起請五ヶ條を定め置き、別當、供僧、長講衆上座、勾當、公文及び阿闍梨、恒例佛等の事を規定し、莊園を寄せ、委曲に修理等の事を定めたり、院司以下皆之に署判す、同年三月法皇崩御、六條殿並に長講堂及び其所領を宣陽門院に讓與し給へり、貞應元年長講堂及び六條殿燒失す、後ち造營す、文永十年十月再び燒亡せしが亦之を建造したり、應永八年二月三度燒失す、時に土御門油小路に在り、是より先火災の後、六條より此地に移し遷てたるなり、依て舊地を仍て六條と稱す、天正十九年豐臣秀吉之を收めて、地を京極中納言高次に與へ、高次更に之を本願寺に寄附す、本願寺之を有すること數年、慶長七年東西に分つに及び、東本願寺に屬す、現今の地に遷りたりしが、今は本堂庫裡、御影堂を存するのみ、御影堂は本堂の傍に在り、後白河法皇の寢影を奉祀せり、法華經を長日不斷講讀して冥福を祈りたりき、(ゲチツダウ參看)而して長講堂の名の見えしは百練抄治承元年四月十九日の條に「上皇(後白河ノ)於ニ長講堂一限ニ百ケ日一被ル始ニ行法華八講一」とあるを始めとす、是は七條殿内に在りし持佛堂なり、而して尤も世に顯はれたるは六條殿内の長講堂とす、次項を見て知るべし(長講堂領考)

チヤウカウダウ 長講堂 所在 古は京都六條西洞院、現今は下寺町通五條下ル東側〇六條長講堂とも、長講堂御影堂とも、後白河法華堂とも云ふ 宗旨 舊は律宗なりしが、今は淨土宗西山派〇本尊阿彌陀如來(傳敎大師作) 起原沿革 嘉永二年後白河法皇、平業忠の六條第に御移徙あらせられし時造る所なり、此時伊豫忽那島主藤原後平、米夢二百斛を寄進して、造營の資としたり、文治四年四月燒失す、尋で源頼朝、後白河法皇の命を奉じて、中原親能をして之を造營せしめ、十二月工竣り結構壯麗を極む、法皇之に移御す、建久三年正月法皇の病革まるや、長講堂起請五ヶ條を定め置き、別當、供僧、長講衆上座、勾當、公文及び阿闍梨、恒例佛等の事を規定し、莊園を寄せ、委曲に修理等の事を定めたり、院司以下皆之に署判す、同年三月法皇崩御、六條殿並に長講堂及び其所領を宣陽門院に讓與し給へり、貞應元年長講堂及び六條殿燒失す、後ち造營す、文永十年十月再び燒亡せしが亦之を建造したり、應永八年二月三度燒失す、時に土御門油小路に在り、是より先火災の後、六條より此地に移し遷てたるなり、依て舊地を仍て六條と稱す、天正十九年豐臣秀吉之を收めて、地を京極中納言高次に與へ、高次更に之を本願寺に寄附す、本願寺之を有すること數年、慶長七年東西に分つに及び、東本願寺に屬す、現今の地に遷りたりし○本堂は普請尤も盛大を極めたりしが、今は本堂庫裡、御影堂を存するのみ、御影堂は本堂の傍に在り、後白河法皇の寢影を奉祀せり、法華經を長日不斷講讀して冥福を祈りたりき、(ゲチツダウ參看)而して長講堂の名の見えしは百練抄治承元年四月十九日の條に「上皇(後白河ノ)於ニ長講堂一限ニ百ケ日一被ル始ニ行法華八講一」とあるを始めとす、是は七條殿内に在りし持佛堂なり、而して尤も世に顯はれたるは六條殿内の長講堂とす、次項を見て知るべし(長講堂領考)

チヤウカウダウ 長講堂 所在 古は京都六條西洞院、現今は下寺町通五條下ル東側〇六條長講堂とも、長講堂御影堂とも、後白河法華堂とも云ふ 宗旨 舊は律宗なりしが、今は淨土宗西山派〇本尊阿彌陀如來(傳敎大師作) 起原沿革 嘉永二年後白河法皇、平業忠の六條第に御移徙あらせられし時造る所なり、此時伊豫忽那島主藤原後平、米夢二百斛を寄進して、造營の資としたり、文治四年四月燒失す、尋で源頼朝、後白河法皇の命を奉じて、中原親能をして之を造營せしめ、十二月工竣り結構壯麗を極む、法皇之に移御す、建久三年正月法皇の病革まるや、長講堂起請五ヶ條を定め置き、別當、供僧、長講衆上座、勾當、公文及び阿闍梨、恒例佛等の事を規定し、莊園を寄せ、委曲に修理等の事を定めたり、院司以下皆之に署判す、同年三月法皇崩御、六條殿並に長講堂及び其所領を宣陽門院に讓與し給へり、貞應元年長講堂及び六條殿燒失す、後ち造營す、文永十年十月再び燒亡せしが亦之を建造したり、應永八年二月三度燒失す、時に土御門油小路に在り、是より先火災の後、六條より此地に移し遷てたるなり、依て舊地を仍て六條と稱す、天正十九年豐臣秀吉之を收めて、地を京極中納言高次に與へ、高次更に之を本願寺に寄附す、本願寺之を有すること數年、慶長七年東西に分つに及び、東本願寺に屬す、現今の地に遷りたりし○本堂は普請尤も盛大を極めた

（寺號）

出典 立の事見えず、當時の山城國山科庄、今の醍醐寺讃法寺及び其寺領紀伊國石垣庄、安藝國吉茂庄、加賀國能美庄、山城伏見庄等ありし事諸書に見え、頗る多かりしが如し、本堂領は大小國役を免除せしを以て、人々之に寄進して納稅の輕からんを欲し、之に寄進するもの多く、遂に梅松論に云ふ所の如く百八十餘ケ所の多きに及べりと云ふ、此の數は全く信じ難きも、文書記錄によりて發見したる庄園にても四十餘國、七十餘ケ所の多きに至れば、其數蓋し莫大のものにして、百八十ケ庄以上ありしものなるべし、建久三年三月法皇崩御以前に、尤も寵愛したる丹後局の生子宣陽門院親子内親王に、長講堂及び堂領を悉く譲與し給へり、承久三年の役にも、鎌倉幕府より所領を安堵せられて、宣陽門院領掌し給へり、建長四年宣陽門院より鷹司院に譲與せられ、鷹司院文永十二年後深草上皇に譲り給へり、然るに增鏡梅松論によれば、後嵯峨院遺詔して、皇位は龜山即ち大覺寺統に傳へ、長講堂熱田社領播磨國衙領は後深草即ち持明院統に傳へて、皇位を斷念せしめたりと云へり、星野博士は兩統伏立の條に、此二書に從て述べられたるは誤なり、後深草院は嘉元二年伏見院に譲與せられ、或めて「長講堂者第一大事候、能々可ル被ル留ル御意ル候、委細猶別可ル注申ル候」と申されたり、以て本堂領が持明院統に取りていかに重大なりしかを知るべきなり、而して、南北朝以後室町時代を通じて、皇室の經濟を微かながらに保ち得たるは實に此長講堂領ありしが故なりき、正和元年十二月伏見院、後伏見に譲與し、且つ後には御猶子たる花園天皇に譲與すべきを命ぜられたり、故を以て後伏見天皇は正中三年二月、長講堂領等を花園天皇に譲り給ひ、後ち後光嚴天皇に譲與すべきを宣へり、此時に當りて後伏見花園御兄弟

を以て、御確執あらせられざりしを以て、花園天皇快く之を受讓せられざりしと見え、建武中興の時、後醍醐天皇長講堂領を安堵せらるゝに當て、一時後伏見上皇の御領とし給ひしが、後ち終に花園天皇に讓り給ひ、建武二年十月に至りて、花園上皇御領を光嚴上皇に讓り給へり、正平六年南北相和し、光嚴光明崇光三上皇共に賀名生に遷り給ふ、此間廣義門院長講堂領を保管し給へり、後光嚴天皇、崇光の弟を以て帝位に昇るや、光嚴上皇仍て置文を作りて、長講堂法金剛院領は崇光の御子榮仁親王踐祚あらば、直に相續し、若し然らざれば後光嚴御管領あるべし、但し末代兩方治天あらば正統につきて伏見殿（榮仁親王）の御子孫管領あるべしと定めたり、依て崇光榮仁を立てゝ後光嚴の後を承けしめんと思召けるに、御光嚴は其皇子緒仁に讓位の叡慮なるを以て、各々之を時の管領細川賴之に諮詢せらる、然るに賴之其可否を奏答せず、公武鬱を結んで相爭ひ、上皇亦た屢々論爭せしも、幕府終に後光嚴の命を奉じて、緒仁を立つ、之を後圓融天皇と云ふ、是に於て崇光後光嚴の間、隙を生じ、長講堂領も悉くは榮仁親王に傳はらずして、皇室或は女院等に分割せられ、榮仁及び其御子貞成親王常に不平を懷き給へり、かくて後圓融の後に後小松、稱光天皇父子相傳へたりしが、稱光天皇崩じて皇子なかりしを以て、後小松上皇は、貞成の長子慶仁を養て位を嗣がしめ給ふ、是を後花園天皇と云ふ、是に於て皇統は再び嫡流に歸し、長講堂領以下の御領も悉く統一して帝室の有となり、室町時代を通じて長く皇室經濟の重なるものとなれり（長講堂領考）

チヤウガクジ　定額寺　名義 定數の官寺をいふ、續日本後紀卷末に「勘定定天下佛寺之數、有額、無額、此云定額、定額外不レ許私建寺、凡定二僧數一、或定二賦稅數一、皆稱二定額一」とあり 起原沿革 延暦二年の勅に「京畿定額諸寺、其數有レ限、私自營作先既立制云々」とあり、桓武天皇の朝人民の濫に寺を建立して田園を寄附し、却て私利を謀る者あるを誡め、寺を建立することを制限したれば、官寺の數も定まること、なり、始めて定額寺の稱ありしものなるべし、もと國分二寺の如く、謀國滅罪の祈禱機關を專行する道場にあらず、本願主ありて何等かの主意により、建立せられたる寺にして、官稻を施入れたるものなり、延暦十五年三月の官符に「諸國定額寺資財者、國司與二三綱檀越一共檢校處分云々」とあるにて知るべし、貞觀の頃以後、諸國の寺の定額寺に列せらるゝもの甚多し、本朝文粹前中書王講ゝ以ニ施無長寺一爲ニ定額寺一狀に「伏願陛下下二鴻慈一特降二龍澤一、準二之前例一列二之定額一」とあり、斯の如くにして、親王大臣等の本願主となれる寺は、率れ定額寺に列せられたり（續紀、三代格、朝野文粹、類林象器箋）

チヤウガクソウ　定額僧　勅願寺に住する定數の僧を云ふ、又チヤクキヤクとも訓む、弘仁十四年十月太政官符を以て、東寺に眞言宗僧五十人を置き、當寺に常住して專ら三密門を讀誦せしむ、承和元年十二月五十人の內三人を三綱となす、同年四月廿四日を定め、三人を三綱となす、寬朝大僧正の時阿闍梨八人を增す、永久元年十一月十日を增して弘仁の舊に復したり（東寶記）

チヤウガク　定額尼　名義 朝廷において檢伏に用ふる旗を云ふ、令義解に見ゆ、元日又は卽位の時に用ひたり○其制は延喜式に見ゆ、元日又は卽位の時に用ふ、先づ殿前に烏幢幡を建つ、左に日像幢、次に青龍旗、右に月像幢、次に白虎旗、次に玄武旗を建つ、又左右近衞陣には龍像蠹幢一旗、蠹像隊幢二旗、小幡四十九旗、左右衞門陣には蠹像蠹幢一旗、蠹像隊幢二旗、小幡四十九旗、左右兵衞府陣には虎像蠹一旗、熊像隊幢四旗、小幡九十六旗を建てらる、又大射の時、羅幡、阿禮幡等を建つ 起原 仗旗の制の備はりしは、文武天皇大寶元年正月朔、天皇大極殿に御し朝賀を受け給へる時を始めとす、然れども仗旗を用ひられしは、是より先既に見えたり、推古天皇十一年十一月旗幟に繪がき、大幡翻を作られしは、蓋し儀仗に備へしなるべし、舒明天皇の四年十月唐國の使人來りし時、三十二艘に鼓吹旗幟を整へ飾りて江口に迎へ、孝德天皇白雉元年二月穴戶國より白雉を獻ぜし日、朝廷の儀仗元日會の儀の如しと見えたるにて明なり（書紀、令義解、延喜式、本朝軍器考）

チヤウギ　仗議　陣の座の議定をいふ、仗は仗座の略にして、陣の座のことなり、議する時には、其最下位に在るものより發言する例なること、山槐記玉葉等に見えたり、尙ほ陣座（ヂンノザ）參看、

チヤウキキ　長久　名義 後朱雀天皇御宇の年號、長曆四年十一月十日、凶災に因て改元す、四年を經て寬德と改む 出典 老子經に、天長地久とあるに據る、式部權大輔大江擧周勘申す（國朝年號譜）

チヤウギン　丁銀（挺銀）　名義 銀ゝの一種、もと鋌に作るべきを挺に作り、又丁に略せるなり、唐六典に、金銀曰レ鋌と見え、通鑑釋文辨誤に、「今人冶レ銀大鋌五十兩、中半之、小鋌又半之、世謂之鋌銀」とあれば、異朝に於てもかく呼しなり 性質 重量及び形狀等は、鑄造の年代に因て異なれり、然れど概ね四十三匁內外にして十兩を一挺とし、海鼠の如き形を爲し、常是の字等の極印あり 起原沿革 其起

リ詳かならず、三貨圖彙に、古丁銀の圖を出し、室町時代の頃、既にありたりと爲せど、貨幣史には、天正時代のものとして、之を揭げたり、慶長六年以後鑄造す、今左に種類と鑄造年代とを表示して、沿革を知らしむ、詳しくは各條を見よ（大日本貨幣史）

名稱	年代	名稱	年代
古丁銀	天正時代	四寶丁銀	正德元年
慶長丁銀	慶長六年	享保丁銀	同 四年
元祿丁銀	元祿八年	元文丁銀	元文元年
寶字丁銀	寶永三年	新文字丁銀	文政三年
永字丁銀	同 七年	天保丁銀	天保八年
三寶丁銀	同 年	安政丁銀	安政六年

チヤウキキヤウ　長亨　後土御門天皇御宇、將軍足利義尙の年號、文明十九年七月廿日改元す、二年を經て延德と改む、

チヤウキキヤウ　貞享　名義 靈元天皇御宇（將軍德川綱吉）の年號、天和四年二月廿一日改元す、四年を經て東山天皇元祿と改む 出典 易繫辭に「永貞吉、王用享二于帝一吉」とあるに據る、菅原豐長勘申す（國朝年號譜）

チヤウキキヤウ　貞慶　名義 字は解脫、勅して解脫上人と諡す、系統 貞憲の子俗姓は藤原氏 事蹟 久壽二年五月生る、十歲にして覺憲僧正に就いて剃髮し、興福寺に在ること二十餘年、宮中の最勝講に赴き、僧侶の浮誇華麗、轉た釋尊の本旨を失するを疾み、憤然として直に去りて山城笠置寺に隱る、承元二年海住山寺に移り、建保元年二月三日寂す、年五十九、僧服四十九、師同學鈔、尋思鈔等の著により法相宗の中興を以て目せらるゝと雖も、亦頗る戒律を重んじ、警戒十一條を作り、儀觀鈔といふ（日本佛教史綱、日本佛家人名辭書）

チヤウキキヤウレキ　貞享曆　名義 渋川春海の作れる曆法を見よ、

チヤウクワン　長寬　名義 二條天皇御宇の年號、應保三年三月二十九日改元す、二年を經て永萬と改む 出典 寬之、施二其功一博矣」とあるに據る、勘申す（國朝年號譜）

チヤウクワン　長官　名義 ヂヤウクワン）を見よ

チヤウクワン　廳官　名義 ヂヤウクワンを見よ

チヤウグワン　貞觀　名義 王朝時代に於ける年號、天安三年四月十五日、卽位改元、十八年を經て陽成天皇元慶と改元す 出典 道眞觀者也」とあるに據る（國朝年號譜）

チヤウグワンエイハウ　貞觀永寶　名義 平安朝時代に行はれたる錢貨の一種、貞觀年に作れるを以て此名あり 性質 銅にて作る、徑六分强、重七分弱、徑六分强、重五分五厘、徑六分五厘弱、重五分の種類あり、錢文は藤原氏宗之を書すと云ふ 起原沿革 清和天皇貞觀十二年正月、鑄造して舊錢十之を行はしめ、一を以て舊錢十に當てしむ、寬平元年に至るまで通用す、「ゼニ」參看（大日本貨幣史）

チヤウグワンカウダイシキ式　交替式（カウダイシキ）を見よ、

チヤウグワンジ　貞觀寺　所在 山城國紀伊郡深草村に廢趾あり 起原沿革 文德天皇の仁壽初め、皇子誕生に方り、藤原眞冬僧正眞雅に謀り、嘉祥寺の四に加持祈禱の道場を興し、嘉祥寺四院と稱す、天安三年三月眞雅の奏請により年分度者三人を置く、皇子位に卽き給ふに及び、大に寺基を擴張し給ふ、卽ち清和天皇貞觀九年九月、伊賀國阿拜、山田、伊賀の三郡の田六町九段二百八十八步を施入し給ひ、皇太后及び大臣等諸堂宇を營附建立し、尊勝釋迦等の諸像を安置す、十四年七月眞雅の奏請により、始めて貞觀寺と號し、十六年三月諸堂宇落成し、大齋會を行ふ、西堂（金剛界曼荼羅堂）、東堂（胎藏界曼荼羅堂）、大堂、新堂、念誦堂、灌頂堂、五大堂、寶塔、經藏、鐘樓、南大門等ありたり、廢頹の年代未だ詳ならず（三代實錄、元亨釋書、弘法大師弟子譜、山城名勝志）

チヤウグワンデン　貞觀殿　名義 大內裏の一殿、皇后宮の正殿ある所なり、大夫亮進屬等會合して後宮の事を行ふ所なり、又御匣殿とも云ふ、櫛笥を納め置く故に名づくるなり 所在 大內裏の北方に位し、常寧殿の北に在り 構造 廣さ七間四面（廂を合せば九間四面）、四方に廂あり、北廂の中央に高妻戶ありて、壇及び溝を隔て玄輝門に相對す、南廂に簀子あり、中央に渡殿ありて常寧殿の馬道に逢し、又南面西第一間の所にも渡廊ありて、常寧殿の西庇の北面に通ず、東廂に又簀子あり、其南端に反橋の渡廊を架して宣耀殿西面の額間に逢す、西廂にも簀子あり、南第一間に反橋の渡廊を設け、西登花殿の東廂の額間へ通ず、貞觀殿北方の東西に瓦垣片廂の竈あり、其北面に孰も一小戶あり、寬和二年六月、花山天皇貞觀殿の披門より花山寺に密幸せられしは、此門と傳ず（大內裏圖考證、標註職原抄別註、平安通志）

チヤウケイ　杖刑　名義 王朝時代に於ける刑名、杖を以て罪人の臀を打つをいふ 起原沿革 孝德天皇の大化二年に、東國の朝集使に下せる詔に、官勢に因りて公私の物を取るを禁じ、もし犯せば、主典以下は笞杖に決すべしとあるを初見とす、されど元より一定の法規あるにあらず、大寶律令の發布せ

らるゝに及び、其制始めて定まる、其規定に從へば、杖の數は、六十より百に至るの五等あり、一等毎に十を加ふ、笞、徒、流、死の諸刑と共に、五刑又は五罪と稱す、在京諸司の人、杖罪を犯す時は當司にて決し、衛府罪人を捉へたる時、京に貫屬せざる者は京職に送り、京に貫屬せざる者は刑部省に送り市にて決す、諸國にては、郡にて斷定して國に送り、兵士は軍毅之を決し、所在の郡に送る、江戸時代の刑にて之に類するものを敲とす、タタキと發音【笞刑との區別】孝德紀に、笞をホソキズバエ、杖をフトキズバエと訓ぜり、楚器に大小の別あるを知るべし、而して打笞の數は十より五十に至り、打杖の數は六十より百に至る、されば兩者の異なるは、器の大小と、數の多少によれるものとす（書紀、古事類苑法律部）

チヤウケイテンワウ　長慶天皇　名稱

御名は寛成、法名金剛心院、一說に覺理、系統　後村上天皇の第一皇子、第九十八代の天皇　事績　正平廿三年三月、後村上天皇崩ずるや、立つて卽位す、文中二年位を皇弟後龜山天皇に讓りて吉野に遷れ、徙りて玉川宮に座す、應永元年太上天皇の尊號を奉る、葬で落飾、同年八月一日嵯峨大覺寺に崩ず、壽五十二（大乘院日記目錄、大日本史、史學雜誌「長慶帝御世譜」）

○世に或は天授年間陸奥波岡に、元中七年七月紀伊丹生川に、天授五年九月丹生川に、應永廿一年四月紀伊丹波山中に崩ずとなせども共に誤なり、按ずるに、長慶天皇が卽位し給へるや否やに付きては、古來より疑問のある處にして、大日本史は、始めて、花營三代記に「應安六年八月二日、南方奉レ讓ニ位於舍弟之宮一、相ニ副三種神器一、沒ニ落吉野一云々」寶簡集に、太上天皇寬成敬白と記したる願文ある本據として卽位說を唱へ、塙保己一は花峽松を著はし、新

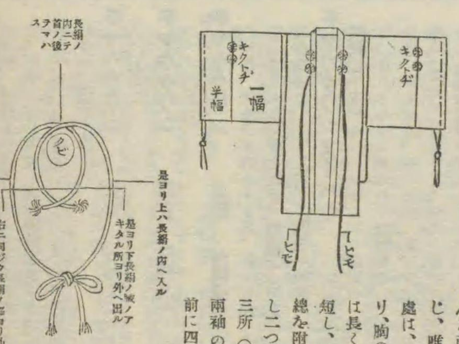

チヤウケン　長絹　名義　長絹にてつくれる直垂をいふ、長絹とは剛く張りたる絹なり　熟作　始んど直垂と同じ、唯異れる處は、補括あり、胸の紐、左は長く、右は短し、菊綴は總を附く、但し二つ宛後に三所（背及び兩袖の縫目）前に四所（胸

菜集序文に「三代の御門に仕へ、また「元弘のはじめよりしも弘和の頃に至るまで、世ぼみつぎ年はいそとせのあいだ云々」僧頼意の歌に「なれきつる八十路のはるもあはれれ、三代の昔の春のおもかげ」などあるによりて、非卽位說を唱へ、成島甕谷の南朝史また之に左袒せり、今暫く大日本史に從ふ、尙ほ詳しくは大日本史並に嵯峨野の露、及び史學雜誌十四、十五篇、久米、谷森兩氏の說を參看すべし、

チヤウケン　長元　名義　後一條天皇御宇の年號、萬壽五年七月二十五日、旱疫兵亂に因て改元す、九年を經て後朱雀天皇長曆と改む　出典　六韜に、「天之爲レ天、凡爲ニ天長一矣」とあるに據る（但六韜に此文なしと云ふ）、文章博士爲政勘申す（國朝年號譜）

チヤウゲン　貞元　圓融天皇御宇の年號、天延四年七月十三日、火災地震に因て改元す、二年を經て天元と改元す、

チヤウサ　定者（定座）　僧侶の役名、法會の行道の時に、香爐を取て前行する事を掌る、二人あり、法師の形にて小僧を以て之に充つ、依て之を定者沙彌と云ふ、道師の下に定座して動かざるの義なりと云ふ（佛語解釋）法成寺金堂供養に「定者沙彌二口從ニ東四橋一登ニ舞臺一禮レ佛了、就ニ案下一取ニ火舍一立」と見えたり、

チヤウザイ　杖罪　杖刑（チヤウケイ）を見よ

チヤウシウセイベツ　長州征伐　起原　德川氏の末年に際し、長藩は尊王攘夷の說を主唱し、遂に朝廷を擁して討幕の擧に出でんとせり、斯くて元治元年に至り、京都の形勢遽かに一變し、所謂甲子の變たる蛤御門の戰に於て、長藩は禁闕を犯して大敗し、全く其勢力を失へり、是より先幕府は長藩の處置に苦心せしが、今や禁闕に向ひて發砲したるを

大罪を犯したれば、並に漸く長州征伐の擧を決せり

第二次幕府　幕府卽ち尾張大納言を以て總督とし、同年十一月淺野、雨池田、蜂須賀、有馬、黑田、鍋島、細川、島津、立花等三十六諸侯に命じて兵を出さしめ、各々其部署を定む、かくて總督は同月十六日一萬七千の兵を率ゐて、軍艦を安藝廣島に進む、是より先長藩は激黨俗黨の二派に別れて紛爭し、俗黨曾々勢力を占めたるを以て、藩主毛利慶親父子は其說に從ひ、山口城を出でゝ寺院に籠居し恭順の意を表し、益田右衞門介、福原越後、國司信濃等の三家老に自殺を命じ、吉川監物志道安房なして、其首を尾張大納言の實檢に供し、以て其罪を謝せり、是に於て總督は、毛利家の悔悟伏罪を見定めたるに滿足し、長藩は必死の決心を以て既に謀伍の訓練を擧り、却て石州口に逆襲し、幕府卽ち防長の處置を定めんとし、會議の爲に往荷時日を費せる間に、長州の國內には、高杉晉作等激黨の諸士憤起して、俗黨の行爲を難し、檄を四方に傳へて幕軍に抗戰すべき勢を呈したれば、國情再び一變し、先きに三家老の首を刎れて幕府に謝罪したる輩は、皆俗黨として却けられ、長藩の政權は、全く所謂正義黨の手に歸し、藩內擧げて戰備を整ふるに至れり、幕府は此形勢を見て大に驚き、三月上旬、大目付壕原但馬守に命じ、長州に赴き、慶親父子を江戸に召喚せしむ、慶親父子敢て命を奉ぜず、是に於て長州征討の議再び起り、紀伊中納言を以て其總督と爲し、榊原式部大輔を先鋒に、松平伊賀守、牧野河內守、內藤若狹守、稻垣信濃守を左右の兩備に、內藤備後守、松平丹波等を殿軍に命ず、また諸大名に令して藩兵を出さしめ、更に將軍家茂自ら旌下の士を率ゐて親征の途に上り、慶應元年五月廿五日大阪に着す、爾來約一年の間、徒らに征討を揚言するのみにして、毫も問罪の實を擧げず、放なに兵士に逆擊の英氣を消磨しまた戰ふの意なく、薩藩は土佐藩士坂本龍馬等の媒介により長藩と親み、公然出兵の事を拒め、薩は益々之を侮り、却て戰を挑むが如き狀態を示すに及んで、漸く進擊の令を發し、二年六月五日を以て其期となす、是に於て紀伊總督は同月三日大阪を發し、五日廣島に着し以て牙營と爲す、是より先き四月、長藩における急躁過激の徒數百人、船に乘じて備中國倉敷に上陸し、幕府の代官所を襲ひ、之を蹂躙せしかば、幕軍は未だ戰はざるに、既に恐怖の念を抱き、將帥其人を得ず、號令亦宜しきを得ざるを以て、遲延日を送るに際し、長藩は必死の決心を以て既に謀伍の訓練を擧り、却て石州口に逆襲し、幕府卽ち防長の處置を定めんとし、會議の爲に往荷時日を費せる間に、長州の國內には、高杉晉作等激黨の諸士憤起して、俗黨の行爲を難し、檄を四方に傳へて幕軍に抗戰すべき勢を呈したれば、國情再び一變し、先きに三家老の首を刎れて幕府に謝罪したる輩は、皆俗黨として却けられ、長藩の政權は、全く所謂正義黨の手に歸し、藩內擧げて戰備を整ふるに至れり、幕府は此形勢を見て大に驚き、三月上旬、大目付壕原但馬守に命じ、長州に赴き、慶親父子を江戸に召喚せしむ、慶親父子敢て命を奉ぜず、是に於て長州征討の議再び起り、紀伊中納言を以て其總督と爲し、榊原式部大輔を先鋒に、松平伊賀守、牧野河內守、內藤若狹守、稻垣信濃守を左右の兩備に、內藤備後守、松平丹波等を殿軍に命ず、また諸大名に令して藩兵を出さしめ、更に將軍家茂自ら旌下の士を率ゐて親征の途に上り、慶應元年五月廿五日大阪に着す、爾來約一年の間、徒らに征討を揚言するのみにして、毫も問罪の實を擧げず、放なに兵士に逆擊の英氣を消磨しまた戰ふの意なく、薩藩は土佐藩士坂本龍馬等の媒介により長藩と親み、公然出兵の事を拒め、薩は益々之を侮り、却て戰を挑むが如き狀態を示すに及んで、漸く進擊の令を發し、二年六月五日を以て其期となす、是に於て紀伊總督は同月三日大阪を發し、五日廣島に着し以て牙營と爲す、是より先き四月、長藩における急躁過激の徒數百人、船に乘じて備中國倉敷に上陸し、幕府の代官所を襲ひ、之を蹂躙せしかば、幕軍は未だ戰はざるに、既に恐怖の念を抱き、將帥其人を得ず、號令亦宜しきを得ざるを以て、遲延日を送るに際し、長藩は必死の決心を以て既に謀伍の訓練を擧り、却て石州口に逆襲し、幕府卽ち防長の處置を定めんとし、會議の爲に往荷時日を費せる間に、長州の國內には、高杉晉作等激黨の諸士憤起して、俗黨の行爲を難し、檄を四方に傳へて幕軍に抗戰すべき勢を呈したれば、國情再び一變し、先きに三家老の首を刎れて幕府に謝罪したる輩は、皆俗黨として却けられ、長藩の政權は、全く所謂正義黨の手に歸し、藩內擧げて戰備を整ふるに至れり、幕府は此形勢を見て大に驚き、三月上旬、大目付壕原但馬守に命じ、長州に赴き、慶親父子を江戸に召喚せしむ、慶親父子敢て命を奉ぜず、是に於て長州征討の議再び起り、紀伊中納言を以て其總督と爲し、榊原式部大輔を先鋒に、松平伊賀守、牧野河內守、內藤若狹守、稻垣信濃守を左右の兩備に、內藤備後守、松平丹波等を殿軍に命ず、また諸大名に令して藩兵を出さしめ、更に將軍家茂自ら旌下の士を率ゐて親征の途に上り、慶應元年五月廿五日大阪に着す、爾來約一年の間、徒らに征討を揚言するのみにして、毫

も問罪の實を擧げず、放なに兵士に逆擊の英氣を消磨しまた戰ふの意なく、薩藩は土佐藩士坂本龍馬等の媒介により長藩と親み、公然出兵の事を拒め、薩は益々之を侮り、却て戰を挑むが如き狀態を示すに及んで、漸く進擊の令を發し、二年六月五日を以て其期となす、是に於て紀伊總督は同月三日大阪を發し、五日廣島に着し以て牙營と爲す、是より先き四月、長藩における急躁過激の徒數百人、船に乘じて備中國倉敷に上陸し、幕府の代官所を襲ひ、之を蹂躙せしかば、幕軍は未だ戰はざるに、既に恐怖の念を抱き、將帥其人を得ず、號令亦宜しきを得ざるを以て、遲延日を送るに際し、長藩は必死の決心を以て既に謀伍の訓練を擧り、却て石州口に逆襲し、幕府卽ち防長の處置を定めんとし、會議の爲に往荷時日を費せる間に、長州の國內には、高杉晉作等激黨の諸士憤起して、俗黨の行爲を難し、檄を四方に傳へて幕軍に抗戰すべき勢を呈したれば、國情再び一變し、先きに三家老の首を刎れて幕府に謝罪したる輩は、皆俗黨として却けられ、長藩の政權は、全く所謂正義黨の手に歸し、藩內擧げて戰備を整ふるに至れり、幕府は此形勢を見て大に驚き、三月上旬、大目付壕原但馬守に命じ、長州に赴き、慶親父子を江戸に召喚せしむ、慶親父子敢て命を奉ぜず、是に於て長州征討の議再び起り、紀伊中納言を以て其總督と爲し、榊原式部大輔を先鋒に、松平伊賀守、牧野河內守、內藤若狹守、稻垣信濃守を左右の兩備に、內藤備後守、松平丹波等を殿軍に命ず、また諸大名に令して藩兵を出さしめ、更に將軍家茂自ら旌下の士を率ゐて親征の途に上り、慶應元年五月廿五日大阪に着す、爾來約一年の間、徒らに征討を揚言するのみにして、毫

チヤウジジメ　丁子染　香染（カウゾメ）を見よ、

チヤウジジヤ　長者　標準　東寺の上首を云ふ、一二三四の長者ありて勅任なり、一長者は寺務法務を兼ぬ、是を正法務とし、二三四長者を權法務とす、又一長者を一阿闍梨とも稱す、長者とは法華文句の一姓貴、二位高、三大宮、四威猛、五智、六年壽、七行淨、八禮備、九上歎、十下歸を長者と云ふとあるに出づ　起原　帝王編年記に「弘仁十四年正月僧都空海補二東寺長者一、依ニ勅宣一、永預ニ給此寺一」と云ひ、長者補任天長元年空海を始めとせしも追記にて、仁明天皇承和三年空海の弟子實慧を以て長者とせしを始めとす、八年權律師眞濟を長者に補せしより、現任長者二人となる、依て眞濟を二長者と云ふ、第二位の長者の義なり、昌泰元年權律師峰敏を長者に補するに及びて、現任三人となり、安和二年權少僧都寬空を四長者に補するに及び、現任四人となる、是より以來東寺には四長者ありて寺務を執る、後世仁和寺大覺寺三寶院勸修寺等の諸門跡より、戒臘高き者を撰拔して、長者に補する例となれり、又長者撰任法は委しく東寶記に見えたり（初例抄、釋家官班記、松本博士「僧の官位」、東寶記）

チヤウジジヤウ　長上　王朝時代、每日奉職して官衙に務むるを云ふ、內外諸官主典以上、及び被官の侍從、侍醫、諸博士、助敎、諸師等の總て官位相當あるものは、每日登衙して勤仕するなり、其諸官を長上官と云ふまた維任にても卜部、畫師、百濟手部の類は、才伎を以て長上するものあり、又雜色中にも長上のものあり、上日（ジヤウジツ）參看（令義解延喜式、

十月を以て、大藏を參選し、德川幕府終に亡ぶ（幕府衰亡論、幕末小史、德川太平記）

チヤウシウ

官職沿革攷)

チヤウジヤセン　長者宣　攝政關白が氏の長者として下す御教書を云ふ、多くは氏社の春日社、氏寺の興福寺に宛たるものなり、長者の別當奉りて出だす、綸旨院宣を氏の寺社に下さるゝ時は、直接に社寺に下さずして、先づ氏長者に下し、長者より長者宣を添へて遣ろ、終に依二長者宣一執啓如レ件又は、長者宣所レ候處也、仍執達如レ件、と書し宛名あり長上なれば謹上の字を添ふ、左に文例を示す、

奠國御祈事　院宣如レ此總可レ令二下知一給之由、長者宣所レ候處也、仍執啓如レ件、

（正應三年）五月十七日　左中辨奉仲

謹上　別當僧正御房　（春日社所藏）

チヤウジユ　聽衆　僧侶の役名、法會の時講師の講說を聽聞して、經文の義を論義するものを云ふ（官職要解）

チヤウジユ井ンノニフダウ　長壽院入道　勤修寺尹豐（クワンシウジタダトヨ）を見よ、

チヤウシヨウ　長承　名稱　崇德天皇御宇の年號、天承二年八月十一日改元、三年を經て保延と改む　出典　史記に「長承二聖治一、群臣嘉レ德」とあるに據る（國朝年號譜）

チヤウセン　廳宣　檢非違使廳の別當宣を云ふ（ベツタウセン）を見よ、

チヤウリカベモトチカ　長曾我部元親　名稱　幼字弥三郎、宮内少輔と稱す、法名雪蹊恕三　系統　國親の子　事績　世々土佐國長岡郡岡豐の城主たり、永祿三年家を繼ぎ、專で國内の豪族たる本山、吉良、中山、安藝の諸氏と戰ひて、或は之を降し、或は之を滅ぼし、元龜元年土佐の六郡を領す、時に土佐國司家たる一條兼定、橫暴多郡を侵し、津野、大平、佐竹等の諸豪族之を牽制して、土佐の四半に雄視せり、元親は事に托して兼定を逐ひ、其子內政を擁立し、配するに女を以てし、全く實權を奪ふ、是に於て土佐全國は事實上元親の手中に歸したり、天正二年八月はじめて兵を阿波に出して海部を侵し、四年三好氏の內亂に乘じて、更に南二郡を略し、六年また勝瑞城に十河存保を攻めて之を降す、此夏讃岐を掠略して、兵威大に振ふ、會々讃岐六郡の領主香川信景款を元親に通じて、元親の二男親和を養うて子とせるを以て、四讃岐の地悉く元親に屬す、七年伊豫に兵を出して諸郡を侵略す、八年一條內政を伊豫に亡ぶ、六月使を京都に遣り、方物を織田信長に獻す、信長大に喜ぶ、十年春信長三好笑巖に命じて阿波を徇へしめしが、六月本能寺の變に會し、笑巖兵を收めて歸る、元親卽ち大兵を擁して阿波に入り、十河存保を擊つて之を破り、一宮成助等を殺すに及び阿波悉く平ぐ、十一年更に東讃岐を徇へて十河城を陷れ、十二年久武親直をして伊豫を略せしむ、四國の大半殆ど元親の有に歸す、是年豐臣秀吉根來を伐つて紀伊を平げたる餘勢に乘じ、四月弟秀長に兵を授けて阿波より讃岐を經て伊豫に入らしむ、元親防戰して利あらず、遂に降を請ふ、秀吉卽ち阿讃豫の三州を割りて、更に土佐に封ず、十四年秀吉、元親の子信親及び仙石秀久に命じ、九州に赴きて大友宗麟を降し、島津義久に當らしむるや、元親また監軍として之に赴きしが、戰利なくして信親戰死せるを以て兵を收めしが、十五年秀吉親征のことあるに及び之に從へり、專で秀吉の執奏により侍從に任じ土佐守に拜し、姓羽柴を賜ふ、既にして文祿元年征韓の役起るや、元親亦海に航して轉戰頗る功あり、幾もなくして從四位下少將に叙任す、慶長二年再征の擧あるに及び、また軍に從ふ、四年五月伏見に卒す、歲六十一、京都天龍寺に葬る（野史、長曾我部元親）

チヤウダイ　帳臺　帳を張りたる臺をいふ、寢殿の內、一區劃を爲すが爲なり、主人の常住する所、又廳所にも用ふ、御帳臺とも御帳とも云ふ、後世武家にて書院造の上段の間を帳臺と云ふ、もとは帳內なるが轉じたるなりと云ふ、入口に帳を垂れ置きしより名づけしなり、初めは高貴の家に限りしが、後には地下の家にも必ず之を設けたり、禁中にては皇后の居住所常寧殿の內に在り、江次第に「常寧殿西途龍內帳臺上敷長筵云々」と見えたり、五節帳臺の式は此所にて行ふなり、帳臺の模樣は、皇后は濱床（ユカ）とて高さ二尺許九尺四方の臺あり（皇后の外は濱床なし）黑塗の金物あり、其上に繧繝の疊二帖を南北に敷き、南を枕とす、此疊を上敷と云ふ、臺の四隅に柱を立て、鴨居を置きて後、逸脊の明障子を間每に竪ひ、四幅又は五幅の帳を四方の入口に掛く、次に帷額を引き廻す、帳の內には几帳三本を南東西の口、濱床の上に立て、其几帳の高さに帳を上げ置き、四隅の帳及び北の入口の帳は垂れ置くなり、猶鏡の掛樣、厨子の置き樣、悉く雅亮裝束抄に見えたれども畧す（家屋雜考、雅亮裝束抄、建武年中行事詳解）

チヤウヂ　長治　名義　堀河天皇御宇の年號、康和六年二月十九日、天變に因て改元す、二年を經て嘉承と改む　出典　漢書に「建二久安一元、勢成二長治之業一」とあるに據る、文章博士藤原敦光勘申す（國朝年號譜）

チヤウチヤ　貞治（名義　北朝後光嚴天皇御宇の年號、康安二年（南朝の正平十七年）九月二十三日改元、六年を經て應安と改む　出典　周易に「利二武人之貞一、志治也」とあるに據る、參議左大辨藤原忠光勘申す（國朝年號譜）

チヤウチン　挑燈（提燈）　古く挑燈といへるは燈爐の事なり、朝野群載、應德二年十月卅日法定院佛聖供灯油料狀に、「安二置佛像一之前、無二挑灯柱一」とあるを初見とす、また唐話纂要にも、「挑燈（ツヲドカロ）」とも見えたり、なほ秋夜長物語にも、「ぎよなうのちやうちんに盤を入れてともしたり」とあれど、古印本には魚膠の燈爐と記したれば、果して今の所謂挑燈なりしや否や詳かならず、また庭訓往來、七十一番歌合、尺素往來等にも此事記載なければ、當時行はれざりしを知るべし、專で文龜年間の著なる饅頭屋節用に、挑燈の名目見え、大永中の記錄に、門にちやうちん二つ懸くるとあり、宍太郎にも「中間に挑燈ともさせ云々」とあり、なほ北條五代記にも、挑灯の指物を用ひたること見えたるほか、みな今日の挑燈なり、甲陽軍鑑を按ずるに、永祿元年の令に不斷不レ可レ照二挑燈一と見え、また六年の條軍用の事をいへる處に「小荷駄馬一疋に挑燈二つづかりづゝ結付、馬貲にも、一人に一つゞゝ續松もたせ云々」と見えたるにて、其用漸く廣くなりたることを知るべきなり、而して此時の製は籠挑燈なりしが、疊むべく製したるは、天正以後の事に係る、これより箱挑燈、弓張挑燈、手挑燈、高張挑燈、酸漿挑燈、小田原挑燈等、各種の挑燈製造せらるゝに至れり、（四季草、眞史雜記、骨董集）○明治の初年部下嚴然として、人心其堵に安せざるを以て、二年十一月令して無提燈の往來を禁じたりしが、五年五月に至り、之を解きたり、

チヤウヂヤウ　頂戴掛　烏帽子掛（エボシカケ）を見よ、

チヤウテウ　定朝　佛工なり、京都七條の人、父を康尙と云ふ、七條佛師の元祖なり、藤原道長の法成寺を建つるや、定朝命を受けて佛像を造る、製作極めて優秀なり、治安三年後一條天皇之に幸するに及び、大に其技を賞し法橋位を授く、佛工に僧位を授くること玆に始まる、永承三年三月法眼に轉ず、山階寺造佛の賞となす、天喜五年八月一日死す、按ずるに、定朝造る處其形式を唐宋に採り、技の巧みなること一世に冠絕す、子孫また佛工を以て名あり（工藝志料、大佛師譜）

チヤウトウ　廳頭　近衛府（コノエフ）の職員名、

チヤウトク　長德　一條天皇御宇の年號、正曆六年二月二十二日、疫疾天變に因て改元す、四年を經て長保と改む、

チヤウトクヰン　長得院　足利義量（アシカガヨシカズ）を見よ、

チヤウナイ　帳內　舍人（トネリ）を見よ、

チヤウネンタイハウ　長年太寶　名義　銅にて行はれたる錢貨の一種　時代　平安朝時代に行はれたる錢貨の一種、銅にて作る、徑六分強、重五分強、徑六分五厘弱、重四分の二種あり、倘ほ徑七分、重八分の大なるものあり　出典　嵯峨天皇嘉祥元年十月鑄造して之を行はしめ、一を以て舊錢十に當てしも、天安二年に至るまで通用す（大日本貨幣史）

チヤウハン　丁半　博奕（バクチ）を見よ、

チヤウバン　定番　江戸時代の職名、大阪及び駿府に在番して警備の任に當れるものをいふ、詳しくはヂヤウカバン」「スンプヂヤウカバン」

チヤウヒキヤク　（今見よ）　定飛脚（ヒキヤクを見よ、）

チヤウヒケシ　定火消　編纂　江戸幕府の職名、江戸市內の防火の事を掌る、若年寄の支配にして布衣衆之間詰なり、役料三百人扶持、與力六騎、同心三十人づゝ之に屬す、慶應三年役扶持を廢して更に役金二千兩づゝを給ぜらる（組の事は沿革の條に合叙す）　受持區域　出火の際、定火消の繰出すべき出場の制限は、札之辻松平肥後守松平政千代屋敷限、麻布櫻田町阿部播磨守下屋敷限、青山松平左京大夫屋敷限、權田原紀州屋敷裏限、四谷裏大番町大木戸限、大久保安藤織部屋敷限、牛込榎町早稻田限、市ヶ谷尾州家上邸、元松平出雲守屋敷限、小日向下新町目白不動、音羽町護國寺限、小石川御殿後通り限、巢鴨大原町限、本郷駒込追分、田沼主計頭下邸限、谷中三崎限、下谷金杉限、淺草觀音堂又は今戸限、入丁堀霊岸寺、木挽町尾州家藏屋敷限、深川八幡社限、本所龜戸天神橋限、北本所戸家藏屋敷脇源兵衛堀限となす、而して以上を出場內と唱へ、以外を出場外と唱へたり、　起原沿革　萬治元年始めて四組を置く（泰平年表には慶安三年六月始めて二人を置くとあれど、詳かならず）其後漸く增して、元祿八年には十五組となりしが、寶永元年五組を減じて十組（弓三組、砲七組）となし、安政六年また二組を減じ、慶應二年更に四組を減じ、僅に四組となれり、蓋し是より先定火消は、大名火消、町火消等と、火事場に於て消し口を爭ふの弊ありしかば、屢令を下して之を禁ぜし事あり、且つ、明和の頃は、消防に際して一定の人數を出さず、これが指揮をも忘りて、風紀大に紊れしが故に、寬政四年以後は、町方名主等の情願によりて、自今町方の火消に

は、烈風大火の時にあらざれば、定火消を出場せしめざる事とし、文政二年以後は、定火消の消防は、郭内の出火に限り、郭外町方の出火には一切干與せしめざる事とし、文久二年以後は、淺草本所の倉庫、猿江材木藏の消防も、町火消の手に委ぬる事となり、消防の區域漸く狹少となれるを以て、其組數も自ら減少するに至りしものならん○火消役は皆役宅を賜ひ、邸の玄關正面へ纏を立て置く、纏には馬簾なくして、錫箔地へ家々の定紋を漆にて畫きたり、而して其役宅を俗に火消屋敷と稱し、出火の際は太鼓を擊ちて四方に報ず、なほ同處にて太鼓を打たざるに先ち、他に於て板木又は半鐘を打つを禁ぜられたれば、火消屋敷にては、尤も其責任を重んじ、用意周到を怠ることなかりしといへり、また此役は初心の人が喙卒を指揮するの初階たりしな以て、若年にて家督を相續せる人、多くこゝに任じたりき(武鑑、古事類苑官位部、江戸の花)

チヤウブ　定府　江戸時代、大名もしくは大名の臣下の、常に江戸に在府せる者をいふ、大名は水戸家の如きこれにて、參覲交替の事なく、特に賜暇ありし外は、常に江戸に滯在するの義務を有したり、世俗に水戸を副將軍と稱するは此等よりいでたるものなるべし、また諸藩士には江戸詰と國詰とありて、江戸詰は代々江戸に住して藩邸内に常住せるものにして、之を定府と稱したり、

チヤウフクジ　長福寺　所在 山城國葛野郡東梅津村字中村○山號、大梅山 宗旨 臨濟宗南禪寺末○本尊釋迦如來 起原沿革 天安四年眞理尼の開基、初め天台宗なりしが、豐前左衛門清景と云ふ者、深く僧月林に歸依し、更に堂宇を增し田園を附し竟に禪刹に改む、花園法皇月林に歸依し、時に臨幸して法要を問ひ、且つ勅願寺たるべき綸旨を賜ふ、織田豐臣德川の三代、共に寺祿三百五十石を付す、塔頭別傳院に花園天皇御塔所あり、大寶輪と云へり、什寶に花園天皇御肖像御宸翰及び古文書等あり(山城名勝志、平安通志、京華要誌)

チヤウホウ　長保　一條天皇御宇の年號、長德五年正月十三日、水旱災異に因て改元す、五年を經て寬弘と改む、

チヤウホフジ　頂法寺　所在 山城國下京區堂ノ前町○佛堂の構造六稜角なるに因り、世に六角堂といふ 宗旨 天台宗延曆寺に屬す○本尊一寸八分の金銅如意觀音 起原沿革 寺傳に云ふ、聖德太子の開基、藤名雲林寺、愛宕郡土車里に在りと、延曆遷都以前よりある所にして、舊來一町四方東洞院烏丸六角三條の間に在り、今地域縮少すれども、其佛堂の位置を變ぜず、弘仁十三年嵯峨天皇の勅願寺となり、長德二年花山上皇行幸し給ふ、是れ四國巡禮の權輿なり、寬永四年燒亡、同五年再建し、歷仁以來屢々回祿に罹れり、寬永十八年内裏造營の時、餘材を賜ひ、本堂四脚門等悉く再建し、其後寶永天明に再度燒亡し、寬政十年に再建し、元治元年又兵火に罹り、明治十年に至て再建せり、現今ある所是なり○池の坊本尊の後背に在り、永親年中、此坊の僧專慶、始めて本尊に供する花卉を瓶に挿さむに姿勢等を考へ、後ち專順專鎭其技を傳へ、專鎭は足利義政より花道家元の號を與へられ、以後專鎭を以て挿花の一流の號となせり、イケノボウ(池坊)と稱す(山城名勝志、平安通志、京華要誌)

チヤウミトリ　定見取　江戸時代、山野の開墾或は埋立等にて、巨多の費用を要せし畑に對し、年々の豐歉に拘らず、一定の輕き年貢を賦課するを云ふ、即ち初め定め置きたる年貢により、永久に納め、年の豐儉凶作によりて增減ぜざるなり(地方凡例錄、大日本租稅志)

チヤウム　廳務　坊官(ボウクワン)を見よ、

チヤウメン　定免　名義 江戸時代、百姓の作り高を慮り、或る年限を定めて租の幾分を免じて取ることをいふ、地方凡例錄に「石盛の當より幾分を免して取るの義にて、乃ち七斗五升取るべきは、其貳斗を免じ、五斗五升を取るの類なり」といへり、之を要するに、田地收獲の内に於て、其幾分を減免し、貢租を定めて之を徵するの義に起り、遂に田租率の通稱となれるなり、而して之を稱するに、免幾個といふ、定免取とは、五年若くは十年の租額を平均して之が率を定め、年限を期し、年期中は年の豐歉に拘らず、定免の租を徵收する也、若し風水旱等の大損あれば、檢見の上其幾分を減除す、之を破免(免破)といふ 起原沿革 定免に類したる法、古よりあり、王朝時代、田一段の租稻一束五把、或は二束二把の法あり、鎌倉幕府の時、丹波國大山莊の年貢請文に、風水旱損に由らず、上中下田の斗代上納の事見え、室町幕府の時、播磨國矢野莊代官職請文に、水旱風虫の損害に拘らず、毎年年貢運上のこと見え、文祿二年豐臣秀吉、宮部善祥房をして豐後の地を檢し、貢租定納の法を立てしむ、蓋し是等は皆定納の法にして即ち定免なりき、江戸幕府に至り、將軍吉宗、享保六年、田租見取法の煩はしきを避けんが爲め、定免の法を遍く施行せり(大日本租稅志)

チヤウラウ　長老　高僧を云ふ、年高く臘長じて貴むべき義、禪宗にては、崇德並に高き僧、又は住持の者を稱す、釋氏要覽に「長阿含經云、有三長老一謂二耆年長老一(年臘多者)法長臘(了達法性内有二智

德者)作長老(假號之者)譬喩經傳云、所謂長老者、未必剃二鬚髮一經二復年歯一長不レ免二於惡行一、若有二見諦法一、无二害於群明一、捨二諸煩惱惡行一、此名爲二長老一、今謂二長老一、未必出家修二其善本業一、分二別正行一、設有二年歯幼諸根无二缺一、此謂名二長老一、雖法師云、内有レ智得レ可レ貴、故名二長老一、恩師云有二長者老年德一名二長老一」勅修清規に「始奉二其師一爲二住持一而又尊之曰二長老一」祖庭事苑に「今禪宗住持者、必呼爲二長老一、取レ長阿含經三長老中所レ謂了達法性内有二智德一人上、以訓二領學者一」など見えたり、

チヤウラクジ　長樂寺　所在 山城國京都下京區圓山公園 宗旨 時宗○本尊十一面觀世音 起原沿革 延曆中僧最澄の草創にして、天台宗延曆寺の別院たり、其地の風致店の長樂寺に似たるを以て其名を取れりといふ、昌泰中宇多法皇繕修の所、文治元年住僧印誓は建禮門院の戒師たり、門院安德天皇の冥福を修めんが爲め、帝の御衣を印誓に施賜す、印誓之を錄し佛牘を作り、常行堂に掛くと云ふ、是より先延曆寺の僧慈圓の弟子隆寬爰に住し、源空の宗義を慕ひ、淨土宗となし之を中興す、其流を多念義派或は小坂義派と稱す、嘉祿年中延曆寺の訴に依り、隆寬配流せらる、其後國阿入りて念佛を修行し時宗となる、正保中本堂を再建す、後水尾法皇勅額を賜ふ、延享中南域を割き、眞宗大谷派に附す、文化中歲計立たず、寺院を擧げて淨土宗養福寺に授け、其後又數々變轉し、明治三年に至り、再び時宗に復し、正法寺に屬す、十八年に至り堂宇頽廢し、佛像を假堂に安置せしが、二十六年四賀茂正傳寺の法堂を移して本堂となし、今僅に存するのみ(山城名勝志、平安通志)

チヤウラクジリウ　長樂寺流　淨土宗の一派、隆寬長樂寺に居る、世に長樂寺の律師と稱す、其門に敬日、智慶あり、敬日の所立、其師に同じからず、智慶東國に在り、その教を弘む、弟子隆慶之を繼ぎしが、數代ならずして、其流始

チヤウラクジリウ　長曆　名義 後朱雀天皇御字の年號、長元十年四月二十一日卽位改元す、三年を經て長久と改む 出典 春秋に、長曆とあるに據る、大學頭義忠勘申す(國朝年號譜)

チヤウロク　長祿　名義 後花園天皇御字

チヤウラクモン　長樂門　大内裏八省院二十五門の一、拾芥抄左廂門に、延喜式腋門に、北山抄應天門東腋門に作る、南面の門にて、朝集堂の南に在り、應天門の東十五間を隔て一位し、廊道を以て之に接す、東四の廊十一間、(屋背を以て數ふれば十二間、東五間、西六間、門戸一間)なり、敏行中將の筆額を掲く(大内裏圖考證)

チヤウラクモンヰン　長樂門院　名義 藤原忻子、法名眞實覺 系統 大相國藤原公孝の女、母は内大臣公親の女喜子 事蹟 後二條天皇の中宮、正安四年二月從三位に叙せられ、八月入内、尋で女御と爲り、嘉元年九月中宮と爲る、德治三年閏八月尼と爲り、延慶三年十二月院號、觀應三年二月一日薨ず、年七十(女院小傳)

チヤウリ　長吏　一寺の主長たるものを云ふ、又座主、檢校、別當の總稱にも用ふ、園城寺勸修寺及び延曆寺の楞嚴院檢校(橫川)等は共に長吏と云ふ、園城寺は眞覺元年智證(圓珍)勅を得て園城寺の主盟となる、世に長吏と稱す、相次で惟首、猷憲、康濟等長吏となりしも、勅任にあらず、後世聖護院實相院圓滿院の三門跡交々長吏に補す、勸修寺は大僧都濟高延喜十八年八月長吏職に任ぜしを始めとす、楞嚴院は安祥檢校となりしを始めとす(園城寺長吏次第、法中補任、諸宗義範)

チヤウリヤク　長曆　名義 後朱雀天皇御字の年號、長元十年四月二十一日卽位改元す、三年を經て長久と改む 出典 春秋に、長曆とあるに據る、大學頭義忠勘申す(國朝年號譜)

チヤウロク　長祿　名義 後花園天皇御字

郡世眞田村大字世眞田○眞田山眞言院と號す 宗旨 眞言宗 本尊不動明王 起原沿革 初め臨濟宗、後に天台宗となる○本尊釋迦如來 起原沿革 承久三年九月、榮西の上足榮朝の開基にして、新田氏之が開山檀那たり、子孫世々檀越として崇敬厚く、田園の寄進頗る多しと云ふ、一說に義季開山檀那なりと、寬元四年義季の女塚の地を喜捨せし以來、賴氏敎氏滿義等の如き、皆同寺所藏文書の寄進狀によりて明なり、足利氏の時に至り關東十刹の内に列せり、初め臨濟宗なりしが、後世僧徒の學衰へ、兼學の任に堪ふるものなく、禪學專らなり、別に眞言院を設け、密學のものを以て之に住持せしむ、室町時代の末期以來、寺門大に衰へ、堂舍頽廢せしが、江戸時代に及び、德川氏祖先の氏寺たるを以て、新に天海僧正を以て住持職を授けて之を再興せしむ、幾干もなくして家康薨じ、天海入院せず、故を以て寬永十八年天台の末寺普川永德以下武藏陸奥の末寺連署し因て天海の弟子晃海をして寺院を領て住持を請ふ、因て天海の弟子隆寬爰に住し、源空の寺とし、祕密灌頂道場とし、大に寺院を興立したり、爾來天台宗中本山となり、三百二十七ヶ寺の末寺あり極めたりしが、今や大に衰へて、樓門本堂あれども荒廢して修覆を加へず、境内文珠山にの義季以來の墳墓の牌數十個あり○什寶には文書極め高延喜十八年八月長吏職に任ぜしを始めとす、楞嚴て多く、新田系過去帳等歷史研究上參考となるべきもの多し(上野名跡考、史學雜誌)

チヤウラクジリウ　長樂寺流　淨土宗の一派、隆寬長樂律師を流祖とす、隆寬長樂寺に居る、世に長樂寺の律師と稱す、其門に敬日、智慶あり、敬日の所立、其師に同じからず、智慶東國に在り、その教を弘む、弟子隆慶之を繼ぎしが、數代ならずして、其流始

（將軍足利義政）の年號、康正三年九月二十八日改元す、三年を經て寛正と改む（出典 帝王編年記）（其建立也長、持ノ字也長トあるに據る、文章博士菅原繼長勘申す（國朝年號譜）

チヤウワ　長和　三條天皇御宇の年號、寛弘九年十二月二十五日卽位改元、五年を經て後一條天皇寛仁と改む、

ヂヤウワ　貞和　名義　北朝光明天皇御宇（將軍足利尊氏）の年號、末二年は崇光天皇御宇の年號、康永四年（南朝の興國六年）十月二十二日改元す、五年を經て觀應と改む（出典 園太暦）（藝文類聚に「體ニ乾靈之休德ニ膺ル貞和之純精ニとあるに據る、從三位菅原在成勘申す（國朝年號譜）

チヤクエハジメ　著衣始　小兒生れて、始めて衣を著るをいふ、誕生（タンジヤウ）の條を見よ、

チヤクタイ　著帶　姓身五箇月（或は七箇月）岩田帶を締むるをいふ、誕生（タンジヤウ）參看、

チヤクタウ　著到　出陣以前に、諸方より集まりたる軍勢の名を帳面に書き留むるを云ふ、軍勢の到著したる人名を書く故に名づく、又到著せし人より軍勢を率ゐて馳せ參ぜし事を、其將に上る狀を（狀別符）著到狀と云ふ、奥に奉行見了、或は承了と署す、故に又一見狀とも云ふ、「イツケンジヤウ」參看、猶ほ著到に軍に限らず、諸番上の人名を書くにも云ふ（貞丈雜記、古文書類纂）今左に文例を示す、

　著到
　豐後國御家人野上次郎三郎廣資、就二于御敎書一最前馳參候訖、以二此旨一可レ有二御披露一候恐惶謹言、
　貞和六年十月　日　　廣資上
　進上　御奉行所
　　承了（花押）

チヤクダノマツリゴト　著駄政　王朝時代に、盜犯及び私鑄錢の徒を著駄して驅役せしむる政をいふ、駄は類聚名義抄に「クビカシ」と訓ぜり、蓋し頭に著けしものなるべし、五月、十二月に日を擇びて行ふ、村上天皇の天曆の比は、市司の樓下に就きて、上の十五日は東市、下の十五日は西市にて行ひしが、後に樓覆りて再建なかりしを以て、東市の樓の遺址に幄を立てゝ行へり、當日は衞門佐以下帷幄の下に就き、看督長四人の過狀を衞門佐に呈して後、看督長、左右獄の囚人を將て至る、囚には人別に防援あり、既にして衞門佐、看督長に命じて駄を加へて獄に送らしむ、其日罪により、決杖して原免するものも、服罪せざる者を拷問することもあり、是より先に衞門府より著駄すべき獄囚を檢して勘文を上る、其勘文には、一條天皇の長德元年前は、唯服罪の狀と贓數とを載せて、役期をば奏げざりしに、後には律を考へて役期を載せたり、著駄畢りて後は、更に書を作りて之を報す、又役畢の勘文あり、役の畢りたる者は、著駄政の日、衞門府看督長をして、四人の欵を脫せしめ、懷中より烏帽子を取り出し、之を與へて放ち遣る、又著駄の後には、更に決杖せしを例なるを、圓融天皇の天祿四年に之を停めたり、後世政權武門に移りてよりは、著駄政も從つて行はれず、只年中行事中の一儀式となり、罪人に擬する者は、定まりて鞍馬より來り、白布を綰れて彼の者の首におき、搒をもて打つまねするのみとなれり（公事根源、侯訓集、古事類苑法律部）

チヤクニン　着任　地役人　郡代（アンダイ）の條を見よ、

チヤダウ　茶道　茶湯（チヤノユ）を見よ、

チヤチウ　茶頭　禪宗にて、後堂の役名、大衆の茶事を掌る、首座寮の茶頭、維那寮の茶頭、知客寮の茶頭、侍者寮の茶頭あり、以上を四寮の茶頭と云ふ、又庫司の茶頭あり（敕修清規）

チヤノユ　茶湯　起原沿革　起原詳かならず、弘仁六年四月、嵯峨天皇近江國韓崎に行幸し給ひし時、梵釋寺の僧永忠、手づから茶を煎じて奉りし事、類聚國史に見えたり、これ煎茶の史に見えたる始めなるべし、然れど抹茶を用ひしは、建久二年僧榮西、宋より持ち來りし茶子の繁殖後に在り、卽ち鎌倉時代の中世頃蔕せるなるべし、文永四年僧紹明（大應國師）宋より歸朝の時、臺子一具を齎來せしを、後に大德寺に傳へたりと云ふ、因て抹茶は禪僧等が用ひ始めし事明なり、南北朝時代關東武士等抹茶を玩びて茶會の催しあり、茶禮と云ふ事もこの頃より聞えたり、天龍寺の夢窓、茶湯の式を定めたりといへど、此頃より茶の法式始まりしなり、此時代の茶會は盛大なるものにて、喫茶の亭を設け、室内の裝飾を華麗にし、賓客を請じて茶を進めたり、又四種十服茶とて茶を品評し、賭物をなして勝負を決せり、七十服茶、百服茶などありき、されば足利尊氏其部下の茶寄合を制止したれども、益盛に行はるゝに至れり、足利義政に至り、茶を好み、南部の人村田珠光を聘して茶の法式を學び、東山に茶室東求堂を造り、日夜茶事に耽る、東求堂は維摩詰が方丈に倣ひて造れるものにて、四疊半茶室の濫觴なりと云ふ、而して珠光は、眞、行、臺子の法、茶至の儀造、茶器の種類等を擬定し、始めて一の法式を制定せり、因て茶道傳統の元祖と稱せらる、是より茶湯は益隆盛に赴き、天正年間に至るまで百餘年間、珍器佳什の世に出でたるもの最多し、珠光より茶道の傳統始まり、志野道耳、松本悟庵を歷て武野紹鷗に傳へ、紹鷗は千利休に傳ふ、利休、

豐臣秀吉に仕へ、命を奉じて古法を改良し茶式を大成せしかば、茶道の大本こゝに定まる、これより茶事の流行海内に普し、利休の孫宗旦、質素を主としわび、といふ事を始めて、茶事はすべて清寂を喜ぶ風となりしかば、貴賤上下の別なく是を賞玩するやうになりて、遂に今日に至りぬ（續漏）千家流、利休の創めたるもの、其孫宗旦の子三家に別れ、一は江岑宗佐にて宗旦の後を承け、俗に表流と稱す、二を俗に裏流と稱す、專ら質素を主とせり、三を俗に武者小路流と稱す、織部流、古田織部の創めたるもの、藪内流、藪内紹智之を創む、遠州流、小堀遠州之を創む、石州流、片桐貞昌之を創む、宗偏流、山田宗偏之を創む、有樂流、織田有樂齋之を創む（諸流）

茶湯に用ふる道具に、爐（夏向は風爐）釜、香合、茶入（俗に云ふ）茶入袋、茶碗、茶筅、茶杓、柄杓、水壺、建水、釜居、羽箒、炭斗、火箸、灰土鍋、灰杓子、鑵、前土器、紙紗、茶巾、蓋置、花入等あり、此外手燭、聲、十能、自在かぎ等も隨時に用ふ（喫茶往來、夏山雜談、茶聽聞話、舊儀裝束十六式圖譜解說、嬉遊笑覽）

チヤバウズ　茶坊主　武家の職名、茶道の事を司る、剃髮なるが故に名づく、「バウズ」の條を見よ、

チヤンバン　占城　所在　南は東埔寨に壤す、古の林邑の地、今の安南の南方、交通　文祿元年豐臣秀吉、南海渡航の諸船に朱印を賜ふや、其船また占城の地に赴き、貿易を營むものあり、蓋しこれ以前、邦人の其地に到れる者ありならん、爰で江戸時代に及び、德川家康占城國渡海の朱印を、慶長九年四月、西野與三に、十年八月有馬晴信に、十一年八月林三官に授く、而して此時また林三官に命じて、書を占城國王に贈り、奇楠香を需めしかば、十二年十月秀忠僧承兌に命じて、書を同國に贈らしむ、既にして皇后新璽を討ちて之を降し、十二月凱旋するや、改めて天皇を河内國南河内郡藤井寺村大字岡なる墓我長野西陵に葬る（大日本史、陵墓一覽）

チユウイウキ　中右記　著者　無巻敬、史料　編纂掛に藏するものは寫本百九册なり　内容　有兵

中御門右大臣藤原宗忠の日記なり、一に宗忠公記、又中右抄とも云ふ、中右は中御門の中、右大臣の右を取りて名づけたるものにて、正しくはチユウウキと訓すべきなり、寛治元年より保延四年に至る日記にして、其間康和元年より三年、天永元年、永久元、三、四、五年、保安二、三、四年、天治元、二年、大治元、三年、天承元年の十六年を缺く、末に佛事部類、部芳門院内事記あり、總閲に舊藏本（二十九册）久松家獻本（八十册）あり、本書に比すれば缺多きも、永久元年永治元年多し、進獻記錄抄寫に收むる所の中右記は、前本以後永久元、三、四、五年、保安二、三、四年、天治二、大治二年の九ヶ年多し、宗忠尤も朝廷の典故に通じ、父祖に踰えて顯達したるを以て、其記する所、儀式は後世の範となるもの多く、又時事を觀察し、評論せしものあるを以て史學に稗益する處多し、藤原時代の研究者には缺くべからざる眞書なり（中右記、群書一覽、歷世記錄考）

チユウイン　中陰　葬式（サウシキ）を見よ、

チユウフ井ン　中衞府　將等　禁中を警衞す、令外官　員數　大將一人從四位上、少將一人正五位上、將監四人從六位上、將曹四人從七位上、府生六人、番長六人、中衞（東舍人とも云ふ）三百人、使部二十人　起原沿革　神龜五年七月始めて置く、天平寶字二年八月鎭國衞と改め、大將を正三位、少將を從四位上、騎將將軍とし、員外少將を正五位下、官は次將とす、

八年九月舊名に復す、天平勝寶八年中衞府に勅して授刀舍人の考選、賜祿名籍を掌らしむ、次で中衞の大將を正三位となし、近衞と相對せしむ、天平神護元年大將を正三位となし、近衞と對す、寶龜三年、外衞府及內豎省を廢し、其舍人を近衞、左右兵衞及び本府に合せらる、延曆十一年、大將を從四位下の官となし、同十八年、正四位上の官となし、使部二十人を增す、大同二年近衞府を改めて左近衞府となし、中衞府を改めて右近衞府となす、「エフ」「コノエフ」參看（續紀、三代格、紀略、職官志）

チユウカ　杜下　內記を云ふ、中務省（ナカツカサシヤウ）を見よ、

チユウキ　注記　僧の職名、法會の論議の問答を注記する事を掌る、和久良牟の御法に「其後奉行辨、一座の證義の前にすゝみて、注記の事を申侍りしかば、やがて威儀師を召て、天台の證義に仰す、さて兩注記、法相には二位得業光曉、天台には內大臣僧都忠慶等にて侍るとかや云々」と見えたり、**釋家官班記**に「十臈を經たる者を云ふ」と見えたり、

チユウギコウ　忠義公　藤原兼通（フヂハラノカネミチ）を見よ、

チユウキヨウテンワウ　仲恭天皇　名諱　御名は懷成、世に九條廢帝、又は中帝と稱す　系統　順德天皇の第四皇子、母は東一條院、第八十五代の天皇　事績　建保六年順德天皇の太子となり、承久三年四月禪を受く、時に御年四、蓋し父天皇は後鳥羽天皇と共に討幕の師を擧げんとし給へるが故、便宜上位を避け給へるなり、既にして官軍連戰連敗し、北條泰時等大兵を擁して上京するや、同年七月天皇神器を閑院內裏に棄て、九條院に遷る、在位僅に七十餘日のみ、文曆元年五月廿日九條院に崩ず、壽十七、山城國紀伊郡深草村大字稻荷なる九條陵に葬る、明治三年七月仲恭天皇と謚す（大日本史、陵墓一覽、法令全書）

チユウグウ　中宮　皇后御所の名、紫宸殿よりに仁壽殿、承香殿、常寧殿、貞觀殿及び其左右の諸殿舍を併せ、南は建禮門、北は朔平門以內の總稱なり（標註職原抄別記）後ち轉じて皇后の別稱となる、次項參看、

チユウグウ　中宮　名義　（一）皇后の別稱　（二）又は皇后以外の天皇の嬪妻なる二意義ありなりしが、轉じて皇后の別稱となれり、起原沿革　もと三后（皇后、皇太后、太皇太后）の總稱にして皇后の別稱となれり、此稱は醍醐天皇の皇后藤原穩子に始まり、尊で村上天皇の皇后藤原安子あり、穩子は、扶桑略記に皇后と書し、日本紀略、帝王編年記、一代要記、大鏡裏書等には中宮に作り、安子は、日本紀略に皇后と書し、扶桑略記、帝王編年記に中宮と記す、以て中宮、皇后相通じて稱せるを知るべし、下つて一條天皇の朝、藤原道長が女彰子を入れて中宮となすに及び、當時已に藤原道隆の女定子、天皇の中宮たりしを以て、定子の中宮を改めて皇后と稱せり、是に於て二人の嬪妻相並ぶの奇觀を呈せり、中宮、皇后稱異れりと雖も、其實等しく天皇の嬪妻たり、然れども中宮より、皇后となれるの例多きによりて考ふれば、中宮は蓋し皇后の次位にありしもの、如くなれど、皇后なくして中宮のみなる時は、事實に於て皇后と異ることなし、中宮、皇后並立の事始まりしより、歷代其例に乏しからず、而して中宮の勢力は却て皇后の上に出づるに至れり、故に中宮の稱號は、今制以後三度び其意義を變更せり、而して中宮の待遇は、皇后と異なる所なく、册立の儀も亦相同じ、然れども南北朝以後に至りては、其事殆ど斷絕したりしが、後水尾天皇が、德川秀忠の女和子を容れて中宮と爲し給ふに及び、其儀再興せり、明治に及びて、遂に其稱を廢す（古事類苑帝王部）

チユウグウジ　中宮寺　所在　大和國平群郡（今生駒郡）法隆寺村〇一に斑鳩尼寺（イカルガ）とも、法興寺とも稱す　宗旨　初め法宗、今は眞言律宗〇本尊二軀如意觀音　起原沿革　推古天皇十七年、聖德太子、母穴穗部間人皇后の爲めに草創し、斑鳩尼寺と名づく、中宮寺とは皇后の宮室を捨てゝ伽藍となせるより名づく、推古天皇播磨水田五十萬代を法隆寺に寄するや、其一部を割て中宮寺に納めしむ、爾來數百年の星霜を經て堂宇衰頽せしが、文永中河內國四珠寺の日淨、西大寺の思圓等精舍を再興し、比丘尼信如坊を住せしむ、天文年中再び修築せしと云ふ、後奈良天皇の時、伏見眞敎親王の王女高祐尊智在住して寺主となり給ひしより、江戶時代に至りても比丘尼御所の一として特別の待遇を得たり、寺領四十六石、外に十二石を幕府より寄せらる〇本尊は長五尺二寸あり、等身半跏像の像にして、傳聖德太子作と云ふ、實は法相宗の本尊彌勒菩薩なり、今國寶となる、寶物に天壽國曼荼羅刺繡掛幅あり、推古天皇、聖德太子の妃橘太郎姬の悃請を容れ、采女に勅して極樂淨土を繡織せしものにして、長一丈六尺、周圍處々に龜甲形一百箇を聯ね、每甲に四字を縫成せり、下繪は東漢末賢、高麗加西溢、漢奴加巳利の畫く所と云ふ、本邦最古の織物なり、今國寶となる（大和志料、大和圖）

チユウグウシキ　中宮職　名稱　「キサイノミヤノツカサ」又「ナカノミヤノツカサ」とも訓み、略してミヤツカサとも云ふ、唐名內侍省、もと中宮とは太皇太后宮、皇太后宮、皇后宮の三宮の總稱なりし

が、往々混同する嫌あるを以て之を三職に分ちたり、後ち中宮が一種の稱となりしより、四宮四職となれり　職掌　中務省の被官、三宮の啓令を吐納し、雜務を執行す、其內の一局を職曹司と云ふ、屬司十二、內侍司、藏司、書司、藥司、兵司、闈司、殿司、掃司、水司、膳司、酒司、縫司、一に女官十二司と云ふ　職員　大夫一人從四位下、中古は后宮に緣ある人を任ず、多くは納言之を兼ぬ、後世權大夫一人あり、三位以上參議之を兼ぬ、亮一人從五位下、後世權亮一人あり、四位五位又は中少將の人兼ぬ、多く近衞次將の兼官たり、大進一人從六位上、少進二人從六位下、後權少進一人あり、諸大夫より擇任す、大屬一人正八位下、少屬二人從八位上、院主典代等多くの之に任ず、史生八人、職掌二人、舍人四百人、使部三十人、直丁三人　起原沿革　文武天皇大寶元年制定す、孝謙天皇天平勝寶元年、皇后宮職を改めて紫微中臺とし、淳仁天皇天平寶字二年改めて坤宮官と稱し、皇母を尊崇したる一時の稱なり、又聖武天皇の時生母皇夫人、及び桓武天皇の時同じく生母皇夫人の爲めに、中宮職を置きしは共に異例なり、弘仁九年始めて職掌二人を置き、延喜の世史生八人を置く、一條天皇の時、女御藤原彰子を立て中宮となす、位皇后に次ぐ、是より中宮の制萬の如くならず、遂に分れて四宮となれり、皇后宮職は聖武天皇天平元年八月正三位藤原夫人を皇后とし、九月小野牛養を皇后宮大夫となせしを始めとし、皇太后宮職は、清和天皇天安二年十一月中宮職（仁明后藤原順子）を改めて皇太后宮職（清和生母藤明子）となせしを始めとし、太皇太后宮職は、眞觀九年二月皇太后（仁明后順子）を太皇太后とし、藤原良繩を大夫となせしを始めとせり（令義解、續紀、官職秘抄、職原抄、職官志、古事類苑官位部）

チユウクワ井ン　中和院　名義　天皇社稷の神を祭る所、新嘗、神今食の式等を行はる、又中院とも、神今食院とも齋院とも云ふ　所在　大內裏の西南隅に位し其外郭の構內に在り、八省院の北に面す　構造　北方に正殿あり、神嘉殿（シンカデン）といひ、其後に北殿あり、渡殿を以て相接す、正殿の前面左右に東四の兩舍あり、廻廊を以て之に接續す、外廊方四十丈、內郭は東西の垣二十六間、南北二十九間、內裏へは、外廊中和門を經て出入し、八省院へは、宮城門を以て相對す（大內裏圖考證、平安通志）

チユウクワモン　中和門　大內裏中和院の東、內裏に通ずる外門なり、然れど大內裏圖に據れば、中和院正面の內門なる中門、及び南朝堂院の昭慶門に對する宮城門、孰も中和門と稱する由見えたり（大內裡圖考證）

チユウクワモン井ン　中和門院　名義　陰陽家にて中間を主として武家にての稱なれど、公家にもありしこと天平記、源平盛衰記に見え、また寺院にもありしこと續寶簡集に見えたり（武家名目抄、高野山文書）

チユウゲン　中元　陰曆七月十五日をいふ、正月十五日を上元、十月十五日を下元といふに對したるなり、唐六典に祠部郎中のことを述べ、三元齋の註に「正月十五日、天官、爲上元、七月十五日、地官、爲中元、十月十五日、水官、爲下元、皆法身自懺云々」と見えたり、此日盂蘭盆を行ふ、詳しくは「ウラボン」を見よ

チユウゲン　重源　名諱　俗名は重定、後乘坊と號す、又阿彌陀佛と云ふ　系統　紀長谷雄の裔、季重の男　事績　山城の人、十三歲出家し、醍醐寺に入り、後乘坊に居して眞言の教義を學習す、後ち黑谷の源空淨土教を主唱するを聞き、就いて弟子となり、專修念佛を受け、阿彌陀佛と號す、仁安二年宋に航して天台山に登りて靈蹟に感ず、三年九月入宋の僧榮西と共に歸朝して醍醐寺に住す、治承四年十二月東大寺兵火に罹る、後ち朝廷再建の議あり、源空を

以て大勸進となさんとしたるも、源空固辭して受けず、遂に弟子重源を推擧して事に當らしむ、重源命を受け、東大寺大勸進となり、自ら一輪車を造りて乘用し、全國を遍歴して募緣せり、時に源平の亂後に屬し、諸州疲弊す、重源熱心に事に從ひ、四行以下諸僧を諸州に發し、奉加を請ひ、又後白河法皇に請うて周防備前の二國を造東大寺料とし、兼ねて源頼朝に說て、諸國守護地頭をして結緣せしむ、文治元年八月大佛の頭成るや、後白河法皇親しく之に臨みて、開眼供養を行ふ、建久元年大佛殿の上棟を行ひ、同六年三月成りて供養す、後鳥羽天皇、七條院、源頼朝之に臨む、重源功を以て大和尙位に叙せらる、建仁三年十一月諸堂宇成りて總供養を行ふ、是に於て宏壯なる大伽藍空に聳え、聖武の朝の舊觀に復するを得たり、獨り東大寺のみならず、諸國の寺院堂塔の造立、各州の佛閣佛像の修造、其數擧げて數ふべからず、其最も著はるゝは周防の阿彌陀寺、同寺の鐵塔、播磨の淨土寺、醍醐寺及び經藏、伊賀の新大佛寺、近江の妙嚴寺、攝津渡邊の淨土堂、備中別所淨土堂、興福寺滿屋等となす、就中鐵塔、播磨淨土堂、醍醐經藏等は現存して、本邦建築史上に一大光輝を放ちつゝあり、重源又高野山新別所に在りて同志と念佛を修行し、同所の諸堂宇を造立したりき、建永元年六月五日東大寺の淨土堂に寂す、年八十六（玉葉、吾妻鏡、明月記、元亨釋書、淨土寺開祖傳、南無阿彌陀佛作善集、阿彌陀寺文書、淨土寺文書）

重源花押

チユウゲンガシラ　中間頭　武家の職名、中間を支配する頭をいふ、室町時代の末期より此名見えたり、即ち（一）諸大名等が多くの中間を戰陣に使用したるより、其頭を置きたるものにして、甲陽軍鑑に「橫目荻原豐前守、久保田助之丞、原大隅、志村又右衞門、中村孫右衞門、河野但馬、石垣勘兵衞、荻原五左衞門、山本土佐、久保田監物、右此十騎は御中間頭也、一人に付て三十人御小人、御中間、御道具衆より之を預り、御構へ、大手の番屋にして、一日一夜宛番役を勤め殊更甲州口々の筋奉行をば、御中間頭に仰付らるゝなど見えたり、諸家にて中間頭を置きたるは、蓋し此頃よりの事なるべし（二）江戸幕府また此職あり、老臣の支配にして、役扶持八十俵と す、而して中間は五百四十人乃至五百六十人ありて、各々十五俵二人扶持を給せらる、之を上中下の三組に分ち、組毎に組頭三人もしくは四人を置き、更に三名の頭ありて各組を統轄したるなり、なほ中間の中に中間目付あり、目付の任に當る、また四丸に中間あり、之を貰際より見れば、上方よりの影響は播磨に限り、舟坂以西に及ばず、風俗も又上方に近く、歷史の興亡盛衰より見れば、鎌倉時代長門探題を置き、後ち中國探題と稱して、長門地方が中國の中心となり、南北時代、足利直冬中國探題となり、大內氏この地を領するに及びて、山陰道の石見地方を勢力範圍として、次第に山陰地方と關係を開き、毛利氏に及んで、出雲の尼子氏を亡ぼし、雲陽伯因の四國は中國と合同するに至りしなり、今日の行政區劃よりすれば、鳥取島根岡山廣島山口縣下を中國の內とし、京都府兵庫縣を上方の中に入る〻方、自然的にして便利なりとし、即ち山陽は備前以西の六國と、山陰は因幡以西の五國との總稱としたり、中國の名の見えたるは、異本伯耆巻に「四國には河野一族、土居二郎、得能彌三郎味方に成り、河野は在京候間、中國探題北條時直小島よりり押渡合戰し、悉く打負行方を知らず云々」太平記直冬下向の條に直冬備後の鞆に座し給ひて、中國の成敗を掌るに云々」同書新田左中將赤松を攻むる條に「尊氏已に筑紫九箇國を擧げて、上洛する由聞え候へば、彼追付かね先に、備前備中を退治して、安藝周防長門の勢を付られたれば、勇々數大事に及び候てこそ覺え候へ、先づ山陽道の路を開いて、中國の勢をつけ云々」などある如めとす、後ち中國と稱すること諸書に見えたり（歷史地理「中國考」）

チユウゴクタンダイ　中國探題　長門探題（ナガトタンダイ）を見よ、

チユウシン　中津　名所　字は絕海、蕉堅道人と號す、後小松天皇歷永十六年、佛智廣照國師の號を賜ひ、稱光天皇歷永二十三年更に證號を加賜して淨印明聖國師といふ　名所　土佐國津野の人、正平三年、十三歲にして天龍寺に入る、時に夢窓西芳寺に

老を養ひしかば、時々往いて之に侍したり、五年剃髮して沙彌となり、六年大僧となる、八年大林和尙東山の席を董するや、師をして侍藥の職に就かしむ、十七年鎌倉建長寺の佛滿禪師の拔擢を蒙りて藏鑰を司り、尋で侍者に遷る、二十三年海に航して金室和尙に依り、又諸大家を歷訪し、頗る得る所あり、明の大覺、師の名聲を聞き英武樓に延きて法要を問ふ、奏對旨に稱ふ、天授二年辭して東歸し、六年幕命に因りて甲斐國乾德山慧林禪寺に開法す、同年十月天龍寺に入寺し、學徒の爲めに法華、楞嚴、圓覺等の諸經を講ず、元中元年事によりて將軍足利義滿の旨に忤ひ、攝津の錢原に隱る、二年四月細川頼之の召に應じ讚岐に赴く、頼之資淨寺を創立し、師を開山と爲す、十二月義滿の徵によりて京都に歸り、等持寺の席を董したりしが、八年七月席を退いて北等持院に移住せり、應永八年再び起て相國寺に住す、即ち第三次なり、七月十六日鹿苑院に就いて請を受け、寺位を陞せて五山第一と爲す、八月入寺し、兼ねて鹿苑院を領す、十二年四月五日寂す、年七十、中津詩文に長じ、義堂と其名を等うし、世に五山の詩宗と稱せらる　著書　四會語錄、蕪堅稿（日本佛家人名辭書、日本儒學史）

チユウシン　忠臣　內臣（ナイシン）を見よ、

チユウジンコウ　忠仁公　藤原冬房（フヂハラノヨシフサ）を見よ、

チユウシヨ　重書　文書中にて尤も尊重なるものを云ふ、吾妻鏡に、京都より到來の文書に限りて重書と云ひしは、將軍家にて稱する所なり、又諸家に在ては將軍家より給はりたるを云ふ、吾妻鏡貞永元年十二月五日の條に「壽永元曆以來自二京都一到來重書井聞書人々歎狀、洛中及南都北嶺以下、自二武家一沙汰來書記錄云々」と見えたり（武家名目抄）

チユウジヨワウ　中書王　兼明親王を云ふ、中書とは中務の唐名にて、親王は中務卿たるよりかく稱す、後に村上天皇の皇子具平親王、二品中務卿となりて千種殿と稱し、才藝人に優れ、詩歌巧にして、書に妙なり、世人稱して後中書王と云へり（カネアキラシンワウ）「トモヒラシンワウ」參看、

チユウソンジ　中尊寺　所在　陸中國西磐井郡平泉村大字中尊寺〇關山と號す　宗派　天台宗、寬文以後東叡山の末寺たりしも今は延曆寺の末寺となる　由原　仁明天皇嘉祥三年、慧圓寺傳に云ふ、仁明天皇嘉祥三年、慧圓仁奧州を政洗し一宇を建て、弘台講院と號し、佛像を刻し、日吉白山を勸請し、時の陸奧守藤原興世、資財を投じて社堂を修造す、後ち下野大慈寺の僧榮信來住し、土民の信仰を得たり、清和天皇貞觀元年中尊寺と改む、後冷泉天皇の時、源頼義崇敬し地を寄すと云ふ、堀河天皇寬治二年、藤原清衡當寺を經營し、堂塔僧坊三百餘宇、天仁二年功竣るに及びて、鎭護國家の靈場として勅願所となす、中央の山上に在る最初院（本尊釋迦、多寶寺と云ふ）とす、崇德天皇天治三年三月、按察使中納言顯隆を勅使として供養し、御願文を納めらる、基衡秀衡相尋で堂塔坊舍を增建し、伽藍堂宇光彩絲輝として、海內屈指の靈場となる、文治五年、平泉の泰衡汲落の後、頼朝より寺社領を安堵す、爾來幕府奧州總奉行等の保護等ありしも、昔時の如く盛ならず、建武四年野火の餘焰にも、大半灰燼となり、僅に經藏金色堂を存するのみ、天正年中、豐臣秀吉七ヶ村の朱印地を給ふ、後ち伊達政宗の領地となるや、寬永初年後水尾天皇勅して金色堂の破損を修理せしむ、忠宗に至り當寺の境內を定め、更に寺領を寄附す、其後

衆徒寺社の荒廢を歎き、伊達氏の庇際により、協力して舊跡遺礎に就きて、小嗣堂宇を建立したれども、舊時の十分一にも及ばざりしと云ふ、明治九年今上天皇東北巡行の時、當山に臨幸して、古堂什寶を叡覽あらせられ、岩倉右府をして永久保存せしむべき旨を勅諭せらる〇鎭守は北に白山社、南に日吉社あり、共に慈覺の勸請する所〇金堂は金色堂の東北に舊址あり、清衡の立つる所なれど、建武中燒失し、佛幢二十餘軀のみ殘れり〇經堂は金色堂の西北に在り、本尊文殊獅子、天仁元年清衡の立つる所、元二階なりしが、建武四年の災に、上層燒失し、其殘に修理を加へたり、三間四面六尺六寸間なり、堂中八架を設け、藤原三代寄附する所の一切經を藏む、函廣さ七寸、長一尺五分、高三寸五分、黑漆にして蓋に螺鈿を以て經卷の題目を鏤め、部帙を表はせり、清衡の納めしは紺紙金銀泥にして一行交なり、秀衡の納めしは黃紙宋版なり、函經共に國寶となる、清衡私領骨寺以下數々庄園を寄せ、後ち國司地頭相續いで地を寄せたり〇金色堂、俗に光堂と云ふ、境內の北方に在り、天仁二年清衡の建立する所、三間四面、本間七尺二寸、兩脚の間五尺五寸、內外上下、四面悉く蒔布を掛け、黑漆して其地を黑厚にし、金箔を貼し金色を耀かす、內部は鐵柱彫梁悉く螺鈿珠玉を飾り、中壇の四隅には七寶莊嚴丹青の柱を立て、柱每に十二光佛を圖し、其壇上に、阿彌陀觀音勢至、多門持國二天、六地藏等定朝作の十一軀を安置せり、左右の壇上も同じ、三壇の樓門金堂以下諸堂宇大半灰燼となり、僅に經藏金色堂を存するのみ、天正年中、豐臣秀吉七ヶ村の朱印地を給ふ、後ち伊達政宗の領地となるや、寬永初年後水尾天皇勅して金色堂の破損を修理せしむ、忠宗に至り當寺の境內を定め、更に寺領を寄附す、其後

寺な見るべし（平泉雑記、平泉志）

ヂユウチ　住持　寺院の主僧を云ふ、世に住して法を持する義なり、禪庭事苑に「住持者、藉人持其法、使之永住而不滅、夫戒定慧者持法之具也、僧圖物者持法之資也、法者大聖人之道也、資興具待其人、而後擧、善其具、而不善其資、不可也、善其資、而不善其具、不可也、皆善可以持而住之也」と見えたり、

チユウツ并ハフ　中追放　江戸時代の刑名、追放の一種、士は武蔵、山城、攝津、和泉、大和、肥前、東海道驛路、木曾路、下野、日光道中、甲斐、駿河、及び犯罪國、住國を放逐し、庶人は江戸十里四方追放に準じ、之に犯罪地と住所の國とを加ふ、屬刑は士庶を通じて田畠家屋數を沒收し、もし年貢の未進あらば家財をも沒收す、罪の重きは、入墨、敲の附加刑あり（「ツキハフ」參看（御定書百ヶ條、德川政刑史料）

チユウツ并ハフ　重追放　江戸時代の刑名、追放の一種、士は闕八州、山城、攝津、和泉、大和、肥前、東海道驛路、木曾路、甲斐、駿河、及び犯罪國、住國を放逐し、庶人は江戸十里四方追放に準じ、これに犯罪地と住所の國とを加ふ、屬刑は、士庶を通じて田畠家屋數を沒收し、もし年貢の未進あらば家財をも沒收す、罪の重きは入墨、敲の附加刑あり、「ツキハフ」參看（御定書百ヶ條、德川政刑史料）

チユウデン　中殿　清涼殿（セイリヤウデン）の見よ、

チユウナゴン　中納言　名稱「ナカノモノマウスツカサ」とも訓む、唐名、黄門、納言、龍作（職員）令外官、大納言に同じ（職員）初めは三人なりしが、後には增して十人となれり○正四位上相當の官、後世從三位の官となる、參議を十五年以上勤めし人、檢非違使の別當、大辨の宰相、攝政關白の子息、二位三位の中將、坊官を歷たる人等之に任ず

（起原沿革）持統天皇六年始めて此官を置きしが、文武天皇大寶の制置かず、慶雲二年再び置く、大納言二人を置く、天平勝寶八年權中納言從三位の官とす、宇多天皇遺戒して正權三人に過ぐるなからしむ、天曆三年四人となし、漸次增して天祿三年五人、寛和二年六人、長和三年七人、同四年八人、嘉慶二年九人、承安元年十人となる、建久五年藤原兼實八人に減ず、爾後九人或は八人となり、一定せず、職原抄、百寮訓要抄等に近代十人となるとあれば、鎌倉末以後十人となりしものならん○員外中納言を置きしことありしと見え、續紀寶龜二年二月巳酉の條に、員外中納言石川豐成とあり（續紀、公卿補任、玉葉、官職祕抄、職原鈔）

チユウニチ　重日　巳亥の日をいふ、凶事に用ふるを避け、又は悪しきことを奏聞する事を忌みたり（日中年中行事註解）

ヂユウニン　住人　父祖より一地方に永住して、新來新附の人にあらざるものをいふ、大日本史兵志には「初率更子孫、自京師徙貫國郡者、大率係帝也、神明之胄、其族不同編徙、號爲住人、所謂諸國皆是也」と見えたるが、住人は武士の稱號と記したり、武士の陣頭に立ちて名乘を擧ぐるや、必ず吾こそは某國某所の住人、某の後胤なりと稱するもの、皆其地における舊族たるを誇るの意に出でたるなり、

チユウムシヤウ　中務省　「ナカツカサシヤウ」なども見よ、

チユウラウ　中老　室町時代以後における武家の職員（一）室町時代には、幕府にては引付衆ないふ、これ評定衆を宿老といふに准じたる稱謂なり、諸大名家にても之に倣ひて宿老の次席に在る重臣を中老と稱したるもの多し（關東公方にも此職あり）（二）桃山時代には、慶長三年豐臣秀吉此職を置き、生駒親正、中村一氏、堀尾吉晴の三名を以て之に任じ、五大老、五奉行と共に重職たり、而して其階級五奉行の上に在りて政務に參與すと雖も、一定の職掌なく、傍に在りて異見を加ふるを專務と爲す、かの大老奉行不和のことあらば、間に居て調停すべしと秀吉より命じたりと傳へらるゝが如きは、蓋し此職を置きたる所以なるべし、亦之を小年寄と稱す、大老を大年寄といふに對せるなり、而して當時また諸大名家にも此職ありしこと前期に同じ（三）江戸時代には、幕府には此職なかりしと雖も、諸大名家には之を置きたるものもありき、其位次は家老の次席に在りて政事を決するの重臣たり、高知藩にては大抵千石より五百石許の知行を承け、常の往來にも帶刀の者二兩人、鎗、長柄傘を持たせたりき（武家名目抄、野史、海南の貴賤）

チユウラウ　中臈　女房（ニヨウバウ）を見よ、

チヨ　千代　加賀千代（カガノチヨ）を見よ、

チヨウゲン　重源　「ヂユウゲン」を見よ、

チヨウシ　徽士　慶應四年正月王政復古し、職制を定めし時、諸藩士及び都鄙有才の者を選擧拔擢して、參與職に任じ、下の議事所に出で、事を議せしむる者をいふ、別に定員なく、在職四年を限りとして任に當らしむ、而して徽士は舊藩に關係なき者にて、朝廷の臣なりと心得むむ、後ち貫士と同じく廢す（小年寄）

チヨウヘイ　徽兵　太古より我國の制は四民皆兵にして、事あるに際して悉く武器を執りたりと雖も、徽兵の制備はらず、持統天皇三年八月、諸國司に詔したる内に「其兵士者、每一戸一人、每一國四分之一、簡點其一分、習武事」と見え、聖武天皇天平四年八月の勅に「四道（東海東山山陰西海）兵士者、依令差點、總四分之一」と見え、また同十八年十二月にも、京畿内及び諸國の兵士は舊に據りて點差す等見えたるより考ふれば、此時に至りて、其制やゝ整ひ、一國の人員中より其四分一を徽發して兵士と爲したるを知るべきなり、次で大寶令撰定の時、軍團の兵士は、管内の男子二十歳以上六十歳以下を正丁と爲し、其總數の三分の一を徽發して一軍團を組織するの制なりき、徽兵の制度此に至りて漸く定まる（「ケンダン」參看）然るに地方政治の敗頽と共に、諸國の兵士羸弱なる者多く、加ふるに國司軍毅自ら駈使を恣にして武事を敎習せざりしを以て、光仁天皇寶龜十一年、三關及び邊要の地を除くの外は、國の大小によりて額を定め、殷富の百姓、才弓馬に堪へたる者を點し、其常番毎に專ら武事を習はしめ、事あるに臨みて之を徽發し、羸弱の徒は皆勸めて農に歸せしめたり、此に於て四民皆兵の制殆ど廢れて兵農分るゝの端を開く、桓武天皇延曆十一年、更に陸奥出羽佐渡太宰府等邊要の國の外悉く兵士を停廢し、之に代ふるに郡司の子弟もしくは外散位の者を簡びで常備軍と爲す、之を健兒（「コンデイ」參看）と稱す、徽兵の制此に至りて又變ず、爾來兵農益々分離し、平安朝の末年に及び、諸國の武門の興起するに及び、各々兵士を養ひて私闘を事とし、專で政權全く武門に歸したるより、徽兵の制度全く廢れたり、既にして王政復古し新政府の成るや、明治五年十一月廿八日徽兵令を發し、兵士は皆全國の子弟より徽發するの制を建つ、其時の詔に曰く、

（詔）

朕惟ルニ、古昔郡縣ノ制、全國ノ丁壯ヲ募リ軍團ヲ設ケ、以テ國家ヲ保護ス、固ヨリ兵農ノ分ナシ、中世以降兵權武門ニ歸シ、兵農始テ分レ、遂ニ封建ノ治ヲ成ス、戊辰ノ一新ハ實ニ千有餘年來ノ一大變革ナリ、此際ニ當リ海陸兵制モ、亦時ニ從ヒ宜ヲ制セザルベカラズ、今本邦古昔ノ式ヲ斟酌シ、全國募兵ノ法ヲ設ケ、國家保護ノ基ヲ立テント欲ス、汝百官有司、厚ク朕ガ意ヲ體シ、普ク之ヲ全國ニ告諭セヨ、

太政官又徽兵の告諭を發して天下に頒ちたりしが、其諭文中「四人之を稱して血稅●●といふ、其生血を以て國に報ずるないふ也」とありしより、時服は綸子または羽二重の黒地紋付にて、これに白無垢を添ふ、なほ大喪へは白木の三方へ、引合一重、紅白の丸餅各々一を重ねたるを載せ、熨斗に菊花一枝を添へて獻ず、また御棺所には、命を延ぶる吉例なりとて、御祝の杯に、黄菊の花片を浮へて飲み、女中一同へも料理酒丸餅を賜ふ、民間にては同じくこれを祝して菊酒を飲み、栗飯を食するは一般の風習にして、本日より士民共に綿入を着するを例とす、

（實際沿革）

起原沿革　起原詳かならず、堀河天皇の頃に至りて節會は中絶し、以後專ら平座のみ行はれたり、武家にては連綿として一の式日とし、江戸時代に及び、上下皆これを祝せり（公事根源、小野宮年中行事、建武年中行事略解、武家名目抄、日本歲事記、華實年浪草、德川盛世錄、千代田城大奥）

チヨウブク　重服　服忌（フツキ）を見よ、

チヨウヤウ　重陽　名義　九月九日の節句を云ふ、類書纂要に「九爲陽數、九月與二九日並應、故曰重陽」と見えたり、五節句の一、江戸時代には菊花の宴ありて、私家にては、この日、主上南殿に出御ありて節會を行はる、御帳の左右に菜實の蓋をかけ、御前に菊花を置く、王朝以下探韻を賜はりて、詩を製りて獻ず、畢て氷魚及び菊酒を賜ふ、其他は大略正月七日の儀に同じ、これを重陽の宴と稱す、もし節會なくば、宜陽殿において平座を行はれ、菊酒並に綵を賜ふ、また菊のきせ綿とて菊に綿を被ふのことあり（「キクノキセワタ」參看）鎌倉時代にも此日を祝ひたる事吾妻鏡に見え、室町時代にもまた同じかりしも、別に重立ちし儀式とてはなかりしが如し、江戸時代には、幕府にては諸大名以下出仕登城して之を祝したり、此日萬石以上は花色紋付小袖を着したれども、萬石以下は花色に限らざりき、而して萬石以上のものは亦時服獻上のことあり、時服

チヨクシデン　勅旨田　名義

空閑地荒蕪地等を開墾したる田地を云ふ、不輸租田なり、此田を後院の御領とし、或は院宮皇子臣下等に賜ひたることありて、後に荘園となりしもの多し

起源沿革　始め詳かならず、日本後紀大同元年七月の勅に、今開く畿内の勅旨田或は公水を分用して新に開發を得、或は元墳地を墾して遂に眞田に換ふ、加ふるに言を勅旨に託して遂に私田を開く、宜く使を遣して勘察すべし、若王臣家此類あらば亦宜く同く檢すべしとあるを見れば、此より以前既に勅旨田のありしと明なり、淳和天皇五年十一月、伊勢國員辨郡の空閑地一百町を勅旨田となす、六年十二月武藏の空地二百九十町を四院の勅旨田とし、明年二月同二百二十町を勅旨田とし、正税一萬俵を開發料とす、又攝津國の米五百斛を生島の勅旨田を開く料とし、尋で下野國空閑地四百町を勅旨田とし、後院等に給ふこと頻繁、國史三代實錄等に見えたる者のみにても、三千七百餘町の多きに至る、勅旨田の數の莫大なりしこと推想するを得べし、故を以て隨て其弊多かりしと見え、醍醐天皇延喜二年の勅に、頃年勅旨開田遍く諸國にあり、空閑荒蕪の地を占むと雖も、是れ製民産業の便を奪ふなり、宜く當代以後勅旨開田は皆悉く停止し、民をして負作せしむべしとあり、是より暫く勅旨田を開墾すること止みしと雖も、後三條天皇の朝、新に勅して開墾せしめたり、これを新勅旨田と云ふ、これより以後の天皇、又勅旨田を起したり、但馬國太田文に、二條院勅旨田とあるが如き是なり

（田制篇、大日本租税志、荘園考、記錄所考）

チヨクジユ　勅授　令制にて、叙位の三等級の一、勅命により位を授くるを云ふ、五位以上は勅授とす、位階、奏授、判授、叙看（令義解、官曹雜儀）

チヨクショ　勅書　名義　天皇の勅旨を書きたる文書を云ふ、尋常の小事に用ふ、即ち攝政關白に隨身を賜ひ、皇子に姓を賜ひ、内親王を三后に准じ、封戸を充つるの類なり　**沿革**　公式令によれば公事に關する勅書にして、臨時の場合には令文書の如き類なり、大臣奉りて之を出す、初め侍勅を奏して、中務省侍に就て覆奏し、終て式により中務卿の署を取り、中務省印を踏し、是を留めて案となし、更に一通を寫して印署し、少輔以上之を太政官に送る、太政官にては、別に覆奏の儀を用ひず、直に中務より來れる勅書の後に、少辨以上大辨以下式の如く連署し、之を太政官に留めて案とし、更に一通を寫して施行す、御畫日、御畫可の儀なし○衛府及び兵庫の事を處分するに、直に所司に勅する者は、本司より覆奏して、中務は奏せず、又事の急速ありて勅書を出すに暇なく、若くは事太政官に緣れば、運綴せん事を恐る、者は、中務先づ所司に移文して、事を行はしめ、然る後に正式の勅書を行下す○皇太子監國し給ふ時は、令旨を以て勅旨に代ふ、但し詔書に代ふるを得ず　**參照**　中務卿には中務の

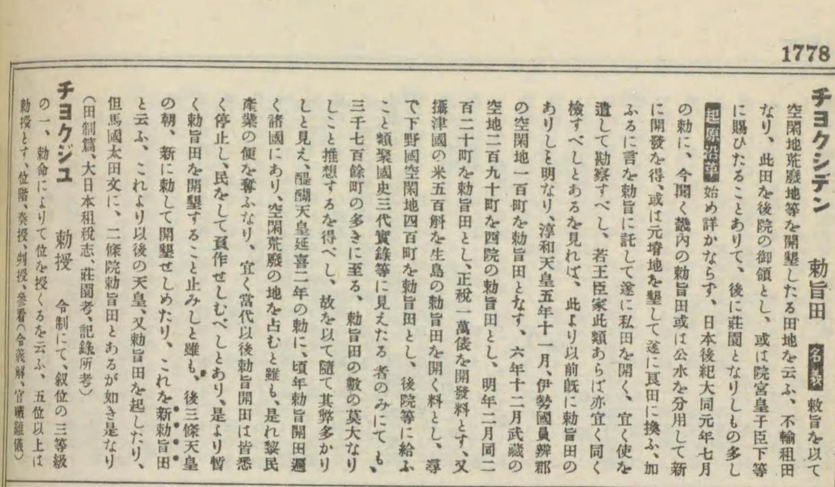

遠江平田寺所藏　（一）

字なく、下に位姓名を署し、臣の字及び宣奉行の字を注せず、太政官は大中小辨及び史官の官位姓名を注して施行す、書式左の如し、明治勅書の體式は大臣をして之を宣達せしむるものあり、首に勅書の字を揭げ、次に事項を開列し、末文に右勅旨件々遵奉して施こすべし等の語を用ひ、奉勅大臣名を書する例なり、四年十一月岩倉全權大使を遣はす時、六年三月副島外務卿を清國に遣す別勅の如き皆この式を用ふ、尋で公式令の發布せらるゝに及び、勅書には親署の後、御璽を鈐し、其皇室の事務に關するものには、宮内大臣年月日を記入し之に副書し、其國務大臣の職務に關するものには、内閣總理大臣年月日を記入し、これに副署とする事となりたり　**沿革**　勅書は奈良朝時代には公事に用ひられしが、後に變化して儀式上にのみ用ひられたり、例へば攝關上表の時に下す勅書の如き亦儀式的のものなり、猶室町時代には徽號の勅書の如きは、これ等の式全く破れて、多くは宸翰と稱することゝなり前の式の本文と日付のみとなり、若し本文宸筆ならざる時には日を入るゝを礼儀とせり、明治後の勅書は、二年正月政始式を

（宸翰）

勅旨　云々
年　月　日
中務卿位姓名
大輔位姓名
少輔位姓名
奉　勅旨如右符到奉行
年　月　日　史位姓名
大辨位姓名
中辨位姓名
少辨位姓名

小御所に行はせ給ひ、百官將士を奬勵し給ひしを始めとす、此時輔相勅書を讀みし後ち、勅書寫を以て四等五等諸官に傳ふ、其後徵召、賞遣、賞賜、褒貶、慰問、奬勵、臨時に職を命じ、事を命じ、若くは委任し、及び式場に幸し旨を賜ふの類、概ね勅と稱したりしが、四十年一月卅一日、勅令第六號を以て公式令を發布せられ、其第二條に、文書により別段の形式に依るもの、外勅書を以て宣詔せざるものは、宣詔せざるべからず、而して第一條に皇室の大事を宣詔し、及大權の施行に關する勅旨を宣詔するは、別段の形式に依るを要す、除くの外、詔書を以てす」と規定せられたり、而して第一條に「皇室の大事を宣詔し、及大權の施行に關する勅旨を宣詔するは、別段の形式に依るを要す、除くの外、詔書を以てす」とあるによりて、勅書は普通の小事に用ふるものなるを知るべし、（令義解、西尾天皇延喜五年新續古今集の成りしで、前後二十一度の撰集あり、其後勅撰の命あれども、毎に果さずして此事遂に全く廢せり、但後水尾天皇の朝に新類題和歌集、靈元天皇の朝に新類題和歌集あり、共に勅撰なれども、其撰を異にせるを以て、古くより各書名の條を見よ（古事類苑文學部）

チヨクセンシフ　勅撰集　歌人に勅して、古今のめたる歌集を云ふ、に古今和歌集を撰ばれたるを始とし後花園天皇永享五年新集を撰ばれたるを云ふ、醍醐天皇延喜五年時に至るまで、前後りき、其後勅撰の命あさず、今左に表にて示す、な

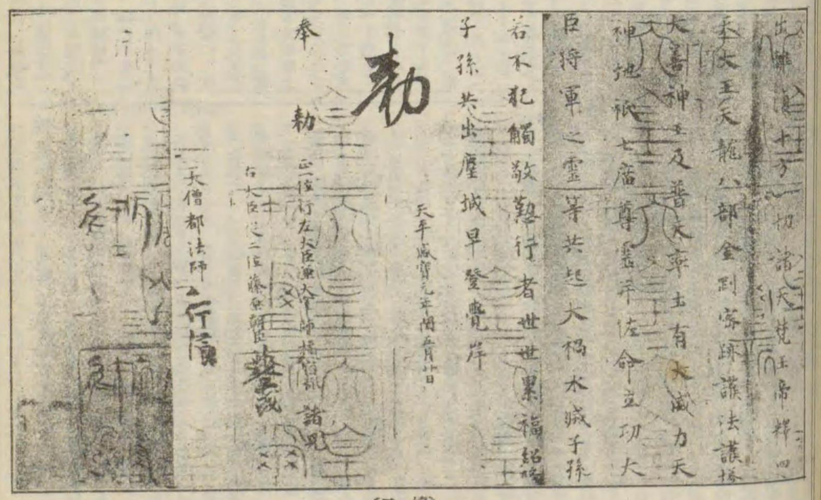

（續二）

書名	勅者	撰者	撰集年代
古今集	醍醐天皇	紀貫之、凡河内躬恒、紀友則、壬生忠岑、	延喜五年
後撰集	村上天皇	源順、大中臣能宣、紀時文、淸原元輔、坂上望城、	天暦五年
拾遺集	花山院	藤原公任或云花山院	長德年中
【以上三代集】			
後拾遺集	白河院	藤原通俊	應德三年
金葉集	白河院	源俊頼	大治元年
詞花集	崇德院	藤原顯輔	仁平年中
千載集	後白河院	藤原俊成	文治四年
新古今集	後鳥羽院	源通具、藤原有家、藤原定家、藤原家隆、藤原雅經、	建仁元年
【以上八代集】			
新勅撰集	後堀河院	藤原定家	貞永元年
續後撰集	後嵯峨院	藤原爲家	寶治二年
【以上十代集】			
續古今集	後嵯峨院	藤原家良、藤原基家、藤原爲家、藤原行家、藤原光俊、寂蓮	文永二年
續拾遺集	龜山院	藤原爲氏	文永十一年
新後撰集	後宇多院	藤原爲世	正安三年
【以上十三代集】			
玉葉集	伏見院	藤原爲兼	正和元年
續千載集	後宇多院	藤原爲世	文保三年
續後拾遺集	後醍醐院	藤原爲藤、藤原爲定、	元亨三年
風雅集	花園院	花園院	貞和二年
新千載集	後光嚴院	藤原爲定	延文三年
新拾遺集	後光嚴院	藤原爲明、頓阿	貞治二年
新後拾遺集	後圓融院	藤原爲重	永和元年
新續古今集	後花園院	飛鳥井雅親	永享五年

【以上廿一代集】（新勅撰以下新續古今に至る十三集を又十三代集と稱す）

チヨクニン 勅任 令制にて、任官の四等級の一、勅命によりて官に任ずるを云ふ、大納言以上、左右大辨、八省卿、衞府督、彈正尹、太宰帥等は勅任とす、官制、奏任、判任、判補參看（令義解、官職難儀）

チヨクン 儲君 皇太子をいふ、轉じて皇太子たるべき皇子に授けらるゝ一の資格となれり、皇太子をいふことは、漢書の註に「除廣曰、太子國儲副君」と見えたるにて其意義を知るべし、我國にては履中紀に「立二瑞齒別皇子一爲二儲君一」とあるを初見と爲す、而して書紀の古訓にヒツギノミコとあり、後世はマウケノキミと訓じたり、されど儲君は制度上の稱呼にあらずして、唯太子の別稱として世に稱するに過ぎざりしが、江戸時代に及びて、始めて皇太子の別稱なる本義を失ひ、皇太子となるべき皇子には、まづ儲君の號を授け、然る後更に立太子の事あるに至れり、卽ち皇太子に備はるべき皇子を表する一の資格と變じたり、而して儲君となりてよりは、其禮自餘の皇子と同じからず、此事何時に始まりしか、詳かならざれども、東山天皇を以て其始とすべきか、天皇は天和二年三月儲君となり、三年二月皇太子となり、貞享四年受禪ありき、爾來二三の天皇を除く外、皆先づ儲君となりて立太子の事あり、明治以後に於ても嘉仁親王は、明治二十年八月三十一日儲君となり、二十二年十一月三日皇太子に立ち給ひしが、皇室典範の規定と共に其事廢せられたり（書紀、野史、皇室譜牒、古事類苑帝王部）

チヨクロク 勅祿 天皇御惱等ある時、陰陽師の祈、又は醫藥によりて平癒し給ひし時、陰陽師又は醫師に賜はる祿をいふ、納殿より疋絹大褂等を下賜せらるゝなり、玉葉文治五年九月十二日の條に「謂勅祿非レ給二御衣一、只自二納殿一遣二疋絹大褂等之類一給レ之例也」と見えたり、

ヂヨシン 女眞 【所在】今の露領沿海州にして黑龍江の兩岸を占む、古の肅愼、挹婁、靺鞨の故地なり、邦人呼びて刀伊といふ、刀伊は韓語にして、夷狄の總稱なり、白鳥博士は「韓語にては、後及び北をTui（發音ちに近し）Toiは此のTuiの轉にして、元は北人の義なりしが、後ちに北狄を指す名となれるか」といへり、而して我國に入寇したる刀伊は、卽ち女眞なり、これ蓋し、當時韓人がトイといへる稱呼を聞きて、之に從ひしものなるべし、文獻通考に「世居二混同江之東長白山鴨綠水之源一、南鄰二高麗一、北接二室韋一、西界二渤海鐵甸一、東瀕レ海」とあり【沿革】契丹始め黑水靺鞨と稱し、渤海に隷屬したりしが、契丹の渤海を滅すに及び、契丹の附庸となりて、女眞と稱す、後ち使を宋に通じ、契丹と戰うて屢々これに勝つ、酋長阿骨打の時に至り、始めて帝と稱し、國を金と號したりしが、七世を經て蒙古の滅す所となる

（刀伊賊）

【入寇】後一條天皇寬仁三年三月、女眞の人五十餘艘に駕して高麗を襲ひ、沿海の人民を鹵略し、竟に對馬を焚掠し、三百餘人を殺戮す、守遠晴（姓闕）太宰府に走る、賊又壹岐に寇し、殺略殆んど盡き、守藤原理忠害に遇ふ、尋でまた筑前怡土郡を侵す、太宰權帥藤原隆家上狀し、兵を發してこれを卻く、次日賊能古島を掠め、進んで警固所に迫る、隆家またこれを拒ぐ、賊能古島に退き、明日更に博多を侵す、散位平爲忠、平爲賢、警固所より馳せて赴き救ふ、既にして賊轉じて筥崎宮を燒かんとするや、府兵射て一人を殪す、兵船に乘りて去り能古島に泊するに際し、大風起ること二日に亘り、頗る進退に窮す、隆家之に乘じ、兵船數十艘を發して追擊す、賊また船越津及び肥前松浦郡を侵したれども、府兵及び前肥前介源知擊てこれを卻く、賊遂に志を得ずして去る、女眞の入寇するや事不意に起り、壹岐對馬の人民殺虜せらるゝ者千餘人、掠奪せられし牛馬數百頭、對馬の銀穴亦燒毀せらる、而して何國の人たるかを詳かにせず、稱して刀伊（また刀夷に作る）と爲す、高麗の牒狀を得るに及び、卽ち女眞たりしを知れり（大日本史、歴史地理「チランカイ及び刀伊の名義に就いて」）

ヂヨセキ 除籍 殿上人の昇殿を停むるをいふ、籍とは日給簡にして卽ち淸涼殿に置きて、殿上人の名を錄するに用ふるものなり、而して罪ありて昇殿を停めらるゝ時は、其簡を除きて名を削る、故に又殿上の籍を削るとも、單に籍を削るともいへり（禁祕抄、古事類苑法律部）

チヨダジヤウ 千代田城 江戸城のことをいふ、城池の在る處もと千代田村といへるが故なり、「エドジヤウ」參看、

ヂヨフク 除服 凶服を除くをいふ、王朝時代の中葉以後、官人は、除服の宣下を待ちて出仕すれども、或は宣旨を待たずして出仕せし例なきにあらず、而して父母の喪には、例に後れて除服し、父現在の時、母の喪に遇へば、早く除服する事あり、又服中には進位陞官の事あるべきにあらざれども、これも、王朝時代の中葉以後大臣にも此事ありて、遂に一般の風となれり、なほ除服の際には、河原に出でて解除するを常とすれども、或は門前に於てし、或は家内に於てするありて、必しも一樣ならず、服忌（ブツキ）參看（古事類苑禮式部）

チヨボイチ 樗蒲一 博奕（バクチ）を見よ、

ヂヨメイ 除名 王朝時代に於て有位有官の人に課したる附加刑、官人の籍を除くこと、卽ち出身以來の官位勳等共に除くをいふ、除名となるべき罪は（一）八虐を犯し（二）人を故殺し（三）反逆に緣坐し（四）監臨主守の人監守する所に於て良人の妻妾を姦し（五）布三端以上を盜み（六）人を略し（七）賄賂に布一端以上を受けて法を枉げ（八）雜犯の死罪を犯し（九）死罪を犯して囚禁中に死し（十）死罪を免じて流徒に配せられたる（十一）死罪を犯して破獄せる等十餘種あり、（一）（二）（三）の三罪は、獄成る時は赦に會ふと雖も除名し、（四）（五）（六）（七）の四罪は、獄成りて赦に會ふ時は免所居官となり、降叙せらるゝ時は免官の法に同じ、（八）（九）（十）（十一）の四罪は、降叙せらるゝ時は、當贖の法に從ひ、官ある者は官當を聽し、蔭ある者は贖法に依り、赦に會ふ時は見任の職事を解かしむ、除名せられたる者は、六年の後、卽ち第七年に入りて除位を聽す、三位以上は狀を錄して奏聞し、正四位は從七位下、從四位は正八位上、正五位は正八位下、從五位は從八位上、六位七位は共に大初位上、八位初位は共に少初位下に叙し、勳位は一等は九等、二等は十等、三等は十一等、四等以下は十二等に叙す、而して除名の法たる、刑部斷定して太政官に申し、奏報ありて後に太政官にて位記を毀ち、復叙の日に式部より刑部に報ず、而して出身の位、復叙の法より高き時は、高きに從ひて聽す、免官（メンクワン）、免所居官（メンショキョクワン）參看（古事類苑法律部）

ヂヨワウロク 女王祿 「ワウロク」を見よ、

チリツボ 塵壺 石灰壇（イシバヒノダン）を見よ、

チリトリ 塵取 腰輿の一名「エウヨ」を見よ

チリメン 縮緬 【名稱】絹織物の一種、生絲を紡ぎて織り、後に練りて之を縮ましたるものをいふ、縐紗を訓めり、倭訓栞に塵目の義かといへり

（紋縮緬）（柳條縮緬）

（御召縮緬）（かざをり縮緬）

【沿革】兵範記保元三年三月の條に、「下襲縮緬云々」と見えたれば、當時縮緬と稱するものありし事明かなれども、如何なる織物なりしか詳かならず、按ずるに、同名別種のものならんか、今日の所謂縮緬は、天正年間明人より、和泉堺の織工に其法を傳へ始めて縮緬を織り出せり（上古シヾラキといふものあり、羅の縮文あるものにして、其製縮緬と異なり）後ち其法を京都西陣に傳へ、既に天和中に、紋縮緬、柳條縮緬の類を織出したり、享保中、丹後丹波郡峯山の人絹屋佐平治、西陣の法を傳へて縮緬を織出しゝが、これと同時に同國與謝郡加悅の人手米屋千右衞門、同郡三河内村の人山本屋佐兵衞の二人も亦西陣の法に倣ひて、縮緬を織出しゝと云ふ、又享保中美濃岐阜の人、西陣の法を傳へて縮緬を織り出し、京都に送りて賣捌きしが、明和の初めより縮緬の業著しく發達し、從うて產額も增加せしを以て、京都に販賣する事を禁ぜらる、されど安永四年以來名古屋藩に乞うて、其藏物と稱し、再び京都において賣捌くことを得、天保の初めに至りては厚見、方縣、羽栗の三郡に亘りて、其產出高一年三萬疋餘に達せりといへり、又上野の桐生にても、元文三年西陣の織工この地に移住して、縮緬の織法を傳へたるより、之を織る者次第に增加し、天保中京都の製に倣ひて一種の柳條縮緬を織出せり、これを御召縮緬といふ、其後之を織るもの多し、なほ下野の足利も寶曆、明和の際、桐生より縮緬の織法を傳へて織り出しゝが、明和中西陣の柳條縮緬にならひてかざをり縮緬を織出せり、又寶曆中、近江東淺井郡難波村の人中村林助、乾庄九郎の二人、蠶をかひて縮緬業を起す事を考へ、自ら丹後に赴きて其織法を研究し、近隣の婦女子に傳へしもの、東淺井坂田の二郡に亘り、其產額年々增加せしかば、

（續）其製品を一旦長濱に蒐集せしより、人呼んで濱縮緬（ハマヂリメン）といふ、寶暦九年以來彦根藩の保護をうけて、京都に出だし之を賣捌きたり、明治以後に及びては縮緬の需用益々多きを加へ、其製また發達し、產額著しく增加せり（工藝志料、日本工業史）

チリヤク　治曆　名義　後冷泉天皇御宇の年號、康平八年八月二日、炎旱三合に因て改元す、四年を經て延久と改む　出典　尚書正義に「湯武革命、順乎天而應乎人、君子以治曆明時」とあるに據る、藤原實綱之を勘申す（國朝年號譜）

つ

ツイヰン　追院　江戸時代における僧侶の閉刑、其職を解き居住の寺院より放逐するをいふ、退院にやゝ似たれど、此刑に處せられし者は、申渡しを受けたる場所より、直ちに追ひ拂はれ、再び寺院に歸ることを得ず、退院よりは其罪重し、退院（タイキン）、一宗構（イツシユウカマヘ）一派構（イツパカマヘ）、筆者（御定書百ヶ條、德川政刑史料）

ツイガキ　築垣　築墻（ツイヂ）を見よ、

ツイガサネ　衝重　食物などを盛る器具ないふ、三方、四方、供饗の總名なり、上の臺と下の足とをつぎ重ねたる物なる故に名づく、而して三方に穴をあけたるを三方、四方に穴をあけたるを四方、穴一つもなきを供饗といふ（貞丈雜記）

ツイキノコホリ　築城郡　所在　豐前國　起原　續紀天平十二年九月の條に見えたり　沿革　延喜式、ツキ」と唱ふ、和名抄に、綾竭、桑田、橋木、大野等の鄉あり、拾芥抄築城に作る、寬知集築城に復し、郡名考又筑城に作りて「ツイキ」と唱へ、天保鄉帳築城に改め、以後之に從ふ、地誌提要「ツイキ」「ツキ」兩樣に稱す、明治二十九年上毛郡の一部を合せ築上郡を置く（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

ツヰシユ　堆朱　名義　漆細工の一種、朱漆を以て厚く塗り、山水、花鳥、人物等の圖を彫刻したるものを堆朱といふ、その黑漆を以てしたるものを堆黑（ツイコク）といふ、又尋常の漆器に朱綠黑等の漆を以て花草を堆く作りて、其紋理を彫刻せるものあり、これを紅花綠葉と稱す、又堆朱と同類にして彫鏤の淺きものあり、これを波志加雕（ハシカボリ）といふ、また彩漆數遍を施して（彩漆を施さゞるものもあり）、屈曲の文を雕るものを堆黑（ツイコク）といふ　起原沿革　後土御門天皇の文明年間京都の漆工門入といふ者始めて製す、慶長年間御宇京都の漆工門入といふものあり、甚だ巧なりしかば、遂に其名に因て名づく、平十郎將軍德川家康に仕ふ、その子孫業を以て世襲す、萬治年間堆朱楊成といふ者あり、堆朱器を作るの妙手といふ、享保年間京都佛光寺通に、堆朱屋治郎左衛門といふものあり、門入の上に出づと爲す、又江戸の大工町に堆朱養清、肥前の長崎に堆朱工藤七及び勘七といふものあり、並に皆當世の名工と稱せらる、京都、長崎、江戸等の工人業を傳へて今に至る（工藝志料）

ツヰシユウシ　追討使　朝敵追討の爲めに發遣する軍使を云ふ、源平盛衰記に、源義經を西海追討使と記したり、

ツヰタテ　衝立　障子の一種、襖障子の如く紙綱等にて張りて、臺を設け、座數に立て置き、物を遮る爲めに用ふる具を云ふ、又「ツイタテサヾひと云ふ、枕草子に見えたり、

ツイヂ　築墻　木骨土造の塀を云ふ、築壁（ツヒヂ）の義なり、又ツイガキとも、ツイガイとも云ふ、後世筑地と書くは當らず、其製凡一間毎に柱あり、之を須柱（スバシラ）と云ふ、其要に在るものを貝形柱（カヒガタ）と云ひ、柱間に在る橫線を定規筋と云ふ、俗に之を筋塀と云ふ、禁中の築墻は高さ五尺或は六尺より一丈位迄あり、諸臣の家は垣基三尺にて高さは一定せず、延喜左京職式に、京都町割の定を註して「大路廣十丈、自二垣中一至二溝邊一八尺、（柱基三尺大伏五尺）溝廣各四尺、兩溝間七丈六尺」とあるにて其制及び公卿殿上人の家の築墻たりしこと知るべし、大鏡伊尹の傳中花山院風流を好まざる事を記したる條に「撫子の種をついぢの上にまかせ給へりければ云々」と見えたり（家屋雜考）

ツヰナ　都維那　僧官三綱の一、衆僧に法義を說示することを掌る、禪宗にては法會の時の開口者を云ふ、梵語なり、又維那といふ、釋氏要覽に「維那此云二說衆一、見奈那云二授事人一云々」祇樹給孤獨園精舍圖經に「維那出二要律儀一翻爲二寺護一、又云二悅衆一、本正音訛遍、此云二次第一」とあるにて其意義を知るべし、一說に、維は綱紀の義にて漢語、那は梵語、窟井義知の說に「都維那、是都維衆徒之義也、卽徒相通云々」中原職忠の說に「都維那は都維者統繫也、一寺の衆徒を統繫して居住せしむる義なり」と云へり、共に字義に泥みたる說なり（僧侶官位志）

ツヰナ　追儺　名義　朝廷年中行事の一、毎年十二月晦日に、疫鬼を拂はんが爲めに朝廷にて行はるゝ儀式をいふ、又鬼やらひとも稱す　沿革　晦日の夜、この事あり、大舍人寮の舍人、鬼の役を勤め、大

舍人長、方相氏の役を勤む、方相氏とは、黃金四目の假面をつけ、玄衣朱裳を著し、右に戈を採り、左に楯を持ち、鬼を儺ふ任に當れるものをいふ、別に振子といへる小兒八人（內裏式には廿人とあり）、延喜式には、百官一而時儺、以索室殿ヶ疫」と見ゆ、吾が國また追儺の式に之を學びたるなり、かくて此夜戌刻に、官人追儺の舍人を率ゐて承明門外に候し、中務省の處分を待ち、方相氏、次に從うて入り、中庭に立つ、陰陽寮儛祭な行ふ、畢りて方相氏まづ儺聲を發し、戈を以て楯を打つこと三遍、群臣相唱和し、桃の弓、葦の箭、桃の杖を以て鬼を儺ふ、鬼は四門を廻り滝口の戸を出でゝ去る　起原沿革　文武天皇の慶雲三年に諸國疫癘あり、百姓多く死ぜるを以て、十二月始めて土牛を作り、大儺したること續紀に見えたるを起原と爲す、されど恒例の公事と定まりしは何時なるか詳かならず、但し延喜式に詳しく其式を載せたれば、其以前より早く行はれたるを知るべし、爾來王朝時代には引きつゞき行はれたり、武家時代に入りては、建武年中行事に此こと見え、公事根源にも載せたれども、當時まで繼續して行はれしにはあらざるべし、江戸時代の初めには、既に廢絕したりと、而して諸國の神社の祭儀には此式を存したるものなきにあらず（延喜式、政事要略、建武年中行事、古今要覽稿）

ツヰハウ　追放　名義　武家時代の刑名、制定區域外の地に放逐するを云ふ　起原沿革　鎌倉時代には、幣中を追放し、又は鎌倉幕府の管國、罪人の所住地等を追放せるあり、いづれも罪の輕重、もしくは犯罪の情狀等により適宜に是を定めたるがごとし、室町時代亦同じ、諸大名にても、城下、管國等を追放ぜること、大概幕府と大差なきに似たり、江戸時代には、士庶を通じての正刑にして、所拂、江戸拂、江戸十里四方追放、輕追放、重追放、中追放等の別あり、詳しくは各條下を參看すべし、追放の罪人は町奉行所にて申渡を爲し、然る後町同心門前に押並べ放ち遂し、罪人武士なれば、最初より取り上げたる大小刀を放ぜること、大概幕府と大差なきに似たり、江戸時代には、士庶を通じての正刑にして、所拂、江戸拂、江戸十里四方追放、輕追放、重追放、中追放等の別あり、詳しくは各條下を參看すべし、追放の罪人は町奉行所にて申渡を爲し、然る後町同心門前に押並べ放ち遂し、罪人武士なれば、最初より取り上げたる大小刀をイトダテに包みたるまゝ、莚にて渡すなり、此時罪

ツヰフシ　追捕使　名義　又「ツキフクシ」とも云ふ、奸徒を追捕するより起れる名なり、もとは追捕海賊使とも、追捕凶賊使とも云ひしを、後には略して單に追捕使とも云ひ、又後には總追捕使と稱す　沿革　部內の奸惡の徒を逮捕鎭靜する事を掌る、多くは國司郡司の武藝才幹あるものを撰びて任ず、職內は勅宣を奉じて補し、其他の國は國解を以て官に申して補任す　起原沿革　（一）朝廷より任ずると（二）私に任ずると二あり（一）始め詳ならず、蓋し臨時の職にして叛者或は盜賊蜂起の時之を追捕する爲めに任ぜしものなるべし、書に見えたるは、貞信公記承平二年四月廿三日の條に「左大辨來仰、追捕海賊使可二定行一事」とあるを始めとす、村上天皇の御宇平將

門藤原純友の亂あるや、天慶三年正月東海、東山、山陰三道の追捕使を任じ、東海道は藤原忠舒、東山道は小野維幹、山陰道は小野好古を任じ、尋で又太宰府追捕使に左衞門尉利安を任じたり、賊平定後も諸國に追捕使を置き、終に常置の官となる、卽ち天曆十年六月甲可是茂を近江追捕使としたり、朝野群載に「此國帶三箇道、爲要害地、奸猾之輩、橫行部內、强盜殺害、往往不絕、仍前々國宰、部內武藝之輩、選ヲ堪其事者、申請公家、爲追捕使、近則佐々貴山公與垣、故大友兼平等是也」とあるにて知るべし、後ち隨兵の士卒等威勢を振ひて、恣に人民を劫略したるなりて、承曆年中越前國より押領使追捕使を停められんことを請へり、後には世襲となりしと見え、藤原利仁の裔越前權介齋藤爲賴は、北陸道七箇國の押領使を以て越前國總追捕使となり、爲賴の一族國章、其子國貞も越前追捕使となりたり、又一道を管する追捕使あり、紀忠房が南海道總追捕使たりしが如き是なり、源爲朝九州豪族を降伏せしめ、自ら九州の總追捕使と稱せるも亦以て證とすべし、源賴朝兵を擧げ、武を以て其地を取り、私かに守護を任ずるや、其職や全く總追捕使に同じきを以て、總追捕使と稱したり、元曆二年土肥實平梶原景時等を總追捕使として、揚磨美作備前備中備後等を守護せしめたるが如き其一例なり、後ち平氏亡ぶるに至り、此職無用に屬したるを以て、文治元年六月奏請して總追捕使を廢したり、然るに賴朝弟義經と善からず、之を伐たんとす、義經後白河法皇に迫り賴朝追討の院宣を得て、严國に奔る、賴朝即ち義經を追捕し、奸徒を防ぐを名として、奏請して諸國に守護地頭を置き、茲に於りて守護を又總追捕使とも云へり、吾妻鏡文治二年三月一日の條に「諸國被ㇾ補二總追捕使並地頭一、向云々」と見え、同書に近江守護佐々木定綱とある玉葉には近江總追捕使としたるにて之を知るべし、世に賴朝六十六ヶ國總追捕使を朝廷より賜はりしと云へるは誤なり、總追捕使と稱すること稀になり、總追捕使を置き、終に常置の官となる、卽ち天曆十年六月甲可是茂を近江追捕使としたり、朝野群載に「此國帶三箇道、爲要害地、奸猾之輩、橫行部內、强盜殺害、往往不絕、仍前々國宰、部內武藝之輩、選ヲ堪其事者、申請公家、爲追捕使、近則佐々貴山公與垣、故大友兼平等是也」とあるにて知るべし、後ち隨兵の士卒等威勢を振ひて、恣に人民を劫略したるなりて、承曆年中越前國より押領使追捕使を停められんことを請へり、後には世襲となりしと見え、藤原利仁の裔越前權介齋藤爲賴は、北陸道七箇國の押領使を以て越前國總追捕使となり、爲賴の一族國章、其子國貞も越前追捕使となりたり、又一道を管する追捕使あり、紀忠房が南海道總追捕使たりしが如き是なり、源爲朝九州豪族を降伏せしめ、自ら九州の總追捕使と稱せるも亦以て證とすべし、源賴朝兵を擧げ、武を以て其地を取り、私かに守護を任ずるや、其職や全く總追捕使に同じきを以て、總追捕使と稱したり、元曆二年土肥實平梶原景時等を總追捕使として、揚磨美作備前備中備後等を守護せしめたるが如き其一例なり、後ち平氏亡ぶるに至り、此職無用に屬したるを以て、文治元年六月奏請して總追捕使を廢したり、然るに賴朝弟義經と善からず、之を伐たんとす、義經後白河法皇に迫り賴朝追討の院宣を得て、严國に奔る、賴朝即ち義經を追捕し、奸徒を防ぐを名として、奏請して諸國に守護地頭を置き、茲に於りて守護を又總追捕使とも云へり、吾妻鏡文治二年三月一日の條に「諸國被ㇾ補二總追捕使並地頭一、向云々」と見え、同書

ツウクワン　通事（通詞）　名義譯官をいふ、卽ち譯官なり、原始古くは譯事を通ずるの義、上古には譯また通事とも書し、同じく オサと訓す、故に名づく、都監寺の略なり、又都總とも、都管とも云ふ、備用清規に「都監寺、山門重任、貴在得人、百丈監院幹ニ辦公私一、今都寺是也」、勅修清規に「都監寺、古規惟設二監院一、後因二寺廣衆多一添二都寺一、以總二庶務一、早暮勤事、香火、應接官員施主、會計簿書、出納錢穀、常令二識計有一餘尊一、王愛衆、凡事必會議、禀二住持一、方行二訓誨一、不ㇾ妄責捶二般當一、恐成瞋訟、亦須二禀議量一、情宗一、毋ㇾ縱二威勢一、激ㇾ變起ㇾ訟、差二設莊庫職務一、必須二公平一、毋ㇾ用二私黨一、致ㇾ怨上下一、普叢林盛時多請二西堂首座書記一、以充二此職一、而都監寺亦充二首座書記一云々」と見えたり（禪林象器箋）

ツウソウ　都總　都寺（ツウス）を見よ、

ツウノコホリ　都宇郡　名所右 備中國　起原 延喜式に始めて見え、「ツウ」と稱す、蓋し國郡制定の時是を置きしものなるべし　沿革 和名抄に河面（カハモ）、撫河（ナッカ）、深井、驛家等の鄕あり、郡名考、ツウと稱し、地誌提要又之に從ふ、今之に仍る（郡名異同一覽、國郡沿革考）

ツウボフジ　通法寺　名所左 河內國石川郡（今南河內郡、中世古市郡に屬す）壺井の北○石丸山と號す　沿革 眞言宗○本尊は定朝作と稱する阿彌陀觀

音勢至三尊を安置す　起原 沿革 長久四年源賴義創設し、等身千手觀音の像を納む、壺井堂と云ふ、額を掲げて通法寺と號す、又阿彌陀如來を安置す、賴信以下三代の墳墓のある以て代々源氏の崇敬衰へず、文治元年十二月源賴朝北條時政をして、衆庶の寺內を狼藉することを禁ぜしを始めとして、鎌倉室町兩時代を通じて隆盛なりき、元祿十三年德川綱吉命じて諸堂を修造せしめ、途に嚴然たる大寺となれり、正面は本堂にして、左に觀音堂あり、賴義感得の金剛觀音を安置す、堂中に賴義の靈社あり、本堂の巽二町に賴信の墓あり賴義墓は觀音堂畔に義家墓は東一町に在り、現今大に荒廢し、賴義の祠堂のみ僅かに存せり○壺井社は康平七年賴信の建立する所、其傍に一社あり、賴信、賴義、義家朝臣を祀る、天仁二年の建立なりと云ふ（通法寺文書、伽藍開基記、名所圖會、名勝地誌）

ツウヤウモン　通陽門　大內裏八省院二十五門の一、左廂門ともいふ、北山抄に、東廊北掖門に作る、東面の門にて、宣政門の北、十間を隔てゝ位す（大內裏圖考證）

ツウヤウモン井　名所左 藤原敦子（後圓融天皇の妃、後小松天皇の御母、天皇諸王の時宮に入りて御小松天皇を生み給ふ、永德三年十一月從二位に叙せられ、應永二年四月三宮に准じ、三年七月院號を賜ふ、同十三年十二月二十七日薨ず、年五十六（門院傳）

ツカ　柄（ヘイ）　刀劍に附したる柄をいふ、卽ち手に握るに便ぜんが爲めに附したるものなり、摑むの義、古事記には手上、萬葉集には手纏とあり、また摑むの義にして柄のことをいへり、而して正しくツカと見えたるは、和名抄に「橘（音韻、和名太知乃豆加ノ假柄也、考工記云、鎩柴、人所ノ握、鐓以上也、今按、等身千手觀音の像を納む、壺井堂と云ふ、額を掲げて通法寺と號す、又阿彌陀如來を安置す、賴信以下三代の墳墓のある以て代々源氏の崇敬衰へず、文治元年六月奏請して總追捕使を廢したり、然るに賴朝弟義經と善からず、之を伐たんとす、義經後白河法皇に迫り賴朝追討の院宣を得て、严國に奔る、賴朝即ち義經を追捕し、奸徒を防ぐを名として、奏請して諸國に守護地頭を置き、茲に於りて守護を又總追捕使とも云へり、吾妻鏡文治二年三月一日の條に「諸國被ㇾ補二總追捕使並地頭一、向云々」と見え、同書

ツカ　柄（ヘイ）　刀劍に附したる柄をいふ、卽ち手に握るに便ぜんが爲めに附したるものなり、摑むの義、古事記には手上、萬葉集には手纏とあり、また摑むの義にして柄のことをいへり、而して正しくツカと見えたるは、和名抄に「橘（音韻、和名太知乃豆加ノ假柄也、考工記云、鎩柴、人所ノ握、鐓以上也、今按、なほ柄に用ひる材料に就きては、古語拾遺に「以二秦氏所ノ獻之絹一、織二祭神御首一」とあれば、古くは絹をも用ひしなるべし、降りて和名抄を按ずるに、鮫皮を用ひし事の記事あり、以て鮫皮を使用したること の古きを知るべし、後ち其製作日に營逢し、殊に武家時代に入りては、其用多かりしより、從つて各種類の柄を生じたり、卽ち瑠璃水精卷柄、鮫皮柄、梅花皮柄、直柄、友柄、絲卷柄、章卷柄、樺卷柄、木柄、花櫚木柄、聖柄、三鈷柄、銀燒子柄等あり（眞丈雜記、古事類苑兵事部）

ツカ　束　古代、物の長短を度るに用ひたる稱呼、手にてつかみ、四指の廣さの程をいふ、十握劍、七掬脛などの類なり、後世も矢の長さを度るに何束といへり、ツカに握の字を用ふるは、儀禮に「箭籌八十、長尺有ㇾ握」又禮記に「宗廟之牛角握」などあるに據りたるなり（本朝度量權衡攷）

ツカサ　司（官）　官職を云ふ、又ツカサは高くして、稽重の義なりしが、轉じて官職の名となりしなり、官、省、等、各其統ぶる所、屬官、省、台、職、坊、寮、司、監、府、使、廳、れども、何れもツカサと云ふ、神代紀に、首又は官所を云ふ、顯宗紀に官府、欽明紀に執事をツカサとよめる司、顯宗紀に官府、欽も同じ義なり、後世役所とも云へり（倭訓栞、萬葉集古義）

ツカサメシノチモク　司召除目　名義 在京諸司を任補する儀式を云ふ、京官除目とも秋除目とも云ふ　沿革 縣召除目と大差なし、たゞ三省の外記に行はるゝのみの相違あり、一夜又は二夜に行ふ時あり　沿革 蓋くは春に行ひしが、後世に概して秋季に行はれ、或は夏又は冬に行ひし時もあり、北山抄に「二月三日以前京官除目事」と見えたれども、江次第に已に秋除目とあれば、平安朝の末期よりは秋に行はれし事多きを知るべし、南北朝以後漸次衰へて、後花園天皇の時には絕えて行はれざるに至れり（公事根源、官職難儀、建武年中行事詳解）

ツカノコホリ　都賀郡　名所右 下野國　起原 續紀光仁天皇寶龜六年七月の條に始めて見ゆ　沿革 和名抄に布多、高家、山後（ヤマシリ）山人、田後（タシリ）生馬、秀文、高栗、小山、三島、驛家等の鄕あり、明治九年十二月都賀郡葛生町等五ヶ村を安蘇郡に併せ、安蘇郡下永野村等八ヶ村を都賀郡に屬す（郡名異同一覽、國郡沿革考）

ツカヒバン　使番　職掌 江戶幕府の職名、戰時にありては、諸陣を巡りて、諸將の勇怯、戰功の甲乙、軍令の守否を監し、時としては斥候となり、又命令を四方に傳ふる事を職とし、平時にありては、將軍の代替り毎に、諸國を巡廻して、大名の治績動靜を視察し、國持大名幼少にて家を繼ぎし時は、後見として其國に半年在留し、國政を監督し、或は城請取の時に臨監し、或は大名の轉國參府の時に上使を勤め、また二條大阪駿府等に目付として出張し、遠國諸役人の能否を考察し、其他江戶市中に火災ある時は之を見廻り、及び目附と共に大名課役の消防夫を指揮し、又は定火消の火事場における勤惰を考察する等の事を掌る、若年寄の支配にして千石高と定め、慶應三年役金五百兩を給し、千石以上の者には其半額を給する事となしたり　起原 沿革 幕府創立以前軍中に使番を置きしに始まり、幕府創立の當時は人員一定せず、元和三年始めて定役二十八人を補し、其後增加して、文政、天保、嘉永、安政、萬延の頃には五十人を降ら

す、文久、元治の頃には六十人乃至八十人に及び、慶應に至りては百十數人の多きに達したりしが、同二年十二月使番五十六人を免職せしかば、其數再び減じ、三年の武鑑に載する所六十人ありき○按ずるに、使番と稱するものは、戰國の際諸大名家に在り、永祿天文頃よりして諸書に散見すれば、恐くは其頃より起りしものなるべく、もとは才幹もありて殊更軍事に熟したるものを撰み、軍中の使節となしたるものにして、多くは臨時に置きたれども、臨時の使番と常置の使番とを並置したる大名も尠なからざりしに、江戸時代太平に屬する後も、幕府なほ舊によりて之を常置したり、されば其職とする處、みな臨時的の事務に係れり、荻生徂徠は其著政談において、使番は軍中臨時に置くべきものにして、平常は無用の職なりと說破したること、亦故なきにあらず（武家名目抄、官制沿革略史、古事類苑官位部）

ツカヘドコロ　仕所　院中召仕の人の候する所、「キンノツカヘドコロ」を見よ、

ツカマノコホリ　筑摩郡　名所　信濃國　起原　書紀天武、天皇十四年十月の條に始めて見ゆ　沿革　日本紀東間、續紀、延喜式筑摩に作る、和名抄に眞田、宇賀、辛犬、錦服（ニシゴリ）山家、大井等の鄕あり、郡の西境辛犬鄕の內、後ち安曇郡に入る、寛知集筑摩、築摩兩樣に作り、元祿帳以後筑摩に作る、郡名考「チクマ」と稱し、地誌提要「チクマ」「ツカマ」兩樣に唱ふ、明治十三年五月東西に分て東筑摩、西筑摩の二郡とせり（郡名異同一覽、國郡沿革考）

ツカミダカ　抓高　江戸時代檢地に漏れたる一村落を總括して、何高と定めて高を付けたるを云ふ、されど只稱呼のみに用ひて、記錄などには記さず（地方凡例錄）

ツガルウヂ　津輕氏（陸奥弘前）　姓は藤原、（藤奥黒石藩）（一萬石）

○爲信——信枚——信義——信政——信壽——信興
信著——信寧——信明——寧親——信順——順承
承昭

○信英——信敏——信兒——壽世——著高——寧親
親足——順德——承保——承叙——頼恒

初め清和源氏、南部守行の三男彦六郎則信、應永三十四年二月、九戸の久慈領主久兹小四郎安倍久國を亡ぼし、下久兹城主となり、久兹右京亮と號す、後ち仙北金澤城主となり、文明二年七月秋田一揆の爲に戰死す、孫大浦光信の女近衞尙通の猶子となり、藤原を冒すと云ふ、或は云ふ落胤なりと、其孫屬子爲信、初め南部信直に屬す、後ち背て岡城代南部帶刀南右兵衞を攻破り、其城を奪うて威を近鄕に震ふ、南部信直怒て之を伐つ、爲信能く防ぎ戰て之を退く、遂に津輕の地を押領し、津輕氏と稱し、弘前城に住す、天正十八年上洛、近衞信基に謁して藤原氏を賜り、相模小田原に於て豐臣秀吉に謁し、本領安堵す、慶長五年關ヶ原役の功を以て、二千石加賜、前封併せて四萬七千石、明曆二年二月信義、津輕黑石三千石、上野勢多二千石を弟信英に分封す（七世の孫親足、文化六年四月、本宗より分地して一萬石を領す）文化二年五月寧親、蝦夷地警衞の勞を以て七萬石を賜ふ、五年十二月蝦夷地警衞の充備するを以て、十萬石を賜はり、松ノ間班に進む、子孫相襲き、明治に至りて華族に列し、本宗は伯爵を、分家は子爵を授けらる（系圖、藩翰譜、德川加除封錄、華族諸家簿）

ツガルヌリ　津輕塗　名義　陸奥國津輕郡　起原沿革　元祿十年池田源兵衞（二代）の發明せし所、世に之を津輕の韓塗と稱す、源兵衞は津輕藩の漆工にて、藩主の命をうけ、江戸に出で青海勘七の門に入り、遂に韓塗を發明し、かれて青海波の漆畫をよくせしといふ、是より世々青海を以て氏とす、其髹法若狹塗に似て、數層の彩漆を疊塗し、雲狀の花卉を出せり、但し金銀箔を用ひざる所若狹塗と異なるのみ、近年錦塗と稱する髹法を施し、其上に雲鶴或は千鳥或は鐵線花などの模樣を施したる所の器物を出す、卽ち從來の製品の外、テーブル、隔棚、手箱、煙草盆、卷煙草入、其他諸器物を造る、其製頗る精巧なり（工藝志料）

ツガルノコホリ　津輕郡　所在　陸奥國　起原沿革　書紀津刈に作る、蝦夷の地なり、齊明天皇四年四月、越國守阿倍臣伐つて津輕を定め、之を越國に隸し、蕃て出羽國に屬せしむ、後ち再び夷地に淪沒せしかば、延喜式、和名抄、拾芥抄共に郡名を見ず、安部氏の時之を取り、源頼朝藤原泰衡を滅ぼすに及んで、始めて之を收復し、仍て陸奥に隸し守護を置て之を治む、鹿永の末、南部氏之を併せ、東方を田舍郡、中央を平賀郡、西方を鼻輪（又花輪に作る）郡と稱し三郡に分つ、戰國の時又奥法、眞野、入間郡の稱あり、凡て津輕六郡と稱す、其津輕一郡に復せるは蓋し文祿搜地の時なるべし、吾妻鏡、寛知集、元祿帳之に仍り、以後之に從ふ、地誌提要「ツガル」と稱し、明治十三年五月東、西、中、南、北の五郡に分ち、現今に至れり（郡名異同一覽、國郡沿革考）

ツキヲカセツテイ　月岡雪鼎　名義　本姓は本田、名は昌信、通稱は丹下といふ、雪鼎また信天翁と號す　略傳　江戸の人、大阪に住し、高田敬輔

に就きて畫法を學び、後ち廣く和漢の畫法を研究し、畫風遂に一變す、而して其畫く所、尤も邦俗の美人に長じ、且つ好んで、春宵祕戲の圖を作り、設色密畫にて透明なるもの、如きは、頗る世に名高し、また人物魚類にも巧みなりき、故に圓山應擧と雖も、雪鼎の圖に倣ひて人物動物を能くするに至れりと稱せらる、天明六年十二月歿す、年七十七、雪鼎門人甚多く、其流派を世に雪鼎派と稱す、「セツテイハ」參看（扶桑畫人傳）

ツギガミ　續紙　「ゾクシ」を見よ、

ツギガミシモ　繼上下　名義　上下の一種、上は肩衣、下は常の袴にして、上と下と地質色合を異にしたるものなり　類似品　肩衣には廂上下の如く、背と兩肩に紋所あり、色地合等定めなしと雖も、無地又は小紋等多し　起原沿革　江戸時代熨斗目を著用する士の營中に於て著すも平服なり、故に世俗平服とも稱す、夏冬とも單を用ひるは裸なしと雖も、多くは裏は單、冬に裏付を用ひたり、衣服に紋付（熨斗目を除く）にても縞にても裸なし○享保の頃までは武家の略服にて、曠氣の時にのみ着用したりしが、元文の末より平日の服となり、天明の頃は貴人も冬着用するに至れりといふ（德川盛世錄、嬉遊笑覽）

ツキギヤウジ　月行事　行事（ギヤウジ）を見よ、

ツキクサ　月草　蠹の色目の名、表縹、裏淺縹のものを云ふ、伊勢貞丈は、ツキ草は鴨頭草なり、キとイ音相通ずる故、ツイ草とも云、イとユ相通ずる故、轉じて俗にツユ草と云、其花縹色なり」といへり（藻蟲草、裝束色葉）

ツキゲ　月毛（鶴毛）　馬の毛色の名、赤くして白みを帶びたるを云ふ、和名抄に「緋白馬、毛詩註云、騆（音段、漢語抄云、緋白馬、鶴毛也）彤白雜毛馬也、爾雅註云、騢今之緋白馬也」と見え、顏會小補に「騢、說文赤白雜毛、謂色似鯫魚也」とあり○鶴毛は、黃ばみ多きを赤鶴毛、白ばみ多きを白鶴毛、黑ばみ多きを黑鶴毛（疵點になりたるものを、疵鶴（或は虎月毛と云）と云ふ、平家物語、源平盛衰記、著聞集、太平記等に多く見えたり、「ウヅマ」の揷繪を見よ、

ツキシロ　月代　名義　額上より頂にかけて頭髮を剃り落したるをいふ、彤ち月の如くにして白きが故に、月白と名付く、代は當字なり　起原沿革　古へは貴賤共に總髮なりしが、平安朝の末年頃より、逆上の病あるもの、もしくは軍に出で胄を被る時、逆上を避くる爲、額上の毛を殘し、頭の中央を丸く剃りて氣を拔くの用に供し、其上に額の毛を引かけて之を隱しおくものあり、玉葉安元二年七月八日の條に、平時忠のことをいひて、「月代大見苦」と見え、砂石集に「月代ある入道」、獨やつれたる體の、近く家を出けるとあざやかに見えたり」などあり、また太平記に片岡八郎のことを述べて「まことの山伏ならねば、さかやきのあとかくれなし」とも見ゆ、然るに應仁以後亂世となりて、戰爭打ち續くに際し、兵士等冑を着て首の熱するに苦み、月代を剃るに、額毛を殘すもうるさくて及ぼす事となりしが、慶長の頃、世や〻太平に屬するに至りても、戰國以來の因習は、遂に世の風俗を成し、人々皆之を剃ることなれり、されど元祿寶永の頃までは、間々月代を剃らず、總髮なるものもなきにあらず、なほ公家にては、古風を守りて月代を剃らざりしといへり（四季草）

ツキタノヲカノヘノミサザキ　桃花鳥田丘上陵　綏靖天皇の御陵、大和國高市郡白橿村大字四條に在り○兆域方一町、延喜の制に、守戶五烟を置く（延喜式、陵墓一覽）

ツキナミノマツリ　月次祭　名義　每年六月十二月の二季十一日に、神祇官に於て、三百四座の神に奉幣して、國家の靜謐、聖體の綏運を祈る祭を云ふ、蓋し每月祭るべきを略して、二季に祭るものにして、月每に祭る義により月次祭と名付く　儀式　當日神祇官以下諸司の官人參集して、中臣祓詞を奏し、伊勢以下諸社の幣帛を頒つこと、新年祭と異なる事なく、祓詞の如きも、新年の項の有無の差あるのみ、詳しくは「キネンサイ」を見よ、なほ此祭の終りたる後、天皇必ず中和院に御して神今食を行はせ給ふ、（「ヂンコンジキ」參看）　起原沿革　文武天皇の大寶二年七月に始まる、十一日を祭日とす、一條天皇の寬弘元年六月十日に行ひしは、異例なるべし、また祭場は神祇官なれども、時として中和院にて行ひし事あり、中世以後兵亂または用途の不足等により、延引もしくは停止したること多く、且其頒幣の如きも、伊勢神宮のみに限り、他社には殆んど其例なきに至り、室町時代の末期、卽ち戰國時代に及びて全く廢絕に歸したり（古事類苑神祇部）

ツキノカミ　月神　月讀命（ツキヨミノミコト）を見よ

ツキノソウ　「ゲッソウ」を見よ、

ツキノワノクワンバク　月輪關白　藤原兼實（フヂハラノカネザネ）を見よ、

ツキノワノミサザキ　月輪陵　山城國京都市下京區今熊野町に在りて、四條、後水尾、明正、後

光明、後西院、靈元、東山、中御門、櫻町、桃園、後櫻町、後桃園の天皇及び陽光院太上天皇、東福門院、新上西門院、承秋門院、青綺門院、恭禮門院、盛花門院の皇后の御陵を云ふ、天皇の御陵十二あるを以て月輪十二陵とも云ふ（平安通志、陵墓一覽）

ツキミ　月見　公家にて女子は髪曾木の時、男子は振袖を停めて脇をふさぐ時に行ふ式、轉じて髪曾木もしくは脇ふさぎの祝を稱するに至れり、饅頭へ箸にて穴を明け、其穴より月を見るをいふ、並に六月十六日之を行ふなり、詳くは「ビンソギ」を見よ、

ツキミ　月見　月を賞する事は元より春夏秋冬の區別なかりしと雖も、我國にて古來より尤も賞翫するは、八月十五夜と九月十三夜とす、故にこの二つに就きて記すべし、八月十五夜を賞する事、支那にては、季唐の代より盛んに行はれしが、其風吾邦にも傳はりしものなるべし、書に見えたるは、島田忠臣の田氏家集に「八月十五夜宴各言志」などいへる題にて賦したる詩あるを始めとす、忠臣は文德天皇御宇前後の人なれば、當時既に其風のありし事を窺ふべし、蓋し文人の社會にまづ始りしものならん、和歌は古今集に紀貫之、素性法師、凡河内躬恒の十五夜の詠を初見とす、爾來引つゞきて其風盛んに、宴を催し詩歌を詠ずる事、諸籍に散見せり、また此宵歌合を行ひしは、承安三年八月十五夜三井寺新羅社歌合尤も古し、江戸時代には士庶一般に此明月を賞するの風を生じ、十四日を宵待といふ、翌夜の陰晴計り難きが故にまづ宵の月を賞するなり、十五日には團子を製し、栗、芋、枝豆、柿、葡萄等の果物、尾花、水引、月見草等の草花、並に造酒を供へて月を邀ふ、元祿の頃にては、三派の月見とて隅田川に舟を浮べて清光を賞すること流行したりといへり、十六日にも既望（いざよひ）と稱へ同じく月を賞せり、九月十三夜の月を賞する事は、躬恒集に、延喜十九年内裏にて月の宴を行はれしこと見えたるを始めとす（中右記には「寛平法皇明月無雙之由被仰出云々、仍我朝以九月十三夜爲明月之夜」と見ゆ）これより漸く風を爲し、十三夜の月を賞する事となりしが、江戸時代には、後の月と稱へ、衣被、栗、枝豆、尾花を供へたり、なほ所謂朧月とはやゝ意味を異にすれども、江戸時代二十六夜待と稱し、七月二十六日の夜、高地または海川の邊にて月の出づるを待つことあり、蓋し此夜の月は、其出づる際に、三神飛揚ずと傳へられしより、人々群集するなりといふ（古今要覽稿、東都歲事記）

（八月十五夜）

（八月十五夜）

（九月十三夜）

（待宵六廿）

ツキメ

ツキメゴハン　繼目御判　室町時代以後、武將が代替り繼嗣の際、舊章に照して其所領を安堵し、舊章に無きものは繼目朱印と云ふ、又織田家にも傳はりしものなるべし、書に見えたるは、島田忠臣の田氏家集に「八月十五夜宴月」「八月十五夜惜月」「八月十五夜宴各言志」などいへる題にて賦したる詩あるを始めとす、忠臣は文德天皇御宇前後の人なれば、當時既に其風のありし事を窺ふべし、蓋し文人の社會にまづ始りしものならん、和歌は古今集に紀貫之、素性法師、凡河内躬恒の十五夜の詠を初見とす、爾來引つゞきて其風盛んに、宴を催し詩歌を詠ずる事、諸籍に散見せり、また此宵歌合を行ひしは、承安三年八月十五夜三井寺新羅社歌合尤も古し、江戸時代には士庶一般に此明月を賞するの風を生じ、十四日を宵待といふ、翌夜の陰晴計り難きが故にまづ宵の月を賞するなり、十五日には團子を製し、栗、芋、枝豆、柿、葡萄等の果物、尾花、水引、月見草等の草花、並に造酒を供へて月を邀ふ、元祿の頃にては、三派の月見とて隅田川に舟を浮べて清光を賞すること流行したりといへり、十六日にも既望（いざよひ）と稱へ同じく月を賞せり、九月十三夜の月を賞する事は、躬恒集に、延喜十九年内裏にて月の宴を行はれしこと見えたるを始めとす（中右記には「寛平法皇明月無雙之由被仰出云々、仍我朝以九月十三夜爲明月之夜」と見ゆ）これより漸く風を爲し、十三夜の月を賞する事となりしが、江戸時代には、後の月と稱へ、衣被、栗、枝豆、尾花を供へたり、なほ所謂朧月とはやゝ意味を異にすれども、江戸時代二十六夜待と稱し、七月二十六日の夜、高地または海川の邊にて月の出づるを待つことあり、蓋し此夜の月は、其出づる際に、三神飛揚ずと傳へられしより、人々群集するなりといふ（古今要覽稿、東都歲事記）

ツキメゴハン　繼目御判　室町時代以後、武將が代替り繼嗣の際、舊章に照して其所領を安堵し、舊章に無きものは繼目朱印と云ふ、又織田家にも傳はりしものなるべし、書に見えたるは、島田忠臣の田氏家集に「八月十五夜宴各言志」などいへる題にて賦したる詩あるを始めとす、忠臣は文德天皇御宇前後の人なれば、當時既に其風のありし事を窺ふべし、蓋し文人の社會にまづ始りしものならん、和歌は古今集に紀貫之、素性法師、凡河内躬恒の十五夜の詠を初見とす、爾來引つゞきて其風盛んに、宴を催し詩歌を詠ずる事、諸籍に散見せり、また此宵歌合を行ひしは、承安三年八月十五夜三井寺新羅社歌合尤も古し、江戸時代には士庶一般に此明月を賞するの風を生じ、十四日を宵待といふ、翌夜の陰晴計り難きが故にまづ宵の月を賞するなり、十五日には團子を製し、栗、芋、枝豆、柿、葡萄等の果物、尾花、水引、月見草等の草花、並に造酒を供へて月を邀ふ、元祿の頃にては、三派の月見とて隅田川に舟を浮べて清光を賞すること流行したりといへり、十六日にも既望（いざよひ）と稱へ同じく月を賞せり、九月十三夜の月を賞する事は、躬恒集に、延喜十九年内裏にて月の宴を行はれしこと見えたるを始めとす（中右記には「寛平法皇明月無雙之由被仰出云々、仍我朝以九月十三夜爲明月之夜」と見ゆ）これより漸く風を爲し、十三夜の月を賞する事となりしが、江戸時代には、後の月と稱へ、衣被、栗、枝豆、尾花を供へたり、なほ所謂朧月とはやゝ意味を異にすれども、江戸時代二十六夜待と稱し、七月二十六日の夜、高地または海川の邊にて月の出づるを待つことあり、蓋し此夜の月は、其出づる際に、三神飛揚ずと傳へられしより、人々群集するなりといふ（古今要覽稿、東都歲事記）

ツキヨミノミコト　月夜見尊　名號月讀命、月弓尊とも書し、また月神ともいへり（系統伊弉諾尊の子、母は伊弉冊尊（事績）書紀には、諸冊の二尊が國土經營の後、天下の主たる者を生まんとて、まづ日神を生み、次に月神を生む、光彩日に亞ぎたれば、日に配して高天原を治めしむべしとて天上に遣ると見え、紀の一書には、伊弉諾尊、左手に白銅鏡を持ちて大日靈尊を生み、右手に白銅鏡を持ちて、月弓尊を生むと見え、また古事記には、伊弉諾尊が日向橘の小門にて禊の時、左の目を洗ひて天照大神を生み、右の目を洗ひて月讀尊を生む、伊弉諾尊大に喜び、月讀命をして、夜の食國を知らしむとあり、夜の食國は何處を指びたるか詳かならず、然れども紀記共に天照大神に次ぎて尊き神なるべしと雖も、其他の事蹟、古史全く傳ふる處なし（書紀、古事記）

ツク幷ノコホリ　津久井郡（新在相模國）（地形沿革）愛甲郡と高座郡とを割きて之を置く、蓋し古の愛甲郡餘戸鄉の地にて、吾妻鏡津久井又筑井に作り、相模川の西南十八村は愛甲郡に屬し、其東北十一村は高座郡に屬し、山間に僻在して別に一區なせしが、德川氏の初め、分ちて津久井郡と稱し、正保圖之に依り、寛文復古の時之を停め、元祿四年更に分て津久井縣と稱す、蓋し以て諸郡に別けしなるべし、故に元祿圖之に仍り、後ち之を遵用して郡名考「ツクイガタ」と稱せしが、明治三年二月再び郡とせり（郡名異同一覽、國郡沿革考）

ツクエ　机（案、几）（名義）始めは飲食物を載するの盛なりしが、後ち更に其他の雜物を載することゝなり、近世に至りて讀書寫字等に用ふる文房具の稱となれり、坏居の義、また和名抄に「机、案屬

也」とあれども、延喜式以下の諸書みな机案相通じて用ひ、別物にあらず、なほ其用ふる所により、或は其製作の樣に就いて種々の名目あるも、其實に至りては全く同樣なり（起原沿革）古事記神代卷に「令レ持二百取机代之物一奉出」と見え、書紀にも「持二百机飯食一奉レ進」とあり、なほ書紀には、保食神の鰭廣、鰭狹、毛麁、毛柔の魚獸等を百机に貯へて、月夜見尊を饗したること見えたり、これ机の初見にして、また机に食物を載する用に供したることを窺ふべし、尋で書紀推古天皇十六年八月、唐使入朝の時、其國書を大門前の机におきたる事見ゆ、當時既に飲食物以外の物を載することゝなりしを知るべし、なほ江家次第に手洗具、櫛洗、手巾等を入足机に置く等見えたるを合せ考ふるに、机上雜具を載するの風は、蓋し早くより開けたるものならん、また讀書の用に供したるは、文籍渡來より間もなく行はれしものなるべしと雖も、其書に見えたるは、穴穗物語祭の使の條に「ふみづくゑに向ひて、文どもめぐりに山のごとく積みて云々」とあるを始めとし、枕草子等には「ふづくゑ」と書きたり、蓋し文机の義にして、延喜式に研案、江家次第に書案とあるも、皆名を異にして實を同じうせるものに係り、等しく文机なり、然るに武家時代に及びては、儀式用は別とし、實用の具として、日を逐うて文房具としての机の用益々發達し、特に江戸時代に至りては、單に机といはゞ後者の義のみを意味する事となれり○また文臺と稱するものあり、机の一種なれども、後には、和歌會の時、懷紙を載するの具となりたり、「ブンダイ」參看（重出）（別項作）八足机、左右に各四足を附したる机、略して八足ともいふ、机案中尤も古き樣式にして、神祭の具、並に皇室にては元服の時酒饌を置くに用ふ、また祭に預る官人の饌をも置くことあり、今日なほ祭具として用ふること人の知る所なり、大小あり、小なるは特に小机といふ、皆白木なり、高机、雜具を置くに用ふ、高案ともいへり、朝廷の例にていはゞ、御劍、御璽、琴等を置きたるとあり、また臺盤所にも使用したるを見ゆれば、其他各種の物を載せたるもの多し、江戸時代に至りては、引出しのあるものもの經机の如しといふ、白木、並に蒔繪、螺鈿金具を施したるもの等あり、中取案、食器を舁き、又は緞錦等を積むに用ふ、楮案、菓子酒肴を盛るに用ふ、檜木を以て作る、また黑木を結ひたるものあり、結机ともいふ、江次第の註に「以檜木葉一付机等脚一編葉敷面」とあるにて大樣を知るべし、文机、讀書寫字等の用に供す、研案、書案などあるも皆同じ、用材一樣ならず（一閑張は江戸時代以後あり）形は經机と相似たるもの多し、江戸時代に至りては、引出しのあるものもの、また天神机と稱し、寺子屋にて使用したるは、大抵樅桃の木製にて、溝赤く塗れども、古今要覽稿）

ツクエ　机（案、几）（名義）始めは飲食物を載するの盛なりしが、後ち更に其他の雜物を載することゝなり、近世に至りて讀書寫字等に用ふる文房具の稱となれり、坏居の義、また和名抄に「机、案屬

ツクシ

ツクシ　筑紫（笠志、竹斯）　上代、今の九州の總名と、兩筑地方の名稱とに用ひたり、前者は筑紫洲と稱し、後者は筑紫國と稱したり、古事記に「次生二筑紫島一、身一而有二面四一、每レ面有レ名、故筑紫國謂二白日別一、豐國謂二豐日別一、肥國謂二建日向日豐久士比泥別一、熊曾國謂二建日別一」と見えたり、名義は筑後風土記に「昔し筑前筑後の坂に荒ぶる神あり、往來人多く取殺されき、故其神を人命盡神となむ云ふ、後に祓祭りて筑紫神と申す」とありて、其神の名を負ひたるものとなし、釋日本紀所引の一說には、國形の木兎にの一、一名筑紫諸縣と稱す（地形沿革）應神天皇の時

ツクシ

ツクシタンダイ　筑紫探題　九州探題の一名、太平記に見えたり、「キウシウタンダイ」を見よ、

ツクシノカシヒノミヤ　筑紫橿日宮　香椎宮（カシヒノミヤ）を見よ、

ツクシノソウリヤウ　筑紫總領　太宰帥に當る、「ダザイフ」を見よ、

ツクシマヒ　筑紫舞（名義）沙陀調十五曲中

ツクシノカシヒノミヤ　筑紫橿日宮　香椎宮（カシヒノミヤ）を見よ、

ツクシノソウリヤウ　筑紫總領　太宰帥に當る、「ダザイフ」を見よ、

ツクシマヒ　筑紫舞（名義）沙陀調十五曲中

日向諸縣君牛諸井の女髮長媛の姿色あるを聞召、召して宴に陪せしむ、皇子大鷦鷯尊亦侍す、帝因て歌を作り、髮長媛を皇子に賜ひ妃と爲さしむ、皇子大に悅び、歌を作りて之を報ず、又妃の容色を愛して賦する歌、書紀に見えたり、蓋し諸縣ノ樂此に起りしなるべし、大寶の制筑紫舞凡二十人、諸縣師一人、舞者八人、甲を著け刀を執り、歌師四人とす(禮樂志)

ツクヅクシ 土筆 髮の色目の名、表白、裏紅なるもの、春季の髮に用ふ、「カサネノイロメ」の挿繪を見よ(重色目)

ツクバサンラウシノラン 筑波山浪士亂 天狗黨の亂(テングタウノラン)を見よ、

ツクバノコホリ 筑波郡 所在 常陸國 起原 上古、紀國と稱す、崇神天皇の時、筑波命を以て國造となし、乃ち其名を以て筑波と改稱せしが、孝德天皇の朝、之を郡とせり 沿革 書紀苑玖波、續紀筑波に作り、延喜式亦同じ、和名抄に大貫、筑波、永守、三村、栗原、諸淵、清水、佐野、方穗等の鄕あり、鎌倉時代、南北二條に分ち筑波河を以て之が境界とせり、又南郡北郡の稱ありしが、文祿檢地の時、其南條方穗庄及び北條の地を割て新置の新治郡に屬せしめ、更に河內郡の西境田中庄を以て此郡に併す、郡名考、ツクバ」と稱し、以後之に從ふ、明治廿九年本郡の一部(山莊村)を新治に、北相馬、新治、河內の一小區域を本郡に編入す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ツクバノミチ 筑波道 連歌の道をいふ、日本武尊の御詠なる「にひばり筑波を過ぎて」といへる歌を連歌の起原と爲すより名づく、連歌の書に多く筑波の二字を冠する意も之と同じ、「レンガ」參看、

ツクボウ 突棒 江戸時代罪人を捕ふる時に用ふる武器、「サスマタ」の條を見よ、

ツクモドコロ 作物所(造物所) 朝廷の金銀細工をする所、又錢貨改鑄の時、新錢の文字を彫刻することあり、「ツクモンドコロ」とも訓めり、大內裏月華門の外、造物所の四に在り、職員には、別當、預、史生等あり、枕草子に「つくも所の別當する比、誰がもとにやりけるにかあらん、物のふやうやうと云々」と見えたり(四宮記、拾芥抄、枕草子春曙抄)

ツクユミ 鈌弓 矢を番ふ時、矢の當るべき所に打釘を打ちたる弓をいふ、軍中急用の場合に矢のこぼれ爲なり、小笠原八張弓の內にこの弓あり、福藏弓と名づけて、軍陣に用ひたり(眞文雜記)

ヅケイ 徒刑 名義 王朝時代に於ける刑名、罪人を役して其罪を贖はしむるをいふ、笞、杖、流、死の四刑と共に、五刑又は五罰と稱す 沿革 仁德天皇の朝に、私鑄錢の者は首從を問はず著欽して終身鑄錢司に役し、嵯峨天皇弘仁九年の宣旨に、犯盜の人は輕重を論ぜず、皆役所に配すべしとあるに由りて、所司終に年限を定めず、皆命を役所に終るに至る、因て十三年、犯盜の人、杖罪以下に當る時は徒一年とし、徒一年に當る時は半年を加へ、二年、三年は各一年を加へ、三流に當る時は六年とし、死罪を犯して別勅を以て宥す時は十五年を限とす、又人と爲り凶惡なる等は、終身これを役すること、ぜり、盜人は著欽決杖する例なりしを、天祿四年に之を停む、著欽政(チャクダノマツリゴト)參看(古事類苑法律部)

ヅザイ 徒罪 徒刑(ヅケイ)を見よ、

ヅシ 厨子 調度の一種、器物書畫などを載する具、棚は二階三階四階等あり、又扉のつきたるあり、御厨子棚の略なり、もと御厨子所にて食物を納め置く棚なるを食物のみならず、器物書畫等を載せ置く

に便利なるより、其形を移して、美麗に造りて、貴人の坐側に置くに至りしなり、又棚なく屛風のみありて佛像を入るゝものをも厨子といふ、字彙に「厨又櫝也」と見えたり、儲の神主を入るゝものを櫝といふ、猶ほ二階厨子の條、及び調度(テウド)の挿繪を見よ(類聚雜要抄、儀制令、宮殿調度圖解)

ツジウラ 辻占 占の一種、(一)古へ黃楊櫛を持て衢に出で、道祖神を念じて、往來の人の無心の語を聞き、事の吉凶を卜定するを云ふ、夕衢占とも云ふ、拾芥抄に、問ニ夕食一歌「ふけときやゆふげの神に物とへば道行人ようちまさにせよ」、見女子云、持ニ黃楊櫛一女三人向ニ三辻一間レ之、又午歲女午日問レ之云々、今按、三度語ニ此歌一作レ堺散レ米、鳴ニ櫛齒一三度後、境內來人答、爲ニ內人一、言語閑、推ニ吉凶一ことあり、(二)後ち轉じて、小紙に種々の語句を記したるもの、品物の中に入れ置き、偶然に探り得たる語句を以て事を占ふ、一の萬座の興とするものをも云ふ(嬉遊笑覽)

ツジギミ 辻君 道路に立ちて色を鬻ぐ女、遊女(ヘイカゲヨ)を見よ、

ツジギリ 辻斬 武家時代、武士等が武術を練磨し、或は刀銘を試むる爲めに、夜間辻に出でゝ往來の人を斬るをいふ、

ツジバン 辻番 名義 江戸時代、江戸市內、武家屋敷小路の辻々に於て、非常を警衛し、往來を警察する爲めに設けたる番所をいふ、一萬石以上及び一萬石以下の士の負擔する所にして、前者を一手持辻番又は大名辻番、後者を組合辻番または寄合辻番とも稱したり、(此外なほ幕府自ら設置したる辻番數ヶ處あり、下に擧げたる表に就きて見るべし)一手持辻番は、其藩邸の傍に、各自之を設け、隷卒をして交番せしめ、旗下は數家共同し、傭人を以て之に充て、別に組合辻番所頭取を置きて統治の任に當らしめたり、辻番所には、突棒、差股、袖からみを建ておき、纏、松、早繩を備へ、一手持辻番には龕挑燈、組合辻番に高張挑燈を點じたり 沿革 古へ津島と稱す、建比眞鳥命の裔縣主となる、神功皇后新羅征討の時、此島の和珥津より發船す、是より三韓往還の船舶必ず經由の路となる、天智天皇六年金田城を築く、國府を下縣郡に置く(嚴原國分町)鎌倉幕府の時、少貳氏をして二島の事を管せしむ、島の豪族阿比留國信其命に從はず、寬元四年宗重尚、國信を滅して終に地頭となり、少貳氏に屬す、文永中元人來寇す、重尚の弟助國力戰して死す、正平中助國の曾孫經茂、始めて守護に補す、應永中經茂の曾孫貞茂、上縣郡三根鄕佐賀に居る、嘉吉三年其子貞盛始めて朝鮮と貿易す、文明中其孫貞國移て國府の中村に居る、享祿元年貞國の五世の孫將盛、與眞鄕金石に治す、後ち六傳して義智に至り、豐臣氏に屬し、國守に任じ、肥前四萬石を加賜す、關ヶ原の役西軍に應じたりしが、朝鮮聘事に任ずるを以て譴を免れ、封邑故の如し、寬文六年義智の孫義眞、徙りて棧原に治し、府中

ツジバン 組合辻番所 名義 江戸時代、武家屋敷小路の辻々に設けたる番所にして、一萬石以下の士の負擔する所なり、前者を一手持辻番又は大名辻番、後者を組合辻番または寄合辻番とも稱したり、(此外なほ幕府自ら設置したる辻番數ヶ處あり、下に擧げたる表に就きて見るべし)一手持辻番は、其藩邸の傍に、各自之を設け、隷卒をして交番せしめ、旗下は數家共同し、傭人を以て之に充て、別に組合辻番所頭取を置きて統治の任に當らしめたり、辻番所には、突棒、差股、袖からみを建ておき、纏、松、早繩を備へ、一手持辻番には龕挑燈、組合辻番に高張挑燈を點じたり 沿革 古へ津島と稱す、建比眞鳥命の裔縣主となる、神功皇后新羅征討の時、此島の和珥津より發船す、是より三韓往還の船舶必ず經由の路となる、天智天皇六年金田城を築く、國府を下縣郡に置く(嚴原國分町)鎌倉幕府の時、少貳氏をして二島の事を管せしむ、島の豪族阿比留國信其命に從はず、寬元四年宗重尚、國信を滅して終に地頭となり、少貳氏に屬す、文永中元人來寇す、重尚の弟助國力戰して死す、正平中助國の曾孫經茂、始めて守護に補す、應永中經茂の曾孫貞茂、上縣郡三根鄕佐賀に居る、嘉吉三年其子貞盛始めて朝鮮と貿易す、文明中其孫貞國移て國府の中村に居る、享祿元年貞國の五世の孫將盛、與眞鄕金石に治す、後ち六傳して義智に至り、豐臣氏に屬し、國守に任じ、肥前四萬石を加賜す、關ヶ原の役西軍に應じたりしが、朝鮮聘事に任ずるを以て譴を免れ、封邑故の如し、寬文六年義智の孫義眞、徙りて棧原に治し、府中

と改め、明治維新、府中を嚴原と改稱す、既にして縣となし、又之を廢し長崎縣より兼治す（首部）古より管郡の變遷左表の如し、尙詳しくは各郡の條を見るべし（地誌提要、郡名異同一覽、國郡沿革考）

延喜式	古	圖	郡名考	明治沿革	郡區編制
和名抄	拾芥抄	元祿（ゲン）國（コク）郡（グン）帳（チヤウ）	寬知（ヂ）集（シフ）	天保鄉帳（チヤウ）	地誌提要（エウ）	新郡區編制
上縣	カムツアガタ	同	同（コウ）	カンアガタ（ナシ）	同（ナシ）	同
下縣	シモツアガタ	同	同（コウ）	シモアガタ（ノ）カムツアガタ（ナシ）	同
同	同（コウ）	同	同（コウ）	シモアガタ（ナシ）	同
同	同	同	同	シモツアガタ（ナシ）	同

ヅシャウジ 通障子 名義 中央に長方形の簾を張りて透かしたる衝立障子をいふ 製作 長一丈二尺、高七尺餘、上下に錦を張り、內に隼人簀を張りたり（江次第抄、徵古圖錄）

ヅシヨレウ 圖書寮 名義「フミノツカサ」とも訓む、唐名祕書省 所在 大內裏の制にては內裏の西北、武德殿の北に在り 掌 中務省の被官、官の圖書、經籍、佛像經典、國史の修撰、官內の禱佛、校寫、裝潢、功程、紙筆墨等の事を掌る、古へ諸官衙にて費用ぜる筆紙墨は、皆此寮にて製造したりし事延喜式に見えたり 職員 頭一人從五位上、後世權頭一人を置く、諸大夫の五位、諸道の輩之に任ず、助一人正六位下、諸大夫諸道の六位之に任ず、後世權助一人を置く、大允一人正七位下、少允一人從七位上、六位侍從等之に任ず、大屬一人從八位上、少屬一人從八位下、允屬等は年給成功の輩之に任ず、史生五人、寮掌一人、寫書手二十人、書史を校寫するを掌る、裝潢手四人、雜紙を造ることを掌る、造筆手十人、筆を造ることを掌る、造墨手四人、墨を造ることを掌る、造紙手二人、直丁二人、紙戶 起原沿革 文武天皇大寶元年之を置く、造紙手は令の後八人となり、大同三年三人を減ず、弘仁三年一人を增す、造筆は令以後六人となり、寮掌は貞觀八年定め置く所なり、降りて明治十七年八月宮內省中に圖書寮を置く、現今は帝室の圖書記錄を保管し、頭一人、助一人、屬若干の外、拾芥抄以後津高に作り變更なし（郡名異同一覽、國郡沿革考）

ツタカノコホリ 津高郡 所在 備前國 起原 文武天皇延曆十八年十二月の條に始めて見えたり 沿革 和名抄に驛家、津高、建部等の鄉あり、拾芥抄以後津高に作り變更なし（郡名異同一覽、國郡沿革考）

ツタノモン 蔦紋 紋所の名、蔦かづらの葉をかきたるものを云ふ、伊勢安濃津の藤堂（もと抱茗荷なりしが、豐臣秀吉より拜領の桐の紋の上をとれるなりと海錄に見ゆ）駿河小嶋の瀧脇、武藏河越の松井、三河奧殿の大給、三河西尾の松平、信濃松本の戶田の諸氏、之を家紋に用ふ、又上野小幡の松平氏は蔦を三つ圓く並べたるものを用ひ、美濃岩村の松平氏は丸の內に蔦を畫きたるを用ふ（武鑑、諸家紋鑑）

ツチイツキ 土一揆 「ドイツキ」を見よ、

ツチウラジヤウ 土浦城 所在 常陸國新治郡土浦 起原 土谷相傳へて平將門始めて築くと爲せども信じがたし 沿革 永享中若泉氏之に居る、永正十八年秀吉來攻し菅谷氏を逐ひ、結城秀康を封ず、慶長六年秀康越前に移され、松平信一之に代る、元和三年西尾忠長又之に代る、同六七の兩年間に東西の櫓を建て、同八年追手の櫓門を改築す、慶安三年朽木植綱之に代る、萬治元年城の亥方に武庫を設け、西方に焰硝庫を建つ、寬文元年土屋數直代り住し、天和二年松平信興之に代り、貞享四年信興大阪城代に移りて、土屋政直城主となる、此後世襲して明治に至る（新編常陸國誌）

ツチオキバヒキ 土置場引 「ヒキ」を見よ、

ツチグモ 土蜘蛛（ツチコモリ） 名義 太古我國に住したる一人種、土窟の義、穴居せるを以て名づく、釋日本紀所引の攝津國風土記に「宇彌備能可志婆良能宮御宇天皇（神武天皇）世、僞者土蜘（此人恒居二次中一故賜二曉號一曰二土蜘一）」と見えたり、國栖、八束脛、佐伯などいへるも皆土蜘蛛の一種なり 人種 土蜘蛛は何種族なりしかは、諸說ありて一定せず、其重なる者を擧ぐれば（一）三宅米吉氏は、馬來 ᒡ 種若くは類似黑奴ならんといひ（日本史學提要）（二）中田薰氏は、コロボツクルならんといひ（史學雜誌）（三）小林庄次郎氏は、土蜘蛛なる人種の存するにあらずして、邦人より異人種の凡て を呼びたる稱呼ならんといひ（同上）（四）喜田貞吉氏は、後世の國栖、飛騨人等が其裔なりといへり（歷史地理）按ずるに、國栖及八束脛、佐伯等が土蜘蛛なることは常陸風土記に「古老曰、昔在二國栖一（俗語曰二都知久母一、又曰二夜都賀波岐一）山之佐伯、野之佐伯、普置二掘土窟一、常居二穴一、有レ人來則入レ窟而竄之、其人去更出レ郊以遊之、狼性梟情、鼠竄掠盜、無レ被二招慰一、彌阻二風俗一」とあるにて明かなり、なほ景行紀五十一年の條に、佐伯部の祖は蝦夷なりとある を考ふれば、土蜘蛛卽ち蝦夷と同一人種なりしものに似たり、なほ後考を俟つ 起原沿革 土蜘蛛は、我國土における原住者の一なり、而して大和民族と

ツチビサシ 「ヒサシ」を見よ、

ツチミカドウヂ 土廂 土御門氏 姓は岡部、左大臣阿部朝臣倉橋麻呂十世の孫、主計權助兼天文博士晴明より出づ、晴明天文道を以て朝に仕へしにより、子孫代々其業を以て仕ふ、有世の時、明德二年十月京都の地大に震す、有世占筮して國家變あるを幕府に警告したるに、果して山名氏の變あるを稱す、而して其家は、陰陽頭從二位を極官とす、羽林家の一なり、有脩の時、勘解由小路在富殁して曆家絕えんとす、仍て詔を受け天文曆術二道を兼ね、陰陽寮の執奏士となる、是れより子孫二道を掌り、且つ諸國天文曆道、天社、神道、陰陽家の壁を支配せり、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる（系譜、大日本史、華族譜）

○倉橋麿——御主人——廣庭——島麿——穎蟲——道守——兄雄——春材——益材——晴明——吉平——時親——有行——泰長——泰親——泰茂——泰忠——泰盛——有弘——長親——泰世——泰吉——有世——泰重——隆俊——泰福——泰邦——泰榮——晴親——晴雄——晴榮（ハルナガ）

ツチミカドテンワウ 土御門天皇 名義 御名は爲仁、世に土佐院、又は阿波院と稱す 系統 後鳥羽天皇の第一皇子、母は承明門院源在子、第八十三代の天皇 事蹟 建久六年十二月降誕、九年正月後鳥羽天皇の太子となり、卽日受禪あり、御僅に四歲、時に父上皇、北條氏を討ずるの擧ありしを以て、偃宜上讓位ありたれども、天皇性質溫雅にして、上皇と相合はざる所ありしが故、承元四年天皇に强ひて、位を皇弟順德天皇に讓らしむ、天皇心始めて接したることの見えたるは、日向風土記に、天孫瓊々杵尊、高千穗峯に降臨の時、大鉏小鉏なる二人の土蜘蛛ありて、稻千穗を拔き、四方に投撒ぜば、必ず開晴を得んと奏したることあるを始めとす、而して記紀風土記等を檢するに、大和、攝津、常陸、陸奥、越後、紀伊、筑前、筑後、豐前、豐後、肥前、肥後、日向等の諸國に散在し、皇化に服せざりしことを載せたり、おもふに、其分布は諸國に普れかりしならん、故に神武天皇は、大和の土蜘蛛の皇化に歸せざる者を討滅し、崇神天皇の四十八年には、豐城入彥尊、詔を奉じて東國を治め、建借間命は常陸の土蜘蛛を征し、また建緖組命は皇化に服せざる西國の土蜘蛛を討伐し、景行天皇の十二年には、天皇親征して西國の土蜘蛛を平げ、皇子日本武尊は同廿七年東國に、四十年西國に赴きて、道すがら土蜘蛛を討ち、仲哀天皇の熊襲親征の時にも、諸方の土蜘蛛を征したることあり、かくして土蜘蛛は次第に勢力を失ひしが、神功紀に、皇后が、山門縣に至りて土蜘蛛油津媛を誅したることを載せ、肥前古風土記に同皇后が、肥前國周賀鄉の海岸にて雜船の時に土蜘蛛鼾化衰麻呂が濟ひ奉りしことを載せたるを最後として、また史籍に散見するを聞かず、盖し此時を去る幾千もなくして、土蜘蛛なる種族は我國民中に同化したりしか、または何等かの理由によつて其稱呼の滅びしものならん、なほ大和吉野郡の山中に遺れて、僅に其遺類を存したる土蜘蛛の一種は、國栖の名を以て呼ばれ、朝廷に奉仕したりき、「クズ」參看（穴居考、日本人種新論、史學雜誌、「土蜘蛛種族に關する俗傳」、歷史地理「土蜘蛛種族論」同上、「土蜘蛛貢料」）

ツチミカドノダイリ 土御門內裏 所在 京都土御門の南、烏丸の西、今の上長者町の南、室町の東〇里內裏の一 起原沿革 もと師時（中原氏か）の所領なりしが、後に右大臣雅實の私第となる、永久五年二月、鳥羽天皇始めて內裏を造らしめ、同十一月功成りて遷御す、殿舍の結構大內に準じ、紫宸殿清涼殿等を造る、里內裏にて、內裏の制に摸するは是を始めとす、是より二度土御門第に御せしことあれど、未だ內裏たらず、保安四年正月、此所にて位を讓り皇太子御位す、之を崇德天皇と稱す、大治四年新に增築す、長承四年十一月火あり、翌年八月功を興し六年十一月成り、之に遷御す、永治元年近衞天皇此內裏にて卽位す、久安四年六月火災に罹らずして大風の爲めに倒る、後ち二年を經て未だ竣功せず、玆に於て後白河天皇高松殿に踐祚し、保元元年之を再造せんとせしも、方愚金神に當るを以て停

め、遂に廢す（山城名勝志、平安通志）

ツチミカドヒガシノトウ井ンドノ　土御門東洞院殿　所在 山城國京都土御門の北、東ノ洞院の東 起原沿革 初めは二條の中宮藤原育子の御所なりしが、後ち轉々して、後深草天皇に傳はり、永仁四年正月新造して徙御し給ふ、明年伏見天皇當小路殿燒失の時假皇居とし給ふ、後ち土御門准后相子（後深草の妃）の御所となり、次で其所生陽德門院瑛子內親王に傳はる、文保二年二月、後花園天皇行幸して讓位を行はれ、仙洞御所とし給ふ、建武四年光明天皇皇居とし給ふ（續史愚抄、山城名勝志）

ヅチヤウ　圖帳　名義 國郡鄉土の田畠、在家四至疆界竝に明瞭に圖したる田圖を集めたるものを云ふ、御圖帳とも民部省圖帳とも云ふ、職原抄民部省の條に「又有圖帳、國郡勝示、載以明白、謂之民部省圖帳」百寮訓要抄に「民部省の圖帳として日本國の指圖境などを定めたる文の數の百卷、此省には昔より傳りて、日本國の重寶にて侍りしなり、近頃はうせて侍りしにや、甚く見及び侍らず、諸國の境相論などの時は、此圖帳にて考へられしかば、明鏡にてぞ侍りし」とあり 起原沿革 孝德天皇大化二年八月、國々の疆界を觀て、或は書し、或は圖して奉らしめ、之によりて穿溝墾田の事を定む、是れ田圖田籍を造るの始めにして、圖帳も此時より起りしなるべし、聖武天皇天平十八年八月、諸國をして國郡圖を奉らしむ、桓武天皇延曆十五年八月、諸國地圖、事迹疎略にして、加ふるに年序已に久しく、文字剛逸せしを以て更に作らしむ、弘仁十一年十二月の太政官符によれば、是より先き、天平十四年、天平勝寶七年、寶龜四年、延曆五年の四度の圖籍を以て證驗としたれども、自今以後は七道諸國に令して、田籍を停めて

ツチヤウチ　土屋氏（常陸土浦）　姓初は桓武平氏、後は清和源氏、足利泰氏の六男一色公深より出づ、公深七代の孫薩次、武田氏の被官となり秋山と改稱す、薩次の家人金丸の家を嗣ぎ、金丸氏と號す、孫虎義七子あり、二男昌次川中島の役、一人留まりて武田晴信の傍を離れず、晴信大に感じ、譜代の家人土屋氏の後を嗣がしむ、（土屋氏もと桓武平氏、村岡二郎忠頼の三子山邊霜師房頼尊山伏となり、上總國山邊郡に住す、四世の孫土屋三郎宗遠、頼朝に從ひて功あり、甲斐八代郡國川鄉を賜はる、後裔武田氏の被官たり、土屋直村に至り、嗣なきを以て、昌次其後を嗣ぎしなり）是より土屋氏を稱し、侍大將となり、右衛門尉となる、天正三年長篠役に戰死す、弟昌恒其跡を繼ぎ、十年三月天目山に戰死す、近臣其幼子總藏を唆河清見寺に寄す、十六年九月德川家康鷹狩の時、初めて總藏を見、其凡ならざるを察し、阿茶局の養子とし、秀忠の近侍とす、職字を賜て平八郎忠直と名のる、十九年十月相模酒匂內村の地三千石を賜ふ、後ち上總久留里城主となる、其子數直元和二年、小性に補せられ、五百石を賜はり、叙爵但馬守と稱す、其後屢々加增せらる、寛文五年十二月老中に補し、九年六月常陸國に移封、土浦城を治む、天和二年二月政直駿河國田中に移封、貞享四年十二月老中に補せられ、舊封常陸國土浦城に治す、其後屢々加封を受け、享保三年九萬五千石を領す、子孫相繼ぎ、明治に至り、華族に列し子爵を授けらる（藩翰譜、系圖、德川加除封錄、華族諸家傳）

○昌次——忠直——利直——數直——政直
（ノブ）陳直——篤直——壽直——英直——寛直
（ヨシ）彥直——寅直——攀直——正直

ツヅキノコホリ　都筑郡　所在 武藏國　起原 續紀後紀承和五年二月武藏國都筑郡と見ゆ、蓋し國郡制定の際之を置きしものなるべし 沿革 和名抄に餘戸、店屋（マチヤ）、驛家、立野、針坂、高幡、幡屋等の鄉あり、元禄帳以後都築に作り、郡名考「ツヾキ」と稱し、地誌提要又之に從ふ、今は店屋、驛家の地、多摩郡に入れり（郡名異同一覽、國郡沿革考）

ツヅキノコホリ　綴喜郡　所在 山城國　起原 元と鄉名より出づ、書紀仁德天皇卅年九月の條に見ゆ 沿革 書紀筒城、古事記大筒木に作り、萬葉集管木に作る、纒體天皇此地に都す、東大寺奴婢帳綴喜に作り、延喜式後、綴喜に作る、和名抄に山本、多河、田原、志磨、綴喜、大住、有智、甲作、餘戸等の鄉あり、後世石清水八幡宮の地、卽ち八幡庄、及び那羅永圭二鄉の地を併す、郡名考「ツヾキ」と稱し、地誌提要亦同じ、今之に從ふ（郡名異同一覽、國郡沿革考）

ツヅキノミヤ　筒城宮　名義 纒體天皇の

皇居 所在 山城國綴喜郡興戸及び陀々羅二村の間 起原沿革 仁德天皇の皇后磐之媛が、韓人の家につきて宮室に興し、一時住し給へる事ありしが、纒體天皇五年十月之を重修して都と定め、同十二年都を弟國に遷すまで、卽ち八年間の皇居たり（古事記、書紀）

ツヅジ　躑躅　嬰の色目の名、西三條裝束抄、女官飾抄には、表は蘇芳にて、裏は青なりといひ、宸翰抄は、表は白にて、裏は濃蘇芳なりといひ、藻鹽草は、裏は紅なりといひ、雁衣抄は、表は紅梅にて、裏は青なりといひ、雜事抄は、表は紅なりといひ、數說ありて一定せず、裝束色葉抄は之を論じて「下襲にては表白、裏蘇芳の色を五倍子鐵漿にて染るを躑躅下襲と云事、中古以來の定式にて今に至るまで猶然り、此色にて綾織物の下襲なれば、蘇芳下襲と稱する也云々」といへり、此色目は春季著用す、

ツヅミ　皷　名義 樂器の一種、古は革を張りて擊ち鳴らす樂器の總稱、卽ち雅樂に用ふる鞨皷、摺皷、鷄樓皷、太皷、細腰皷等の類是なり、今は古の細腰皷卽ち三皷を稱して云ふ、專ら猿樂、囃、長唄等に用ふ、其音響によりてかく名づけたりと云ふ 沿革 細腰皷は、欅の木にて胴を作り、中括れて內空し、猿の革を圓形に張れるものを胴の兩端に添へ、緋絨緞を以て革の端入孔に貫きて胴にかゝり締む、これを調緒と云ふ○擊法は、左手にて調緒を取り、膝邊に引寄せ、緩め或は締めて調子を取り、右手にて擊ち鳴らすなり（古へは、抱「本を右手にとりて鳴らせり」 沿革 形狀に因て大皷、小皷の別あり、古の鞨皷等は各條に述べたれば參看すべし 起原沿革 沿革詳かならず、古事記（訶志比宮卷）建內宿禰の歌に、此御酒をかみけん人は、そのつゝみ、云々とあるを初見とすれど、古事記傳には「此はさきに新羅國征討の時宿

禰が之を見て尊とせしに、今思ひ出でゝ云々」とあるにて、我邦にありしものゝ如くいへれど、然らず、允恭天皇四十二年を貢獻するや、外邦の皷始めて我國に入る、推古天皇二十年、百濟の人味摩之歸化し、吳にて伎樂を得たりと稱す、天皇これを大和國十市郡櫻井邑に居らしめ、少年を聚めて、伎樂を習はしむ、皷皷は卽ち是時傳ふる所のものなり、腰皷の製此に始まる、此際鞨皷、鼗皷等を作る、竝に其制を外邦より傳ふ、降りて島羽天皇の時、白拍子猿樂人等皆大小の皷を用ひたり、（卽ち方今の大皷、小皷にて、何れの時より始まるかを知らず、腰皷の異製ならん）正和四年朝廷近江國日吉神社を造營す、因て諸名匠を召集す、太皷張は當時の名匠と稱する也云々」といへり、此色目は春季著用す、

ツヅミウヂ　堤氏　姓は藤原、勘修寺高藤の二男中川眞長を祖とす、男二十七世、甘露寺嗣長の二男中川眞長を祖とす、男右衛門佐輝長、延寶六年十二月堤と改稱す、子孫相繼ぎ、明治に至り華族に列し、子爵を授けらる（系譜）

○眞長——輝長——爲任——爲量——晴長——代長
（ナガ）榮長——敏長——廣長——維長——言長——哲長
（イサ）功長——雅長

ツヅミドウ　包胴　鐵胴の鐙を、純子繻子或は染革にて包みたるを云ふ（軍用記）

ツヅミフエノツカサ　皷吹司　「クスキシを見よ、

ツヅラ　葛　嬰の色目の名、表は青の黒ばみた

る色にて、裏の濃青なるものをいふ（雜事抄）

ツヅラキツツケ　葛切付　白き葛藤にて組み、革にてへりをとり、黑く紋を出したる切付を云ふ、又葛にては鞍のなじみ惡き故に、白なめし革にて包みたるを代用す、武雜記に「つゞら切付の事、晴の時用ひ候、繪をかき用ふる事は不ㇾ及ㇾ見候、家々の紋を黑くかきて可ㇾ被ㇾ用候、大かたびらの時は、必々可ㇾ被ㇾ用候云々」と見え、三好亭御成の記に、つゞら切付御紋三ツ〳〵黑漆幸阿彌繪ノ之云々」と見えたり（貞丈雜記）

ツヅレニシキ　綴錦　一名を天竺織といふ、白耳義の染業者ジャン、ゴベレンの工夫ぜしものにて、彼の高麥寺に傳ふる豐太閤の陣羽織、又寬永中角倉與一の商船によりて傳へられたる祇園會鷂鉾の見送りの如きは、舶來品にて貴重せしが、安永の頃よりこれら舶來品によりて織り出すもの出來たり、天明の頃よりは堂上門跡等の家來の內職にて營み、之を專業とするものなかりしが、江戸に於て幕府の大奧等に賞翫せられしかば、此道に長じたる者も出づるに至れり、文化の末笠屋次郎兵衛が占手山の胴卷に日本三景を織り出し、又菊水鉾の水引を織りたるが如きは、綴錦の大作として稱せらる、次で仁和寺宮の坊官長岡常之進、西本願寺の家來野野村房義等の名手出で、また房義の門に、其弟彌助、彌助の妻もん、山科屋清助の三人ありて一時此業大に振へり、是より先彦根の人小川儀兵衛、其子小川喜三郎京都に來りて之を學び、弟子中井彌兵衛に傳ふ、彌兵衛頗る名工にして、長岡天野の跡を襲げりと稱せらる、されど製品の多くは、煙草入、紙入、袈裟、打敷の類に過ぎざりしが、明治以後に至り、川島甚兵衛海外輸出のことを企て、御室の坊官にて、綴錦を

内職にしたる熟練の者を招き研究せしと雖も、意に満たざりしかば、十九年自ら欧州各國の機業地を視察し、殊に佛國パリー市の官立ゴブラン製造所に入りて之を學び、頗る得る所あり、廿年歸朝の後專らゴブランの研究に從事し、廿二年パリー大博覽會に帳地五枚（四季花鳥の圖）を出品し、日本一種のゴブランなることを世界に紹介し、廿三年の内國勸業博覽會には、犬追物圖帳地の大作を出品して、衆目を驚かしたり、而して川島甚兵衛の工場の外、京都の市中にて、三越呉服店、飯田新七等の工場あれども、規模小にして精巧ならずといふ（日本工業史）

ツトメカタチヤウ　勤方帳　江戸時代郡代代官より幕府に呈出する報告書の一、即ち支配所の石高、并に地租を、定免檢見に區分し、前年との比較増減を附記し、小物成、諸運上等の雜稅、貸與金の返納、新田畑の開墾、荒亡に罹る土地并に民家人畜の損害、堤防修築の官費夫食、種穀の貸與、其他訴訟事件に至る迄、郡代代官が職務を執行せし一ヶ年間の事蹟を列擧し、報告する簿册なり、本帳は將軍の親閲に供する至重のものにして、料紙は大障子を用ひ、寸法を定め、特に筆者を撰拔し、行書にて書し、一字一點も苟もせず、頗る鄭重を極む、而してはじめ草案を造り、勘定所へ呈出し、檢査を經たる後、本書三通を進達するものにして、一は將軍の座右に呈し、他の二つは老中の手許及び勘定所に留めて控と爲すなり（舊幕縣治要略）

ツナノコホリ　津名郡　所在　淡路國

起原　桓武天皇紀延暦十九年七月の條に始めて見ゆ

沿革　和名抄に津名、志筑（シヅキ）賀茂、平安（アエカベ）物部、廣田、都志、青波、來馬、郡家等の鄉あり、郡の南境賀茂廣田の二鄉の地、後ち三原郡に入る、郡名考「ツナシと唱へ、以後之に從ふ（郡名異同一覽、國郡沿革考）

ツネサダシンワウ　恒貞親王　系統　淳和天皇の第二皇子、御母は皇后正子内親王　事績　幼にして岐嶷、能く經史を讀み、頗る文を屬す、仁明天皇卽位ぜらるゝに及び、立てゝ皇太子となし、小野篁、春澄善繩を擇びて東宮學士とす、才慧日に新に、深く世事に通ず、自ら思へらく、身家嫡に非ずして儲宮に居ろ、禍機測り難しと、表を上りて位を辭す、許されず、既にして承和七年淳和上皇崩じ、九年七月十五日嵯峨上皇の崩するや、僅に一日を距てゝ、春宮帶刀伴健岑、但馬權守橘逸勢等、東國に走りて事を擧げんとせること發覺し、辭太子に連る、因て之を廢して親王となし、淳和院に監送し、院東の殿造を取突へ、古制の宮殿と其體を別ちたる者の如し（御學問所）及び三の間御殿の東北（御休息）東西四槳、兩下四阿、檜皮葺にして、東南角に角屋あり、檜木造り、長廊を以て御學問所に通ず、西南の角より御三の間御殿に通じ、北の長廊より御涼所等に通ず、中央を御寢の間とす、十八帖なり、其東を御淸の間とし、其南を御上段とし、次を中段とし、次を下段とす、各々十八帖、西に向ふ、上段の東を劍璽の御間とす、其東に御小座數二室あり、其北に二の御間あり、其より西に折れて三の御間あり、次に申口の間あり、其南に亦申口の間あり、御寢の間の西に當る、御寢の間、御淸の間、劍璽の間、御小座數には各々牀或は棚、又は袋戸の設あり、四面内縁あり、其外に外縁あり、高欄を施し、南面と東面に木階を設く、北方に長廊あり、御涼所に通ず、長廊の東西に小階を設く、南庭は長廊と土塀とを以て別に一壺を爲す、東庭は林泉に對ぜり、本殿は常の御在所なるを以て、構造壯宏にして裝飾最も華麗なり○皇后宮常御殿（舊后宮常御殿）は、中央の御寢の間とす、袋棚あり、其東を上段とし、御牀あり、其南を中段とし、其西を下段とす、上段の北に御小座數あり、西に御牀袋棚あり、其北を二の間とす、其西に御化粧の間あり、其西に一の間、二の間あり、下段の西に御次の間あり、其西に申口の間あり、東と南北に廂あり、廂外に縁あり、各々欄干あり、東と南に階を設く、北に廊あり飛香舍代に通ず（安政造營誌、平安通志）

ツネノゴテン　常御殿　常御所（ツネノゴシヨ）を見よ、

ツネヤスシンワウ　常康親王　系統　仁明天皇の皇子、母は更衣紀種子　事績　承和七年志摩答志島を賜はる、少にして洗敏、尤も天皇に寵あり、嘉祥三年天皇崩ずるに及び、悲歎の餘り、仁壽元年僧となりて靈林院に入る、因て世に靈林院宮と稱す、貞觀十一年五月薨ず（大日本史）

ツノコホリ　都濃郡　名所舊蹟　周防國

起原　書紀雄略天皇九年の條に、小黒大宿禰新羅より還り來りて角國に留まらん事を請ひたること見ゆ、之れ都濃郡の俟て起る所にして、國郡制定の際、之を置きしなるべし　沿革　書紀角、古事記部奴、延喜式都濃に作る、和名抄に久米、都濃、富田、生屋、平野、驛家等の鄉あり、郡名考「ツノと稱す、以後之に從ふ（郡名異同一覽、國郡沿革考）

ツバ　鍔（鐔）　名義　刀鋏に附したる金具の一種、刀心を貫きて、刃と柄との間に在り、握手の防ぎとなるものをいふ、古くは「ツミハ」といへり、蓋し留刃の義　起原沿革　書紀神代卷に「復劒鐔垂血、激越爲神、號曰甕速日神」とあれば、神代より其製ありしこと明なり、王朝時代を經て武家時代に入り、益々發達して精好の鐔を作りしのみならず、又實用としてよりは、裝飾として重きをおかれ、諸將等相率ゐて之を競ひたるより、各種の彫刻を施すこと流行し、桃山時代に後藤一乘の如き名工を出して、一段の進境を促したり　製作　種類　鐵にて作り、扁くして孔あり、形は方圓等各種あり、太刀の鐔は窪、打刀は丸つば也、透鐔は元龜天正の頃より起りしと云ふ、一說に、織田信長の太刀鐔に透ありしといひ、また足利義敎將軍の物好より出でたりともいへり、其他なほ金鐔、銀鐔、練鐔、蒔鐔、分銅鐔、葵鐔等あり（倭訓栞、軍器考、軍用記、貞丈雜記、武家名目抄）

ツバカタナ　鍔刀　打刀を云ふ、昔は刀と云は腰刀にして、腰刀は鐔なし、然るに打刀は鐔ある故に、腰刀に對してかく名づく、猶「サヤカタナ」參看、

ツバキ　椿　葉の色目の名、胡曹抄、薄鬱草には、表に蘇芳にて、裏に赤なりといひ、また、色千種に、裏は紅なりともいへり、冬季著用す、「カサネノイロメ」の挿繪を見よ、

ツバメザハノヒ　燕澤碑　薩摩國宮城郡岩切村大字燕澤村に在り、蒙古碑とも云ふ、高五尺五寸、徑三尺許、表面に、

夫巳ノ直宣弁罰
乙亘盆刈劾ぴ乂
壮刊由砥弔止蒐
元海皃乎後殞矣

裏面に、

銘曰歸一字一石余非眞　善應寺
大乘妙典一字一石之塔　石塔三百由旬　天領書　願主
光明眞言日課衆人三百四十九人　某　某
都合九百七十萬八千三百遍　某　某
享保八年癸卯重陽九日　某

とあり、この碑は弘安五年佛光禪師祖元の建つる所にして、數百年蕪沒せしを、安永元年秋、中山仲庭の發掘せしめ、其碑を尋出し、歸還の後鑓谷の奥の勝地を探りて此碑を葬れり、蓋し仙臺城下に集むる人藤塚知明（鱗亭と號す）に打文を乞ふ、知明即ち子弟と共に石摺となし、且つ私考譯文を添へて遞れり、これ即ち衆古碑發見の由來なりとす、是より紅林燕洞、安齋隨筆に載せられてより頗る世に著はる、而して知明の考證によれば、元の世祖弘安四年五月、十萬の兵を以て入寇せしが、我軍の爲めに破られ、生還するもの僅に三千餘人のみなり、祖元も支那の人、同國相憐むの情、斷腸悲心に耐へず、小塔を建て冥福を祈らんとせしも憚る所あり、空門子清後に托し、古文辭舍の體を以て、東奧歸遠の地を卜して建つる所にして、其譯文は、夫以人直宜從道人正登擧敎、云刈丘斷匈砥、弔亡魂、元神死、次後殞矣、弘安第五（支武敎祥）仲秋彼岸里末清後謹拜」とす、一說に、祖元の僧某元の內命を受け、陽に歸化し、陰に形勢を本國に報ず、然るに弘安四年の戰、元軍亡びしを以て、悔懺の餘經を念じ、追齋して文を作り立つる所なりともいへり、其後志村五城考證して塵埋沒の碑とし、且曰く韜曠は何人なるを知らざれども、在世中正直道を守る、不幸讎に逢うて死せるを以て、里末清後之を憫み建つる所なりと、而して譯文の異なる所は、人を主、擧を起、刈を草とするの差あり、又里末をサトミと讀みたり、然れども疑點少からず、第一石實は一見して古色なく、第二知明氏は弟子河成允の傳聞によりて說をなし、第三安永元年の發見となせども、碑陰に享保八年の供養を記したり、若し安永元年の發掘とせば、四十八年前なる享保に供養あるべき理なし、第四若し假に享保以前のものとすれば、觀迹閒老志には勿論、寬保元年（享保八年より十八年後）の著仙臺封內名蹟志にあるべき筈なり、然るにこの二書になきを以て見れば、享保頃までにこの碑文なかりしものなるべし、第五離合體なる文字、支那金石志に見えず、且つ文章拙劣、伊勢貞丈院に早く之に就て疑を挿めり、蓋し仙臺は伊達政宗以來の政策として、奥羽の各所舊蹟を仙臺城下に集むることを勉めたりき、井出玉川、末松山の如き其例なり、伊達綱村及び其臣佐久間洞巖、また共に力を合せて僞作に熱中せり、尤も著名なる多賀城碑も此兩人の作なりと云へり、されば燕澤碑もこれに倣ひ、知明の僞造せしものなるべし、士人に聞く、知明盧名を賣らんと欲し、自ら書し自ら刻し、密に之を埋め、後ち

人をして發掘せしめ、自注且つ稱して蒙古の碑と云ふと、蓋し信ならん（歴史地理「蒙古碑考」）

ツハモノツカサ 兵政官 上代兵事を掌る官、後の兵部省に當る、「ヒヤウブシヤウ」を見よ、

ツボ 壺 殿中の間、或は中庭の平地を云ふ、儀訓栗に「禁中の殿舎に桐壺梨壺梅壺など云ふは、その一區を指て云へり、字書に宮中の道を壺と云ふとも見えたり、又壺音胡、酒器、壺音悃、内壺と見えて、一盞のちがひのみ、殿どもの間のつぼなり、庭を云ふ、或説には禁闕は人間の境にあらざるをもて、方壺瀛壺などの義に取て名とせる成べしと云へり」と見えたり、

ツボ 坪 條（テウ）を見よ、

ツボイタ 壺板 鐙の名所、「ヨロヒ」を見よ、

ツボ井ミダウ 壺井御堂 通法寺（ツウホフジ）を見よ、

ツボカリ 坪刈 檢見法の一種、禾穀の甲乙なき田を計りて標準の順序に隨ひ、上中下の毛各一歩を刈取りて收穫を視るなり、享保四年八月の令に擧れば、坪刈を爲すに當て、農民下見分の幇藩と望標とを比較し、坪刈の合付に比し、下見分に差謬あるときは、百姓の過失と爲し、又坪刈の時、上中下田ば、其三所を刈り、上々下々田あらば、二所三所酌量して刈るべし、或は村高に因り、十五所二十所を坪刈し、損毛多くして小檢見爲し難き所は三十所、四十所に及ぼすべしと云ふ、「ケミ」參看（地方凡例錄、大日本租稅志）

ツボキリノツルギ 壺切劍 名義 東宮相傳の寶劍なり、名稱の由來詳からず 別項作 海浦時綱、龍の如き摺具あり、裝束書證歌と延久御記にあるのみにて、他に散見せる所なし、殊に現在所傳の御劍は、上代の物にあらず、恐くは延久頃の製作なるべし 地歴沿革 もと藤原長實の劍なり、醍醐天皇が皇太子たりし時、宇多天皇より賜はりしより以來、東宮相傳の例を開き、立太子の際必ず傳へらるゝ〳〵なれり、但し小一條院（後三條皇子敦明親王）が、後一條天皇の太子に立給ひし時、藤原道長が妨げて、壺切劍を奉らざりしことありしは唯一の異例なり、後ち後世にこれを後三條天皇のとゝするは誤なり、後ち後冷泉天皇の康治二年（或は後三條天皇の治暦四年となす）内裏燒亡の時、壺切劍も亦灰燼となりしかば、他の劍を以て之に代へしに、承久の亂の時再び紛失せしを以てこれを新鑄せり、然るに後深草天皇の正嘉二年に、勝光明院の寶藏より出現せしを以て、新鑄の劍を廢して、又康治の劍を用ふ、今の御劍即ちこれなり（史學雜誌「壺切御劍考」同上「歴世記錄考」）

ツボサウゾク 壺裝束 垂髪を小袖に着込み、小袖の前の兩方の妻を折りて前に挿み、市女笠を被りたる裝をいふ、王朝時代の中頃、婦人が、物詣、見物、旅行等の時此裝を爲したり、源氏物語、枕草子等に多く見えたり（源氏物語河海抄、源氏孟津抄、嬉遊笑覽）

ツボサカデラ 壺坂寺 南法華寺（ミナミホツケジ）を見よ、

ツボスミレ 壺菫 蠶の色目の名、表は紫にて、裏の青なるもの、また裏は薄青なりともいへり、春季著用す、「カサネノイロメ」の挿繪參看（胡曹抄、藻鹽草）

ツボソデ 窄袖（壺袖） 鎧の袖の一種、上の方つぼみて細く、下廣き袖を云ふ（貞丈雜記）

ツボツケ 坪付 地坪、町段、租額、人名等を明記せし張簿をいふ、不堪田の奏に、諸國より來る坪付帳あり、また朝野群載に田地坪付など見えたり（儀訓栗）

ツボネ 局（曹、房） 名義 殿舎の内に一區劃を爲したる所をいひ、轉じて局を有する女房の稱呼に用ふることゝなれり、（後世武家にても之を模倣せり）儀訓栗に壺禦の義と見え、貞丈雜記に「局の字カギルとよむ、家内をしきりて限りを立つるを云ふ、菜花物語わかばえの巻に、里の殘りの人々は塗りて、奩盤所にて、はかなく屏風几帳ばかりをひきつぼねて、ひまもなくゐたり云々、是れ座敷を屏風几帳など立てしきりつぼねたるを云ふ、つぼねるとは、つゝめる事なり、ひらくとつぼむと相對する詞なり、みやづかへする女の居所を、つぼねと云ふも、壁にて一人〳〵にしきりて住するゆゑ、つぼねと云ふ、則曹司とも云ふ、部屋の事なり」と云へり、また局の字を宛てたるは、正字通に「局曹也、部分也、又拘也、促也、又曲身也、又棋局也」とあるによりたるなり 地歴沿革 局の稱呼は職員令義解に「太政官内總有三局、少納言、左辨官、右辨官是也」とあるを初見とす、類聚國史に「弘仁七年二月甲子、遷御於辨官曹司、以修造禁中也云々」日本記略に「天長二年二月己丑、右大臣外曹司北方公地、遣作大納言休息局」と見え、其他儀式、延喜式、三代實錄等に辨官局を官曹子廳と云ひしを見ても、局を曹子と同意義に用ひられたるを知るべし、又禁中清涼殿には、弘徽殿上御局、藤壺上御局あり、弘徽殿上御局は、皇后が清涼殿に赴かせ給ふ時、座す室にして、藤壺上御局は女御等の侍候する所なり、而して皇后女御等のみならず、禁中に仕ふる重なる女房には局を賜ひて、之に住せしめたるより、いつしか局の名を女房に負はするに轉じて、長橋局、美濃局、一條局、宮内卿局、兵衛佐局等の名起る、

（扇）

歪れり、猶委しくは女房の條を見よ、武家時代に至りて、幕府にてもこの稱を用ひて、營中に仕ふる女房を局と稱したり、鎌倉時代には丹後局、大武局等其名著はれたり、江戸幕府にては長く連續したる建物を江戸城内に立て、之を長局と稱したり、即ち大奥の北隅なる長屋にして、四棟あり、一棟を十數部屋に分ち、一部屋に一人もしくは數人の女中住居す、其中最南端なるは、十五室に分ち、年寄、中臈、上臈、中年寄、御客會釋、小性等重き女中のみ住まひ、一室一人づゝとなしたり、而して其重職に在る女中は、下より呼ぶに御局の稱を以てせり、諸藩に於ても亦然り（令義解、延喜式、類聚國史、日本紀略、吾妻鏡、女房官品、玄同放言、家屋雜考、千代田城大奥）

ツボノヒ 壺碑 別名 陸奥國上北郡坪村の千引明神（又石文明神ともいふ）は壺の碑を埋めし所なりと云ふ 地歴沿革 釉中抄に「石ぶみやけふのせはぬのはつ〳〵に逢ひみても猶あかぬけさかな、顯昭云、いしぶみとは、陸奥のおくに、つもいしぶみ有り、日本のはてといへり、但田村將軍征伐の時、弓の筈にて、京の石の面に、日本の中央のよしを書付られければ、石文といふといへり、信家侍從の申せしは、石の面長さ四五丈許なるに、文彫つけてあり、其の處なれば壺と云ふ云々、それをつもとは云ふなりと見えたれど始めとし、この外山家集の「陸奥はおくゆかしくぞおもほゆる壺のいしぶみそとの濱風、拾遺愚草に、賴朝慈圓の問答に賴朝「みちのくのいはてまのぶねぞさらぬかき盡してよ壺の碑」、慈圓「思ふ事いかに陸奥のえぞさらぬ壺のいしぶみ書盡されば、日數へてかくふり積る雪なれば壺の碑あとやなからん」と見え、夫木抄に「みちのくに壺の碑ありときく何れか燃のさかひなるらん、寂蓮、碑やつがるの道に有ときくえぞ世の中と思ひはなれぬ、清輔、思ひこそ千島の奥を隔ぬどえぞ通はさぬ壺のいしぶみ、顯昭」など見えて漸く世に顯はるゝに至れり、然るに、後世村民之を埋め、祠を其上に立つ、即ち千引明神または石文明神といへるものこれなりといふ、涙誠の時代詳かならず、後世に至りては多賀城に在る碑文を以て壺の碑と稱するに至れり、是れ壺し伊達政宗自ら治するを以て壺の碑と稱するに至れり、是れ壺とし、且つは風雅の餘、他封に在る名所舊跡を近く城下に移したるに因る、後ち佐久間洞巖、伊達綱村の命を蒙りて、觀迹聞老志に文を綴せしより愈々誤りて、世に多賀城碑を以て壺碑とし、外濱の壺村のそれよりは、却て著明なるに至れり（坪碑考）

ツボミギク 蕾菊 蠶の色目の名、表紅にて、裏の黄色なるものをいふ、秋著用す（胡曹抄、藻鹽草）

ツボミコウバイ 蕾紅梅 蠶の色目の名、表は紅梅にて、裏の薫芳なるものをいふ、春季著用す（四三條裝束抄、カサネノイロメの挿繪を見よ（胡曹抄、女官飾抄）

ツマド 妻戸 名義 寢殿造の家屋の四隅にて、周圍に都を設け、四隅にのみ開戸を備へて人の出入する戸と稱するなり、後世は殿の正面中間に在る開戸を云ふに至る、即ち主客共に出入する戸口なり、妻戸、抓戸等の字を用ふるは借字にて、ツマとは總て物のハシを云ふ名なり、仍て小脇戸ともいふ 地歴沿革 兩方へ開く舞戸に、内外共に鐵具あり、開く時は外方へ開き、其扉を風にあらざる爲に、緣につぼみれを打置て、開きたる妻戸を、下の方に在る掛鈎にかけて留め置く、之を猿繋（サルブセ）といふ、閉づる時は、又内に掛鈎ありてし（並樂抄）め置くなり、總て妻戸の造は、扉板に鐵具をしつけて堅固となすを主とせり、其妻戸の前には車寄あり（貞丈雜記、儀訓栗、嬉遊笑覽、後松日記）

ツマトリヲドシ 妻取威 威の一種、釉草摺の兩端を、別色の糸四筋ほどならべて覆輪を取りたる樣に色どり威したるを云ふ、妻は釉草摺の兩端、取は色どりを云ふ、色は人々の好にまかせたり、一說に耳糸を引きたる事と云ふは誤なり（軍用記）、「チドシ」の挿繪を見よ、

ツマニホヒノオドシ 妻匂威 釉草摺の兩端を薄色にし、其外を猶は薄色に威したるを云ふ、妻は釉草摺の兩端を云ふ（軍用記）

ツメシユウ 詰衆 室町時代には、將軍幼稚の時、特に番衆を選びて宿衛せしむる者をいひ、江戸時代には雁間詰の譜代大名より二三十人を選び、將軍の近側に候せしめたるものをいふ、後者は德川氏の初世より之を補し、慶應年中まで絕えしことなし、人數不定なり、禮日の外は、六七人づゝ交番登營し、雁間に候し非常に備ふ、又將軍廟參の時供奉す、官位は四位五位、或は侍從等一定せず、亦詰衆並あり、菊之間詰の大名を以て之に補し、人數は同じく不定にして、十數人より多きは五十人に及びしことあり、但し平日詰番せず、唯供奉に從ふのみとす（官中祕策、武鑑、官制沿革略史、古事類苑官位部）

ツメハンヅンアン 爪判 口書（クチガキ）を見よ、

ツヤマジヤウ 津山城 童行 禪宗にて、寺院に入り、未だ得度せざるものを云ふ、又道者と云ふ、普灯錄に「長遊京師依景德寺爲童行」とあり、童行の居る所を童行堂といふ（羅林象器箋） 別名 美作國苦田郡津山町の東北端 地歴沿革 山名忠政始めて之を築

き、天文中尼子晴久の將山名氏兼、氏直、之を領したりしが、永祿九年十一月尼子氏亡ぶるに及び、毛利元就の將大藏尙淸之を領す、天正七年宇喜多直家の將花房職秀、尙淸を擊て之を取り、宇喜多氏に屬す、慶長五年九月小早川秀秋代て之を領せしも、七年十月秀秋死して嗣なくして家絕え、八年二月森忠政之に封ぜらる、後ち子孫相繼ぎ、元祿十年六月長成死し國除ぜられしより、幕府は代官をおきて管轄せしめしが、同十一年正月松平長矩(宣富)此地十萬石に封ぜらる、子孫相繼ぎて明治に至る(津山誌)

ツラヌキ 頰貫 甲冑着用の時に用ふる、毛沓をいふ、また「ツナヌキ」とも稱す、熊の毛皮を本と爲せども、牛馬等の毛皮にて作りたるもあり、和らかに皮をもみて作るが故に、「モミタビ」とも唱ふれども、俗稱に過ぎず、長さ一尺二寸、內に指かけの緒あり、また表と裏との間に細き鐵の筋金を竪に三つ綴り付け、(無きものもあり)裏の中央の所に、長さ三寸位の皮を付けたり、着用の時には左より穿ち、左より脫するを故實とす、緒の結びやうは、緒を前へとり、足首の處にて左右を打違へ、兩方の緒を足の裏へ廻し(裏に附したる皮との間を通す)又上へとり上げて、足の甲の上にて結ぶ、なほ諸書當用抄には、平卒は熊の皮、大將は虎の皮を用ふと見え、文明隨兵日記には、皮は虎の皮、あざらしの皮、熊の皮を用ふべしと見えたり、また略儀には、毛なき和らかなるもみ皮を、栗色にぬりて用ふる事もありといふ(軍用記)

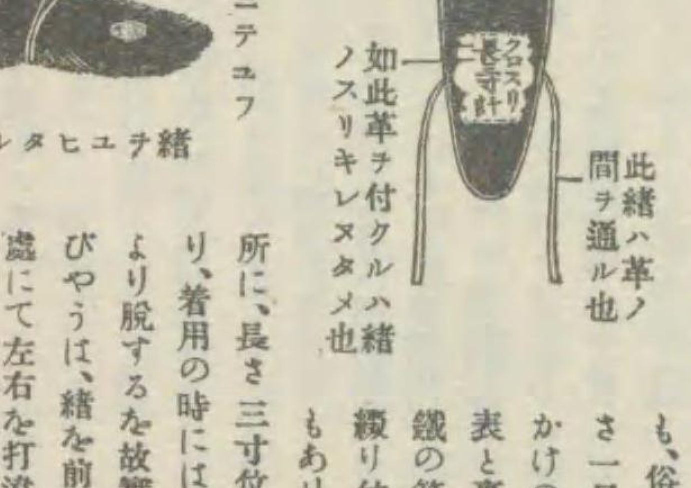

緒ヲユヒタル圖

ツリダイコ 釣太鼓 「タイコ」を見よ、

ツリド 釣戶 開く時は、上の方に釣り置き、閉づる時は、其儘垂下する樣に造りたる戶をいふ、戶の上部に蝶番又は壷金ありて、之を釣ろす用に供せり、禁中及び神社の蔀戶は多くはこの製なり(家屋雜考、類聚名義考)

ツリドノ 釣殿 水邊に臨みて建てたる家屋を云ふ、水面へ釣り下したる如く作る故に名づくと云ふ、一說に魚を釣る爲めに設けたる故に名づくと云へり、寢殿造の制には悉く之れを設く、即ち東西廊の南端、池に臨める所の一屋を云ふ、光孝天皇の御所六條東洞院の釣殿院、宇治平等院の釣殿觀音等は史上に著名なり(家屋雜考、倭訓栞)、「シンデンヅクリ」及び插圖參看、

ツルウチ 弦打 鳴弦(メイゲン)を見よ、

ツルオナリ 鶴御成 江戶時代、將軍自ら鷹を据ゑ、鶴を捕ふる爲め出獵するをいふ、十一月下旬より十二月に亘りて此事あり、獵場は一定せざれども、多くは南葛飾郡小松川村附近なり、而して御成以前獵場にて鶴を飼馴らす爲に、餌蒔といふものをおく、餌蒔は其土地の農民にして相當の扶持を授かり、農事の餘暇專ら此事に從ふ、鶴は九月下旬に來るが故、其前に豫め處々に稻村等を設け、隱るゝ場所をも作り、餌を蒔きて之を馴らしおくなり、將軍出獵の時の供奉は、側役小性小納戶鷹匠等僅に八九人に留め、他供は皆遠きに避けしむ、かくて鶴の水田に立つを認むれば、鷹匠鷹を取り、小納戶番掛へ渡し、小納戶番掛之を將軍に渡し、將軍取りて放てば、鷹は鶴を目掛けて飛び、其未だ飛揚せざる前に之を倒さんとす、之を一番の大鷹と稱し、二番三番と順次に放ち漸くにして捕ふ、されど鶴の力强くして捕ふること難き時は鶺を放ちて助けしむれども、鶺は爪牙銳きが故に、鶴の肉を傷くるの恐れあるを以て、非常の時にあらざれば放たず、而して一番の鷹は鶴を捕へたる功により紫總を賜ひ、生涯鷹の隱居として養はる、また捕獲せし鶴は三家及び加賀、薩摩、仙臺の三侯へ一羽づゝ賜ひ、三家嫡子等へは肉を曲物に盛りて賜ふ(風俗畫報「幕府年中行事」)

ツルガヲカジヤウ 鶴岡城 **所在** 羽前國西田川郡鶴岡町○庄內城ともいふ、舊くは大寶寺城(大梵寺にも作る)ともいへり **起原沿革** 起原詳かならず、もと武藤氏の居城なり、天正十二年より最上義光に屬し城代を置く、翌年上杉謙信之を陷いれ、部將下治右衞門をして守らしめしが、慶長六年に至り、再び義光の有に歸するや、同八年改めて鶴岡城と稱す、元和八年最上家改易せらるゝに及び、酒井忠勝新たに封ぜられて之に治し、相傳へて明治維新の際に至れり、後ち廢城となる(庄內史、風土略記)

ツルガヲカジヤウ 鶴岡城 **所在** 薩摩國薩摩郡上東鄕村大字斧淵○斧淵城ともいふ、城の高卅間、周廻卅五町、本丸、二の丸、其他南城、山崎城、高城、川原城等に分る **起原沿革** 書に見えたるは、寶治二年澁谷實重、當城を以て東鄕の治所となしゝを始めとす、元祿中島津氏に降り、其管下に歸す、後ち廢城となりしも、其年代かならず(地理纂考)

ツルガヲカソウブギヤウ 鶴岡總奉行 **職掌** 室町時代關東管領の設けし所職、鎌倉鶴岡八幡宮の社務を沙汰す、上杉氏若くは上杉氏一門の輩を以て任ず **起原沿革** 應永十年十一月遷宮の時、上杉朝宗奉行たり、其後朝宗の子氏憲總奉行となり、又上杉憲基同憲直等總奉行たりし事、鎌倉大草紙、上杉系圖等に見えたり(武家名目抄)

ツルガヲカハチマングウ 鶴岡八幡宮 **所在** 相模國鎌倉郡鎌倉町鶴岡○現今國幣中社 **祭神** 上宮は應神天皇、神功皇后、比咩大神、下宮は仁德天皇、久禮、宇禮、若殿の四神 **起原沿革** 後冷泉天皇康平六年八月、源賴義が安倍貞任を征する時、男山八幡宮を同郡由比ヶ濱に勸請せしに起る、(今由比ヶ濱大鳥居の東に小社あり、)永保元年、源義家神社の修營を加ふ、治承四年、源賴朝居を鎌倉に奠むるに及びて、之を小林鄕松岡の地に遷す、即ち今の下宮八幡宮(本社東石階の下に在り)是なり、壽永元年三月、鶴岡社より由比ヶ濱に至るの直道を開きて神社往來の道とす、文治三年、始めて放生會流鏑馬を行ふ、建久二年社殿以下回祿に罹りしを以て、若宮の後方山上に新に社殿を建つ、是れ今の上宮にして即ち本社なり、此時又若宮を再造して、舊地に在り、是に於て上下二宮となる、上宮は建久遷宮後、嘉祿建長年中に修造し、正和五年十一月再造す、永德年中松岡八幡と稱す、社務を別に補す、幾干もなくして舊に復したり、後ち應永年中足利持氏、永享以後小田原北條氏社殿を修造し、神鏡等を寄せたり、文政四年正月回祿に罹り、同十一年再建す、今の建築物是なり、下宮は上宮石階の下東方に在り、若宮大權現の額を揭ぐ、建久再建の後嘉祿に修造す、弘安四年蒙古退治の祈禱を行ふ、正和四年火災に逢ひ、尋で再造す、元弘三年新田義貞、北條高時の首級を檢し、神殿に入りて重寶を檢す、永正年中神殿大に破壞せしかば、北條氏これを修造せり、抑々鶴岡八幡は鎌倉幕府の尤も崇敬せる所にして、歲首には將軍自ら儀衞を張りて、參詣するを例とし、除書を拜受し、慶賀を行ふ事等、皆社頭に於てせり、後年鎌倉の足利氏亦之に倣へり、故に社殿は常に壯麗を極めしが、後ち漸く敗頹し、小田原北條氏の崇敬にて舊觀に復し、尋で又衰へしも、江戶幕府屢々造營修復の擧ありて衰へざりしが、明治維新に至り、神佛混合を禁ぜしより、藥師堂以下樓門塔等皆破壞され、現今は上下社拜殿、白旗神社等數宇に過ぎず、明治十五年國幣中社に列す、祭祀は每年八月十五日放生會、十六日流鏑馬等あり、神主は大伴氏世々之を繼ぐ○什寶に、鶴岡社務記錄二卷(國寶)鶴岡八幡宮修營目論見繪圖一鋪、文書、籬菊繪硯箱等頗る多し○境內にて歷史に關係あるもの、入口の太鼓形の石橋は、壽永元年始めて架する所にして、板に朱を塗りしを以て赤橋と云ふ、次に左右に池あり、同じく壽永中造る所、新田義貞、高時の首級を檢する時刄の血を洗へりと云ふ○武內社、本社の西に在り、武內宿禰を祀る、壽永二年修理す、鎌倉管領年首に奉幣す○白旗明神社、もと本社の西に在り、賴朝を祀る、木像あり、賴家の建る所、鎌倉管領年首拜賀に、當社を拜して後本社を拜するを例とす、明治廿年に至りて、下宮の東に移し、武衞殿と稱す、三十三年一月賴朝七百年忌を行ひ、爾後四月十三日を例祭とす○藥師堂、下宮の東方即ち今の白旗神社のある所に在りき、承久元年四月、三善康信總奉行として建立す、吾妻鏡に神宮寺或は神護寺とあるは是なり○塔、下宮の前にあり、二層塔なりしが、維新の際破壞す、文治四年賴朝監臨して造る所なり(吾妻鏡、新編相模國風土記稿、郡村志、鎌倉大觀)

ツルガヲカハチマングウブギヤウ 鶴岡八幡宮奉行 **職掌** 鎌倉幕府の職名、鶴岡八幡宮の事を沙汰す○石淸水八幡は公家の祖廟にして、伊勢神宮につぎたる神祠なれば、公武の崇敬厚し、源賴朝幕府を鎌倉に開くや、鶴岡八幡を石淸水に擬して崇敬せり **起原沿革** 初めは奉行人中より假に沙汰せしが、文治元年十二月藤原俊通を奉行とし、建久五年十二月、奉行人を定め人員を增し、八幡宮には大庭景能、藤九郞盛長、右京進季時、圖書允淸定を之に補す、爾來世々任補せしが、室町時代は、鎌倉管領の配下に鶴岡總奉行ありて、之を掌れり、「ツルガヲカソウブギヤウ」參看(吾妻鏡、武家名目抄)

ツルガノコホリ 敦賀郡 **所在** 越前國 **起原** 書紀垂仁天皇二年の條に「額有レ角人乘二一船一泊二于越國笥飯浦一、故號二其處一曰二角鹿一」と見えたり蓋し郡となりしは國郡制定の時なるべし **沿革** 書紀角鹿に作り、都怒我(ツヌガ)と訓ず、古事記舊事記亦之と同じ、仲哀天皇此地に行宮を建てゝ笥飯宮と稱す、後ち敦賀に改め都留我と稱す、延喜式之に從ふ、和名抄に神戶、與祥、津守、伊部(コレベ)、從者(シトム)、鹿蒜(カヘル)等の鄕あり、正保圖鶴賀に作り、寬文中又舊に復して敦賀に改む、寬知集以後之に仍る(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ツルガブシ 鶴賀節 富士松薩摩の門人鶴賀太夫の創めたる淨瑠璃節の一派、敦賀太夫は、薩摩が未だ宮古路加賀太夫と云へる頃の門人にして、初めは宮古路敦賀太夫と稱したりしが、師の富士松と改むるに及びて、更に富士松を名乘り、寶曆の初年、師と分離するに至り、一門戶を立てゝ朝日敦賀太夫と稱したり、然るに間もなく朝日の二字官より停められしかば、寶曆八年鶴賀に改め、受領して若狹掾と稱す、同年秋初めて森田座へ出勤してより、其名たかく一時世に行はれたり(聲曲類纂、遊藝起原、寺山氏「淨瑠璃史」)

ツルギ 都流岐 太刀の利く切るゝを譽めた

る稱呼、兩刃にも片刃にも云ふ、太刀の利なる都卒刈乃太刀（威靈の斷の巻）と云ひ、都卒刈の約りて都流岐太刀と云ひ、又能太刀となり、又能の省かりて都流岐太刀と云ひ、又略して都流岐と云ふ、後世萬葉集の歌に「鈗刀諸刃云々」とあるより、都流岐は諸刃のみなりと爲すは誤なり、武家名目抄に「和名抄豆流岐の訓を鈗の條に注せず、闕錄の所に注せり、是によりても都流岐は利く物の截るゝを譽し名とは知られたり、只上條に鈗似ル刀而兩刃曰鈗と記して和名なく、扨この本文あれば、都流岐と云ふは兩刃なりと、よくせずば思ひ誤まる事も出來ぬべし、横刀を普通には太知とよめど、古事記には都流岐と訓じ、刀を常は加太奈とよめど、萬葉集鈗刀、和名抄長刀短刀なば太知とよみ、鈗を常は都流岐とよめど、鍛鈗野鈗の類なば太知とよめり、又古事記に、草那藝の太刀とあるを、日本紀には草薙劍と書かれたり、（此外多く見ゆ）彼是を通はし思ふに、刀と鈗との漢字は、片刃諸刃のけぢめあるべけれど、太知と都流岐の和語は、片刃諸刃にならざるは彌明なり、されど、さる説世に傳ふること久しく、然か思ひてかゝるせし書のみ多かれば、古は諸刃をさして云ひし、今は片刃をさし、又は片刃諸刃にならず云ひしとは、其刃によりて辨へ知らんよりは、いかがはすべき」と見えたり、

ツルギノイケノシマノヘノミササギ　劔池島上陵　孝元天皇の御陵、大和國高市郡白橿村大字石川に在り、西面にして前方後圓、兆域東西二町、南北一町、高さ一丈、周圍三十二間、池周三百間、守戸五烟あり（延喜式、諸陵考、陵墓一覽）

ツルシゼメ　釣責　名義　江戸時代に行ひし拷問の一種、海老責の拷問にて白狀せざる囚人に行ふ　方言注　手を背後にて縛し、梁に引き揚げ、足は地の方へ付けたる身を竪におろし、頭の次に並べ置く、肉に食ひ込み、苦痛最も堪へがたしといへり、かくすること、二三時間に至れば、足の爪先より血迸ふたいもし、尋で退出す、畢りて公卿殿上人等皆鵜の吸物にて酒を賜ふといふ（安齋隨筆、先輩一覽）幕府にては恒例にあらずして、其日の如きは一定せず、また必ず歴代此事ありしにはあらざりき、有德院殿御實紀享保十年十一月廿一日の條に「黒木書院にて鵜の庖丁御覽あり、鵜に庖丁魚菅を俎にのせて、中奥の小性二人にて持出で東縁の下段の間の外にすゆ、時に臺所頭小林眞右衛門紺長袴斗目長の袴つけて出で、鵜を調理す、ことはて、始めのごとく中奥小性出で、俎を撤す、紺長はこのことつかふまつりしを以て、時服一襲を給ふ、大納言殿はじめ、本城西城の宿老少老御側みな、鵜の羹をもて酒を給ふ」とあるを以て、其一斑を知るべし、

ツルバシリ　弦走　鎧の名所、「ヨロヒ」を見よ、

ツルバミノキヌ　橡衣　橡即ち櫟（俗にドングリと云ふ）の實を以て染めたる黒衣を云ふ、後世の鼠色即ち是なり、實の本に著きたる皮（ヨメガ合器と云ふ）を煮、其汁にて染むと云ふ、延喜式に掲樣、青白樣（青みを帶びたるもの）、山鳩色なり）白赤樣（白色を帶びたるもの）あり、令制にては家人奴婢の着用する服と定めたり、後には專ら裏服に用ふるに至れること、西宮記裏服の條に、帝王一周の間黒樣衣を着し、侍臣等宣旨によりて之を衣るとあり、玉葉養和元年及び壽永元年等諒闇の時、九條兼實が樣の直衣にて出仕したることを載せ、名目抄に諒闇の時、殿上人四位以上之を着すと見えたるにて明なり、なほ雜戒記に、五倍子鐵漿にて染むる由見えたれば、後世

より三寸餘を隔つ、時の經過と共に、繩は次第に皮肉に食ひ込み、苦痛最も堪へがたしといへり、かくすること、二三時間に至れば、足の爪先より血迸ふたいもし、尋で退出す、畢りて公卿殿上人等皆鵜の吸物にて酒を賜ふといふ（安齋隨筆、先輩一覽）幕府にては恒例にあらずして、其日の如きは一定せず、また必ず歴代此事ありしにはあらざりき、有德院殿御實紀享保十年十一月廿一日の條に「黒木書院にて鵜の庖丁御覽あり、鵜に庖丁魚菅を俎にのせて、中奥の小性二人にて持出で東縁の下段の間の外にすゆ、時に臺所頭小林眞右衛門紺長袴斗目長の袴つけて出で、鵜を調理す、ことはて、始めのごとく中奥小性出で、俎を撤す、紺長はこのことつかふまつりしを以て、時服一襲を給ふ、大納言殿はじめ、本城西城の宿老少老御側みな、鵜の羹をもて酒を給ふ」とあるを以て、其一斑を知るべし、

ツルバシリ　弦走　鎧の名所、「ヨロヒ」を見よ、

ツルバミノキヌ　橡衣　橡即ち櫟（俗にドングリと云ふ）の實を以て染めたる黒衣を云ふ、後世の鼠色即ち是なり、實の本に著きたる皮（ヨメガ合器と云ふ）を煮、其汁にて染むと云ふ、延喜式に掲樣、青白樣（青みを帶びたるもの）、山鳩色なり）白赤樣（白色を帶びたるもの）あり、令制にては家人奴婢の着用する服と定めたり、後には專ら裏服に用ふるに至れること、西宮記裏服の條に、帝王一周の間黒樣衣を着し、侍臣等宣旨によりて之を衣るとあり、玉葉養和元年及び壽永元年等諒闇の時、九條兼實が樣の直衣にて出仕したることを載せ、名目抄に諒闇の時、殿上人四位以上之を着すと見えたるにて明なり、なほ雜戒記に、五倍子鐵漿にて染むる由見えたれば、後世

ツルバミノセツシャウ　基家（クデカモトイヘ）を見よ、

ツルノコホリ　都留郡　甲斐國　所在

郡名異同一覽、國郡沿革考）

ツルノハウチヤウ　鶴庖丁　江戸時代朝廷及び幕府にて行ふ儀式、朝廷にては毎年正月十八日（安齋隨筆には廿八日、禁理御膳式目には十六日とあり、今光齋一覽による）此事あり、幕府より進獻せる、將軍手自ら捕へたる鵜を（實際將軍の捕へたるものにあらざる場合にても、目錄には御覽の鵜と記したり）此日清涼殿の庭上にて料理す、庖丁の任は內膳司即ち高橋采女正、大隅大炊頭、隔年に之を勤仕し、白小袖に狩衣淺黄の指貫、風折烏帽子を着して出仕すれば、素襖に烏帽子着たるもの四人、俎板に鵜一羽載せて舁き出すを、まづ兩羽を切りて、俎板の向、南の端に竝べ置く、次に頭を二つに切りて、羽の次に竝べ置く、さて鵜を横にとりなほし、中より切り、頭

ツルノコホリ　都留郡　甲斐國　所在　桓武天皇の延曆十六年三月相模國と疆界を爭ひ、都留郡東隅の地を相模國に屬せる事あり、思ふに國郡制定の際、此郡を置きしものなるべし　沿革

ツルドノセツシャウ　鶴殿攝政　九條基家（クデカモトイヘ）を見よ、

に至り楪の實を用ひずして、其代りにオハグロ染に爲したるを知るべし、オハグロメは即ち鈍色なり（儀訓菜、貞丈雜記、羽倉考）

ツルマキ　弦卷　弦を卷きおく器を云ふ、弦袋ともいふ、古は皮にて作り、算盤玉の如く彩形にて穴も少し、後世は近江國水口と云ふ所にて製するものは、草の莖にて作り丸みあり、端の所を二重にし、其間に緒を卷き、太刀に付けたり、即ち草を細く裁ちて弦袋に通し、わなにして、そのわなに太刀の帶とりを通して太刀をはく、されば弦卷は太刀のあし二つの間にあたる、また弦卷の革の廣さは五分程なり、なほ古は從五位下以上、左右衛門尉、左右兵衛尉等弦卷を太刀に付け、無位無官の者は付くるを得ず、左右兵衛尉は赤皮、左右衛門尉は藍皮の弦袋を付けたる事、源平盛衰記高倉宮信連戰の條に見え、又青砥左衛門藤綱無官の時、出仕には木賊卷の刀をさし、木太刀を持せけるが、叙爵（從五位下になるなり）の後は、此太刀に弦袋を付けたる由太平記に見えたり（貞丈雜記）

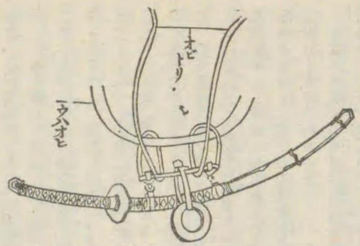

ツレヅレグサ　徒然草　卷數　上下二冊　吉田兼好の隨筆を輯めたるもの、文字優雅にて案宕、其評論する所の題目は、和漢の故實あり、人事あり、心理あり、社會萬般のことあり、而してこれが論斷の基點は、即ち老莊の所說を主としたるものなるが如し、伊勢貞丈の說に「今川了俊、命松丸を吉田の感神院へ、伊陽太郎光眞を伊賀の草庵に遣はして、兼好の遺物を探らしめしに、歌の集は、伊賀の草庵にて五十枚ばかり集め、徒然草は吉田にて、多く壁に張られ、或は經卷などを寫せる裏書にありしを取り來りぬ、これを了俊、命松丸などゝ取り揃へ、命松丸がもとにありしなり、又二條の侍從の方に讀み遺はされしをも取り蒐め、歌の集二冊とし、又草子をも二冊とせるなり、つれ〴〵なるまゝにと書き出せし語意の面白く、真深きに擬へて、徒然草といふ題號は附けられたり」といへり、此說によれば、了俊と命松丸とにて、遺物を編し、題號をも附したるものなり、なほ考ふべし　注意　本書は古くより多數の人に讀まれたれば、註釋書の多き事、源氏物語に次ぎたり、今其重なるものを擧ぐ、徒然草奧儀抄六卷（高屋近文）徒然草金槌十二卷（西道智）徒然草諺解五卷（南部宗憲）徒然草參考八卷（僧惠空）徒然草集說十五卷（陸奥閑壽）徒然草新註四卷（清水春流）徒然草古今抄八卷（大和田氣求）徒然草集說十二卷（僧惠空）徒然草直解十卷（岡西惟中）徒然草文段抄六卷（北村季吟）徒然草諸抄大成二十卷（淺香久敬）徒然草考證（岸本由豆流）徒然草野槌二十卷（林道春）徒然草鐵槌四卷（青木宗胡）等、其他なほ多し、「ヨシダケンコウ」參看（徒然草、兼好墓所圖追書、日本文學史、群書一覽）

て

テ　手　役と同じく、殿剧を定めざる高以外の地に賦課する稅に稱する名、山手、川手などの類なり（大日本租稅志）

デ井　出居　客に對面する室を云ふ、現今の應接間に同じ、內より出でゝ客に對し居る義なりと云へども確ならず、一說に常に居る室なりとも云へり、又イデキとも云ふ、平安朝時代以後公武の家に設けたり、其位置廣狹によりて、廣出居、中出居、外出居、四間出居等の名あり、山中口傳幽固の條に「本數打數等同、簡供、但非二晴儀一、內々進二置出居一邊云々」源氏物語柏木卷に「大殿にやがて參り給へれば、公達あまた物し給ひて、こなたに入らせ給へとあれば、おとゞの御いでゐのかたに入り給へり云々」吾妻鏡建仁三年九月二日の條に「廷尉參入云々、入二總門一昇二廊齋脫一、通二妻戸一云々、遠州出二於出居一見レ之給云々」などあるにて其一斑を知るべし（儀訓菜、寶石類書、家屋雜考、武家名目抄）

テイ井　廷尉　檢非違使の佐尉を云ふ、「ケビキシ」を見よ、

テイカンノマ　帝鑑間　江戸城居間の名、白書院次ノ間の東、連歌ノ間の南に在り、東南の二方疊椽を以て周らし、其南方板椽を隔てゝ庭園に面す、

禩に、歴代の鑑となるべき唐の帝王の事を畫きたるを以て此名あり、この間は、譜第大名の詰所にて、越前庶流、及び拾萬石以上の譜第、交代寄合等此處に詰む、江戸城(エドジヤウ)の挿輪及び大名(ダイミヤウ)の表を參看せよ、

テイキンワウライ　庭訓往來　【卷數】一卷、續群書類從に收む【內容】【著者】伊勢貞丈の說に「一事軒隨筆(岡西惟中著)に云、世にいへる庭訓往來は、北畠玄惠法師の作也、叡山の住侶にして上綱にあげらる、元弘四年正月廿一日依レ勅書レ之、一說に、叡山に武家の御ちごあり、玄惠常に睦しく語られしが、手本の爲めに參せしとも聞えし、貞丈按、庭訓の二字は論語に孔子の鯉魚に訓へ賜ひし故事より出でたる事なれば、師弟を父子になぞらへて、庭訓とは名けしなるべし、兒に書て與へられしと云ふこと正說とすべき歟、勅によりて、庭上にて卽座に書れしと云は妄說なるべし」といへり、然れども確かなる證なし、松井簡治氏は、八月の狀に、引付頭人を管領といへるは、管領の職名未だ定まらぬ頃の證と見ゆれば、義滿將軍より後のものにあらざるべく、その外鎌倉時代を去ること遠からぬ書きざま多く見ゆれば、南北朝より室町の初めの作ならんと云へり、本書は室町時代以來數百年間、民間の家庭教育用として、多く讀まれしかば、深く人心に浸染して、今に至るまで消息の文體、及び思想上に及ぼしたる影響鮮からず、文學史教育史を講究するものは等閑にすべからず【注釋】頗る多しと雖も、尤も見るべきものは、永井如瓶の庭訓往來諸抄大成四卷とす、之に伊勢貞丈が補註せしを庭訓往來諸抄大成扶翼とす、近時松井簡治氏以上兩書を併せて挍正して一冊とし、出版したるものあり(庭訓往來諸抄大成、同扶翼)

テイジ井ン　亭子院　宇多法皇の離宮、東七條宮ともいふ、山城國京都に在り、本朝文粹菅原淳茂の文に「洛陽城內有二一離宮一、竹樹泉石如二仙洞一焉、蓋世之所謂亭子院焉、太上法皇雖下入二三密之道一出中萬乘之家上、猶未レ捨二此地風流一、以助二彼岸寂靜一」とあるもの卽ち此なり、後に寺となり、法金剛院に屬せり(山城名勝志、平安通志)

テイジ井ン　亭子院　宇多天皇(ウダテンワウ)を見よ、

テイシンコウ　貞信公　藤原忠平(フヂハラノタダヒラ)を見よ、

テイシンシヤウ　遞信省　【職掌】明治政府の官衙、電信、電話、鐵道、小包郵便、郵便爲替、郵便貯金、及び航路標識の事を管理し、また電氣、造船、水陸運輸に關する事業及び航路、船舶、海員等を監督することを掌る【起原沿革】明治元年四月、會計官中に驛遞司を置きて、運輸驛遞に關する事を掌り、二年四月民部官(七月民部省と改稱)を置くに及び、其所管となる、四年七月、大藏省の所管となり、同年八月驛遞寮と改む、七年一月、內務省の下に屬し、十年一月驛遞局と改む、十四年四月農商務省を置くに及びて、其所管となり、十八年十二月、內閣の制を建つるに際し、遞信省を創置して驛遞局の事務を掌る、現今は大臣官房、鐵道、通信、管船、經理の四局に分れ、其下に帝國鐵道廳、海員審判所、航路標識管理所、海事局、郵便爲替貯金管理所、郵便局等を管理せり(法令全書、職員錄)

テイシユガク　程朱學　朱子學を云ふ、朱子學派(シユシガクハ)を見よ、

テイタグミ　手板組　江戸時代、金銀遞送の飛脚商をいふ、手板とは、當時物貨遞送の左券にて、紙を以て作る、其券首に遞送品目を擧げ、次に發行本人及び貨品領受人の姓名、且其金飛脚商の姓名を記入して、發行人及び金飛脚商調印す、前所に途致すれば、則ち其受領人の調印を請ひ、遞夫其左券を領して、發行する所の飛脚商に還す、其事畢るの後、飛脚屋の庫內に收藏し、後日の證に供するなり、因て此名あり、寬文十一年十一月、大阪飛脚問屋島屋三右衞門、江戸飛脚問屋備前屋與兵衞等と共に議し、兩地商賈の金銀遞送を開き、金飛脚の招牌を揭げ、其後月番を定めて遞送す、其後寬保年間に至り、切手板及び綴手板等の制興る、「ヒキヤク」參看(驛遞志稿)

テイチユウ　庭中　鎌倉時代訴訟の時、訴論人等本奉行人を擱きて、直に政所引付等の庭中に推參して直訴するを云ふ、庭中言上の略稱、二種あり、御前庭中は評定の座に於て申し、引付庭中は引付の座にて申す、六波羅は奉行人を定め、申狀にて訴へ、幕府にては、只だ詞を以て申さしむ、豫て其日を定めて控訴を受く、御前庭中は將軍親く審問する事あり、直訴は奉行人緩怠して空しく廿ヶ日を經たる時、又は訴論人の一方權門に賴り、一方寃枉ありて、奉行に賦を請ふに、尙遲引したる時、又は別人に屬して上申するも、尙遲引する時、又は事の緊急を要する時、又は借物の利子成規に違ひ貪るものに對する訴訟の、政所に於て停滯せる時等に許せり(沙汰未練書、鎌倉時代裁判手續考)

テイテン　提點　禪宗にて常住の金穀を掌る役、宋の官なる提點司を擬したるものにして、副寺の別稱なるべし、今納所と云ふものに略ぼ同じ、

デ井ノザ　出居座　殿儀の時に用ふる座を云ふ、卽ち饗宴等を行ふ所を臨時に稱ふるなり、朝廷にて、この座に侍する侍從を出居侍從、少將を出居少將とも出居介とも云ふ、江次第相撲召合に「次左右出居少將各一人、褰レ幔著二出居座一(縫腋蒔繪劔、無二衞門兵衞出居一)云々、」明月記建久七年五月廿五日最勝講第三日の事を叙せし條に「朝座間陰雨大風、驚レ眼驚レ心、恐御願嚴重之間、天神降レ自レ上、地祇昇レ於レ下歟、堂上如レ池、庭中似レ海、仍出居座疊、引二上長押上一了、公卿出居少將、入レ自二渡殿鬼間妻戸一徘徊、云々」と見えたり、

デ井ノジジユウ　出居侍從　出居座(デヰノザ)、及び侍從(ジジユウ)を見よ、

デ井ノスケ　出居介　出居座(デヰノザ)を見よ、

デ井ノセウシヤウ　出居少將　出居座(デヰノザ)を見よ、

テウ　調　【名義】諸國の土產を、定規によりて政府に納めしむるものを云ふ、ミツギと云ふ、ミは御にて尊稱の詞、ツギは供給にて、朝廷の供御及び國家需用のものを、人民の繼續して奉る義なり、故に人民より朝廷に奉るもの丶總稱なれども、田租とは區別して、其以外の土產をのみ專ら調と云へり【起原沿革】太古は調を奉りし明文なきを以て詳ならず、史に見えたるは、崇神天皇十二年九月始めて人民を挍し、調役を課す、此を男の弓弭調(ユハズノミツギ)、女の手末調(タナスヱノミツギ)と云ふ、弓弭調は射獲たる獸の皮肉の類、手末調は女手にて作れる絹布の類を云へるなり、尋で百八十伴緒等各々部曲を率ゐて、己の業により、或は土地の產物を調進せしめたりき、卽ち崇神天皇の代、土師部氏が祭器を貢し、雄略天皇の代、秦氏が絹縑を獻ぜしが如き是なり、然れども其制詳かならず、孝德天皇大化二年舊賦役を罷めて田の調を行ふ、絹絁絲綿は鄕土の產出に依り、田一町に絹一丈、四町に匹、絁は二丈、二町に匹、布は四丈、一町に端を致し、共に長さ四丈、廣さ二尺半なり、別に戸別の調を收め、一戸に布一丈二尺を出さしむ、又調の副物あり、鹽贄等なり、後ち戸別調を廢し、人別の調に改めたり、大寶の制之に仍れり、但し正丁一人に絹絁八尺五寸、六丁に匹を出し、長さ五丈一尺、廣さ二尺二寸、絲は八兩、綿は一斤、布は二丈六尺、並に二丁に絢屯端を成し、雜物は鐵鍬鹽魚等あり、次丁は二人、中男は四人、並に正丁一人に准ず、此外調の副物とて染草、紙、油、簀等の類を人別に納めしむ、但し京畿內の民は他國の半減とす、慶雲三年より京畿に限り、民戸の貧富により四等に分ちて戸別の調とせり、和銅五年より鐵を以て調に代る事を許す、錢五文を以て布一丈三尺に充てたり、養老年中より調の副物と中男の正調とを廢して、更に中男作物と稱し、薦、席、紙、油等の類を納めしむ、其後調貢の物品及び其數、屢々變改する所ありて一定せず、而して諸國各其國內の調を收めて國司郡司部領をして、京都に上り大藏省に收めしむ、其使を貢調使と云ひ、調物に添へて上進するを調帳といふ、上進の員數簿なり、但西海道諸國は皆太宰府に輸納し、府より京都へ納む、延喜式の制、諸國の調の細目を擧げて、之を定めたり、延喜以後朝綱大に弛み、諸國の調物を進むるもの漸次稀となるに至りしが、武家時代には、租調に當るべきものを凡そ年貢と稱したり、「ネング」參看(古事記傳、租稅沿革篇、大日本租稅志、日本財政史、租庸調略說)

デウ　條　王朝時代以後里坪と併せて、班田地の位置を指點する爲めに設けたる制、凡田地を計るに一步は方六尺、三十六步を一段頭、三百六十步を一段とし、十段を一町とす、卽ち一町は方六十步なり、之を一坪又は一坊と云へり、之を積むこと三十六、之に次序を付けて、一坪二坪と稱し、三十六坪に及ぶ、次序は艮に始まり乾に終る、三十六坪を合せて一里とす、三十六里を一條とす、條は北より起り南に行き三十六條を限る、(土地に依り三十六條以上に至る所もあり)里は西より起り、東に行き三十六里を限る、然れども地形によりて必ずしも條里の方角一定せず、或は條東西にして里南北なるあり、要するに條里は互に直角をなして縱橫相貫き、地球の經緯度の如し、故に其地を稱して、何條何里何坪と云ふ、猶左の圖に就て知るべし【起原沿革】始め詳ならず、本居內遠は條里圖考帳に「今に傳はれる天平七年の讚岐國山田香河二郡境田圖には、やゝ此制見えたれば、令を撰べる大寶六年より三十四年の間に起れる事著しきによりて思へば、出雲風土記に、靈龜元年式によりて里を鄕と改むと云へる時、此制起れるなるべし、さるは五十戸を里と云ひ、三十六町を里と云はむに、音訓の分ちは有けめど、同字に混らはしければ、里は條里の里とし、民戸の里には更に鄕と云ふ文字を用ひて、戸の方に就ては鄕村、土地を量る方には條里と文字を用ふることに定めたり」と云へる、從ふべきに似たり、堀田璋左右氏は「靈龜元年條里の名の起ると定むるは贊する所なれども、縱橫の劃法は靈龜以前より行はれたりしが如し、而して精密なる班田法を實施する上に於て、大なる不便を生ぜしを以て、遂に靈龜に至て、簡便なる條里を應用したるものなるべし」と云へり、關野貞氏更に一步を進めて「大化革新の時班田の制を敷きし時より、區劃法は行はれしものなるべし、而して條里の制は、和銅六年平城京成りし時、尺度の改正ありしを見れば、此時より始めしものならん」と云へり、爾來各地に行はれて

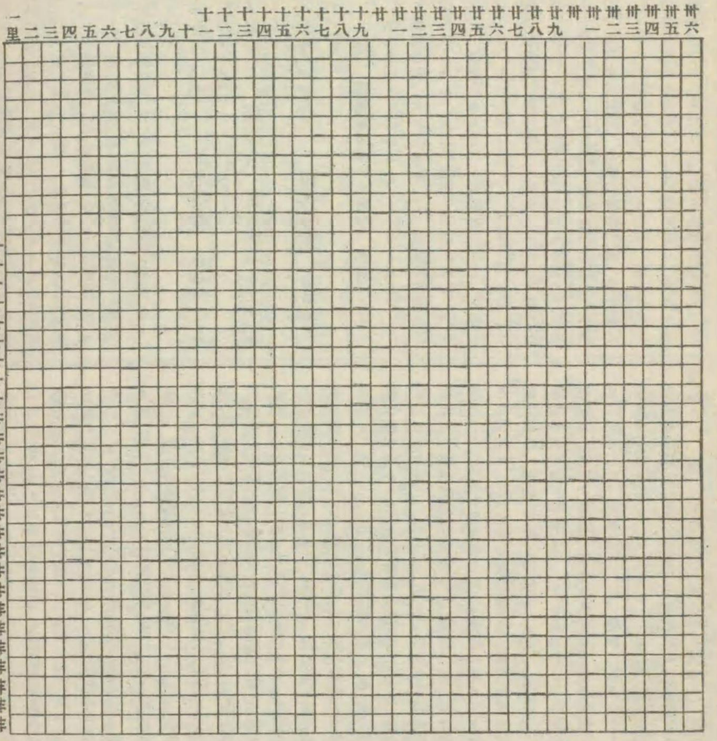

坪進里内

一	二	三	四	五	六
十二十一	十	九	八	七
十三十四十五十六十七十八				
廿四廿三廿二廿一 廿 十九				
廿五廿六廿七廿八廿九 卅				
卅六卅五卅四卅三卅二卅一				

町積

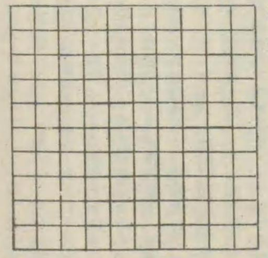

（拾芥抄所載）

塵仁文明頃の文書檢注帳等に條里を注したるを見れば、此頃まで行はれたること明なり、戰國時代以後此制絶えたるが如し、今日諸國の村名地名に、東條、西條、南條、北條等の名あるも、皆此遺名なり（拾芥抄、田制篇、史學雜誌「條里制」、大內裏圖考證）

テウガ　朝賀　名義 正月元旦、天皇が、群臣の賀を受け給ふ儀式をいふ、又朝拜、拜賀とも稱す　故實式 まづ前一日に、御座を大極殿に設け、高御座を敷き、斑幾を前後左右に張り、又東幰の後に、皇后の御座を設く、且つ殿中階より南に去ること、十五丈四尺の處に銅烏幢、東に日像幢を樹て、次に朱雀旗、次に青龍旗を樹つ、銅烏幢の西に月像幢を樹て、次に白虎旗、次に玄武旗を樹つ、鋪設既に畢り、當日に及び、辰の時主上出御、尋で皇后もまた出御あり、群臣皆禮服を着し、恰も即位式のごとし、開門ありて召の太鼓を打たしむれば、群臣列して門に入る、次に主上高御座に着かせ給へば、兵庫寮鉦をうつ、次に執翳出でゝ帳を八字に揭げ、次に近仗警蹕を奏し、圖書主殿香をたく、次に典儀再拜を唱ふ、此時群臣皆再拜す、次に奏賀奏瑞とて、二人の者庭に進み、去年中、嘉瑞嘉祥ありし諸國の事を奏す、其時群臣再拜す、次に舞踏再拜、次に武官俱に立ちて、旗を振り萬歲を唱へ、退きて本列に復す、群臣再拜す、畢りて主上還御、皇后又還で還御あること、出御の儀に同じ、殿下退出を擊ち、諸門の鼓皆應す、竝において上下群臣悉く退出す　起原沿革 神武天皇が、正月一日、橿原の宮を建て、始めて位に卽かせ給へる時、宇摩志摩治命天瑞を奏せしと舊事紀に見ゆ、これを濫觴とす、後ち孝德天皇の大化二年正月元旦の條に、賀正禮とあるを以て、正しく此禮の見えたるはじめとすべし、爾來相繼で行はれしが、一條天皇正曆年間以後は廢絶し、代りて小朝拜といふと行はれたり、（コテカハイ參看）明治以後は、一日と二日との兩日に分ちて行はるゝこと、年始の條を見るべし（內裏式、建武年中行事、公事根源）

テウガク　調樂　朝廷にて雅樂を奏する數日前に、調習するをいふ、江家次第石清水臨時祭の條に、前三十日調樂、先二日試樂云々、上古調樂於三柱芳坊一行レ之」とあり、

テウキンノギヤウカウ　朝覲行幸　名義 天皇が太上天皇皇太后の宮に行幸して拜し給ふを云ふ、周禮に「春見曰レ朝、秋見曰レ覲」とあるより出づ、禮記に「天子當レ依而立、諸侯北而見二天子一曰レ覲」とあれば、支那にては諸侯が天子に謁見するの稱なりしことを知るべし、歲首の朝覲は正月三四兩日を用ひ、又は吉日を擇ぶとあり、或は忌月を避くる時もありき、此外卽位後、元服後等も朝覲行幸あり　儀式 鹵簿を備へ、儀衛を嚴にすれども、御所に近づきては、警蹕を停め、中門外より御輿を下り給ふ、これ敬意を表するが爲めなり、母后に朝覲して還御の時に、階下に鳳輦に御するは仁明天皇に始まり、上皇の御前に笛を吹き給ふは一條天皇に始まる、後世多くこの事あり、幼帝の時には母后と同輿し給ふを例とす　起原沿革 嵯峨天皇大同四年八月癸卯、平城上皇に覲せしを始めとす、歲首朝覲は、仁明天皇承和元年正月二日淳和上皇に朝覲し、踐祚卽位後は朱雀天皇が延長八年九月廿六日朝覲し、元服後は永久元年正月四日鳥羽天皇が白河上皇に朝覲せしを始めとす（西宮記、公事根源、古事類苑帝王部）

テウコク　彫刻　【上代】彫刻物は其材質の堅硬なるが爲に、今日に遺存せるもの多しと雖も、人物鳥獸等何れも體軀相貌の完備せるものなし、而して用材は多く石なりしが如し、また埴輪樹物（ハニワ」參看）も、美術上より見れば、全く彫像の類にして、後世の木像、塑像、銅像等の起因を爲すのみならず、丸彫造像の技工は、全くこれより發達せるものなり、後ち佛敎と共に彫刻術も海外より傳來して、漸く進歩の端を開きたり、即ち繼體天皇十六年、支那南梁の人司馬達等來朝し、其子鞍部多須奈、用明天皇の爲に丈六の佛像を造り、其子鞍作止利は推古天皇時代に至りて有名なる佛工となる、此時代を藝術家は推古時代と稱し、その樣式を推古式といふ、今其遺物に就きて觀察するに、全體の製作多く古拙を免れず、其刀痕は衣紋の襞など淺くして、寫實の巧を盡さず、其面相姿勢の如きも、皆穉拙を帶びて質朴の趣あり、又裝飾の如きは想像を交へ、頭髮の肩に垂るゝものは、其端必ず捲縮して蛇の如き狀をなし、天衣の端も延長して左右同樣に相並びて鰭の狀をなせり、又臺座の裝飾は衣の裾を故らに濶大ならしめ、是を以て臺座の全部を覆ひたる樣を作れり、而して當代の佛師にして有名なるは鞍作止利、百濟御太等なり、尊で天智天皇前後に至りては、支那との交通開けたるを以て、佛像の如きも多く支那新式のものを輸入せしが如し、今現存する遺物に徵するに、この時代初期の作は、未だ全く朝鮮の風を脫せず、天智天皇の世よりは專ら唐初の新式を學び、且つ大に日本固有の優美なる趣致も表はれて、技術も亦綿巧となれり、殊に大和國藥師寺の藥師三尊佛、同東院の聖觀音像、同講堂の藥師三尊像の如き、何れも雄偉の觀を留め、後世の人をして當代技工進歩の大なることを嘆賞せしむ、また此頃佛像の大作物は多く鑄造に成り、其鑄金術の如きも大に發達せしこと、實に想像の外に

（式古略）古時代と稱し、

出づ、當時有名なる佛師を山口直大口、木閑、藥師德保、鐵師羽古等とす、尋で聖武天皇の頃に及びては、佛教の隆盛と共に、佛像の彫刻は非常の盛大を致し、意匠の巧技術の精を究極するに至れり、かの聖武天皇の建立し給へる盧舍那佛の大銅像は、實に我國古今を通じての大作とす、其他各地の名刹諸國の國分寺等に造られし佛像は、其數幾千百なるを知らず、而して此頃の彫刻物は寫實と想像との調和宜しきを得、凡て雄壯にして端嚴の趣を表はせり、而して最も意を面貌に用ひ、其天部の如き勇猛なる相貌に自ら慈悲を含み、又彌陀觀音の如きは、温和優美なる眉目の間に、犯すべからざる威嚴を具へたり、又技術の點に於ては特異の進歩を顯はし、木彫刻は勿論、鑄金の工は彼の大佛の造立に就きて非常なる智巧と熟練との効果を見るべく、塑像と乾漆像との製作は、全くこの時代特殊の技巧と稱することを得べし、塑造はその技前代に起る、卽ち元明天皇和銅年中の作なる法隆寺五重塔内の釋迦涅槃像、須彌山形中の偶像は、何れも塑像製にして、天平の際に及びては、大に精好を極め、遂に東大寺戒壇院四天王像、同寺法華堂執金剛神像の如き名作を出だすに至れり、又乾漆像は塑像に比ぶれば一層製作の煩はしくして精巧を要するものなり、この製亦前代に起りしも、當代に入りて特異の進歩を見る、右に述べたる聖武天皇前後の時代における彫刻の樣式を、藝術家は天平式と名づく、また此時の作家にては、國中連公麿、高市眞國、高市眞麿等有名なり【平安朝時代】に入りては、佛像の彫刻は更に面目一新し、其面相印象特物より各部の莊嚴に至るまで、一千年來圖像の模範と、多く此時に作り出だしたるものにして、特に形相の正しきのみならず、其面貌姿勢には、よく諸佛の性格氣

（天平式）（平安朝時代）

象を表はし、殊に密教のものは、何れも莊重なる威儀を具へたり、要するに其製作たる、一般に莊大の趣を有し、且面貌手足の姿勢の如きに於ては深く意を用ひ、威嚴の人を感ぜしむるに足るものあり、尋で藤原道長が法成寺を建造するに及び、名工定朝出でゝ道長の命に由り、盛に造像の工を起し、三丈二尺の大日像を始め、幾百千體の佛像を彫刻ぜり、これが爲に彫刻の技術は特異なる長足の進歩をなし、殊に定朝が當代貴族の優美なる好尙を代表して刻み出し、し佛像の相貌は、實に古今比類なき至高の品致風韻を盡したりき、かく定朝が好模範を垂れしより、其子覺助は京都七條に、弟子長勢は京都三條に佛所（彫刻場）を開き、永く專門の業を繼續し、四河、堀河、鳥羽、崇德の數朝の間に、圓勢、院覺、長圓、賢圓、康助等の佛工盛んに彫刻に從事したり、藝術家はこの樣式を、藤原式と稱す、而して所謂藤原式は、初中末の三期によりて多少異なる所あり、初期卽ち定朝以前の作は、專門の彫刻家ならざる僧徒等の手に成りしもの多く、その面相の一部は威嚴あり品格ありて、刀を施すこと亦精密なるも、其輪體の全部は頗る不整頓にして、或は寸尺の權衡を失ひ、或は四肢及び服飾の如き粗漫にして、彫刻の精を得ざるもの多し、中期卽ち定朝の時は大に技を振ひ、面貌及び全體の姿容に威嚴又は品致を顯はし、寫實の點に意を用ひ、寸尺の權衡を保ち、木割の法、彩色の衛等大に精巧を加ふるに至れり、而してその技術上特異の點は、全身豐滿にして顏面圓く、眉目細長く、襞襀柔かに、總べて高雅の風格を帶びたるにあり、末期の作は、技術の巧緻を加ふると共に、自ら氣魄を失ひて纖弱に傾き、唯優美の點のみに流れたり、なほ平安朝における佛師にては、武藏村主多利丸、志比古麿、興運、延祚、康尙、定朝、覺助、勳助、院助、康助、院覺、院朝等有名なり【鎌倉時代】美術思想の衰頽したるにも係らず、其技術大に進歩し、前代の樣式を一變して雄健豪放となり、佛師定朝の木寄法に基き、更に實物寫生の新趣を加へて、細かなる造像の法則を立てたり、之れを快慶、運慶となす、而してこの二人は實に當代を代表すべき佛師なり、これより以後佛師は概れこの法則手法を以て金科玉條となしたり、惟ふに當代初期の作品は、快慶等によりて多少前代の趣味を表示し、更に一方には雄健豪放の彫刻起り、刀法鋭くして深く、襞襀の如きも太くして遒勁に、面貌姿勢は勿論、筋骨逞しく、性格氣象に至るまで前代と全く其趣を異にせり、又彩色の配色も主に華麗なる色を用ひ、且盛り上げ彩色、截金彩色等を施し、頗る莊麗を究め、燦爛人目を驚かすが如きものあり、此等の彫刻物は漸々當代の末期に至り、剛健に失して遂に粗豪に流れたる傾あり、然れども亦或は定朝風の穩和なる所を傳へて、これに頗る精緻の技工を施し、光背臺座天蓋瓔珞等も、珠玉を鏤め象眼を施し、或は毛彫を用ひ、或は透彫を施し、益々華麗を極め、剛健雄勁なる佛像と相對峙したる一派なきにあらず、又體軀の甚だ短矮にして強き一種のものあり、又は衣長くして其裾蓮座外に垂れたるものあり、この二者は重に宋元の餘影になれるものにして、曾て前代に見ざる所のものなり、また當代の佛像は概れ木彫にして、鑄物に至りては建長四年鎌倉に建立せし高さ五丈の金銅盧舍那佛等を除きては其數多からず、而して乾漆の作品は殆んど其跡を絶ち、塑像の技工は僅に其命脈を維持するに過ぎず、なほ當代有名の佛師は運慶にして、快慶（法名安阿彌）と共に當代佛師の泰斗と稱せらる、定慶、滿慶、康運、

（武原備）（代時倉鎌）

定圓、宣圓、院廣、院尋また著名なり、【室町時代】時勢風俗の變移と禪宗の流行とは、技術上に新調を與へ、威儀嚴然なる武士の肖像、靜寂恬淡の韻致に富める佛像等の彫刻を出したりと雖も、元弘以來の兵亂により一時に衰頽し、佛師の如きも、微かに其家系を存するに過ぎず、佛像は主に木を用ひ、其上に彩色を施して華麗を盡したるもの多し、其彩色は截金を用ひ、又箔押をなし、或は厚く紛彩を施し、或は蒔畫色漆等を用ひたるもありて、精緻の上においては見るべきものあり、銅鑄の如きも間々ありと雖も、極めて少し、而して假面は能樂の流行せる結果として、其彫刻の術大に發達し、頗る精巧なるもの多く出で來れり、彼の增阿彌、福來、春若、賓來、千種、三光坊等は、各々假面彫刻に於て當代の名工と稱せられ、其作品も世に珍賞せらる、後世これを六作と稱す、而して三光坊の門より滿照、親信、幸賢の三人を出してより、遂に能面彫刻を專業とするものあるに至れり、實に能樂に用ひられたる假面の彫刻は、當代を以て始めとす、而して其製作は、古は乾漆或は紙製のものあれども、當時は概ね木彫にして、表面には主に厚く紛彩を施し、鬚髮等は墨にて畫き、般若等の如き怒れるものには、眼に金屬を嵌して、光彩燦爛たるものあり、而して裏面は鉋目荒く粗雜に削り上げて、黑或は赭色を施し、薄く漆を塗りたるものあり、又單に素木のまゝなるもあり、さてこの鉋目は鑑識者の最も注意する所にして、これによりて作者並に時代を鑑識せり、又假面の彩色にも手法種々ありて各々特色あり、又當代の中頃よりして作者の印を用ひ、假面の裏に燒印を捺せり、又後にて鑑識したる作者の名、及び鑑識者の名を蒔繪にて記したるものありて、其樣一ならず、而して世を追うて其

（六作）

（代時町室）

技益々精巧に至れり【桃山時代】概して豪壯華麗にして、放縱自在の意匠を揮ひしも多しと雖も、其技術は却て前代に比して及ばざる所のものなきにあらず、然れども城廓等の建築與り、殊に宏壯を極めたるを以て、建築裝飾的の彫刻は俄然進歩して、前代に比なき華麗のものを出だせり、彼の桃山城或は聚樂城の如き、今日其遺跡殘品に徵するも、其建築宏大にして、之れを飾るに大斧を以て劈斷せるが如き、大彫刻物を以てせしことを知るべし、又當時の神社佛閣の如きも、隨ひて各種の彫刻と彩色とを以て裝飾せられたり、其作法頗る精緻にして、刀痕亦鋭利敏活なり、世俗是等彫刻物の精良なるものあれば、悉く甚五郎の作と傳へり、能面は各々專業家ありて其家法を守り、益々精緻巧妙なるものを製出せり、何れも其材質作法は別に前代と異る所なきが如し、而して此時代の作家としては遊佐某、岡部又右衛門、宮西瀨左衛門、左甚五郎等著はる、【江戸時代】世昌平に屬せるが故に、各種の彫刻は專ら華奢を事とし、又此時代中葉より後より饒筆彫といふものあり、端松、萬峯、玉琴、饒齋等其名高し、又竹石堅木彫等ありて、文人裝飾の流行に伴ひて、益々隆盛を極めたり、又家刻は當代の初頃よりありたれども、中年に至り最も盛んなりき、大年芙蓉等其技最も卓絶なるものなり

（桃山時代）（江戸時代）

（帝國美術略史稿）

テウゴコクリンジ　朝護國孫子寺

所在 大和國平群郡（今生駒郡）平群村大字信貴畑○信貴山獄喜院と號す、信貴山に在り、又志貴山寺とも云ふ（六ノ一頁眞言宗○本尊毘沙門天 起原沿革 延喜年中明蓮上人の開基なりと云ふ、俗傳によれば、聖德太子物部守屋を討つ時、兵屢々敗れて信貴山に隱る、太子專心佛に勝利を祈りしに、山中に毘沙門天

の銘ある石櫃を發見したるを以て、毘沙門の己れを擁護するを信じ、四天王の像を刻みて髻に收め、進んで守屋を誅するを得たり、依て凱旋の後石櫃の上に一丈の堂宇を造營し、信すべく貴ぶべきの嗣なりと云ひしより、信貴山と號したるなりと云へど信じ難し、元弘年中護良親王曾て此山に居給ひしことあり、又楠木正成は、其父母こゝに祈りて生れたれば、幼名を多聞丸と云ひしと傳ふ、戰國時代松永久秀信貴城を築きて、織田氏に抗せしが、遂に破られて城陷り、伽藍亦兵燹に罹りて灰燼となる、今の堂宇は慶長年間豐臣秀賴の再興する所なり、本堂は即ち毘沙門堂にて、山中の高處に在り、護摩堂、多寶塔等十數宇の僧堂皆懸崖の上に立つ、境内六千八百三十九坪、寶物には、尤も著名なる鳥羽僧正筆と傳ふる信貴山緣起あり、今國寶となる、又楠木正成の遺物と傳ふる兜、鐵禪、喉輪等あり（拾芥抄、大和志、大和名所圖會、大和廻、日本名勝地誌）

テウサンダイフ　朝散大夫　從五位下の唐名（拾芥抄）

テウシ　調使　四度使（ヨドノツカヒ）を見よ、

テウシ　銚子　行酒の際、酒を入れて、盃に移すに用ふる器具、鐵鋼等にて鑄造す、長き柄を附したるものと、長柄なくして、提梁を附し、鐵瓶形を爲したるものとの二種あり、前者は長柄銚子と云ふ、注口の兩方にあるを兩口と稱し、略儀に用ひ、一方のみにあるを片口と稱し、重儀に用ふ、後者を提子（ヒサゲ）といふ、並に祝儀の時には松、山橋を蝶花形につけて用ふ、蝶は春を樂み、松は色の變らず、橋は雪霜に撓まず實熟するを以てなり、三代實錄貞觀六年の記に銚子の字始めて見えたり、倭名抄に「四聲字苑云、銚（徒弔反、辨色立成云、銚子佐之奈閇、俗云佐須奈閇）〻燒器似鶴錡而上有〻竈也、唐韵云鍋銚（烏育二音、漢語抄云、和名同上）溫器也」とあり、新井白石は之を解して、其注ぜし所によれば、猶今の鐘子と云ふものゝ制の如くにして、鐘とは俗に弦と云ふに似たり、サシナベと云ひしは、匜（ハンザウ）を华捕と云ふが如くに、その注ぐべき道あるを云ふ也、後世の如く銚子の字の音を呼びて、酒器となすものにあらずと云へり、三中口傳によれば、もとは重儀に提子のみ用ひたりしが、室町時代には銚子を重儀に用ひ、提子は酒の減りたる時、酒を增し加ふる器に用ひ、後ち皆之に倣へり、兩口は室町時代より出來たりしものにして、真丈は亂酒の時左右の人の中に居ながらつゞ爲めなりと云ひ、松岡行義はもと鑄工が任意作りしを兩口相對して見よき故に弘まりしなべしと云へり、倘提子は、後世陶器にて製したるものあり、又燗德利を俗にテウシとも唱ふるは、其用同じきを以てなり（倭名鈔、和訓栞、東雅、真丈雜記、後松日記）

テウシヒサゲヂギャウ　銚子提子奉行　室町時代、將軍諸家に赴く時、諸家にて臨時に置く所職、其日の御銚子の事を掌る（武家名目抄）

テウシフシ　朝集使　四度使（ヨドノツカヒ）を見よ、

テウシフダウ　朝集堂　名義　大內裏八省院十二堂の一、大禮の時百官待朝の所なり、時に渤海の客徒を勞饗することありて、朝集殿とも調集堂とも云ふ、相對して東西の二堂あり、東朝集堂、西朝集堂といふ、所在　應天門內と會昌門外との間に在り、應天門と相去ること六丈二尺、東面の廊より四丈二尺（西も亦之に同じ）橫二間、長さ九間の堂宇にて、東西の兩面に各三箇所の石階あり、此堂何時頃より廢壞に歸せしか詳かならず、保元の時只墟石を存するのみ（大內裏圖考證）

テウシフチャウ　朝集帳　王朝時代四度公文の一、國內の池溝、官舍、國衙の器仗、公私船、驛馬、傳馬、神社、僧尼等の事を記したる帳簿を云ふ、畿內は十月、七道は十一月、太政官に進む、卽ち諸國施政上の成績を報ずるものなり、之に附して支文十四を上る（ヨドノツカヒ）參看（延喜式、日本財政史、史學雜誌「四度使考」）

テウジヤクニン　朝夕人　公人朝夕人（クニンテウジヤクニン）を見よ、

テウセン　朝鮮　名義　箕子以來の舊號にて、國名の意義は、東國輿地勝覽に「居二東表日出之地一、故名二朝鮮一」とありて、其國東方に在りしより名づけしと云へるは信に近し、倘書堯典に「分二命羲仲一、宅二嵎夷一、曰二暘谷一」又漢の揚雄が長楊賦に武帝の事を述べて「西厭二月窟一、東征二日域一」また高麗光宗の時、宋の太祖より遣りし制書に「高麗國王治二日邊一鍾レ粹」と見えたるが、いづれも其東方に在りて日出の義に取りて名づけしが如し、其文字の書籍に見えたるは、戰國策に「蘇秦說二燕文侯一曰、燕東有二朝鮮一」といひ、管子に「管子曰、發朝鮮之文皮一旌也」とあるを最古とす　倭譯　亞細亞の東北に位せる一大半島にして、北は鴨綠江、長白山脈及び圖們江を境として、滿洲並に西伯利亞に接し、西は黃海を隔てゝ支那本部の山東江蘇二省に對し、南は朝鮮海峽を隔てゝ我九州及び五島と相對し、東は一面日本海に臨む、西經九度六分に起り、十五度八分に至る、北緯三十三度十分に起り、四十三度に盡く、面積約一萬三千四百方里、我國の半に當る○古は全國を八道に分ちしが、今は京畿、忠淸（南北二道）、全羅（南北）、慶尙（南北）、江原、咸鏡（南北）、平安（南北）、黃海の十三道に分つ、

國都は京畿道漢城府に在り　地理沿革　東國通鑑に「東方始無二君長一、有二神降二檀木下一、國人立爲レ君、是爲二檀君一、國號二朝鮮一、是唐堯庚戌歲也」とありて、檀君始めて國を朝鮮と號すと稱すれども、其事蹟詳かならず、殷の末に、箕子この地に逃れ來りて國王となり、相傳ふること凡九百年なりと云ふ、然れども白鳥博士の扶桑國考によれば、檀君の建國及び箕子朝鮮に逃れたりとの說は、支那人の廿八宿五行說より出でたるものにして、歷史上の事實にあらずといへり、西曆紀元前百九十四年（我孝元天皇廿一年）燕人衛滿、箕準を逐ひて自立し、衛氏相傳ふること凡八十五年、漢の武帝（元封二年）の爲めに亡ぼさる、蓋し箕子より此に至る迄千有餘年間は、專ら支那人の爲めに制せらる、其後新羅高勾麗百濟の三國相繼ぎて興り、爭覇息まず、高勾麗百濟は凡七百年にして皆滅亡し、新羅獨り存して殆ど千年の久しきを保つ、其衰ふるや、西曆紀元九百十八年（我醍醐天皇延喜十八年）王建と云ふ者自立して王となり、高麗國を建て、相傳ふること三十四世四百七十四年、當時契丹女眞北方に興り、或は其侵凌を受け、或は與に和好を結びしが、蒙古支那を統一するに及びて、其制壓を受くること益々甚し、其末世に至り、成鏡道永興の人、李子春の第二子李成桂と云ふ者、父に繼で高麗に仕へ、楊廣全羅慶尙道都巡察使贊成となり、大に倭寇を荒山に破り、勢盛んなり、此時に當りて、支那は元衰へ明起りしを以て、高麗は明黨非明黨の二派に分る、成桂は明黨たりしが故、非明黨の崔瑩を殺し、辛禑を廢して辛昌を立つ、後また昌を廢して恭讓王を立て、三軍總制使となり、威權中外を壓し、尋で擁せられて松京（開城）壽昌宮に於て王位に卽く、是を太祖と爲す、時に西曆千三百九十二年正月（我後小松天皇明德三年）なり、太祖因て使を明に遣し、國號を朝鮮若くは和寧（永興）となさんことを請ふ、明太祖舊號によりて朝鮮と稱せしむ、是を李氏の朝鮮とす、五年都を漢城（京城）に遷す、三世太宗（字は芳遠）卽位の後ち銳意治を謀り、制度漸く其緒に就く、又學問を奬勵し、鑄字所を置き、銅字活字を鑄て書籍を印行せしむ、在位十八年位を世宗に讓る、世宗尤も文治に精勵し、集賢殿を設けて、古今の經籍を纂め、典故を討論し、宗學を建て禮樂を定め、天文曆象の諸器を製し、諺文を作り、書籍を編述せしむ、高麗史の如きは其一なり、又刑獄を恤み租稅の法を定むる等治績多し、又北方野人と和して、鴨綠江の南に四郡を置き、六鎭を設け、ほゞ北邊の經畧を定む、世に海東の堯舜と稱す、在位三十二年にして位を文宗に讓る、文宗在位二年にして薨じ、世子端宗繼ぐ、年幼なるを以て、首陽大君璦、領議政となり、內外兵馬の權を掌り、遂に讓を受く、これを世祖と云ふ、性豪邁にして雄圖あり、野人を征して武威大に振ふ、又民政を察し、刑獄を愼み、量田を爲し、官制を改め、經國大典を纂修して萬世の成法となす、（睿宗の時完成す）在位十三年、位を睿宗に傳へしが一年にして薨じ、成宗立つ、年僅に十三歲、世祖の妃貞熹王后尹氏政を聽く、七年にして還政す、成宗夙に經國大典を重修し續錄を作り、又五禮儀を續成せり、是に於て朝鮮の制度文物大に備はるに至れり、尋で甲子の禍あり、慘殺暴戾を極む、中宗の時に至りて己卯の禍、辛卯の三奸、丁酉の三凶等ありて、內政頗る亂る、仁宗を經て明宗の時に至り、年僅に十二歲なるを以て、その母文定王后尹氏政を聽き、尹元衡事を用ふ、是より外戚專橫の端始めて開けたり、尋で宣祖に至り、李滉李珥等を登用し、學を講じ治を論じて、人心を收攬せしと雖も、後慶、李珥等相排擠して東西の黨論起り、豐臣秀吉の侵略を蒙りたれば、八道悉く荒廢に歸し、僅に明國の援を藉りて社稷を完うせり、是を壬辰の亂と云ふ、既にして宣宗の子光海君帝位に卽く、時に滿洲に愛親覺羅氏興りて明を侵す、明、兵を朝鮮に徵す、光海君姜弘立をして赴き援けしむ、弘立戰破れて滿洲に降る、光海君戰後の靡政を改革せず、李爾瞻國柄を弄し、大北小北二黨相爭ひ、紀綱日に弛れ、失政多し、李貴等義兵を擧げて光海君を廢し仁祖を立つ、此時滿洲にては國を立てて淸と號し、兵威益々盛なり、仁宗五年淸兵來寇し、諸軍皆潰え、遂に和を乞うて服從す、後ち仁祖淸の使書を拒絕せしを以て、淸の太宗大に怒り、親征して入道を畧す、仁祖止むを得ず淸に降る、是に於て始めて淸の年號を用ひ、朝鮮國王の封冊を受け、事大の禮を定む、然れども壬辰の亂、明の援助を德とし、明を愼ふの情去らず、孝宗、顯宗、肅宗等討淸の企ありしも、行はれざりき、肅宗の時に至り、朋黨の爭權甚しく、殆ど政事擧らず、盡く朋黨の起原は書院にあり、書院は中宗の時に始まり、明宗以來諸道に起り、宣宗の時東人西人の論ありしより、始めて名目を分つ、後ち東人南北に分れ、北人また大小に、西人また老少二論に分れ、互に攜殺して政權爭奪を事としたり、肅宗薨じ、景宗立つや、老少二論の爭甚しく、終に少論の李頤命等以下數十人を誅戮す、これを壬寅の獄と云ふ、この黨爭は延いて近世に及びしが、大院君權を執るや、書院を毀ち儒生を逐ひ、舊來の黨派を一掃せり、英宗正宗二代共に賢明にして、

奢侈を禁じ、農桑を勧め、酷刑を去り、學を好み、諸書を纂輯し、法典を編纂ぜり、著作の多き此時代を最とす、蓋し朝鮮の文化は成宗に至りて、其極に達し、後ち衰へしが、この時に至り、再び隆盛となれり、正宗の子純祖年幼なるが故、英宗の妃貞純王后金氏政を聽く、後ち親政せしと雖も、金祖淳の女を王妃とせしより、外戚の權漸く盛んなり、純祖薨じ、憲宗立つや、年僅に八歳、純宗の妃純元王后金氏政を行ふ事六年に及び、遂に政權は母后と外戚とに歸したり、憲宗薨じて嗣なし、純元王后、哲宗を迎へ立て、金汝根の女を王妃とす、金氏の權内外を傾く、哲宗薨じて嗣なし、廷臣趙、洪、金諸氏各々其權力を振はんとして、繼嗣定まらざりしが、遂に翼宗の妃趙氏の旨を以て、興宣君星應の第二子熙を迎へ立つ、是れ今上の父大皇帝なり、年僅に十二歳、乃ち趙妃を尊びて大王大妃とし、興宣君を封じて大院君とす、大院君趙妃と共に政を專にす、此間佛米二國と戰ひしが、佛米共に志を得ずして退き、大院君の勢力内外を震動せしも、十年王妃閔氏及び其一族の爲めに權を奪はれて屏居ぜり、十三年（明治九年）我國と通商條約を結ぶ、十九年（明治十五年）大院君亂を起して日本公使館を襲ふ、二十二年英國はパルガン問題の事を以て巨文島を占領して砲臺を築く（廿四年に還附す）これより先二十一年露國と通商條約を定め、閔氏等は露國の强大なるを見て其歡心を求めんとする形勢あり、清國は袁世凱を遣して大院君と共に廢立を謀りしも、謀漏れて成らず、却て露國と陸路通商條約を結びて、慶興を開く、次で米、獨、伊、佛の諸國と條約を結ぶ、三十一年東學黨の亂より日清戰爭となり、全く清國との關係を絶つ、三十三年九月（明治廿九年）始めて純然たる獨立國となり、元を建陽と建

つ、尊で光武と改元し、國號を大韓國と改め、王を皇帝と稱するに至れり、我明治三十七八年日露戰爭後（光武九、十年）日本の保護國となる、光武十二年ヘーグ密使事件より我國と確執を生じ、皇帝は位を今帝に讓りて大皇帝となれり（次項我國との通交は太古よりありし事、書紀古事記等にて明なり、百濟新羅高麗三國鼎立の時に當りては、神功皇后征服して、全く我版圖としたり、（テウセンセイバツ）參看）屢々邊境を侵せり、之を倭寇と稱す（ワコウカン）參看）其後恭愍王、辛禑等を請へども、制する能はず、倭寇の侵掠日に甚し、更に兵艦數隻を薦衛とし、來りて其罪を問ふ、朝鮮償金十五萬圓を出し、亂黨を誅し、謝罪使を發遣して事治まる、此時に當り清國は、朝鮮の事情に注目し、且つ魚允中の策により、て大院君を本國に押送し、内治外交に干渉し、藩服の邦と公言ぜり、爾來國勢一變して、事大、獨立の二黨に分かる、事大は清國に、獨立は日本に賴らんとするものなり、廿一年（明治十七年）金玉均兵を擧げて王宮に入り、敕を日本公使に求む、公使竹添進一郎兵を率ゐて宮中を護衛す、既にして

事大黨の領袖を殺し、獨立黨を以て政府を組織せしが、清の兵營軍司馬袁世凱、兵を率ゐて宮中に入り、日本兵を攻撃す、公使等仁川に逃がる、因て獨立黨を排斥し、事大黨を以て諸官を組織し、其内治外交に干渉する事往年に異ならず、是に於て日本は外務卿井上馨を全權公使として來り責む、仍て償金十三萬兩を出して和議を修し、謝罪使を派して其罪を謝せり、日本又伊藤博文を清國に遣し、天津條約（「テンシンデウヤク」參看）を締結し清兵を撤せしむ、三十一年（明治廿七年）東學黨の亂起るや、清國兵を派して後ち日本に知照す、日本も亦兵を出す、既にして東學黨鎭定せしも、日清兩國の和衷破れて遂に兵を交ふるに至り、日本軍は牙山平壤を始めとし、連戰清軍を敗る、清國遂に和議を請ひ、朝鮮の獨立を確認するに至れり、時に三十二年（明治廿八年）とす、此間我井上公使は内政を改革し、王妃の干渉を停め、朴永孝をして内閣を組織せしむ、されど内閣に朴永孝金宏集の兩派あり、宮中に大院君と王妃との軋轢ありしが、我國遂東還附の結果、王妃は露國によりて反對者を放逐し、再び政治に容喙するに至れり、同年十月我邦人王妃を弑し國内紛然たり、露國は此機に乘じ侵略主義を實行し、三十三年二月、國王を露國公使館に誘出して別に内閣を組織す、翌年十一月國王新宮に遷御せしと雖も、露國の勢力甚しく、兵士訓練、鑛山採掘權、稅關事務等皆其手中に歸す、是に於て日本は東洋の平和を保全すべく露國と協商を締結し、韓國練兵教官、及び財務顧問官の任命は、兩國の協定を經る事、日本が韓國に於ける商工業の發達を露國が妨碍せざる事等を約したれども、露國は朝鮮及び滿洲地方に侵畧政策を續行し、東洋の平和を亂さんとせるを以て、光武九年（明治三十七年）二月、日露兩國干戈を交ふるに及び、日本軍の連勝連勝は遂に媾和となり、日本は朝鮮に於ける優越權を確認ぜられ、十年（明治三十八年）十一月、日韓新協約を締結し、翌年二月京城に統監府及び理事廳を置き、施政事務を監督總轄す、十二年（明治四十年）ヘーグ密使事件により更に日韓協約を締結し、日本人をして行政官たらしめ、政事上の全權を握るに至れり（朝鮮史、朝鮮近世史、韓國誌、朝日新聞）

○李氏世系

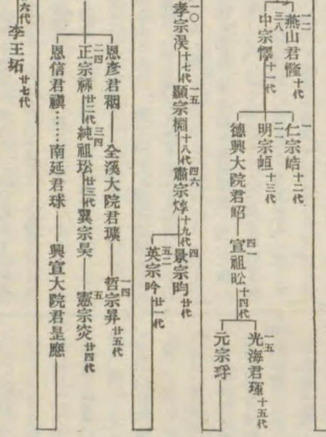

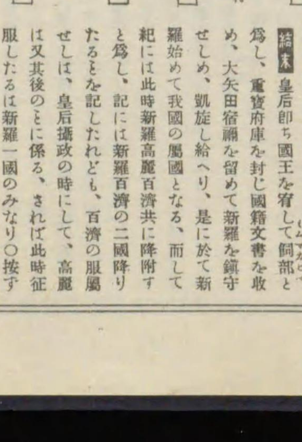

テウセンセイバツ　朝鮮征伐　我國に於て朝鮮を征したるは前後二回あり、前は神功皇后の時（三韓征伐と稱す）後は豐臣秀吉の時に係る、（一）神功皇后の征韓　記紀二書　熊襲は九州に於ける一種族にて、慓悍比なく、反服常なきのみならず、對岸の朝鮮に後援を有せるを以て、其勢力頗る侮るべからざるものありき、會々仲哀天皇二年熊襲復叛す、天皇自ら神功皇后と共にまづ穴門（長門）に幸し、八月筑紫に入り熊襲を討つ、時に皇后はまづ新羅を征して後ち熊襲に及ばんと建議し給ひしも、天皇聽かず、九年二月遂に嚊中に崩ず、皇后喪を祕し、武内宿禰と謀り、鴨別を留めて、熊襲に當らしめ、自ら男裝して新羅を征せらる（續過）皇后既に橿日宮を發し、同四月肥前松浦に赴き、十月對馬上縣郡和珥津より舟師を率ゐ、順風に乘じて新羅に至る、新羅王波沙寐錦（ハサムキン）防戰して利あらず、遂に出でゝ軍門に降り、爾來附庸國として永く入貢せん事を誓ひ、徵叱己知波珍干岐（シコチハトリカンキ）を出して貢と爲す（續末）皇后卽ち國王を宥して（ユルシテ）高麗百濟共に降附すと爲し、記には新羅百濟の二國降りたるとを記したれども、百濟の服屬せしは、皇后攝政の時にして、高麗は又其後のことに係る、されば此時征服したるは新羅一國のみなり○按ずるに、皇后征韓の事韓史に見えざるを以て之を疑ふものあり、然れども考定紀年により、仲哀の崩御、壬戌は、晉の哀帝隆和元年、新羅奈勿王七年に當るものとせば、韓史に「奈勿王九年夏七月、倭人來侵金城（中略）倭兵大敗走、追擊殺之幾盡」とあるは、皇后親征の役にして、勝敗を顚倒したるは、訛傳か曲筆なるべく、なほ奈勿王四十七年の條

に「新羅遣二未斯欣一質二于倭一」ともあれば、彼が恭順の意を表したりしは明なり、蓋し奈勿王の時に當れると爲すこと宜しきを得たるものならん（書紀、古事記、大日本通史）

（秀吉征韓）

（二）豐臣秀吉の征韓 **起原** 秀吉が支那朝鮮を席卷せんと欲するや久し、天正六年、中國を征せんとせる時、織田信長に對して「臣速平二中國一獻レ之、分界二麾下群士一、而賜二九州管領一、統二治筑紫一、而可下圖二朝鮮一窺中中華上、是臣之素志也」といへること、續本朝通鑑に見ゆ、其念は事業の成功と共に進み、屢々其意を洩し、或は宗義智に命じて朝鮮に諭す所あらしめたり、蓋し秀吉の意は道を朝鮮に借り、明を征せんとするに在り、而して其方略は小田原征伐の終るに及びて漸く決したるが如く、爾來其準備を整へしが、朝鮮が命を奉ぜざるを憤り、まづ兵を朝鮮に加へ、進んで明に入らんとせり、故に此役に關する秀吉の書狀言辭等は、皆唐入りと稱し、朝鮮の如きは殆んど眼中に措かざりき、世人往々征討の主因を以て、愛子を失ひ、其欝を散ぜんが爲に出づると爲すは誤れり、天正十九年、軍令を發し兵賦を定め、明年を以て出師の期と爲し、且關白職を養子秀次に讓る、然れども軍國の機務皆秀吉に決したり **經過** 文祿元年三月、秀吉入朝して後陽成天皇に拜別し、四月肥前名護屋に至り本營を定む、之より先諸將の部署を定め、宇喜多秀家を元帥に、加藤清正、小西行長を先鋒と爲す、而して陸軍を分ちて八軍と爲し、別に水軍をおく、總軍合せて十五萬八千七百人、別に名護屋に滯在せる者十三萬三千餘人、黑田孝高樞機に參し、石田三成、增田長盛、大谷吉隆等軍監たり、二月行長、宗義智等まづ發し、清正、鍋島直茂、加藤嘉明、藤堂高虎等次で發す、諸軍嚮ふ處悉く克ち、途に京城に入る、朝鮮王李昭等僅に平壤に逃れ、援を明に求む、既して行長等臨津に至り、更に大同江を渡り平壤城を陷るゝや、國王義州に遁る、時に清正また咸鏡道に入り、永興府に至りて二王子逃匿の方向を知り、會寧府に追及して之を擒にし、進んで兀良哈に到る、細川忠興、小早川隆景、立花宗茂、淺野長政等の諸將亦頻りに諸道の城寨を拔く、然るに海戰に於ては全羅道左水使李舜臣の爲めに、藤堂高虎まづ巨濟島に破れ、來島通之唐項浦に戰死し、九鬼嘉隆、脇坂安治、加藤嘉明等また見乃梁に利を失ひしを以て、海上權は全く舜臣の掌握に歸し、軍糧輸送の如き、みな陸路に依らざる可からざるの不便を來し、征韓軍に非常に頓挫を與へたり、會々明は、遼東副總兵祖承訓、遊擊史儒等に兵を授けて之を救はしめしが、平壤に於て小西行長と戰ひて大敗したれば、更に兵部侍郞宋應昌を經略都督、李如松を提督軍務と爲し、進んで朝鮮に入らしめ、且つ沈惟敬をして媾和の事を議せしむ、是に於て惟敬は文祿元年九月平壤に赴きて行長と會し、數件の條約を締結せり、然るに如松は惟敬の和議を利用し、文祿二年正月、虛に乘じて俄に平

（平壤戰）

壤を襲ふ、行長惟敬に欺かれしを憤り、殊死して戰ひしと雖も利なく、營を燒いて京城に退く、如松勝に乘

（碧蹄館戰）

じて開城に入り、進んで碧蹄館に至る、小早川隆景、立花宗茂と共に要擊し大に之を破る、隆景臨津に追擊して明兵を江に陷れ、江水爲めに流れず、如松敗軍を收めて平壤に歸る、三月秀吉、諸將に命じて兵を進めしむ、細川忠興等即ち晉州城を襲ふ、克たず、多く

（晉州城攻）

士卒を失ひ、器仗を捨て、僅に免れて歸る、秀吉敗報を得て大に怒り、嚴命して其敗を償はしむ、是に於て六月秀家、清正、長政、隆景、宗茂等廿一日より廿九日に亘りて肉薄し、遂に之を屠る、之より先如松碧蹄館に敗るゝや、英氣大に衰へ、惟敬をして再び行長を說かしむ、清正等反對せりと雖も、行長は惟敬と龍山に會して和を定め、五月自ら名護屋に到りて秀吉に請

（講和談判）

ふ、秀吉之を許す、條約は（一）明主の女を朝廷に納る（二）勘合船を舊に復す（三）兩國大臣誓書を交換す（四）朝鮮八道を兩分し、其一半四道と京城とを朝鮮に還付す（五）朝鮮王子及其大臣一二名我に質とす（六）生擒の王子を還す（七）朝鮮の大臣永世我に叛せざるの誓書を呈す等の七條より成る、是に於て清正に命じて二王子を還さしめ、諸道の兵を撤す、五月諸將悉く釜山に歸り、沿海に分屯し、屯田久駐の策を取る、既にして十一月惟敬の明に歸るや、辭令を改め、只明の封册を請ふものと爲し、且つ降表を僞造して齎したりといふ、越えて慶長元年八月楊方亨正使となり、惟敬副使となりて渡來し 九月二日伏見城に登る、僧承兌封册を讀み「封二爾爲二日本國王一」といふに至り、秀吉憤怒し封册を地に擲ち、正副使を逐ふ、和議遂に破る、是に於て再征の議を決し、二年小早川秀秋

（再征）

を元帥と爲す、清正、行長先鋒たること舊の如く、竹中重治、早川長政、垣見一直等軍監たり、總軍凡て十三萬人、釜山を以て根據地と爲し、所在を橫行す、七月十日水軍の諸將進んで韓將元均の一艦隊を唐島に襲うて其船を奪ひ、十五日再び閑山島附近の海洋に要擊して之を敗り、加德島に追及して將士四百餘人を殺す、均、黎川島に退く、行長陸上より其營を犯し、均及び部將李億祺を斬る、是より全羅一帶の海上權我有に歸したり、時に明將楊元南原に在り、八月、秀家、秀秋、行長、清正等三道より並び進みて之を陷れ、更に全州を略す、既にして毛利秀元、黑田長政慶尙全羅二道より、全義館に至り九月稷山に明將解生を敗る、

（蔚山籠城）

十二月に及び、明將麻貴、邢玠楊鎬等大兵を率ゐて蔚山城を圍む、城は加藤清正の守る處なりしが、會々清

正は水路の諸城寨を修せんが爲め西生浦に赴き、機張に屯し、部將加藤安政これに留守たり、幾干もなくして淺野幸長、太田一吉等亦來り會す、明軍攻擊すること頗る急にして、互に勝敗あり、清正變を聞き、廿五日馳せて城內に入る、明軍もと清正の威名を畏る、故を以て妄りに攻めず、長圍の陣を張りて糧道を絕つ、城兵圍を受くること既に旬日に亘り、加ふるに城の修造未だ全く成らざるの際なりしを以て、防戰に不便を感じたること多きのみならず、兵糧の道を失ひて大に困み、或は牛馬を屠り、或は壁土を煮、紙を和して食に宛て、また密に出でゝ、血を混じたる池水を汲み、敵屍を探りて佩ぶる所の熟穀牛炙を得、僅に饑餓を免るゝの慘狀を呈したり、時に天寒きこと甚しく、士卒指を落すものあり、三年正月に至りて窮困益々甚し、秀秋、長政、宗茂等急を聞きて赴き救ひ、二日蔚山に着す、城兵勢を得、三日子の刻より四日の辰刻まで、內外相應じて奮戰し、大に明軍を敗り、斬首一萬

（泗川戰）

三千餘級に及ぶ、尋で九月明將董一元等兵を督して島津義弘を泗川に襲ふ、義弘二千の寡兵を以て、十萬の大軍に當り、十月朔日突出して決戰し、斬首三萬八千餘級に及び、明軍遂に潰ゆ **結末** 此年八月秀吉薨ず、遺命して在韓の諸軍を撤せしむ、是に於て淺野長政、石田三成を博多に、德永壽昌、宮木豐盛を朝鮮に遣はし命を傳ふ、行長等即ち十月を以て明軍と和を媾じ、諸將相繼で歸朝す（續本朝通鑑、野史、文祿慶長朝鮮役、淺野文書）

テウダウヰン 朝堂院

名義 天皇の朝に臨み、及び即位、百官庶政を行ひ、諸司告朔の所なり、一に中臺、八省院、八省、大極殿院とも稱す **所在** 大內裏の南中央に在りて、內裏の西南に位し、朱雀大路よりの正面に當る、即ち朱雀門內、中和院の南とす **構造** 正殿を大極殿といひ、其後に小安殿あり、東西五十六丈、南北百三十四丈、繞らすに複郭を以てす、院の構內に、十三堂（昌福、含章、承光、明禮、延休、含嘉、顯章、延祿、永寧、修式、輝章、康樂、朝集、）四樓（蒼龍、白虎、棲鳳、翔鸞、）廿五門（應天、長樂、永嘉、昭慶、永福、宣政、通陽、盛化、章善、敬法、顯親、會昌、章德、含耀、興禮、章義、宣光、東福、西華、壽成、昭訓、光範、永陽、廣義、嘉喜）あり、詳しくは、各條に就きて見るべし **起原沿革** 桓武天皇延曆十三年創建し、元慶五年七月、飛驒國をして匠丁四十人、貢六十人を徵して朝堂院を作らしむ、保元三年、堂を修造す（大內裏圖考證）

テウチヤウ 調帳

王朝時代四度公文の一、調庸雜物の現數を記したる帳簿を云ふ、調庸帳とも云ふ、調庸の品物と共に官に送る、近國は十月、中國は十一月、遠國は十二月三十日以前に輸す、民部主稅寮にて勘撿す、之に附して支文租帳を上る（延喜式、日本財政史、史學雜誌「四度使考」）

テウヅガケ 頂頭掛

名義 烏帽子の上より引きかけて頤に結び付くる緒をいふ **製作** 糸、馬の尾、紫革、赤革にて作る、糸は靑白赤等を五分斑に組みたるもあり、白黑を一寸斑に組みたるもあり、一定せず、色も人々の嗜好に從ひたり、總體の長さ五尺五寸餘なり【掛樣】上古は、頂頭掛の眞中をわなに結び、左右へ引き下して、頤にて結び、近代は額の直上に金物を打ち、緒を付し、わなにしてまれきにかけ、左右へ引き下して、頤にて結びたり、又風口へ引き入れて冠ぶることありたれど、本式にあらず、もとこの頂頭掛は、式正の時に用ひるものなれば、通常は小結なりき、されば小結の時は頂頭掛せず、頂頭掛の時は小結をせざるを故實たり（貞丈雜記）

テウヅガケ 頂頭掛（調度懸）

坐敷の床に打ちたる折釘をいふ、烏帽子掛とも稱す、烏帽子を懸けおく爲めの用なり、頂頭掛は烏帽子の緒にして、烏帽子を脫して休息の時、其緒を烏帽子に結びそへて、柱の折釘にかけておく、されば本來は頂頭掛懸といふべきはづなれど、懸の字の重なりて語調惡しきを以て省略したるなり、源平盛衰記鹿谷酒宴の條に「破れたる瓶子の首を平氏の首になぞらへ、廣緣を三度廻し獄門の樗の木に係くと名づけて、大床柱にゑぼしかけにぞつらぬきて結付たり」など見えたり（貞丈雜記）

テウヅノマ 手水間

大內裏清涼殿の西庇朝餉間の北に在り、廣一間四方、天皇の盥漱を進むる所、東は藤壺の上の局に、西は西簀子に接し、北は御湯殿上間に壁を隔てゝ連なる一間なり、潔齋の時は疊をとり揚げ、大床子を北に寄せて、南向に御手水を置く、一說に朝餉の間と同じとなす、今從はず、禁腋祕抄に「朝餉北間御手水間也、あはひに黑棚あり、其端に小障子、竹に雀、猫をかく、棚に御撫物を置、鼠にくはせじがために猫をかくといふ、兩面二帖を敷、大床子一脚上に盞、圓座常の如し、南の厨子を後になして立たり、大床子の奥に御たいのごいの箱を置く」と見えたり（禁腋祕抄、大內裏圖考證）

テウデンス 兆殿司

明兆（ミムテウ）を見よ

テウド 調度

後世の道具にして中古以來の稱なり、朝廷にては近代に至るまで道具と云はず、御調度と云へり、後漢書桓帝記に「詔令三大司農絕二今歲調度徵求一、及前年所レ調未レ畢者勿二復收責一」と見え、また、蜀志諸葛亮傳に「臣家二成都一、有二桑八百株薄田十五頃一、子孫衣食自足二餘饒一、臣身在レ外別無二調度隨レ身衣食悉仰二于官一不三別治レ生以長二尺寸一」とあり、和名抄には調度部として佛塔、伽藍、僧房、祭祀、文書圖

綸、征戦、弓鉾、刑罰、蔟馬、麈犬、馴獲、漁釣、農耕、造作、木工、細工、鍛冶等の具を擧げたれども、今日専ら稱ふる調度は類聚雑要抄に收めたる母屋調度、廂調度等の類にして、即ち二階厨子、香爐筥、櫛筥、藥筥、造紙筥、枕筥、香爐、衣架、幌、屏風、壁代、屏風、几帳、繧繝端疊、東京錦茵、唐錦茵、高麗端疊、火取母、泔坏、唾壺、打敷筥、重硯筥、唐匣、鏡筥、鏡臺、鑷子、冠筥、龍鬚等の類なり、委しくは各條を見よ○武家にては弓矢を云ふ、弓矢は武家の第一の道具なる故名づく、後世鑓を調度とす、是れ兵具の第一とし、一番鑓を高名とするによりてなり、調度懸の役と云ふも弓矢を持つ役なり（和名抄、類聚雑要抄、貞丈雑記）

テウドカケ　調度掛　（一）鎌倉室町頃時代武家の所役、主君の弓矢を持ちて供する人を云ふ、武勇の輩を撰び用ふ、武士の尤も面目とする役なり、調度のかけ様は、箙を負ひて弓を左に持つなり、馬上にては弓のうらはずを、馬の耳二ツの間へなして持つ、歩行の時は弓の外竹を左肩にかたげて持つ、裝束は、直垂素襖狩衣、時の定による、吾妻鏡建保六年將軍實朝任大將拜賀の條に、調度掛一人と見え、太平記中殿御會の條に、佐々木備前の五郎左衛門尉高久二重狩衣にて御調度の役に候云々と見えたり（二）江戸時代弓矢を立て置く道具を云ふ（貞丈雑記）

テウネン　寳然　名僧俗姓藤原氏事蹟京都の人なり、幼にして東大寺に入り、東南院觀理に三論を習ひ、石山寺元杲に密法を稟く、永觀元年秋、（宗の太平興國八年）徒六人を率ゐて入宋し帝都に抵り、銅器十餘品、幷に本朝職員令、年代記、唐越王孝經新義各一卷を獻ず、太宗、師を便殿に召して紫衣及び法濟大師の號を賜ひ、太平興國寺に館せしめ、待遇尤も渥し、師因て五臺山に詣でんことを請ふ、太宗勅を下して過ぐる所食を續がしむ、後再び帝都に至り、刻本大藏經を賜はる、汴都四輦門外に往きて聖禪院に詣で、優塡王第二模檀の模像を拜し、佛工張榮に模刻せしむ、永延元年台州寧海縣の商人鄭仁德の船に投じて筑紫太宰府に着す、翌年釋迦牟尼佛の模像、十六羅漢の畫像、大藏經五千卷を齎し、蓮臺寺に赴き、其模像を嵯峨栖霞寺に納む、一條天皇清涼院を寳して安置崇奉せしめ給ふ、永延三年秋東大寺に住し、三年にして退く、尋で奏請し愛宕山を改稱して五臺山と云ひ、一伽藍を建立して大清涼寺と號し、自ら三學宗を開かんとす、然るに其事業未だ成らずして疾に罹り、長和五年某月寂す（日本佛家人名辭書）

テウビヤク　調百　錢の一種、鎧錢（ヒタヽレ）の名を見よ、

テウフク　朝服　男子にては朝廷の公事に、女子にては四孟に着用する服裝をいふ、衣服（イフク）（令義解）なほ其制は、歴世服飾考に載する所の表に詳かなるが故に、説明を省きて之を左に掲ぐ、

【親王諸王諸臣朝服】

	頭巾	衣	笏	袴	腰帶	襪	履	袋
親王自一品至四品諸王皂羅	深紫（クロリウスバメ）	牙	白	金銀裝	白	烏皮（クロヅクリ）	深紫	同
諸臣自二位至五位諸臣三位三位	同	淺紫	同	同	同	同	同	同
諸臣四位	同	深緋	同	同	同	同	同	同
諸臣五位	同	淺緋	同	同	同	同	同	同
諸臣六位	皂緌	深綠	同	同	同	烏油（クロヅクリ）	同	同
諸臣七位	同	淺綠	同	同	同	同	深綠	同
諸臣八位	同	深綠	同	同	同	同	同	同
諸臣初位	同	淺縹	同	同	同	同	同	同
正五位上	左右衛門督	左右兵衛督	牙笏（依義解補之）	淺緋位襪	金銀裝腰帶	烏皮履	淺緋袋	
正五位下	左右衛門佐	左右衛士佐	牙笏（依義解）	淺緋位襪	金銀裝横刀	白襪		
正六位下	左右兵衛佐	左右衛門少尉	左右衛士少尉	左右衛門大尉	左右衛士大尉	從六位下	正七位上	左右衛門少尉
正七位上	左右衛門少尉	左右衛士大志	左右衛門醫師	左右衛士醫師	正八位下	左右兵衛大志	左右兵衛醫師	從七位上
正八位下	左右兵衛大志	左右兵衛醫師	從七位上	左右兵衛少尉	從八位下	左右兵衛少志	左右衛門少志	從八位上
頭巾	皂緌（クリノカトリ）	同	同	同	同	同	同	同
緌	皂	同	同	同	同	同	同	同
笏	依義解補	木	同	同	同	同	同	同
位襪	深綠	淺綠	深縹					
腰帶	烏油（クロヅクリ）	同	同	同	同	同	同	同
横刀	烏裝（クロヅクリ）	同	同	同	同	同	同	同
襪	白	同	同	同	同	同	同	同
履	烏皮（クリカハ、會集日粧）	同	同	同	同	同	同	同
袴	錦（會集日）	同	同	同	同	同	同	同
腰巾	赤（會集日）	同						

	弓	箭	會集日	同	同
	袋	准文官	同	同	

【内親王女王内命婦朝服】

		内命婦自六位至八位	内命婦初位
	義髻	義髻	同
	衣	衣色准二男夫一	同
	紕帶	深淺綠	同
	紕裙	縹繝	縹
	襪	白	同
	履	烏皮	同

		内親王自一品至四品女王自二位至五位	内命婦自一位至五位
	衣	深紫	淺紫
	紕帶	蘇芳深縹	同
	裙	蘇芳深淺縹縹繝	同

		内命婦自一位至四位	内命婦自五位
	衣	淺紫	同
	紕帶	同	淺縹
	裙	同	同

テウフクホフ　調伏法　佛教の祈禱の一、調御降伏の意、不動、降三世、軍荼利、大威德、金剛夜叉等の忿怒像を本尊とし、怨敵の調御降伏を祈禱する事、眞言天台共に之を修す、天慶三年の亂に法性寺等に於て盛んに修したり、五壇法（ゴダンノホフ）參看、

デウモク　條目　一ヶ條〳〵に書立てたるものを云ふ、後世は專ら法令を指して云ふ、是れ法令文は多く一ツ書にせるが故なり（武家名目抄）

テウヤグンサイ　朝野群載　書名、自序に三十卷とあれども、十、十四、十八、十九、廿三、廿四、廿五、廿九、卅の九卷は散逸して傳はらず

神祇官、太政官、攝籙家、公卿家、別奏、諸奏、功勞、譲狀、廷尉、内記、紀傳、陰陽曆暨三道、佛事、太宰府、異國雜文、諸國雜事、同公文、同功過等に分類し、その當時に於ける詩文、宣符、宣旨、移牒、解、奏狀、申文等、公私の文書を拾輯したるもの、法制史及び平安朝時代の歴史を研究するに缺くべからざる眞書なり（三善爲康（朝野群載））

テガシ　手柏（栢）　王朝時代、罪人を拘禁する刑具、左右の手に之を附して、動作の自由を奪ふなり、初位以上及び无位の應贖者にして、（ゾク）參看、徒以上の罪を徴し、もしくは、除名、免官、官當に相當せるものに之を施して禁錮す、桔槔といふ、江戸時代には元和の頃既に盛んに行はれしが、其公許を得たるは寛永十三年乃ち三代將軍家光の時にして、幕府は當時下市村に於て財產家三十人を撰び、本町組、上町組、通町組の三組に分ち、定札一貫目出すものには、三貫匁目の抵當品を差入させ、もし札元の身上不如意となりて引換を怠る時は、組合にて引受くることを命ぜり、最初は本町組十人六十二貫百匁、上町組十一人七十四貫目、通町組九人六十四貫目、都合二百貫百匁を限りて出しいに、其後次第に流通して、延寳年中には、三組八十六人、札高五百貫目に達せり、普通の爲替は、元和寛永の頃西國の大名、其國々より江戸へ逓送する金貝を爲替に託せしが、元祿四年に至り、幕府もまた大阪より用金を江戸に逓送するには元驛傳なりしが、道中筋の勞費多きを以て、十人の兩替屋を選びて爲替用達を命じ、九十日を限りて上納せしむ、これを十人組又は十人衆と稱す、（各所有の沽券地を抵當として差出しおく例なりきといふ）其後三井家も爲替方用達を命ぜられ、十人組と共に幕府の公用の爲替を取扱ひしが、三井家のみは、臨時の爲替銀と稱し、日數百五十日限り上納の特典あり、されば江戸時代の初めより、爲替はやく發達せしも、手形の廣く流通して其法の完備せしは、大阪に及ぶものなし、大阪にて手形を出しいは、天王寺屋五兵衛を始めとす、小橋屋淨德、鍵屋六兵衛の二家出づるに及び、三人仲間を結びて、盛々手形の流通を開きたり、其後寛文三年以來、町奉行石丸石見守定次願ふ心を用ひ、十人爲替をおき帶刀を許し、町入費を免じて兩替組合の行司を命じ、其下に北濱町組、堀木町組等二十二組の中小兩替をおき、互に連絡を通じて、大に手形の流通を發達せしめたり（寛延寳曆の頃には、兩替屋にて印金と稱する一種の帳合金を用ひて金融を助くるに至る）爲替手形、預り手形、振出し手形、振差紙、約束手形、藏預り切手等あり（日本商業史）

テガタ　手形　鞍の名所、「クラ」を見よ、

テグルマ　輦　「レンシヤ」を見よ、

デサク　出作　平安朝時代中葉以後、莊園内の人民が、莊田以外の官田を侵して耕作する土地を

云ふ、保元二年三月十七日の官宣旨に「一應ア同令」國司、停止同社寺院宮社諸家本免外加納餘田亜庄民濫行之事、右件莊園等或號官符、或爲勅免地、四至堺付券契分明、而世及二澆季、人好貪婪、號加納、稱出作、本免外押領公田、暗滅率法、對押官物、蠶食之漸、猥成之基也」と見えたり、江戸時代には、自村を去り、他村に出でゝ耕作するをいひ、他村にては之を入作（又作）と稱したりき（地方凡例錄）

テシノツカサ　勅旨省　職掌　詳ならずと雖も、延暦元年四月本省を廢する時の詔に、服翫足用の文あれば、臨時の勅旨により服翫を作りしものなるべし　起原沿革　始め詳かならず、續紀淳仁天皇天平寶字八年十月の條に「式部大輔勅旨員外大輔授刀中將從四位下栗田朝臣道麿爲兼因幡守」とあるを以て、史册に見えたる始めとす、蓋し天平寶字二年八月官號を改易せし時に、勅旨省見えざれば、二年以後八年以前に置けるものならん、公卿補任寶龜四年には、中納言藤原繩麿勅旨卿たりしこと見え、其他少輔大允等の補せられしこと續紀に多く見えたり、桓武天皇延暦元年四月廢す（續紀、大内裏圖考證、古事類苑官位部）

テシマノコホリ　豐島郡　所在　攝津國　起原　建國の際之を置く　沿革　日本靈異記に手島に作り、延喜式以後豐島に作る、和名抄に秦上、秦下、驛家、豐島、餘戸、桑津、大明等の郷あり、明治廿九年能勢郡と合して豐能郡と稱す（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

テダイ　手代　江戸幕府の小吏にて、頭の下につき雜務を取扱ふ者をいふ、掌中大概順に見えたる手代は、作事方（三十俵三人扶持）、小普請方（同上）、材木方（同上）、林方（同上）、書替（同上）、漆奉行（廿俵二人扶持）、畳方（同上）、闕所物奉行（同上）、淺草御藏（金十兩三人扶持）等の諸手代あり、俗ほ郡代代官にもあり、「アンダイ」を見よ○商家の手代といふものも亦江戸時代より起りたり、

テタノコホリ　哲多郡　所在　備中國　起原　三代實錄貞觀八年十月備中國哲多と見ゆ、按ずるに、天武天皇の朝、吉備國を分て、備中國を建てゝ九郡あり、蓋し此郡も亦其一國郡の制定さるに及て九郡となるべし　沿革　延喜式又哲多に作る、和名抄に石蟹、新見、神代、野馳、穎部、大佛等の郷あり、古圖哲田に作り、寛知集、元祿帳又哲多に改む、以後之に仍る、郡名考「テツタ」と稱し、地誌提要古に復して「テタ」と訓す、今之に從ふ（郡名異同一覽、國郡沿革考）

テチヤウ　手鎖（手錠）　（一）江戸時代罪人の兩手に施す刑具、王朝時代における手枷に相當して手を禁する具なり、鐵製にして甕形を爲す、（左右へ開く樣に爲したり）之を以て兩手を禁じ錠を付す、

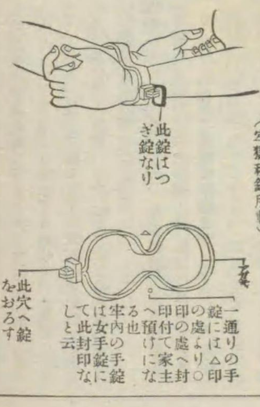

（牢獄秘錄所載）

錠はつざ錠なり、（「テカシ」參看）（二）江戸時代庶人の閨刑、此具を施すより起りたる名にして、庶人に限られたり、罪の輕重により、日數に三十日、五十日、百日の差あり、百日處刑の者は隔日に其封を檢し、五十日以下は五日毎に之を檢す、なほ六十日手鎖に處したるものあれど、特例にして常規に非らず、而して此刑は附加刑として科するとあり、なほ種別としては、吟味中手鎖と過怠手鎖との別あり、吟味中手鎖は、裁判中手鎖を施すものにして、過怠手鎖は、過料の刑に處せられし者、貧窶にして其錢を出すことを得ざる時、此刑に處せらるゝ也、また溜に於て處刑するあり、囚人に限る、旅人宿において處刑するあり、大抵訴訟の爲め出府し、宿預となりたる者の、受理し難き訴を爲したる時、徑ちに其旅宿に就きて、之を施すなり、また單に此刑に處して、宿預或は町預となすあり、或は私宅において處刑するあり、これは大抵過怠手鎖なりき（牢獄秘錄、御仕置類例集、古事類苑法律部）

テヅカヒ　手結（手番）　名義　騎射（「キシヤ」參看）又は射禮（「ジヤライ」參看）騎射（「ノリユミ」參看）の前に行ふ演習をいふ、射手を分ちて前後左右とし相爭はしむるを以て名づく、手は射手、結は番ふの義なり、騎射賭弓の時に行ふものに、荒手番、眞手番の二種あり、荒は麤疏、眞は細密なるをいふ、即ち演習の麤細を以て名づくるなり、射禮の時に行ふを兵部手番といふ　沿革　（一）騎射の手結は、最初は左右近衞左右兵衞の四府にて行ひしが、村上天皇以後は、左右近衞府のみ、各々其馬場にて行ふこと、なりたり、其儀、五月三日先づ左近衞府の荒手結、四日に右近衞府の荒手結あり、次で五日に左近衞府の眞手結、六日に右近衞府の眞手結あり、五日六日には既に武德殿にて恒例の騎射式ありと雖、

なほ兩府の手結を行ふなり、射手は舍人にして左右後に分れて騎射す、而して眞手結の日を稱して日（ひ）をりの日（ひ）といふ、日をりの義詳かならず、また此等の用途は、大將總て之を辨するの例なり、此行事は、騎射の式廢絶したる後も、なほ久しく行はれたりき、（二）射禮の手結は、式日の前二日、即ち正月十五日に、兵部手結と、兵部省にて、親王以下五位以上卅人を點定し、就中能射者二十人を簡擇して、本省南門の射場にて之を行ひ、六衞府の射手（舍人なり）は各々其本府にて簡定し、其總にて之を行ふ、（三）賭射の手結は、左近衞府は正月九日荒手結、十一日眞手結、右近衞府は十一日荒手結、十三日眞手結を行ふ、但し正月が御忌月に當る時は、三月に日を撰びて之を行ひたり（羽林要祕抄、小右記、古事類苑武技部）

テツキ　手附　郡代（「グンダイ」を見よ、

テヅキヤ　手突矢　弓にはけず、手に持ちて投げづきに突く矢を云ふ、總て普通の矢の如くに作れり、後世の手離劍と云ふ物の如く、手に持ちて投げづきにする故に名づく（眞丈雜記）

テツセン　鐵扇　親骨を鐵にて作りたる扇を云ふ、軍陣に用ふ、即ち軍扇なり、委しくは「グンセン」の條を見よ、

テツタフ　テツバウ　鐵砲　名義　種子島、倭銃、島銃、島嘴銃等の別名あり　製作　圖並に名所等は種子島の條に收めたれば就きて見るべし、蓋し當時の鐵砲は皆先き込にして火繩を附したり、火繩には竹火繩、木綿火繩等あれども、雨天の際には火を點ずるを得ざれば、之を使用するとき能はず、頗る緩慢のものなりしが、幕末に及びて、新式の洋銃を用ふるとなり、製作一變せり　起原沿革　鐵砲の始めて我邦に傳はり並に製作せられし事は種子島の地を始めとす、因てまた銃器を種子島と稱す（「タネガシマ」參看）後ち豐後の大友氏にも外國より傳來するありて、其効弓矢に勝ること遠きが故に、忽ち天下に流布し、元龜天正の際武將等皆之を戰陣に用ひたり、織田德川の兩家にて三千餘挺を有したりといへり、之を以て諸將等は、足輕又は同心を以て銃隊を編し、鐵砲足輕、鐵砲同心と名づけ、また其指令官を置き、鐵砲頭、鐵砲奉行、鐵砲大將など稱したり、（「テツバウガシラ」參看）而して織田豐臣の兩氏殊に此隊を重んじ、高祿の士を以て之に補したりしに、當時なほ積年の舊習により、なほ弓矢を重んじ、陣中の名譽を重んずる士は、之を持するを潔しとせざりき、されど淺野幸長、德川忠吉等は稻富一夢に就きて之を學び、また朝鮮には、天正十八年宗義智始めて之を傳へたるより、鐵砲を用ふるに至れるを以て、戰術上天皇以後は、左右近衞府のみ、各々其馬場にて行ふこと、なりたり、其儀、五月三日先づ左近衞府の荒手結、四日に右近衞府の眞手結あり、次で五日に左近衞府の眞手結、六日に右近衞府の眞手結あり、五日六日には既に武德殿にて恒例の騎射式ありと雖、

の閨刑、此具を施すより起りたる名にして、庶人に限られたり、罪の輕重により、日數に三十日、五十日、百日の差あり、百日處刑の者は隔日に其封を檢し、五十日以下は五日毎に之を檢す、なほ六十日手鎖に處したるものあれど、特例にして常規に非らず、而して此刑は附加刑として科するとあり、なほ種別としては、吟味中手鎖と過怠手鎖との別あり、吟味中手鎖は、裁判中手鎖を施すものにして、過怠手鎖は、過料の刑に處せられし者、貧窶にして其錢を出すことを得ざる時、此刑に處せらるゝ也、また溜に於て處刑するあり、囚人に限る、旅人宿において處刑するあり、大抵訴訟の爲め出府し、宿預となりたる者の、受理し難き訴を爲したる時、徑ちに其旅宿に就きて、之を施すなり、また單に此刑に處して、宿預或は町預となすあり、或は私宅において處刑するあり、これは大抵過怠手鎖なりき（牢獄秘錄、御仕置類例集、古事類苑法律部）

テヅカヒ　手結（手番）　名義　騎射（「キシヤ」參看）又は射禮（「ジヤライ」參看）騎射（「ノリユミ」參看）の前に行ふ演習をいふ、射手を分ちて前後左右とし相爭はしむるを以て名づく、手は射手、結は番ふの義なり、騎射賭弓の時に行ふものに、荒手番、眞手番の二種あり、荒は麤疏、眞は細密なるをいふ、即ち演習の麤細を以て名づくるなり、射禮の時に行ふを兵部手番といふ　沿革　（一）騎射の手結は、最初は左右近衞左右兵衞の四府にて行ひしが、村上天皇以後は、左右近衞府のみ、各々其馬場にて行ふこと、なりたり、其儀、五月三日先づ左近衞府の荒手結、四日に右近衞府の眞手結あり、次で五日に左近衞府の眞手結、六日に右近衞府の眞手結あり、五日六日には既に武德殿にて恒例の騎射式ありと雖、

製造するに至り、火繩銃また行はれざるに至れりさればこそ幕府にてもまた之を製造し、或は外國に注文し、鋭意其改良を圖れるを以て、鐵砲の製全く一變す、維新の後ち、軍隊にては暫く洋式の者を用ひしが、後ち村田銃の發明となり、更に之に改良を加へ、今日に至れり　制度　江戸時代には、庶人が銃器を携帶するは嚴禁する所にして、其はじめにありては、鐵砲役人、鐵砲頭の外は、旗下の士と雖も、漫りに郊外に於て發砲するを許さゞりき、又江戸の郭内並に關所に在りては、諸侯もしくは士人と雖も、公用に由らずして、之を携ふる時は、通行券を要したり、而して鐵砲改役ありて毎年之を檢閱し、商人の賣買する者を南蠻鐵砲、獸畜の驅除に用ふるものを威鐵砲、盜賊に備ふるものを用心鐵砲、獵師が獵に用ふるものを獵師鐵砲と稱し、並に庶人の特に使用する事を許したり、大砲（タイハウ）砲衝（ハウツエツ）參看（信長記、安齋隨筆、眞丈雜記、本朝軍器考、武家名目抄、淺野文書、古事類苑武技部）

テツバウアラタメ　鐵砲改　職掌　江戸幕府の職名、關東八州の民間に在る鐵砲を檢する事を掌る　起原沿革　眞享四年十二月、大目付河野通定、作事奉行加藤泰茂の二人はじめて之を兼ね（明眞帶錄には、寬文年中大目付大岡忠勝始めて兼帶すとあれど詳かならず、今支徴に從ふ）爾來大目付作事奉行より一人づゝ兼帶せしが、後ち作事奉行を停めて、小普請奉行より兼ね、享保四年正月大目付內藤正峰之を兼ぬるに及び、更に小普請奉行をも停め、大目付のみの加役となりたり（吏徴、明眞帶錄、德川實紀）

テツバウガシラ　鐵砲頭　職掌　武家の職名、鐵砲組の隊長なり、鐵砲組長、鐵砲奉行ともいへり　起原沿革　元龜天正の頃より其名諸書に見ゆ、大

小名等の武將此職をおきたり、織田豊臣の兩氏にては大に此職を重んじ、祿高き者を任ずる時には足輕を附屬するとなし、殊に豊臣氏は多く大祿の者を以て補したりしが、諸家にては必ず足輕を祿屬せるが例なり、足輕鐵砲頭ともいひし事あり、(武家名目抄)江戸幕府にては先手鐵砲頭と稱す、「サキテガシラ」を見よ、

テツパウカタ　鐵砲方　職掌　江戸幕府の職名、砲術及び銃砲の事を掌る、御鐵砲御用衆とも云ふ、若年寄の支配、躑躅間詰にして、役料は世祿の外三百俵を給す(井上氏ははじめ二百俵なりしが、天和二年以後三百俵となる)、之に祿屬せるものに、與力、鐵砲方一人に五人づゝあり、現米六十石高とす、同心、二十人づゝあり、三十俵三人扶持を給す、別に磨同心あり、始めは御召鐵砲同心とも稱し、專ら將軍使用の鐵砲を磨き、人數も僅少なりしが、後には總ての鐵砲を磨くゝなりしと見え、人數も十餘人ありて二十俵二人扶持を給せらる、此外また鍛冶六人、鐵砲師五人あり　地所沿革　元和年間始めて之をおき、寛文六年以後は田付、井上兩氏の世襲となりしが、慶應六年十二月之を廢す○田付氏は世祿八百石、井上氏は九百石なりき(明眞帶錄、吏徵、憲廟實錄、古事類苑官位部)

テツパウタマクスリフギヤウ　鐵砲玉藥奉行　職掌　江戸幕府の職名、鐵砲玉藥に關する事を掌る、留守居の支配、燒火間詰にして、役料二人扶持なり、元〻組頭二人、同心三十四人之に祿屬す　地所沿革　台德院殿御實紀元和九年六月晦日の條に、鐵砲玉藥奉行夏目長右衛門信次の名見え、東武實錄寛永三年五月廿七日の條にも玉藥奉行の名目見えたれば、早くより置きたるものなるべし、(吏徵に

は寛永九年十一月五日始めて之を置く由見えたれども、慶安中日記並に御實紀を檢するに、鐵砲藥込役とありしと江城年錄に見え、また寛永四年正月七日に西丸鐵砲始ありし事、江城年錄、德川實紀に見えたれば、其頃には行ひしものなるべきも、中世以後は全く散見する處なし、蓋し中絕したるならん、然れども他の武家にては、正月二日に此事を行ひしも、諸國年中行事大成正月二日の條に「武家は弓馬鎗術鐵砲の類、各々之を試む」とあるにて明かなり、

テツパウヒヤクニングミ　鐵砲百人組　職掌　江戸幕府の職名、江戸城大手內三ノ門を守衛し、將軍上野芝の兩山(廟塋の時は、上野は文珠樓、芝は山門前を警衛す、各組に同心百人づゝあるを以て名づく　祿高　甲賀組、根來組、伊賀組、廿五騎組の四組ありて、甲賀、根來、伊賀の三組は與力二十騎、廿五騎組は廿五騎(因て廿五騎組と名づく)あり、一組にまた同心百人づゝ祿屬し、各々組頭一人をおきて之を統べ、若年寄の支配たり、組頭は初め役料を給したりしが、(寛文五年は七百俵、元祿五年は三千石以下五百俵)後ち之を廢して三千石高と定む、與力は役高八十石、同心は役料三十俵二人扶持とす(根來組は三十俵三人扶持)　地所沿革　執れも德川氏の初年に創置する所にして、甲賀組は、近江國甲賀郡の士民の、德川氏に緣故あるものを一隊とし、根來組は紀伊國根來寺の衆徒の來附ぜるものを一隊とし、伊賀組は伊賀國の住人の德川氏に由緒あるものを一隊とぜるものに係る、而して廿五騎組は後に新設ぜる一隊にして、之を新組ともいへり、組頭はもと大名の任なりしが、寛永頃よりして旗本の職となる(御役人代々記、職掌錄、古事類苑官位部)

テツパウフギヤウ　鐵砲奉行　鐵砲頭(テツパウガシラ)を見よ、

テナガ　手長　饗應の時、膳部の手傳人を云ふ(儀訓栞)大諸禮に「膳を出すに手長の衆一間に二人宛有之」とあり、これは座數より見えぬ所迄塗ものなり」、同手長と云ふは、膳部の方より受取、通ひの方へ渡すを手長と云ふなり」とあり、卽ち今云ふ膳部の取次人なり、

デハノクニ　出羽國　「イデハノクニ」を見よ、

デハノコホリ　出羽郡　「イデハノコホリ」を見よ、

デハノジンジヤ　出羽神社　「イデハノジンジヤ」を見よ、

テフ　牒　內外の官人主典以上、事に緣て諸司に申牒する文書を云ふ、牒は書通する意、書式は令義解に見ゆ、

牒云々謹牒
年　月　日　　其官位姓名牒

右の中三位以上は名を省くを例とす、後には又上より下に含するにも牒を用ふることあり、既に奈良朝よりは、移と牒との樣式を合併したるものを牒と云ひ、移の代りとして用ひられたり、共に左に一例を示す、

牒　東大寺一切經司所
請一切經目錄事
　在〻於彼寺〻經律論並章疏傳等之目錄是也
右、被〻今月六日內宣〻件經律等目錄、暫時令〻借者、今依〻宣旨、差〻擊子上君麻呂〻充〻使、令〻奉請具狀、故牒、
　天平寶字六年六月七日
　　法師道鏡

テフノ——テボコ

（加筆）判行令寫請東大寺一切經目錄帳　付上君萬呂
判官葛井連根道
主典阿刀連
（正倉院所藏）

太政官牒　東大寺
傳燈住位僧勝果
右大臣正三位源朝臣融宣、件僧積果宜〻補〻知事、僧長維秩滿之替者、寺宜〻承知、依〻宣行之、牒到准〻狀放牒、
　貞觀十四年六月廿一日
　　正六位上行左少史伴連眞宗牒
正五位下守右中辨判少納言藤原朝臣
　以七月廿日自堂已畢
　卽日償納法
（正倉院所藏）

テフノモン　蝶紋　紋所の名、胡蝶の形を描きたるもの、その描きかたによりて種々の名あり、上羽蝶(胡蝶兩羽をあげたる形)は平氏累代の家紋に用ひ、從てその末流なる織田、津田、關氏等之を用ふ、その他土御門、長谷、交野、播磨稻本の池田、丹波の谷の諸氏も家紋と爲す○丸に上羽蝶(細輪の中に上羽蝶をふがきたるもの)は因幡鳥取の池田氏之を家紋と爲す、因て因州蝶とも稱す、その他西洞院、平松、石見濱田の松平氏等之を家紋に用ふ○池田蝶(三羽の蝶向ひ合せ、三角形にふがきたるもの)は備前の池田氏、及びその一族用ふ、因てこの名あり○備前蝶(一羽の蝶兩翼を伸して圓形を爲せるもの)は備前の池田氏に用ふる家紋の一、故に名づく○對び蝶(二羽の蝶、兩翼を張りて左右よりり相對したる形をふがきたるもの)は、伊勢氏及び北條の一族用ふ、是れ平貞盛唐皮の鎧に此紋を用ひたるより、その流の人之を用ふるに至る、後に備前新田の池田氏用ふ○椿の折枝に上羽蝶をふがきたるものは大島氏の家紋○蝶菱(二羽の蝶、上下に相對して菱形をなせるもの)は、播磨林田の建部氏之を用ふ、因て一名建部蝶といふ○三羽蝶の中に十六菊をふがきたるものは、大河內氏及び、高崎の松平氏、又その中に十二菊をふがきたるものは、大多喜の松平氏、丸の內に三羽蝶と十菊をふがきたるものは、吉田の松平氏之を家紋と爲す○フセン蝶(眞向に兩翼を擴げて圓形を爲せるもの)は倉橋氏之を用ふ(寬永諸家系圖、武鑑、華族諸家傳、諸家紋鑑)

テボコ　手鉾(手戟)　直鎗の類なるべし、後三年の繪卷に、直鎗に似てやゝ刃の短き鉾の圖あり、蓋し手鉾ならんか、倭名抄に「矛、釋名云、手戟、曰〻矛、人所〻持也、孚又作〻鉾、(和名天保古)」とあるを初見とす(本居宣長は、矛をテボコと訓するは古名にはあらず、手戟とあるに就きてのことなるべしといへり、從ふべし)されどこれを使用したること當時の書に散見せず、源平盛衰記、長門本平家物語、義經記に至りて、始めて其事を載せたれば、平安朝時代の末年より、多く使用する事となりしなるべし、なほ庭訓往來にも其名見えたり、蓋し南北朝時代より室町時代の初めに係りては、なほ使用したりしと雖も、鎗の使用盛んなるに及び、遂に廢る(倭名抄、伊呂波字類抄、庭訓往來、古事記傳、眞丈雜記)

テンアン　天安　「テンナン」を見よ、

デンエ　傳衣　禪宗にて法を附することを云ふ、釋迦牟尼佛、附法の印信として金襴袈裟を摩訶迦葉に傳へ、迦葉より相傳して菩提達磨に至り、支那に傳へ來り、支那禪宗第五祖弘忍、これを第六祖能に傳へたりと云ふ、後世は法を附するとを傳衣と云ふこ

と〻なれり(景德傳燈錄、禪林象器箋)

テンエイ　天永　【名義】鳥羽天皇御宇の年號、天仁三年七月十三日、天變に因て改元す、三年を經て永久と改む【出典】部類抄に「天變改元例、天永彗星、永久元永」とあるに據れり(國朝年號譜)

テンエン　天延　圓融天皇御宇の年號、天祿四年十二月二十日、天變地妖に因て改元す、三年を經て貞元と改元す、

テンオウ　天應　【名義】光仁天皇御宇の年號、寶龜十二年正月一日祥瑞に因て改元す、二年を經て、桓武天皇延曆と改元す【出典】正月朔日詔に「比有司奏、伊勢齋宮所見美雲、正合大瑞、彼神宮者國家所鎭、自天應之、吉無不利云々」とあり(續紀)

デンカ　殿下　皇太子、皇后、皇太后、太皇太后に對する敬稱、直接に太子三后に啓するは恐れあるを以て、其殿下にある人に言上する意より轉化したるなり、令に「率土之內、於三后皇太子上啓、稱殿下」と見ゆ、然るに後には攝政關白たる人に對しても此敬稱を用ふるに至れり、これ蓋し藤氏勢を得るに及び、諸臣等諂諛して濫稱し、遂に習俗となれるものなるべし、降りて明治二十二年二月、憲法制定の時、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、親王、親王妃、內親王、王、王妃、女王の敬稱と定めらる(儀制令、安齋隨筆、皇室典範)

テンカイ　天海　【名號】俗姓は三浦、蘆名氏の支族なり、初名隨風、後ち天海と改む、南光坊と稱す、慶安元年四月勅して慈眼大師の謚を賜ふ【事蹟】會津の人、十一歲にして出家し、十四歲叡山に登り、更に三井寺及び南都の諸寺に遊び、檀那一流の奧祕を極め、永祿元年故鄕に還る、元龜二年叡山、織田信長の兵燹に罹るや、山上の英俊亮信豪信等、衆徒を率ゐて甲斐に入り、武田信玄に據る、信玄大に喜び、東關の學徒を招きて、盛に論席を開く、天海時に推されて講師となり、辭氣勇壯、義旨深玄、之より其名一時に高し、豪盛深く之を器とし、慧心嫡流の幽旨を傾けて之に授く、天正五年甲斐を辭して又會津に歸り、途上野長樂寺に於て葉上一流の灌頂を受け、又嘗て臨濟禪を傳ふといふ、天正十八年豐臣秀吉の小田原を圍むや、當時會津の主蘆名盛重伊達政宗と戰うて利あらず、其國を去りて秀吉の小田原陣に隨ひ、常陸河內郡信太庄を賜ふ、封內古刹あり、不動院と號す、盛重之を再興し、天海を迎ふ、慶長四年また仙波の喜多院に主たり、尋で下野宗光寺に住す、此年三昧流の灌頂を受く、慶長十二年德川家康其名聲を聞き、召して山門の探題奉行と爲す、是に於て東塔南光坊に住したり、十一月梨本最胤法親王によりて法曼流の傳法灌頂を受け、十三年家康の命によりて駿府に赴く、明年京都に入るや、後陽成上皇召して法を宮中に問ひ、權僧正を授く、十五年再び駿府に赴き、十六年血脈を家康に傳へ、功によりて僧正となる、時に上皇宸筆を染めて毘沙門堂の門室を賜ふ、十七年家康の命によりて喜多院を修し、十八年また日光山を領す、蓋し家康豫め終焉の地と爲すなり、元和元年血脈を上皇に傳ふ、此年中和門院附瓊殿一宇を寄せらる、卽ち之を叡山の東麓に建つ、後ち親王門室となり滋賀院と稱す、元和六年家康薨ず、遺命によりて久能山に葬る、天海導師となり、七月上洛して神號を請ひ、大僧正に任ぜられ、明年四月改めて家康を日光山に移葬するに及び其法事を總ぶ、四年德川秀忠天海と議して紅葉山の廟を造營し、寬永二年寬永寺を創立するや、命じて之を領せしむ、爾來日光東叡の兩山を山門に准擬す、三年十二月東叡山本院に於て穴太流の灌頂を受く、東叡山これよりして密法諸流兼學の地となれり　寬永九年秀忠薨じ、家光職を嗣ぐに及び、崇敬益々篤し、二十年七月病に寢し、十月二日寂す、年百卅餘、日光山に葬る(兩太師傳記、日本佛教史綱)

(天海花押)

(武藏喜多院所藏)

テンガイ　天蓋　佛像の上、又は送葬の棺の上にかざす器具、長き柄の先の曲りたる端に、蓋を釣り下げて飾を垂る、多く巾を張りて用ふ、故に又「キヌガサ」と云ふ、印度は熱帶國なるを以て、熱さを防ぐ爲め、花蓋軒飾を用ひたるより起れりと云ふ、眞俗佛事編に「菩薩本行經に曰く、佛、諸比丘及び阿難と罽卑羅延國より村落を遊行す、時に極熱にして蔭なし、羊を逐ふもの、之を見て悲み、草花を編て蓋を作り佛の上を覆云々」と見えたり、

テンカク　典客　知客(シカ)を見よ、

デンガク　田樂　歌舞の一種、王朝時代の中葉、田植の時、農人の勞を慰め其業を勵まさんが爲めに、笛鼓を鳴らして踊躍したるを其起原と爲す、後ち田植ならざる時も其景狀を模し、その中へ漢土傳來の散樂なる一足高足などいへる離れ業を取交へ、自ら一種の風流態となりて、貴賤を限らず流行せし事、堀河天皇の永長元年京都に大田樂の催しありしにて伺ふべし、而して此時の事を記したる大江匡房の洛陽田樂記に「初自閭里、及於公卿、高足、一足、腰鼓、振鼓、銅鈸子、編木、殖女、春女之類、日夜無絕、喧嘩之甚、能驚人事、(中略)其終文殿之衆、各企此業、孝言朝臣以老耄之身、勸勞侫之戲、有俊、有信、季綱、敦基、在良等朝臣、並折桂射鵠之輩、不偏一人、或著禮服、著甲冑、或稱後卷、驍勇爲隊、(中略)侍臣復參禁中、權中納言基忠卿捧九尺高扇、通俊卿兩脚著平蘭笠、參議宗通卿著藁尻切、何況侍臣裝束、推可知、或裸形腰卷紅衣、或放髻頂戴田笠」とあるを見れば、今日の俄、茶番等に類似せるが如し、甲冑、高扇、蘭笠、尻切等は、常に田樂の能に用ふるに據れるものならん、此後終に一道の藝となり、專ら法師のする業として、其家を立て、本座新座など座を分ち、競うて其業を練磨せり、之を田樂法師と稱す、北條高時、足利尊氏等相繼で此技を好みしかば、從來行ひ來れる中門口、立逢、刀玉、高足等の藝の外に、舞の手を變じ、古へありし事を一曲に綴り、能藝といふ事を新作するに至れり、卽ち田樂の能なり、應永廿八九の兩年、祇園御旅所にて增阿彌の勸進田樂の棧敷へ、足利義持の臨みしと花營三代記に見え、文安元年の田樂能には伏見宮、足利義視等の臨みしと其記に見えたれば、當時はいまだ盛んなりしと明かなるも、一條兼良の尺素往來を按ずるに、猿樂漸く盛んにして田樂に對揚せしとを載せ、尋で寬正五年糺河原勸進猿樂日記には、田樂法師祗候の事見えたれども、もとより猿樂の勸進にて、田樂は能も行はざりしなり、これより後、田樂は遂に猿樂の壓する處となりて衰へ、僅かに春日日光等大社の神事に、其面影を存するのみとなり、近世に及べり(歌舞音樂略史)

(田樂法師)

(田樂能)

テンカマル　天下丸　安宅丸(アタケマル)を見よ、

テンキ　天喜　【名義】後冷泉天皇御宇の年號、永承八年正月十一日、天變地異に因て改元す、五年を經て康平と改む【出典】抱朴子に「人生有道、則嘉祥竝臻、此則天喜也」とあるに據る(國朝年號譜)

テンギ　典儀　即位の時儀式を掌る少納言を云ふ、「ソクキ」參看、

テンキウ　典廐　馬寮(メレウ)を見よ、

テングダウノラン　天狗黨亂　【起原】江戶幕府の末、水戶藩內に天狗連、諸生連の二黨派あり、天狗連は、過激手段を以て尊王攘夷を行はんとし、武田耕雲齋、藤田小四郞等其領袖たり、諸生連は、溫和派にして市川三左衞門これが首領たり、此二派は烈公在世の時より、既に相軋轢せりと雖も、公の威望を以て僅かに抑壓するを得たりしが、公の薨後藩中の權柄は、諸生連の手中に歸したるのみならず、京都の形勢亦一變し、攘夷の實行は無期限の延期となりしが故、天狗連は過激手段に訴へて其目的を貫かんとし、茲に一大爭亂を生じたり【經過】元治元年、水戶町奉行田丸稻之右衞門、藤田小四郞等、勅旨を奉じて攘夷の實を擧げん事を圖り、同志を糾合し、四月烈公の神輿を奉じて日光山の祖廟に詣で、栃木の太平山に屯集し、更に歸りて筑波山に據り、附近の富豪より、攘夷用金と稱して金穀を徵發し、頗る狼藉を極む、在江戶の家老武田耕雲齋等亦遙かに氣脈を通じ、其勢力猖獗にして容易に鎭定せず、五月諸生連の首領市川三左衞門、朝比奈彌太郞等は、之に對する策を講じ、直に江戶邸に來りて事情を陳す、これが爲め耕雲齋等は其職を奪はれて水戶に逐還され、爾來公然天狗連の首領として其黨を指揮し、再び江戶邸に來りて其冤を訴へしかば、市川、朝比奈等亦斥けられ水戶に歸る、市川等卽ち水戶城に入り、烈公の夫人貞芳院及び公子を奉じて、天狗連を討たんとし、遂に兩派の戰を生じ、常野の間頗る騷然たり、而して藩主德川慶篤鎭壓すると能はず、因て幕府は五月廿一日、水戶浪士の取締を關八州、並に越後信濃の諸藩に命じ、尋で高崎笠間の二藩に出兵を命じ、追討使を派遣して、征討せしめしと雖も、常に利を失し、追討使は兵粮の缺乏を名として江戶に歸れり、是に於て幕府は更に老中格田沼玄蕃頭を總督として、水戶に向はしむ、水藩の支族松平賴德亦藩主名代として、鎭定に赴きしが、途中却つて浪士に擁せられたり、故に浪士の軍は容易に平ぐるを得ず、既にして二本松、福島、磐城平、棚倉、新發田、高崎、宇都宮、壬生、佐倉、關宿、結城、忍等、十餘藩の兵來り會するに及び、浪士等は四面より圍まれて大敗し、松平賴德は幕府に抗するを患ひ、出でゝ陳謝したれども、用ひられずして、自盡を命ぜらる、浪士等已むを得ず、京都に上り一橋慶喜に就きて、我黨の心事を陳述すべしと決議し、武田耕雲齋、藤田小四郞等、十一月下旬、下野より上野信濃に出でゝ進みしが、諸藩の兵は其銳鋒に恐れ、敢て支ふるものなし、一橋慶喜之を聞き、十二月一日自ら兵を率ゐて京都を發し、大津に出で、其來るを迎へて逮捕せんとす、加賀、越前の諸藩亦兵を出して應援したりしが、十二月十一日耕雲齋

等は積雪の爲めに行軍の自由を失ひ、且粮盡きたるのみならず、四圍皆諸藩の爲めに道を扼せられて進退茲に谷まり、遂に越前新保宿に於て加賀藩の軍門に降る、同勢總べて八百廿三人なり 結末 加賀藩これを敦賀に護送し、諸寺に宿舍せしむ、越えて翌慶應元年正月、大目付黑川近江守來り、福井、彥根、小濱の三藩に分配して監守せしめ、二月四日耕雲齋以下三百五十人を斬し、耕雲齋、田丸稻之右衞門、藤田小四郎等の首級を水戶に送りて之を梟首し、餘黨或は配流し、或は追放し、事漸く平ぐ（幕府衰亡論、波山始末、德川太平記）

テンクワン　天冠　天皇の召す冠を云ふ、玉冠（ギョククワン）、冕冠（ベンクワン）を見よ、

テンゲウ　天慶　朱雀天皇御宇の年號、承平八年五月二十二日、天變地妖に因て改元す、九年を經て村上天皇の時、天曆と改元す、

デンゲウタイシ　傳敎大師　最澄（サイチヨウ）を見よ、

テンゲウノラン　天慶亂　起原 平將門は、桓武天皇の皇子葛原親王の玄孫にして、鎭守府將軍良持の子なり、下總國豐田相馬の兩郡に住し、相馬小二郎と稱す、勇悍人に過ぎ、尤も騎射に巧なり、嘗て藤原忠平に仕へ、撿非違使たらんとを求む、省みられず、將門怨望し去りて東國に赴く、延長九年女事に因りて、前常陸大掾源護の三子扶、隆、繁等と爭ふ、伯父常陸大掾平國香、扶等を助けて遂に兵を交へ、國香及び扶等皆將門の爲めに殺さる、國香の子貞盛、平良兼と共に將門と戰ひて大敗し、纔に身を以て免かれ、貞盛は京都に走る、時に武藏權守興世王、介源經基等、足立郡司武藏武芝と相爭ふ、將門往きて之を和解し、興世王及び武芝を招き、置酒して宴を張る、經基後れて來り會せんとす、武芝の兵和成るを知らずして經基を討つ、經基大に驚き、これ興世王、武芝と和して吾れを殺さんとするなりと思惟し、貞盛と共に京に歸り、將門及び興世王の謀叛を奏す、時に天慶元年なり、朝議多治比助眞を關東に下し、事實を質さしむ、將門、常陸下總武藏上野下野五國の解文を取り、謀反の實なきを辨じ、罪なきを得たり 經過 將門の從兵に藤原玄明といふ者あり、常陸に住し、官物を欠貢し、兼れて刧略を事とす、國司藤原維幾之を征せんとす、玄明遁れて將門に投ず、將門之を助けて却て國府を襲ひ、維幾を擒にし印鑑を奪うて還る、興世王、將門に說きて曰く、一國を討つと雖も公の責輕からず、同じくば坂東を掠めて暫く時機を伺はんと、將門贊同し、進みて上野下野を掠め、其守介を逐ふ、會々一人あり、八幡大菩薩の使なりと稱し唱へて曰く、朕の位を蔭子將門に授くと、將門大に喜び、自ら新皇と稱し、下總猿島を以て帝都に擬し、且八省百官を定む、伊豫掾藤原純友之を聞き、又伊豫に據りて反し、官物を掠め官舍を燒く、朝廷震駭す、即ち藤原忠文を征東大將軍とし東國に遣し、小野好古を山陽道の追捕使として純友を討たしむ、時に下野押領使藤原秀鄉といふ者あり、天慶三年二月一日貞盛と共に兵を下野唐澤山に集む、將門兵を率ゐて下野に向ふ、前軍の將敵を侮り、將門に告げずして秀鄉の陣を突く、秀鄉之を破り、追うて川口村に到る、將門自ら劍を揮ひて之を防ぎしと雖、終に支ふる能はず、是に於て常陸下總の軍皆遁れ去る、十三日秀鄉貞盛等下總の堺に着す、將門退きて鳥廣山に隱る、貞盛即ち岩井を侵し其城郭殿舍を燒く、將門猿島の北山に進み、山を帶びて陣し、殊死して戰ふ、秀鄉の軍爲めに風靡す、會々流失あり將門に中り、馬より落ちて殺さる、興世王等の餘黨尋で誅に伏す、忠文途に之を聞き軍を率ゐて京都に還る、東國旣に平定せるを以て、南海の純友全く孤立し、好古の爲めに破られて太宰府に走る、好古追擊して利あらず、純友の軍又振ふ、朝廷更に忠文を征西大將軍となし、諸軍を督して之を征せしむ、未だ至らざるに先だち、好古等奮戰して純友を破る、純友再び伊豫に遁れ、警保使橘遠保の爲めに擒へらる、尋で獄中に死す 結末 天慶三年三月秀鄉を從四位下に敍し、兼れて功田を賜ひ、永く子孫に傳へしむ、尋で下野武藏兩國守に兼任す、又貞盛を從五位下に敍し右馬助に任ず、經基を從五位下に敍し、太宰大貳に補す、並に其功を賞するなり、四月秀鄉、將門の首を京都に輸送す、之を東市に梟す、越えて同四年純友の死するや、純友及び其子重太丸の首を東西市に梟し、幾もなくして與黨紀文度、藤原三辰、同文元を斬す、茲に於て亂全く平ぐ（扶桑略記、日本紀略、將門記、純友追討記）

テンゲン　天元　圓融天皇御宇の年號、貞元三年四月十三日改元、五年を經て永觀と改元す、

テンザ　典座　禪宗にて衆僧の牀座臥具飮食を分つ事を掌る役、六知事の一、もと四分律等に見え、九事即ち牀座、請會、房、衣服、華、香、果蓏、煖水、雜餠食を次差次分する役なるを、唯座の一を擧げて他を攝したるものなり、僧史略に「典座者謂典ニ主牀座一、九事擧レ座一色以攝レ之、乃通典ニ雜事一也」と見ゆ、今は全く禪宗の役名となる、勅修淸規に「典座職掌ニ大衆齋粥一、一切供養務在ニ淸潔一、物料調和、撿ニ束局務一、護ニ惜常住一、不レ得ニ暴殄一、訓ニ衆行者一、循ニ守規矩一、行益普請不レ得ニ怠慢一云々」とあり（釋氏要覽、禪林象器箋）

テンシ　天子　天皇の別稱、獨斷に「天子夷狄所レ稱、天爲レ父、地爲レ母、故稱ニ天子一」とあり、春秋繁

露に「德侔ニ天地一者、天祐而爲レ子、故稱ニ天子一」とあるにて其本義を知るべし、而して公式令の義解に「凡人君者、父レ天母レ地、故曰ニ天子一」と見え、支那の風を襲ひたるを明かなれども、また別に天神の御子といふ意味をも含めるがごとし、石原正明の年々隨筆に「わが天皇は、日の神の御後にましませば、天子とも天孫とも、天神子とも申して、其流れ萬世無窮の天子におはせば、唐國とはやうかはりて、實によりたる御稱なり」といへるは從ふべきなり、書紀殿中天皇五年十月の條に「撿ニ挍天子之百姓一」とあるを初見とす、尋で推古天皇の時、隋に贈りたる國書に「日出處天子致ニ書日沒處天子一」といへる句ありしと隋書に見えたり、また文武天皇の大寶令に「天子祭祀所レ稱」とありて、義解に「謂告ニ神祇一稱爲ニ天子一」と見ゆ、爾來天子の稱を以て天皇を呼び奉りしこと日本記略、台記、空穗物語、源平盛衰記、太平記等に散見せる處尠なからず、江戶時代には、士民多く尊稱を加へて天子樣と唱へたり、「テンワウ」參看、

テンジ　典侍　內侍司（ナイシノツカサ）を見よ、

デンシ　殿司　「トノモノツカサ」を見よ、

テンジノキフ　典侍給　典侍に給ふ年給（「チンキフ」參看）を云ふ、一分一人なり、又往々目を任ぜらることあり、即ち典侍奴子朝臣當年給として、天元四年陽侯宿禰內成を陸奧權目に任ぜしが如し（年給考）

テンジン　點心　定食前後の小食を云ふ、即ち間食なり、後世の茶請の菓子、茶子（チャノコ）と同じ、又俗に菓子を云へり、少しの食を心胸の間に點する義なりといふ、輟畊錄に「今以ニ早飯前及飯後午前午後餔前小食一爲ニ點心一、庚史鄭滲爲ニ江淮留役一、家人備ニ夫人農餠一、夫人顧ニ其弟一曰、汝壯未レ畢、我未レ及レ餐、爾且可ニ點心一、則此語唐時已然」と見えたり（類聚名物考）

テンジン　天神　天津神（アマツカミ）及び北野神社（キタノノジンジヤ）を見よ、

テンジンシチダイ　天神七代　天上におはします七柱の神、即ち國常立尊、國狹槌尊、豐斟渟尊（以上三代陽神）泥土煮尊（陽神）沙土瓊尊（陰神）、大戶之道尊（陽神）大戶間邊尊（陰神）、面垂尊（陽神）惶根尊（陰神）、伊弉諾尊（陽神）伊弉冊尊（陰神）を云ふ、地神五代に對して云ふ詞（皇代記）古事記傳に「後世に神世七代の神を天神七代と申し、後の神世五代の神を地神五代と申すは、如何なる人の云ひ始めたるか甚だいはれなし、唯天と地とに配せんとの漫說なるを、世に普く云ふは非なり、此七代を天神と申せること古書になし、天に坐す神を天神とはいふ、伊弉諾伊弉冊神を祀せるを見るも、天に坐す神とは見えず云々」と云へり、釋日本紀に、天神七代とあるを初見とす、

テンシンデウヤク　天津條約　名義 明治十八年、天津に於て我國と淸國との間に締結せし條約をいふ 起原 明治十七年十二月四日、朝鮮國の開國黨等、保守黨の大臣を刺傷して大政革新を期し、而して我公使館に援を乞ふ、公使兵を率ゐて王宮を衞る、保守黨直ちに淸兵に賴る、淸將兵二千を以て王宮に迫り、我公使館を燒き、婦女を辱め、暴虐を極め、殺傷甚し、此報我國に達するや、政府は先づ、使を朝鮮に派して談判を開き、五事を約せしむ、然れど我國人は、最も淸兵の暴行多きを憤激し、淸國の謝罪を得ずんば、將に干戈に訴へんとするの勢あり、是に於て宮內大臣伊藤博文、特派全權大使に任ぜられ、西鄉從道、仁禮景範、野津鎭雄、井上毅等と共に十八年三月十四日天津に着し、四月三日李鴻章及び吳大徵等と談判を開き、左の三欵を約して結了す、

一、議定ス、中國朝鮮ニ駐紮スルノ兵ヲ撤シ、日本國朝鮮ニ在リテ使館ヲ護衞スルノ兵弁ヲ撤ス、畫押蓋印ノ日ヨリ起リ、四ヶ月ヲ以テ期トシ、限內ニ各々數ヲ盡クシテ撤回スルヲ行ヒ、以テ兩國滋端ノ虞アルコトヲ免ル、中國ノ兵ハ馬山浦ヨリ撤去シ、日本國ノ兵ハ仁川港ヨリ撤去ス、

一、兩國均ク允ス、朝鮮國王ニ勸メ、兵士ヲ敎練シ、以テ自ラ治安ヲ護スルニ足ラシム、又朝鮮國王ニ由リ、他ノ外國ノ武弁一人、或ハ數人ヲ選僱シ、委ヌルニ敎演ノ事ヲ以テス、嗣後日中兩國均シク員ヲ派シ、朝鮮ニ在リテ敎練スルコト勿ラン、

一、將來朝鮮國、若シ變亂重大ノ事件アリテ、日中兩國或ハ一國、兵ヲ派スルヲ要スルトキハ、應ニ先ヅ互ニ行文知照スベシ、其事定マルニ及テハ、仍即チ撤回シ、再タヒ留防セズ、

別に附約として、淸兵の日本人を殺害凌辱したりとは、確證なきを以て之を措き、他日證左あるを以て、刑に處すべしと爲す（法令全書、明治歷史）

テンシャ　天社　「アマツヤシロ」を見よ、

テンシャウ　天正　名義 正親町天皇御宇の年號、末五年は後陽成天皇の御宇に係る、（武家にては、織田信長、豐臣秀吉が、兵馬の權を掌握せる時代なり）元龜四年七月廿八日改元す、十九年を經て文祿と改む 出典 文選に「高以レ下爲レ基、民以レ食爲レ天、正ニ其末一者端ニ其本一、善ニ其後一者愼ニ其先一、老子經云、淸靜者爲ニ天下正一」とあるに據れり（國朝年號譜）

デンジャウ　殿上　殿上間（デンジャウノマ）及び殿上人（デンジャウビト）を見よ、

テンシャウオホバン　天正大判　名義

金貨の一種、天正年間に造りたるを以て此名あり 性質 大凡縦五寸六分五厘、横三寸四分、重四十三匁三分にして、面に十両、後藤及び花押を墨書し、桐章の極印あり 起原沿革 天正十六年之を鋳造して世に行はしむ、貨幣(クワヘイ)参看(大日本貨幣史)

テンシャウツウハウ　天正通寶 名義 錢貨の一種、天正年間に造りたるを以て此名あり 性質 銀と銅とにて造りたるの二種あり、銀錢は、徑七分五厘強、重一分八厘強、銅錢は徑八分、重八分五厘とす 起原沿革 後陽成天皇天正十五年に鑄造して世に行はしむ、貨幣(クワヘイ)参看(大日本貨幣史)

デンジヤウノエンズ井　殿上淵酔 名義 朝廷にて、正月、五節、臨時の大禮等の後ち、藏人頭以下の殿上人を、清涼殿に召して、盃酌の事あるをいふ、内々の儀にて、恒例の公事にあらず 儀式 正月は、元日二日三日の中、吉日を撰みて行ふ、まづ藏人頭以下臺盤に着し、六位藏人勧盃す、人々順詠二首、今様一首等を誦ふ、かくて極臈藏人勧盃すれば皆起立して乱舞あり、萬歳楽を奏す、主上は半部よりこれを御覧じ、女房等多く障子の邊に候ず、事果て、中宮に推参す、五節には、十一月寅日にこの事あり、其儀殆んど正月の淵酔と同じ 起原沿革 起原詳かならず、殿上燕酔部類に引ける野府記長元四年正月の條に見えたれば、後一條天皇の頃は、既に行はれたるを知るべし、但し諒闇、兵亂、及び伊勢春日等の大社に事ある時は停められたり、他の公事の如く、年々必ずしも行はれしにはあらざるべし(建武年中行事註解)

デンジヤウノゼウ　殿上丞 六位藏人を兼ねたる式部丞を云ふ、

デンジヤウノノリユミ　殿上賭弓 王朝時代朝廷に於て、臨時に殿上の侍臣を前後に別ち射を試みしむる儀式をいふ、其儀大概賭弓に同じ、只此式には殿上賭弓と稱し、事畢りて後、一同賀茂神社へ詣づることあり、これ恒例の賭弓になき所なり「ノリユミ」参看(古事類苑武技部)

デンジヤウノフダ　殿上簡 日給簡(ニッキフノフダ)を見よ、

デンジヤウノマ　殿上間 名義 大内裏清涼殿の南庇に在る間を云ふ、また院、女院等にも在り、公卿殿上人の祗候する處なり、殿上、殿上侍、上侍、侍雲上、雲客とも稱す、尚ほ海人藻芥に據

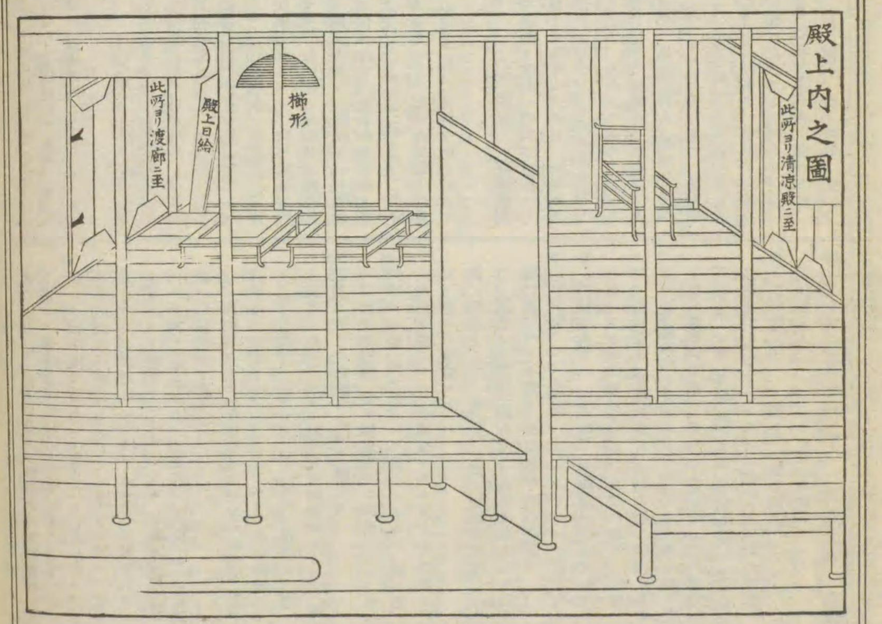

(風俗見聞圖説所載)

れば、親王大臣家にもありと云ふ 語源 廣さ六間にて、神仙門の東三間及び西三間とす、内部の模様は禁腋絵抄に、殿上は御殿の孫庇を除きて、西へ四間の通障子のとなりに、はしをば六間にわりて、柱をたてたり、上の戸の妻戸、内へ開く、擁そばに小部(コジトミ)参看)あり、一間の奥に壁にそへて、御倚子をたつ、此御倚子は、昔のまゝにて、今までありと、疊白、御倚子の傍に着座するなり、其前のえんは、小板敷といひて、紫縁の疊をしく、職事此所に候ふ、頭さぶらふをりは、五位は、うるはしくはゐず、片沓はきながら片膝をのぼせたり、此座につく、又棹の間をしつする人もあり、小板敷の上、三の間に柱をたて、西の間の中に、ちいさき柱をたて、横さまに木をわたして、棹の間といひて、御倚子の覆としてかくるなり、覆は、蘇芳の絹をねりたる、差莚をしきみちておく、はしに疊をしく、奥はし各一帖、雨めんなり、末横さまに叉赤べりをしく、中に臺盤をたつ、かしらの方は、切臺盤、次八尺二脚なり、其まへに火櫃二ツおく、夏は火櫃をとりて、いきたんきのばんなおく、おくの帖のおくまへの方に簡(ニッキフノフダ)参看)をたつ、殿上人の名を三段にしるしたり、上は四位、中は五位、下は非藏人なり、名の下に紙をおして上日をつく、放紙といふ、夜はふくろに入、ひろは袋をたゝみて、ふだのしたにおく、其次に日記の辛櫃をたつ、そばの柱に、はいぜんの番を書ておしたり、四番に折る、其まへに腰戸あり、下の戸といふ、そばの壁を小壁といふ、ついなの殿上人、此壁におすなり、末の柱より、校書殿の後に、綱をはりて鈴をかく、鈴の縄といひて藏人、小舎人をめす時ならすとあるにて、其大體を知るべし、文中、上の戸とあるは、落板敷より殿上に出入する口なり、猶に禁絵抄に、上戸の邊に泰杖、北長押に和琴を置き、樻數の前に硯あり、南面には垂幕、棹の間の小庭には時の間、膳棚、燈檠等あることを述べられたり(大内裡圖考證)

デンジヤウビト　殿上人 四位五位及び六位の人の昇殿を許されたるもの〻稱、又雲客とも「ウンカク」とも云ふ、後世堂上と云ふ、堂上とほゞと殿上に供奉する官の總稱なりしが、後には殿上人をのみ云ふに至れり、明律に兩京堂上文職と見えたり、昇殿を聽されたる人は、清涼殿の殿上の間に在る日給簡に姓名を記し置く、故に昇殿を聽るとも云ふ、一説に殿上は三位以上なれば、殿上すまじき人の許されたるを賞して云ふ詞なりと云へり、攝關の子の元服以前又「フダニック」とも、仙籍を聽るとも云ふ、殿上人と云ふ、殿上人の數は、寛平(人上殿童)殿上に仕ふるを童殿上人と云ふ、殿上人と云ふ、遺誡には三十人と定められしも、後には増して、七八十人より百人に及べり、院、女院にも又殿上人あり、源義経が院昇殿を許されし事は、尤も著名にして吾妻鏡、源平盛衰記にも見えたり(禁絵抄、増註職原鈔、海人藻芥、倭訓栞)

デンジヤウホフシ　殿上法師 坊官(ボウクワン)を見よ、

テンシュ　典主 社司(シャシ)を見よ、

テンシュ　天守 「テンシュカク」を見よ、

テンジュウ　天授 南朝後龜山天皇御宇の年號、文中四年(北朝の永和元年、將軍足利義滿)五月廿五日改元す、六年を經て弘和と改む(國朝年號譜)

テンシュカク　天守閣(殿主、殿守、天主) 名義 城郭の一部を爲す建築、櫓の類にして殊に高大なるもの、三層又は五層七層より成る、大抵本丸の中央に造れり、天守は天主の借字にして、即ち帝釋天の義なり、祕密儀軌及び釋名義抄釋提桓因の註に見ゆ、帝釋天は須彌三十三天の主にして其絶頂に居る、天守閣は蓋し之に象りたるものなり、(天主はまた耶蘇教の神、即ちデウスの譯にも用ふれども、天主閣の天主は梵語より出づ、我國天主閣あるは、耶蘇教渡來の以前なるを以て知るべし、)起原沿革 二川分流記(又細川兩家記ともいふ)永正十七年二月伊丹城主伊丹但馬守、野間豐前守自盡の條に、此城の中にて切腹せんと、四方の城戸をさし、家々へ火をかけ天守にて腹切ぬ」とあるを初見とす、按ずるに、天守の起因に關しては、或は永祿初年尾張樂田の城に始まるとし、或は天正三年松永久秀の信貴城に始まるとし、或は天正四年織田信長の安土城に始まるとし、字義に關しては其關を創始するもの〻名なりといひ、デウスの譯なりとも稱すれど共に誤りなり、二川分流記は上巻は天文十九年、下巻は天正元年に記述ぜるものにして、前に引用ぜる文は上巻に出でたり、これ安土の築城に先だつ事五十七年、耶蘇教の入るに先だつ事二十二年(耶蘇教の渡來は天文十一年なり)の事に係る、然れども當時之を造るもの黙なし、其諸書に散見すると多きは、元龜天正以來にあり、後には城郭中最も重要なるものとぜられ、必ずこれを築かざるはなきに至れり、圖は「シロ」の條にあり、就きて見るべし(大和事始、松屋筆記、史學雑誌「天主閣考」)

テンシュケウ　天主教 基督教の一名、天主は天有主即ちデウス(Deus)の音譯にして眞神の義なり、切支丹宗(キリシタンシュウ)を見よ、

テンシュバン　天守番 職掌 江戸幕府の職名、江戸城天守の守衛を掌る 職員 天守番、四十人あり、全體を四組に分つ、百俵高五人扶持にして

蹶間詰とす、天守下番、二十一人あり、並に天守番頭之を支配す、頭は四人ありて各々一組を率ゆ、四百石高、燒火間詰にして、留守居の支配たり【起原沿革】營中日記に「寛永十四年六月廿三日天守番之頭、去十九日死去之由」とあるを初見とす、天守番の創置、蓋し此以前にあるべしと雖も詳かならず、なほ番頭の役料はもと百俵なりしが、享保八年六月新に四百石高と定められ、なほ江戸城の天守は、明暦三年燒失せしと雖も、其守衛の職は、後まで之を存したり（東徵、東徵別錄、營中日記、德川實紀）

テンショウ　天承　名義　崇德天皇御宇の年號、大治六年正月二十九日改元、一年を經て長承と改む【出典】漢書匡衡傳に「聖者之自爲、勤靜、周旋奉ㇾ天承ㇾ親、臨ㇾ朝享ㇾ民、物有ㇾ節文、以章ㇾ人倫」とあるに據る、藤原敦光勘申す（國朝年號譜）

デンス　殿司　名義　社僧の役名、寺殿並に其寺の屬せる神殿に關する一切の事を掌る○多くは別當の進止する所に係り、寺社の少別當に准じたり、初に闕を探りて之を補せしが、後には必しも然らざるものあり、此職は死闕あるにあらざれば改補するを許さず、故に若し識行共に優れたる者ある時は、特に權官一名を加ふ【起原沿革】起原詳かならず、八幡愚童訓に「保延六年正月廿三日云々、當番の御殿司覺豪云々」とあるを初見とす、また鶴岡八幡は建久二年二月勝圓始めて之に補したり、なほ石清水八幡にては最初六人をおきしに、建治四年正月院宣により七人を定員とする事となりたり（橫別當宗清法印立願文、當宮緣事抄、八幡愚童訓、八幡宮御殿司職次第、古事類苑神祇部）

テンセイ　黏臍　菓子の一種、結にて作れる油餅ないふ、下は平たく、中は窪み、人臍の臍に似たり、朝廷節會の時等に用ふ、猶ほ委しきことは本多忠憲の博桑菓、藤貞幹の集古圖卷につきて見るべし（倭名抄、建武年中行事註解）

デンセイ　田制　【王朝時代】太古以來、陸田（粟、稗、麥、豆等を種うる地）、水田（稻穀を種うる地）の稱あり、いづれも廣狹を度るに幾代（シロ）といふ、代とは、方六尺（大寶令の大尺、高麗尺なり）を一步とし、その五步を以て一代とす、（按ずるに、四萬餘頃之田、十町など見えたれば、早くより事なれど、町段の制明かに定まりしは、大化以後の改革なり、孝德天皇大化二年、始めて班田收授の法を起し、田地の制を定む、其制凡方五尺（大尺）を一步とし、田の長さ三十步、廣さ十二步を一段とし、十段を一町とす、一段は從前の五十代の地に同じく、一町は從前の五百代の地に同じ、唯一步の積を異にするのみ、白雉三年また舊制に復せしも、文武天皇大寶の時、再び大化の制に從へり、和銅六年、六尺を一步として改正ありしも、尺度の目異なるを以て、其實積に於ては大寶の制と異ならず、この制天正文祿の改革に至るまで、變革する所なかりき、而して田を分ちて、輪租田、不輪租田、輪地子田の三等とす、（一）輪租田、租稅を官に輸す田をいふ、口分田、位田、職田、國造田の類これなり、（二）不輸租田、租を官に輸すことなくして其主に輸す田をいふ、神田、寺田、墾田などもいへり、【鎌倉時代】以後は、所領の田數を計るに、町段をいはずして其收納錢の貫高を以て稱せり、【室町時代】の末年、天下紛亂鬪爭の衢となるに及び、諸將等、部下の戰功を賞するには必ず廩米を以て給與せり、故に事緣は貫高を以てするより、石高を以てする方便なるが故に、【桃山時代】に至り、豐臣秀吉政を執るに至りて、天正十七年より文祿四年に至るまでの間に、貫高の制を改めて石高となし、從前三百六十步なりしを、六十步を削りて、六尺三十步の三百步を一段とし、その十段を一町とす、是に於て畝に一町なりし地は一町二段となり、一段の地は一段二畝となれり、これを天正の石直とも、また文祿の檢地ともいへり、大寶制令以來、田地の町段を改めたるは、之を始めとす、【江戶時代】に至り田制また二變し、方六尺を一步とし、六尺一步の檢地竿を用ひ、その三百步を一段とす、文祿の制に比ぶれば、一段の實積また減少せり、天和貞享より元祿に至りて漸く檢地の條目を定め、文祿以前の檢地を古檢と稱し、其後の檢地を新檢と稱し、新に開きたる新田と稱す、享保十一年、從前の條目を取捨して、新檢條目を定む、當來享保以前の檢地を、總べて古檢等の名ありて、各々其制あり、又田品を分ちて、上、中、下、下下の四等とし、常に田籍田圖を進らしめ、之により四至を定め水利を通ずる等の資に供す、民部省圖帳是なり、かくて六年毎に、一度班田使を遣はして口分田を班授す、又臨時に巡察使を遣はして水旱風蟲の災害荒廢等を檢按せしむ、之を按田といふ、この他宅地及び園地を給ふ制あり、王制衰へて群雄爭鬪の世となりては、田制古の如くならず、其名目また大に異なり、名田、加納田、除田等の稱起り、又年貢を納めず課役を通ずるものなり、閒田、餘田、隱田などもいへり、【鎌倉時代】以後は、所領の田數を計るに、町段をいはずして其收納錢の貫高を以て稱せり、【室町時代】の末年、天下紛亂鬪爭の衢となるに及び、諸將等、部下の戰功を賞するには必ず廩米を以て給與せり、故に事緣は貫高を以てするより、石高を以てする方便なるが故に、【桃山時代】に至り、豐臣秀吉政を執るに至りて、天正十七年より文祿四年に至るまでの間に、貫高の制を改めて石高となし、從前三百六十步なりしを、六十步を削りて、六尺三十步の三百步を一段とし、その十段を一町とす、是に於て畝に一町なりし地は一町二段となり、一段の地は一段二畝となれり、これを天正の石直とも、また文祿の檢地ともいへり、大寶制令以來、田地の町段を改めたるは、之を始めとす、【江戶時代】に至り田制また二變し、方六尺を一步とし、六尺一步の檢地竿を用ひ、その三百步を一段とす、文祿の制に比ぶれば、一段の實積また減少せり、天和貞享より元祿に至りて漸く檢地の條目を定め、文祿以前の檢地を古檢と稱し、其後の檢地を新檢と稱し、新に開きたる新田と稱す、享保十一年、從前の條目を取捨して、新檢條目を定む、當來享保以前の檢地を、總べて古檢

と稱して、新檢に區別し、元祿以前に檢地したるな、本田畑といひ、元祿以後享保以前にかゝれる新開を、古新田と稱して、享保以後の新田に區別せり、而して又田を上、中、下の三等に分ち、關田、廐田、參田、見付田、砂田、山田、谷田、棚田、沼田、深田、植田、薗田、摘田等の名を付し、各帳に記して、輪租の高を定む、この帳を水帳といふ、名寄帳、小拾帳といふもあり、又新田、見立新田、切添、見取場、流作場等の稱あり、その社寺の領分、及び大名公家等に、幕府の朱印證書を附與したる田地を朱印地といひ、社寺の境內及び無年貢の地を除地といひ、繩外の地を見捨地といふ、六尺一分を一步とする制を立てられて以來は、大に民の困却をいたしたりが如くなれども、此に一の寃なることあり、それは繩は縮みて、嘲も宥恕なけれども、檢地の事は多く名主委任にて、官にて實地に改めらるゝことはなく、帳面の上にては、頗る嚴重なれども、內實は王制のすがたにて、地は一段といへど、場所は二段も三段もありしことなり、これ維新前までの狀なりき、之を要するに、上古以來江戶時代の末年に至るまで、土地所有の權は總べて上に在り、下民は唯その舍する所に耕耘せしものなり、維新後明治六年、地租改正法を行ひ、官有民有の別を立て、民に給ふに地券を以てし、土地の代價に償ひ、百分の三を地租とし、從來の田畑納貢の法を廢す、これ田地を以て私有物となす始めにして、實に古今田制の一大變革なり、同廿二年地券を廢して壹帳となす、今の制なり（日本制度通）○なほ田租（デンソ）檢見（ケミ）田（デン）並に各細目の條を參看すべし、

テンセウダイジン　天照大神　「アマテラスオホミカミ」を見よ、

デンセキ　田籍　名義　王朝時代國郡鄉土の戶主姓名口分町段を注記したるものを云ふ【起原沿革】【上代】孝德天皇大化二年八月國々の疆界を劃て、或は書し、或は目して遞らしめ、以て穿溝墾田の事を定む、是れ田籍田圖の始めなり、此後ち田圖を進めざりしを以て、諸國田籍のみを進めて田圖を進めしめたり、これより諸國田圖備はりしが、猶ほ田籍も行はれしと見え、延喜右京式に、田籍三通を造ること見え、三善清行の意見封事に「請勅諸國驛見口數二授口分田事、右云々、而今已廢二其田一、終闕二厥貢一、牧宰空懷二无用之田籍一、豪富猥收二併兼之地利一云々」と見えたり、圖帳（ヅヂヤウ）參看（田制篇）

デンソ　田租　名義　收穫米の若干を納めしむるもいふ、「ナカラ」とは民力の成す所を輸すの謂なりと雖も、今史傳の存する所に據て之を考ふるに、天照大神の天下を統べ、神武天皇又新宮を營み新晉を行ふ、神武天皇又御し給ふや、已に新宮を營む時の中に立て、以て神祇を祭る、爾來歷世皆祭典を行はる、夫れ人君天下國家を平治し、飢人天下の飢を視ること己の飢の如くにして租稅を改め、一段實に七把を減す【奈良朝時代】和銅六年度量を改正し、租法を白雉に復す【平安朝時代】に及び延曆十六年不三得七の法を改めて不二得八とし、同十九年又不三得七に復し、堉地窮民には特に不四得六を許し、大に寬假す、是より天長八年に至る間此法行はれしが、其後復た見えず、貞觀四年に至りて畿內の租を增す、これ和銅六年の法を變ぜられしなり、是までの法一倍の利に過ぎず、或は減じて十分の三とするあり、是は中戶以下の窮民を賑恤して課稅を許されしに始まる、其後定法と爲りて諸般の用度に充てられければ、民の苦情なきこと能はず、因て今此法を停め、且つ舊を復して田租を增し、一段に三束とせり、又雜色田には、五把を增して上田十束五把、中田八束五把、下田六束五把、下々田三束五把と成れり、然るに六年正月に至て忽ち舊法に復せらる、延喜四年田租の率、穫稻上田五百束、中田四百束、下田三百束、下々田一百五十束、其租一段に十五束となす、卽ち上は、三公九十七民、中は四公九十六民、下は五公九十五民、下々は一公九十九民の割合なり、この後、長保年中斗升の改革あり、和銅の法全く變ず、上田一段穫稻五十束、中田四十束、下田三十束、下々田五十五束、其租穀一斗五升、此を平均すれば七公九十三民なり、【鎌倉時代】文治元年、源頼朝守護地頭を置き、兵糧米五升を課せしことあり、尋で民疲に因り翌年之を停む、然れども守護地頭の權威益々盛にして、武家諸役を出し、更に臨時の勅事院事國役夫役等を課せしこと、諸古文書に見えたり、北條氏執權時代に於ては、調庸の制殆ど廢滅し、悉く土地に課したるを以て俄に重くなれり、其詳細は知り難しと雖も、孰れも四公六民、五公五民の間に在り、是

（室町時代）より【室町時代】なる延徳三年に至りて、北條長氏五公五民を改めて四公六民にしたることあり、此時群雄割據して國々政を異にしたれば、室町幕府に於て、如何なる法を用ひしか知り難きも、當時の概況を知るに足る。【桃山時代】是より九十五年の後、即ち天正十四年に至り、豐臣秀吉の制條、及び文祿三年の檢地條例に據れば、和銅以來の一步を曲尺の方六尺三寸の一步に改め、三百步を一段とし、京升を用ひ、古法を一洗して田畠屋敷方の位を定め、其三分の二を公に收め、三分の二を民の所得と爲す。【江戸時代】には、延寶六年に及び、豆州檢地條目あり、是より歷世條目を立てゝ檢地したることあり、今其要を擧ぐれば、上田一段穫米一石五斗、租米七斗五升、中田一石三斗、租米六斗五升、下田一石一斗、租米五斗五升、下々田九斗、租米四斗五升とす。明治初年德川氏の遺制を承け、概ね其舊慣に據る。後ち地所の名稱を區別し、地租改正の法を頒布し、海內齊一の制度を見るに至れり。今田租沿革要記の表を掲げ、上古より明治以前に至る田租の沿革を示す。但し上世は大升、減大升、宣旨升を用ひ、又高麗尺を以て地を度りしも、此表には一覽に便ぜんが爲め、量は京升、度は曲尺に換算せり。尙ほ年貢（ネング）參看（大日本租稅志、田租沿革要記）

年曆＼種目	步段穫米租米
大化前	方八尺 七二〇 二五〇 石 二五〇 六九 升 四五 八三
大化ヨリ	六〇 三五〇 同 四九 〇三
白雉ヨリ	七二〇 二五〇 同 四五 八三
大寶ヨリ	六〇 三五〇 同 四九 二〇
慶雲ヨリ	同 同 三二 三八

氏	豐臣				足利					鎌倉	德川					氏
屋敷	下畠	中畠	上畠	下田	中田	上田	民下田	公六中田	四上田	民下田	五公中田	五上田	府下田	上田	中田	下田
和銅ヨリ	同	同	同	同	同	同	同						同	同	同	同
自延曆至天長				同	同	同	同						同	同	同	同
貞觀、五年內	不四得六	不三得七	不二得八	同	同	同	同						同	同	同	同
延喜四年田平均	同	同	同	同	同	同	同						同	同	同	同
長保ヨリ	同	同	同	同	同	同	同						同	同	同	同
文治元年	同	同	同	同	同	同	同						同	同	同	同
慶長ヨリ	同	同	同	同	同	同	同						同	同	同	同
寬永ヨリ	同	同	同	同	同	同	同						同	同	同	同
慶安ヨリ	同	同	同	同	同	同	同						同	同	同	同
寬文ヨリ	同	同	同	同	同	同	同						同	同	同	同
延寶ヨリ	同	同	同	同	同	同	同						同	同	同	同
天和ヨリ	同	同	同	同	同	同	同						同	同	同	同
貞享ヨリ	同	同	同	同	同	同	同						同	同	同	同
元祿ヨリ	同	同	同	同	同	同	同						同	同	同	同
寶永ヨリ	同	同	同	同	同	同	同						同	同	同	同
正德ヨリ	同	同	同	同	同	同	同						同	同	同	同
享保ヨリ	同	同	同	同	同	同	同						同	同	同	同
元文ヨリ	同	同	同	同	同	同	同						同	同	同	同
寬保ヨリ	同	同	同	同	同	同	同						同	同	同	同
延享ヨリ	同	同	同	同	同	同	同						同	同	同	同
寬延ヨリ	同	同	同	同	同	同	同						同	同	同	同
寶曆ヨリ	同	同	同	同	同	同	同						同	同	同	同
明和ヨリ	同	同	同	同	同	同	同						同	同	同	同
安永ヨリ	同	同	同	同	同	同	同						同	同	同	同
天明ヨリ	同	同	同	同	同	同	同						同	同	同	同
寬政ヨリ	同	同	同	同	同	同	同						同	同	同	同
享和ヨリ	同	同	同	同	同	同	同						同	同	同	同
文化ヨリ	同	同	同	同	同	同	同						同	同	同	同
文政ヨリ	同	同	同	同	同	同	同						同	同	同	同
天保ヨリ	同	同	同	同	同	同	同						同	同	同	同
弘化ヨリ	同	同	同	同	同	同	同						同	同	同	同
嘉永ヨリ	同	同	同	同	同	同	同						同	同	同	同
安政ヨリ	同	同	同	同	同	同	同						同	同	同	同
萬延ヨリ	同	同	同	同	同	同	同						同	同	同	同
文久ヨリ	同	同	同	同	同	同	同						同	同	同	同
元治ヨリ	同	同	同	同	同	同	同						同	同	同	同
慶應ヨリ	同	同	同	同	同	同	同						同	同	同	同
明治ヨリ	同	同	同	同	同	同	同						同	同	同	同

（備考）表中△印は卽今の三百六十步、□印は除の略、

デンソウ　傳奏　名義綸旨　親王、攝家、諸社寺及び武家等の奏請を、天皇上皇に傳奏することを掌る、故に職名とす（一）上皇の傳奏を院傳奏と云ふ（二）天皇の傳奏には寺社傳奏、神宮傳奏、賀茂傳奏、石清水傳奏、稻荷傳奏、南都傳奏、大德寺傳奏、長講堂傳奏、學習院傳奏、元服傳奏、踐祚傳奏、卽位傳奏、讓位傳奏、改元傳奏、入講傳奏、凶事傳奏、武家傳奏等あり、故實拾要に、傳奏と云ふは諸社諸寺院武家等何れにもあり、諸社は其社の事を奏し、諸寺は其寺院、武家は其武門の諸事を奏す也、又諸社寺院の傳奏は、堂上代々其家あり、諸家中勤之也」と見えたり

（院傳奏）　**起原沿革**　（一）院傳奏は、源平盛衰記に「北面は白河院御字より始めて置れ、衛府共數多有けり、爲後守重童部より千壽丸今犬丸とて切者にて侍けり、鳥羽院御時は、季範季賴父子共に近く召仕はれ奉り、傳奏する折も有けり」と見えたれば、蓋し白河上皇院政以來置きしものなるべし、治承四年平清盛、後白河法皇を鳥羽殿に幽し奉りし時、藤原長方、吉田經

房二人を院傳奏とし、後ち高階泰經藤原光長等又院傳奏となる、何れも寵愛の近臣を以て之に補したるを以て尤も權力ありき、後嵯峨院以來傳奏評定衆を以て補佐と稱す、弘安年間院傳奏中に神宮賀茂傳奏ありしこと勘仲記に見えたり、江戸時代には傳奏二人を定め、大中納言の中を以て之に補し、役料あり、（二）は後醍醐天皇建武中興の時始めて置き、結番を定めて四番とし、菊亭兼季、萬里小路宣房以下二十人を以て之に補したり、足利氏幕府を立つるに及びて、武家の奏請を執奏すること起る、卽ち武家傳奏なり、江戸時代には、悉く幕府の命を以て補任したり、辯舌文筆に達せしものを擇任す、二人にて役料各二百五俵なり、別に官位祿物等の配當ありて、三千石餘の收入ありしと云ふ、康富記嘉吉四年二月五日の條に見えたる藤原定親は、武家傳奏の記錄に見えたるはじめとす、慶應三年十二月武家傳奏を廢す、神宮傳奏は明應五年十二月三十日三條西實隆を補したるを始めとす、賀茂傳奏は大外記師茂記應安七年四月十日の條に「賀茂傳奏藥室中納言云々」とあるを初見とし、石清水傳奏は建內記永享五年三月七日の條に、稻荷傳奏は後中內記元祿七年十月廿九日の條に、南都傳奏は滿濟准后日記永享五年十月九日の條に、大德寺傳奏は晴右記永祿八年五月廿九日の條に、長講堂傳奏は公卿補任大永四年の條に「學習院傳奏は安政三年の雲上明覽に、元服傳奏は、章弘宿禰記正德元年正月一日の條に、踐祚傳奏は、後桃園院崩御記に、卽位傳奏は、公卿補任永正十八年の條に、讓位傳奏は、常芳記明和七年九月十三日の條に、改元傳奏は、公卿補任明曆元年の條に、入講傳奏は、後深心院關白記應安七年二月九日の條に見えたるをはじめとす（百

（秀隣寄武）

（秀隣寄武）　**起原沿革**　（一）院傳奏は、源平盛衰記、古事類苑官位部、官令沿革表）

デンリン　天孫　瓊々岐尊より以下御代々々の天皇を云ふ、天神御子と稱すべきを、書紀が漢文さまにつくりかへたるものなり（玉勝間）

テンダイザス　天台座主　座主（ザス）を見よ、

テンダイノサンエ　エ）を見よ、

テンダイシユウ　天台宗　名義開祖智者大師、天台山にありて、この宗を弘通せしを以て名づく、本宗は法華經に由て一實圓頓の妙旨を解了し、止觀明靜の妙行を修するが故に、具には天台法華圓宗と云ふ、起原支那北齊の慧文禪師、大智度論及び中觀論に依りて、空假中三觀の妙旨を悟り、之を南岳慧思禪師に傳へ、南岳之を天台智者大師に傳ふ、天台智者大師、妙旨を發揮し、玄義、止觀、文句の三大部を開說せり、尊安、智威、慧威、玄朗に傳承し、第六祖荊溪湛然に至り、之が記を作りて大に玄旨を輔翼す、其下に道邃、行滿の二師を出す、二師之を本邦開祖傳敎大師最澄に傳ふ、初め最澄延曆七年比叡山を開きて此宗を宣揚せしに、桓武天皇勅して其章疏を支那に求めしむ、乃ち支那に航遊し、道邃、行滿二師に學び、別に密、禪、戒なも併せ傳ふ、之を四種相承と云ふ、歸朝後弘仁九年、山家學生式を造りて、一宗の條規を定む、慈覺大師圓仁、開祖に親炙して、本宗の妙旨を領得し、後ち入唐求法して、滯留すること十二年、圓密禪戒を諸宿德に稟受し、歸朝の後、本宗を大成せり、尋で智證大師圓珍、亦入唐求法し、歸朝の後、圓城寺を開きて寺門派を創す、其徒相抗して互に宗風を宣揚せり（名義）最澄入滅の際、二宗の事務を擧げて之を義眞に委附す、天長元年六月、勅して義眞を第一座主となす、爾來其職連綿として今に至りて絕えず、而して歷代帝室歸向の厚き、宇多天皇は叡山千光坊に皇居を立て御室と稱し、後白河天皇は法住寺の御所及び所領を妙法房最雲に附せられ、其他祖師の法跡にして天皇皇族の在住せし寺を門跡と稱し、皇族貴緖の出家者をして在住せしむ、卽ち叡山座主位の如き、二十五代に至り、醍醐天皇の皇孫明救僧正を座主となせしより、法親王に非されば此職に登る能はず、爾來青蓮院、妙法院、圓融院の三門跡、輪番に此職に任ずることゝなれり、德川家康に至りて、大に慈眼大師天海を用ふ、天海初め叡山執行探題となり、最も家康の爲めに崇信せられ、雌雄に參して獻替する所多し、德川家光の世に及んで、寬永寺を武藏の上野に創し、輪王寺を日光に開き、皇子を請じて法嗣となし、以て南山を兼任せしめ、一宗の主務を執らしむ、爾來本山傳來の法務及び天皇に奏請の事を司り、以て明治變革の時に至る、（宗派）山門派、寺門派、眞盛派あり、されど山門派は本宗たるを以て、いま派名を唱へず、單に天台宗とのみ稱す、延曆寺を本山とす、「エンリヤクジ」、「ジモンハ」、「ジンセイハ」參看（佛敎各宗綱要、十二宗綱要、日本佛敎史綱）

テンチ　天治　名義崇德天皇御宇の年號、保安五年四月三日、代始に因て改元す、二年を經て大治と改む（出典）島緯に、「帝者德配二天地一、天子者繼レ天治レ物」とあるに據る、式部大輔藤原敦光勘申す（國朝年號譜）

テンチク　天竺　印度（インド）を見よ、

テンチクガク　天竺樂　林邑樂（リンイフガク）を見よ、

テンチテンワウ 天智天皇 〔名諱〕諱は中大兄皇子、初め葛城皇子と稱す〔系統〕舒明天皇の嫡子、御母は皇極天皇、第三十八代の天皇〔事蹟〕未だ皇子たりし時、蘇我入鹿の頗る專橫なるを憎み、潜に藤原鎌足と謀りて之を除かんとし、蘇我倉山田石川麿の女を納れて妃とし、以て援と爲す、會々皇極天皇の四年六月三韓進貢の事あり、天皇大極殿に御し、入鹿また朝服して入る、卽ちこれを機とし、鎌足と共に入鹿を正殿に誅す、入鹿の父蝦夷尋でまた誅に伏せり、既にして天皇位を皇子に傳へんとするの志あり、皇子辭して從はず、密奏して孝德天皇に傳へんことを請ふ、皇極天皇嘉納し給ひ、卽ち讓位せらる、皇子立ちて太子となり、天皇を補佐して改革の政を布く、所謂大化改新は、太子と鎌足との畫策する所なり、既にして齊明天皇再祚するに及び、また其太子となりしが、七年正月天皇崩ぜるを以て素服して制を稱し、なほ位に卽かず、壬戌歲百濟、唐新羅連合軍の侵す處となる、太子阿曇比邏夫等を遣はして之を救はしめしも、我軍連戰利あらず、百濟遂に新羅の爲めに亡ぼさる、甲子歲冠位十二階を制定す、元年正月三日始めて卽位あり、先帝を殯してより實に六年に及ぶ、此年唐、高麗を滅せり、是より先百濟既に亡び、いま又高麗亡び、而して新羅は唐の節度を奉ずるのみならず天皇意を內治に注き、之が回復に意なかりしを以て、朝鮮の全部我國の屬邦たらざるに至れり、三年正月朝廷の禮節及び行路相避の儀を制し、二月戸籍を造る、庚午年籍といふ、四年六月天皇不豫なり、時に大海人皇子(天武天皇)皇太弟たりしが、天皇の意、皇子大友(弘文天皇)にあるを察し、俄に太子を辭して吉野に入る、是に於て大友皇子を立てゝ皇太子と爲す、十二月三日崩ず、壽四十六、山城國宇治郡山科村大字御陵の山科陵に葬る(大日本史、陵墓一覽)

テンチマル 天地丸 江戸幕府の軍艦の名、長さ廿七間半、幅九間、深さ一丈一尺、艪百挺を備ふ、寬永七年六月、將軍德川家光、之を品川沖に浮べて親ら乘船し、軍艦を多く集めて操練せしことあり、降りて天保二年、海軍の必要に迫られ、舊船天地丸を修覆して船舶に備へたり(德川實紀、海上權力史講義)

テンチヤウ 天長 〔名義〕淳和天皇御宇の年號、弘仁十五年正月五日、卽位改元、十年を經て仁明天皇承和と改む〔出典〕老子經に、天長地久とあるに據る、文章博士腹赤、少將南淵弘貞、彈正大弼菅原清公等連署して之を勘申す(元祕抄)

テンチヤウセツ 天長節 〔名義〕天皇の御誕辰を祝賀する節會を云ふ、續紀考證に「封氏見聞記云、太宗以降誕日、謂長孫無忌曰、今日是朕生日、俗云生日可喜樂、以書之情、飜感、恩因泣下、中宗常以降誕宴侍臣貴戚于內庭、與學士聯句柏梁體詩、然則國朝以來、此日皆有宴會、玄宗開元十七年、丞相張說遂奏、以八月五日爲千秋節、百寮有獻承露囊者、是日御樓張樂、傾城縱觀、天下士庶皆爲賞樂、其後亦改爲天長節」とあり、唐制に倣ひしものなるべし〔起原沿革〕光仁天皇より始まる、續紀寶龜六年九月壬寅の條に「勅、十月十三日是朕生日、每至此辰、感慶兼集、宜令諸寺僧尼每年是日轉經行道、海內諸國並宜斷屠、內外百官賜酺宴一日、仍名此日爲天長節、庶使廻斯功德、虔奉先慈、以此慶情、普被天下」と見え、また十月癸酉の條に「是日天長、大酺、群臣獻翫好酒食、宴畢賜祿有差」と見えたるにて其起源を知るべし、尋で同十年十月己酉、天長節に當るを以て群臣を宴し、祿を賜ひたり、されど爾後の天皇賀辰を祝せざりしものか、史籍に見ゆる所なし、降りて元治元年四月江戸幕府より京都に奏せし十八ヶ條の第三條に、「御誕辰六月十四日仕置致間敷事」と見えたり、これ特に賀辰とせしにあらずと雖も、天皇の御誕辰を崇賀し奉る意を表せしものなるべし、明治元年八月二十六日の布告に「九月二十二日は聖上の御誕辰相當に付、每年此辰を以て群臣に酺宴を賜ひ、天長節御執行相成、天下の刑戮被差停候、偏に衆庶と御慶福を共に被遊候思召に候間、於庶民一同御嘉節を奉祝候樣被仰出候事」と見えたり、これ現今行はるゝ天長節の始めなり、二年九月、各國公使を延遼館に召して酒饌を賜ふ、三年九月諸官員非職宮華族等の拜賀ありて、勅任官は禁中に於て、奏任官以下等外に至るまでは、各官省に於て酺宴を賜ひ、また諸軍艦に於て廿一發の祝砲を發し、諸兵隊には、練兵場に於て祝砲を發せしめたり、五年九月、日比谷練兵場に於て觀兵式を行はれ、百一發の祝砲を發す、後ち恒例となる、五年十一月太陰曆を廢して太陽曆を用ふるに及び、天長節を十一月三日に改定す、六年正月天長節を祝日と定む、大正の代、八月三十一日天長節に當れるも、暑中の故を以て十月三十一日を祝日と定めらる、而して外務大臣主人となり夜會を開くことは十二年の天長節に、延遼館に於て催したるをはじめとす(續紀、續紀考證、法令全書、明治史要)

デンチヤウラウ 傳長老 崇傳(スウデン)を見よ、

テンチユウシ 典鑄司 「イモノノツカサ」を見よ、

テンヅ 點圖 漢文を和讀する時の助詞の符號を記したる圖をいふ、卽ち符號を文字の四隅上下等に施し、訓點を著はす方法を示したるものなり、

(チコト點)

其內文字の右方に黑點を附し、チ、コト、ト、ハ等の助辭を著はしたるものあり、之れをチコト點と稱し、最も廣く行はれしより、其他をも汎稱してチコト點とも稱したり、蓋し朝鮮より文字を輸入すると共に貴族間には直ちに之を學ぶもの多かりしかば、久しからずしてこれを訓讀するに至りしものなるべし、されば白文のまゝにて記憶に存せざるがゆゑに、いつしか符號を以て其助詞を示すの必要を感じたるより、種々の符號を各自に用ひて其便を圖り、遂にこれを圖に作りて、符號の讀み方を示すに至れり、當時符號を用ひたるは、假名の發明なかりしがゆゑなり、符號を用ひはじめし起原並に其符號の圖、卽ち點圖を作りはじめし起原共に詳ならず、野宮定基の說には、もと南都法相宗の隱し點なりしが、儒家に轉用して故實となりたりといへり、いま諸家點圖を按ずるに、其載する所十七家、多くは皆寺院に傳はる所のものなるを思へば、僧家に始まると云へるは實を得たるものなるべし、かくて點圖の法によりて書を讀むこと流行し、博士家等にては、各自設くる所の傳に從うて人に敎授し、朝廷の御書始等にも、まづ侍讀より點圖を進覽したりし事、中右記、長秋記、江次第等に見ゆ、されど其法極めて不便なりしを以て、更に一二三上中下等の文字を以て轉倒の地位を示し、假名を文字の右側に施し、所謂送假名の法を用ひ、點圖のを自ら必要なきに至れり、上述の如くなれば、符號を施す方法は、人によりて同じからず、諸家點圖によるに、喜多院點、東南院點、圓堂點、中院僧正點、寶幢院點、智證大師點、西基點、水尾點、禪林寺點、三寶寺點、遍照寺點、香隆寺點、淨光房點、順曉點、俗家點、俗點、經點等の各種あり、おもふに此外にも數多ありしなるべし、今其二三を示せば左の如し、「クンテン」參看(諸家點圖、新儀式、江次第、中右記、長秋記、訓點復古、授業編、文敎溫故、同文通考)

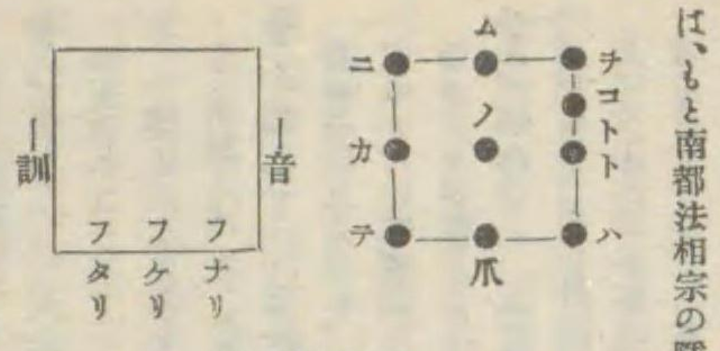

(中右記所載)

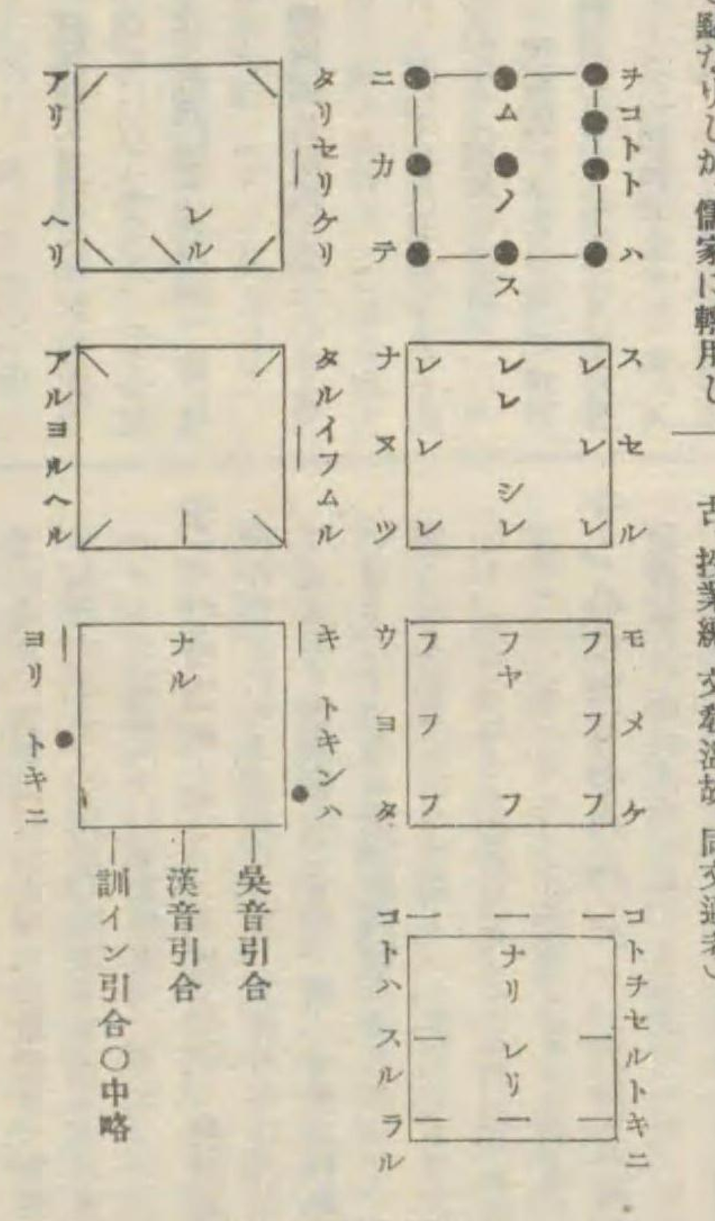

(遠古登點譜所載)

デンヅ 田圖 圖帳(ヅチヤウ)を見よ、

デンヅウヰン 傳通院 〔所在〕東京市小石川區表町○無量山壽經寺と云ふ〔宗旨〕淨土宗、關東十八檀林の一○本尊は惠心僧都の作なる阿彌陀如來〔起原沿革〕應永廿二年の創建にして、僧聖冏(了譽上人)の開基なり、慶長七年德川家康の母傳通院の歿するや、遺骸を此處に葬り改めて傳通院と稱し、新たに堂宇を築造し、寺領三百石を寄せ(後ち六百石となる)俄に面目を改む、寺內に、開山堂、辨財天祠、多久藏主稻荷社、常念佛堂、新念佛堂、經堂、無緣塚等散在し、また坊舍三箇寺、所化寮百軒、末寺十箇寺あり、維新後廢頽して、舊觀を存せず(和漢三才圖會、江戸名所圖會、東京名所圖會)

テンテイ 點定 本義は指定の意なれども、鎌倉時代以後は多く沒收徵發の意味に用ひたり、吾妻鏡に「文治元年十二月十五日、北條殿飛脚自京都參著、被注洛中子細、謀反人家屋等、先點定之、同意惡事輩、當時露顯分、不逐電之樣廻計略、此上又申師中納言殿事」と見えたり、尙ほ新篇追加、大悲王院文書等にも見えたり、

デントウ 傳燈 法燈(法を燈火に喩ふ)を傳ふる義、法脈相承を云ふ(祖庭事苑)

デントウダイホツシヰ 傳燈大法師位 僧位(ソウヰ)を見よ、

デントウヂユウヰ 傳燈住位 僧位(ソウヰ)を見よ、

デントウニフヰ 傳燈入位 僧位(ソウヰ)を見よ、

テンドウハ 天童派 時宗の一派、宗祖の弟子一向入寂の地たる出羽天童の佛光寺派を稱す、今は一向宗派に合して派名を存せず、時宗(ジシユウ)參看(佛敎各宗綱要、日本佛敎史綱)

デントウマンヰ 傳燈滿位 僧位(ソウヰ)を見よ、

テントク 天德 村上天皇御宇の年號、天曆十一年十月二十七日、水旱怪異に因て改元、四年を經

て應和と改む、

テンナ　天和　名義 寛元天皇御宇、將軍德川綱吉の年號、延寶九年九月廿九日改元す、辛酉に依てなり、三年を經て貞享と改む 出典 後漢書桓帝の詔に「天人協和、萬邦咸寧」とあるに據る、菅原在庸勘申す（國朝年號譜）

テンナン　天安　名義 文德天皇御宇の年號、齊衡四年二月二十一日、瑞祥に因て改元す、二年を經て、清和天皇眞親と改元す 出典 文德實錄に「緣美作、常陸二國獻白鹿運理之瑞」云々」と見えたり

テンニン　天仁　名義 鳥羽天皇御宇の年號、嘉承三年八月三日、代始に因て改元す、二年を經て天永と改む 出典 文選に「統ノ天仁風遐揚」とあるに據る、太宰權帥大江匡房勘申す（國朝年號譜）

テンバウ　天保　名義 仁孝天皇御宇、將軍德川家齊、同家慶）の年號、文政十三年十二月十日改元す、十四年を經て弘化と改む 出典 孟子に「樂天者、保二天下一、畏天者、保二其國一」とあるに據る（國朝年號譜）

テンバウイチブキン　天保一分金　名義 江戸時代に行はれたる金貨の一種、天保の年作りたるを以て此名あり 性質 縱五分五厘、橫三分五厘、十兩の重、小判に同じ「テンバウコバン」を見よ

テンバウイチブギン　天保一分銀　名義 江戸時代に行はれたる銀貨の一種、天保の年作りたるを以て此名あり、又古「一分銀」ともいふ 性質 縱七分五厘強、橫五分強 起原沿革 天保八年十二月、新鑄して之を行はしめ、四箇を以て金一兩に當つ、天保八年より安政元年までを鑄造の年限とす、「キンギンクワ」參看（大日本貨幣史）

テンバウオホバン　天保大判　名義 江戸時代に行はれたる金貨の一種、天保の年作りたるを以て此名あり、また吹增大判といふ 性質 縱四寸八分五厘、橫三寸零五厘、重さ四十四匁零五厘餘、內金二十九匁六分、銀十二匁九分厘とす 起原沿革 天保九年六月、享保以來鑄造せざるが爲め、其數減じたるを以て增鑄す、天保九年より萬延元年までを鑄造の年限とす、「オホバン」、「キンギンクワ」參看（大日本貨幣史）

テンバウコバン　天保小判　名義 江戸時代に行はれたる金貨の一種、天保の年作りたるを以て此名あり、また吹增大判といふ 性質 縱四寸八分五厘、橫三寸零五厘、重さ四十四匁零五厘餘、內金二十九匁六分、銀十二匁九分厘とす 起原沿革 天保九年六月、享保以來鑄造せざるが爲め、其數減じたるを以て增鑄す、天保九年より萬延元年までを鑄造の年限とす、「オホバン」、「キンギンクワ」參看（大日本貨幣史）

テンバウゴリヤウバン　天保五兩判　名義 江戸時代に行はれたる金貨の一種、天保の年作りたるを以て此名あり 性質 縱二寸九分、橫一寸六分五厘、重さ八匁九分八厘零六五位に同うし、一箇を以て五兩に當つ、天保八年より同十四年までを鑄造の年限とす、安政元年十月通用を停む、「コバン」、「キンギンクワ」參看（大日本貨幣史）

テンバウチヤウギン　天保丁銀　保字銀（ハウジギン）を見よ、

テンバウツウハウ　天保通寶　名義 江戸時代に行はれたる錢貨の一種、天保の年作りたるを以て此名あり、又一箇の價、錢の百文に當るを以て「當百錢」ともいふ 性質 銅にて作り、縱一寸六分、橫一寸餘、重五匁五分、貨率大凡百分中銅七十八分、錫十分、鉛十二分、面に天保通寶、裏に當百といへる文字と花押とあり、形ち橢圓形を爲せり 起原沿革 天保七年九月、之を鑄造して行はしめ、一箇を百文に當つ、萬延年間最も多く鑄造す、是れ諸藩札を停め、當百錢と交換せしめんとの策にて、毎日三十萬枚の鑄造に及びしが、遂に銅缺乏して其事行はれず、空しく其數なのみ增加したり、而して其價始めは、四十枚にて舊貨一兩、安政年中六十枚にて一兩、萬延以後百枚にて一兩、明治以後、百二十五枚にて新貨一圓に換ふ、即ち一枚八厘に當る、二十四年其通用を停む、「セニ」參看（大日本貨幣史）

テンバウニシユキン　天保二朱金　名義 江戸時代に行はれたる金貨の一種、天保の年に作りたるを以て此名あり 性質 縱四分五厘、橫二分五厘弱、十兩の重さ三十四匁餘 起原沿革 天保三年十月、之を鑄造して行はしめ、八箇を以て金一兩に當つ、天保三年より安政五年までを鑄造の年限とす、「ニシユキン」、「キンギンクワ」參看（大日本貨幣史）

テンハウマメイタギン　天保豆板銀　保字銀（ハウジギン）を見よ、

テンピヤウ　天平　名義 聖武天皇御宇の年號、神龜六年八月五日改元、二十年を經て孝謙天皇天平感寶と改む 出典 神龜六年五月左京職龜を獻ず、背に「天王貴平知二百年一」この文あるに據る（續紀）

テンピヤウカハ　天平革　染革の一種、正平革（シヤウヘイカハ）を見よ、

テンピヤウカンバウ　天平感寶　孝謙天皇御宇の年號、天平二十一年四月十四日改元、同年七月二日天平勝寶と改む（續紀）

テンピヤウジンゴ　天平神護　名義 稱德天皇御宇の年號、天平寶字九年正月七日改元、二年を經て神護景雲と改む 出典 稱德天皇勅に「賊臣中

麻呂外戚近臣幸賴、神襲護ノ國勳ノ軍、不ル盡二旬日一戚伏誅殺」とある神靈護國より出づるなるべし（續紀）

テンピヤウジヤク　天平尺　尺の一種、其長さ曲尺の九寸七分八厘に當れり、天平時代の尺なるを以て此名あり、「モノサシ」參看、

テンピヤウシヨウハウ　天平勝寶　孝謙天皇御宇の年號、天平感寶元年（天平二十一年）七月二日改元、八年を經て天平寶字と改む（續紀）

テンピヤウハウジ　天平寶字　孝謙天皇御宇の年號、天平勝寶九年八月十八日改元す、二年を經て淳仁天皇卽位、尙ほこの年號を用ひらる、是より先天皇疑殿承塵の裏に、天平太平の四字自ら生じ、且つ駿河國益頭郡人金刺舍人麻呂靈産字を爲したるものを獻ず、仍て改元す、八年を經て稱德天皇天平神護と改む（續紀）

テンプク　天福　名義 四條天皇御宇（鎌倉執權北條泰時）の年號、貞永二年四月十五日、代始を以て改元す、一年を經て文曆と改む 出典 尙書注に「政善天福ノ之」とあるに據る、式部大輔爲長勘申す（國朝年號譜）

テンポフアジヤリ　傳法阿闍梨　「アジヤリ」を見よ、

テンポフクワンチヤウ　傳法灌頂　「クワンチヤウ」を見よ、

テンポフリン　轉法輪　佛經にて菩薩の一、怨敵を摧破することを司る、佛の教法を法輪といひ、說法を轉法輪と云ふ、輪は運輪摧破の義有り、卽ち邪を推き外を制するなり、佛の教法は能く邪見煩惱を破し、正道を開くを、輪王の力の、能く一切の障碍物を打破し去り、道途を開通し得るに喩へしなり、蓮花の上に座し、左手に金剛杵を捧げ、右手に蓮花を持し、其上に輪を置く、多く調伏の時に祈る（尊容抄、佛教いろは辭典）

テンマ　傳馬　名義 (一)王朝時代官吏の乘用に供する爲めに備へたる馬、(二)江戸時代宿驛毎に備へたる遞送用の駄馬ないふ 起原沿革 (一)は孝德天皇の二年に發したる改新の詔の中に、畿內に驛馬傳馬を置きたると、井に驛馬傳馬を賜ふ事は、みな鈴傳の符剋の數に依れとあるを起原とす、されど其制詳に爲し難し、文德天皇の時の令制には、驛傳馬は公使之に乘る、事急なれば驛に乘り、事緩なれば傳馬に乘る、傳馬一日の行程凡そ七十里を準とす」傳馬は郡毎に各五、皆官馬を用ひよ」公使驛馬及び傳馬に乘るの時、もし不足せば私馬を以て充てよ」官人傳馬は、到る處官物を用ひよ」などしべし、然るに延喜式を撿するに、全州の牛に留り、且つ各郡に配したる爲に省略したるものならんか、（驛馬の表參看）後ち朝綱廢弛するに及びて驛傳の制遂に衰頽せり、(二)天正十八年德川家康關東に移封して江戸城に入るや、寶田村千代田村の農民馬迄勤解由、高野新右衞門、小宮善右衞門等其部下の人夫傳馬を率ゐて之を迎ふ、家康依りて道中傳馬役を命ず、文祿元年一駄の駄量を三十貫目と定む、慶長七年家康天下の政權を握るに及び、驛路の事、奈良屋市右衞門、樽屋三四郎の二人をして司らしめ、公用の傳馬は皆此二人發する所の傳符を以て出さしめたり、十六年傳馬法を令し、江戸日本橋より品川まで上下駄賃は、荷物重さ四十五貫目を一駄とし、京錢廿六文、板橋まで三十文とし、人足賃其半とす、尋で寬永十二年武家諸法度を發するや、諸國道路橋梁を修し、驛馬舟揖を備ふべきことを規定したり、後ちまた五街道宿驛の人馬を定め、東海道は百疋百人、中山道は五十疋五十人、日光奧州甲州三街道は廿五疋廿五人とす、然れども當時大小名の江戸に參覲交替の途上、往々にして、人馬を濫に使用するものあり、是に於て荷物改所を東海道の品川、府中、草津、中山道の板橋、追分、洗馬、日光奧州街道の千住、宇都宮、甲州街道の內藤新宿におき、本馬一駄乘廿貫目、輕尻五貫目、駄荷四十貫目、人足一人持五貫目等の制を設く、元祿年間に至り、定助鄕、加助鄕等を定め、宿驛附近の村落に課し、助成の傳馬役夫を出さしむる事となれり、（スケガウ）參看）かくの如くにして傳馬の法大に整頓するに至りしが、其目的とする所は大名役人の旅行、公用物の遞送等に過ざざりしを以て、一般の人民に至りては、其利を享くるを能はざりき、驛（エキ）、驛馬（エキバ）參看（書紀、令義解、延喜式、日本商業史）

テンマングウ　天滿宮　北野神社（キタノノジンジヤ）を見よ、

テンマンダイジザイテンジン　天滿大自在天神　北野神社（キタノノジンジヤ）を見よ、

テンムテンワウ　天武天皇　名義 諱は大海人皇子 系統 舒明天皇の二子、母は皇極天皇、天智天皇の皇弟なり、第四十代の天皇 事績 天智天皇の時立て皇太弟となる、四年天皇不豫のことあり、皇子を召して後事を托す、皇子、天皇が大友皇子（弘文天皇）に讓位せんの意あるを察し、固辭して受けず、俄に宮中に剃髮し、皇位の望なきを示し、吉野に入る、既にして天皇崩じ、弘文天皇卽位し給へり、然れども皇子實は皇位を得んと欲する念熾んなりしを以て、密に畫策する所多し、是に於て天下の諸臣吉野近江の二派に分れて騷擾す、弘文天皇の元年、皇子逢

に兵を擧げ、連戰して近江朝廷の軍を敗る、天皇進退谷まりて山崎に崩ず、卽ち元年二月を以て、飛鳥淨見原宮に卽位し、功を論じ賞を行ふと各々差あり、十三年新に八色の姓(「カバネ」參看)を制定す、朱鳥元年九月崩ず、壽詳かならず、或は云ふ六十五、大和國高市郡高取村大字野口の檜隈大內陵に葬る(大日本史、陵墓一覽)

テンメイ　天明　名義　光格天皇御宇(將軍德川家治、同家齊)の年號、安永十年四月二日改元す、代始を以てなり、八年を經て寬政と改む　出典　孝經に「則ち天之明に因り地之利に以訓し天下に」倫書に「克享に天心に受に天明命し」とあるに據る(國朝年號譜)

テンメイノウチコハシ　天明打毀　天明七年米價騰貴の際、江戸及び諸國に行はれたる暴動なり、米商又は富豪の宅を打毀したるが故に名く、是より先き天明二年より六年に至るまで、連歲不作打續きしより、米價益々騰貴し、七年五月十日には、府下の小賣、百文に三合五勺なりしが、十八日には三合となり、市民の困窮大方ならず、是に於て幕府は、金二萬兩、米六萬俵を江戸町奉行に下附し、救助せしめしと雖も、其未だ全般に行き屆かざるの前、卽ち同廿日の夜、細民等蜂起して、赤坂門外なる米屋廿三軒を打毀したるを手始とし、これに次で二百人三百人づゝ群を爲し、鉦を敲き太鼓を鳴らして橫行せり、其打毀したる米屋は、麹町にて五六軒、深川六間堀にて七八軒、本所邊にて十三軒なり、かくて場末にはじまりて終に市中に及び、南傳馬町にて五六軒、廿一日の夜に入りて、鎌倉河岸の米屋を殘りなく打破り、これより小舟町、伊勢町、小網町、茅場町、龜島町、鐵砲洲、藏前、淺草、本鄕、市ヶ谷、四谷に至るまで凡そ百五十軒餘を破却し、後ちには米屋のみならず、米穀を多く貯蓄せる者、又は藥商(大丸のごとき)等を襲ひしもあり、江戸市外は內藤新宿、角筈、千住、小塚原まで及ばせりといふ、而して其打破りしは處は、衣服器財戶障子の類まで微塵に爲したれども、同類掠ぐ盜を禁じ、會々道路に落ちたるを拾うて逃ぐるものあらば、之を捕へて打擲し、取りたる物を引き破りしが、其散じたる跡に賊の多かりし事は、怪しむに足らざるべし、なほ此一群の中の巨魁たりしは、美少年一人、大坊主一人にして、共に勇武なる事鬼神の如くなりきといふ、かくの如く暴動は廿日の夜に起り、廿二日の曉に至るまで續行したりしが、廿二日の午の刻、先手頭長谷川平藏以下十人に其追捕を命じ、町奉行曲淵甲斐守、牧野大隅守等も自ら出馬して下知し、町々は皆木戶を閉ち、柝を擊ちて互に應援せるを以て、暴徒も漸く散亂して影迹なきに至れり、幕府卽ち郡代伊奈忠尊に命じて、諸國より米穀を江戸に運搬せしめたれば、米價從うて下落し、四民其堵に安んずるを得たり、此時また芝、麹町、淺草、深川の四ヶ處に假舍を撰へ、細民に米穀を給與したりき○暴動は江戸のみに留らず、大阪は五月十一、十二、十三日に亘りて打毀しあり、江戸よりは稍々早し、その外長崎、石卷、和歌山、郡山、銚子等に行はれしが、孰れも殆んど同時に起りたりといへり(蜂蜘之糸卷、五月雨草子、德川太平記)

テンメイノキキン　天明饑饉　天明中の饑饉は一箇年に止らず、二年より延いて六年に及びしが、特に三年を以て最甚しとす、蓋し二年の春より夏に至りて滯雨已まず、諸國にも洪水の被害多く、就中伊豫土佐の地は風雨烈しく、人畜田畝水患にかゝるもの許多あり、海洋また風波常よりも荒く、船の破るゝ者百を以て數ふ、關東も日毎に陰冷にして、五月の末に至り始めて暑氣を催したり、明三年また春より霖雨降り續き、晴天は極めて稀なりしが、六月十六、七日に至り、更に大雨ありて諸川流溢し、七月には淺間岳噴火して灰砂田畝を埋め、信上武の三州其災に罹り、夏より秋に及べども猶雨日のみ多く、陰冷にして單衣を着するの日少く、大抵冬衣を着したりといへり、因て諸國一般に秋禾實らず、關東北國の地最も悲慘を極め、此年より明年にかけて人民の餓死となりて野に斃るゝもの、乞丐となりて他國に漂ふもの幾千萬人なるを知らず、而して官之を救ふに術なく、府下の民にして餓死するものあるに至る、加ふるに疫疾大に行はれ、これが爲に死亡するもの亦夥しかりき、此年の饑饉に、全國の諸大名中救荒の備ありて飢民を出さゞりしは、紀伊、水戶、熊本、米澤の數家に過ぎず、其他は悉く皆多大の飢饉流亡のものありしといへり、然るに四年また凶荒あり、米價騰貴し、諸民飢餓に迫る者多かりしが、奧羽の地殊に甚しく、草根木皮を粲としてなほ足らず、遂に父子兄弟相食むの慘狀を呈したる而已ならず、再び疫癘行はれて斃るゝ者數ならざりき、五年もひきつゞき不作にして、六年には、關東の諸地方大洪水あり、故を以て年穀實らず、諸國また凶作多く、米價愈々暴騰せるに加へ、奸商等往々買占を爲したるより、遂に打毀しといへる暴動を生ずるに至れり、天明打毀(テンメイノウチコハシ)參看(德川實紀、續德川實紀、後見草、德川太平記、德川十五代史)

テンモクザンノタタカヒ　天目山戰　武田勝頼(メケダカツヨリ)を見よ、

テンモン　天文　名義　後奈良天皇御宇(將軍足利義晴、同義輝)の年號、享祿五年七月廿九日改元す、兵亂に因てなり、二十三年を經て弘治と改む

出典　倭書註に「孔安國曰、觀察二天文一齊二七政一」とあるに據る、文章博士菅原長雄勘申す(國朝年號譜)

テンモンカタ　天文方　職掌　江戸幕府の職名、天文、曆術、測量、地誌の四課に分ち、又西洋書飜譯等の事を掌る、吉田、澁川、山路等數家之を世襲す、屬吏に天文改方(役料十二俵、下役、出役等あり　起原沿革　貞享元年十二月、碁師保井算哲(後ち澁川春海と改む)を以て、天文方となしたるを始とす、後吉田、澁川、山路等四五人に及ぶ、初め寺社奉行に屬し、後ち若年寄に隷す、貞享四年十二月、職祿百五十俵を給す(官制沿革略史)

テンモンダイ　天文臺　延享四年將軍德川吉宗、始めて江戸天文臺を神田佐久間町に建て、自製の簡天儀(天體を測量する器械にして、維新前まで之を用ひたり)などおき、建部賢弘を臺長となし、四川如見等に命じて貞享曆を正さしむ、寶曆四年に至りて成る、卽ち寶曆曆なり、同七年之を廢す、尋で天明二年五月再び淺草片町に司天臺を設く、明治二年四月之を毀つ、天保十三年飯田町九段坂上にも亦設置したるとあり、なほ城內吹上の庭中にも、文化中設立の天文臺ありて、奧向の職員より、之を管掌せりといふ(日本教育史資料、官制沿革略史、德川實紀)また諸藩にも往々にして此設けありき、維新の後ち中央氣象臺を麴町竹橋內に設け、今に及ぶ、

テンモンハカセ　天文博士　陰陽寮(オンヤウレウ)を見よ、

テンヤウ　天養　名義　近衛天皇御宇の年號、康治三年二月二十三日革令に因りて改元、一年を經て久安と改む　出典　後漢書に「此天之意也、人之慶也、仁之本也、儉之要也、焉有レ應二天養一人、爲二仁爲一レ儉、而不レ降二福者一乎」とあるに據る、文章博士藤原茂明勘申す(國朝年號譜)

テンヤク　天役　朝廷にて大儀造營等ある時に、臨時に充つる課役を云ふ、尺素往來に「就二庇弱小名田一被二懸過分莫大之段錢天役一事、雜澁之次第云々」とあり、

テンヤク　典鑰　中務省(ナカツカサシャウ)を見よ、

テンヤクレウ　典藥寮　名稱　「クスリツカサノツカサ」とも訓む、唐名大醫署、又尙藥局　所在　大內裏內藏寮の東　職掌　宮內省の被官、諸種の醫師及び醫博士を管轄して、疾病を療し、及び藥園の事を掌る　職員　頭一人從五位下、助一人從五位上、大屬一人從六位下、少屬一人大初位上、史生四人、醫師十人從七位下、醫博士一人正七位下、針師五人正八位下、按摩博士一人正八位下、呪禁師二人正八位上、呪禁博士一人從七位上、藥園師二人、藥掌一人、使部二十人、直丁二人、藥戶七十五戶、乳戶五十戶　起原沿革　上古藥寮を置き、持統天皇の時、醫博士、呪禁博士を置く、文武天皇の大寶元年更に本寮を置き、以上の職員を置く、年本寮言す「孝德天皇の代、大山上和藥使主福常乳術を學ぶ、始めて乳長上職を置く、子孫相繼ぎ今に至る、自今族中幹了なるものを擇補し、六年交替せん」と之を許す、天長二年改めて乳師となす、寬平八年內藥司を停て、侍醫四人、女醫博士一人、藥生十人を本寮に隷す、後世官の創興りてより、和氣、丹波二氏世々此職に補ぜらる、後世助に權官を置き、尤を別て大少となし、侍醫、醫博士、女醫博士、針博士、皆權官を設けらる(書紀、續紀、令義解、後紀、延喜式、三代格、官職祕抄、職原鈔、職官志)

テンリウジ　天龍寺　所在　山城國葛野郡嵯峨村字天龍寺○靈龜山天龍資聖禪寺と號す　宗旨　臨濟宗、天龍寺派本山、京都五山の一〇本尊釋迦牟尼佛　起原沿革　疎石(夢窓)を以て開山とす、曆應二年(南朝延元二年)八月後醍醐天皇芳野行宮に崩御あるや、疎石足利尊氏に說き、佛寺を建立し、罪障を消滅し、天皇の冥福を祈らんことを勸む、是に於て後嵯峨龜山二上皇の仙宮にして、天皇と因緣深き龜山殿の地に禪刹を建てんことを奏請し、十月光明院の勅許を得、大に土木を興し、安藝周防二國を以て造營費用に充て、尊氏親から其土石を運び以て之を助け、康永三年九月落成す、初め曆應寺と號したりしが、故ありて天龍寺と改む、足利氏太に莊園田地を寄附し、疎石の建議を以て、南船を元國に通じ、其利益を得て之を造立の資に供し、康永四年に及んで、七堂伽藍を始め全く竣成し、輪奐の美を極む、同年八月廿九日落慶供養を行ふ、其地域四に龜山を負ひ、東は釋迦堂大路を堺し、南は嵐山を包み、北は淨金剛院に及び、諸塔頭凡そ百五十箇寺、皆域內に在りて、洛西第一の巨刹となる、其後屢々火災に罹り、凡そ五百年間、延文、貞治、應安、康曆、文安、應仁、文化及び元治甲子の兵燹を合せて、八回の災に遭ひしほ、他に其類を見ざる所、寺地は龜山殿の舊址に據り、三十六町九畝を有せしが、今十町五反七畝二十七步となる、寺領は室町時代の末に至り、兵亂の爲め減少し、豐臣氏以來千七百二十石を領したり、塔頭は臨川寺、

鹿王院、西芳寺、地藏院（以上皆境外に在り）金剛院、寶壽院、壽寄院、慈濟院、松岩寺、妙智院、弘源寺、三秀院、永明院とす○樓門、假佛殿、選佛場（一に雲居庵と云ふ）假方丈あり○寶物、遮那院御領繪圖、往古諸卿館地之繪圖、壓永鈎命圖各一舖、夢窓國師像三幅（以上國寶）此他策彥入明記錄等あり（天龍寺供養記、山城名勝志、平安通志、京華要誌、國寶目錄）

テンリウジハ　天龍寺派　臨濟宗の一派、夢窓疎石禪師を祖とす、「ソセキ」、禪宗（センシュウ）、臨濟宗（リンザイシュウ）を見よ、

テンリウジブネ　天龍寺船　名義　室町時代、京都天龍寺より貿易の爲め、元に派遣したる船舶をいふ　起原沿革　足利尊氏の天龍寺を建つるや、僧疎石（夢窓）足利直義と謀り、其材器具の要脚を元に募緣せんことを請ふ、北朝明經明法博士に下して議し其請を聽し、每年舶二艘を出し、商賈の好惡に拘はらず、歸朝の上、現錢五千貫を寺家に納めしむる事と爲さしむ、是に於て曆應四年（南朝興國三年）十二月始めて舶を元に遣はし、若干の器物を載せて歸る、以後例となり、每年此事ありき（續本朝通鑑、日本商業史）

テンリケウ　天理敎　神道（シンタウ）を見よ

テンリヤウ　天領（天料）　江戸幕府直轄の領地をいふ、蓋し下民の喚ぶに任せたる私稱にして、正しくは御料（御領）と稱したり、而して其內、鄕村の多くは郡代代官の管轄する所にして、江戶、大阪、駿府、伏見、奈良、堺、山田、佐渡、浦賀、下田、箱館、神奈川、新潟、兵庫等重要の土地は町奉行の統轄する所に係る、以上を本管地と爲す、此外御預り所と稱する附管地あり、卽ち幕領の內、便宜上、諸藩又は各地の奉行に分轄せしめたる處をいふ、例令へば伏見奉行が山城の地五千餘石を預り、上杉氏が出羽越後の地五萬五千餘石を預りたるが如し、而して天保九年の調査によれば、幕領全體の石高四百十八萬九千百餘石なりき、世に幕府八百萬石と稱するは、之に旗下の知行所三百萬石を加へたる概算なるべし、詳しくは吹塵錄に就きて見るべし、なほ各職員の俸祿を參看せよ（吹塵錄、舊幕縣治要略）

テンリヤク　天曆　村上天皇御宇の年號、天慶十年四月廿二日卽位改元、十年を經て天德と改む、

テンロク　天祿　圓融天皇御宇の年號、安和二年三月廿五日卽位改元、三年を經て天延と改元す、

テンワウ　天皇　帝國の主權者の御稱號、古訓「スメラミコト」、といふ、事物紀原に「隋整三五曆記曰、歲起攝提、元氣肇始、有三神人、號三天皇、項峻始學篇曰、天地立、有三天皇、掘悟帝系譜曰、天地始起、溟涬鴻濛、卽生三天皇、治萬八千歲、此稱二皇之始也」と見えたるにて其義を知るべし、なほ唐書高宗の上元二年八月の條に「皇帝稱三天皇、皇后稱二天后」などありて、支那にて用ひたるもなれば、皇帝の別稱あり、下より稱す語に、乘輿、車駕、一人、至尊、主上、內、上、上機、皇御孫尊、天神御子、日之御子、現人神、明御神、大君、御門、御所、內裏、禁裏、公家、萬乘の君、一天の主、十善の主、金輪聖王等あり、敬語には陛下と稱す、なほ御意を詔勅といひ、上表の文には闕字平出等を爲すの制あり（以上重なるものは別項に說明せり、就きて見るべし）而して書紀には神武天皇以下歷代みな天皇の稱を用ひたれども、井に追書に係る、同書神功皇后九年十月の條に「吾聞東有二神國一、請二日本一、亦有二聖主一、請二天皇一」とあれども、これまた同じ、而して欽明紀九年四月の條に百濟の奏上を擧げて「伏願可長天皇（四蕃皆稱二日本天皇一爲二可長天皇一）云々」とあり、また推古紀に、唐に贈りたる國書を擧げて「其辭曰、東天皇敬二白西皇帝一」とあるは、實際に此稱を彼我に用ひたる初見なりとす、蓋し此頃に及びて、漸く天皇なる文字を使用する事となりたるものならん、文武天皇の大寶令には「天子、祭祀所レ稱」とありて、義解に「謂告二神祇一稱爲二天皇一」と見ゆ、以て當時の制、陛下自ら天皇と稱し賜ふとは、神祇に對する時に限りたるの規定なりし知るべし、なほ古事記、書紀等には、歷代の帝號は御名、又は國風の諡號によりて某宮御宇天皇と記したりしが、後ち漢風に摸して、始めて神武、綏靖等の諡號を制定せらる、（ヂンムリヤウ參看）天皇にして讓位し給へるなれば、太上天皇と稱し（略して太上皇または上皇ともいふ）太上天皇にして出家し給へるなれば太上法皇と稱す（略して法皇ともいふ）、また帝位を踐まざる親王を天皇と稱し、もしくは太上天皇と爲すことあり、前者は追尊天皇にして、天皇が御父を尊び給ふより出づるあり、或は禪崇を畏れ給ふに由りて起るあり、且つ其號にも諡あり、居所を以て稱するあり、太上天皇と爲すは多く追號なれども、生前になり給へるもなきにあらず、なほ大鏡によれば、追尊天皇はみな太上天皇なりしが如し、此外また私稱天皇あり、攝政の皇后、皇女、及び有功の皇子を、後世より其感德を欣慕するの餘り、私に稱するものなりといふ、日本武尊を倭武天皇、神功皇后を息長足比賣天皇、飯豐青皇女を飯豐天皇、菟道稚郎子を宇治天皇、聖德太子を上宮法皇と稱するの類これなり、（ヂンジャウテンワウ參看）また天皇の御代數につきては、古來より一定せず、然して其議論のある處

は（一）神功皇后（二）飯豐青尊（三）弘文天皇（四）仲恭天皇（五）長慶天皇等の五代とす、今順を追うて諸說を述ぶべし（一）神功皇后を代數に加へしは、日本紀略、壬生文書所收の帝王系圖、同立系圖、愚管抄の皇帝年代記、歷代編年集成、神皇正統記、皇代曆等にして、一代要記は皇后の攝缺けて明ならざれども、前後の代數より考ふれば、代數に加へたるが如し、又代數を記さゞれども、天皇と認めしは、扶桑略記、皇代記、皇代略記、皇年代略記等なり、大日本史は、古事記書紀等に據りて、天皇の明文なく、追諡にも神功皇后とありしに據りて、天皇紀に加へず、皇妃傳に入れたり、この後現今に至るまで重野博士等を除く外は、概して異論を唱ふるものなく、古事類苑所收の宮內省式部職祭祀錄にも之を天皇に加へず、又御系譜掛にても、之を天皇に加へずと云ふ（二）飯豐青尊を代數に加へたるは、扶桑略記、水鏡、保元物語、神明鏡、日本皇帝系圖等にして、代數を記さゞれども卽位としたるものは、愚管抄、神皇正統記、皇代記、仁壽鏡等なり、又代數を加へざれども天皇と稱したるは、舊事記、壬生文書所收の帝王系圖、同立系圖、一代要記、本朝皇胤紹運錄、皇代曆、皇代略記、皇年代略記、皇年代私記等にして、日本紀略、壬生帝王系圖、歷代編年集成は、全く天皇と認めず、大日本史は古事記、書紀に明文なきを以て、天皇紀を立てず、皇女傳に入れたり、是より後ち矢野玄道を除く外は概して異論なく、御系譜掛にても、これを天皇に加へずと云ふ（三）弘文天皇の卽位を記せるは、扶桑略記、大鏡、水鏡、年中行事祕抄、立坊次第等、皇太子として卽位を記さゞるものは愚風藻、仁壽鏡、續本朝通鑑等にして、普通の皇子としたるは、書紀、續紀、姓氏錄、日本紀畧等なり、卽位ありしと定めたるは、藥師寺檫塔銘、大日本史、長等山風等なり、然してこれを天皇と斷じ、代數に加へたるは大日本史を始めとす、其後ち近藤芳樹、岡部東平等卽位なしと議論せしも、一般の學者は、殆ど大日本史の所說に從ひ、朝廷又御卽位を認め、明治三年七月弘文天皇の諡號を贈らるゝや、武家年代記、皇代曆等は代數に加へ、壬生文書所收の帝王系圖、同立系圖、一代要記、神皇正統記、皇代略記、皇年代略記等なり、大日本史まづ代數に加へ奉るは至當の事たるを以て、大日本史まづ代數を記したり（五）長慶天皇は、帝系圖天皇に列して、大日本史は花營三代記の文に據り、文中二年長慶天皇に讓位ありとなし、南朝を正代とし、後圓融天皇より後龜山天皇に讓位ありとなし、南朝を以て御代數をかぞへ來りしが、大日本史正閏を正して後圓融天皇より、一般に南朝を以て數ふれど、長慶天皇に至りては猶一定せず、式部職祭祀錄、纂輯御系圖も亦南朝よりし數ふることは大日本史に從へども、長慶天皇は除きて今上天皇まで百二十一代としたり、現在にては學者間一般に長慶天皇の卽位を認め、百二十二代說多きが如し、吾輩又この說の可なるを認むと雖も、これらは史料少き爲め、學說を以て一定すること難きが故、諸說を參取し、勅命を以て定むるより外に道なかるべし、世數卽ち父子の御繼統より數ふれば、今上天皇は六十九世に當らせ給ふ、而して神武天皇より成務天皇までは、御父子にて繼承し、世數代數共に十三を累ね給ひしが、仲哀天皇皇姪を以て位に卽き給ひしより、始めて異例を開き、更に反正天皇が、皇兄履中天皇の太弟となり、尊で卽位し給ふに及び、世數と代數とは、遂に異なるに至れり、應神天皇と繼體天皇との間五世と六世との說あり、今式部省祭祀錄及び纂輯御系圖に從て六世とす、猶ほ「セイ」、「ダイ」の條參看すべし、今次頁に天皇繼統表、及び略譜表を揭げ參考に供す（古事記、書紀、釋日本紀、扶桑略記、令義解、萬葉集、常陸風土記、椿葉記、百練抄、保元物語、源平盛衰記、本朝文粹、太平記、法隆寺釋迦佛造像記、皇胤紹運錄、大日本史、類聚名物考、古事類苑帝王部）

テンワウジセツシヤウ　天王寺攝政　藤原師家を云ふ、

デメ　出目　或る數量が增加したる差數をいふ、江戶時代の語なり、卽ち二つの數量を比較したる時に、一方より他の一方が多かりし場合、其差數を稱するなり、種類によりて出目高、出目米等の目あり、出目高は一般に其差數をいふ、例へば檢地の時、前の高より打出して增したる高、卽ち舊く村高千百石ありとすれば、千百石は古高、三百石は出目高なり、また舊貨幣千兩を、改鑄して千五百兩としたる時には、五百兩が出高なり、幕府が中葉以後、頻りに惡貨を鑄造したるも

【天皇繼統表】

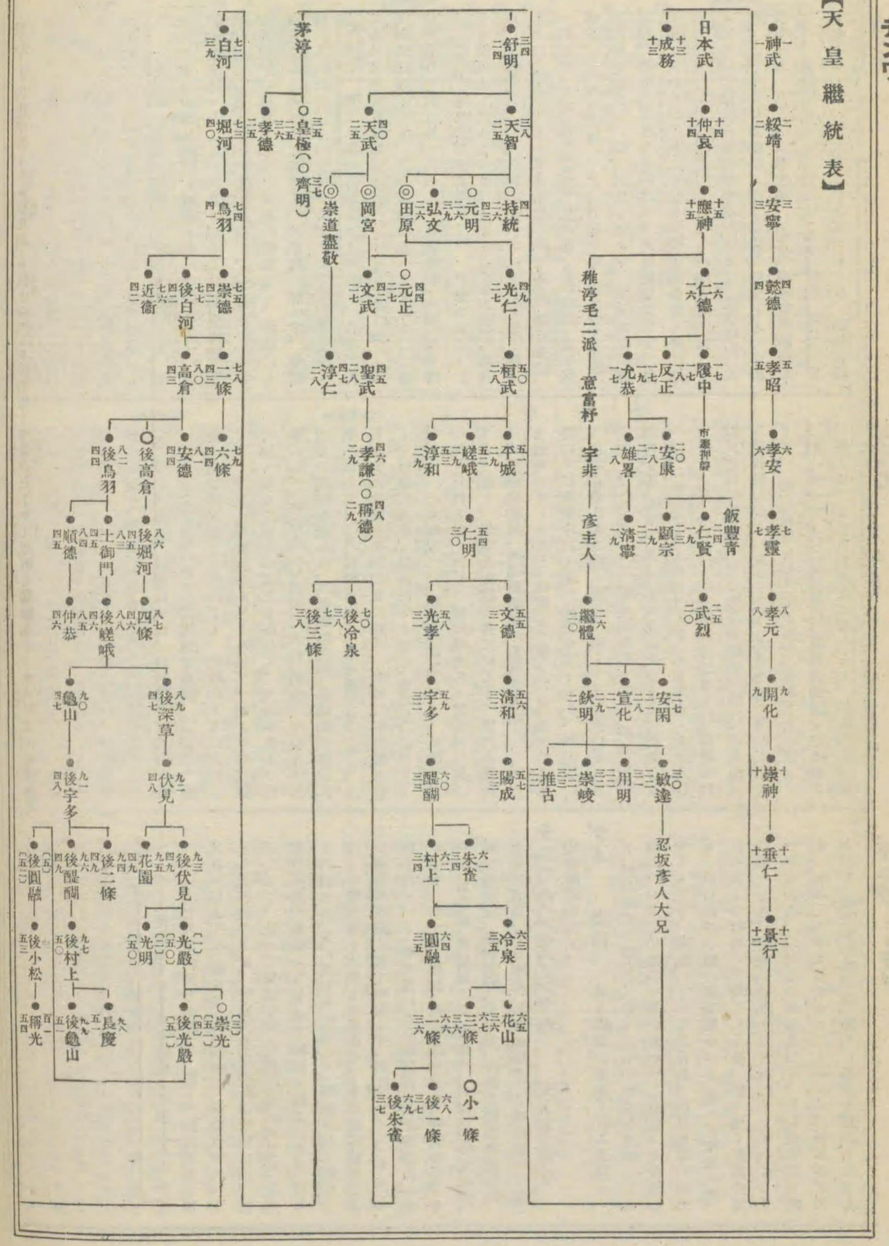

【天皇御略譜表】

本表は、皇胤紹運錄、諸所記、帝皇略等を參考して編成したるものに係る、表中▲印は太上天皇、●印は北朝の符號とし、又皇妣は單に御名を擧ぐるのみに止め、他は皆國母表に譲れり、實壽其他の項中諸説ありて一定せざるものは未詳となし、その中信憑すべき一二を或云として掲げたり、

御諡號	御諱（御稱號）	皇妣（御生母）	立太子の時日	受禪踐祚卽位の時日	御在位年數	崩御の時日（實壽）	御陵
神武	神日本磐余彦尊、若御毛沼命、初名狹野尊	玉依姫	甲戌歲	辛酉歲、正、朔、卽位	七十六	七十六、三、十一（百三十七）	大和國高市郡白橿村畝傍山東北陵
綏靖	神渟名川耳尊	甲		庚辰歲、正、八、卽位	三十三	三十三、五、十（八十四）	大和國高市郡白橿村桃花鳥田丘上陵
安寧	磯城津彦玉手看尊	綏靖		元、七、九、卽位	三十八	三十八、十二、六（六十七、或云五十七）	大和國高市郡白橿村畝傍山西南御陰井上陵
懿德	大日本彦耜友尊	安寧（第二皇子）		元、二、四、卽位	三十四	三十四、九、八（七十七）	大和國高市郡白橿村畝傍山南纖沙谿上陵
孝昭	觀松彦香殖稻尊	懿德（第一皇子）		元、正、九、卽位	八十三	八十三、八、五（百十四）	大和國南葛城郡三室村掖上博多山上陵
孝安	大日本足彦國押人尊	世襲足媛（第二皇子）		元、正、七、卽位	百二	百二、正、九（百三十七）	大和國南葛城郡掖上村玉手丘上陵
孝靈	大日本根子彦太瓊尊	押媛		元、正、十二、卽位	七十六	七十六、二、八（百二十八）	大和國北葛城郡王寺村片丘馬坂陵
孝元	大日本根子彦國牽尊	細媛		元、正、十四、卽位	五十七	五十七、九、二（百十六）	大和國高市郡白橿村劍池島上陵
開化	稚日本根子彦大日日尊	鬱色謎		孝元二十二、正、十四	六十	六十、四、九（百十一）	大和國奈良市春日率川坂上陵
崇神	御間城入彦五十瓊殖尊、御間城入彦尊、活目入彦五十狹茅尊、活目尊	伊香色謎		開化二十八、正、五	六十八	六十八、十二、五（百九十九）	大和國磯城郡柳本村山邊道勾岡上陵
垂仁	大足彦忍代別尊、大足彦尊	御間城姫		崇神四十八、四、十九	九十九	九十九、七、十四（百四十三）	大和國磯城郡柳本村山邊道上陵
景行	大足彦尊	日葉酢媛		垂仁三十七、正、卽位	六十	六十、十一、七（百四十三）	大和國生駒郡平城村狹城盾列池後陵
成務	稚足彦尊	八坂入媛		景行五十一、元、正、五、卽位	六十	六十、六、十一（百〇七）	

御諡號	御諱（御稱號）	皇考	妣	立太子の時日	受禪踐祚卽位の時日	御在位年數	崩御の時日（寶龜）	御陵
仲哀	足仲彦尊	日本武尊（第二御子）	兩道入姬皇女	成務四十八、三、朔	元、正、十一、卽位	九	九、二、六（未詳、或云五十二、或云九十二）	河內國南河內郡藤井寺村惠我長野西陵
應神	譽田別尊、譽田尊、大鞆和氣尊	仲哀（第四皇子）御子）	神功皇后	神功攝政三、正、三	元、正、朔、卽位	四十一	四十一、二、十五（百十一）	河內國南河內郡古市村惠我藻伏崗陵
仁德	大鷦鷯尊	應神（第四皇子）	仲姬		元、正、三、卽位	八十七	八十七、正、十六（百四十三、或云百十）	和泉國泉北郡百舌鳥耳原中陵
履中	大兄去來穗別尊、去來穗別尊	仁德（第一皇子）	磐之媛	仁德三十一、正、十五	元、正、朔、卽位	六	六、三、十五（未詳、或云八十七、七十七）	和泉國泉北郡神石村百舌鳥耳原南陵
反正	丹比瑞齒別尊、瑞齒別尊	仁德（第三皇子）	磐之媛	履中二、正、四	元、正、二、卽位	五	五、正、二十三（未詳、或云六十）	和泉國堺市三國丘町百舌鳥耳原北陵
允恭	雄朝津間稚子宿禰尊	仁德（第四皇子）	磐之媛		元、十二、卽位	四十二	四十二、正、十四（未詳、或云百二、八十）	河內國南河內郡道明寺村惠我長野北陵
安康	穴穗尊	允恭（第三皇子）	忍阪大中姬		允恭四十二、十二、十四、卽位	三	三、八、九（五十六）	大和國生駒郡伏見村菅原伏見西陵
雄略	大泊瀨幼武尊、幼武尊	允恭（第五皇子）	忍阪大中姬		安康三、十一、十三、卽位	二十三	二十三、八、七（六十二）	河內國南河內郡高鷲村丹比高鷲原陵
清寧	白髮武廣國押稚日本根子尊、▲白髮尊	雄略（第三皇子）	葛城韓媛	雄略二十二、正、朔	元、正、十五、卽位	五	五、正、十六（四十一）	河內國南河內郡西浦村河內阪門原陵
顯宗	弘計尊、來目稚子	市邊押磐皇子（第二王子）	荑媛		元、正、朔、卽位	三	三、四、二十五（三十八）	大和國北葛城郡下田村磐坏丘南陵
仁賢	意富祁尊、億計尊、大脚尊、島稚子	荑媛	春日大娘皇女	清寧三、四、七	元、正、五、卽位	十一	十一、八、八（五十）	河內國南河內郡藤井寺村埴生阪本陵
武烈	小泊瀨稚鷦鷯尊	仁賢（第一皇子）	振媛	仁賢七、正、三	元、二、四、卽位	八	八、十二、八（十八）	大和國北葛城郡志津美村磐坏丘北陵
繼體	男大迹尊、彥太尊	彥主人王			元、正、卽位	二十五	二、十二、十七（八十二）	攝津國三島郡三島村三島藍野陵
安閑	▲勾大兄廣國押武金日尊、勾大兄	繼體（第二皇子）	目子媛	繼體七、十二、八	繼體二十五、二、七、卽位	二	二、十二、十七（七十）	河內國南河內郡古市村古市高屋丘陵
宣化	檜隈高田▲武小廣國押盾尊	繼體（第三皇子）	目子媛		安閑四、十二、五、卽位	四	四、二、十八（七十三）	大和國高市郡白橿村身狹桃花鳥坂上陵
欽明	▲天國排開廣庭尊	繼體（第四皇子）	手白香皇女		宣化四、十二、五、卽位	三十二	三十二、四、十五（六十三）	大和國高市郡阪合村檜隈坂合陵
敏達	譯語田▲淳名倉太珠敷尊	欽明（第二皇子）	石姬皇女	欽明十五、正、七	元、四、三、卽位	十四	十四、八、十五（四十二）	河內國南河內郡磯長村河內磯長中尾陵
用明	大兄▲橘豐日尊	欽明（第四皇子）	蘇我堅鹽媛			二	二、四、九（未詳、或云、四十八、六十九）	河內國南河內郡磯長村河內磯長原陵
崇峻	泊瀨部▲泊瀨部稚鷦鷯尊	欽明（第十二皇子）	蘇我小姊君			五	五、十一、三（未詳、或云、七十二、七十三）	大和國磯城郡多武峯村倉梯岡上陵
推古	額田部▲豐御食炊屋姬尊	欽明（第三皇女）	蘇我堅鹽媛		用明二、八、二卽位	三十六	三十六、三、七（七十五）	河內國南河內郡山田村磯長山田陵
舒明	田村▲息長足日廣額尊	忍坂彥人大兄皇子（第一御子）	糠手姬皇女		崇峻五、十二、八、卽位	十三	十三、十、九（四十九）	大和國磯城郡城島村押阪內陵
皇極	寶▲天豐財重日足姬尊	茅渟王	吉備姬王		元、正、十五、卽位	三	（見二予齊明下）	大和國高市郡越智岡村越智岡上陵
孝德	輕▲天萬豐日尊	茅渟王	吉備姬王		皇極四、六、十四、受禪卽位	十	白雉五、十、十（五十九）	河內國南河內郡山田村大阪磯長陵

齊明	（皇極重祚）					七	七、七、二十四（六十八）
天智	葛城、中大兄▲天命開別尊	舒明（第二皇子）	皇極天皇	孝德元、六、十四	齊明七、七、二、朝稱制、七、正、三、卽位	十	十、十二、三（四十六）
弘文	伊賀、大友	天智（第一皇子）	伊賀宅子娘	天智十、十、	天智十、十二、五、卽位	八ヶ月	元（壬申）七、二十三（二十五）
天武	大海人▲天淳中原瀛眞人尊	舒明（第三皇子）	皇極天皇	天智七、二、二十三	元（癸酉）二、二十七、卽位	十五	朱鳥元、九、九（未詳或云五十六、六十五）
持統	▲菟野、鸕野讚良皇女▲高天原廣野姬尊	天智（第二皇女）	蘇我遠智娘		朱鳥元、九、九臨朝稱制、朱鳥四、正、朔、卽位	十一	大寶二、十二、廿二（五十八）
文武	珂瑠▲天之眞宗豐祖父尊	岡宮天皇（第二皇子）	元明天皇	持統十一（丁酉）二、十六	持統十一（丁酉）八、朔、受禪卽位	十一	慶雲四、六、十五（二十五）
元明	阿閇▲日本根子天津御代豐國成姬尊	天智（第四皇女）	蘇我姪娘		慶雲四、七、十七、卽位	九	養老五、十二、七（六十一）
元正	氷高、新家▲日本根子高瑞淨足姬尊	岡宮（第一皇女）	元明天皇		靈龜元、九、二、受禪卽位	九	天平二十、四、二十一（六十九）
聖武	首▲天璽國押開豐櫻彥尊	文武（第一皇子）	藤原宮子娘		神龜元、二、四、受禪卽位	廿五	天平勝寶八、五、二（五十八）
孝謙	阿倍▲高野姬尊▲寶字稱德孝謙皇帝	聖武（第二皇女）	藤原安宿媛	天平、十、正、十三	天平感寶元、七、二、受禪卽位	十	（見二予稱德下）
淳仁	大炊	崇道盡敬皇帝（第七皇子）	當麻山背	天平勝寶九、四、四	天平寶字二、八、朔、受禪卽位	六	天平神護元、十、二十三（二十三）
稱德	（孝謙重祚）				天平寶字八、十、九、重祚	五	神護景雲四、八、四（五十三）
光仁	白璧▲天宗高紹天皇	田原（第六皇子）	紀橡媛	神護景雲四、八、四	天應元、十二、二十三（七十三）	十二	延曆二、十二、廿三（七十七）
桓武	山部▲日本根子皇統彌照尊▲柏原帝	光仁（第一皇子）	高野新笠	寶龜四、正、二	天應元、四、三、受禪、同元、四、十五、卽位	廿四	大同元、五、十八（七十）
平城	安殿、初小殿▲日本根子天推國高彥尊	桓武（第一皇子）	藤原乙牟漏	延曆四、十一、二十五	延曆二十五、三、十七、踐祚	四	大同四、三、安置、同月十三、卽位
嵯峨	神野	桓武（第二皇子）	藤原乙牟漏	大同元、五、十九	大同四、三、安置、同月十三、卽位	十四	承和九、七、十五（五十七）
淳和	大伴▲日本根子天高譲渡日尊、▲西院帝	桓武（第三皇子）	藤原旅子	弘仁元、九、十三	弘仁十四、四、十六、受禪、同月二十七、卽位	十	承和七、五、八（五十五）
仁明	正良▲日本根子天璽豐聰睿尊、▲深草帝	嵯峨（第三皇子）	橘嘉智子	弘仁十四、四、	天長十、二、二十八、受禪、同年、三、六、卽位	十七	嘉祥三、三、二十一（四十一）
文德	道康▲田邑帝	仁明（第一皇子）	藤原順子	承和九、八、四	嘉祥三、三、二十一踐祚、同年、四、七、卽位	八	天安二、八、二七踐祚、同年十一、七、卽位
清和	惟仁▲水尾帝	文德（第四皇子）	藤原明子	天安二、八、二七、踐祚、同年十一、七、卽位	貞觀六、十二、九、受禪、同九、正、二、卽位	十八	天安二、八、二七、踐祚、同年十一、七、卽位
陽成	貞明	清和（第一皇子）	藤原高子	貞觀十一、二、	元慶八、二、五、踐祚、同年二、二十三、卽位	八	貞觀十八、二、廿三（六十四）
光孝	時康▲小松帝	仁明（第三皇子）	藤原澤子	元慶八、二、廿三	仁和三、八、二十六踐祚、同年二、二十三、卽位	三	仁和三、八、二十六（六十五）
字多	貞省▲亨子院帝	光孝	班子女王	仁和三、八、二十六	仁和三、八、二十六踐祚、同年二、七、卽位	十	承平元、七、十九（六十五）
醍醐	敦仁、初名維城▲小野帝	字多（第一皇子）	藤原胤子	寬平五、四、二十三	寬平九、七、三、受禪、同月十三、卽位	廿三	延長八、九、二十九（四十六）

御陵
大和國宇治郡山科村山科陵
近江國滋賀郡大津市長等山前陵
大和國高市郡高市村檜隈大內陵
同前
大和國高市郡阪合村檜隈安古岡上陵
大和國奈良市奈保山東陵
大和國奈良市奈保山西陵
大和國添上郡佐保村佐保山南陵
大和國生駒郡平城村高野陵
淡路國三原郡賀集村淡路陵
大和國添上郡田原村田原東陵
山城國紀伊郡堀內村柏原陵
大和國生駒郡都跡村鳥梅陵
山城國葛野郡嵯峨村嵯峨山上陵
山城國乙訓郡大原野村大原野西嶺上陵
山城國紀伊郡深草村深草陵
山城國葛野郡太秦村田邑陵
山城國葛野郡嵯峨村水尾山陵
京都市淨土寺町神樂岡東陵
山城國葛野郡花園村大內山陵
山城國宇治郡醍醐村後山科陵

御諡號	御諱（御稱號）	皇考	皇妣（御生母）	立太子の時日	受禪踐祚卽位の時日	御在位年數	崩御の時日（寶齋）	御陵
朱雀	寬明	醍醐（第十四皇子）	藤原穩子	延長三、十、二十一	延長八、九、二十二受禪、同年十、二十、即位	十六	天曆六、八、十五（三十）	山城國宇治郡醍醐村醍醐陵
村上	成明	醍醐（第十六皇子）	藤原穩子	天慶六、四、二十二	天慶九、四、二十、受禪、同月、二十八、即位	廿一	康保四、五、二十五（四十二）	山城國葛野郡花園村村上陵
冷泉	憲平	村上（第二皇子）	藤原安子	天曆四、七、廿三	寬弘八、十、二十四（六十二）	二	寬弘八、十、二十五（六十二）	京都市鹿ヶ谷町櫻本陵
圓融	守平	村上（第五皇子）	藤原安子	康保四、九、朔	安和二、八、十三、受禪、同年九、廿三、即位	十五	正曆二、二、十二（三十三）	山城國葛野郡花園村後村上陵
花山	師貞	冷泉（第一皇子）	藤原懷子	安和二、八、十三	永觀二、八、廿七、受禪、同年十、十、即位	二	寬弘五、二、八（四十一）	山城國葛野郡花園村圓融寺北陵
一條	懷仁	圓融（第一皇子）	藤原詮子	永觀二、八、廿七	寬和二、六、廿三、踐祚、同年七、廿二、即位	二十五	寬弘八、六、廿二（三十二）	山城國葛野郡花園村圓融寺北陵
三條	居貞	冷泉（第二皇子）	藤原超子	寬和二、七、十六	寬弘八、六、十三、受禪、同年十、十六、即位	五	寬仁元、五、九（四十二）	山城國葛野郡衣笠村北山陵
後一條	敦成	一條（第二皇子）	藤原彰子	寬弘八、六、十三	長和五、正、二十九、受禪、同年二、七、即位	二十	長元九、四、十七（二十九）	京都市吉田町菩提樹院陵
後朱雀	敦良	一條（第三皇子）	藤原彰子	寬仁元、八、九	長元九、四、十七、受禪、同年、七、十、即位	九	寬德二、正、十八（三十七）	山城國葛野郡花園村圓乘寺陵
後冷泉	親仁	後朱雀（第一皇子）	藤原嬉子	長曆元、八、十七	寬德二、正、十六、即位	二十三	治曆四、四、十九（四十四）	山城國葛野郡花園村圓教寺陵
後三條	尊仁	後朱雀（第二皇子）	禎子內親王	寬德二、正、十六	治曆四、四、十九、踐祚、同年七、廿二、即位	四	延久五、五、七（四十）	山城國葛野郡花園村圓宗寺陵
白河	貞仁、▲六條帝	後三條（第一皇子）	藤原茂子	延久元、四、二十八	延久四、十二、八、受禪、同月、二十九、即位	十四	大治四、七、七（七十七）	山城國葛野郡花園村成菩提院陵
堀河	善仁	白河（第三皇子）	藤原賢子	應德三、十一、二十六	應德三、十二、十九、即位	二十一	嘉承二、七、十九（二十九）	山城國葛野郡花園村後圓教寺陵
鳥羽	宗仁	堀河（第一皇子）	藤原苡子	康和五、八、十七	嘉承二、七、十九、踐祚、同年十二、十九、即位	十六	保元元、七、二（五十四）	山城國葛野郡花園村安樂壽院陵
崇德	顯仁	鳥羽（第一皇子）	藤原璋子	保安四、正、二十八	保安四、正、二十八、受禪、同年二、十八、即位	十八	長寬二、八、二十六（四十六）	讃岐國綾歌郡松山村白峰陵
近衛	體仁	鳥羽（第九皇子）	藤原得子	保延五、八、十	永治元、十二、七、受禪、同年、同月、二七、即位	十四	久壽二、七、二十三（十七）	山城國紀伊郡竹田村安樂壽院南陵
後白河	雅仁	鳥羽（第四皇子）	藤原璋子	久壽二、九、二十三	保元三、八、十二、受禪、同年十二、二十六、即位	三	建久三、三、十三（六十六）	京都市卅三間堂回法住寺法華堂
二條	守仁	後白河（第一皇子）	藤原懿子	永萬元、六、二十四	永萬元、六、二十五、受禪、同年七、三十七、即位	七	永萬元、七、二十八（二十三）	京都市小松原北町香隆寺陵
六條	順仁	二條（第二皇子）	藤原育子（伊岐氏）		仁安元、十、十		仁安元、十、十	
高倉	憲仁	後白河（第七皇子）	平滋子	仁安元、十、十	仁安三、二、十九、受禪、同年三、二十、即位	十二	養和元、正、十四（二十一）	京都市清閑寺町後清閑寺陵
安德	言仁	高倉（第一皇子）	平德子	治承二、十二、十五	治承四、三、廿二、受禪、同年四、廿二、即位	五	壽永二、三、二十四（八）	下關市阿彌陀寺町阿彌陀寺陵
後鳥羽	尊成▲顯德院	高倉（第四皇子）	藤原殖子	壽永二、八、二十八	建久九、正、十一、受禪、同年三、三、即位	十二	延應元、二、二十二（八十）	山城國愛宕郡大原村大原法華堂
土御門	爲仁	後鳥羽（第一皇子）	源在子	建久九、正、十一	寬喜三、十、十一（三十七）		寬喜三、十、十一（三十七）	山城國乙訓郡海印寺村金原陵

順德	守成	後鳥羽（第三皇子）	藤原重子	正治二、四、十	承元四、十二、二十五、受禪、同年十二、二十八、即位	十一	仁治三、九、十二（四十六）	山城國愛宕郡大原村大原陵
仲恭	懷成▲九條帝	順德（第四皇子）	藤原立子	建保六、十、一、廿六	承久三、七、九、踐祚、同年十二、朔、即位	四ヶ月	天福二、八、六（二十三）	山城國紀伊郡深草村九條陵
後堀河	茂仁	後高倉（第三皇子）	藤原陳子		承久三、七、九、踐祚、同年十二、朔、即位	十一	天福二、八、六（二十三）	京都市今熊野町觀音寺陵
四條	秀仁	後堀河（第一皇子）	藤原竴子	寬喜三、十、二十八	貞永元、十、四、受禪、同年十二、五、即位	十	仁治三、正、九（十二）	京都市今熊野町月輪陵
後嵯峨	邦仁	土御門（第七皇子）	源通子		仁治三、正、十、踐祚、同年三、十八、即位	四	文永九、二、十七（五十三）	山城國葛野郡嵯峨嵯峨南陵
後深草	久仁▲常磐井殿▲富小路院殿	後嵯峨（第三皇子）	藤原姞子	寬元元、八、十	寬元四、正、二十六、受禪、同年三、十、即位	十三	嘉元元、九、十五（五十二）	山城國葛野郡嵯峨嵯峨山陵
龜山	恒仁▲禪林寺殿	後嵯峨（第七皇子）	藤原姞子	正嘉二、八、七	正元元、十二、二十六、受禪、同年十二、二十八、即位	十五	文永五、八、二（元亨四、六、二十五（五十八））	山城國葛野郡嵯峨蓮華峰寺陵
後宇多	世仁▲大覺寺殿	龜山（第二皇子）	藤原佶子	文永五、八、七	文永十、正、二十六、受禪、同年十二、二十八、即位	十三	元亨四、六、二十五（五十八）	山城國紀伊郡深草村深草北陵
伏見	熙仁▲持明院殿	後深草（第二皇子）	藤原愔子	建治元、十一、廿七	弘安十、三、十五、受禪、同十一、三、十五、即位	十一	文保元、九、三（五十三）	山城國紀伊郡深草村深草北陵
後伏見	胤仁	伏見（第一皇子）	藤原鏱子（藤原經子）	正應二、四、二十五	永仁六、七、二十二、受禪、同年十、十三、即位	三	延元元、六、四（四十九）	同前
後二條	邦治	後宇多（第一皇子）	源基子	永仁六、八、十	正安三、正、二十、受禪、正安三、二、西、即位	六	德治三、八、二十五（五十四）	山城國愛宕郡白川村北白河陵
花園	富仁▲萩原院殿	伏見（第四皇子）	藤原季子	正安三、八、二十四	延慶元、八、十、踐祚、延慶元、十、二、即位	十	正平三、十一、十一（五十二）	京都市栗田口町十樂院上陵
後醍醐	尊治▲吉野院殿	後宇多（第二皇子）	藤原忠子	延慶元、九、十九	文保三、二、二十九、受禪、同年三、二十九、即位	廿一	延元四、八、十六（五十二）	京都市栗田口町十樂院上陵
後村上	義良、初憲良、▲賀名生殿、住吉殿、吉野殿	後醍醐（第十二皇子）	藤原廉子	延元四、三、	延元四、八、十五、受禪、同年十、即位	二十九	正平二十三、三、十一（四十一）	大和國吉野郡吉野村塔尾陵
長慶	寬成	後村上（第一皇子）			正平二十三、三、受禪	一	應永二、十一、四、十二（二）	河內國南河內郡川上村檜尾陵
後龜山	熙成▲大覺寺殿	後村上（第二皇子）	藤原氏	正平二十三、	文中二、八、二受禪（？）	二十四	應永三十一、四、十二（或云、七、十六、又七、廿）	山城國葛野郡嵯峨村嵯峨小倉陵
●光嚴	量仁	後伏見（第三皇子）	藤原寧子	嘉曆元、七、二	元弘元、九、二十、踐祚、同二、三、二十二、即位	二	貞永三、七、七（五十二）	丹波國北桑田郡山國村山國陵
●光明	豐仁	後伏見（第九皇子）	藤原寧子	正平二十三、	建武三、八、十五、踐祚、同四、十三、二十八、即位	十二	康曆二、六、二十四	山城國紀伊郡堀內村大光明寺陵
●崇光	興仁、初益仁	光嚴（第一皇子）	藤原秀子	建武五、八、十三	觀應三、八、七、踐祚、同四、十、二十六、即位	三	應永五、正、十三（六十）	同前
●後光嚴	彌仁	光嚴（第二皇子）	藤原秀子		觀應三、八、七、踐祚、文和三、十二、廿七、即位	二十	應安七、正、二十九（三十七）	山城國紀伊郡深草村深草北陵
●後圓融	緒仁	後光嚴（第二皇子）	藤原仲子		應安四、三、十二、受禪、同七、十二、即位	十一	明德四、四、廿六（三十六）	同前
後小松	幹仁	後圓融（第一皇子）	藤原嚴子	永德二、四、十一	永德三、十、二十、受禪、同十二、二、十八、即位	三十	永享五、十、二十（五十七）	同前
稱光	實仁、初躬仁	後小松（第二皇子）	藤原賓子		永德四、十、二十八、即位	三十	正長元、七、二十（二十八）	同前
後花園	彥仁▲後文德院	後小松（猶子、後崇光第一皇子）	藤原資子（源幸子）		應永九、六、二十六、受禪、同二十、十八、即位	十六	正長元、七、二十八、踐祚、同二十、十八、即位	丹波國北桑田郡山國村後山國陵
					應永九、六、二十六、受禪、同二十、十八、即位	十六	文明二、二十二、二十七（五十二）	

御諡號（御稱號）	皇考（御生母）	立太子の時日	受禪踐祚即位の時日	御在位年數	崩御の時日（寶壽）	御陵
後土成門	後花園（第一皇子）藤原信子	寛正五、七、十九、受禪、同六、十二、二十七、即位	三十六	明應九、九、二十八（五十九）	山城國紀伊郡深草村深草北陵
後柏原	後土御門（第一皇子）源朝子	明應九、十二、廿五、踐祚、永正十八、三、二、即位	二十六	大永六、四、七（六十三）	同前
後奈良	後柏原（第二皇子）藤原藤子	大永六、四、二九、踐祚、天文五、二、二六、即位	三十一	弘治三、九、五（六十二）	同前
正親町	後奈良（第一皇子）藤原榮子	弘治三、十、二七、踐祚、永祿三、二、二七、即位	二十九	文祿二、正、五（七十七）	同前
後陽成	正親町（養子）陽光院（第一皇子）藤原晴子	天正十四、十一、七、受禪、同月二十五、即位	二十五	元和三、八、二十六（四十七）	同前
後水尾	後陽成（第三皇子）藤原前子	慶長十六、三、二十七、受禪、同年閏十二、即位	十八	寛永六、八、十九（八十四）	京都市今熊野町月輪陵
明正	後水尾（第二皇女）源和子	寛永六、十一、八、受禪、同七、九、十二、即位	十四	延寶八、八、十九（八十五）	同前
後光明	後水尾（第三皇子）源和子（藤原光子）	寛永二十、十、廿三、受禪、同年十二、二十一、即位	十一	元祿九、十一、十（七十四）	同前
後西院	後水尾（第六皇子）源和子（藤原隆子）	承應三、十二、八、踐祚、明曆二、正、廿三、即位	八	承應三、九、二十（二十二）	同前
靈元	後光明（御猶子）（後水尾第十八皇子）	寛文三、正、廿六、受禪	二十四	貞享四、九、六（七十九）	同前
東山	靈元（第四皇子）藤原房子（藤原宗子）	天和三、二、九、踐祚、同年四、二八、即位	二十三	寶永六、十二、十七（三十五）	同前
中御門	東山（第五皇子）幸子女王（藤原賀子）	寶永五、二、十六、踐祚、同七、十二、即位	二十六	元文二、四、十一（三十七）	同前
櫻町	中御門（第一皇子）藤原尙子	享保十三、六、十一、受禪、同年十三、三、即位	十二	寬延三、四、二十三（三十一）	同前
桃園	櫻町（第一皇子）藤原定子（藤原定子）	延享四、三、十六、受禪、同年九、二十一、即位	十五	寶曆十二、七、十二（二十二）	同前
後櫻町	櫻町（第二皇女）藤原舍子	寶曆十二、七、廿五、踐祚、同十三、十二、二七、即位	八	文化十、閏十一、二（七十四）	同前
後桃園	桃園（第一皇子）藤原富子	明和五、二、二十九	九	安永八、十、二十九（二十二）	同前
光格	後桃園（薨）（後光格第六皇子）藤原維子（人江勢代）	安永八、十二、五、踐祚、同九、十二、四、即位	三十七	天保十一、十一、十九（七十）	京都市今熊野町後月輪陵
仁孝	光格（第四皇子）欣子內親王（藤原婧子）	文化六、三、二十四	二十九	弘化三、正、二十六（四十七）	同前
孝明	仁孝（第四皇子）藤原祺子（藤原雅子）	天保十一、三、十四	二十一	慶應二、十二、二十五（三十六）	京都市今熊野町後月輪東山陵
明治	孝明（第二皇子）藤原夙子（中山慶子）	明治二十二、一條美子（柳原愛子）	四十五	明治四十五、七、三十（六十一）	山城國紀伊郡堀內村大字堀內古城山伏見桃山陵
今上	嘉仁	明治三十三、十一、三			

【賜天皇表】

御諡號（御稱號）	御諱（御稱號）	御父	御母	贈號の時日（寶壽）	崩御の時日	御陵
春日宮（又田原）施基	天智（第四皇子）	伊奧都賣	寶龜元、十一、六	寶龜元、十一、六	寶龜二、八、十一	大和國添上郡田原村田原西陵

國宮（又長岡）	草壁	天武（第二皇子）	持統	天平寶字二、八、九	朱鳥三、四、十三	大和國高市郡越智岡村眞弓丘陵
崇道盡敬	舍人	天武（第七皇子）	新田部皇女	天平寶字三、六、十六	天平七、十一、十四	大和國添上郡東市村八島陵
崇道	早良	光仁（第五皇子）	高野御笠	延曆十九、七、二十三	延曆四、十	

親王にて太上天皇と爲り、又贈號せられし人を左に表示して參考に資す、

御尊號	御諱（御稱號）	父	御母	贈號の時日（寶壽）	崩御の時日	御陵
小一條院	敦明	三條（第一皇子）	皇后藤原娀子	寬仁元、八、二十五（准太上天皇）となりたる時日	永承六、正、八（五十八）	
後高倉院	守貞	高倉（第二皇子）	七條院藤原殖子	承久三、八、十六	貞應二、五、十四（四十五）	
後崇光院	貞成	伏見宮榮仁親王（第一王子）	養母藤原治子 實母家女房四御方	文安四、十一、二十七	康正二、八、二十九（八十五）	山城國紀伊郡伏見町伏見松林院陵
陽光院	誠仁	正親町（第一皇子）	藤原房子	天正十六（贈）	天正十四、七、二十四（三十五）	京都市今熊野町月輪陵
慶光天皇	典仁	閑院宮直仁親王（第三王子）	家女房藤原氏	明治十七、三、十九（贈）	寬政六、七、六（六十二）	京都市北ノ邊町盧山寺陵

テヤリ 手鑓 六七尺の短柄なる鑓を云ふ、又小鑓とも云ふ、「ヤリ」參看、

テラ 寺 名義 佛像を安置して、僧尼居住し、佛道を修行する所を云ふ、朝鮮語 절si の轉化なり、朝鮮にて寺を chŏl(tʃʻŏl) と云ふは、拜を chŏl と云ふに起る、卽ち禮拜所の義なり、女眞語にて太乙剌 タイラ と云ふと同語なり、魏（托跋魏）の語にては、踏義を豆盧と云ふ、Mandju 語には道を Ioro と云ひ、禮を Ioro-lora と云ひ、禮拜を doro-lom bi と云ふ、Mongol 語には、制度を törü と云ふ、Turk 語には、道德法律を törü töre と云ふ、此等は朝鮮にて法律を tʻŏl と云ふと同語にて寺を tʻŏl と云ふと語源を一にするものなり、印度に僧伽藍と云ふ、譯して衆園と云ふ、靈裕の寺誡に淨住、法同舍、出世舍、精舍、淸淨園、金剛刹、寂滅道場等の異名を擧げたり、又寺院とも、佛閣とも云ふ 思想統一 印度には釋迦牟尼の時に、迦蘭陀、竹園、祇樹、給孤獨園等あり、支那には後漢の明帝永平十年、月支國の攝摩騰竺法蘭の二人の比丘來り、明帝の初め鴻臚寺に述請す、鴻臚寺は外國人を延請する邸舍なり、尋で洛陽の四雍門外に一宇を建立して、攝摩騰竺法蘭の二人を延請し、白馬寺と號す、僧史略に「寺者、釋名曰、寺嗣也、治事者、相嗣續於其內也、本是司名、西僧乍來、權止公司、移入別居、不忘其本、還標寺號、僧寺之名始於此也」とあり、我國にては繼體天皇の朝、梁の司馬達等來りて、大和高市の坂田原に一宇を構へて經像を安置したり、然れども未だ寺號なし、其寺號あるは欽明天皇十三年、蘇我稻目深く佛を信じ、大和向原の自宅を捨てゝ寺となし、始めとなす、後ち吉野寺櫻井寺等あれど、單に從來の建築に佛像を入れて、寺號となしたるに過ぎず、皆私寺にして、未だ寺院の面目を存するまでに至らざるのは、蓋し改鑄によりて生ずる出目高を以て、財政を補はんとしたるなり、なほ出目来と稱するあり、一俵入の米に餘分の米を增入せざるをいふ、延米とも出目石ともいひし處あり、其他類推すべし（地方凡例錄）

ジ」参看）を置く、茲に於て天下靡然として佛法に傾き、京畿並に諸道に佛寺の建立相繼ぐに至れり、就中四大寺に東大寺を加へて五大寺と稱し、五大寺に法隆寺西大寺を加へて七大寺と稱し、尤も勢ありき、此の如く、官寺私寺建立盛なるに及びて、これに伴ふ弊害を生ずるに至れり、卽ち寺院の所領は不輸租田なるを以て、寺院を建立して田園を寄附し、土地を進獻し、寺領として租稅を免除ぜられ、却て自ら利益を收めんとしたるものありき、故を以て官寺の數を限り、田園を寄附し私寺の建立を禁止したり、是を定額寺と云ふ（「ガヤウガジ」参看）延暦二年六月の勅に「京畿定額諸寺、其數有レ限、私自營作、先既立レ制、比來所司寬縱、曾不二糾察一、如經二年代一、無二地不一レ寺、宜二加二禁斷一」云々」とあり、又「自今以後、私立道場、及將二田宅園地一捨施、並賣與レ寺、主典已上解二却見任一、自餘不レ論二蔭贖一、決杖八十、官司知而不レ禁者、亦與同罪」とあり、同天皇の朝梵釋寺先づ建立し、次に都を平安に遷すに及びて、東寺四寺を建立す、延暦廿四年最澄官に請うて比叡山に一乘止觀院を建立し、國家鎭護の道場とせり、弘仁中東寺を以て空海に賜ひ、教王護國寺と號し、國家鎭護の大道場となす、又園珍園城寺を興す、是に於て東大、興福、延暦、園城及び東寺は五大本寺となる、昌泰二年十月、宇多上皇落髮して灌頂を受け、大法師となりて仁和寺に住し、僧の賢否を匡すに至れり、是に於て僧綱等の權落ち、寺院の制一變す、卽ち宇多法皇崩御の後、仁和寺を以て東寺の門跡となし、皇子親王及び大臣の子を以て門主となし、東寺及び高野山も其支配を受け、總法務及び綱所總在廳の權も皆仁和寺に歸し、朝廷に於ける儀式以下皆其制を仰ぎたり、尋で東大、興福、延暦、園城の四大寺も、亦東寺に倣ひて門跡を建て、宗權を執るに至れり、卽ち青蓮、聖護、東南、一乘等の院是なり、要するに醍醐天皇以後は、寺院の實權は全く門跡に歸し、僧綱は有名無實にして、四天王寺法隆寺元興寺大安寺石山寺等の官寺大利は、皆五大本寺に分屬して門跡の有となれり、其他諸國の新舊寺院、皆この五大寺に屬せざるなし、平安朝の末期に及びては、法然念佛を唱へ、後白河法皇、藤原兼實の信仰を受け、門下に南無阿彌陀佛重源出で、後白河法皇及び源頼朝の信頼に依りて、東大寺大佛殿等を建立し、併せて諸國に念佛堂を建立し、院廳宣を請うて殆ど官寺に類するに至れり、播磨の淨土寺、攝津の渡邊堂（後白河法皇臨幸して巡拜を行ふ）是なり、然れども多くは東大寺に屬したりき、鎌倉時代の初めに安國寺を建立し、諸國に蕃衍するに及び、禪宗漸く盛にして、建仁寺、壽福寺等を建立したり、然れども延暦寺并に東寺の台密二法を行ひ、獨立したる寺にあらざりき、建暦中俊偽宋より歸朝して律宗を弘め、泉涌寺を興したるも、依然として五大寺の外に出る能はず、眞宗日蓮宗時宗皆然らざるはなし、嘉禎中覺盛尊、律宗を唱へ、招提寺西大寺を中興せしも、猶興福寺の下に屬したり、仁治中圓爾、九條道家により東福寺を建立して、東大、興福、延暦、園城及び東寺は五大本寺となる、昌泰二年十月、宇多上皇落髮して灌頂を受け、大法師となりて仁和寺に住し、僧の賢否を匡すに至れり、是に於て僧綱等の權落ち、寺院の制一變す、卽ち宇多法皇崩御の後、仁和寺を以て東寺の門跡となし、皇子親王及び大臣の子を以て門主となし、東寺及び高野山も其支配を受け、總法務及び綱所總在廳の權も皆仁和寺に歸し、朝廷に於ける儀式以下皆其制を仰ぎたり、尋で東大、興福、延暦、園城の四大寺も、亦東寺に倣ひて門跡を建て、宗權を

テラウケシヨウモン　寺預　「アヅケ」を見よ、

テラコヤ　寺子屋　名義

江戸時代、市井に於て兒童を教育したる私塾、專ら習字讀書算術等を教ふ、もと寺院にて之を教へたるより此稱起りたり、寺子屋師匠、生徒を寺子、入學を寺入といふ（「テラウケシヨウモン」参看）

テラアヅケ　寺請證文　名義

江戸時代、寺院をして其檀那たる證明せしめたる文書をいふ、宗旨手形或は寺手形ともいふ、蓋し士民をして必ず其歸依する寺院を有せしめ、强制的佛教信者たらしめしものにして、其意耶蘇教を禁遏するの意に出づるなり　起原沿革　慶長十六年幕府始て耶蘇教を禁じ、十七年に至り駿府及び江戸に在る士人の耶蘇教に歸する者を處刑し、十八年の冬、外國傳教師を逐ひ、我邦の信徒は改宗歸佛せしめたり、是時所司代板倉勝重京都に在り、天主堂を燒き、改宗を命じ、命を奉ぜざる者は盡く津輕に放ち、佛教に歸する者は其寺院より請合の證印を取れり、是を起原となす、然れども此時單に改宗者に止まりしか、後尊で一般人民をして、每戸所屬の寺院を定め、各寺院をして之を證明せしむる事となれり、其證明書式は一定の法なく、一檀家每に之を證明するあり、檀家の全數を列記して之を證明するあり、或は檀家寺院と之を連證するあり、各地の便宜に從うて施す、後幷濫假冒の徒あるを以て、其弊を防がんが爲め、改めて宗旨人別改となす、然れども婚姻、旅行、移住及び吉利支丹類族の死生、其他紳儕となる者は必ず寺請證文を受け、以て其身を證せざるべからざりき、切支丹宗（キリシタンユシウ）参看（史學雜誌「吉利支丹宗門改考」）

三百六十三、淨土八千三百二十、眞言律未詳、臨濟六千百廿九、曹洞一萬四千九十四、眞宗一萬九千百七十六、日蓮五千六十、時宗五百二十一、黃檗六百六、總計七萬一千八百八十六寺、倘ほ建築（ケンチク）、佛敎（アツケウ）参看〇耶蘇教の會堂をも古くは寺と稱したり、永祿十一年京都に建立したる南蠻寺（「ナンバンジ」参看）の如き其一例なり（書紀、續紀、令義解、三代格、元亨釋書、諸宗儀範、白鳥博士說）

テラウケシヨウモン　寺預　「アヅケ」を見よ、

テラコヤ　寺子屋　名義

於て兒童を教育したる私塾、專ら習字讀書算術等を教ふ、もと寺院にて之を教へたるより此稱起りたり、寺子屋師匠、生徒を寺子、入學を寺入といふ（「テラウケシヨウモン」参看）

起原沿革　鎌倉時代、稀に僧侶等が附近の小兒等に、讀書等を授けし事ありしが、室町時代より、桃山時代の末に及び、漸く發達したりしも、詳かならず、江戸時代に入り始めてや〻完全なる姿を呈し、私塾を設けて兒童を集め、純然たる修學所となり、都市鄕村に至るまで殆ど普く設けられたり、教師は、士、農、商人、農民、醫師、神官、僧侶等凡ての階級に亘りて之あるも、而して其尤全盛を極めたるは、安政年間までにして、爾來は世漸く騷擾し、江戸詰の諸藩士等相繼いで歸國したるより、寺子屋はまづ山の手よりも衰へ初め、慶應年間に至りては、下町にも及ぼし、明治の初年大に衰頽したり、後ち小學校の設立せらるゝに際し、寺子屋の多くは廢業し、中には私立小學校に變じたるもありき、今江戸時代の寺子屋に就きて細說すべし　教場　郡部にては多く寺院を以て之にあてしが（中には百姓屋、浪宅等教師の身分によりては差異あり）市内にては寺院境内、藩邸にもありたれども、大抵市街の民家なりき、これ教師の宅卽ち教場なりしによる、場内には机（天神机と稱す）を數行に排列し、男女の席を分ち、教師は側面に位地を占めて監視に便にしたり　學課　習字を主となしたれども、同時に字義、句讀、文意等を併せて說明し、手本は六論衍義略、女教訓鏡、女今川、江戸方角、國盡し、口上、文、請取書、手紙の文、商賣往來、番匠往來、庭訓往來等を用ひ、自ら讀方、作文、地理、修身等の科目を含有せり、而して此外讀書、算術、裁縫、茶湯、立花等も、其望によりて授け、讀書は、男兒は、實語教、童子敎、古狀揃、三字經、四書、五經、文選等、女兒は、百人一首、女今川、女大學、女庭訓往來等なれども、只裏書のみに留り、解釋に亘らず、算術は、八算、見一、相場割等にして、裁縫は妻女之を教へしが、習ふもの尠なかりき、また別に御談義と稱し、一六三八等の日を定め、忠臣義僕孝子節婦の履歷逸事を述べ、訓戒の用に供したりといふ、大體の授業課目は右に述べたるが如しと雖も、土地によりて多少の相違あり、一例を擧ぐれば、麴町、麻布、赤坂、四ツ谷、牛込、小石川、本鄕等俗に山の手と稱する處は、士人の住居する者多かりしより、手本には千字文、唐詩選等を用ひ、書風は御家流なるが多く、また算術の如きは學ぶもの尠なかりしが、神田、日本橋、京橋、芝、下谷、淺草等下町と稱する處は商工人多かりしより、手本には商賣往來、番匠往來等を用ひ、且つ算術の初步は、必要上之を學ぶもの多かりき、また鄙部にては商賣往來に代ふるに百姓往來を以てしたるは、農民に適したるが故なり、而して山の手の師匠は、比較的學識の高きもの多かりしといへり　授業　習字は生徒五六名づつを師の面前に呼び出し、交〻筆意を授け、や〻細字を習ふものは、白紙に認めて師の机上に出せば、朱書して拙字訣字を正し、併せて筆意を教へ、讀書は晝八ツ時退散前に、生徒を一處に纏り集め、當番（師の手代りなも勤むるものにして生徒中の年長者なり）音頭を取り、一句を讀誦し、衆生徒これに和して讀誦一遍すれば、直ちに退散せしむ、乘算九々を讀ましむるもまた之に準ず　試驗　每月五回、卽ち六日目每に清書を行ひしも、手本の文字を暗讀書し得ざるものは、之を許さゞりき、なほ每月末に習ひ帰りたる手本の演習を爲さしめ、年末には十本の手紙を暗書せしむる等の事

る一切の事を掌らしめたり、是に於て漸く、五大本寺の外に獨立するを得たり、後ちに大德寺、永平寺、妙心寺、總持寺は僧錄司の外に獨立したり（「ソウロクシ」参看）尊で諸國豪族等各地に起り、各自其信ずる所の宗旨により寺院を建立せしを以て、淨土、眞、日蓮、時等の各宗派漸く盛大を極め、遂に五大本寺以外に獨立するを得たり、江戸時代に入りては元和七年七月に、五大本寺、五山十刹、大德寺、妙心寺、永平寺、總持寺、淨土宗、同四山派等に、法度を下して、諸國諸寺の統一を期したり、これより總本寺（本山）一本寺（中山）別院（支院）無本寺、末寺、子院、塔頭等の寺院あるに至れり、總本寺は卽ち本山にして、一宗の根本道場なり、一本寺は總本寺の下に屬する一方の本寺なり、別院は總本寺一本寺の支院なり、無本寺は獨立寺にして、末寺なきもの、末寺は總本寺に屬するものを直末といひ、一本寺卽ち中山に屬するものを孫末と云ふ、子院は一に地中とも云ふ、境内の附屬の寺なり、塔頭は元來禪宗の寺の開山の塔所のことなりしも、後に子院のことゝなる、而してまた寺院を性質により大別すれば、祈禱所、菩提所の二となる、祈禱所は現世利益の祈禱をなす所にして、奈良朝平安朝の官寺は皆然らざるなし、菩提所は來世得脫の追薦をなす所にして、一に墳寺（墓寺）とも云ふ、平安朝の中葉以後淨土教傳播して、來世得脫の追薦の盛なるに從ひ、此種の寺の建立亦大に盛となれり、例へば北條氏の東勝寺、足利氏の等持寺の如き是なり、明治四年六月に至り、仁和寺大覺寺以下諸寺院の門跡、院家院室の名稱を廢し、悉く地方廳の所轄とし、封祿あるものは、廢來に代へたり、なほ通俗佛敎各宗綱要によりて寺數を各宗別に示せば、法相四十五、華嚴二十一、天台四千七百九十八、眞言一萬二千七百五十九、融通念佛

あり、また別に四月八月の二回に席上揮毫を行ふ、并に試驗又は奬勵の意にして、優等なるものには賞品を與へたり、但毎月の清書は評點のみなりき【管理】授業時間は朝五ツ時より晝は八ツ時までにして、時間中は容易に席を離るゝを許さず、もし要事ありて、席を離るゝ時は、師又は當番の許可を得る規定なりき、また退出前には、當番より草子の點撿を受けたり、生徒の席は男女を區別し、常に爭論絶えざる者は、坐を變更して離隔せしむる等の事あり【謝禮】授業料は師家より其一定の額を定めず、凡て父兄の意に任せたるのみならず、月々に之を徵收せず、故に町家の謝儀は五節句に集り、士人の謝儀は盆暮に集りたれば、月收を豫算する能はざりしも、四季折々の贈物は頗る多かりき（日本教育史、風俗畫報「寺小屋」）

テラジユ　寺主　「ジシユ」を見よ、

テラブギヤウ　寺奉行　寺社奉行（ジシヤブギヤウ）を見よ、

テラホツシ　寺法師　三井寺の僧を云ふ、延曆寺の僧を山法師と云ふに對するなり、徒然草に「惟繼中納言は（中略）寺法師の圓伊僧正と同宿してけり、文保に三井寺燒かれし時、坊主に逢ひて、御坊をば寺法師とこそ申つれど、寺はなければ、今よりは法師とこそ申さめと云はれけり、いみじき秀句なり云々」とあり、

テラヤクシヤ　寺役者　東寺の住侶を云ふ（寺官抄）

テルタヘ　照妙　「アカルタヘ」を見よ、

と

ト　斗　物をはかる桝目の名、其量十升を一斗とし、十斗を一石と爲す、唐令十龠を合と定めし數に據れば、小量の斗の積は、小尺八百一十寸、今の六升六合二勺七撮餘とす、「マス」參看、

ド　度　「モノサシ」を見よ、

ド井ウヂ　土井氏（下總古河）　姓は淸和源氏、攝津守賴光の後、美濃源氏土岐の庶流、土居貞秀の末孫なり、利勝に至りて大に興る、はじめ水野信元、天正三年織田信長の命にて三河岡崎に於て自殺す、時に信元の妾某（佐田則勝の女）懷胎したりしが、土呂村に隱れ、小市郞利勝を產む、後ち土居村の名主小左衞門利昌に嫁す、利勝因りて、利昌の家を嗣ぐ、幼より德川家康の近側となり、天正七年德川秀忠の傅となる、後ち從四位下少將に任じ、土居を改めて土井と號す、慶長七年壹萬石を下總國に加賜、小見川を治む、尋で叙爵して大炊頭と稱す、其後屢々加封を受け、寛永十年移りて古河城に治し前封を併せて拾六萬餘石を食む、正保元年八月三男利長（延享四年二月、利信の時、三河西尾より刈谷城に移り治し、二萬三千石を領す）四男利房（天和二年三月、越前に移封し大野城を治め、四萬石を領す）に各一萬石を分封す、延寶三年四月利久除封、更に支封利益に六萬石加賜せられ、宗祀を繼がしむ、其後志摩鳥羽、肥前唐崎等に移封し、寶曆十二年九月利里の時、また下總國に移封し、古河城に治す、文政五年三月利厚老中の累勳を以て壹萬石加賜、前封を併せて八萬石、子孫いづれも相繼ぎ、明治に至り華族に列せられ、各子爵を授けらる（藩翰譜、德川加除封錄、華族譜）

（刈谷・大野藩）

○利勝――利隆――利重――利久――利益――利實

利延――利里――利見――利厚――利廣――利位（ツラ）

利亨（ナホ）――利則――利與（トモ）

三河國刈谷（二萬三千石）

○利長――利意（モト）――利庸――利信――利德（ノリ）――利制（ノリ）

利謙（カタ）――利以（モチ）――利行（ヒラ）――利祐――利善（ヨシ）――利教

越前國大野（四萬石）

忠直

○利房――利知（トモ）――利寬（ヒロ）――利貞――利義（ノリ）――利器（カタ）

利忠――利恒――利剛

ドイツ　獨逸（獨乙）　歐羅巴の一帝國【位置】北は日耳曼洋、丁抹及びバルチック海に、西は和蘭、白耳義及び佛蘭西に、南は瑞西及び墺地利に、東は墺地利及び魯西亞に接す、面積廿一萬千百九十六方哩、北緯四十七度十八分より五十五度五十二分に至り、東經五度五十分より廿二度五十分に達す○普魯士、ババリヤ、サキソニイ、ウルセンブルグの四王國、六の大公國、五の公國、七の侯國、三の自由都府、一の帝領等を包有す、首府を普魯士の伯林とす【沿革】西曆紀元八百四十三年、シヤーレマン帝國、日耳曼佛蘭西以太利の三國に分れ、日耳曼はルイ之を統轄す、ルイ四世崩ずるに及び、王統を廢し、コンラット一世を選出して王と爲す、時に九百十一年なり、九百十九年よりサクソン侯ヘンリ王と爲り、千二十四年まで此王統支配す、其後フランコニア公コンラッド一世代り、此王統百一年間君臨す、千百廿五年ホウフエンストウフエン王統立つ、千二百五十四年王統絶え國內亂る、千二百七十三年ハプスバルク王統起り、千四百卅八年アルベルト二世卽位より以後、常に墺地利家より皇帝を出せり、然れども勢力少なく、國內の諸侯皆獨立の狀を爲し、各邦其沿革を同くせず、千五百年頃宗教改革黨起りて國內穩かならず、千六百十八年に至り、新舊兩宗教黨の爭起りて、三十年間の久きに及び、千六百四十八年に至り日耳曼帝は諸國とウエストファリアに條約を結びて事終る、然れども之が爲め日耳曼は土地を失ひて國力大に疲弊し、ネザーランド及び瑞西は獨立を得、各諸州は權力を逞くして獨立の狀を爲る、千八百六年拿破崙の爲に蹂躙せられ、日耳曼帝フランシス二世帝位を辭し、墺地利を帝國と稱す、殆ど一千年にして帝稱廢す、千八百十四年拿破崙帝位を失ふに及び、維納會議及び巴里條約に據り、日耳曼は聯邦組織となり、之に加入せるは、墺地利帝國、普魯士王國、ババリア王國を始め、三十九ありて、墺地利を盟主となす、千八百六十六年普墺戰端を開き、普勝を得てメキン河の北ゼルマニィ全部を其管下に歸せしむ、千八百七十一年、普國王ウヰリアム一世推されて帝位に卽き、再び日耳曼帝國を見るに至る、爾後其統繼ぎて現今に至れり【交通】萬延元年七月獨船品川に來り、條約を結ばんことを請ひ、幕府之を許し、十一月假條約を結び、文久三年十二月更に本條約を結ぶ、尋で明治二年正月獨逸北部聯邦と假條約書を交換し、九月本條約を結び、彼我公使を派遣して駐劄せしむ、三十年條約を改正す、現在の條約卽ちこれなり（萬國歷史、萬國地理、外交志稿、法令全書）

ドイツキ　土一揆　土民の蜂起して企てたる一揆をいふ、「イツキ」を見よ、

ド井トシカツ　土井利勝　【名號】幼名松千代、通稱甚三郎【系統】利昌の嫡子、實は水野信元の庶子にして德川家康と從弟たり【事蹟】幼より家康に近侍したりしが、天正七年より德川秀忠に仕へ、廩米二百俵を給ひ、十九年更に采邑千石を賜ふ、文祿四年豐臣秀次罪を父秀吉に得るや、秀忠を擁して質とし、其禍を免れんと圖りしかば、利勝は大久保忠憐の謀により、急に秀忠を奉じて伏見に遁る、慶長五年石田三成等の事を構ふるに際し、秀忠に從ひて山道より西上し、信濃上田城を攻むるに及び、諸軍を指揮したり、七年十二月下總小見川にて一萬石を賜ひ、十年叙爵して大炊頭と稱し、秀忠の家老となる、十五年佐倉に轉じて、三萬二千四百石を領し、老中に補す、爾來頻りに冬夏の陣には帷幄に在りて密議に參し、大阪所領を加へ、寛永二年上總下總近江常陸等の地十四萬二千石を食み、又始めて佐倉城を築く、三年八月從四位に叙し、九月侍從に任ず、九年秀忠薨じ、家光の立つに當り、密に謀る所あり、家光の弟忠長を奉じて主となし、家光を斃すべしといへる書狀を諸大名に回送したるに、多くは其事を幕府に告げたれども、忠長井に加藤忠廣のみは祕したるが爲め、幾もなく二人共に罪を得たりといへり、これ蓋し諸大名の意中を探りたるものにして、利勝の畫策に出づと稱せらるゝも、事祕して傳はらざれば、詳細を知るに由なし、十年四月古河城に移りて十六万餘石を領し、十五年十月、連署を免じて大老に陞り、正保元年七月十三日卒す、年七十二（藩翰譜、德川實紀、野史）

トイノゾク　刀伊賊　女眞（ヂヨシン）を見よ、

トウ　頭　藏人頭を云ふ、「クラウドドコロ」を見よ、

ドウ　胴　鎧の名所、「ヨロヒ」を見よ、

トウアン　東菴　東堂（トウダウ）を見よ、

トウ井ン　東院　神祇官（ジンギクワン）を見よ、

トウ井ンキンカタ　洞院公賢　【名號】中園入道前太政大臣と稱す【系統】實泰の子【事蹟】延慶中參議に任じ、正和文保中正二位に累進し、大納言となる、後醍醐天皇の寵を被り、元德二年三月內大臣と爲り、元弘元年二月辭す、正慶二年六月再任、建武元年九月また辭す、同二年二月右大臣と爲り、同四年六月之を辭す、康永二年四月左大臣に任ぜられ、貞和二年六月辭す、同四年十月太政大臣に任じ、觀應元年三月辭す、延文四年四月出家、同五年四月六日薨ず、年七十、尤も禮典に通じたりといふ【著書】園太曆、皇代曆、歷代最要抄、略代鈔等（公卿補任、大日本史）

（公賢花押）

トウ井ンキンサダ　洞院公定　【名號】後中園前左大臣と稱す、法名元貞【系統】實冬の子【事蹟】應永二年三月內大臣と爲り、尋で辭す、同年九月右大臣に任じ、同三年七月左大臣に轉じ、同五年十二月辭す、同六年六月薙髮して法名を元貞といひ、其日卽ち十五日を以て薨ず、年六十、公定博識にして、諸氏の系譜を諳じ、尊卑分脈十四卷を作る（公卿補任、野史）

トウ井ンサネヒロ　洞院實凞　【名號】初め實博と曰ふ、東山入道前左大臣と稱す、法名元鏡【系統】滿季の子【事蹟】文安二年正月內大臣に任じ、寶德二年五月辭す、享德二年七月右大臣と爲り、康正元年八月左大臣に轉ず、長祿元年四月辭し、尋で出家す、年四十九、實凞家傳の文書を受け、能く朝議に熟す、世人稱して洞院家又其人に乏しからずといふ、致仕して東山に閑居す、時人呼びて東山左府といふ【著書】拾芥抄、名目抄等（公卿補任、大臣補任、野史）

トウ井ンサネヨ　洞院實世　名族　洞院左大臣と稱す。系統　公賢の子。半濶　嘉暦元德の間參議を經、權中納言に至り、右衞門督猶非違使別當を兼ね、正三位に叙す。後醍醐天皇奈良に幸するに及び、北條仲時、同時叡等、實世を囚へて小田貞知の家に幽す。光嚴院命じて其官を削る。後ち事平ぎて官を復す。建武二年忠房親王に從ひ、足利尊氏を討ち、明年歸る。又北畠顯家と共に尊氏を京都に伐ちて之を走らせ、功により正二位に進み、尊氏の再び京を犯すや、後醍醐天皇に從て延曆寺に避け、更に兵を帥ゐ尊氏と戰うて敗績す。天皇權宜を以て和を媾するに及び、皇太子恒良親王に兵を授けて越前に遣はすや、新田義貞これに副たり、實世亦勅により補佐す。後ち吉野に歸り權大納言となり、右大將を兼ね、既にして後村上天皇即位し給ひしも、年尚ほ幼なるを以て、實世、藤原隆資と共に機務を參決せり、後ち從一位左大臣に叙す、正平十三年薨ず、年五十一（大日本史）

トウ井ンドノ　洞院殿　大炊殿（オホヒドノ）、大炊御門殿（オホヒミカドドノ）をも見よ。

トウウヂ　東氏　姓は平、桓武天皇の玄孫良文より出づ、その後裔胤頼、下總國香取郡東庄に住し、三十餘郷を領す、仍て東を氏とす、源頼朝の兵を擧ぐるに當り、父常胤と共に之に屬し戰功あり、孫胤行、承久二年軍功により美濃國郡上郡山田庄を賜ひしを以て、こゝに移り篠脇城を築きて住む、十一代常綱は有名なる歌人にして、歌道興隆の爲め上京すべき旨勅諚によりて、將軍家より御教書を賜ふ、その後十四代盛數六郎左衞門尉と稱す（實は庶流遠藤胤好の二男）武名高く遠藤盛數の名四隣に聞えしかば、遠藤を冐し、それより久しく東氏を稱せず、郡上郡八幡城を築きて住す、其子慶隆永祿七年織田信長に仕へ、天正十一年豐臣秀吉に仕ふ、十五年一萬五千石を領し、美濃小原に居す、慶長五年關ヶ原の役の功により二萬六千石を賜ひ、郡上郡八幡城に治す、元祿五年五月常久一萬六千石を削られ、嗣子胤親常陸下野の兩國に移封し、十一年三月近江國三上に移封、弘化二年四月胤緒若年寄の功を以て二千石加賜（一萬二千石となる）せられ城主格となる、子孫相襲ぎて明治に至り、十一年本姓東に改む、華族に列し子爵を授けらる（家譜）

○胤頼——重胤——胤行——行氏——時常——氏村

常顯——師氏——益之——氏數——常緣——元胤

常慶——盛數——慶隆——慶利——常友——常春

常久——胤親——胤時——胤忠——胤富——胤緒

胤昌——胤城

トウエイザン　東叡山　寛永寺（クワンエイジ）を見よ。

トウエイザンノタタカヒ　東叡山戰　起原　明治元年正月、德川慶喜の、鳥羽伏見の戰に敗れて江戸城に歸るや、幕士中、薩長の二藩は、幼沖の天皇を擁して私を謀るものなれば、之れを戮滅すべしといへる主戰論の聲高かりしと雖も、慶喜は錦旗に抗するを欲ぜずして、其說を用ひざりしかば、過激主戰の徒十餘人、四ッ谷圓通寺に會し、朝敵の汚名を雪ぎ、且つ家跡を繼承せしめられん事を朝廷に哀訴せんことを謀り、翠で二月、淺草本願寺に屯するに及び、來り加はるもの多く、忽ちにして五百餘人に達せり、因て隊を編して彰義隊と名づく　發展　此時に當り、慶喜追討の官軍東下して江戸に着せしかば、慶喜は城を出で、東叡山中の大慈院に屏居して恭順の意を表ぜり、茲に於て彰義隊の徒も、慶喜を慕うて山内に移り、諸坊を以て屯營に充て、且つ新に池田大隅守、遠澤誠一郎を隊長とし、其餘進隊長、頭取及び會計、記錄、器械の三掛を設く、總勢凡て一千五百人なり、既にして遊擊、歩兵、猟兵、純忠、精忠、貫義、旭、臥龍、神木、松石、万宇、馬勝、萬宇、浩氣、白虎、水心の十五隊、一千五百人亦來り屬す、岩倉府直參の士、若くは脫藩の諸士たり、故に彰義隊の勢力漸く大にして、總督府より屢々解散を命ぜられしと雖も、常に辭柄を設けて之を拒む、慶喜も其暴動を憂ひ、諭告する所ありしも從はず、固て慶喜は、山内を出でゝ常陸水戸に退くべくして五月十四日に至り、總督府より翌十五日を以て、東叡山を追討すべきの命、諸藩に下れり、山内の諸隊之を聞き、各々部署を定め、大砲を備へ、官軍の來り攻むるを俟つ、十五日早曉、鹿兒島、萩、佐賀、鳥取、岡山、熊本、德島、柳河、佐土原、津、彦根、名古屋、新發田等の諸藩の兵、東叡山を圍み、四方より攻め入らんとす、山兵即ち、彰義、萬字の二隊を以て黑門口を守り、鹿兒島、熊本の兵に當り、神木、浩氣の二隊は、穴稻荷門に備へて、岡山、柳河、名古屋、佐土原の兵に當り、下寺通の三門は遊擊、純忠、精忠の三隊これを守りて德島、彦根、新發田の諸藩に當り、谷中門は彰義、歩兵、旭、萬字、松石の四隊これを守り、萩、岡山の兵に當る、時に黑門口は一山の咽喉なれば、山兵は防禦頗る勉め、巨砲を山王臺上に備へて、敵の銳鋒を挫ぎしが、津の兵山下の南邊に現れて、俄に狙撃を加へ、山兵倒るゝもの多し、黑門に向へる官軍大に勢を得、遂に新黑門外なる燈籠を燔ちて、側面より亂入し、黑門の守り遂に敗る　發展　黑門の敗れしと相前後して、下寺通の三門、谷中門、穴稻荷門等

皆敗れ、門主公現法親王は圍を脫して奥州に走り、山内の諸隊悉く潰ゆ、此日戰未だ酣なるの時、岡山以下の諸藩兵は、岡山、水戸の兩藩邸より、池を距てゝ、山の側面を砲撃せしが、正午過ぎに至り、砲火文殊樓より發し、朱傍に炎を飛ばしゝ折、東四南の諸門より入りたる官軍等、同時に諸坊に放火せしかば、只僅かに清水堂を殘せるのみにして七堂伽藍忽ちに烏有に歸せり（東叡山戰爭始末、彰義隊實歷鈔）

トウガ　東雅　巻綱　二十卷、新井白石全集第四に收む　内容　爾雅に倣ひ、和名類聚抄に據りて、本邦の物名を解釋考證したるものにして、語源の研究に至りては、獨特にして創見のもの少からず、天文、歲時、地輿、神祇、人倫、宮室、器用、飲食、穀蔬、果蓏、草卉、樹竹、禽鳥、畜獸、鱗介、蟲豸等の諸部に分つ、東雅とは日東爾雅の義なり、卷首に安積覺、室直清の序あり　著者　新井白石、享保二年の頃、深川の寓居に在りて之を選述し、翌三年夏より改刪を加へ、四年二月に至りて其功を畢ふ（新井白石全集）

トウカイジ　東海寺　所在　武藏國荏原郡品川北馬場○萬松山と號す　宗旨　臨濟宗、大德寺末　起原沿革　寛永十四年將軍德川家光命を下して、舊來の長德寺等を他に移轉し、其跡を澤菴に與へて當寺を建立し、翌十五年十一月に落成し、澤菴示寂の後、住持は輪番にして毎年八月に交代する事となる、元祿七年三月火災に罹りて燒失す、同年十二月、再建の事あるや、將軍德川綱吉殊に命じ、幕府城内の一殿を賜うて本坊となし、尊て總門、中門、山門、南門、鐘樓、浴室、佛殿、客殿、北の間（歷代將軍の位牌を安置す）御成書院等落成し、結構莊麗を極めたり、家光が澤菴に對して、法を問ひたる跡なりと云へる釣玄室は、林圃の池邊に在りて、幽雅の風致を以て聞ゆ、塔頭は、玄性院（寛永十六年堀田正盛建立）長松院（桂昌院建立）妙解院（寛永二十年細川光尙が先祖忠利の爲めに建立）靈龍院（寛永中某建立）清光院（慶安三年奥平家昌等の建立）定慧院（安藤信義の建立）春雨菴、慈雲菴、少林菴、師雲菴、法雲菴、琳光菴、眞珠菴、高源菴、賀茂眞淵の墓あり、明治の初め火災に罹りて本寺並に塔頭皆燒失し、今は僅に一小部分を存するのみ（新編武藏風土記、日本名勝地誌）

トウカイダウ　東海道　七道の一、西宮記に「カミ、（ツミチ）」、又「ウヘツミチ」と訓めり、後世は單に海道筋とも稱す、本邦の中央に位し、太平洋に面する一帶の地方、伊賀、伊勢、志摩、尾張、三河、遠江、駿河、甲斐、伊豆、相模、武藏、安房、上總、下總、常陸の十五ヶ國より成る、北は東山道に界し、西南は畿内及び紀伊に接し、東南は太平洋に瀕す、上古は五街道と稱し、本海道に五十三次をおきたるなり、今便宜上此處に合叙す、詳しくは「ゴカイダウ」を見よ（新選志稿、國郡沿革考）

トウキウヰン　東求院　所在　近衞前久（コノエサキヒサ）を見よ。

トウキヤウ　東京　所在　帝國の首府にして、江戸の改稱なり、武藏國の南隅に位し、東京灣を擁す、麹町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、赤坂、四ツ谷、牛込、小石川、本鄕、下谷、淺草、本所、深川の十五區より成る、東西二里二六、南北三里一一、面積四方里七里あり〇戸口は卅八年の調査によれば、四十八萬五千廿四戸、百九十六萬九千八百卅三人を有せり　沿革　もと江戸と稱し、德川氏の城下たり、十五代慶喜の時、政權を奉還し、維新の大業やゝ其緒

に就くや、明治元年正月參與大久保利通、大阪遷都の議を上りしも行はれざりしが、幾もなくして遷都の說漸く廟堂の間に熟したりと雖も、なほ名古屋江戸等の諸說ありて、未だ決するに至らざりき、既にして四月江戸開城の事ありしかば、五月新に江戸府を開きて民政を掌り、鎭臺府を設けて軍務を行ひしが、七月に至り、江戸を東京と改稱せられ、同時に江戸府、鎭臺府を廢して、東京府、鎭將府を置きたり、此月車駕東都を發し、十月江戸城に臨幸あり、江戸城をまた東京城と改稱せられしも、遷都の事、未だ成らず、駐蹕僅に月餘にして、十二月京都に還御ありき、然るに大木喬任等盛んに東京奠都の必要を主唱したるより議始めて決す、是に於て二年三月再び東京に行幸し、東京城を皇居と定められ、尋で皇后宮、皇太后宮もまた東上し給へり、此年郡市の境界たる朱引內外を定め、市內を五十區に分ち、官廳、兵營、學校、病院等、みな次を以て設けられたり、四年改めて六大區七十小區に分つ、當時市街は千百七十八町ありき、十一年に及び、更に十五區と爲し、區役所をおく、廿一年市町村制公布せられ、廿二年特別市制を布かれしが、卅一年十月東京市役所の開設を見、始めて完全なる自治市となりたり、なほ東京市は行政區劃にありては東京府に屬す、而して東京府は、東京市及び南葛飾、南足立、北豐島、豐多摩、荏原、南多摩、北多摩、西多摩の八郡、に小笠原島、大島、八丈島の三島を所轄す、「エド」及び各郡名の條參看(東京案內)

トウグウ　東宮(春宮)　皇太子を云ふ、太子の居所が、皇居の東に在りしより起る、毛詩註疏に「齊侯之子、衛公之妻、東宮之妹、邢侯之姨、譚公維私、(傳東宮齊太子也、正義曰、太子居二東宮一、因以二東宮一表二太子一)」と見え、左傳隱公三年冬の條に、「衛莊公娶二東宮得臣之妹一、曰二莊姜一、(得臣齊太子也、太子不レ敢二居二上位一、故常處二東宮一)」と見え、また令義解に「東宮太子之所」居也、故稱二東宮一」とあるにて、其義を知るべし、春宮は官舍より移りたる名稱にて、令集解に、「四時氣自」東發、卽春准レ此、故爲二東宮一、春宮其義無別也」と見えて、東と春と義通ずるよりして、御座所と區別する爲めに春宮坊、店の左右春坊に倣ひたるは云ふまでもなし)と書きしを、終には混用して皇太子を稱することゝなり、又春宮を訓讀して「ハルノミヤ」とも稱するに至れり(官職要解)

トウグウシキ　東宮職　春宮坊(トウグウバウ)を見よ、

トウグウバウ　春宮坊　名稱「ミコノミヤツカサ」とも訓む、又坊官とも、又春坊、後世多く東宮職と春宮坊とを混別し、博學士を職に兼し、大夫以下を坊に屬したり軍事　皇太子の內政を取行ふ所にて、啓令を吐納し、宮人の名籍、考叙宿直の事を掌る、被官に舍人、主膳、主殿、主書、主漿、主工、主兵、主馬の六署あり、職員傳と學士とは東宮の職員にて坊の職員にあらずと雖も、姑く此に說明せり、傳一人、皇太子補佐の役なり、令に道德を以て皇太子を補導することを掌ると云へり、多くは大臣以上の人兼務せしも、稀には大納言又は中納言を以て兼任することあり、學士二人經を執りて講說し奉ることを掌る、卽ち侍讀なり、學者の家の才智德望あるものを擢任す、大江匡房、藤原實政は共に學才秀で、匡房は三度、實政は兩度學士となれり、これ異數たり、以上は東宮傳東宮學士と記し、大夫以下の春宮と書すると區別せり、官職雜儀に、「東宮春宮同事なり、さりながらその下司の官につきて差別あり、傳(注略)學士(注略)此二は必東宮を用也、大夫亮進以下は皆春宮の官なり、仍春字を用ふ、春宮坊と云ふ故に坊官と申也、傳學士春宮坊のうちにてなけれども、春宮の官たる故に同じく坊官と申也」と見えたり、大夫一人從四位下、攝關大臣たる人の子孫の大中納言たる人兼任す、諸大夫の納言以上拜任の例なし、權大夫(令外)一人、大夫に同じ、稀には諸大夫納言兼任することあり、亮一人從五位下、名家四位の才望あるもの之に任ず、殊に之を擢任す、參議又は藏人頭之を兼ぬ、權亮一人(令外)華族の中少將之を兼任す、大進一人從六位上、權大進三人(令外)名家諸大夫の內を擢任す、宮中公事を奉行し光も重任とす、其中諸衞佐一人必ず之に任ずる例なり、少進二人從六位下、權少進一人(令外)大屬一人正八位下、少屬二人、從八位上、以上は院主典代等を以て之に任ず、史生四人、坊掌二人、使部三十人、直丁三人、此の外後世藏人所を置き、藏人四人、重代諸大夫之に補す、非藏人三人、所衆十五六人、雜色二人、出納三人を置き、又內舍人、陣頭、侍者、女藏人、宣旨等を置きしことあり、又帶刀あり、「タテハキ」を見よ

トウグウバウ　持統天皇　持統天皇十一年二月、文武天皇を太子とし、當麻國見を東宮大傅、路勢見を春宮大夫、巨勢薬持を亮となしたるを其初見とす、文武天皇大寶元年に至りて、其制始めて備はる、崇光天皇以後立太子の儀なきを以て中絕せしが、靈元天皇天和三年再興して、この職を置かれたり、降りて明治二年七月、宮內省を置くに及び、東宮坊を置きしが、五年七月、官等改制の時之を廢し、廿二年八月、立太子の宣下の際、また東宮職を置き、現今は、大夫、主事、侍從長、侍從、武官長、武官、侍講、屬、內舍人等の職員あり(令義解、拾芥抄、玉葉、延喜式、官職勘抄、職原抄、職官志、法令全書、古事類苑帝王部、同官位部)

トウクワウ井ン　東光院　九條種通(クテタネミチ)を見よ、

トウクワダウ　東華堂　大內裏豐樂院九堂の一、不老門內、清暑堂の東、栖霞樓の正北三丈の所に在り、長さ七間、橫二間、東四に各三箇所の石階あり、四華堂また之に倣ふ(大內裏圖考證)

トウクワデン　登花殿　大內裏の一殿、後宮にして皇后中宮女御等の在所とす、弘徽殿の北、貞觀殿の西に在り、廣さ七間四面(南北の廂を合せば九間)四方に廂あり、東は廂の外に簀子あり、其中央に反橋の渡廊ありて、貞觀殿の南廂四第一間に通ず、東面に立蔀を置く、北は廂のみにて、壇及び溝を隔てて徽安門に對し、南は切馬道を以て弘徽殿の北簀子に接し、西は弘徽殿と同じく細殿にて、西面屋壇、間每に遣戶あり、又弘徽殿との間に築垣の片廂廊あり(大內裏圖考證)

トウケイジ　東慶寺　所在相模國鎌倉郡(寺格)山之內村○松岡山と號す、里俗呼びて緣切寺と稱す　宗旨臨濟宗の尼寺　寺法夫の爲めに不幸に沈める婦女の緣を切りて、之を救ふを寺法とす、緣切寺の名これによりて起る、而して江戶時代の制によれば、婦人ありて出走し來れば、まづ其婦女の陳述する所により、其夫及び媒介人を召喚し、善く實否を質し、示談に附せらるべき見込あるものは、双方を納得して和解せしむ、然れども夫たる者一旦納得の體を粧ひ、途中にて其妻婆を殺す等の事保し難きが故に、充分納得したるや否やを見極めたる後にあらざれば、連れ歸るを許さゞりき、而して示談に附し難きものは、はじめて入寺を許し二年の間(はじめは三年)在住せしめ、其年限を終れば、寺を出でゝ、何所に緣付くとも勝手次第にして、前夫より何等の故障を言ふこと能はず、なほ妻妾が、夫に追跡せられて走り來るの際、下駄一本にても、寺門內に投げ込めば、最早其夫よりいふ 起源 弘安八年、北條時宗の後室覺山尼の創建する所なり、覺山は、世の婦人が邪見の夫に配し、容易く休離し難き事あり、過つものあるを慨し、當寺に入る時は、三箇年の間抱へ置き、佛事修行の趣意を以て、夫との緣を切り、薄命の婦人を救ふな寺法とせんことを北條貞時に請ひたれば、貞時は天聽を經、勅許を蒙りて之を許容せりといふ 語源 五世用堂(後醍醐天皇の皇女)の時より松岡の御所と唱へ、格式は他の尼宮御所と同樣になり、寺の期限を改めて二ヶ年と爲す、足利成氏は本寺を崇敬し、小田原北條氏もまた、公役を免し、境內の殺生を禁斷せり、二十世天秀(豐臣秀賴の女)元和元年德川家康の命によりて入院せる時、古來の寺領永百十二貫三百八十文、先規の如く改めて寄附せられ(後ち五百石)、且つ寺法永く絕えざらん事を請うて許されしより、緣切の特權を維持したり、尋で二十二世玉澗、元文二年五月退院せる後、無住となり、脇坊薩凉軒の住職、東慶寺の寺務を執りしが、維新以後、其特權を失ふと共に衰頹し、方丈並に脇坊の多くは滅亡し、脇坊の首位なる薩凉軒のみ殘り、代りて東慶寺と稱す(鎌倉志、鎌倉管領考、相模國風土記稿、史學雜誌、鎌倉松ヶ岡の尼寺御所ち世に云ふ緣切寺に附きて)

トウゴク　東國　京畿以東の諸國を指したる稱にて、令に「大昆古命子建沼河別命者、遣二東方十二道一、而令レ和二平其麻都漏波夏人等一、與二其父一共往遇二于相津一」と見ゆ、猶景行天皇紀に、武內宿禰を遣はして、北陸及び東方諸國の地形百姓の消息を察せしめ事あり、國造本紀にも東方十二國と見えたり、高橋氏文にも東方諸國造十二氏とあり、又孝德紀にも東方八道とあり、本居宣長十二道を解して曰く、伊勢、尾張、三河、遠江、駿河、甲斐、伊豆、相模、武藏、總、常陸、陸奧なるべしと、伴信友の十二國造考に「神武天皇御世天日鷲命を伊勢に、美志侯命を紀伊に、崇神御世知々夫に、彦狹島命を上毛野國造に、景行御世彌見足尼を甲斐國造に定めたること國造本紀に見えたり、常陸風土記に、倭建命巡狩の條に、新治國造吠奈良珠命、崇神御世に筑紫命を紀國造に任ぜられたること見ゆ」とあり、宣長の說とほゞ相似たり、卽ち後の東海東山兩道を概稱したるが如し、天武紀及び萬葉集を案するに、東國と書きてアヅマとよめり、然らば天武天皇以後は吾妻國と東國とは同意義に用ひられしものなるべし、文武天皇以後、東海東山兩道となし、區域定まりしより後も尙ほ東國の稱殘れり、鎌倉時代以後に至りては、東國と稱するは、概して坂東及び奧羽の關東を指したるに似たり、玉葉及び吾妻鏡に、東國の武士を、坂東武士とも、關東武士とも稱したるにて知らる、猶ほ「アヅマ」「クワントウ」「バンドウ」參看、

ドウザ　動座　着座せる者、高貴の人を見て其座を避くることを云ふ、牀を下りて起立し、或は座を去りて蹲き、或は地に立つ等、貴賤によりて一定せず、儀制令義解に「凡在二朝座上一、見二親王及太政大臣一下一座、左右大臣、當司長官、卽動座、(謂左右大臣、見二親王及太政大臣一卽動座、其太政大臣見二親王一及親王見二太政大臣一並不動也、民部卿於二主計一亦是當

司長官也、依〻律佐職及所統屬官殿（官長一同罪故也、）以外不〻動」と見え、弘仁十年六月、諸司朝堂に在りて親王大臣を見ば、起立ち以て動座に代へしめたり、然れども猶ほ動座のことあり、玉葉に「治承元年十二月廿六日、此日關白息著袴也、云々、關白起座、（家禮公卿動座）」と見えたり、

ドウサウ　動倉　王朝時代正稅の一なる動用の米穀を貯蓄する倉をいふ、動用倉の略稱なり、→シヤウセイ」參看、

トウサンダウ　東山道　七道の一、山道ともいふ、本邦の東北部に位し、近江、美濃、飛騨、信濃、上野、下野、磐城、岩代、陸前、陸中、陸奥、羽前、羽後の十三箇國より成る、東は一帶に太平洋に臨み、西は、一部は本海に、一部は北陸道に接し、極西の一隅は、僅に畿內及び山陰道に連なる、北は、津輕海峽を隔てゝ北海道と相對し、南は東海道に界す、上古は東海道と共に東夷の根據地にして、崇神天皇四十八年、皇子豐城命を遣はして東國を治めしむ、蓋毛野國に鎭して東方諸國の政を總られしなり、景行天皇四十年信濃國未だ王化に從はざる者あり、日本武尊東征の時、武藏上野を經て信濃に入り、美濃を歷て尾張に還り、近江に至る、五十五年二月豐城命の孫彦狹島王を以て東山道十五國の都督に拜し、未だ任に到らずして薨ぜしこと書紀に見えたれど、當時未だ分道の制なし、崇峻天皇二年七月近江臣滿を東山道に遣はし、蝦夷の國境を觀ぜしむ、此東山道また後世の道書なり、孝德天皇大化二年國郡の制を定め、相模足柄坂以東を吾嬬八國に分つ、武藏、上野、下野、陸奥之に隸す、天武天皇十四年九月、石川朝臣蟲名を東山使者と爲す、文武天皇四年二月巡察使を東山道に遣はし、非違を檢察せしむ、此時既に七道を分置せしものなり、近江、美濃、飛騨、信濃、武藏、上野、下野、陸奥八國を以て東山道と爲す、和銅五年九月、始めて出羽國を置き、翌年に至りて、弘仁天皇實錄二年十月武藏國を以て東山道に隸す、光仁天皇寶龜二年十月武藏國を以て東海道に隸し、八箇國となる、延喜式の制、東山道、近江、美濃を近國とし、飛騨、信濃を中國とし、上野、下野、陸奥、出羽を遠國と爲す、降りて明治元年十二月、陸奥を分て磐城、岩代、陸前、陸中、陸奥の五箇國と爲し、出羽を分て、羽前、羽後の二國と爲し、十三國と爲す、（國郡沿革考）

トウサンデウノオトド　東三條大臣　藤原兼家（フヂハラノカネイヘ）を見よ、

トウジ　東寺　所在　山城國京都下京區九條町○教王護國寺と號し、一に左寺とも稱す、山號八幡山、院號を祕密傳法院といふ、宗旨　眞言宗、總本寺　眞言宗の經律論を研め、永く密教流布の根本道場と定む、盖毛野國に鎭して東方諸國の政を總られしなり、景行天皇四十年信濃國未だ王化に從はざる者あり、日本武尊東征の時、武藏上野を經て信濃に入り、美濃を歷て尾張に還り、近江に至る、五十五年二月豐城命の孫彦狹島王を以て東山道十五國の都督に拜し、未だ任に到らずして薨ぜしこと書紀に見えたれど、當時未だ分道の制なし、崇峻天皇二年七月近江臣滿を東山道に遣はし、蝦夷の國境を觀ぜしむ、此東山道また後世の道書なり、孝德天皇大化二年國郡の制を定め、相模足柄坂以東を吾嬬八國に分つ、武藏、上野、下野、陸奥之に隸す、天武天皇十四年九月、石川朝臣蟲名を東山使者と爲す、文武天皇四年二月巡察使を東山道に遣はし、非違を檢察せしむ、此時既に七道を分置せしものなり、近江、美濃、飛騨、信濃、武藏、上野、下野、陸奥八國を以て東山道と爲す、和銅五年九月、始めて出羽國を置き、翌年に至りて、弘仁天皇實錄二年十月武藏國を以て東海道に隸し、八箇國となる、延喜式の制、東山道、近江、美濃を近國とし、飛騨、信濃を中國とし、上野、下野、陸奥、出羽を遠國と爲す、降りて明治元年十二月、陸奥を分て磐城、岩代、陸前、陸中、陸奥の五箇國と爲し、出羽を分て、羽前、羽後の二國と爲し、十三國と爲す、（國郡沿革考）

トウサンデウノオトド　東三條大臣　藤原兼家（フヂハラノカネイヘ）を見よ、

トウジ　東寺　所在　山城國京都下京區九條町○教王護國寺と號し、一に左寺とも稱す、山號八幡山、院號を祕密傳法院といふ、宗旨　眞言宗、總本寺　眞言宗の經律論を研め、永く密教流布の根本道場と定む、且つ本尊を彫刻して此堂に安置す、天長二年始めて教王護國寺と號す、承和元年十一月、空海を大阿闍梨とし、長者に補任す、爾後相承の長者は勅宣を以て補任す、治承中より大火災に罹り、今の建築物は寬永年間德川家光の再興にかゝる、特別保護建造物なり○慶賀門、東方に在り、寺傳に、延元の役に新田義貞此處を攻めし時、閉さゞりしと、これを開かざることなり、あけず門と呼ぶとぃへり○觀智院、當寺第一の塔頭にして、古き經像等寶物を藏す、佛像及び寶物は、木造毘沙門天像一軀、四天王像四軀、五大尊像五軀、文殊像一軀、十二天面七面、講座に安置の持國、廣目、增長の像三軀（以上彫刻）七祖像七幅、山水圖屏風一双、十二天像十二幅、五大尊像五幅、大師行狀繪圖十二卷（以上繪畫）消息卷物、大師遺告文、將來目錄、圓仁入唐求法巡禮記、後宇多天皇宸翰庄園數地施入狀、同興隆條々事書、同奮院日記、同御消息、同大師像讚、後醍醐天皇塔供養御願文、同御消息、同舍利奉請文、後光嚴天皇宸翰舍利奉請文、（以上書蹟）牛皮華鬘、木造天蓋（以上美術工藝）等皆國寶なり（扶桑略記、日本逸史、山城名勝志、平安通志、京華要志、國寶目錄）

ドウシ　童子　僧家に召仕ふ童を云ふ、法會の時、幡、網等を引くなり、身分ある僧侶の出行する時は、大童子四人、中童子二人を召具す、又奈眞の諸寺、法成寺、下野藥師寺等に堂童子あり（海人藻芥、塵添壒嚢抄）

ドウシキヤウホフ　童子經法　佛教にて金剛童子經により金剛童子を本尊として祈禱する祕密法、金剛童子は童形の忿怒像なり、不空三藏譯の儀軌に、此像幷に祈禱の作法を詳載せり、天台眞言共に行ふ（諸法要略抄）

トウシノチヤウチヤ　藤氏長者　藤原氏（フヂハラウヂ）及び攝家（セッケ）を見よ、

ドウシン　同心　名義　武家の輕卒をいふに用ひたりしが、元亀天正の頃に及びて、輕輩の武士を稱する事となりたり、江戸幕府にてもまた此稱を襲ひたれども、皆諸奉行等に配屬せしめて、大小の庶務を取らしめき、其中町奉行に屬する者は町方同心と唱へ、市內の警察事務に當り、今の巡査の類にして、頗る市民に畏られたり、幷に同人頭ありて之を率ゆ、なほ各城に隸屬せる同心の名は、掌中大概順に詳しく見えたれば就て見るべし（武家名目抄、掌中大概順、古事類苑官位部）

トウジヨ　頭書　鎌倉時代裁判の時、評定沙汰の終の後、事書の頭に、評定衆各隨意の是非を書付けたるを云ふ、執筆評定衆の中一人を以て之を定む、是を評定沙汰之落居と云ふ（沙汰未練書）

トウシヨウ井ン　東勝院　北條義時（ホウジヨウヨシトキ）を見よ、

トウシヨウジ　東勝寺　所在　相模國鎌倉郡小町村葛西ヶ谷○青龍山と號す　宗旨　禪宗臨濟派　起原　北條泰時の草創、開山は行勇なり　沿革　元弘三年五月、新田義貞に攻められ鎌倉兵火に罹るや、北條高時千餘騎を率ゐて當寺に籠る、蓋し先祖代々墳墓の地たるを以て、爰にて自害せんが爲なり、時に長崎高重山內の戰に利あらず、歸り來て自害を勸む、高時初め一族二百八十三人皆自殺し、堂塔に火を放て燒き拂ふ、其餘庭上門外に並び居たる軍兵悉く自害す、總て八百七十餘人なり、後ち足利尊氏北條氏の亡靈を弔はんが爲め、奏聞して當寺を高時の宅趾に遷し立て寶戒寺と號す（相模國風土記稿）

トウシヨウジ　東勝寺　伊藤氏、勅諡大圓寶鑑國師　事蹟　美濃の人、十三にして披髮し、十九歳にして遊方し、諸方の尊宿に參す、後ち聖澤寺の庸山に謁して大徹し、印記を受け、法山に分座す、稻葉氏の招請に應じて、東濃の正傳寺に住す、寬永五年敕を奉じて妙心寺を董ること前後三回、後水尾上皇屢々仙洞に召して禪要を宣問し、隆遇寵光す、皇太后亦間法禮信す、明曆の初、後西院天皇內禁に召して宗門の旨を問ふ、德川家光亦普て府中に延見して法要を問ふ、主殿頭石川忠綱寵翔寺を創して開祖となす、寬文元年十月一日寂す（寶鑑、扶桑禪林僧寶傳、本朝高僧傳、龍門夜話）

トウセウグウ　東照宮　朝廷より正保二年十一月德川家康に賜ひし神號、「トクガハイヘヤス」を見よ、

トウセウグウ　東照宮　所在　駿河國安倍郡久能村久能山○東照大權現と稱す、現今別格官幣社　祭神　德川家康　起原　沿革　元和二年四月德川家康薨じ、此地に葬り、社殿を造營す、三年二月東照大權現の神號を賜ひ、下野日光に改葬す、然れども社殿舊に因り、今日に及べり、神領三千石を有したり、祭祀は、四月十七日に行ふ、明治の代、別格官幣社に列す（官國幣社一覽、古事類苑神祇部）

トウセウグウ　東照宮　所在　下野國上都賀郡日光町○東照大權現と稱す、現今別格官幣社　祭神　德川家康　起原　沿革　元和二年家康の薨ずるや、其遺骸を駿河久能山に葬りしが、其子秀忠遺命に隨ひ、三年二月、此地に卜して廟を創建して成る、是より先、朝廷家康に東照大權現の神號を賜ふ、是に至りて宣命使を遣はして廟前に告ぐ、正保二年更に東照宮の號を賜ふ、寬永十一年に至り、三世家光大に土木を起し、十三年に至りて成る、構造壯麗、海內無雙と稱す、而して其神領は二世秀忠の時五千石を附したりしが、四世家綱に至り漸く增して一萬石と爲す、例祭は每年四月九月の兩度にこれを行ふ、而して四月祭には之を本御祭と稱し、神幸に供奉する者千有餘人、譜第大名二人を以て祭禮奉行と爲し、專ら其事を監せしむ、大祭には朝廷より奉幣使の發遣あり、日光例幣使と稱す、奉幣使派遣の事は、元和三年四月日光に鎭座せし時をはじめとし、正保二年宮號を賜ふに及び、例幣使下向のこと恒例となる、而して將軍親しく本社に參詣する事は、秀忠が元和三年に詣でしをはじめとし、十二代家慶が天保十四年に詣でしを終

りと爲す、若し能はざる時は譜代大名或は高家等をして代らしむ、之を名代といふ（古事類苑神祇部）

トウセウダイゴンゲン　東照大權現　朝廷より元和三年二月德川家康に賜ひし神號、トクガハイヘヤスこを見よ、

ドウセン　銅錢　銅にて作りたる錢貨、錢（セニ）の條を見よ、

トウゼンジ　東禪寺　所在 武藏國江戸芝高輪○山號佛日山 宗旨 臨濟宗、妙心寺派、江戸四箇寺の一○本尊釋迦如來 起原沿革 慶長の頃、嶺南崇六和尚江戸に來り、日向飫肥領主伊東祐慶の第に投す、祐慶深く歸依し、廊布に一宇を建立し、師を開山とす、是當寺の始めなり（今の靈南坂、寛永年間今の地に移さる、境内に伊達氏の墳墓及び原田甲斐の墓あり、幕末英國公使此に寄寓したりしに、水戸藩浪士襲來して殺傷あり、世に東禪寺の變と云ふ、維新後災に罹り、今大に資頼す（江戸名所圖會、日本名勝地誌）

トウゼンジ　東漸寺　所在 下總國東葛飾郡小金町○佛法山一乘院と號す 宗旨 淨土宗、關東十八檀林の一 起原沿革 天正年中の創建に係り、開山行蓮社經譽上人愚庭、檀那は城主高木胤則同胤長なり、初め根本内村に在りしが、五世行譽上人の時、今の地に移し、殿堂を修營し、本堂、元祖堂、鎭守堂、樓門、總門大に備はる、增上寺存應の推擧により、十八檀林の一に列し、寺領五十石を有したり（檀林志）

トウダイ　燈臺　油火を點す道具、形ち燭臺の如くにして、上に油盞を置き、下の臺は、もつかう形にしてこうもり高にするなり、切燈臺、結燈臺、高燈臺等の種類あり、切燈臺は、貞丈雜記、上はくも手にして下臺は四方にして、めんを取りたるものを切燈臺、上下ともに菊の花の形を爲したるものを菊燈臺といふといひ、類聚名物考は、低きものを切燈臺となし、徵古圖錄は、貞丈雜記が菊燈臺といへるものを切燈臺として圖を出せり、結燈臺は、朝廷にて公事を行ふ時、其司の座の前にともす燈臺にて、細く丸く削りたる木三本を組み立て、上にかばらを置くなり、梅園奇賞に「木の長二尺二寸五分、木口の丸みのわたり、上は四分、下は六分、三本の足の開きたる間一尺八寸程づゝ上の木口より四寸三分、下に穴をあけて緒を通して三本の柱をねぢりて結ぶなり、柱の下木口より六分上に穴をあけて緒を通し、一本毎に結て男結びにする也、三本共に同じ緒の兩端は柱の際にて取合結び切る、緒の太さは廊の三つぐり也、下の結は三足をつなき置也」と見えたり、高燈臺は、普通の燈臺なり（貞丈雜記、類聚名物考、遊遊笑覽）

トウダイジ　東大寺　所在 大和國添上郡奈良市の雜司○大華嚴寺、恒說華嚴寺、城大寺、總國分寺、金光明四天王護國寺等の別名あり 宗旨 もと八宗兼學、今は華嚴宗の總本山なり、七大寺の一○本尊金銅盧舍那佛像、世に奈良大佛と稱す 起原沿革 聖武天皇佛法興隆の御願を發し、天平十三年盧舍那大佛像の造立を企て、十五年詔を下し、十七年より工事を始め、天平勝寶元年に至りて成る、大佛殿は十九年に功を起し、天平勝寶四年に至りて成り、同年四月大佛開眼供養會を擧行し、天皇行幸あり、本願聖武天皇、開基良辨、勸進行基、導師菩提仙那なり、故に伽藍といふ、是より先き、天平廿勅して諸國山地三百六十町を施入し、孝謙天皇に、封五千戸を施入して塔舍を修理し、三寶を供養する諸佛事用途料に充てしむ、天平寶字元年備前墾田一百町を以て唐禪院衆僧に賜ひ、聖武天皇の冥福を祈らしむ、醍醐天皇勅して講堂を造立せしめ、延長五年千僧を集めて供養す、治承四年平重衡の兵火により、大佛殿、佛頭を初め、諸伽藍悉く灰燼となる、後白河法皇の信賴と、源賴朝の助成とにより、佛頭を鑄造し、大佛殿以下の大伽藍を再興し、建久六年大佛殿の供養を行ひ、建仁三年南大門大湯屋等の總供養を行ひ、頗る宏壯なりしが、永祿十年松永久秀の兵火にて、再び灰燼となる、元祿五年公慶上人淨財を募り、佛頭を鑄造し、尋で大佛殿を造立す、即ち今の佛殿是なり、江戸幕府の時は寺祿三千三百石を寄せられて維持せしが、近年に至り、資財少きを以て頗る荒廢せり、昔時の境域は方八町に亘りしが、今は寺域六萬餘坪となる、其規模は大佛殿は中央に在りて南面し、南に南大門、北に大講堂址、西に正倉院、戒壇院、轉害門あり、東に二月堂、三月堂、四月堂、開山堂、鐘樓等、山に據りて相並べり、今著名なるものを左に說明す○本尊大佛（大佛）、聖武天皇大叡願を以て、天平十五年近江信樂京に造立せんとし給ひしが、幾もなく之を中止し、更に平城京に移し給ひ、天平十七年鑄造始め、三ケ年間に八度の改鑄を經て始めて成る、高五丈三尺五寸、面長一丈六尺、廣九尺五寸、目長三尺九寸、口長三尺七寸、胸長一丈八尺、腹長一丈三尺、臂長一丈九尺、掌長五尺六寸、他之に稱ふ銅座大小五十六枚、高一丈、實に我國に於ける古今の大作とす、佛工長は國中連公麻呂、冶工長は柿本男玉、高市眞國、高市眞麻呂等なり、四年四月開眼供養あり、天皇上皇幸し給ふ、頭首は齊衡年中修理し、治承四年兵火に罹り、重源勸進して、宋の佛工陳和卿之を修補し、文治元年後白河法皇幸し開眼供養を行ひ給ふ、永祿十年再び兵火にかゝりしが、當國の住人山田道安、資財を

拋て修補す、即ち現存の大佛は、頭首は元祿五年、右手は壽永二年の鑄造にて、其外所々に修補を加へたれば、天平創造のまゝなる所は胴體の大部と、蓮座の花片十餘枚に過ぎず、○大佛殿（大佛殿）、東大寺の金堂にて、本尊の大佛此内に在り、同廊を統らし、正面に中門、東西に樂門あり、最初のものは天平十九年功を起し、天平勝寶三年大體の構造を終る、治承四年兵燹に罹る、重源、文治三年四月起功、建久六年竣成して、供養を行ふ、永祿十年十月、再び兵火に罹り烏有に歸す、後ち公慶上人廣く勸進し、元祿十四年工を起し、寶永五年に落成せり、現存のもの是なり、其規模舊時のものに比すれば、砌の面積は七割一分、建物の面積は六割六分、内陣面積は四割四分となれり、（初は二重十一間、高十五丈六尺、東西長二十九丈、廣九丈六尺、千手觀音を本尊とす、脇士に虛空地藏爾菩薩あり、延喜十七年十二月燒失す、承平五年五月再興す、治承四年兵火に罹り、後ち重源造立し、建仁三年供養を行ふ、永祿十年復兵火に燒失す、爾來起らず、○塔婆、東西兩塔あり、東塔の舊址は、八幡池の南、西塔の舊址は、水門の北側に在り、共に天平勝寶五年の建築に係る、東塔は高廿三丈八寸、西塔は高廿三丈六尺七寸、並に七重の層塔なり、東塔は治承四年の兵火に燼り、康安二年再び雷火にて燒失す、爾後造立なし、西塔は承平四年兵火に罹り、長保二年再び火災に遭ひ、万壽三年再興す、爾後廢絶の年詳かならず、○三月堂、大佛殿の東北四町許に在り、法華堂なり、天平五年僧良辨創建に係り、梁行十四間餘、桁行十間餘、屢々修繕を加へ、文治元年重源の修補なれども、内部は舊今特別保護建造物となる、堂内安置の佛像は本尊不空羂索觀音（乾漆長）日光月光二佛（塑造）二天王等の像（以上乾漆）あり、背面の厨子に在り、左右に梵天帝釋の二天、金剛密迹四天王等の像（以上乾漆）あり、古來祕佛にして良辨の念持佛なりと云ふ、天平年中の製作たり、今國寶となる、○二月堂、三月堂の背後に在り、羂索堂とも云ふ、寶となる、○二月堂、三月堂の背後に在り、羂索堂、寶冠在り、○大湯屋、淨土堂の北の谷に在り、建久年中重源の建つる所、公慶上人の修造する所なり、特別保護建造物となる、○尊勝院、大佛殿の北に在り、村上天皇の勅旨にて大僧都光智の開基なり、○東南院、大佛殿の南に在り、醍醐天皇の代聖寶の開く所、今東大寺々務所となる、○南大門、大佛殿の總門なり、創立年代詳ならず、應和二年大風の爲めに顚倒す、現存のものは五間三戸、樓門造瓦葺にして、正治元年重源の修造する所、今特別保護建造物たり、外部の二王は運慶快慶等四人の作、長二丈六尺五寸、二王中の大作なり、内部に宋の石工六郎等の作の石造獅子一雙（國寶）あり○勸學院、大佛殿の西に在り、空海の灌頂道場を開きし處、○戒壇院、勸學院の西に在り、聖武天皇、唐の僧鑑眞を請して創立す、後世再三火災に遭ひ、現今のものは享保十六年の修造に係る、堂内に戒壇あり、土壇二層にして高八尺、東西五間、南北四間（委しくは「カイダンキン」を見よ）壇上に安置の四天王像（國寶）あり、天平時代の傑作なり、○轉害門、額噸とも書す、大佛殿の西北に在り、佐保路門とも云ふ、俗に景清門と云ふ、建久六年大佛供養の時悪七兵衛景清此門に隱れて賴朝を窺ひしが、畠山重忠に搦め取られし故なりと云へども、妄說取るに足らず、天平年間の創立にして、今特別保護に屬す（朝野群載、扶桑略記、吾妻鏡、歷代編年集成、伽藍開基記、大和志料）

トウダウ　東堂　禪宗の寺院にて、前の住持の居る所、東菴とも云ふ、後に前の住持の稱となる、即ち東堂は、當山の前住、四堂（四菴とも云ふ）は他山

の前住のことなり、今は東堂と云ふ一職位ともなりて、妙心寺派の知きは、末寺の住持の一職位となせり（勅修清規、禪林象器箋）

トウダウウヂ　藤堂氏（伊勢津）　天武天皇皇子舎人親王の男、船王より出づ、玄孫叡岐權介長宗等兄弟八人、仁徳天皇元年九月中原眞人の姓を賜ふ、長宗八世の孫成行、堀河天皇の朝に近江國愛智郡の大領となり、同郡長野郷藤堂村に住す、子孫世襲して郡務を司り、藤堂氏と稱す、一族に井口、多賀、田付等あり、應仁の亂に領地を失ひ、愛智源助越前に到り、長尾景虎に仕へ、一字を授けられて虎高と名づく、其子高虎、淺井長政に仕ふ、淺井氏滅後織田信澄に仕へ功あり、尋で豊臣秀長に仕へ、屢々武功を顯す、豊臣秀吉これを賞し、文祿四年伊豫大洲七萬石を賜ふ、秀吉薨後德川家康に仕ふ、慶長五年關ヶ原役の功を以て、拾貳萬石加賜、移て宇和島城を治む、十三年封を伊賀伊勢兩國に移され、伊勢安濃津、伊賀上野の兩城を治む、其後屢々加封ありて、元和三年三拾貳萬石となる、寛文九年高次の時、伊勢國一志郡及び山城大和兩國の墾田五萬石を次子佐渡守高通に、同三千石を三子正次郎高堅に分封す、元祿十年高堅、高通の嗣となり、其封は高通の封と併せて五萬三千石となり、久居の地に治す、いづれも子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、宗家は伯爵を、分家は子爵を授けらる（系圖、藩輪譜、德川加除封錄、華族諸家傳）

（藤堂久）
○高虎―高次―高久―高睦―高敬―高治
　高勗―高悠―高嶽―高兌―高猷―高潔
　高紹
伊勢久居（五萬三千石）

○高通―高賢―高陳―高治―高豐―高雅
　高敎―高榮―高興
　高通―高悌―高聽―高邦―高義―高寛
　高徽―高衡―高蕃―高矗―高兌

トウダウタカトラ　藤堂高虎（名將）　通稱與右衛門、初め虎高の子、幼にして淺井家を去り、十五歳の時姉川の戰に高名し、十八歳にして淺井家を去り、流浪する事數月の後織田信澄に擧り、尋で豊臣秀長に仕へて、武功を顯はす、豊臣秀吉及び秀長共に所領を賜ふ、其後ち伊勢松ヶ崎、尾州小牧の軍功により二千石加恩あり、尋で紀伊根來、並に四國征伐に從ひ、箕輪陣には日向國の先陣して敵を敗り、一萬石を加へられ、天正十五年從五位下佐渡守に叙爵す、十九年秀長卒後、其猶子秀俊に仕へ、朝鮮の役、二千人を引卒して、唐島の番船百四十餘艘を奪ひ、また釜山、南海、晉州等の諸城を陷いる、文祿四年秀俊卒せる時剃髪して高野山に入りしが、秀吉召還して伊豫大洲の地を賜ふ（五萬石を加へ七萬石となる）慶長二年再び朝鮮に航し、南原城を屠り、蔚山の後卷し、三年六月更に一萬石を加ふ、既にして石田三成等德川家康を圖るや、高虎密に之に與し、尋で慶長五年家康の上杉景勝を討つや、從うて小山に至り、三成等の擧兵に當りては阜城を陷れ、關ヶ原の役には、先陣して南宮山に向へり、十月十二萬石を加へられ、今治城に治す、十一年妻子を江戸に移す、九月備中に於て二萬石を加增し和泉守と改め、十三年八月伊勢伊賀の地二十二萬九百石餘を賜ひ、安濃津の城主となる、尋で大阪兩度の陣に功あり、從四位下に陞り、伊勢國鈴鹿の地二萬石を加へ、凡て二十七萬九百五十石を領す、元和三年更に同國田丸の地五萬石を賜うて三十二萬三千九百石餘となり、寛永二年十一月侍從に任じ、三年八月左少將に轉じ、七年十一月十八日卒す、年七十五（藩翰譜、德川實紀）

（高虎花押）

トウヂ井ン　等持院　所在山城國葛野郡衣笠村字等持院○萬年山と號す　宗旨臨濟宗、天龍寺末に屬す○本尊地藏尊（脇侍準提）往古創立の年代詳ならざれども、初は眞言宗にして山上に在り、後今の地に遷す、北朝暦應年中、足利尊氏再建し、蹟石（夢窓）を中興開山となす、爾來足利氏の廟所となり、終に臨濟の禪刹となる、足利氏十三代衣冠の木像、及び尊氏の墳墓あり、長祿年中將軍義政之を重修したりしが、應仁の兵火に大半を燒失せり、後ち三條高倉院内の等持寺を此に合併して天龍寺の末寺となす、慶長十一年豊臣秀頼之を再建す、文化五年四月亦災して、荒涼を極めたりしも、近時增修す○寶物、等持寺繪圖（高倉坊門の等持寺の圖、裏に文和元年八月十八日とあり、今國寶たり（山城名勝志、山城名跡志、平安通志、國寶目錄）

トウヂ井ン　等持院　足利尊氏（アシカガタカウヂ）を見よ、

トウノチユウシヤウ　頭中將　近衛中將にて藏人頭を兼ねたる人を云ふ、猶「クラウドドコロ」を見よ、

トウノベン　頭辨　辨官にて藏人頭を兼ねたる人を云ふ、猶「クラウドドコロ」を見よ、

ドウハチ　銅鉢　佛具、行道の時擊ちて警を

爲す、僧呼びて磬と云ふ（佛像圖彙）

ドウバン　幢旛　佛具、諸寺の堂中に懸くる旛たいふ、幢は梵語脫闍、幡は波多迦と云ふ、この旛のなびくに從て人皆佛道に入ると傳へ、旛脚もし人の頭に觸るれば、其人罪障を滅する功德ありと信ぜられたり（佛教いろは辭典）

ドウバン　銅版　天明の初年司馬江漢長崎に遊び、蘭人より西洋の繪畫を學びし時、其術を受けたるを始めとす、其後江漢の門より、亞歐堂、雷洲の二人出づ、亞歐堂は奥州の人にして、初名を永田善吉といふ、松平樂翁に寵ぜられ、其保護を受けて研究したりといへり、此人一種の割線機械を發明し、自ら彫刻用に供し、丹礬を以て腐蝕藥を造り、技術また江漢より秀でたり、樂翁の命によりて彫刻したる淺草觀音堂圖、井に高橋景保の爲めに彫刻せし萬國全圖、邊海略圖の類を見て、其技術を伺ふべし、雷洲は中村氏、名詳かならず、江戸の人にして、亞歐堂に劣らざる名工なれども、其彫刻法は專ら西洋式に倣ひ、腐蝕藥も硝酸を用ひたり、川中島戰爭圖、下利根川圖、淺草歲市圖等世に傳稱ぜらる、これよりして江戸に銅版彫刻の印刷始めて起れり、また京都にても、文化の初め玄々堂（松田保居）長崎にて蘭人より此術を學び、若王子社内十二景圖の如き、尤も著はる、後ち天保の頃井上九皐あり、九皐は銅版面に漆を塗抹して腐蝕を防ぎ、三角尖の刀を用ひ、精密のものをも彫刻せり、尋で文久嘉永の際岡田春燈齋、松田敦朝等出で、一時此術大に振ふ、殊に敦朝は聖蹟圖志を彫刻して面目を施し、水戸、高槻、加納等諸藩の藩札をも彫刻したりといふ、大阪も、天保の頃中瓌、中川信輔の徒出でゝ銅版彫刻の印刷を始めしより、之を學ぶもの漸く多かりき、また敦朝は、維新の初め太政官精幣局の命を奉じ、太政官札五千萬圓を製造し、明治二年東京に召され、民部省の金札、并に大藏證券等をも製造せり、されば三年七月英國より銅版機械一式を買ひ入れ、銅版彫刻術を一新したりといふ、六年東京の銅鐫師梅村翠山もまた敦朝と共に大藏省の御用を命ぜられ、大に工場を擴張し、門人百餘人に及べり、是より先紙幣は獨逸、亞米利加等にて製造したりしが、七年一月紙幣頭得能良介其危險なるを建議し、八年一月伊國彫刻師エドワード、キヨソネを雇聘し、尋で獨國印刷師ブリユックを聘して、機械彫刻、電氣彫刻等を傳習せしめ、此傳習生各地に散して、銅版彫刻の術一層精密のものとなり、且つ其印刷術も亦大に進歩したり（日本工業史）

トウフ　童舞　雅樂にて童兒の奏する舞曲を云ふ、敎訓抄に、盤渉調の音に唱ふるが習ひなりといふ、敎訓抄に、皇麞、汎龍舟、清上樂、胡蝶、登天樂とあり、此外胡飲酒、陵王、納蘇利なども童舞にて、又「ラヲハヤヒ」ともいふ、續世繼に「左大將の御子として胡飲酒わらはやし給ふとき、あきいへの子なれば、かつがりの御ぞ、ちゝのおとゝとりて独ふりて」とあり（歌儀品目）

トウフクジ　東福寺　所在山城國京都下京區本町○山號慧日山　宗旨臨濟宗、東福寺派の本山、五山の一○本尊釋迦、開基圓爾辨圓（聖一國師）家の創立に係り、同賴經同賴嗣之を助け、建長七年に落成し、辨圓（聖一國師）を開山となす、東大興福の各一字を取りて東福寺と號す、文永二年藤原實經四十一莊を寄附し、弘安二年北條時宗加賀熊阪莊を寄附し、貞和三年藤原經通佛殿を再建す、應永年中足利義持諸堂宇を修繕し、天正年中に豊臣秀吉、寛永中に德川家光等重ねて修繕を加ふ、寺領は江戸時代一千八百五十石四斗餘ありき、明治十四年火災に罹り、佛殿、法堂、方丈等燒失し、今は往時の大伽藍の一部を存す○山門、二重屋根、足利義持筆妙音閣の額を掲ぐ、閣上に釋迦、及び月蓋長者、善哉童子の像、東西の壇上に、十六羅漢の像を安置す、覆槨の彩畫は兆殿司、及び其弟子寒殿司の合作なり、建長年中の建築、天正年中の修繕に係る、○僧堂、今は假本堂となす、宋の無準筆選佛場の額を掲ぐ、中央に釋迦、脇立に迦葉、阿難、四天王の像を安置し、左壇に大梵天等像を、右壇に達摩、臨濟、百丈及び開山聖一國師の像を安置す○轉輪藏、僧堂の北松林に在り、宋の道濬筆の額を掲ぐ、宋版一切經を藏す○成就宮、守護神の祠なり○通天橋、普明國師筆通天の額を掲ぐ、構造は奇巧なり○樓門、通天橋より龍堂に通ふ北端に在り○龍堂、常樂菴と號す、持明院の寢輪の額を掲げ、中央に開山聖一國師像、右壇に達摩、臨濟及び佛鑒禪師の像を列し、左壇に辨才天、毘沙門天、韋陀天、及び道家の像を列す、堂の上層を傳衣閣と號し、阿彌陀像等を安置す、成就宮の東二町に內山本廟あり、藤原兼實を祀る、境內五萬九千餘坪あり、塔頭子院五十三坊、內三十坊漸次廢合し、今存するもの、萬壽寺、盛光院、龍眠菴、靈源院、退耕菴、海藏院、（虎關の塔所）勝林菴、栗棘菴（徹書記の墓あり）善惠院、大機院、同聚院、甑雲院（一名二菴）一乘院、龍吟菴、卽字院、天得院、長慶院、芬陀院、莊嚴院、桂昌院、願成寺、正覺菴、光明院、永明院、南明院の廿五坊にして、末寺の諸國に散在するもの三百五十寺あり○山門より二町餘り東南の山上に仲恭天皇陵、皇嘉門院御墓、及び光明峯寺殿の墓あり、其附近に藤原後成、及び其女淨如尼の墓あり○寶物は吳道子筆釋迦、文

殊、葬賢の三幅、明兆筆涅槃像（竪三丈六尺、横一丈二尺）五百羅漢等甚多し（東福寺紀年錄、山城名勝志、平安通志、京華要誌）

トウフクジハ　東福寺派　臨濟宗の一派、辨圓を祖とす、「ベンエン」、「ゼンシュウ」、「リンザイシュウ」を見よ、

トウフクモン　東福門　大內裡八省院二十五門の一、大極殿軒廊の東門、四間を隔て、位す、廂門の結構は、廂門兩扉にて、內外の石階三級となす、文明年中修寫の豐樂院圖に據れば、廂門扉廣四尺あり、蓋歩廊の制にて、中臺四臺并に同じ、石階三級にて每級高さ六寸、廣一尺とす、額は保元三年遷行の書額を撤し、前圓白の筆類を掲ぐ（大內裡圖考證）

トウフクモンイン　東福門院　名は和子（カズ）　系統　德川秀忠の女、母は贈從一位德子　事蹟　後水尾天皇の中宮、明正天皇の御母、後光明、後西院、靈元三天皇の御養母なり、慶長十二年生れ、元和六年六月入內、寬永元年十一月中宮となり、同六年十一月院號を賜ふ、延寶六年六月十五日崩ず、年七十二、京都市下京區今熊野町の泉涌寺綺陵に葬る（諸所記、門院傳、陵墓一覽）

ドウボウ　同朋　語源　武家の職名、室町幕府にては、殿中の雜役を勤め、茶事を掌る茶同朋といへり、江戸幕府にては、殿中にて大名の出入に之を案內し、衣服の着かへ、刀劍の上げ下げ、辨當、茶等の世話を爲し、また將軍の出行に扈從す、數人あり、若年寄の支配にして百俵高十人扶持を給し、別に四季施と稱し、正、四、五、九、十二月に衣服及び其代金を給す、同朋頭ありて之を率る、老中若年寄より諸役人に下す書類を傳達し、なほ奧表坊主衆を統督し、公人朝夕人（「クニンテウヂヤクニン」參看）を支配せり、二百俵高にして役料なし、四季施同朋と同じ　起原沿革　足利義詮の征夷大將軍拜賀參內の儀式を書したる書に、同朋の名見えたれば、其以前よりありしこと明かなり、世多くは、足利義滿の時、管領細川賴之が、將軍を威飾せんが爲めに置きたりと爲せども誤りなり、はじめは僧を用ひ、某阿彌と稱したりしが、後ち妻を蓄へ仕籍に入る、江戸幕府にては、其創立の時より此職あり、蓄によりて某阿彌と稱し、僧體なりしに、慶應二年之を廢したり○同朋はまた西丸にもあり、西丸同朋、四丸同朋頭と稱す（四季草、官制沿革略史、古事類苑官位部）

ドウマル　胴丸（筒丸）　甲の一種、胴をかこみたる體丸く、竹の筒の如く作りしを云ふ、右の脇にて合せ、脇板、障子板、弦走、栴檀板、鳩尾板等なし、わたがみの上に、相引の緒を覆ふ物を、杏葉の形にして付く、袖あり、草摺は前後合せて八枚、小札、毛引、其他は鎧に同じ、但し札の一段〳〵をあきに下に垂せしむ、背かず、長可圀て之を討つ、友忠父子堅く守りて城陷らず、遂に和して城を授け、遠江國に至り、德川家康に從ひ、菅沼定利に附屬せり、男友政初め織田信長に屬せしが、天正十一年濱松に至り、家康に仕へ柚原廉政に附屬し、上野國館林城に住す、慶長五年關ヶ原の役、勳功により本領憲那賀茂二郡の中、一萬五百石餘を賜ひ、苗木城に住す、元和元年大阪役に松平忠明の隊に屬し、戰功あり、子孫相襲さて明治に至り、華族に列せられ子爵を授けらる（藩翰譜、寬政重修譜、德川加除封錄）

○友賢——友勝——友忠——友政——秀友——友貞
友春——友由——友將（マサ）——友央（ナカ）——友明——友清
友圀（ヨシ）——友福（ヨシ）——友諄（ヒサ）——友悌（ヤス）——英彥

トウロウノダイジン　燈籠大臣　平重盛（タヒラノシゲモリ）を見よ、

トラチノコホリ　十市郡　所在　大和國　起原　古の繫帝の地なり、後ち十市縣を置く、古事記に「十市縣主之祖大目之女、名細媛命」と見えたれば、早くより其名あり、孝德天皇の初め、葛市、葛木、十市、志貴、山邊、曾布の六縣あり、蓋し國郡制定後之を置きしものなるべし　沿革　延喜式又十市に作る、和名抄に、飯富、川邊、池上、神戶等の鄉あり、郡名考「トイチ」と訓じ、地誌提要「トヲチ」と唱ふ、明治廿九年式上式下と共に屬して磯城郡を置く（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

トラツラ　十列　名義　競馬の一種、二說あり、一は十騎づゝ馳を雙べて一時に乘出し、其足の速遠を爭ふものなり、山岡俊明、本多忠憲、伊勢貞丈、近藤壽後等の說なり、一は十番の競馬なりといひ、松岡行義の說なり、而して行義の說に「十列も、競馬も同じ事にて、十つらは、列りて聽すること

の十つらなればなるべし、されば十番の競馬なり（中略）又十人轡を並べ馳するといふはいと〳〵はかなき說なり、十人にても百人にてもあれ、一度に並びて馳せたらんには、猶十列にてはなくて、一列なりけり」とあり、今按ずるに、吾妻鏡寬元三年八月十六日の條に、十列と競馬とを、別々に勤仕の人名を注したるを見れば、行義の說は成立せざるがごとし、但し前說もまた俄に首肯し難きを覺ゆ、されど馬を馳せて遲速を爭ふ一種の競馬たるは疑なしと雖も、其作法を記したるものなきを以て、之を詳かにする能はず、なほ考ふべし、いま玉葉文治三年二月十一日春日祭の條に「此日始立二春日神馬十列一云々、乘尻十人云々、路頭行列、先幣、次神馬一疋、次乘尻十人」とありて、その圖を揭げたれば、參考として右に示す、但しこれは路頭行列の圖にして、十列の作法にあらざれば、其心して見るべし、而して後世神事として

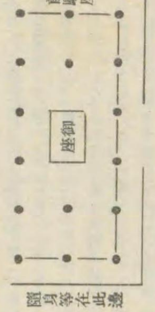

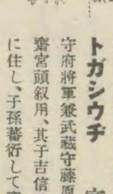

行はれたる十列は、唯祭の場を十列とのみ稱して、靜に乘り渡す事となりたり　起原沿革　三代實錄元慶八年三月五日の條に「左右馬寮十列細馬、於二仁壽殿東庭一御覽」とあるを初見とす、彌來西宮記、江家次第、明月記、大鏡、著聞集等に散見せり、また神事に行へるは、天延二年八月十一日の宣旨に、石清水放生會十列を供奉せしむべしとあるを初見にして、吾妻鏡建久六年三月十三日が、鎌倉大佛に奉謝せる條に「止二鞍掻一同寄二進之一」とある、鎌倉時代のはじめより、鎌倉幕府にては、嘉祿三年八月、寬元二年八月等に行へること吾妻鏡にあれば、時々行ひしものなるべし（嘉祿寬喜共に鵜岡の神事なり）また神事の十列は朝廷にて其式絕えたるを留めたるがごとし（吾妻鏡、玉葉、尺素往來、十列考、後松日記、貞丈雜記、類聚名物考）

トガシウチ　富樫氏　姓は藤原、鎭將軍源實朝が、鎌倉大佛に奉謝せる條に「止二鞍掻一同寄二進之一」とある、鎌倉時代のはじめより、鎌倉幕府にては、嘉祿三年八月、寬元二年八月等に行へること吾妻鏡にあれば、時々行ひしものなるべし（嘉祿寬喜共に鵜岡の神事なり）また神事の十列は朝廷にて其式絕えたるを留めたるがごとし（吾妻鏡、玉葉、尺素往來、十列考、後松日記、貞丈雜記、類聚名物考）

トガシウチ　富樫氏　姓は藤原、鎭將軍源實朝が、鎌倉大佛に奉謝せる條に「止二鞍掻一同寄二進之一」とある、鎌倉時代のはじめより、鎌倉幕府にては、嘉祿三年八月、寬元二年八月等に行へること吾妻鏡にあれば、時々行ひしものなるべし（嘉祿寬喜共に鵜岡の神事なり）また神事の十列は朝廷にて其式絕えたるを留めたるがごとし（吾妻鏡、玉葉、尺素往來、十列考、後松日記、貞丈雜記、類聚名物考）

介家助相續ぐ、家道に至り、其子家經、賴朝より加賀國を賜はるに云ふ、其子富樫直承久亂に武家に忠を盡す、泰村昌家に至りて足利氏に仕ふ、明德年中、山名氏の亂に昌家討死す、寬正年中泰高疾を以て其弟泰成家を繼ぎ、上京して足利氏に仕へしが早世して、其子幼なり、加ふるに泰高其子介家助相續ぐ、家道に至り、其子家經、賴朝より加賀國を賜はるに云ふ、其子富樫直承久亂に武家に忠を盡す、泰村昌家に至りて足利氏に仕ふ、明德年中、山名氏の亂に昌家討死す、寬正年中泰高疾を以て其弟泰成家を繼ぎ、上京して足利氏に仕へしが早世して、其子幼なり、加ふるに泰高の病愈へしを以て再任を幕府に請ふ、然るに政親の老臣等畠山持國によりて、請ふ所あり、政親を以て守護とす、是より泰高と政親と不和を生ず、此の時に當りて山科本願寺蓮如上人北國に下向して一向宗を弘む、加賀の諸士民庶多く此法を尊崇して門徒となれり、然るに同門の高田派も加賀にありて同宗を弘めしを以て、兩宗評論に及び、國主の決斷を請へり、政親高田宗を利とす、一向宗一揆を起して六政親は法敵なりとし、政親を高尾城に攻めて之を陷れ、政親自殺す、政親死後は泰高殘りて加賀半國を領したりしが、享祿中本願寺下間筑前兄弟下向して一揆を起し、泰高等を追出して加賀國を一統す、泰高その子賴泰と共に越前に逃れて朝倉氏に據り、天文三年加賀を復さんと謀りしも、大敗して泰高戰死し、その子は越前金津城主溝江大炊助長逸に據りしが、天正二年二月長逸一揆の爲めに殺され、富樫氏も自殺す、是に於て富樫氏終に亡びたり（富樫記、系圖纂要）

○吉家——家助——家國——信家——家道——家經
家直——泰家——泰村——昌家——泰高——植泰
泰成——敎親——政親　泰俊

トガリヤ　尖矢　尖りて銳利なる鏃ないふ、また鉢矢とも稱す、其製法は高忠聞書に見ゆ、猶「ヤ」の圖を見よ、

トキ　鬨（鯨波）　戰鬪行爲を始むる時、敵に對し合圖の爲めに發する叫聲をいふ、之を發するを鬨をつくるといひ、一方が他の一方に應じて發するを鬨を合はすといひ、勝利の時に發するを勝鬨といふ、勝鬨は蓋し祝賀の聲なるべし、貞丈雜記に「ときのこゑの事、城ぜめ野ぜめの合にはらず、合戰の最初にときをつくれば、敵もときを合する也、これ合戰すべきといふとを敵に告ぐる合圖なり、敵もときを合はするは心得たると答ふる合圖なり」と見ゆ、鬨の

擊はゑいゑいおうと三度擧ぐるを法とす、大將の左の方より右の方に及ぼすなりといへり、扶桑略記寛平五年九月九日の條なる、太宰府より新羅賊來の事を告げたる文中に「豐岡春竹率弱卒四十人度賊前、凶賊見之各銳兵而來向守善友前、善友立楯令調弩、亦令亂聲、時凶賊亦亂聲」とあり、亂聲は蓋し鬨なるべし、下りて源平時代より以後に至りては戰陣の時之を發したること群籍に散見し、枚擧に遑あらず(貞丈雜記、軍用記、古事類苑兵事部)

トキ　時　晝夜の間を若干に割りたる部分の稱呼、常の義なりと云ふ、一晝夜を分ちて十二時とし、更に兩分して晝夜の別を立て、十二支を以てその稱に宛つ、眞夜中を九ッ時と稱し、子の刻と云ふ、八ッ七ッと數へて四に終る、眞晝中を又九ッ時と稱し、午刻と云ふ、八ッ七ッと數へて四に終ること前に同じ、此法は六ッ時を日出日沒と定むるが故に、春夏秋冬晝夜の伸縮によりて、一時に長短を生ず、令制にては一時四刻にして一晝夜四十八刻なりしが、江戸時代には百刻としたるを以て、一時は八刻三分の一なり、十二支を以て呼ぶには、一支を三分して上中下刻となす、卽ち子上刻、子中刻、子下刻と云ふが如し、時を知らするには、令制陰陽寮の下に守長丁あり、鐘鼓を擊つ、延喜式によれば、子午の時は九ッ、丑未の時八ッと、時の稱呼と同じ數を打たしめたり、江戸時代に至りても之と同じ、現今東京小石川目白不動堂、上野寛永寺の時鐘は卽ちその名殘なり、左に今時い時間と對照して表示す、猶漏刻(ロウコク)の條を見るべし(倭訓栞、貞丈雜記、學藝志林「舊來報時之稱」)

舊時制	今時制	舊時制	今時制
眞夜中 九ッ時(子刻)	午後十二時	眞晝中 九ッ時(午刻)	午前十二時
九ッ半時	午前一時	九ッ半時	午後一時
夜 八ッ時(丑刻)	同二時	晝 八ッ時(未刻)	同二時
八ッ半時	同三時	八ッ半時	同三時
曉 七ッ時(寅刻)	同四時	夕 七ッ時(申刻)	同四時
七ッ半時	同五時	七ッ半時	同五時
明 六ッ時(卯刻)	同六時	暮 六ッ時(酉刻)	同六時
六ッ半時	同七時	六ッ半時	同七時
朝 五ッ時(辰刻)	同八時	宵 五ッ時(戌刻)	同八時
五ッ半時	同九時	五ッ半時	同九時
晝 四ッ時(巳刻)	同十時	夜 四ッ時(亥刻)	同十時
四ッ半時	同十一時	四ッ半時	同十一時

トキウヂ　土岐氏(上野沼田)　姓は清和源氏、賴光の孫、國房の四世美濃守光衡、美濃國土岐郡に住す、因て氏となす、曾孫賴貞の男明智九郎賴基の十一世定明、天文廿一年美濃沒落の時に戰死す、其男愛菊丸時に二歲、母方の伯父菅沼常陸介に養はれ、菅沼藤藏と號す、後ち定政と改む、其子定義十四歲の時德川家康に仕へ、屢々軍功を顯し、從五位下に敍し、土岐山城守と稱す、元和三年貳萬石加賜、攝津國に移封し、高槻城に治す、前封を併せて三萬石、五年賴行貳萬石削封、舊封下總國相馬に移さる、寛永四年壹萬五千石加賜、出羽國に移封、上山城を治む、元祿四年賴殷壹萬石加賜、正德二年駿河國に移封、田中城を治む、享保六年七月賴稔廩米三千石を弟帶刀賴卿に分封す、寛保二年六月老中に補せられ、上野國に移封、沼田城を治む、子孫相襲ぎて明治に至り華族に列し、子爵を授けらる(系圖、德川加除封錄、華族諸家傳)

○定政―定義―賴行―賴殷―賴稔―賴熙
　定經―賴寛―定吉―定富―賴布―賴潤
　賴功―賴寧―賴之―賴知

トキケンジヤウ　時獻上　江戸時代、親藩及び家門、諸侯等より四季の時日を期して各地の方物を幕府に獻ずるを云ふ、武鑑及び大日本租稅志に、詳しく其品目を載せたれば、就て見るべし、

トキノコホリ　土岐郡　[所在] 美濃國 [起原] 天武天皇紀五年五月に始めて見えたり [沿革] 日本紀礪杵に作り、延喜式後土岐に作る、和名抄に日吉、楢原、異味、土岐、餘戸、驛家等の郷あり、以後變更なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

トキノフダ　時簡　王朝時代清涼殿の殿上間の小庭に時を書て置く簡を云ふ、杭ありて時刻毎に其簡を立つるなり、內竪之を立つ、枕草子に「時奏するいみじうをかし、いみじうさむきに、夜中ばかりなどに、こほ〳〵とごほめき、沓すりまて、つるうちならして、なんけのなにがし、時うしみつ、ねよつなど、時のくひさす音など、いみじうをかし、ね九つ、丑八などこそ、里びたる人はいへ、すべてよるのみで、くひはさしける」とあるにて時簡を立つる有樣を知るべし(大內裏圖考證)

トキハ井ドノ　常盤井殿　[所在] 京都京極の西、大炊御門の北、富小路の東、春日の南 [沿革] 建治二年龜山上皇造營して仙洞とし給ふ、翌年七月燒失し、後再造し弘安元年冬遷御、同五年十二月、火災に逢ひ、灰燼となる、伏見天皇正應年中より後二條天皇の代まで、後深草法皇仙洞とし給ふ、嘉元元年より又龜山法皇の御所とし、三年終に此所に崩御あらせらる、後ち龜山皇子恒明親王に傳ふ、尋で後宇多法皇仙洞とし給ふ、後の興廢詳かならず(山城名勝志、續史愚抄)

トキハ井ドノ　常磐井殿　後深草天皇(ノチノフカクサテンワウ)を見よ、

トキハ井ノニフダウサキノダイジヤウタイジン　常盤井入道前太政大臣　西園寺實氏(サイヲンジサネウヂ)を見よ、

トキハヅブシ　常盤津節　常盤津文字大夫の創めたる淨瑠璃の一派、文字大夫は、宮古路豐後の子なりともいひ、又門人にして後ち養はれたりともいひ、詳かならず、京都寺町に住して、通稱を駿河屋文右衞門といひ、位牌を鬻ぐ事を業とせしが、豐後に就きて豐後節を學び、宮古路文字大夫と稱す、元文四年豐後節嚴禁せらるゝに及び、延享年中關東文字大夫と改め、更に常盤津文字大夫と號し、一流を爲せりと雖も、詞章は多く豐後掾のものを襲用せり、而して其門に入るもの甚多く、義大夫と相並びて、尤も廣く世に行はれ、今日に至りてなほ衰へず(寺山氏「淨瑠璃史」、高野氏「淨瑠璃史」)

トキハバシモン　常盤橋門　江戸城內郭門の一、麴町大手町より日本橋に出づる口に在りて、吳服橋の北に位す、將軍德川家光の時まで、常盤橋を大橋と唱へたりしが、其名はおもはしからざれば、改名すべしとて、町年寄奈良屋市右衞門に命ず、然るに其當時市右衞門方に寄宿し居たる浪人、常盤橋とふ祝名をつけたりしより、終に橋の名となれり、是は金葉集、大夫典侍の歌に「色かへぬ松によそへて東路の常盤のはしにかゝる藤なみ」とあるこゝろを取れり、白石紳書に、常盤橋は鳥居左京亮うけ取にて作りしといへるは、常盤橋の名定まりし後、再び新造ありし時の事なるにや、未だ詳かならず、門衞、外樣には、大名柳之間三萬石以上限り、參勤交代之衆一箇年勤仕、番士四人羽織袴著用、番所法令神田橋と同じ、武器には、鐵炮十挺、弓五張、長柄十筋、持筒二挺、持弓一組を之に備ふ(事蹟合考、殿居囊)

トキベ　解部　刑部省治部省の職員の項を見るべし、

トキン　頭巾　修驗道(シユゲンダウ)を見よ、

トクガハイヘサダ　德川家定　[名號] 幼字政之助、初名家祥、後ち家定と改む、諡號愼德院 [系統] 家慶の三子、母は跡部正賢の女、德川十三代の將軍なり [事蹟] 文政七年四月生る、十一年四月元服を加へ、從二位大納言に任敍し、卽日正二位に進む、天保八年右大將を兼れ、十二年五月西丸に移り、嘉永六年六月家を襲ぎ、十一月征夷大將軍となり內大臣に任ず、是より先七月魯國水師提督プーチャチン長崎に來りて通商を請ふ、幕府卽ち川路聖謨、筒井正憲を遣して應對せしめ、前將軍薨じ、新主嗣立の際なるを以て今俄に決し難し、三五年の後ち確答すべしと諭告せしむ、而して兩使未だ歸らざるに、安政元年正月米國水師提督ペリー浦賀に再來し、開國を求むる事極めて切にして、勢之を拒むべからず、三月遂に和親條約を締結す、神奈川條約これなり、三年十月米國領事ハルリス江戸に來り、始めて登城謁見の禮をとる、五年井伊直弼大老に任じて幕政を左右し、勅許を俟たずして米國と通商條約を結ぶ、是に於て議論沸騰、處士の橫議また日々に盛んなり、時に家定子なかりしを以て、繼嗣問題は早くより識者の憂ふる處となり、天下の輿論一橋慶喜に歸す、家定之を喜ばず、衆議を退けて紀伊慶福を養ふ、之を家茂と爲す、八月八日薨ず、年三十五、東叡山に葬る、勅して正一位太政大臣を贈る(續德川實紀、德川太平記)

トクガハイヘシゲ　德川家重　[名號] 幼名長福、諡號惇信院 [系統] 吉宗の長子、母は深德院、大久保忠直の女、德川九代の將軍なり [事蹟] 正德元年十二月、江戸赤坂の紀州邸に生る、享保元年父吉宗宗家を繼ぐに及び、江戸城二の丸に移り、十年四月元服して從二位權大納言に任敍し、六月また西丸に徙る、享保元年八月右大將を兼れ、延享二年吉宗の讓りを受け、十一月征夷大將軍に拜し、內大臣に任ず、然れども寛延四年吉宗薨ずるまでは、大小の政務一に吉宗に決したり、寶曆十年二月右大臣に轉じて西丸に老し、十一年六月十二日薨ず、年五十一、增上寺に葬る、勅して正一位太政大臣を贈る(德川實紀、德川太平記)

トクガハイヘツグ　德川家繼　[名號] 幼名鍋松、諡號有章院 [系統] 家宣の四子、母は月光院、勝田玄哲の女、德川七代の將軍なり [事蹟] 寶永六年七月西丸の山里に生る、正德二年家を襲ぎ、十二月從二位權大納言に任敍し、三年四月征夷大將軍に拜し、內大臣に陞る、時に年四、間部詮房遺命によりて之を輔く、六年四月薨ず、年僅に八、增上寺に葬る、勅して從一位太政大臣を贈る(德川實紀、德川太平記)

トクガハイヘツナ　德川家綱　[名號] 幼名竹千代、諡號嚴有院 [系統] 家光の長子、母は寶樹院、青木利長の女、德川四代の將軍なり [事蹟] 寛永十八年八月江戸城本丸に生る、正保二年四月元服を加へ、從三位權大納言に任敍し、四年正月家を襲ぎ、八月征夷大將軍に拜し、內大臣に任ず、松平信綱、阿部忠秋等之を輔く、會々由比正雪駿府に據りて亂を圖り、事成らずして誅に伏す、明曆三年江戸大火あり、本城また災に罹る、延寶八年五月薨ず、年四十、東叡山に葬る、勅して正一位太政大臣を贈る(德川實紀、德川太平記)

トクガハイヘナリ　德川家齊　[名號] 幼名豐千代、諡號文恭院 [系統] 一橋治濟の子、家治

に養はる、母は岩本正利の女、徳川十一代の将軍なり 事績 安永二年十月一橋邸に生る、天明五年将軍家治子なきを以て養はれて四丸に移る、二年四月元服を加へ、従二位權大納言に任叙し、六年九月家を襲ぎ、七年四月征夷大将軍に拝し、正二位内大臣に進む、家齊職に就くの初め、まづ前代の權臣田沼意次を黜け、七年六月松平定信を擧げて老中首座に任じ、翌年輔佐となし、銭意治を圓り、享保中興の跡に則り、文武を奬勵し、奢侈を禁じ、町法を改正して七分積金をはじめ、儲蓄米の制を建て、風俗を匡正すること等、所謂寛政の改革を行ひ、政綱頗る張る、會々家齊生父治濟を尊びて大御所の號を授けんとするの意あり、而して京都にありても、光格天皇また御父典仁親王を太上天皇と爲さんとし、類似の件東西同時に起る、定信堅く執りて不可となし、兩議共に罷む、然れども之が爲め中山愛親、正親町公明等正副使の下向ありて、所謂殿中問答を見るに至れり、世に之を尊號の紛議と稱す、寛政四年魯船箱館に來り、我國の漂民を護送し、かれて通商を求む、卽ち吏を派して應接せしめ、箱館は外人渡來の地にあらざれば、長崎に赴くべしとて、信牌を與へて去らしめたり、之より北海の地の恩にすべからざるを識り、享和二年蝦夷地開拓の議を決し始めて箱館奉行を置く、文化六年魯國使節レサノット長崎に來り、互市を求めしと雖も、之を許さざりき、既にして四年、松前氏の所領を收めて公領と爲し、箱館奉行をして之を管せしめ、各所に警衛を置きたりしが、四年に至り魯人、唐太擇捉等の各地を侵し、五年には英船長崎に來り暴行するる等の事ありて、外警漸く繁し、文化十三年從一位に叙し、太政大臣に任ず、武臣にして生前太政大臣たりしものは、足利義滿、豊臣秀吉、徳川家康、同秀忠及び家齊の五名のみ、天下以て異數の盛事と爲す、尋で天保八年大鹽平八郎の亂ありしも、幾もなくして平ぐ、此年四月職を家慶に讓りて西丸に老し、十二年正月晦日薨ず、年六十九、東叡山に葬る、勅して正一位を贈る、家齊、定信等を擧げて革新の政を布き、治績見るべきものありしが、中道にして漸く政に倦み、晩年豪奢を事として、水野忠成等を用ひ、弊政勝なからざりき、而も世天平の極に達し、の幕府盛また其絶頂に上りしが故に、世に大御所樣時代と稱し、故老今なほ偉へて其盛を稱す「マツダヒラサダノブ」參看(續徳川實紀、徳川太平記)

トクガハイヘノブ　徳川家宣　名號 幼名虎吉、長じて左近と稱す、初名綱豊、將軍となるに及びて今の名に改む、諡號文昭院 系統 甲府綱重の子、綱吉に養はる、母は長昌院、田中治兵衛の女、德川六代の將軍なり 事績 寛文六年四月江戸谷中千駄木の甲府藩邸に生る、延寶四年從三位左中將に任叙し、六年封を襲ふ、八年八月正三位參議に進み、九月封地十萬石を加へて三十五萬石を領し、元祿三年十二月權中納言となりしが、寶永元年十二月、將軍綱吉子なきを以て、養はれて西丸に徙る、二年三月從三位權大納言に陞り、六年正月家を襲ぎ、五月朔日征夷大將軍に任ず、間部詮房老中として專ら事を聽せんと議するものあり、家光退けて用ひず、且つ諸大名を殿中に召し、酒井忠勝、松平信綱等をして命を傳へしめて曰く、祖宗二公は、櫛風沐雨の勞を重れ、四海統一の業を成したるものなれども、我身は若年にして未だ戰場に臨ます、もし大御所薨去の機に乘じ、覬覦の念を抱くものあらば、任意歸國して兵備を整へ、我出馬を俟つべしと、時に伊達政宗進み出でい、普天の下誰か當家の高恩に浴せざるもの

あらんや、萬一非望を抱くものあらば、政宗仰を蒙り、一手を以て踏み潰さんのみと答へ、諸將皆恐慄して退きたりといへり、此年また肥後熊本城主加藤忠廣の封を奪ひ、十年弟駿河忠長に自盡を命じ、十三年日光東照宮の廟を改造し、建築壯麗を極む、翌十四年天主教の徒島原に據りて亂を爲し、勢頗る猖獗なりしが、十五年に至りて漸く平ぐ(「シマバラノラン」參看)是に於て清關二國の外、悉く貿易を停め、英蘭西の諸國人を逐ひ、國民の海外に出づるを制し、三檣、五百石以上の兵船を製造するを禁ず、寛永の鎖國令と稱するもの卽ちこれなり、慶安四年四月廿日薨ず、年四十八、日光山に葬る、詔して正一位太政大臣を贈る(徳川實紀、徳川太平記)

備前金山寺所藏(史料稿纂掛纂集)

トクガハイヘモチ　徳川家茂　名號 初名慶福、諡號昭徳院 系統 紀伊齊順の子、母は實相院、後ち紀伊齊靈の養子となり、更に將軍家定に養はるる、徳川十四代の將軍なり 事績 弘化三年生る、嘉永二年齊靈に薨はれて紀伊家を繼ぎ、安政二年從三位宰相に任叙し、同年家定の嗣となりて、本宗を繼ぎ、江戸城に移る、井伊直弼大老として政事を參決したりしが、時に諸大名京都に入説する者多く、處士の橫議亦頗る盛なりしを以て、間部詮勝を京都に遣し、幕府の政策に反對せる者を捕へ、所謂安政の大獄を起したり(「アンセイノゴク」參看)是に於て議論沸騰し、萬延元年三月直弼遂に櫻田門外に橫死するに及び、幕府全く天下の輿望を失ふ、之より先安政五年、米蘭魯英佛五國の爲めに、神奈川、長崎、函館の三港を開き、萬延元年正月、外國奉行新見豊前守等を米國に遣はし本條約を交換せしむ、軍艦奉行木村攝津守咸臨丸に駕して之に從ふ、我國の軍艦が太平洋を橫ぎる事、實に之れを以て始めと爲す、文久元年二月、魯國軍艦對馬に來泊し、上陸して永住の計を爲し、占領を企つ、因て吏を遣して詰問せしめ、且つ英國公使の盡力により、僅に退去せしむるを得たり、此時に際し、老中久世廣周、安藤信睦等は、直弼の遺策を奉じ、皇妹和宮の降嫁によりて、公武合體の實を擧げんとし、之を朝廷に强請せるを以て、朝廷は十年を期して攘夷を行ふを約せしめて許可ありしかば、此年十二月和宮下向あり(三年二月大婚を行ふ)二年朝旨により、松平春嶽を政事總裁と爲し、且つ諸大名參覲の期を緩め、妻子の歸國を許せるが故に、江戸の地俄に衰頽せりといへり、尋で文久三年二月上洛す、會々孝明天皇石清水に行幸あり、攘夷の節刀を將軍に授けんとす、家茂病と稱して供奉を辭し、六月江戸に歸り、元治元年正月再び上洛し、從一位右大臣に任叙す、五月歸東す、七月長藩の家老國司信濃等兵を率ゐて京都に入り、禁闕を犯すに及び、長州征伐の議始めて決し、尾張大納言を總督に任じて兵を進めしめたるに、長藩恭順の意を表したるを以て軍を還したりしが、幾干もなくして再び反抗の勢を示す、是に於て家茂親征のため、慶應元年五月更に入洛し、尋で大阪城に移る、時に天下亂麻の如く、大勢已に幕府を去りて叉手の下すべきなし、故に十月に及び軍職を一族慶喜に讓らんことを上表せしと雖も、天皇許し給はざりき、而して長藩再征の擧は、到る處利を失し、進んで戰ふ能はず、退いて軍を收むるを得ざるの苦境に陷れり、偶々家茂二年八月二十日を以て、大阪城中に薨ず、年廿一、九月增上寺に移葬す、勅して正一位太政大臣を贈る「チヤウシウセイバツ」參看(續徳川實紀、開國起原、三十年史、徳川太平記)

トクガハイヘヤス　徳川家康　名號 幼名竹千代、通稱二郎三郎、また藏人といふ、初名元信、元康、後ち家康と改む、諡號東照大權現また東照宮 系統 廣忠の長子、母は傳通院、水野忠政の女、徳川初代の將軍なり 事績 天文十一年十二月參河岡崎城に生る、六歲の時、尾張國主織田信秀の許に拘せられ、居ること三年にして歸り、再び今川義元に質となりて駿府に赴く、十八年廣忠卒するの後、なほ本國に歸るを得ざりき、弘治二年五月元服を加ふ、永祿二年義元の爲めに重圍を犯して大高城に兵粮を入れ、三年五月囑により其城を守るに及び、始めて岡崎に歸る、此時に當り家康の本領たる三河は、全く今川氏の附庸たるに過ざりしが、義元の斃るゝの後、漸く獨

立し、尋で義元の子氏眞と絕つ、爾來東西を攻略し、三河悉く平ぐ、九年叙爵して三河守と稱し、七年左京大夫に任ず、此年武田信玄の今川氏眞を圍ろや、家康と通じて駿遠の分領を約したりしが、今川氏滅後遠江遂に家康の有に歸す、元龜元年居城を濱松に移す、時に織田信長朝倉義景を討たんとして救を求む、因て兵を出して姉川に戰ふ(アネガハノタタカヒ 參看)二年五月從五位上に陞り、十一月侍從に任ず、會々信玄密に遠江を侵せしかば、家康信を絕ち、是に於て三方ヶ原の戰あり(ミカタガハラノタタカヒ 參看)天正六年正月正五位下に陞る、五月信長を助けて、武田勝頼と長篠に戰ひ(ナガシノノタタカヒ 參看)五年十二月從四位下右少將に任ず、八年正月從四位上に陞り、十年二月信長と共に勝頼を討ちて之を

東京青龍院所藏(史料纂編掛蒐集)

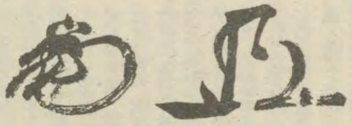

(押花康家)

殺す、武田氏竟に亡び、駿河また家康の有となる、五月、信長の明智光秀に弑せらるゝや、家康時に堺に在り、馳せて岡崎に歸り、更に軍を整へて京都に入らんとしたりしが、豐臣秀吉既に光秀を誅したりとの報を得て其行を罷む、尋で北條氏直と和し、女を以てこれに娶す、十一年十月正四位下右中將に任叙し、十二年二月從三位參議に陞る、會々秀吉、信長の子信雄を除かんとす、信雄敎なき家康に求む、是に於て家康小牧の戰に於て秀吉の軍を破りしと雖も、(コマキノタタカヒ 參看)永く戰ふことの不利なるを曉り、秀吉の請に任かせ和を講じたり、十三年秀吉、生母大政所を出して質とし、且妹朝日姫を家康に嫁して其甘心を買ひ、切に入洛を勸めしを以て、家康また子秀康を出して秀吉の養子とし、暗に賀に擬し、十月京都に入り、秀吉に謁見の禮を執る、此月權中納言に進み、十一月正三位に叙す、時に家康、駿、遠、甲、參、信の五國を領して、駿府城に居り、威望漸く高し、十五年從二位權大納言に轉じ、十六年秀吉の、聚樂第に迎ふるや、また其儀に與り、詔によりて清華の上首に列せらる、十八年小田原征伐の起るに及び、海道の諸城を修して秀吉の軍を迎へ、北條氏亡ぶるの後、改めて關東八州を領し、江戸城に移る、十九年また秀吉に從うて奥羽を平定せり、文祿元年征韓發に際しては、名護屋の本營に侍して樞機に參す、慶長元年正二位內大臣に進み、幾もなくして大老となる、所謂五大老の一人なり、三年秀吉薨ずるの後、前田利家等と共に庶務を裁決したりしが、石田三成等、密に家康を以て豐臣氏の社稷に利あらずとなし、五年上杉景勝等と謀り、東四相應じて兵を擧ぐるや、之を關ヶ原に敗り(セキガハラノタタカヒ 參看)大に賞爵を行ふ、諸將悅服し、勢威天下を壓す、八年二月征夷大將軍に拜す、十年四月軍職を秀忠に讓り、駿府城に移りしと雖も、大事に至りては、悉く其裁決に係れり、是の時に當り豐臣秀頼なほ大阪に據り敢て屈せざりしを以て、十九年方廣寺鐘銘の事によりて戰期を挑發し、冬夏陣に於てこれを斃す(オホサカノゼン 參看)是に於て兵馬の權全く德川氏に歸す、元和二年三月太政大臣に任じ、四月十七日薨ず、年七十五、其夜久能山に殯し、三年二月東照大權現の勅號を賜ひ、三月正一位を贈らる、此月遺命によりて、日光山に改葬す、正保三年更に東照宮の神號を賜ふ(德川實紀)

トクガハイヘヨシ　德川家慶　名號幼名敏二郎、諡號慧德院、系統家齊の四子、母は押田敏勝の女、德川十二代の將軍なり、事蹟寛政五年五月十四日生る、九年元服を加へ、從二位權大納言に任叙し、文化十三年四月右大將を兼ね、文政五年三月正二位、十年三月從一位に進み、天保八年家齊の讓を受けて家を襲ぎ、九月二日征夷大將軍に拜し、內大臣に任ず、十二年前代の權臣たりし若年寄林忠英、側衆申次水野忠篤等を黜け、老中水野忠邦を任用し、享保寛政の治に則り、奢侈を抑へ、文武を奬勵し、富興行を停め、府內の私娼を禁じて之を新吉原に徙り、中村、市村、森田の三芝居を淺草猿若町に移す等、銳意革新を圖れり、世に天保の改革と稱す、(ミヅノタダク

ニ 參看)然れども其爲す所往々にして醜烈に亘るものありしを以て、民意を失したるのみならず、更に江戸大阪の近方十里四方を悉く上地して幕領と爲さんと企つるに及び、更に士人の怨讟を買ひ、遂に失敗に歸したり、既にして嘉永六年米國水師提督ペリー軍艦を率ゐて浦賀に來り通商を求む、卽ち命じて海岸を警備し、久里濱に於て米國の國書を受け、返書は來春授くべきを約して歸國せしむ、時に家慶病あり、二十二日遂に薨ず、年六十一、增上寺に葬る、勅して正一位太政大臣を贈る(續德川實紀、德川太平記)

トクガハウチ　德川氏　德川氏はもと松平氏と稱す、家傳によれば、松平氏は世々三河國松平の鄕に住し、州內の豪族たり、信重の時繼嗣なきを以て、世眞田親氏に女を配して、家を繼がしむ、これを松平氏中興の祖と爲す、親氏は清和源氏にして、新田義季の後裔なり、上野世眞田の庄に在りしが、故ありて國を去り、四方に流遇し、後ち三河に來りて信重に養はれたり、親氏より泰親、信光、親忠、長親、信忠、清康、廣忠を經て家康に至り、永祿九年十二月奏請して、中興の祖親氏の家系により、德川氏と改稱すといへり、然れども群籍によりて考ふるに、親氏が新田の庶流なりといへる實證なし、而して德川氏に關する系圖の本據とする所は、尊卑分脈なれども、同書にある德川氏の系は、慶長十年四月に神龍院梵舜が、家康の旨を受けて考定追書したるものに係り、信ずべきものにあらず、故に親氏の實系は全く不明なり、之を以て世或は、家康が爲にする所ありて、新田氏に係けたるものなりと說くものあり、其疑なきにしもあらず、蓋し親氏と義季との系は、家傳に從へば賴氏、敎氏、滿義、政義、親季、有親とあり、有親の子を親氏と爲す、此內賴氏より滿義に至る三代の間は、史に反證ありども、政義以下有親に至りては、其實在を認むるを得れし、疑ふらくは、梵舜の刪定したるものならんか、また親氏の時代も、諸書傳ふる所一樣ならざれども、大樹寺過去帳に、康安元年四月廿日歿とあるもの、比較的信用すべきものなるべし、之を要するに、親氏が何氏たりしかは、今なほ疑問の內に在り、なほ親氏が養はれたりといふ松平氏の系もまた詳かならず、或は賀茂氏なりといひ、或は在原氏なりと稱すれども、確證なきが故に、斷定しがたし、從て親氏と松平氏との關係も、家傳の如く、果して養嗣たりしものか、或は本來よりの松平氏にして、後ち殊に姜子說を唱へて新田氏に係けたるものなるかも詳にすると能はず、但し鴨江寺文書に、三位中將藤原家康と見えたれど、なほ大通院文書、歷名土代等にも藤原と見えたれど、それは島津氏が惟宗姓にしてなほ藤原氏を冒したると同一の理由に基き、一時の冒稱に過ざる事、星野博士の辨論あり、されば親氏以前の兩家系(親氏の本系、井に養家たる松平氏の系)は今日傳ふる所の正確なる史料により考ふれば、疑を容るゝの餘地あれども、これを斷ずる事は絕對に不可能の事とす、但し親氏が松平の庄を領したりしとは確かなるものに似たり、信光の時に至りて漸く繁榮し、竹谷の松平、形原の松平、大草の松平、御油の松平(深溝の松平また此流なり)能見の松平、長澤の松平等に分れ、親忠の時また大給の松平、四繩釜の松平、安祥の松平、瀧脇の松平等に分れ、長親の時福釜の松平、櫻井の松平、藤井の松平等に分れ、信忠の時三木の松平、鵜殿の松平等に分れしが、信忠愚にして、士民の心を失し、松平氏の威勢稍々衰へたれども、其子清康、驍勇絕倫、頗る謀策に富む、松平氏此に至りてまた盛んなり、天文年中、森山の陣中に於て、阿部彌七の爲めに弑せられ、子廣忠嗣ぐ、これより勢亦頓挫し、遂に今川氏の附庸となる、廣忠の子家康、三河より起りて駿遠甲信を略したりしが、天正十八年關東八州に封ぜられ、武藏江戸城を經營して之に居り、後ち天下を統一して征夷大將軍に拜し、子孫永く武門の棟梁たり、而して家康の時德川と改稱したると前に云へるが如し、なほ當時の制、德川を稱したるは、本宗の外、三家三卿の嫡流に限り、其他の庶流井に支族等は、悉く松平氏を稱せしめ、なほ別に外樣大名の中、前田、島津、毛利、兩池田(鳥取、岡山)蜂須賀、黑田、伊達(仙臺)淺野、山內の十家の宗族に限りて、松平の族稱を授けたり、十五代慶喜の時に至り大政を奉還す、朝廷卽ち田安家逵をして宗家を繼がしめ、靜岡八十萬石を領したりしが、廢藩置縣の後華族に列し、公爵を授けられ、慶喜また後に一家を爲し、特に公爵を授けられたり、「トクガハイヘヤス」及び德川、松平の諸氏の條を參看すべし(大三河志、德川實紀、尊卑分脈、三家考、三河物語、改正三河後風土記、諸家系圖纂、三河歷代記、武鑑、國學院雜誌、德川家康本姓考)

○親氏—泰親—信光—親忠—長親—信忠

清康—廣忠—家康(東照宮)　秀忠(台德院)　家光(大猷院)

家綱(厳有院)　綱吉(常憲院)　家宣(文昭院)　家繼(有德院)　吉宗(有德院)

家重(惇信院)　家治(淺明院)　家齊(文恭院)　家慶(慎徳院)　家定(温恭院)

家茂(昭德院)　慶喜—家達

トクガハウチ　德川氏(尾張名古屋)　三家の一、家康の九男義直より出づ、慶長八年正月甲斐

武拾五萬石に封じ、十二年閏四月松平忠吉の遺領を繼ぎ、尾張國及び三河美濃の内三十萬石を領し、尾張清洲城に治し、平岩親吉を傅とす、十五年尾張愛智郡名古屋城を築く、元和元年五月大阪役に軍功あり、八月六萬九千五百石を信濃國に加賜、前封と併せて六十一萬九千五百石、寛永十年九月嫡子五郎太麿に將軍家光の偏諱を賜ひ、光義と改め、叙爵して、右兵衛督と稱し、更に光友と改む、爾後偏諱を賜はるを例とす、子孫相襲ぎ、明治に至り華族に列し、侯爵を授けらる（系譜、華族諸家傳）

○義直―光友―綱誠（ノブ）―吉通―某（モト）―繼友（ナリノブ）

宗春―宗勝―宗睦（チカ）―斉朝―斉温（ハル）―斉荘（ナリタカ）

慶臧（ヴ）―慶勝―茂栄―義宜（アキラ）―義禮

トクガハウチ　徳川氏（紀伊和歌山）　三卿の一、家康の十男頼宣より出づ、頼宣慶長八年十一月常陸國水戸城二十萬石に封ぜらる、九年十二月五萬石加賜、總べて二十五萬石、十四年十二月加封して五十萬石となり、封を轉じて駿河遠江兩國を領し、駿府城に居す、元和五年五月五萬五千石を加へ、紀伊及び伊勢の内に轉封し、和歌山城に居す、寛永十年九月嫡子長福麿に將軍家光の偏諱を賜ひ、光貞と改め、叙爵して、常陸介と稱す、爾後子孫偏諱を賜はるを例とす、子孫相襲ぎ明治に至り、華族に列し、侯爵を授けらる（系譜、華族諸家傳）

○頼宣―光貞―綱教―頼職―吉宗―宗直

宗将―重倫―治貞―治資―斉順―斉彊

慶福（家茂）―茂承―頼倫

トクガハウチ　徳川氏（常陸水戸）　三家の一、家康の十一男頼房より出づ、頼房、慶長十年常陸國河内郡下妻十五萬石に封ぜらる、十四年十二月水戸城に遷り、二十五萬石に加増す、元和八年十月常陸松岡小川にて三萬石加賜、都べて二十八萬石を領す、寛永十三年七月次子千代松に將軍家光の偏諱を賜ひ、光圀と改め、叙爵して左衛門督と稱す、爾後子孫偏諱を賜はるを例となす、元禄十四年五月七萬石を新治郡に加賜、前封と併せて三拾五萬石、子孫相繼ぎ明治に至り華族に列し、侯爵を授けらる（系譜、華族諸家傳）

○頼房―光圀―綱條（ムネ）―宗堯（タカ）―宗翰（モト）―治保（ハルモリ）

治紀（ナリノブ）―斉脩（ナリアキラ）―斉昭（ナリアキラ）―慶篤（ヨシアツ）―篤敬（アツヨシ）

圀順

トクガハウチ　徳川氏（田安家）　三卿の一、八代將軍吉宗の二男宗武を祖とす、享保十四年元服を加へ、従三位左近衛權中將に叙せられ、右衛門督と稱し、吉宗の偏諱を賜ひ宗武（トクガハム子タケ）と改め、寛永三萬俵を賜ふ、十六年正月邸を江戸城田安門内に賜はる、因て世に田安家と稱す、寛延元年十一月拾萬石を和泉、播磨、甲斐、武藏、下總、下野六國に賜はる、子孫相襲ぎ明治に至り華族に列し伯爵を授けらる（系譜、華族諸家傳）

○頼房―光圀―綱條（ムネ）―吉通―某（モト）―繼友（ツグトモ）

宗春―宗勝―宗睦（チカ）―斉朝―斉温（ハル）―斉荘（ナリタカ）

慶臧（ヴ）―慶勝―茂栄―義宜（アキラ）―義禮

トクガハウチ　徳川氏（紀伊和歌山）　三家の一、家康の十男頼宣より出づ、頼宣慶長八年十一月常陸國水戸城二十萬石に封ぜらる、九年十二月五萬石加賜、總べて二十五萬石、十四年十二月加封して五十萬石となり、封を轉じて駿河遠江兩國を領し、駿府城に居す、元和五年五月五萬五千石を加へ、紀伊及び伊勢の内に轉封し、和歌山城に居す、寛永十年九月嫡子長福麿に將軍家光の偏諱を賜ひ、光貞と改め、叙爵して、常陸介と稱す、爾後子孫偏諱を賜はるを例とす、子孫相襲ぎ明治に至り、華族に列し、侯爵を授けらる（系譜、華族諸家傳）

○頼宣―光貞―綱教―頼職―吉宗―宗直

宗将―重倫―治貞―治資―斉順―斉彊

慶福（家茂）―茂承―頼倫

トクガハウチ　徳川氏（常陸水戸）　三家の一、家康の十一男頼房より出づ、頼房、慶長十年常陸國河内郡下妻十五萬石に封ぜらる、十四年十二月水戸城に遷り、二十五萬石に加増す、元和八年十月常陸松岡小川にて三萬石加賜、都べて二十八萬石を領す、寛永十三年七月次子千代松に將軍家光の偏諱を賜ひ、光圀と改め、叙爵して左衛門督と稱す、爾後子孫偏諱を賜はるを例とす、元禄十四年五月七萬石を新治郡に加賜、前封と併せて三拾五萬石、子孫相繼ぎ明治に至り華族に列し、侯爵を授けらる（系譜、華族諸家傳）

○頼房―光圀―綱條（ムネ）―宗堯（タカ）―宗翰（モト）―治保（ハルモリ）

治紀（ナリノブ）―斉脩（ナリアキラ）―斉昭（ナリアキラ）―慶篤（ヨシアツ）―篤敬（アツヨシ）

圀順

トクガハウチ　徳川氏（清水家）　三卿の一、九代將軍家重の二男重好を祖とす、寶暦八年十二月江戸城清水門内に邸を賜はり、九年九月従三位左近衛權中將に叙せられ、宮内卿と稱し、家重の偏諱を賜ひ重好と改む、因て世に清水家と稱す、十二年五月拾萬石を大和、和泉、播磨、甲斐、武藏、下總六國に賜はる、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し伯爵を授けられしが、後年爵位をはがる（系譜）

○重好―敦之丞―斉順―斉明―斉彊―昭武―篤守

慶壽―昌丸―慶喜（ヨシノブ）―茂榮―達道（サトミチ）

トクガハジツキ　徳川實紀　幕府編纂本　五百十六巻、續國史大系九以下七册に收む　大學頭林述齋總裁の下に成島司直ほか數名の儒官が編纂したるもの、天保十二年に起稿し、嘉永二年に至りて成る、本書もと御實紀と稱し、歴代毎に諡號を冠して某院殿御實紀と題したり、徳川實紀といふは私稱なれども、今專ら此名を以て行はる、が故に便宜上之に從ふ、なほ完成したる御實紀の外其續修に係るものあり、文恭院に始まり、慶喜公に終る、蓋し幕府の末造に纂墓したるものにして、文恭憲徳二代の實紀は、編述僅に成りしも、訂正に遑あらず、温恭院已後に至りては、只史料の蒐集に止りて、御實紀の成文を爲さゞるのみならず、蒐集また未だ完からず、殊に慶喜公の紀の如きは、中途にして瓦解の變に會したるが故に、史局の同人等密に請うて駿府に從ひ、大體を整理したるなりと傳ふ、經濟雜誌社にて、續徳川實紀と命名して、出版したるもの即ちこれなり（徳川實紀、續徳川實紀）

トクガハツナヨシ　徳川綱吉　名諱　幼名徳松、諡號常憲院　系統　家光の四子、兄家綱に養はる、母は桂昌院、本庄宗正の女、徳川五代の將軍なり　事蹟　正保三年正月本丸に生る、慶安元年三の丸に新館を造りて移徙し、四年厨料十五萬石を賜ひ、承應二年八月從三位右中將に任叙し、寛文元年閏八月上野館林城を賜ひ、前封と合せて廿五萬石を領す、十二月參議を兼ね、八年五月六日家綱の嗣となりて江戸城二の丸に移り、權中納言に叙し、八日家を襲ぎ、八月征夷大將軍に拜し、内大臣となる、堀田正俊擁立の功により、大老として事を用ひ、頗る勢威ありしが、貞享元年若年寄稻葉正休に害せられたり、世傳によれば、綱吉漸く正後を忌み、密に旨を正休に授けたるなりと云へども、事祕して傳はらず、時に僧隆光といふものあり、綱吉の生母桂昌院歸依の僧なりしが、巧に綱吉の意を迎合して、其信任を得たり、綱吉が早く世子德松を失ひてより百方世子を求めて得ざるに乘じ、これ前生生類を多く殺したるの罪なれば、殺生を禁ずべし、且將軍は戌年の生なれば犬を愛すべしと說きたるを以て、綱吉之に迷ひ、貞享四年生類憐みの令を發し、厚く犬を待遇すべきことを命じたり、是れが爲め罪を得るもの甚だ多く、犬を傷ずまたは殺したるを以て死刑に處せらるゝものありて、天下大に苦惱し、元祿元年また隆光の請によりて、知足院を神田に營み、八年改めて護持院と稱す（ゴゼキン參看）十五年柳澤吉保老中となる、綱吉寵遇日に厚く、政多く吉保に委ね、故を以て吉保の勢威頗る大なりき、寶永六年正月十日薨ず、年六十四、東叡山に葬る、勅して正一位太政大臣を贈る（徳川實紀、徳川太平記）

トクガハナリアキラ　徳川齊昭　名諱　幼名敬三郎、初名紀教、字は子信、景山、潛龍閣等の號、私謚烈公　系統　治紀の三子、兄齊修の嗣となる　事蹟　水戸の藩主なり、寛政二十年三月江戸小石川藩邸に生る、文政十二年兄齊修の遺命によりて家封の初め、宿弊のある所を察し、藩政を改革し、有司を交迭し境界を正し、稅斂を薄くし、言路を開き、奢侈を抑へ、文武を奬勵ぜり、天保十一年藩に就くに際し、道島狩と稱し、大に兵を仙波ヶ原に練る、十二年更に弘道館を建て、文武、禮樂、射御、算數より、銃砲の繰練醫術に至るまで、みな課を分ちて藩士を教ふ、此年國内寺院の巨鐘を收めて巨砲を鑄、また兵制を改め、弓槍の隊を廢して銃砲隊を編し、專ら四洋の制を用ふ、名けて大極陣と稱す、是より先齊昭、結城寅壽卽ち齊昭を退けんとし、幕府に讓る所あり、而して幕府はまた齊昭の行爲往々にして、其恩讐に觸るゝものありしが故、弘化元年筌に駒込の邸に幽し、子慶篤をして封を襲がしむ、十一月其謹愼を解き、嘉永二年藩政に與るを許す、會々六年ペリー浦賀に來りて通商を求め、物情騒然たりしかば、老中阿部正弘は齊昭を起して幕議に參與せしめたり、卽ち上書して十條五事を論じ、且大砲七十五門を獻じ、爾來日々登營して議に列ぜしと雖も、其主唱する所は、擴奥にありしが故に、論議多く用ふる所とならず、安政元年神奈川條約の締結せらるゝに及び、遂に登營を辭したりしも、正弘は齊昭を野に下すの、幕府に不利なるを知り、更に七月軍制改革等を委任し、再び朝に立たしめしが、正弘卒して、老中堀田正睦事を用ふるに及び、これを免じたり、五年井伊直弼出でゝ大老となり、勅許を俟たずして、米國と通商條約を締結するや、齊昭大に其不可を論じ、六月、子慶篤、尾張慶恕、松平春嶽等と袂を列ねて不時に登城し、直弼を貪れども、要領を得ること能はざりき、是に於て七月幕府は、齊昭が禁を犯して京都に入説したるを罪とし、再び駒込の邸に幽す、八月更に命じて水戸城に屏居せしむ、萬延元年八月十五日薨ず、褒して贈するに先ち、幕府其幽禁を解く、時に年六十一、水戸瑞龍山に葬る、文久二年勅して從二位大納言を贈り、明治元年又從一位を贈る　参考書　徳川實紀、徳川太平記、徳川齊昭告志編、明君一班抄等（懐古記事、幕府衰亡論、水戸列公行實、水戸列公世家、憲徳家列傳）

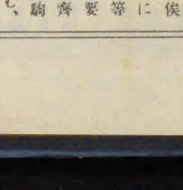

（齊昭自署）

按するに齊昭が無謀の攘夷論者にあらずして、戰の決心ありて和するは和なり、其決心なくして和する

と見えたり　参考　大學頭林述齋總裁の下に成島司直が旨を奉じて編述したるものに係り、局を司直の家に開き、文化六年より起稿し、嘉永二年に至りて成る　○按ずるに、本書もと御實紀と稱し、歴代毎に諡號を冠して某院殿御實紀と題したり、徳川實紀といふは私稱なれども、今專ら此名を以て行はる、が故に便宜上之に從ふ、なほ完成したる御實紀の外其續修に係るものあり、文恭院に始まり、慶喜公に終る、蓋し幕府の末造に纂墓したるものにして、文恭憲徳二代の實紀は、編述僅に成りしも、訂正に遑あらず、温恭院已後に至りては、只史料の蒐集に止りて、御實紀の成文を爲さゞるのみならず、蒐集また未だ完からず、殊に慶喜公の紀の如きは、中途にして瓦解の變に會したるが故に、史局の同人等密に請うて駿府に從ひ、大體を整理したるなりと傳ふ、經濟雜誌社にて、續徳川實紀と命名して、出版したるもの即ちこれなり（徳川實紀、續徳川實紀）

トクガハツナヨシ　徳川綱吉　名諱　幼名徳松、諡號常憲院　系統　家光の四子、兄家綱に養はる、母は桂昌院、本庄宗正の女、徳川五代の將軍なり　事蹟　正保三年正月本丸に生る、慶安元年三の丸に新館を造りて移徙し、四年厨料十五萬石を賜ひ、承應二年八月從三位右中將に任叙し、寛文元年閏八月上野館林城を賜ひ、前封と合せて廿五萬石を領す、十二月參議を兼ね、八年五月六日家綱の嗣となりて江戸城二の丸に移り、權中納言に叙し、八日家を襲ぎ、八月征夷大將軍に拜し、内大臣となる、堀田正俊擁立の功により、大老として事を用ひ、頗る勢威ありしが、貞享元年若年寄稻葉正休に害せられたり、世傳によれば、綱吉漸く正後を忌み、密に旨を正休に授けたるなりと云へども、事祕して傳はらず、時に僧隆光といふものあり、綱吉の生母桂昌院歸依の僧なりしが、巧に綱吉の意を迎合して、其信任を得たり、綱吉が早く世子德松を失ひてより百方世子を求めて得ざるに乘じ、これ前生生類を多く殺したるの罪なれば、殺生を禁ずべし、且將軍は戌年の生なれば犬を愛すべしと說きたるを以て、綱吉之に迷ひ、貞享四年生類憐みの令を發し、厚く犬を待遇すべきことを命じたり、是れが爲め罪を得るもの甚だ多く、犬を傷ずまたは殺したるを以て死刑に處せらるゝものありて、天下大に苦惱し、元祿元年また隆光の請によりて、知足院を神田に營み、八年改めて護持院と稱す（ゴゼキン參看）十五年柳澤吉保老中となる、綱吉寵遇日に厚く、政多く吉保に委ね、故を以て吉保の勢威頗る大なりき、寶永六年正月十日薨ず、年六十四、東叡山に葬る、勅して正一位太政大臣を贈る（徳川實紀、徳川太平記）

トクガハナリアキラ　徳川齊昭　名諱　幼名敬三郎、初名紀教、字は子信、景山、潛龍閣等の號、私謚烈公　系統　治紀の三子、兄齊修の嗣となる　事蹟　水戸の藩主なり、寛政二十年三月江戸小石川藩邸に生る、文政十二年兄齊修の遺命によりて家封の初め、宿弊のある所を察し、藩政を改革し、有司を交迭し境界を正し、稅斂を薄くし、言路を開き、奢侈を抑へ、文武を奬勵ぜり、天保十一年藩に就くに際し、道島狩と稱し、大に兵を仙波ヶ原に練る、十二年更に弘道館を建て、文武、禮樂、射御、算數より、銃砲の繰練醫術に至るまで、みな課を分ちて藩士を教ふ、此年國内寺院の巨鐘を收めて巨砲を鑄、また兵制を改め、弓槍の隊を廢して銃砲隊を編し、專ら四洋の制を用ふ、名けて大極陣と稱す、是より先齊昭、結城寅壽卽ち齊昭を退けんとし、幕府に讓る所あり、而して幕府はまた齊昭の行爲往々にして、其恩讐に觸るゝものありしが故、弘化元年筌に駒込の邸に幽し、子慶篤をして封を襲がしむ、十一月其謹愼を解き、嘉永二年藩政に與るを許す、會々六年ペリー浦賀に來りて通商を求め、物情騒然たりしかば、老中阿部正弘は齊昭を起して幕議に參與せしめたり、卽ち上書して十條五事を論じ、且大砲七十五門を獻じ、爾來日々登營して議に列ぜしと雖も、其主唱する所は、擴奥にありしが故に、論議多く用ふる所とならず、安政元年神奈川條約の締結せらるゝに及び、遂に登營を辭したりしも、正弘は齊昭を野に下すの、幕府に不利なるを知り、更に七月軍制改革等を委任し、再び朝に立たしめしが、正弘卒して、老中堀田正睦事を用ふるに及び、これを免じたり、五年井伊直弼出でゝ大老となり、勅許を俟たずして、米國と通商條約を締結するや、齊昭大に其不可を論じ、六月、子慶篤、尾張慶恕、松平春嶽等と袂を列ねて不時に登城し、直弼を貪れども、要領を得ること能はざりき、是に於て七月幕府は、齊昭が禁を犯して京都に入説したるを罪とし、再び駒込の邸に幽す、八月更に命じて水戸城に屏居せしむ、萬延元年八月十五日薨ず、褒して贈するに先ち、幕府其幽禁を解く、時に年六十一、水戸瑞龍山に葬る、文久二年勅して從二位大納言を贈り、明治元年又從一位を贈る　参考書　徳川實紀、徳川太平記、徳川齊昭告志編、明君一班抄等（懐古記事、幕府衰亡論、水戸列公行實、水戸列公世家、憲徳家列傳）

（齊昭自署）

按するに齊昭が無謀の攘夷論者にあらずして、戰の決心ありて和するは和なり、其決心なくして和する

は和にあらずして降なり、故に戦の決心を以て戦備を整へ、開鎖は適宜に従ふべしとの説なりし事、先哲既に其論あり、當年の志士が、仰いで以て攘夷の木鐸と爲したるの迹により、齊昭を批評せんとせば、大なる誤謬に陥らん、然れども齊昭早く、股肱たりし戸田蓬軒藤田東湖を失ひて又良弼なく、途に勢の乗ずる處となりて、攘夷論に殉死す、心事寧ろ哀むべし、

トクガハバクフ　徳川幕府　江戸幕府（ヘェドバクフ）を見よ、

トクガハヒデタダ　徳川秀忠　名號幼

名長丸、諡號台徳院　系統家康の三子、母は寶台院、西郷清員の女、徳川二代の将軍なり　事績天正七年四月遠江濱松城に生る、十五年八月従五位下蔵人頭に任叙し、爾來累進して、文祿元年九月従三位權中納言となる、世人江戸中納言と稱す、この年家康肥前名護屋に赴くに當り、江戸城を留守し、三年權中納言を辭す、慶長五年七月父に従うて上杉景勝を征したりしが、石田三成等の擧兵するに及び、命を受けて東山道より西上し、途、上田城に眞田昌幸を圍み、遂に關ヶ原の戦期に後れ、之に會すること能はざりしかば、家康其延滞を怒り、面會を許さゞりしと雖も、諸将の調停によりて漸く意解けたりといふ、六年従三位權大納言に陞り、八年右大将を兼ね、右馬寮御監となり、十年家康の讓を受けて征夷大将軍に拝し正二位内大臣となる、十九年三月また従一位に叙し右大臣に任ず、既にして大阪冬夏の陣起るや、父と共に之を征したり、是れより先家康駿府にあり、大事悉く其手に決したりしが、元和二年薨じてより、秀忠始めて天下の政を親る、五年六月扁烏帽子、寛文元年親房薨するや、家臣中殉死せんとする者あるを聞き、天理人道を懇諭してこれを停む、尋で八月封を襲ひ二年十二月參議となる、三年十二月正則の封を奪うて津輕に配し、八年また本多正純を罪し出羽由利に流す、九年七月職を家光に讓りて西丸に老し、寛永三年上洛して天顔を拝し、太政大臣に任ず、九年正月廿四日薨ず、年五十四、芝増上寺に葬る、勅して正一位を贈る（徳川實紀、徳川太平記）

トクガハヒデヤス　徳川秀康　名號幼

名於義丸　系統家康の二子、秀忠の庶兄、母は長勝院、永見氏　事績天正二年四月三河産見に生る、故ありて家康子として養はず、本多重次之を鞠育したりしが、四年兄信康の周旋によりて父子の對面を行ふ、十二年豊臣秀吉の猶子となり、従四位下侍従に叙任し、羽柴三河守と稱し、河内國にて一萬石を領す、十三年左少将に陞り、十六年左中将に移る、十八年秀吉の命により、結城晴朝の女に配して、結城氏を冐し、十萬千石を食む、慶長五年石田三成の兵を擧ぐるや、下野宇都宮に陣し、上杉景勝の東上を支ふ、關ヶ原戦畢るの後、功によりて越前國六十七萬石を賜ひ、福井城に居る、八年二月従三位參議に陞り、十年四月正三位中納言に進み、慶長十二年閏四月八日薨ず、年三十四（藩翰譜、徳川實紀）

トクガハヒデヤス　徳川光圀　名號幼

名長丸、また千代松丸、字は德亮、一の字覩之、後ち子龍と改む、日新齋、常山人、牽然子、梅里等の號あり、私諡義公、世に水戸黄門、西山公と稱す　系統水戸の藩主なり、寛永五年水戸城に生る、十三年七月元服を加へ、従四位下三木之次の宅に生る、十三年七月右中将に任じ、七月従三位に陞る、正保二年はじめて史記伯夷傳を讀み、慨然として修史の志あり、且つ兄頼重を越えて世子たりしを悔ゆ、明暦三年二月、大日本史の編纂に着手す、寛文元年頼房薨するや、家臣中殉死せんとする者あるを聞き、天理人道を懇諭してこれを停む、尋で八月封を襲ひ二年十二月參議となる、三年十二月正則の封を奪うて津輕に配し、八年また本多正純を罪し出羽由利に流す、九年七月職を家光に讓りて西丸に老し、寛永三年上洛して天顔を拝し、太政大臣に任ず、九年正月廿四日薨ず、年五十四、芝増上寺に葬る（徳川實紀、徳川太平記）

トクガハヒデヤス　徳川秀康　名號幼

名於義丸　系統家康の二子、秀忠の庶兄、母は長勝院、永見氏　事績天正二年四月三河産見に生る、故ありて家康子として養はず、本多重次之を鞠育したりしが、四年兄信康の周旋によりて父子の對面を行ふ、十二年豊臣秀吉の猶子となり、従四位下侍従に叙任し、羽柴三河守と稱し、河内國にて一萬石を領す、十三年左少将に陞り、十六年左中将に移る、十八年秀吉の命により、結城晴朝の女に配して、結城氏を冐し、十萬千石を食む、慶長五年石田三成の兵を擧ぐるや、下野宇都宮に陣し、上杉景勝の東上を支ふ、關ヶ原戦畢るの後、功によりて越前國六十七萬石を賜ひ、福井城に居る、八年二月従三位參議に陞り、十年四月正三位中納言に進み、慶長十二年閏四月八日薨ず、年三十四（藩翰譜、徳川實紀）

トクガハミツクニ　徳川光圀　名號幼

名長丸、また千代松丸、字は德亮、一の字覩之、後ち子龍と改む、日新齋、常山人、牽然子、梅里等の號あり、私諡義公、世に水戸黄門、西山公と稱す　系統水戸の藩主なり、寛永五年水戸城に生る、十三年七月元服を加へ、従四位下三木之次の宅に生る、十三年七月右中将に任じ、七月従三位に陞る、正保二年はじめて史記伯夷傳を讀み、慨然として修史の志あり、且つ兄頼重を越えて世子たりしを悔ゆ、明暦三年二月、大日本史の編纂に着手す、寛文元年頼房薨するや、家臣中殉死せんとする者あるを聞き、天理人道を懇諭してこれを停む、尋で八月封を襲ひ二年十二月參議となる、三年十二月正則の封を奪うて津輕に配し、八年また本多正純を罪し出羽由利に流す、九年七月職を家光に讓りて西丸に老し、寛永三年上洛して天顔を拝し、太政大臣に任ず、九年正月廿四日薨ず、年五十四、芝増上寺に葬る（徳川實紀、徳川太平記）

トクガハヒデヤス　徳川秀康　名號幼

名於義丸　系統家康の二子、秀忠の庶兄、母は長勝院、永見氏　事績天正二年四月三河産見に生る、故ありて家康子として養はず、本多重次之を鞠育したりしが、四年兄信康の周旋によりて父子の對面を行ふ、十二年豊臣秀吉の猶子となり、従四位下侍従に叙任し、羽柴三河守と稱し、河内國にて一萬石を領す、十三年左少将に陞り、十六年左中将に移る、十八年秀吉の命により、結城晴朝の女に配して、結城氏を冐し、十萬千石を食む、慶長五年石田三成の兵を擧ぐるや、下野宇都宮に陣し、上杉景勝の東上を支ふ、關ヶ原戦畢るの後、功によりて越前國六十七萬石を賜ひ、福井城に居る、八年二月従三位參議に陞り、十年四月正三位中納言に進み、慶長十二年閏四月八日薨ず、年三十四（藩翰譜、徳川實紀）

トクガハムネタケ　徳川宗武　名號幼

名小次郎、私諡悠然　系統吉宗の三子、家重の弟　事績正徳五年十二月江戸赤坂紀州藩邸に生る、享保元年吉宗の大統を繼ぐや、従うて江戸城に入り、十年二の丸に移り、十四年元服を加へ、従三位左近衛權中将に任叙し、右衛門督を兼ね、十六年邸を江戸城田

安門内に賜うて移徙し、延享二年十一月參議に轉ず、三年米邑十萬石を賜ふ、明和五年權中納言に遷り、八年六月四日薨ず、年五十七、東叡山中凌雲院に葬る、宗武好みて國典を研究し、兼ねて雅樂聲律に通じ、また和歌を嗜み、賀茂眞淵を徴して侍臣と爲し、なほ荷田在滿なども聘して共に有職故實を研究せり　著書國歌八論餘言、樂曲考、服飾管見、冠服類聚鈔、玉函祕抄、玉函雜說、採雅、服飾漫語（悠然公略傳、慶長以來著述目錄、近世三十六家集略傳）

（義直花押）

トクガハヨシナホ　徳川義直　名號幼

名五郎太丸、初名義利　系統家康の九子、母は相應院、志水氏　事績尾張家の始祖なり、慶長八年正月、四歳の時、甲斐國二十四萬石を賜ひ、十一年八月元服を加へ、従四位下右兵衛督に任叙し、十二年閏四月尾張國に轉じ、美濃信濃の地を合せて六十一萬九千五百石餘を食み、清洲城に居りしが、十五年名古屋城を築きてこれに移る、十六年三月従三位參議に陞り右中将を兼ぬ、大阪冬夏の陣起るに及び亦軍に従ふ、元和元年美濃の地三萬石を加へ、三年七月正三位權中納言となり、寛永三年八月従二位權大納言に進み、慶安三年六月廿日薨ず、年五十一（徳川實紀、藩翰譜、野史）

トクガハヨシムネ　徳川吉宗　名號幼

名源六、また新之丞といふ、諡號有德院　系統紀伊光貞の三子、母は浄圓院、巨勢利清の女、徳川入代の将軍なり　事績真享元年十月和歌山城に生る、元祿八年元服して従四位下左少将に任叙し、十年四月越前國鯖江に於て新地三萬石を賜ひ、寶永二年九月紀伊頼職卒して嗣なかりしかば、入りて宗家を襲ぎ、従三位左中将に進み、三年十二月參議、四年十二月權中納言に任じ、六年四月将軍家繼薨ずるを以て、五月更に大統を繼ぎて二丸に移り、享保元年八月征夷大将軍に任じ、正三位權大納言となり、右大将を兼ね、また内大臣に遷る、吉宗勉めて前代擧美の俗を矯めんとし、儉素を以て自ら率ね、また風紀を革新し、文武を奬勵する等銳意治を圖れり、六年入月はじめて評定所の門前に目安箱を設け、民をして怨枉を訴ふるの道を開き（「メヤスバコ」參看）七年十二月小石川に養生所を設立し、鰥寡孤獨並に民貧にして藥を求むると能はざる者の施藥所となし、（ヤウジヤウシヨ」參看）入年足高の制を定む（「タシタカ」參看）十一年大に獵を小金原に試み、十三年四月日光社參の盛典を擧げ、十四年二月弓場始の式を再興し、十五年府内の町火消を四十七組と爲す等、治績見るべきもの多し、世に享保の治と稱し、傳へて中興の名君と爲す、吉宗また意を典籍に注ぎ、殊に圖書學理の精級なるに感じ、宗教に關するもの、外、洋學解禁の令を發す、我國に蘭學の起る、實に玆に原因せり、延享二年嗣を家重に讓りて西丸に老し、寶暦元年六月廿日薨ず、年六十八、東叡山に葬る、勅して正一位太政大臣を贈る（徳川實紀、徳川太平記）

徳川公爵家所藏（史料編纂掛寫眞集）

（頼宣花押）

トクガハヨリノブ　徳川頼宣　名號幼

名長福、初名頼將、または頼信といふ、私諡南龍公　系統家康の十子、母は正木頼忠の女　事績紀州家の始祖なり、慶長八年十一月、二歳の時、常陸國水戸廿萬石を賜ひ、九年また五萬石を加ふ、十一年元服を加へ、従四位左少将に任叙し、十五年駿遠兩國並に三河の内にて五十萬石を賜ふ、十六年右中将に進み、即日また従三位參議に陞る、大阪冬夏の陣起るに及び軍に従ひ、元和元年七月權中納言に任ず、五年紀伊に伊勢の内を合せて五十五萬石を食み和歌山城に移り、寛永三年八月従二位權大納言に轉じ、寛文七年五月致仕し、十一年正月十日薨ず、年七十（藩翰譜、徳川實紀）

トクガハヨリフサ　徳川頼房　名號鶴千代丸、私諡威公　系統家康の十一子　事績水戸家の始祖なり、慶長十一年九月、四歳の時常陸下妻の地十萬石を賜ひ、十四年正月正五位下左衛門督に任叙し、十二月水戸城に移り、二十八萬石を領す、

六年三月元服を加へ、從四位下少將に進み、元和六年參議を經て、正四位下左中將に陞り、寛永三年八月從三位權中納言となり、四年正月正三位に移り、寛文元年七月廿九日薨ず、年五十九（藩翰譜、德川實紀）

（押花房類）

トクギヤウセイ　得業生　貢擧（コウコ）を見よ、

トクゲン井ン　德源院　織田信雄（オダノブナ）を見よ、

トクゴウ　得業　三大勅會の講師を勤めたる僧侶の稱號、一宗の業を遂げ得たるによりてかく名づく、釋家官班記に「三會遂レ業、以レ之稱二得業一」とあり、國名もしくは房名を附して呼ぶこと慣例なり、美乃得業隆祐、周防得業仁玄、越後得業秀惠、林靜房得業顯俊、花聚房得業覺深の如し、また源義經の師得業聖弘が嫌疑を受けて奈良より鎌倉に下り、後ち勝長壽院の供僧となりし事、玉葉、吾妻鏡に見えたり、江戶時代には、眞宗にて僧侶の一學階の稱に用ふ（釋家官班記、寺官抄、僧官雜例集、文治二年大般若轉讀記、本願寺學事史）

トクサイロ　木賊色　襲の色目の名、表は萠黃にて裏は白なるものをいふ、四季通用す、また表は黑青なりともいへり、「カサネノイロメ」の挿繪を見よ（布衣記、裝束色彙）

トクシ　讀師　僧侶の役名、法會の時に經名經文を讀上ることを掌る、今鏡まことの道卷に「この三河入道は讀師とかやにては、法華經の心ときあらはせるふみも點しいたゝめて、そこばくの聽衆どもなみゐて、各よみしたゝめられ侍りけり」と見えたり、

トクシマジヤウ　德島城　**所在** 阿波國德島市中央渭山〇又渭山城、渭津城とも稱す　**起原沿革** 起原詳ならず、永祿中森高次居城す、天正十年長曾我部元親之を奪ひ、吉田康俊をして守らしむ、同十三年豐臣秀吉蜂須賀家政をして之を攻め取らしむ、其功により之を家政に與ふ、同十四年大に修築を加へ廓域を擴張す、慶長五年德川氏一たび之を沒收し、更に家政の子至鎭を二十五萬石に封じ、此に治せしむ、同十三年渭山を德島と改め、尋で渭津と改め、延寶六年また德島と改む、子孫相繼ぎて治城となし、明治維新に至る（阿波志、明治政覽）

トクジヤウ井ン　得成院　一條道香（イチデウミチカ）を見よ、

ドクシヨハジメ　讀書始　**名義** 二種あり（一）少年の時始めて書を讀む儀式、（二）歲首始めて書を讀む儀式をいふ　**行事**（一）天皇の式は豫め其書、並に侍讀、尙復等を定め、當日に至り、侍讀（一に博士といふ）まづ書を讀みて之を授け奉る、次に尙復（一に都講といふ）侍讀の授け奉りし處を復す、畢りて殿上の饗を設く、皇太子、親王、諸皇子以下、縉紳家の讀書始また之と大差なしと雖も、皇族は尙復を省略したること多く、臣下にては、主として博士之を勤めたり、而して其書は一ならざれども、多くは孝經を用ふ、なほ就學の年齡も均しからず、極めて少なるは三歲、極めて長じたるは二十歲を越えたるもあれど、大抵七八歲を以て通常と爲す、（二）別に儀式と稱する程のことなきも、鎌倉將軍家にては、侍讀ありて之を授けたり　**起原沿革**（一）新儀式江家次第等に見えたれば、既に早く行はれたるを見るべし、蓋し奈良朝時代より平安朝時代の初にかけて起りたるものなるべし、鎌倉室町兩時代にも、將軍家にて之を行ひしこと、吾妻鏡、足利家官位記等に見えたり、（二）起原詳かならず、吾妻鏡元久元年正月十二日の條、及び同三年正月十二日の條に、源實朝が讀書始に孝經を讀み、中原仲業が侍讀たりしことを載せたり、當時には前者と同じく孝經を讀み、侍讀をも置きたること明なれども、其以後は絕えて散見せる處なし、降りて室町時代に入り、實隆公記明應五年正月二日の條に正月二日續千載集冬部を讀みたると見え、「是例年之儀也」とあり、蓋し縉紳家にては此儀を行ひしものもありしを伺ふべし、なほ日時は、吾妻鏡には、兩條とも十二日とあれば、或は此日を用ふるの慣例なりしならんか、實隆公記には例年二日に行ふと見ゆれば、此頃より二日と定まりしものなるべし、江戶時代に入りても、また二日を用ひたれど、一日を用ひたる人もなきにあらず、書籍の如きは、其人の嗜好に任せたれば、一定せざりしと勿論なり、此時代には普通讀初めと稱し、幕府にては講書始といへり（吾妻鏡、實隆公記、朝野年中行事）

ドクシヨロン　讀史餘論　**卷數** 三卷、新井白石全集第三に收む　**內容** 中古より、天下の形勢九變して武家の世となり、武家の世また五變して德川氏に及びたる所以に就き、白石獨特の識見を以て、評論を試みたるものにして、實に我國に於ける文明史體歷史の先驅たり　**著者** 新井白石、正德二年將軍德川家宣に、古今大勢の變遷を進講したる時の稿を淨寫したるものに係る（讀史餘論）

トクセイ　德政　**名義**（一）課役田租を免除し、或は大赦を行ひ、或は物を百姓に賜ふをいふ、又善政とも云ふ、（二）或期限內における賣買貸借質入等の契約に關する凡ての權利義務を破棄するをいふ

起原沿革（一）仁德天皇四年二月詔して、三ヶ年の間、悉く課役を除きたることあり、然れども未だ德政の名目なかりしが、天平勝寶八年四月、太上天皇（聖武）の不豫なるを以て、德政を行ひ、天下に大赦し、及び鰥寡貧窮老疾等にて自ら存すること能はざる者を賑恤せり、是を德政なる文字の初見と爲す、尋で桓武天皇延曆十八年五月、稼穡登らざるが故に、德政を行ひ、四國中國九州等の內十一ヶ國の田租を免除す、爾來屢々諸書に散見せりと雖も、今省略に從ふ、而して之を行ひたる場合を類別すれば、米穀登らざりし時、民情を安んぜんとせる時、天變地妖ありし時、大嘗會擧行の時等なりとす、要するに此種の德政は貧者老幼を救恤するを目的としたる惠與にして、鎌倉時代に入りて屢々行はれたれども、後醍醐天皇の代德政を行はれし以後は、其名目史籍に見ゆる所稀なり、而して鎌倉時代は朝廷のみならず、幕府にても屢々行ひたり、寛喜二年六月美濃國に雪降るや、北條泰時怖れて、德政を行ひしが如き其一例なり、（二）此種の德政に關しては早く起原を王朝時代に發したり、朱鳥元年、天下の百姓貧乏せるにより、白鳳十四年以前の貸稻及び貨財を免原したることあり、而して其時には只に政府に關したるもののみならず、個人の私財にまで及ぼして悉く宥免したり、これ蓋し當時貧富の間漸く懸隔したるを以て、兼併の弊を防ぐにありき、尋で養老四年三月、同二年以前の貸稻は、公私に關らず放免したるにて、百姓の貸稻に苦しみたる一端を見るべく、殊に弘仁五年七月に、大和河內兩國の遠年の未納稻十三萬四千束を免じたるにて、其多額なるを知るべし、かくの如く公私の貸借を免じて百姓を救ひたるは、明かに此種の德政の起因たり、就中朱鳥元年に、其効力を個人の貨財にまで及ぼしたるは尤も注意すべきものとす、然るに鎌倉時代に入りて、これより轉じて、動產及び不動產の、賣買もしくは質入に關して、其契約を破棄することゝなれり、按ずるに、源賴朝天下の權を得てより、旗下の武士恩賞地を多く領有し、漸次兼併の弊を生じたるを以て、源賴家の時に至り一人の領有する田地の數を限らんとしたりしが、中原廣元三善善信等のはゞむ所となりて果さゞりき、承久役以後は、勳功により武士の所領愈々增加したるを以て、武士は漸く奢侈に流れ、財を散ずるもの多く、遂に其所領を質入し、或は土地を典じて一時を彌縫するもの尠からず、富有なる武士及び庶人の富豪等は、これら諸士の土地を購求し、所領を引受けしを以て、諸士の身を失ふもの多かりしかば、幕府大に之を憂ひ、屢々所領の賣買質入を禁じたるも行はれざりし故、文永五年七月四日令して本物返の法を行ひ、舊賣買の價格を以て買戾を得るの制をはじめたり、然れども猶武士を救ふを得ず、同七年五月價を辨ぜずして、質入沽却地を本主に返却せしめたり、これ實に此時代に於ける德政の初見と爲す、然れども德政なる稱呼なかりしが、永仁五年三月六日質券賣買地を本主に返却せしむるに及びて、始めて德政と稱したり（是より先き、弘安八年の豐後國圖田帳に、德政使と見えたるを始めとすれど、これは弘安七年十一月廿五日使を遣して、鎭西の社領沽却質地を本主に糺返せしめたるを指したるものにて、一般に行はれしは永仁を始めとす）蓋し此時に當りて御家人の多くは、奢侈に流れて、財政頗る疲弊を極め、加ふるに蒙古戰爭と其防備との打擊を受けて、益々困窮に陷り、租稅を怠納し、或は所領を質入し、只に御家人の義務を盡さゞるのみならず、所領が非御家人及び衆庶の手に歸せるもの多きを以て、幕府は屢々これが救濟の事を講じたりしと雖も、武士の窮乏は滔々として上下に渡り、爭訴續出して殆ど收拾すべからず、此勢にて進まば幕府の衰亡を來すを以て、幕府は自衞上之を救濟するの必要に迫られ、遂にこの德政令の發布あるに至りしなり、卽ち越訴を廢し、御家人の所領を質入賣買するを禁じ、既に賣却質入せるものは、價を辨償せずして賣主に取戾さしめ、金錢の貸借に關する訴訟を受理せざることゝなせり、而して此時の令によるに、御家人の有に係る質券賣買地は廿ヶ年以後のものに限りて返却せしめ、其他非御家人凡下の輩の有に係るものは、年紀の遠近を論ぜずして返却せしめたり、此外私錢出擧、替錢、借物等の動產に至るまで無効に歸せしめたり、以て初度の德政が、御家人の窮を救ふの目的に出でたることを窺ふべし、この後ち正安二年、延慶二年にも德政を行ひたり、また朝廷にても行ひしが如く、高野山文書、東寺百合文書等に公家武家の德政と見ゆ、これより土地の賣買に關する信用全く地に落ちたれば、其證書券には、多く德政あるも、無効とせざることを誓約するに至れり、また室町時代に入りては、正長元年九月十八日、幕府德政令を發したるより、地下人等蜂起して、債主の宅を襲ひ、證書を責め出して燒棄したるを初見とし、爾來頻々として行はれしが、土地は前代に準據して廿ヶ年以內に限り、質物に至りては、品目に從うて各々又其期限を限りたり、なほ其最初にありては、全く之を破棄せずして、其幾分を辨ぜしむるを正法と爲したるが如く、文正元年九月十三日の令には、本錢の五分一を辨ぜしめたれど、天文九年、永祿三年等には十分の一を辨ぜしめたり、蓋し十分の一を辨ずること、普通の規定なりしに似

トクセ
トクセ

たりと雖も、必竟空文に留り、債務者は債權者に對して、一錢も支拂はざりしと、當然の結果なるべし、且つや此時代の德政は、單に下民を救助するの意に出でたる而已ならず、幕府自ら窮乏に苦しみしを以て、己れの爲めに之を行ひしこと多く、足利義政の如きは、一代の間十三度行ひしと傳へらる、かくの如く貸者の爲めに便利なる德政行はれてより、一揆を催して、其令の發布を幕府に强訴するものを生じ、幕府も微弱なる兵力にて之を防ぐと能はず、已むを得ずして許可せる事數ふるに遑あらず、故に中葉以後の德政は、强請の結果に出でたるもの甚だ多し、加ふるに德政には必ず暴動を伴ひ、一度德政令の發布あるや、直に一揆の蜂起して土倉を襲ひ、寃然たる一大戰鬪を開きて群盜また之に參して、非常なる喧噪を極め、或は公廨を脅して酒肴料をむさぼり、或は禁中を侵し、神社佛寺等爲に災火に罹るもの尠しとせず、なほ其弊害は益々甚しきを加へ、一時好意を以て借りたるものすらも、これを返さずして、自己の所得となすものありき、されば其騷動の大なりしこと、豫想外に出でたりと雖も、幕府は制壓すべき兵力を有せざりしかば、徒に緘默するの已むを得ざるに至り、上下溷濁として其堵に安ずる能はざるの狀態に陷りたり、且つまた此時代の證書類を檢すれば、前代と同じく假令德政令發布せらるゝも、此契約は無效にせざる事を誓ふこと、殆んど定例のごとくなりしが、果して全然其目的を達し得たりしや否やは、頗る疑問に屬す、かくのごとくにして室町時代の殆んど全體を通じて盛んに行はれたりしが、織田信長勢を得、皇室再興の優詔を拜したるの後、兵を率ゐて京都に入り、足利義昭を奉じて將軍とし、自ら實權を掌握するに及び、當時の皇室御料及び公卿の所領等が、武門の橫領に歸したるものを回復せんとし、天正三年四月、德政令を發し、悉く之を返却せしめたり、而して德政はこれを以て最後となし、爾來全く見ゆる處なし、降りて江戸時代に入り、松平定信が、寬政の改革を行ふや、御家人等が、藏宿卽ち札差より多大の借財をなして、窮乏に苦しめるを見、寬政元年、六ヶ年以前までに借りたる分は悉く破棄せしめたり、卽ち實に於ては德政と性質を同じくせりと雖も、當時は之を棄捐と稱して德政と呼ばざりき（キエン）參看）補遺第二に屬するものは、性質及び場合により、天下一同の德政、一國平均の德政、國次の德政、御法の德政、洛中洛外の德政、洞中の德政、地起の德政、私の德政等あり（國學院雜誌、德政私考）

トクセイ井ン　得生院　四圍寺公藤（サイチヤンツキフヂ）を見よ、

トクセン　得選　御厨子所の女官を云ふ、采女中より選任する故に名づく、行幸の時調度を入れたる大袋を持ち、內侍と共に同車す、三人を定員とす、これ三人は、必ず髮上采女より兼れたり（禁祕抄、故實拾要）

トクゼン井ン　德善院　前田玄以（マヘダゲンヰ）を見よ、

トクソウリヤウ　德宗領　鎌倉北條氏の家領を云ふ、德宗とは北條義時の法名なり、栗田博士の說に、德宗とは北條氏の總宗と云ふ事は、若狹今富名領主次第時宗ときよりの御ちやくし、號德崇）と考ふるに、時宗始めて德宗など云ふなるべければ、決めて此時に起れる名稱ならんとぞ思はる、もし代々家督地名となれるか、又德宗の地より號とぜられしにか、前後詳ならず）と云へり、然れども東寺百合文書に、義時の別號を德宗と云ひしこと見えたれば、義時より出でし事明なり、梅松論に「執權の次第は、遠江守時政、義時、泰時、時氏、經時、時賴、時宗、貞時、高時以上九代、皆將軍家の御後見として、政務を申行ひ、天下を治め、武藏相模兩國の守をもつて職として、一族のもの器用を撰び署して、御下文下知等を將軍の仰下さるゝに依て申沙汰しけり、云々、昇進に於ては、家督を德崇と號す云々」と見え、又太平記公家一統の條に「八月三日より軍勢恩賞の沙汰あるべしと云々、九條民部卿を上卿に定めて御沙汰ありける間、光經卿諸大將に其手の忠否を委細尋究て申與へんとし給ひける處に、相模入道の一跡（德宗領）なば、內裏の御供料所に置ろ」と尊氏關東下向の條に、駿河國入江庄が德宗たりし事見え、北野通夜物語附青砥左衞門事條にも、青砥左衞門が德宗領の訴訟を裁決して、權門を恐れず公平の處置を取りしことを載せたり、

トクタイ　得替　交代を云ふ、王朝時代國司大番の交代、武家時代地方の奉行の交代の如き是なり、江戶時代諸侯の國替を云へるは轉化したるなり（類聚名物考）後堀河天皇寬喜元年四月の制符に「代々國司宣旨を申下し、在任の間停廢すと雖も、得替の時怠ちり以て免判す云々」とあるにて知るべし、

トクダイジウチ　德大寺氏　姓は藤原、閑院公季より出づ、四世公實の五男實能、京都衣笠岡に德大寺を建つ、故に德大寺殿と號す、子孫因て氏となす、七清華の一、大臣大將に至るを極官とす、笛を家業とす、子孫相繼きて明治に至り、華族に列し、侯爵を授けらる（尊卑分脈、系譜、有職袖中抄、華族諸家傳）

○實能——公能——實定——公繼——實基——公孝
實孝——公清——實時——公俊——實盛——公有
實淳——公胤——實通——公維——實久——公信
實維——公逸——公親——公全——實憲——公城
實祖——公迪——實堅（ミ）——公純——實則（ツキ）

トクチ　德治　名義後二條天皇御宇（鎌倉執權北條師時）の年號、嘉元四年十二月十四日改元す、二年を經て花園天皇延慶と改む 出典尙書大禹謨註に「後德治之、士並在官、左傳云、能敬必有德、德以治民」とあるに據る（國朝年號譜）

トクド　得度　出家することを云ふ、梵語波羅蜜、譯して到彼岸、又は度と云ふ、生死の迷海を渡りて、涅槃の岸に到る意、是より轉じて度と云へば出家することゝなれり、得度には嚴重なる作法ありて、必ず已に出家したる者より敎訓等を受けて立誓するを要す、得度して男は沙彌となり、女は沙彌尼となり、次に受戒（具足戒を受くること）して、男は比丘となり、女は比丘尼となる、我國にては敏達天皇十三年司馬達等の女島等三人、高麗の僧惠便に就いて得度したるを始めとす、令制にて得度の條例を規定し、其得度したる者には度緣を給したり、之を公度と云ひ、私度することを禁じたりき、度牒（ドテフ）參看（書紀、令義解、釋氏要覽）

トクニチ　德日　衰日（スキヅ）を見よ、

トクミトヒヤ　十組問屋　名義江戶時代における各種問屋十組の組合をいふ、幕府の保護を受けて、專賣權を有したり 起源沿革 元祿七年江戶に於て、川上伊兵衞、鹿々大阪運送の貨物雜船に積りて損害を蒙りしかば、本船町、室町、通町、吳服町、本町、大傳馬町、藥種屋及び小間物問屋等九組の外、釘店組を加へて十組と爲し、右商人等と謀り、荷打破船等ある時は、荷主組合の行事立合て勘定を爲し、一切船問屋をして關係せしめざる事に決す、所謂十組問屋とは、塗物店組、內店組（絹布、太物、繰綿、小間物、雜人形）通町組（小間物、太物、荒物、塗物、打物）藥種店組（藥種、砂糖）釘店組（釘鐵、銅物類）繰店組、表組（表、青莚）河岸組（水油）紙店組（紙、蠟燭）酒店組となり、其後享保の頃に及びては漸く增加して廿二組となりしが、享保九年以來十四組に對して、天明四年に至り、互に氣脈を通じて貨物漕運の便を圖れり、文化五年、江戶に杉木茂十郎といふものあり、菱垣廻船以下諸問屋を連合して、公然十組問屋と稱し、自ら其頭取となり、每歲十組より一萬二百兩の冥加金を納め、其三年分を借り下げ、これを仲間に貸付け、利子を以て大川橋、新大橋、永代橋の修繕を負擔せり、これを三橋會所といふ、同十年右諸問屋の株式を一定して、六十八組千九百九十五人を限り、各其株札を付與し、自後新規加入及び血緣の外讓渡しを禁ず、こゝに於て菱垣廻船の外なる者を連合せしかば、更に增して六十八組となりしも、猶菰稱を襲うて十仲間と稱せり、而して同業の人員を限りて申合條目を定め、又年行事、月行事をおきて、其事務を取扱はしめ、又仲間中布も誓約の規則を背くものあらば、或は證文を加へ、或は取引を禁じ、適々仲間外にありて、同業を營むものあらば、適々仲間外にありて、同業を營むものあらば、幕府は嚴重に之れを處分して組仲間に保護を與へたり、然るに天保の末年に至り物價頓りに騰貴するや、世以て十組問屋等が物貨を專賣するの致す所となして驚々たりしが、天保十三年、老中水野忠邦改革の政を布くに及び、十二月斷然、物價減少の主義を取り、商人の營業を自由にするものなりと稱し、十組問屋の仲間株札を廢し、冥加金を止め、同時に諸商工の問屋仲間組合の制規を停止し、輸出入の物産は、問屋の手を經ず、直賣買となし、廻船貨物は荷主の相對に任することゝなしたり、これが爲め金融一時閉塞して商業沈滯せるを以て、嘉永四年之を再興し、文化以前の舊規に復し、冥加金を徵課せざる而已ならず、文化以後に組合を立てしものは、之に加はることを得ざらしめ、且つ直賣買は停められたりしも、組合の加除は各隨意たるを得せしめたり、當時再興せし組合は、九十五組なりき、明治維新の際に至り自ら解散す、「ヒカキクアイセン」「タルアネ」參看（日本商業史）

トケイ　徒刑　「ヅケイ」を見よ、

トケイ　時計（斗鷄、斗景、自鳴鐘）　西洋より舶載の時代詳かならざれども、天文十九年葡萄牙の宣敎師ザヤエル周防山口に赴き、國守大內義隆に謁見して、布敎の許可を請ひし時、時計を獻じたることあり、これ記錄に見えたる始めとす、爾來外人の來るもの日に多かりしより、舶載の數亦多かりしならん、また慶長十七年七月、新イスパニヤ總督より、德川家康に贈りたる方物の中に、時計の名見え、なほ駿河久能山の東照宮に藏する、家康所持と傳へらるゝ時計一箇あり、西班牙國製造の置時計なり、されば當時貴族豪商間にありては、之を藏したるもの多かりしなるべし、寬永鎖國後は、只和蘭より輸入の道あるのみならず、時間の計算法を異にし、所持の必要なきを以て、舶載のことも、極めて稀なりしが、我國人にして之を模して製造したるものなきにあらざりき、櫻井養仙の漏刻說に、近世有二自鳴鐘一

中設ケ機關ヲ毎ク遇ニ一時一轍自鳴焉、今也有ニ安井氏寺島氏ニ創ニ漏天ニ造ニ時計ニト見エタリ、其製詳ならず、降テ安政以後ニ及ビ、海外トノ交通再ビ開ケタル結果、士人中之ヲ得テ珍藏スルモノあり、維新以後ニ至リ其需用俄ニ生ジ、各種の時計輸入せらるゝも多數ニ上リ、後ニは我國の工人其製ヲ學ビ、自ラ製造ニ着手シ、以テ今日ニ及ベリ、漏刻(ロウコク)參看(東雅、日本西教史、文藝類纂、大日本史料)

トケイノマバン 土圭間番 新番ヲいふ、もと城中土圭間ニ勤番せるがゆゑニ名づく、「シンバン」ヲ見よ、

トゲザ 土下座 地上ニ跪キテ禮スルことヲいふ、

トコウシ 土工司 名稱、「ツチタクミノツカサ」とも訓む、職掌土作瓦埏ヲ營み、幷ニ石灰ヲ燒く事ヲ掌る、宮内省の被官、職員正一人、正六位下、佑一人、正八位上、令史一人大初位下、泥部二十人、使部十人、直丁一人、泥戸五十一戸、起原沿革文武天皇の大寶元年創置す、蓋し上世塗部造の掌る所なり、令制其部族は伴造と稱して本司ニ隷す、後ち廢す、延喜式木工寮式ニ、土工瓦工あれば、木工寮ニ併せしものならん(令義解、令集解、官職秘抄後附、職官志)

トコヨノクニ 常世國 上代我國より遙ニ隔り離れて、容易ニ往來なし難き處を、汎稱しての名、底依國の義ニて、たゞ遙なる國の意なり、後には、人の死ねるを常世國ニ行くと云ひしは、右の意より轉じたるものなり、古事記神代卷ニ「大穴牟遲與ニ少名毘古那ニ二柱神相並、作ニ堅此國ニ、然後者、其少名毘古那神者、度ニ于常世國ニ也」また玉垣宮段ニ「多遲摩毛理遣ニ常世國ニ、令ニ求ニ登伎士玖能迦玖能木實ニと見えたり、而して今何處ニ當れるかを詳ニせず、新井白石は常陸國なりとせり、これ高天原を以て常陸國那珂郡ニ當てたるよりの見解なれども信じ難し、本居宣長は、但馬毛理が垂仁天皇の時、常世國ニ渡りて、橘を求めたるにつきて論じ、韓國なるべく、もし韓國ニ橘を生ぜざらんには、渓國南方沿岸の地なるべしといへり、今按ずるに韓國ニ橘を生ぜざりしこと明かなれば、恐らくは宣長の後說の如くならん、なほ田口博士は、常世國は、單ニ高天原の諸神が往來したる地たるに留まらず、必ず其國を領し給ひし事なりと信ずといへり、從ふべきが如し(古事記傳、古史通、史海)

トコロドコロノソウ 所々奏 縣召除目の時ニ、御厨子所、御書所、作物所、侍從所、內侍所、大歌所、內藏寮、女官預、神泉苑預、御鷹飼、宇陀禁野別當、交野禁野別當等九所の勞を注して、任官の事を奏するを云ふ、「アガタメシノゲモク」參看(蜻蛉日記、建武年中行事注解)

トコロノザウシキ 所雜色 藏人所の雜色ヲ云ふ、「クラウドドコロ」ヲ見よ、

トコロノシユウ 所衆 藏人所(クラウドドコロ)ヲ見よ、

トコロバラヒ 所拂 江戸時代の刑名、追放の一種、罪人の居住せる町村より放逐し、再び立ち入るを禁ずるをいふ、重き者は敲の附加刑あり、但立ち退き先は屆出に及ばず、而して其犯罪の刑慾に關せるは、田畠家屋數を沒收し、もし牢內の未進あらば家財をも沒收せり、「ツキハラヒ」參看(御定書百ヶ條、德川政刑史料)

トサニツキ 土佐日記 書名、一卷內容承平四年紀貫之、土佐國の任滿ちて歸京する時の紀行なり、當時の風、男子は專ら漢文を用ひたれば、本書また、殊更に婦人の作に擬し、卷首に「男もすなる日記といふものを、女もして見んとてするなり」と書きたり、文章輕妙にして、間々滑稽諧謔の句を交えたるは、尤出色なりとす、而して土佐より京都まで、百里の途上に五十日を費し、其途中海賊の來襲を恐れたるの記事あるがごときは、亦以て地方政治の弊風に伴へる、海賊の跋扈跳梁が、如何に甚しかりしかを知る好史料なり 著者 紀貫之(キノツラユキ)參看、注釋 土佐日記考證二卷(岸本由豆流)土佐日記創見一卷(香川景樹)土佐日記抄二卷(北村季吟)土佐日記注一卷(加藤宇萬伎)土佐日記地理辨一卷(鹿持雅澄)土佐日記附注一卷(人見卜幽)、土佐日記盤(富士谷御杖)

トサノイツミ 土佐院 土御門天皇ヲいふ、承久の亂、土佐國ニ遷座せらる故ニ此名あり、「ツチミカドテンワウ」ヲ見よ、

トサノクニ 土佐國 地勢 四北は伊豫、東北は阿波ニ隣り、南は海ニ面す、東西凡三拾五里、南北凡拾八里、南海道ニ屬す 形勢 西北伊豫と其背ヲ合せ、山嶽聳峙し、東西兩岬南海ニ斗出して灣月狀をなす、地勢南するニ隨ひ漸く低く、大抵山谷林叢三分の二ニ居る 起原沿革 古へ土佐と改む、天武天皇十三年地震の爲め、田園五十餘萬頃沒して海となる、國郡の制定まるニ及び六郡を管す、仁明天皇の代七郡となる、國府を長岡郡ニ置く(今比江村の南ニ府址あり)文治の末源賴朝佐々木經高をして守護となし、豐島朝經、三浦義村等相繼で職を襲ぐ、承久の亂、北條義時土御門天皇を香美郡(岸本村常樂寺を以て行宮となす)ニ遷し、尋で阿波ニ遷幸す、建武中興藤原兼光を國守ニ任ず、足利尊氏の叛するや、其將細川定禪をして本國を侵掠せしめ、國の豪族

長曾我部、安藝、吉良諸氏を降し、細川氏をして本國を管せしむ、天授の末足利義滿、細川賴益を守護となし香美郡田村城ニ治す、應仁の亂、賴益の曾孫勝益上京して其宗家を援く、是ニ於て國內携貳し、長曾我部(長岡郡岡豐)本山(同郡本山)安藝(安藝郡土居)山田(香美郡山田)吉良(吾川郡弘岡)大平(高岡郡蓮池)津野(同郡羽山)の七族各郡邑ニ據る、文明十年左大臣一條敎房其子房家と共ニ亂を避けて來奔す、長曾我部文兼等七族相議して房家を奉じて主となし、奏請して國司ニ任じ、幡多郡中村ニ治し、七族俱ニ政を輔く、永正中文兼の孫兼序頽る專橫、本山茂光大平元國等ニ殺さる、一條房家兼序の遺孤國親を撫し、其長ずるニ及びて舊邑を興へ、本山茂光の子茂宗等と和せしむ、天文八年房家薨じ、子房冬、孫房基相繼で早世し、曾孫兼定嗣ぎ、一條氏稍々衰ふ、國親等七族互ニ相鬩ぎ、二十年國親山田元義を擊て之を降し、本山茂宗亦吉良氏を滅し、土佐吾川二郡を併せ、土佐郡朝倉城ニ移る、永祿三年國親死し、子元親嗣ぎ、勢漸く強盛、本山茂辰(茂宗子)を逐ひ、大平氏を滅し、十二年安藝國虎を殺し、尋で津野勝興を降し、悉く六郡を併呑す、時ニ一條兼定僅ニ幡多一郡を保し、遊宴ニ耽る、天正元年兼定其下ニ廢せられ、子內政立つ、元親兼定を豐後ニ逐ひ、內政を長岡郡大津ニ移し、終ニ全國を奪ひ、兵を出して隣國を侵し、阿波を取る、八年內政を伊豫ニ放ち、一條氏亡ぶ(五世一百二年)元親尋で伊豫讃岐を併せ、自ら四國の主と稱す、十三年豐臣秀吉南征し、其三國を削り、元親ニ本國を與ふ、文祿中徙て吾川郡浦戸ニ治す、慶長四年元親卒して子盛親嗣ぐ、關ヶ原の役西軍ニ屬す、德川氏其封を奪ひて之を山內一豐ニ賜ひ、高知ニ治し世襲す、明曆二年一豐の孫忠豐其弟忠直を中村ニ分封す、(後ち二世豐明收封せらる)安永九年忠豐の後六世豐雍、同族豐產ニ新田壹萬三千石を分つ、明治維新廢して高知縣を置く 沿革 古へより管郡の變遷左表の如し、倘ほ詳しくは各郡の條參看すべし(地誌提要、郡名異同一覽、國郡沿革考)

六國史	延喜式	拾芥抄	元祿郡圖	天保郷帳	新舊地誌提要	郡區編制	考
古書和名抄	古寫本和名抄	寬知集					
安藝(アキ)	同	安藝(アキ)	安藝(アキ)	同	同	同	明治沿革
		安藝(コウ)	安喜(コウ)	安藝(チ)			
香美(カミ)	同	香美(カミ)	香美(カミ)	同	同	同	
			香我美(コウガミ)	香美(カミ)			
長岡(ナガヲカ)	同	同	同	同	同	同	
土佐(トサ)	同	同	同	同	同	同	
吾川(アカハ)	同	同	同	同	同	同	
高岡(タカヲカ)(ナシ)	同	同	同	同	同	同	
幡多(ハタ)	同	同	同	同	同	同	

トサノコホリ 土佐郡 新在 土佐國

トサノサンヒツ 土佐三筆 土佐派の名手たる土佐光長、同光信、同光起をいふ、各條を見よ、

トサノジンジヤ 土佐神社 新社 土佐國

トサハ 土佐派 繪畫の一派、歷史畫を以て著はる、藤原基光、同隆能を祖とす、而して土佐系圖によれば、隆能を基光の子と爲したれども誤なり、基光は賴成の四子にして、內匠頭從五位下に任叙し、春日と稱す、應德頃の人ニ似り、隆能に清綱の男にして正五位下參河守に任ず、天仁頃の人なり、隆能の孫經隆、從五位下土佐權守たりしかば、これまで春日と稱したりしを土佐と改めしより、土佐と稱する一

派生じたりといひ傳ふ、蓋し隆能の系は、此後も明なれども、其他土佐と稱する人々は、更に其系統分明ならず、思ふに土佐と稱するもの、幾流も打ち交りてありしなるべし、また土佐の中絶せし折に、繪所を預りし人々もありしならん、光長（「トサミツナガ」參看）吉光、隆衆の如き名手皆此流より出でたり、かくて南北朝時代に至り、土佐派の繪も、漸く衰へんとしたりしが、なほ光顯、行光、栗田口隆光の徒いで、其名聲を保ち、更に室町時代に及び光信を出すに及びて亦盛んなり（「トサミツノブ」參看）然るに光信の孫光元、永祿二年正月戰死して、一時斷絶したりしを、光茂の門人光吉和泉堺に移住して土佐を名乘り、漸く師家の畫風を維持せしが、其孫光起に至りて畫名頗る高く、遂に朝廷繪所の稱を賜ひ、子孫永くこれを繼承し、江戸の狩野派と互に拮抗せり（「トサミツヨキ」參看）曾孫光芳の時、長子光淳父に繼で繪所預たりしが、二子光貞名手にあらざりしも、兄の死後繪所預となり、累代丹緒の功によりて、別に一家を立つることを許され、これより、光淳の家と光貞の家との二つに分れたり、されど兩家より名工を出さず、世と共に畫風も衰へしが、二家の外にありて、田中訥言、浮田一蕙、岡田爲恭の如き名工ありて土佐畫を揚き、名聲を馳すも、訥言一蕙は氣韻を以て世人に稱揚せらるれども、筆力の點よりいはゞ爲恭に及ばざること遠し、（一蕙のみは土佐の門に入りたれども、他の二人は獨立して研究せり）近時光文の門に川崎千虎、川邊御楯を出し、千虎の門に小堀甕音、御楯の門に村田丹陵を出し、幷に世に著はる、今其系統を示せば左の如し、但し光信以前は不明なるを以て省略に從ふ（扶桑畫人傳、橫井博士「日本繪畫史」）

○光信——光茂——光元
○光吉——光則——光起——光成——光祐——光芳
　　廣通（住吉如慶）

光淳——光時——光祿——光文——光章——光一
光貞——光孚——光清——光武——川崎千虎——小堀鞆音
　　光文（養本家）　　川邊御楯——村田丹陵

トサハウヂ　戸澤氏（出羽新庄）　姓は桓武平兵、眞盛五世の孫右馬助忠正の孫飛驒守衡盛より出づ、其子繁盛、陸奥國岩手郡適石庄戸澤に住す、依て氏とす、後ち出羽山本郡岡屋庄に移住す、十一代の孫家盛、出羽角館城に移る、其後治部大輔盛安、豐臣秀吉に屬し戰功あり、その子政盛、天正十八年秀吉小田原陣に馳せ向ひ、本領（角館四萬石）を安堵す、慶長五年德川家康に從ふ、七年十二月常陸國に移封し、手綱城を治む、元和八年九月貳萬石加賜、出羽國に移封し、新庄城を治む、前封を併せて六萬石、寶永六年六月、正誠讃第の列を賜はる、延享二年十二月正諶駿田七千石を弟大四郎庸祝に分封す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる（藩輪譜、寛政重修譜、諸川加除封錄）

○盛安——光盛——政盛——正誠——政誠——正膽
正諶（ノブ）——正庸（スケ）——正親——正胤——正令（ノリ）
正實——正己

トサフシ　土佐節　内匠土佐少掾が創めたる淨瑠璃節の一派○土佐少掾は初め内匠虎之助と稱す、二代目薩摩次郎右衞門に就きて學び、傍ら諸流を涉獵し、後ち一派を開くに及び、受領して土佐少掾と稱し、堺町に住して操座を興す、寛文延寶の頃より世に傳唱せられ、節廻し頗る雅なりとて、遊人の間に弄ばる、延寶八年ユノ丸に於て酒呑童子の操を將軍德川家綱の台覽に供して大に面目を施し、享保の頃までは尚ほ盛んなりしが、寶曆に及びて全く衰微したり（聲曲類纂、寺山氏「淨瑠璃史」高野氏「淨瑠璃史」）

トサマ　外樣　諸代の關係なくして臣禮を取る者の稱、多くは武門の稱呼なり、一族門葉諸代以外のもの、義なるべし、太平記、相撲入道弄田樂の條に「一族大名御内外樣の人々、或は堂に座を列れ、或は庭前に膝を屈め見物す」とあるを初見とす、留來閒書並に諸書に多く散見せり、室町幕府にては外樣の大名を外樣衆といひ、江戸幕府にては外樣大名といへり（ダイミヤウ參看（武家名目抄）

トサミツオキ　土佐光起　名號　幼名森滿丸、春可軒と號す、法名常照　系統　光則の子　壽詳　元和三年十月生る、天性畫に巧なりしかば、早くも其名天朝に達し、承應三年三月從五位下左近將監に補し、尋で延寶九年五月剃髮し法橋に叙す（後ち法眼となりしといふ）光起仙洞の御覺え深かりしを以て、改めて自邸に繪所の稱號を勅許ありしより、特に精神を込めたる畫には勅賜畫院といへる印章を用ひたり、是より先、土佐派は光信以後衰微したりしを光起之を再興し、名手の譽高く、光長、光信と共に土佐三筆と稱せらる、時恰も狩野探幽全盛の時代に會せるが故に、其畫幾分か、家傳の法を變じたる處なきにあらざれども、土佐の特長はなほ依然として其中に維持せしかば、これが爲めに毫も品格を墜さざりき、元祿四年九月廿五日歿す、年七十五、山城國愛宕郡知恩寺（百萬遍）に葬る、百鬼夜行圖、三十六歌仙額、酒顚童子繪卷等著はる（扶桑名畫傳、扶桑畫

人傳、橫井博士「日本繪畫史」）

トサミツナガ　土佐光長　系統詳かならず、土佐系圖には邦隆の子とも、隆能の子とも、經隆の子ともあれども、幷に信じがたし、繪所預にて、從四位下刑部大輔に至る、文治の頃中年にて盛りなりしとおもはるれば、彼の有名なる年中行事繪六十卷は二十五六の時畫きしものに係り、後白河院の叡覽に入りしが、深く賞翫せられ、蓮華王院の寶藏に收められたりといふ、また高倉天皇承安三年の頃御堂御所の障子の繪に、平野行啓、日吉御幸等の圖を畫かせられし時、其供奉の大臣以下は、面貌をも寫さるゝ爲め、假繪の遙人右馬頭藤原隆信に、人の面貌のみかゝせ、其他は光長に仰せありて、筆かせ給へり、世に光信、光起と共に土佐三筆と稱す（扶桑名畫傳、橫井博士「日本繪畫史」）

トサミツノブ　土佐光信　系統　光茂　廣周の子實は光弘（廣周の兄）の子なり　壽詳　累代丹青の家に生れ、殊に畫を嗜み、父の畫法を學び、幼年より拔群の光ありしが、後ち繪所預となり、右近將監を經て刑部大輔に進み、從四位下に叙す、曾て繪畫の爲めに明に遊ばんと欲したれども、故ありて果さゞりしかば、それより專ら覺猷、信實、光信等の筆意を窺ひ、遂に綜攬して別に一格を出せり、大永五年五月歿す、年九十二、光長、光起と共に土佐三筆と稱せらる、清水寺緣起、石山寺緣起、福富草紙等著はる（扶桑名畫傳、扶桑畫人傳、橫井博士「日本繪畫史」）

トジ　刀自　（一）嬪女子の通稱、後ち老女の稱となり、又（二）禁中女房の名にも用ひたり（一）名義詳かならず、允恭紀二年の條に、同皇后未だ家に在しし時、闘鷄國造が、皇后を指していへる語に、戸母ありて、注に、戸母此云二覩自一と見えたるを初とす、皇后家に在し時のことなれば、少女なも刀自といへること明なり、なほ萬葉集に吹黄刀自とあるも、老女にはあらず、なほ吾子の刀自、妹刀自など、同輩にあるを以て、老少を通じての稱なること、益々明なり、然るを、和名抄には「今案、俗人謂二老女一爲二刀自一」と見えたれば、源順の時代には、既に專ら老女の稱に變じたるものなるべし、（二）朝廷にては、御厨子所、台盤所、内侍所等にありて雜役を務む、頗繁符宣抄に載せたる弘仁八年六月廿三日の宣旨に「有レ稱二妃某姓色刀自一之辭、自今以後、宜二除レ姓只稱二妃色刀自一」と見えたり、御厨子所刀自は、和名抄にその名見え、采女の中にて、雜用を專ら掌るものなり、禁祕抄に「刀自御膳宿、蠶所各別也、衣唐衣役者也、」と見えたり、内侍所の刀自は女房官品に「とじ、これも侍の嫗などまねる、とじは内侍所のまほりなり」と見えたり、看聞御記應永三十二年八月廿三日の條に、内侍所刀自三條など見ゆ、此外攝政家武家にも、朝廷に倣ふて營中に置きたり、攝政家の刀自は、平範記、玉葉、女房官品等にも見えたり、武家は、舊妻鏡文應元年三月廿七日の條に其名見えたり、後世の御末などいへる、卑き職のものにて、女房と稱しがたきものなるべし（中略）

トシゴ——ドシヤ

其後嬪子などをあけて、御座敷を清めべきやすみをも置べし、御手水も御年男の役也、若水をいつもの御手水のかんにわかして、參らせべき也、はんぞうの中に、ゆづり葉を置べし、しだを下にゆづり葉を上に捉、青めなる石の小さきを三つ、金輪に置べし、十五日までは、何事も御祝ひ事は御年男の役也、節分の夜の鬼の大豆をも御年男さんする也」と見えたるにて其役を知るべし、江戸幕府にては專ら節分の豆打役を勤仕し、本丸にては老中、大奥にては留守居之を命ぜられたりき（武家名目抄、幕府年中行事）

トシゴヒノマツリ　祈年祭　「キネンサイ」を見よ、

トシマノコホリ　豐島郡　所在　武藏國　起原沿革　風土記、豐島或砥島に作り、延喜式以後豐島に作る、和名抄に、日頭、占方、荒蕪、湯島、廣岡、餘戸、驛家等の鄕あり、後ち荏原郡の御田、櫻田の二鄕を併す、明治十三年五月南北の二郡に分ち、明治廿九年東多摩郡と南豐島郡とを合併して豐多摩郡と爲す（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

トシメ　戸ゝ　名義　江戸時代に於ける庶人の閨刑、釘を打ちて門戸を鎖し、謹愼せるをいふ　沿革　享保九年に、重科の者には過料の上戸ゝを科するの制を設け、元文五年には、郡村にては人家散在し、戸ゝを命ずるも目立たざるの故を以てこれを止め、輕きは叱、重きは過料に處し、名主組頭等は役儀取上げ、なほ重きは過料を命じたり、但し町家には從來の如くなりき　實例　二十日、三十日、五十日、七十日、百日等の別あり（御定書百ヶ條、公裁總錄、憲教類典、科條類典、德川政刑史料）

ドシヤウサン　度嶂散　邪氣を拂ふ藥の名、

正月元日屠蘇と共に用ふ、早く延喜式及び江次第等にあり、なほ公事根源に「三獻に度嶂散を供す、如此御藥の儀式は三ヶ日あり」と見ゆ、

トシヨリ 年寄　室町時代中葉以後における武家の職名、其家の重臣にて、專ら政務に與かるものの稱、卽ち家老職なり、長老の義にて宿老といふに同じ、舊くは年臈によりて政務に預りしものを稱したりしが、後ちに長幼を論ぜず、其職にある者を一般に稱すること〻なりたり、なほ室町幕府にては評定衆を宿老、引付衆を中老といひ、また稀には兩衆を總稱して年寄といへることあり、これらに基きて廣く行はる〻こと〻なりしなるべし、而して諸大名家中にては、おなじく普通には年寄と唱へたれども、また家の年寄ともいひしは、幕府のそれに對しての稱にして、家老といふも、家の年寄の義なり、江戸時代には、幕府には老中と稱したりしも、なほ舊稱に從ひて年寄ともいへり、諸大名にては多く家老と唱へしも、また此稱を併せ用ひたり、此他年寄脇と稱するあり、卽ち家老格なり、「ラウヂユウ」「カラウ」參看○若年寄といへるは年寄に對したる稱にして、若年年寄の義なり、「ワカドシヨリ」參看（武家名目抄、古事類苑官位部）

トシヨレウ 圖書寮　「ヅショレウ」を見よ、

トソ 屠蘇　正月元日の佳儀に用ふる藥の一種、また藍尾酒ともいふ、赤木桂心、防風、菝葜、蜀椒、桔梗、大黃、烏頭、赤小豆等を混和して製し、酒中に入れて呑む、上下一般に之を用ふること、歳首の儀式たり、朝廷にては、元日四方拜の後御齒固を供し、畢て典藥頭屠蘇及び白散を獻ず、まづ藥子に飲ましめたる後、主上聞召し給ふ、一人之を飲めば一家病なし、一家これを飲めば一里病なしといふ傳へあるより、歳首の佳儀に用ふること〻なれり、嵯峨天皇の弘仁年中より起り、爾來恆例となる（公事根源、和漢三才圖會、武家名目抄、古今要覽稿）

トダイ 斗代　江戸時代田畑一段に付、高何斗と高盛にするをいふ、地方答問書に「一段三百歩の高は石盛と唱申候、斗代と申も石盛の異名に候得共、百姓等一段の段取をも、斗代と唱違候て紛敷候故、斗代と唱候は不レ宜事故、石盛と唱へ候也」また地方一樣記に「地方盛の次第、先關東は田方の段取米を四を以割れば斗代と成、中田下田は上田の斗代に二ッ下り成べし、然共前に所レ記、地面土性取箇に可レ依、大方は段々下り也、畑方斗代は田方に六分違成べし、關東は二石五斗替、田畑六分違と云法也」と見えたるが、増補田園類說には「斗代は石盛の異名也と云事、今にては同事の樣なれ共、元來石盛は石盛、斗代は斗代にて一事にてはなし、元來石盛といふは、地面に石數を盛附て置事也、分ていはゞ石盛は總名にして、斗代は其盛かた也、古き檢地帳に、斗代四斗抔書、又石盛、三石盛四石盛抔書も有、いづれも一斗を一之位、一石を十之位、一石五斗を十五とす云々」と論じたり、

ドダイ 土代　書類の草案を云ふ、玉藻に「建曆元年九月廿四日大嘗會御定也、公定云、留守文同可レ書二月日一歟、予答三可レ然之由一、書訖、以二土代一入二懷中一、押二取副除目等於笏一參進、置レ笏取二直文一授レ之、余取レ之置二宮中一、又返二上土代一、公定復座、予委披二見除目一、（披二土代一見合之、一訖暫取二出例文等一、置二笏傍奥方一）」また庭訓往來に「被レ書二與草案土代一」と見えたるにて明なり、猶朝野群載國務條々事の條に「擇二吉日一可レ度二雜公文一由、牒二送前司一事、所謂前司任終、年四度公文土代、交替廻日記、前任中四度公文土代僧尼度緣云々」とあれば、古くより稱へられたること知るべし、此の外補任を記したる書に歷名土代、任僧綱土代等のあるも又この意なり、

トダウヰン 都堂院　**名義** 大內裏大學寮郭內に在る一院にして、釋奠の日此所にて博士等經の講論難議を行ひ、終りて後酒を賜ひ祿を給す、其正堂を都堂と稱し、皇太子以下五位以上之に臨む、延喜式に講堂に作る、正門內左右に東西の二堂あり、六位以下着席の所と爲す **所在** 廟堂院の西に在り、地を占むること東西廿八丈、南北十八丈、四面垣を以て周らす **構造** 都堂、東西七間、南北四間、瓦屋葺にして南面す、中央を正堂とし、南北に廂あり、南面石階三所を設く、「ダイガクレウ」參看（大內裡圖考證）

トダウヂ 戸田氏（信濃松本）　姓は淸和源氏、鎭守府將軍源義家より出づ、五世の孫信義、建保元年五月尾張國戸田庄地頭となる、因て氏とす、七世の孫宗忠、南朝尹良親王に供奉して功名あり、孫宗光、洞院實熙の實子にて養子となる、故に此より藤原氏となる、明應年中三河國渥美郡田原城を營み之に住す、又二連木城を築きて移る、子憲光、今川氏の援を得て牧野の今橋城を攻めて之を領す、七世の孫虎千世、永祿七年三河二連木に在り、七年五月是より先き今川氏に從ひしが、是に至り德川氏に從ひ、終に家號を得て松平と稱す、天正四年元服し、家康の一字を受けて、康長と名づけ、孫六郎と稱す、十八年八月、武藏一萬石を賜ふ、慶長六年十一月上野國に移封し、白井城に治す、一萬石を加ふ、其後屢々加封ありて、下總古河、常陸笠間、上野高崎、信濃松本等に移り治す、寬永十年四月、光重の時播磨國に移封し、明石城を治む、十六年三月美濃國に移封し、加納城を治む、寬文八年七月光永各五千石を

次子孫十郎光澄、及び三子孫七郎光賢に分封す、正德元年二月光熙、山城淀に移封、享保二年十二月光慈志摩鳥羽に移封、十年七月信濃國に移封し松本城を治む、子孫相繼ぎて明治に至り華族に列し、子爵を授けらる（系譜、藩翰譜、德川加除封錄）

○宗光——憲光——政光——康光——宣光（ノブ）——重貞
　忠重——康長——康直——光重——光永——光熙
　光慈（チカ）——光雄（テ）——光德（ノリ）——光和（ヤス）——光悌（ヨシ）——光行
　光年——光庸（ツネ）——光則——康泰

トダウヂ 戸田氏（下野宇都宮）　戸田宗光四代の孫三郎右衞門忠次より出づ（父光忠、永祿年中德川氏の爲に本領田原を失ひ、西三河に遁る）忠次永祿六年一向一揆に黨して德川家康と戰ひて武勇を顯す、後ち家康の招に應じ數次軍功あり、八年三河大津の地七百石を賜ふ、九年騎馬武者廿騎を附けられ、騎馬料として二千三百石を加賜す、天正十八年小田原征伐に從ひ、武藏江戸城を陷る、功を以て伊豆下田二千石を賜ふ、子尊次、是より先天正十二年小牧陣に功あり、三河和地村五百石を賜ふ、小田原征伐父に從ふ、慶長六年十一月關ヶ原役の功を以て、五千石を加賜し、三河國に移封し、田原城を治む、寬文四年五月忠昌一萬石加賜、肥前國に移封し、天草富岡城を治む、其後京都所司代、老中等を歷任し勳功を以て加封あり、武藏岩槻、下總佐倉等に移り治す、元祿十四年六月、忠眞越後國に移封、高田城を治む、寶永七年四月壹萬石加賜、閏八月下野國に移封、宇都宮城を治む、享保三年三月老中の累勳を以て、壹萬石加賜、前封を併せて拾萬石、寬延二年七月忠辰肥前國に移封、島原城を治む、安永三年六月、忠寬下野國に移封し宇都宮城を治む、慶應元年正月、忠廣、貳萬七千八百五拾石を削られ、陸奥國に移封、棚倉城を治め、家督を族土佐守忠友に賜はる、三月前の削封貳萬七千八百五拾石を加賜せられ、また下野國宇都宮城を治む、三年三月七千石及び墾田三千石を族和三郎忠至に分封し、下野曾我野に治す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、各子爵を授けらる（藩翰譜、系圖、德川加除封錄、華族諸家傳）

○宗光——憲光——政光——康光——光忠——忠次
　尊次——忠能——忠昌——忠眞——忠余（ヨ）——忠盈
　忠寬——忠翰（ナカ）——忠延——忠溫（ヨシ）——忠明——忠恕（ユキ）
　忠友

下野曾我野（一萬石）
○忠寬——忠舜（キヨ）——忠至——忠綱——忠義

トダウヂ 戸田氏（下野足利）　戸田忠政の四世忠繼の男大炊頭忠利を祖とす、寬永年中西丸の小性に補せられ、廩米貳百苞を賜はる、天和二年正月伏見奉行に補せられ千石加賜、叙爵して長門守と稱す、元祿二年七月德川綱重の侍臣に補せられ、五千石加賜、十六年三千石加賜、寶永元年十二月綱重西丸に徙る時、側衆に補せられ、三千石加賜、下野國足利を治む、前封を併せて壹萬貳千石、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる（系圖、德川加除封錄）

○忠利——忠囿（ソノ）——忠位（クラ）——忠言（トキ）——忠喬（タカ）——忠祿（トシ）
　忠文（アヤ）——忠行（ユキ）

トダウヂ 戸田氏（美濃大垣）　戸田憲光の三男氏一より出づ、曾孫一西、德川家康秀忠に仕へ、屢々軍功を立つ、家康其功を賞し、武藏鯨井の地五千石を賜ふ、慶長六年六月關ヶ原役の功を以て、三萬石加賜せられ、近江國に移封し、膳所城を治む、元和二年七月、采女正氏鐵大阪役の功を以て貳萬石加賜、攝津國に移封し尼崎城を治む、寬永十一年十一月五萬石加賜、美濃國に移封し大垣城を治む、前封を併せて拾萬石、明曆元年二月四千石を次子氏經（其子氏利、元祿十一年宗家氏定より墾田三千石分與せられ、其後墾田二千百三十石を開き、封を合せて一萬石、大垣新田野村に治す）四千石を五子三郎氏好に、五千石を六郎氏親に分封す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、伯爵を授けられ、分家は子爵を授けらる（系圖、藩翰譜、德川加除封錄）

○一西（カズアキ）——氏鐵（カネ）——氏信——氏西（アキ）——氏定——氏長
　氏英（ヒデ）——氏教（ノリ）——氏庸——氏正——氏彬（アキラ）——氏共（タカ）

大垣新田野村（一萬石）
○氏經——氏利——氏成（シゲ）——氏房——氏之（ユキ）——氏養（キヨ）
　氏興——氏宥（ヒロ）——氏綏（ヤス）——氏良（ヨシ）——氏懿（ヒサ）

トツカノツルギ 十握劍　長さ十握ある劍を云ふ、天十握劍とも云ふ、又十拳とも斗掬とも書す、上古は凡て弓矢劍をはかるに、手につかみて幾つかと云ひしなり、日本紀纂疏に、十柄の長さとしたるは非なり、伊弉諾尊の軻遇突智を斬りし劍、素戔嗚尊の八岐大蛇を斬りし劍等皆これなり（古事記、書紀、古語拾遺）

ドツコ 獨鈷　金剛杵（コンガウショ）を見よ、

トツツケ 取付　刀の柄口の金具を云ふ（武家名目抄）○また四方手を云ふ、「シホデ」を見よ、

トツトリジヤウ　鳥取城　所在 因幡國岩美郡鳥取市の東北久松山麓○また久松城ともいふ　起原 天文十四年布勢城主山名誠通はじめて築く　沿革 永祿六年山名氏の家臣武田高信、誠通の二子を殺して之を奪ふ、天正二年布勢城主山名豐國、尼子勝久と合して高信を滅す、既にして毛利氏に屬せしが、同八年豐臣秀吉來り攻めて之を陷れ、其將宮部繼潤を封す、慶長五年除封、池田長吉これに代り、元和三年池田光政入部し、寛永九年其從弟光仲之に代り治し、三十萬石を領す、子孫世襲して明治に至る（因幡志）

ドテフ　度牒　僧尼得度（いはゆる參看の公驗を云ふ、令制にては告牒と云ひ、延喜式には度縁と云ふ、度牒は後世の稱呼にて唐名を用ひたるなり、支那にては唐の玄宗天寶六年受度の僧尼に祠部の牒を給したるをはじめとし、本邦にては養老四年正月、始めて僧尼の公驗を授けたり、而して度牒には治部省の印を以てす、然るに僧道鏡勢を得るに及びて、天平神護元年以來度縁には道鏡の印を以てせしが、寶龜二年に至りて治部省の印を復用す、弘仁四年勅して僧尼其身死し、或は還俗せる時には、度縁戒牒を省に進め、即ち年終太政官に申して毀たしむ（僧尼を罪するには、度縁を召し還し、還俗せしめて後に處刑す、令制にては度牒を徒一年に充てたり）然るに之を進ぜざるものありしと見え、承和十年六月諸國々分尼寺僧尼死闕を補するには、先づ度牒を進じて然る後に補せしめ、若し此旨に背かば違勅罪に科せしむ、延喜式の制、度縁に印を請ふには、辨官を經すして直に太政官に申請せしめたり、今左に魚山所傳の最澄度牒及び戒牒を示して僧侶となる順序を示す、戒牒は（戒牒）度牒の後、受戒せしものに授くる公驗なり、

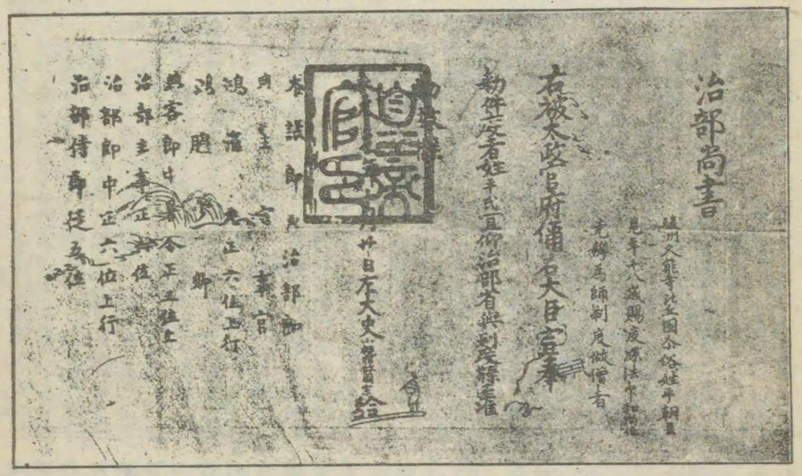
治部尚書
越州人能寺沙彌最澄年廿四 近江國滋賀郡古市鄕戸主正八位下三津首廣野戸口同姓弘嗣 年廿 左京職 左肘折上一
見年十八 減課役 得法華經一部 年分度者 右大史正六位上行
光仁御宇始置年分度者 爲令習學住位花栢
勅件度者 姓平氏且仰治部省 令施行 寶龜十一年十一月十日
右被大政官府偁 奉勅 依件度者 姓平氏且仰治部省 依例施行 寶龜十一年十一月十日
右大史正六位上行 大椽藤原朝臣 廣繼 奉
治部卿 從四位下 臣 清麻呂 奉
治部大輔 正五位上 臣 永手 奉
治部卿中正六位上 臣 清麻呂 奉
治部侍郎從五位上 臣 繼彦 奉

剃度案
大師度牒等
國府牒　國師所　卅二枚
應得度壹人
三津首廣野年拾伍 近江國滋賀郡古市鄕戸主正八位下三津首淨足戸口同姓弘嗣 年卅 左肘折上一
讀法華經壹部　最勝王經壹部
藥師經壹卷　金剛般若經壹卷
方廣經開題 皇帝講讃　金藏論我慢章壹卷
三寶論壹卷　俗典貳卷
牒、被二治部省去十月十日符一�something、被二太政官今月五日符一偁、得二近江國解一偁、國分寺僧最寂、死闕之替、應二得度一者、如レ件者、省宜承知、依レ例施行者、國宜承知、依レ例得度者、國依二符旨一牒送如レ件、宜レ察二此狀一、依レ符施行、今以二狀牒一、
寶龜十一年十一月十日
大掾藤原朝臣□廣

度牒案
沙彌最澄年十八 近江國滋賀郡古市鄕戸主正八位下三津首淨足戸口同姓弘嗣 年卅 左肘折上一
右被二治部省寶龜十一年十月十日符一偁、被二太政官同月五日符一偁、近江國々分寺僧最寂死闕之替、應二得度一者、十一月十二日國分金光明寺得度、
師主左京大安寺傳法師位行表
延曆二年正月廿日
大國師傳燈法師位行表
中國師傳燈法師
少國師傳燈滿位妙定
少國師習學住位花栢
國檢二案內一、省符旨狀、仍追二與度縁一、
參議正四位下行左衞士督兼守藤原朝臣葛野麻呂
從五位下介大伴宿禰繼人
從五位下行大掾橘朝臣 奉
外從五位下行右衞士少尉兼少掾葛井連道

正六位上行大目調忌寸家主
從六位上行少目勳十一等酒部造入口
從七位上行少目秦忌寸廣麻呂

戒牒案
僧綱　牒近江國師
今年受戒僧事
僧最澄年廿 近江國滋賀郡古市鄕戸主正八位下三津首淨足戸口同姓弘嗣 年卅 左肘折上一
牒、上件僧以二今年一受戒已畢、國師承知、經二於國司一編二附國分寺僧帳一、今以レ狀下、牒到奉行、
延曆四年四月六日　從儀師常曜
大僧都賢璟　威儀師明道
少僧都行賀　威儀師□石
律師
律師玄憐

度牒は延喜式の制も殆どこれと變ることなかりき、後ち出家得度するもの多きを以て、度縁式を木版に附せしと見え、康治二年の沙彌慶清の度縁は木版にして、慶清師主の法印大和尚位行慶のみ肉筆なり、而して樣式は延喜式と全く同じ、尋で度縁を度牒と稱して支那に模したり、これ遙し入宋の僧侶の爲め特に支那風にし、官位も唐名としたる者なるべし、隨て名の如きも假作のもの多し、今其實例の一を示す（令義解、延喜式、續紀、類聚國史、制度通、田中文書）

ドドイツプシ　都々逸節　江戸時代に行はれたる俗謠の一種、文政頃よりの流行唄にして、今は都鄙共に流行す、歌は二十六文字の本調子にして、元ヨシコノ節より轉じたるものなりと云ふ、初め文政の末年江戸に都々逸坊仙果と云へる者あり、寄席にて卽興のナゾを解くにヨシコノ節を以てせしより、いつしか都々逸と云ふ名を生じたりと云ふ、近來は情歌とも云ふ、字數僅かに二十六の短形なりと雖も、一般の俗謠皆此節に謠ひ得らる、より大に行はれ、維新前より字餘り都々逸、淨瑠璃部々逸、文句入り都々逸等の種類を生じ、今日に至りては殆ど全國一般の流行を見るに至れり（風俗畫報）

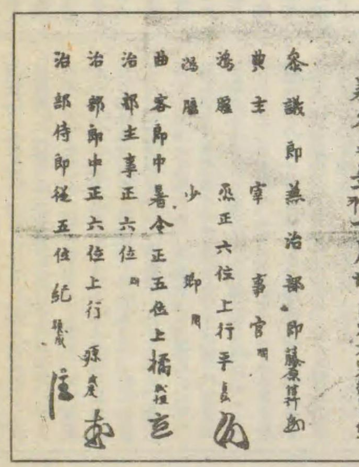
治部尚書
越州人能寺沙彌最澄年廿四 近江國滋賀郡古市鄕戸主正八位下三津首淨足戸口同姓弘嗣 年卅 左肘折上一
見年十八 減課役 得法華經一部 年分度者 右大史正六位上行
光仁御宇始置年分度者 爲令習學住位花栢
勅件度者 姓平氏且仰治部省 令施行 寶龜十一年十一月十日
右被大政官府偁 奉勅 依件度者 姓平氏且仰治部省 依例施行 寶龜十一年十一月十日
右大史正六位上行 大椽藤原朝臣 廣繼 奉
治部卿 從四位下 臣 清麻呂 奉
治部大輔 正五位上 臣 永手 奉
治部卿中正六位上 臣 清麻呂 奉
治部侍郎從五位上行 臣 繼彦 奉

トトクフ　都督府　太宰府（ダザイフ）を見よ、

トナミノコホリ　礪波郡　所在 越中國　起原 沿革 古事記利波に作り、延喜式礪波に作る、和名抄に川上、八田、川合、拜師（ハヤシ）長岡、大岡、高楊、陽知、三野、意悲、大野、小野等の鄕あり、正保圖利波に作り、寛文中礪波に改め、以後之に從ふ、明治廿九年東四二郡に分つ（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

トネ　刀禰　（一）主典以上の諸官人を云ふ、主典以上は長上の官なれば、殿屬の義にて、呢近の意なるべし、（二）後には貴賤共に公に仕ふる者の總稱となり、里長坊令等をも刀禰と稱せり、（三）刀禰職として職名にも用ひられたり、（一）は四宮抄裏書に、大節には大夫を刀禰と稱し、小節には侍從と稱すと見え、李部王記に「百官主典以上稱二刀禰一」と見えたるにて明なり、（二）は祝詞式に「儀ノ國六ノ縣ノ刀禰男女ニ至ル迄」と見え、今昔物語に里長のことを刀禰と書し、十訓抄に「普門八條の刀禰なりける翁、賀茂祭の日、一條東洞院の邊にて、こゝは翁が見物せんする處なり、入るべからずと云ふ札を書きて、曉より立てたり云々」とあるにて知るべし、（三）は朝野群載歷德二年四月十七日檢非違使廳下文に「九條二坊刀禰職

事、常陸光方、右件光方、已三代刀禰者、早補二任保刀禰職一、令レ知二行保内一、故下」同齊廣和五年二月右京職符に「九條二坊二保、常澄重方、右人補二任刀禰職一已畢、保内宜レ承知令二執行一之狀如レ件、故符」と見え、なほ諸國の保内に刀禰職を補せし事王生文書にも多くあり、伊雜宮沙汰文に、「醫宣、伊雜宮刀禰職部國定、右人補二任伊雜宮刀禰職一、因二准傍例一、可レ令レ勤二仕神事番直一之狀如レ件、傍内人等宜二承知依レ件行一之、以宣」と見え、鞍馬の靱天神の神職も代々刀禰と稱したるにて知るべし（朝野群載、王生文書、儀訓業）

トネノコホリ 利根郡 所在 上野國

地原 日本後紀延暦天皇の弘仁二年九月の條に始めて見えたり 沿革 萬葉集刀禰に作り、延喜式以後皆利根に作る、和名抄に渭田（ヌマタ）男信（ナマシナ）笠科（カサシナ）吳桃（ナグルミ）等の鄉あり、以後變更なし、明治廿九年北勢多郡及び吾妻郡の一部を編入す（郡名異同一覽、國郡沿革考、注合全書）

トネリ 舍人（帳内、資人、事力） 名義 王朝時代天皇また皇子等の左右に近侍して雜役を勤仕するものないふ、殿侍りの義なりとも、又は殿縣入の義なりともいへり、萬葉集十三に「朝には召して使はし、夕には召して使はし、遣はしし舍人の子等は、行く鳥の群れて侍らひ、あり待てど、召したまはずば云々」と見ゆ、なほ漢書の注に「舍人、親近左右之通稱也、後爲官」とあり、而して令の制、雜役に任ずる爲め親王に賜へる者を帳内、京官の諸臣に賜へる者を資人、地方官に賜へる者を事力といへり、同じく舍人の類なり、今便宜を以て並に合叙す 地原 沿革 古事記應神天皇の條に、宇治稚郎子が皇兄大山守命の皇位を競望せるを聞き、兵を以て自ら備へたる事を記せる續きに「詳以二舍人一爲レ王、露二座臭床一云々」とあり、仁德紀十六年七月の條に「天皇以二宮人桑田玖賀媛一示二近習舍人一曰云々」とあるを初見とす、なほ武烈紀に近侍舍人、顯宗紀に左右舍人、萬葉集に舍人千年、舍人吉年、皇子尊舍人など見えたり、此内武烈紀なるは天皇未だ太子たりし時の舍人にて、萬葉集なる皇子尊舍人も、草壁皇子の舍人なり、以て早くより、天皇及び王等の左右雜役に供する爲め、舍人なおきたるべき知るべし、文武天皇の令制には、朝廷に使用する舍人は内舍人、大舍人といひ（ウドネリ、ヲホトネリ參看）略して單に舍人ともいへり、而して別に春宮坊に、舍人監なおき、舍人六百人を定む（シャジンカン參看）また從來王等に賜へる舍人、資人、事力等と稱し、各々其制を設け今項を分ちて之を説くべし、

（内舍人）帳内、令の制、式部の判補とし、六位以下の子及び庶人を取る、太宰府管内、奥羽越中越後、三關國は取るを得ず、一品に百六十人を賜ひ、二品三品四品遞次に二十人を減ず、その癈疾免すべきものは、式部に上申し、勘驗して實ならば替らしむ、和銅三年官の處分なくして、輙く職外の人を帳内に充つるを禁ぜしが、明年に禁を解きたり、延暦二十一年親王内親王四品以上を給ふ、延喜式の制、親王以下定む（シャジンカン參看）また從來王等に賜へる舍人、資人、事力等と稱し、各々其制を設け今項を分ちて之を説くべし、

（人資）資人、持統天皇十年十月、右大臣丹比眞人に資人百二十人、大納言阿部御主人、大伴御行には、並に八十人、石上麻呂、藤原不比等には、並に五十人を賜へ、仁明紀に近侍資人一百人、文德紀に資人一百人、清和紀に資人一百人、陽成紀に資人一百人、光孝紀に資人一百人、宇多紀に資人一百人、醍醐紀に資人一百人、朱雀紀に資人一百人、村上紀に資人一百人、冷泉紀に資人一百人、圓融紀に資人一百人、花山紀に資人一百人、一條紀に資人一百人、三條紀に資人一百人、後一條紀に資人一百人、後朱雀紀に資人一百人、後冷泉紀に資人一百人、後三條紀に資人一百人、白河紀に資人一百人、堀河紀に資人一百人、鳥羽紀に資人一百人、崇德紀に資人一百人、後白河紀に資人一百人、二條紀に資人一百人、六條紀に資人一百人、高倉紀に資人一百人、安德紀に資人一百人、後鳥羽紀に資人一百人、土御門紀に資人一百人、順德紀に資人一百人、後堀河紀に資人一百人、四條紀に資人一百人、後嵯峨紀に資人一百人、後深草紀に資人一百人、龜山紀に資人一百人、後宇多紀に資人一百人、伏見紀に資人一百人、後二條紀に資人一百人、花園紀に資人一百人、後醍醐紀に資人一百人、光明紀に資人一百人、崇光紀に資人一百人、後光嚴紀に資人一百人、後圓融紀に資人一百人、後小松紀に資人一百人、稱光紀に資人一百人、後花園紀に資人一百人、後土御門紀に資人一百人、後柏原紀に資人一百人、後奈良紀に資人一百人、正親町紀に資人一百人、後陽成紀に資人一百人、後水尾紀に資人一百人、明正紀に資人一百人、後光明紀に資人一百人、後西紀に資人一百人、靈元紀に資人一百人、東山紀に資人一百人、中御門紀に資人一百人、櫻町紀に資人一百人、桃園紀に資人一百人、後桃園紀に資人一百人、後櫻町紀に資人一百人、後桃園紀に資人一百人、光格紀に資人一百人、仁孝紀に資人一百人、孝明紀に資人一百人、明治紀に資人一百人、大正紀に資人一百人、昭和紀に資人一百人、

（事力）事力、令の制、上等戸内の丁を取りて庸を免じ、職分田を耕す皆事力を用ふ、而して事力を給ふ事、太宰帥二十人、大貳十人、大少監、大判事各六人、大工、少判事、大典、防人正、主神、博士各五人、少典、陰陽醫等の師、少工、主船、主厨、防人佑各四人、諸令史各三人、史生二人、大國守八人、上國守、大

（授刀資人）あり、仁德紀十六年七月の條に「天皇以二宮人桑田玖賀媛一示二近習舍人一曰云々」とあるを初見とす、なほ武烈紀に近侍舍人、顯宗紀に左右舍人、萬葉集に舍人千年、舍人吉年、皇子尊舍人など見えたり、此内武烈紀なるは天皇未だ太子たりし時の舍人にて、萬葉集なる皇子尊舍人も、草壁皇子の舍人なり、以て早くより、天皇及び王等の左右雜役に供する爲め、舍人なおきたるべき知るべし、文武天皇の令制には、朝廷に使用する舍人は内舍人、大舍人といひ（ウドネリ、ヲホトネリ參看）略して單に舍人ともいへり、而して別に春宮坊に、舍人監なおき、舍人六百人を定む（シャジンカン參看）また從來王等に賜へる舍人、資人、事力等と稱し、各々其制を設け今項を分ちて之を説くべし、

（内舍人）帳内、令の制、式部の判補とし、六位以下の子及び庶人を取る、太宰府管内、奥羽越中越後、三關國は取るを得ず、一品に百六十人を賜ひ、二品三品四品遞次に二十人を減ず、その癈疾免すべきものは、式部に上申し、勘驗して實ならば替らしむ、和銅三年官の處分なくして、輙く職外の人を帳内に充つるを禁ぜしが、明年に禁を解きたり、延暦二十一年親王内親王四品以上を給ふ、延喜式の制、親王以下定む（シャジンカン參看）また從來王等に賜へる舍人、資人、事力等と稱し、各々其制を設け今項を分ちて之を説くべし、

（人資）資人、持統天皇十年十月、右大臣丹比眞人に資人百二十人、大納言阿部御主人、大伴御行には、並に八十人、石上麻呂、藤原不比等には、並に五十人を賜へ、仁明紀に近侍資人一百人、文德紀に資人一百人、清和紀に資人一百人、陽成紀に資人一百人、光孝紀に資人一百人、宇多紀に資人一百人、醍醐紀に資人一百人、朱雀紀に資人一百人、村上紀に資人一百人、冷泉紀に資人一百人、圓融紀に資人一百人、花山紀に資人一百人、一條紀に資人一百人、三條紀に資人一百人、後一條紀に資人一百人、後朱雀紀に資人一百人、後冷泉紀に資人一百人、後三條紀に資人一百人、白河紀に資人一百人、堀河紀に資人一百人、鳥羽紀に資人一百人、崇德紀に資人一百人、後白河紀に資人一百人、二條紀に資人一百人、六條紀に資人一百人、高倉紀に資人一百人、安德紀に資人一百人、後鳥羽紀に資人一百人、土御門紀に資人一百人、順德紀に資人一百人、後堀河紀に資人一百人、四條紀に資人一百人、後嵯峨紀に資人一百人、後深草紀に資人一百人、龜山紀に資人一百人、後宇多紀に資人一百人、伏見紀に資人一百人、後二條紀に資人一百人、花園紀に資人一百人、後醍醐紀に資人一百人、光明紀に資人一百人、崇光紀に資人一百人、後光嚴紀に資人一百人、後圓融紀に資人一百人、後小松紀に資人一百人、稱光紀に資人一百人、後花園紀に資人一百人、後土御門紀に資人一百人、後柏原紀に資人一百人、後奈良紀に資人一百人、正親町紀に資人一百人、後陽成紀に資人一百人、後水尾紀に資人一百人、明正紀に資人一百人、後光明紀に資人一百人、後西紀に資人一百人、靈元紀に資人一百人、東山紀に資人一百人、中御門紀に資人一百人、櫻町紀に資人一百人、桃園紀に資人一百人、後桃園紀に資人一百人、後櫻町紀に資人一百人、後桃園紀に資人一百人、光格紀に資人一百人、仁孝紀に資人一百人、孝明紀に資人一百人、明治紀に資人一百人、大正紀に資人一百人、昭和紀に資人一百人、

（事力）事力、令の制、上等戸内の丁を取りて庸を免じ、職分田を耕す皆事力を用ふ、而して事力を給ふ事、太宰帥二十人、大貳十人、大少監、大判事各六人、大工、少判事、大典、防人正、主神、博士各五人、少典、陰陽醫等の師、少工、主船、主厨、防人佑各四人、諸令史各三人、史生二人、大國守八人、上國守、大

國介各七人、中國守、上國介各六人、下國守、大上國掾各五人、中國掾、大上國目各四人、中下國目各三人、史生二人とし、皆一年に替らしむ、和銅元年太宰帥以下の僚佐は、史生に准じて事力を給ひ、二年太宰帥以下品官に至る迄、事力を半減して綿を給ふ、但薩摩多禰國國司は舊に依らしむ、靈龜二年太宰府の請によりて綿を給するを停めて、事力を復す、天平寶字三年鎭守府に事力を給ふ、將軍は守に、將監は掾に、將曹は目に准ず、但し國を帶する者は兼ね給はらず、延曆十六年畿内國司の事力を停む、二十年復す、明年制す、是より先き寶龜中道唐使國を衆めるものは、職田を給ふも事力を給はらざりしが、是に至りて見任に准じて事力を給ふ、大同三年觀察使の奏を以て、畿内の事力を停め、弘仁十年諸國事力の副丁四人を定む、天長二年畿内の事力を復し、貞觀八年新置の介掾の事力を定む、甲斐、能登、丹後、石見、周防、長門、土佐、日向介各五人、飛驒掾四人とす、十年事力正丁の苦役多きを以て、副丁二人を加へて六人とし、民弊を除かしむ、延喜式の制、志摩國司、遙授國司は、事力を給ふことならしめたり〇而して延喜以後に至りては、紀綱大に弛み、帳内資人に補するもの錢符猥濫、徒に課丁を減じ、加之諸國豪民等課役を遁るゝもの、京都に入りて王臣の家に仕へ、家人と號し、その勢を假りて宰吏を侮慢するものあり、朝廷之を禁ずるを得ず、使役の制終に壞るゝに至れり（書紀、古事記、令義解、古事記傳、食貨志）

トネリシンワウ 舍人親王 名義 崇道盡敬皇帝と追尊す 系統 天武天皇の三子、母は新田部皇女 事蹟 持統天皇の九年淨廣貳となり、文武天皇の御宇親王となり二品に叙し、慶雲元年封二百戸を加へ、和銅七年また二百戸を加ふ、養老二年一品に進む、三年十月僞詔ありて封八百戸を增し、前と通じて二千戸を賜ふ、是より先勅を奉じて日本書紀を修し、四年五月に至りて成る、八月知太政官事となり、聖武天皇位に即くに及び、また封五百戸を增す、天平七年十一月薨ず、詔して太政大臣を贈り、淳仁天皇の時また帝號を贈らる（大日本史）

トノ 殿 （一）天皇及び其他の貴族等が住せる屋舍の稱呼、また神社の建築にも此稱を用ふ、戸主の義なるべし、音讀して「デン」ともいふ、（二）轉じて直にその人の尊稱に用ふ、はじめは殿下の略稱に用ひ、後には一般の尊稱に用ひたり〇前漢書黃霸傳注に「師古曰、古者、屋之高大、通稱爲レ殿、不二必宮中一也」と見えたり（一）は伊弉諾伊弉册二尊が、八尋殿を建て給へる事、古事記にあるを初見とす、是より後、天平七年十一月の條に「自吉良殿樣」來十九日番匠相下材木可レ被二相許一之旨御使有レ之」と見え、大内間答にも等持院殿樣、普廣院殿樣、東山殿樣などあり、猶來往々にしてかくのごとく敬語を重ねたる例群籍に見えたり、然し孰れも姓名に附して稱したるものなりしが、義殘後覺に、三上次五大夫といへる千貫餘の武士の侍が、主に向ひての語中「殿樣其れは餘り曲もなき御意にて候云々」とあり、これ殿樣なる語を獨立して用ひたる初見なるべし、江戸時代に入りては廣く行はれ、大名旗本等に對する敬語として一般に用ひたり、また御前と呼びたる家來もあれど、それは大名か然らざれば大約寄合以上の旗本なりき、なほ幕士中お目見以下の士は、旦那樣と稱して、如何に富貴なるも、殿樣とはいはざりしが、もし一度御目見以上の役に轉じたる時は、改稱して殿樣といへり（海人藻芥、武家名目抄、儀訓、類聚名物考、貞丈雜記、德川盛世錄）

トノイウヒツ 外之右筆 室町幕府の職名、御内書以下、表立ちたる文書を調ふるものにして、江戸幕府における表右筆（ソトモテイウヒツ參看）と同じ職掌なり、外とは外樣向、即ち御計ひ方右筆の外といふ意なりといふ（武家名目抄、條々聞書）

トノイウヒツ 宿直申 藏人所（クラウドドコロ）の瀧口の條を見よ、

トノサマ 殿樣 殿（トノ）を見よ、

トノモノツカサ　殿司　職掌　后宮十二司の一、輿轝、膏沐、燈油、火燭、薪炭等の事を掌る　職員　尚殿一人準六位、典殿二人準八位、女嬬六人　沿革　大寶元年創置、廢絕の年詳かならず（令義解、職官志）

トノモリノツカサ　主殿署　春宮坊六署の一、「シュデンショ」を見よ、

トノモリノツカサ　殿部司　齋宮寮十二司の一、「サイグウレウ」を見よ、

トノモレウ　主殿寮　名義　「トノモリノツカサ」とも「トノモヅカサ」とも云ふ、又「トノモンレウ」とも「スデンレウ」とも訓む、唐名尚舍局　所在　大内裏内上東門の北大宿の北、御湯舍、釜殿、内侯所等あり、又神廿三座を祀る　職掌　宮内省の被官、殿庭の洒掃、御湯沐、供御の御輿、蓋、帷、帳及び燈燭、松柴、炭燎等の事を掌る　職員　頭一人從五位下、四位五位諸大夫中功勞あるものを擬任す、或は諸道の博士之に任ず、後世小槻氏之を世襲ぜり、助一人從六位上、六位諸大夫を以て之に任ず、後世權助あり、允一人從七位上、後大少に分る、大屬一人從八位下、少屬一人（トモノヤツコ）大初位上、後大少に分る、殿部四十人、初め日置子部、車持、笠取、鴨の五姓の人を以て之に補せしが、氏族漸少し絕えたる者あるを以て、承和六年八月異姓の白丁五人を補したれども、猶不足なるを以て元慶六年十二月また十人を補したるより以來、二十五人を五姓の人より補することなる、仁和四年十二月田廿一町餘を殿部料としたり、使部二十人、直丁二人、駈使丁八十人、主殿女孺、主殿女官とも云ふ、殿上を洒掃す、枕草子に「とのもりの女官御きよめまいりはてゝ、おきさせ給へるになん」とあり、光重一覽によれば、名家の辨藏人に補せられし時に奏慶し、殿上間に至る時は湯漬を給ふを以て、その時主殿の女官一同に從五位に叙し、淺緑の袴を着し、縫殿の小舘を着けて、その階膳を勤むる例なりきと云へり　沿革　文武天皇大寶元年始めて創定す、神武天皇二年論功行賞の條に「八咫烏亦入賞例、其苗裔卽葛野主殿縣主部是也」とあれば、上代より殿庭のことを掌りしものありしこと明なり、文武天皇に至りて制定せしものなるべし、大同三年正月官奴司を、寛平八年主油司を本寮に併す（令義解、三代實錄、延喜式、官職祕抄、職原抄、職官志）

トバヱ　鳥羽繪　戲畫の一種、鳥羽僧正覺猷が畫き始めたるを以て此名あり、著聞集に「鳥羽僧正は近き世にならびなき繪かきなり云々、いつの程の事にか、供米の不法の事ありける時繪にかゝれける、鳥羽繪本、鳥羽繪三國志、扇の的、あくび留など數多出でたり」（繪遊笑覽、近代世事談、本朝世事綺談）

トバリウジヤウ　鳥羽僧正　「トバヱ」を見よ、

トバベン　鳥羽殿　所在　山城國紀伊郡上鳥羽村に舊址あり、いま眞幡寸神社のある邊は城南離宮と稱すれども、鳥羽の名を存せざるなり○一に城南寺離宮と云ふ　地形　洪積層　應德二年十月、白河天皇鳥羽の山庄百餘町を卜して、新に後院を造り給ひしを始めとす、扶桑略記に、池の廣さ南北八町、東四六町、水深八尺有餘、殆ど九重の淵に近し、或は蒼海に模して島を作り、或は蓬山を寫して巖を疊み、船を浮（帆を飛ばし、烟浪渺々、棹を飄し碇を下す、池水滔々風流の美、勝げて計ふべからずと云へり、以て其宏大なる有樣を知るべし、御殿は百練抄明月記等によれば、北殿、南殿、馬場殿、田中殿、洲濱殿等ありしが如し、讓位の後寬治元年遷御ぜられ、天永三年迄仙洞御所とし、院政を行ひ給へり、白河法皇の崩後、鳥羽上皇に傳領し、天承元年三月仙洞御所とす、後ち後白河天皇に傳はり、後院となりしが、建久三年後白河法皇の崩後後鳥羽天皇に傳はり、また後院となる、讓位後建仁元年鳥羽殿を修理して移御す、後ち荒廢したりしが、後嵯峨天皇修造して、後院とし給へり、此後幾星霜を經て終に廢絕せり（山城名勝志、後院考）

トバテンワウ　鳥羽天皇　名義　御名は宗仁、法諱空覺　系統　堀河天皇の長子、母は贈皇太后藤原茂子、贈太政大臣實季の女、第七十四代の天皇　在位　嘉祥二年七月十九日踐祚、十二月朔日位に卽く、在位十六年、改元する事五、保安四年位を崇德天皇に讓る、而して天皇在位の間は政白河法皇の手に出でたりしが、法皇大治四年崩ずるに及び、之に徵ひて、また政を院中に決す、永治元年三月薨、髮元元年七月二日崩ず、壽五十四、山城國紀伊郡竹田村の安

樂壽院陵に葬る、天皇嘗て、帝範を官原在長に受け、また天文に通じ、善く龍馬樂を歌ひ、音律に精く、尤も吹笛に長じ、且古記を涉覽し、博く典故に通じたり、而して平生佛に供し僧に施したるの費勝げて數ふべからず、成勝寺延勝寺亦其創建する所に係る、また容儀を好み、源有仁等と之を講究ぜり、彼の裝束の强くなりて稜あるも、烏帽子に額あるの類、皆此時にはじまるといへり、天皇内變多し、而して美福門院尤も寵あり、故に早く其所出體仁親王（近衛天皇）を以て、崇德天皇の太子となし、更に迫りて位を讓らしめしが、近衛天皇夭く崩ずるに及び、崇德上皇、皇子重仁親王を立てんとするの志ありしと雖も、退けて用ひず、美福門院、關白藤原忠通と計り、後白河天皇を立つ、是に於て崇德上皇大に望を失ひ、陵土未だ乾かずして保元の亂を生ぜり、院政を執ること實に二十七年の久しきに及ぶ、故に後世仙院の典章を擧ぐるもの、白河鳥羽の二帝を稱す（大日本史、陵墓一覽）

トバフシミノタタカヒ　鳥羽伏見戰　起原　慶應三年十月、將軍德川慶喜、上表して大政を奉還するや、朝廷は直ちに革新の政を布き、且つ毛利慶親父子、井に三條實美等の官爵を復して其入京を許し、薩長二藩の兵を以て禁闕の護衛に充て、會津桑名の兩藩の守備を免ずると共に、慶喜に迫り、内大臣の官を辭し、封土を納めしめんとせり、是より先き薩長の二藩は、連合同盟して幕府を倒さんことを謀りしが、慶喜の上表と殆ど同時に、岩倉具視等と議して、慶喜及び松平容保（會津藩主）誅伐の密勅を奏請して宣旨を得たり、故に朝廷は薩長二藩と、具親、實美等の過激黨の左右する所となりて、十二月八日の列藩會議の際にも、敢て慶喜をして參與せしめざりき、茲に於て會桑二藩及び旗下の士等皆憤慨し、薩長を憎むこと甚しく、鐙轂の下將に事あらんとす、慶喜時に二條城に在りしが、機變の破裂せんことを憂ひ、十二月十三日、老中、若年寄并に會桑勅漸く漏れて江戸大阪に聞ゆ、慶喜卽ち閣下に伏奏して訴ふる所あらんとし、入洛の策を決す　經過　明治元年正月三日、慶喜は會桑二藩の兵及び幕兵を以て先鋒とし、松平豐前守、竹中丹波守之が將となり、姫路、松山、大垣、濱田の諸藩後陣となり、慶喜自ら旗下の士を率ゐて中陣より進まんとし、部署を定めて鳥羽伏見の兩道より進軍す、薩長の二藩既に道を扼し、關を鎖してこれを拒み、遂に兩道共に戰を開きしも、幕兵は、地理の狹隘なるに窘められ、薩長の激擊に利を失ひて淀に退き、連戰皆敗れて大阪城に歸るや、會桑二侯及び老中等を從へ、軍艦に投じて江戸に歸れり、故に幕軍の戰畧は一時に敗潰し、空しく大阪城を棄て、海陸より東歸す、茲に於て、薩長等の請藩は錦旗を奉じ、諸道より進みて江戸に迫り、戊辰の戰は生ぜり（幕府衰亡論、德川太平記）

トバヘヒラ　帳　「チヤウ」を見よ、

トビ　土肥實平　名義　通稱二郎　系統　相模國土肥庄に住す、治承四年源賴朝兵を擧げし時之に與みしたりしが、石橋山に敗るゝに及び、賴朝に從ひて暫く土肥庄に隱れ、尋で共に舟行して安房に赴く、爭戰常、千葉常胤等來り參して宣旨を得たり、故に朝廷は薩長二藩と、具親、實美等の過激黨の左右する所となりて、十二月八日の列藩會議の際にも、敢て慶喜をして參與せしめざりき、茲に於て會桑二藩及び旗下の士等皆憤慨し、薩長を憎むこと甚しく、鐙轂の下將に事あらんとす、慶喜時に二條城に在りしが、機變の破裂せんことを憂ひ、十二月十三日、老中、若年寄并に會桑勅漸く漏れて江戸大阪に聞ゆ、慶喜卽ち閣下に伏奏して訴ふる所あらんとし、入洛の策を決す　經過　明治元年正月三日、慶喜は會桑二藩の兵及び幕兵を以て先鋒とし、松平豐前守、竹中丹波守之が將となり、姫路、松山、大垣、濱田の諸藩後陣となり、慶喜自ら旗下の士を率ゐて中陣より進まんとし、部署を定めて鳥羽伏見の兩道より進軍す、薩長の二藩既に道を扼し、關を鎖してこれを拒み、遂に兩道共に戰を開きしも、幕兵は、地理の狹隘なるに窘められ、薩長の激擊に利を失ひて淀に退き、連戰皆敗れて大阪城に歸るや、會桑二侯及び老中等を從へ、軍艦に投じて江戸に歸れり、故に幕軍の戰畧は一時に敗潰し、空しく大阪城を棄て、海陸より東歸す、茲に於て、薩長等の請藩は錦旗を奉じ、諸道より進みて江戸に迫り、戊辰の戰は生ぜり（幕府衰亡論、德川太平記）

トビサネヒラ　系統　宗平の子　年號　相模國土肥庄に住す、治承四年源賴朝兵を擧げし時之に與みしたりしが、石橋山に敗るゝに及び、賴朝に從ひて暫く土肥庄に隱れ、尋で共に舟行して安房に赴く、爭戰常、千葉常胤等來り參して宣旨を得たり、故に朝廷は薩長二藩と、具親、實美等の過激黨の左右する所となりて、十二月八日の列藩會議の際にも、敢て慶喜をして參與せしめざりき、茲に於て會桑二藩及び旗下の士等皆憤慨し、薩長を憎むこと甚しく、鐙轂の下將に事あらんとす、慶喜時に二條城に在りしが、機變の破裂せんことを憂ひ、十二月十三日、老中、若年寄并に會桑勅漸く漏れて江戸大阪に聞ゆ、慶喜卽ち閣下に伏奏して訴ふる所あらんとし、入洛の策を決す　經過　明治元年正月三日、慶喜は會桑二藩の兵及び幕兵を以て先鋒とし、松平豐前守、竹中丹波守之が將となり、姫路、松山、大垣、濱田の諸藩後陣となり、慶喜自ら旗下の士を率ゐて中陣より進まんとし、部署を定めて鳥羽伏見の兩道より進軍す、薩長の二藩既に道を扼し、關を鎖してこれを拒み、遂に兩道共に戰を開きしも、幕兵は、地理の狹隘なるに窘められ、薩長の激擊に利を失ひて淀に退き、連戰皆敗れて大阪城に歸るや、會桑二侯及び老中等を從へ、軍艦に投じて江戸に歸れり、故に幕軍の戰畧は一時に敗潰し、空しく大阪城を棄て、海陸より東歸す、茲に於て、薩長等の請藩は錦旗を奉じ、諸道より進みて江戸に迫り、戊辰の戰は生ぜり（幕府衰亡論、德川太平記）

トビヤウシ　銅鈸子（銅拍子）　樂器の一種、銅鈸子の音の訛れるなり、柄なく皮を以て紐となし、相擊ちて節に應ず、之を夷樂に用ふ、今佛家に用ふる銕鉢なりといへり、陳氏樂書によれば、其圓數寸、大なるものは數尺あり、陰起して浮漏の如く、莖を以て之を貫き、相擊ちて樂に和す、靜御前の鎌倉にて舞の時、畠山重忠の用ひたりし銅拍子は小銅鈸子なるべし、南齊穆士素の造る所といふ、四大寺貴財帳に、銅鈸子一具（汚破）、また高麗の樂器とある下に、銅鈸子一具二口とあり、二口にて一具となすを知るべし（儀名抄、陳氏樂書、樂器考）

トブヒ　烽（烽燧）　名義　外寇内叛の時、合圖の爲めに燒く篝火の一種、飛火の義、全國數所に置き、あるに際しこれを擧げて遽に相報ぜしむ、晝は煙を放ち、夜は火炬を放つ、火炬は、乾きたる葦を心に作り、葦の上に乾きたる草を用ひて節縛し、其側に松明を挿みたるを燒き、煙は蓬、蒿（草の總名なりといふ）生柴を相和して燒くなり　制度　令制によれば、烽には烽長二人をおき、三烽以下を撿校せし

む、但し境を越る事を得ず、烽長は、國司より、部内の人にして、家口重大に、煩挍に堪へたる者を採りてこれを補し、もし其人無くば、散位にして勤位を有する者を以て宛つ、分番して上下し、三年に一度、これを替ふ、又各烽子四人を配し、正丁を以てこれに宛て、正丁なくば次丁を取る、烽長は課役を免じ、烽子は徭役を免す、烽をおく處、四十里毎とし、もし山嶋隔絶せば、便宜に從うて之を設けしむ、而して晝夜時を分ちて互に候望し、變警あらば、晝は烟を放ち、夜は火を放ちて相報す、若し前烽應ぜざれば、卽ち脚力を派して告げしむ、烽の數は賊衆の多寡により差あり、延喜式には、太宰府所部の國に於て烽を放つこと、賊船二百艘以下は兩炬、以上は三炬と見えたり

地　**沿革**　天智天皇の三年、壹岐對馬筑紫等の國に防人と烽とをおきたること書紀にあるを初見とす、爾て文武天皇の大寶令に至り、其制全く定まる、和銅五年、河内國高安烽を廢して、同國高見烽（射嶋山の烽といへり）大和國春日烽をおき、延暦十五年、牡山烽火相當する處なきを以て、山城河内の兩國に命じ、便所を量定して烽を置かしめ事ありしが、同十八年に至り、内外無事の際空しく民力を煩すの故を以て、太宰府所部の諸國を除き、永く停廢せしめたり、後ち寛平六年に及び、出雲隱岐等の國、舊に依りて之をおきたれども、幾もなくしてまた衰ふ、武家時代に至りて狼烟あり、また烽の類なり、「ノロシ」參看（令義解、延喜式、書紀、續紀、日本後紀、儀名抄、類聚三代格）

トホガサカケ　遠笠懸　「カサカケ」を見よ、

トホケミ　遠檢見　江戸時代における檢見の一種、熟否大不同無き所に間錯したる耕地悉く見究むべからず、日數を費し、或は溝畷に至れば、耕地の一端を檢し、又は一二懸隔の處ありて、大小檢見を受くる時は、請事失費多く、其村困弊するにより、内見帳を出し、取箇に去年の如くし、或は幾何の增減等を以て請願すれば、審査して之を許す、是を遠檢見といふ、然れど出來高宜しからず、取箇去年より減ろる時は、遠檢見には爲し難しといふ（「ケミ」參看（地方凡例錄、大日本租稅志）

トホザムラヒ　遠侍　「サムラヒ」を見よ、

トホシヤ　遠矢　三十三間堂（サンジフサンゲンダウ）を見よ、

トホタノコホリ　遠田郡　**所在**　陸前國

地　**沿革**　聖武天皇天平二年正月郡を田夷村に建て、尋で遠田と改稱す、**沿革**續紀田夷、又遠田に作る、和名抄に清水、餘戸等の鄉あり、後世小田郡并に長岡郡の一部を併す、寛知集以後之に仍り、明治十二年十一月分て西野中津山兩村を登米郡に屬す、地誌提要「トホダ」と稱し、今之に從ふ（郡名異同一覽、國沿革考）

トホタフミノクニ　遠江國　**國號**　東は駿河、西は三河、北は信濃、南は海に至る、東西十八里、南北廿里、東海道に屬す、**形勢**　北方一帶の山脈信濃より來り、頗る深阻、南するに隨て漸く平坦、大井川其東方を限り、天龍川其中を貫く、頗る險峻、川澤多し、時に濕溼を憂ふ、**地**　**原沿革**　埋草に「寛いふ、また國造あり、國郡制度定まるに及て十郡を管し、孝で遠江と改む、國府を豐田郡に置く（今の見附驛）鎌倉幕府の初、安田義定、守護を以て國守に任す、建武中興、足利直義を以て守護とす、直義國に就くに及び、成良親王を輔けて鎌倉に鎭し、兄尊氏と共に叛す、延元元年井伊道政、宗良親王を奥山城（引佐郡）に奉じて勤王す、後遷て井伊谷城に居る、國人叛て尊氏に應する者多し、是に於て尊氏その將今川範國を以て守護とす、宗良去て駿河信濃諸州の將士を招致し、後吉野に赴く、弘和の初再び井伊谷に來て襲ず、井伊氏終に今川氏に屬す、範國死し、子貞世、孫伸秋（貞世の弟、養て子とす）守護を襲ぐ、應永中將軍足利義持、斯波義重を守護とし、今川氏猶其東境を領す、永正の末今川氏親盡く全國を併せ、傳へて孫氏眞に至る、永祿の末武田晴信駿河を取り、氏眞出奔し、本州遂に德川氏に歸し、徒て濱松に治す、後ち其國東に遷るに及で、豐臣秀吉、堀尾吉晴を濱松に、山内一豐を掛川に、有馬豐氏を横須賀に封す、關ヶ原役擧り、德川家康三氏を轉封し、濱松を松平忠頼に、掛川を松平定勝に、横須賀を松平忠政に賜ふ、慶長十四年三藩を徙して德川賴宣を封す、元和五年之を紀伊に移し、再び濱松（高力忠房、後ち井上正春）掛川（松平定綱）横須賀（松平重勝）の三藩を建つ、寛永の初掛川横須賀二藩を轉封し、德川忠長に駿河を賜ひ、本州（十二萬九千餘石）を旅領す、九年忠長罪有て敗封せられ、横須賀を井上正就に（後ち西尾忠成）掛川を青山幸成に賜ふ（後ち太田資俊、資暦中沼意次な相次に封じ（其間意明陸奥に徙封し、意正の時復封す）凡て四藩、明治維新の際四藩を安房上總に徙し、地皆靜岡藩に屬す、別に一藩を建て堀江と云（大澤基壽）既にして改めて縣と爲し、又廢して濱松縣を置く、後ち之を廢し靜岡縣に隷す　**參照**　古より管郡の變遷左表の如し、詳しくは各郡の條參看すべし（地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽）

六國史	延喜式	拾芥抄	古	元祿郷帳	寛知集	明治沿革	新郡
古書	儀名抄	抄	圖	天保郷帳	地誌提要	區編制	郡區編制
			郡名考				

スチ	周智（エ）	同	周智（タク）	シユウチ（ン）	同	同	同	同	同	同
	山香	同	周智知（コ）	スチ（チ）	周智（チ）	同	同	同	同	同
	引佐	同	同	イナサ（ウ）	同	イナサ（ヤ）	同	同	同	同
	龍（ブラタマ）玉（今猶有ボ（ウ））	同	同	同	同	アリタマ（ヲ）	同	アラタマ（テ）	同	同
	敷智	同	敷智（ウ）知（コ）	敷智（タ）敷智（テ）	敷智（タ）敷智（テ）					
	渚名	同	同（コヤ）	同	ハヤナ（ク）	同	ハヤナ（チ）			
	長上	同	長上	同	ナガカミ（ハク）	同	チヤウノカミ（ヘク）			
	長下	同	長下	同	ナガシモ（ハク）	同	チヤウノシモ（ヘク）			
	長田（縣）	同	長田	同	ナガタ（ハク）	同	ハヤタ（ヘク）			
	石田（縣）伊波多	同	磐田	同	イハタ（ク）	同	イハタ（ヘク）			
	豐田（ウ）	同	豐田	同	トヨタ（ク）	同	トヨタ（チ）			
	山名	同	同	同	ヤマナ（ク）	同	ヤマナ（ヘ）			
	佐登（縣）佐夜	サ（エ）	佐野	同	サノ（ヘ）	同	サノ（チ）			
	城飼	キカフ	城飼（ク）	同	城東（ク）	シヤウトウ	城東（ク）			
	榛原	秦原	同	榛原（ク）	ハイバラ（ク）	同	キトウ（チ）			
	（備考）伊波多は風土記、佐夜は姓氏錄、榛原は日本靈異記に見ゆ、									

トホツアスカノミヤ　遠飛鳥宮　**名義**　允恭天皇の皇居　**所在**　大和國高市郡飛鳥村　**沿革**　允恭天皇元年是に都し飛鳥宮と稱す、四十二年間の皇居たり（書紀）

トホツカミ　遠津神　天皇の尊稱、「アキツカミ」を見よ、

トマニシノコホリ　苫西郡　**所在**　美作

トマヒガシノコホリ　苫東郡　**所在**　美作　**沿革**　始め苫田と稱す、清和天皇貞觀五年五月苫田郡を分て之を置く（郡名異同一覽、國郡沿革考）文德實錄苫田に作り、三代實錄苫西に作る、和名抄に田中、田邊、田邑、布原、能勇、久野、香美等の鄉あり、中世分て苫南郡を置き、田中、田邊、田邑、香美の四鄉あり、思ふに分郡の年月詳ならずと雖も、治承抄既に苫南郡あれば、鎌倉時代以前にあるべきか、後ち苫東郡の苫田鄉の内、苫南郡に入る、後世郡名稍濫れて西北二條に分ち、又略して西北條、西々條とも稱し、遂に郡名となる、正保圖之に據り、寛文復舊の時更めて苫西郡となし、寛知集西苫田に作る、元祿中また俗稱に從ひ西北條、西々條と稱せしが、元祿十年森美作守書上山林帖に、改めて苫南苫西に作り、郡名考以後又西北條、西々條となし「サイホクデウ」「サイサイデウ」と訓じ、今日合提要「サイホクデウ」「サイサイデウ」と訓じ、今日合併して苫田郡と稱す、郡名異同一覽、國郡沿革考）

トマヒガシノコホリ　苫東郡　**所在**　美作　**沿革**　元明天皇和銅六年四月、美作國創置の時、苫田見え、清和天皇貞觀五年五月苫田郡を分て之を置く、**沿革**三代實錄苫東に作る、延喜式又同じ、和名抄に苫田、高野、綾部、美和、賀茂、林田、高倉等の鄉あり、後ち割きて東北郡を建つ、蓋し拾芥抄又之を載せたれば其建置既に鎌倉時代以前にあるべし、後ち苫東郡苫田鄉の内苫南郡に入る、後世郡名稍濫れて苫東を苫北二條に分ち、東北條、東南條と稱し、遂に郡名となる、寛文中復舊の時、又更めて苫東郡と改む、寛知集東苫田に作る、元祿中復た俗稱に從ひ、東南條東北條と稱し、元祿帳之に仍る、元祿十年森美作守書上山林帳に苫東、苫北に作り、郡名考東北條、東南條に改め「トウホクデウ」「トウナンデウ」と稱す、以後之に從ひ、地誌提要「トウホクデウ」「トウナンデウ」と訓す、今日合併して苫田郡と稱す、清和天皇貞觀五年五月苫田郡を分て之を置く（郡名異同一覽、國郡沿革考）文德實錄苫田に作り、三代實錄苫西に作る、和名抄に田中、田邊、田邑、布原、能勇、久野、香美等の鄉あり、中世分て苫南郡を置き、田中、田邊、田邑、香美の四鄉あり、思ふに分郡の年月詳ならずと雖も、治承抄既に苫南郡あれば、鎌倉時代以前にあるべきか、後ち苫東郡の苫田鄉の内、苫南郡に入る、後世郡名稍濫れて西北二條に分ち、又略して西北條、西々條とも稱し、遂に郡名となる、正保圖之に據り、寛文復舊の時更めて苫西郡となし、寛知集西苫田に作る、元祿中また俗稱に從ひ西北條、西々條と稱せしが、元祿十年森美作守書上山林帖に、改めて苫南苫西に作り、郡名考以後又西北條、西々條となし「サイホクデウ」「サイサイデウ」と訓じ、今日合併して苫田郡と稱す、郡名異同一覽、國郡沿革考）

トミクジ　富籤　**名義**　富突とも富ともいひ、又鬮德、見德などもいへり　**起原沿革**　埋草に「寛永十二年二月二日、よりといへる落髮千句あり、牛井卜養の作なり、其中に、何札、富と貴となばび取がちや今日の春といへる句あり、此賦もの富の札と付たるならんか、さらば寛永より、富突といふ事ありとしるべし」と見えたり、下りて元祿五年五月の町觸に富を禁じたるときあれば、當時既に流行したることを知るべし、然れども全く其跡を斷たず、爾來屢々禁令を發せしが、享保十五年、仁和寺門跡、其館宅修復の爲めに、幕府に請うて毘沙門天の富突を、江戸護國寺に於て、三ヶ年興行したるより以來、多く寺社に於て之を行ひ、就中谷中感應寺、目黒瀧泉寺、湯島天神を江戸の三富と稱して最も盛んなりき、尋で文政天保の頃に至り、次第に增加して、數十箇所に及べり、卽ち淺草八幡、同觀音、同三社、同念佛堂、同大神宮、同圓覺堂、本所回向院、深川靈岸寺、芝神明、愛宕山、西久保八幡、白山權現、薄國寺、根津權現、平川天神等其重なるものとす、天保十三年水野忠邦政治を改革するに際し、其三月八日を以て、悉く之を禁じたり、明治以後も富もしくは富類似のことは一切禁ぜられしも、一時衰滯に限りて、政府より彩票を發行せること人の知れるがごとし〇是より先文化の頃、富札の仲賣といふもの出で、密に講元と謀りて、富札を買び占め、價を數倍にして賣りしかば、賣者ほ之を買ふと容易ならず、是に於て影富と稱するもの起れり、影富はまた第付ともいひ、寺社にて興行する富の出番、卽ち中りを以て、其富の中りと定め、谷中感應寺影富など稱して、始めて

公然之を行へるもの、如し、而して本富の興行ある毎に、影富の札を買ひたる人の爲めに、直ちに其中り番數を錄し、お觸しと大呼し、市中を行賣する者亦數十人ありしが、これまた天保十三年に禁ぜられたり〔方法〕富興行の日は、寺社によりて、或は月三四回行ふもあり、二十四五回行ふもあり、また四季に行ふもありて一定せず、富札の價も各々異なりたれば、中り籤も五十兩より千兩に至るもありき、而して其法たる、初め番號を記したる紙札を賭者に與へて期日を約し、其日に至れば、寺社境内に席を設け、孔を穿ちたる方數尺の函をおき、賭者の姓名番號等を記したる木牌を其中に投じ、上下左右にこれを動搖し、然る後ち錐を以て、其木牌を刺してこれを取り、初めて出でたるを第一の中り籤とし、五十番乃至百番に至りて留む、なほ當日は寺社奉行所より與力來りて立ち會ふの制なりき（增草、一話一言、正寶事錄、天明集成絲綸錄、續正寶事錄、江戸繁昌記、寶曆現來集、寬天見聞記、德川禁令考、古事類苑法律部）

トミタリウ　富田流　富田九郎右衞門の創めたる鉋術の流派、九郎右衞門は、越前淺倉氏の家人なり、鉋術を中條流の大橋勘解由左衞門に學びて奥旨を得、其子治部左衞門父の家業を繼ぎ、輕捷の術を得、其二男治部左衞門また業を繼ぎ、前田利家に仕ふ、富田流と稱す、其門人山崎六左衞門、能く奥旨を究め、且つ中條流の傳脈を得、碁で富田の稱號を受け、富田越後守と稱す、後世鑑卷、長谷川、一放の諸流起る（武藝小傳、武術流祖錄）

トミタリウ　富田流　富田牛生の創めたる槍術の流派、牛生は、越前朝倉氏の家人なり、槍法の妙を悟り、刺穿つこと神の如し、門人中根一雲、打身

佐内、佐分利諸之助等各々其宗を得て一流を起せり（武藝小傳、武術流祖錄）

トミノコウチウチ　富小路氏　姓は藤原、二條家の庶流、道平の二男正四位下左衞門藏人道直より出づ、後通の時藏人より進みて堂上に列す、子孫相繼ぎ、明治に至り華族に列し、子爵を授けらる（系譜、華族諸家傳）

○道直——道則——永職——永則——則氏——通治
後通——實直——氏直——種直——秀直——賴直
永眞——眞維——重直——總直——眞直——貞直
眞圀——政直——永忠——敬直——隆直

トミノコウチドノ　ミノコウヂノダイリ」を見よ、

トミノコウチノウダイジン　富小路殿　「ニテウトノ大臣　藤原顯忠をいふ、

トミモトフシ　富本節　淨瑠璃の一種、富本豐前掾の創むる所なるが故に名づく、豐前は通稱を福田彈司といひ、宮古路豐後掾に就きて興後節を學び、宮古路品太夫といひしが、後ち小文字太夫と改め、遂に一派を起し、豐前掾に受領す、その節廣く行はれ、當時勢力ありし常盤津節と拮抗したり、明和元年十月死す、其子豐前掾（はじめ豐志太夫、後ち豐前太夫と號し、更に父の名を襲ふ）業を繼ぎ、出藍の譽あり、彼の有名なる其御淺間獄は、この太夫の美音に依りて、富本の專有物となりしものなりき、かくして富本は、文化文政天保の際全盛を極め、其勢力常盤津清元の二流を陵駕し、寬延以後明治の初年まで、俳優の所作も多くは富本の地によれりといへり、然るに嘉永五年に受領せる四代目豐前掾の死後、相續すべき名人を得ざりしより、次第に衰頽し、現今にありては、藝名を有するもの僅かに三四を數ふるのみ（寺山氏「淨瑠璃史」、高野氏「淨瑠璃史」）

トミアキ　頓阿　名〔號〕初名泰尊、また聖空、俗名を二階堂貞宗といふ〔系譜〕光貞の子、〔事蹟〕初め延曆寺に居り、略ぼ佛學に通じ、また高野山に行き後ち京都に住す、最も和歌を能くし、兼ねて書に巧なり、嘗て藤原爲世に就きて歌を學び、其奥義を極めしが、爲世薨するに及び、世に知己なきを歎じ、復た歌を作らず、光嚴院宸翰と頓阿の歌を愛せるが故に、其廢せるを惜み、關白二條良基に命じて奬勵勉勵せしめ給ふ、時に良基歌體數事を擧げて之を問ひ、其解釋する所を錄し、名けて愚問賢註といふ、會々花園上皇風雅集を撰し給ふに當り、頓阿の雪を詠ずるの歌を載せんとし、數字を改め、人をして諭さしめしに、頓阿添削の事を固辭せるを以て、更に他の歌を擇ばれたり、和歌に對する自負概ね此の如し、晩年に及び名聲頓る高く、最も足利尊氏の禮遇する所となり、歌會ある毎に之に預かる、正平年中、後光嚴院藤原爲明をして、頓阿と共に、新拾遺集を纂せしむ、未だ成らずして爲明卒す、而して其總部以下は頓阿の獨撰する所なり、時に吉田兼好、及び淨辨、慶運、和歌を以て頓阿と名を齊す、世に之を和歌四天王と稱す、文中元年三月寂す、年八十四〔著書〕清案鈔、井蛙抄、新禮歌抄集、及び新拾遺集（藤原爲明と共に撰す）愚問賢註（二條良基が頓阿の說を錄したるもの）正禮草處集、大日本史、野史）

ドンゲ井ン　曇華院　〔所在〕山城國葛野郡嵯峨村〔宗旨〕臨濟宗天龍寺派、京都尼寺五山の一、本尊觀世音菩薩〔起原沿革〕天龍寺第二代無極和尚の妹智泉尼、疎石に從ひて禪學を修め、一寺を三條東

洞院に創し、瑞雲山通玄寺と號す、足利義滿寺格を陞せて、尼寺五山の一となす、尼老後更に一庵を營み、之に退居して曇華院と號す、後に本院を併せて曇華院と改稱し、智泉尼を開山とす、爾後衰頽せしが、延寶中後西院天皇の皇女大成尼入院の時、堂宇を重修し、之を中興せり、文化四年竹御所の號勅許あり、文政中光格天皇の皇女秀峰尼の寂後、久しく無住となり、明治五年鹿王院の子院を買ひ此に移れり、いま天龍寺所藏に屬す（平安通志、京華要誌）

トンサウ　屯倉　「ミヤケ」を見よ、

ドンジキ　屯食　下臈に給ふ飯の名、「トヅキ」とも訓む、日本紀略、村上天皇天德四年十一月の條に「穀倉院設二饗饌一、諸陣所々分二屯食一」と見えたり、貞丈雜記に「屯食と云ふは、にぎり飯の事なり、源氏物語桐壺の卷に、どんじき綠のからびつとあり、孟津抄に云く、屯食つゝみひとも云ふ、下らふに給はる强飯鳥の子なりとあり、貞丈云く、强飯を握りかためて、鳥の玉子の如く、丸く少し長くしたるを云ふなり、今も公家方にては、握飯をどんじきといふ由、京都の人物語せりといへり、

ドンス　緞子　名義〕舶來織物の一種、地厚くして光澤あり、又織文あるあり、またなきあり、大緞子、小緞子の品あり、支那廣東より來るを上とす〔起原沿革〕天正年間支那の織工、和泉の堺に來り、緞子の製法を堺の工人に傳ふ、本邦に於て緞子を織ることこゝに始まる、京都の工人亦是に倣ひて之を織る、既にして又京都織工七絲緞を製す、亦支那の製を摸するなり、多年を經て後京都の織工の製、遂に堺の上に出で、其織り出す所の數亦甚だ多し、其緞子に等級あり、分て上緞子、次緞子と爲す、七絲緞は花章を織成す（緞子は花章を織成すものあり、花章なきものあり）其佳なるは七絲といふ、歲月を經て益々盛大に至り、花章も亦益々緻密に至る（緞子、七絲緞は婦人多く帶となす）元文三年、京都の織工上野桐生に來て、緞子の製法を傳ふ、東國に於て緞子を織ること此に始まる、天保年間桐生の人、石田九野といふものあり、花章を製するの法を發明し、以て機上に施す、工人因て緞子を織る（七絲緞を製せず）その緻密なること京都に下らず、二重緞子、三重緞子をも皆能く織成すに至る、而して其出す所の數亦京都に幾倍せり、安政五年桐生の織工木綿緞子を織り出す、近年に至て其製甚佳なり（工藝志料）

トンデン　屯田　名義〕王朝時代鎭守府の鎭兵の爲めに儲け備へたる田を云ふ、乘田或は墾田と割きて之に充つ、上古の屯田と異なれり〔起原沿革〕何時頃より始まりしか詳かならず、延曆十五年十二月の太政官符に「應レ輸二陸奥國屯田地子一事、右被二大納言正三位紀朝臣古佐美宣一偁、奉レ勅、屯田地子、自今以後、宜下町別准二稻二十束一令上輸」とあり、又日本後紀弘仁三年七月の條に「陸奥國言、屯田元二百町、爲二鎭守儲一者、許レ之」とあれば、早くより存したるものなるべし（三代格、田制篇）

トンデン　屯田　上代皇室の御領田を云ふ、屯倉（ミヤケ）を見よ、

トメバ　留場　江戸時代、鳥獸を捕獲することを禁止したる場所をいふ、蓋し將軍狩獵の爲めにして、王朝時代における禁野と性質を同じくすゝキンヤ參看、

トモ　鞆　名義〕弓の具、左の手に結び付け、弦にて腕を打つを防ぐ爲めに用ひ、併せて弦に觸れしめて音高く鳴らすの用に供す、書紀に雄威の高鞆

などあるは、弦に觸れて鳴る音の高き者ないへるなり〔製作〕革にて作り、巴狀を爲し、中に稻藁を充たす、多くは熊の革なれども、神寶として用ふる者は鹿の革なりき、而して手に穿つ處は、牛の革にて手を作り、緖組を付したり〔起原沿革〕紀記神代卷に見えたれば、太古よりありしと明なり、然るに後世射禮賭弓等の儀式廢絕せると共に廢れ、貞治五年の頃には、之を付くる人極めて稀なる由、二條良基の記に見ゆ、これより僅に神宮の神寶に其形式を存するのみとなれり（倭名抄、四季草、貞丈雜記、古事類苑兵事部）

トモウチ　伴氏　大伴氏に同じ、「オホトモウヂ」を見よ、

トモエノタイシヤウ　鞆繪大將　藤原公經をいふ、

トモエノモン　鞆繪紋　紋所の名、巴三つを配合して圓形となしたるもの、その卷方によりて左巴、右巴の別あり、名義は巴字の形なりとも、又鞆の形を摸したるものなりとも云ふ、左巴を家紋としたるは西園寺、小倉、橋本、梅園、山本、大宮、玉松、琉球の尙、筑後久留米の有馬、下野吹上の有馬、石見濱田の松平、和泉岸和田の岡部、上野安中の板倉及び一族、庭瀨の板倉、重原の板倉、上野厩橋の松平、伊勢鳥羽の土方等の浦家あり、又右巴を紋としたるは丹波の九鬼氏なり、又六つ巴を紋としたるは錦小路氏、つか巴を紋としたるは京の樋口氏等とす（家紋集說、武鑑）

トモヅレ　伴連　公家また武家にて外出の時、召連るゝ從者をいふ、伴に從者の義なり、古き時代の制詳かならず、今江戸時代に於ける制を擧ぐれば左のごとし、まづ大名よりいはゞ、慶長二十年

欠
P1895—1898

七月の法度に百萬石以下二十萬石以上二十騎を過ぐべからず、二十萬石以下は其相應たるべしとあり、尋で安永五年三月に、江戸市内往來の時、多人數を召し連るゝは、妨害となるを以て、一萬石以上は、先供駕籠脇共十三四人限、五萬石以上は同十七八人限、十萬石以上は同二十人限たるべしと令したり、而して參覲の際の人數は享保六年九月に、二十萬石以上は、馬上十五騎より廿騎、足輕百二三十人、中間人足二百五十人より三百人迄、十萬石以上は、馬上十騎、足輕八十人、中間人足百四十五人、五萬石は馬上七騎、足輕六十人、中間人足百人、一萬石は馬上三四騎、足輕二十人、中間人足三十人、其他は之に准ずべしと令したり、また旅本は、寛永五年二月に、二百石は侍一人、三百石より四百石迄は同二人、五百石より七百石迄は同三人、千石より千七百石迄は四人（八百石以上は千石に準ず、以下同じ）二千石より二千七百石迄は同六人、三千石より三千七百石迄は同七人、四千石より四千七百石迄は同八人、五千石は同十人とし、寛文六年には、二百石は徒士一人又は二人、三百石より九百石迄は同二人又は三人、千石より二千石迄は同四人又は五人、三千石より四千石迄は同六人又は七人、五千石より九千石迄は八九人又は十人と定む、其行裝を行列と稱す、なほ行列に入る人馬器具等は家格石高もしくは其場合により、大名旅本共に相違ありと雖も、一般に就きて云はゝ、道具（給）打物（長刀）挾箱、長柄傘、乘馬、供侍、騎馬供、徒、押（足輕）茶辨當、供鎗（供方侍の鎗）等を以て、其行列を立てたり（德川禁令考、德川盛世錄、古事類苑官位部）

トモノミヤツコ　伴造　（一）造の別稱（二）臣連以外の姓を帶し、伴雄を率ゐて朝廷に仕へたる京官の汎稱、伴とは部曲の義、造は御臣なり、卽ち部曲の民を率ゐて朝廷に奉仕するを以て伴造といふ（一）書紀欽明天皇の卷に「秦人戸數總七千五十三戸、以大藏掾爲秦伴造」とあり、これ秦造の姓を賜へるをいへるにて、此場合には伴造は造と同意義にして、國造の對稱に用ひられしものとす、書紀に用ひられしを知るべし（二）首、造、直、史等の汎稱にて、國造、伴造、國造」など見えたるは、皆右の如き汎稱にて、單に造のみを指したるにあらざるなり（「カバネ」「ミヤツコ」參看（書紀、儀制令、姓氏錄、新撰姓氏錄、續日本紀、儀訓解、職官志、姓序考）

トモヒラ・シンワウ　具平親王　名稱　世に六條宮、又は千種殿と稱し、また後中書王ともいふ、圓融天皇の皇弟、母は女御莊子女王、代明親王の女　出典　康保二年親王となり、三品に進み、尋で中務卿となる、寬弘四年二品に進み、年四十六、具平管て樂を慶滋保胤に受け、紀齊名、大江以言と友とし善し、資性英敏にして文才あり、和歌を善くし、兼ねて音律に巧なり、また陰陽醫術諸技藝の類通曉せざるはなし、具平管て世を遯るゝの志ありて栗さず、一條天皇其多藝を愛し、宴會及び節會ある毎に必ず參預を促す、具平屢辭す、また皆て藤原公任と、人麿貫之和歌の優劣を論じたるに、具平は人麿を以て優れりと爲す、公任服せざりしが、他日各々十首を撰みて、之を闘はすに及び、人麿の歌勝つもの八首なりき、糞するに及び、朝廷特に釋奠の宴を停む、蓋し一代の文宗たるを以てなり　出典　六帖、眞字伊勢物語、弘決外典鈔（大日本史）

トヤマウヂ　外山氏　姓は藤原、日野家の庶流、日野俊光の十五世弘資の二男光顯始めて氏を稱す、また外宮といふ、今官幣大社たり　祭神　豐受大神（大御神の御饌都神にして、伊弉諾尊の子和久産巢日神の子）　起原沿革　天孫瓊々杵尊降臨の時、天神の詔を以て此神の御靈を副降し、丹波國與謝の比沼の

○光顯——光和——光任——光時——光實——光施（ハル）
光親（ヨリ）——光輔——光庸

トヤマジヤウ　富山城　所在　越中國富山市　起原沿革　永祿の頃水野越前守勝重（後に神保越中守長職と改む）之を創建す、神保氏三世之に據る、天文十四年長尾爲景礪波郡櫨檀野にて戰死の後、神保氏富山城に徙り、嫡貳新川の二郡に威を振ふ、是れ書に見えたる始めなり、爾後上杉氏屢々來り攻む、天正四年謙信之を陷れ、小笠原長隆、上杉信定をして守らしむ、六年九月織田信長の將齋藤新五富山城を屠り、七年佐々成政越中守護職と爲り、富山城に移る、此時成政修補して居城と爲す、十五年六月成政肥後に移るの後、文祿三年に至る九箇年間、豐臣秀吉の領として、前田利家之を預る、文祿四年利家の領と爲る、慶長二年前田利長富山に移り、四年利家の薨後金澤に居し、家臣をして富山を守らしむ、十年利長富山に退隱す、此時大に改造經營す、十四年三月火あり、高岡に居し、爾後家臣を置き城代たらしむ、寬永十六年四月、利常の二男利次に州内十萬石を分與す、因て婦負郡百塚に新城を築かんとせしも、造資容易ならざるを以て、萬治二年更に富山城に定め、遂に經營して之を居城と爲す、爾後子孫相繼ぎて明治維新に至る（三州志）

トユケノダイジングウ　豐受大神宮　所在　伊勢國度會郡沼木鄕山田原村、皇大神宮を去る西北五十町　○皇大神宮と併せて二所太神宮と稱す、また外宮といふ、今官幣大社たり　祭神　豐受大神（大御神の御饌都神にして、伊弉諾尊の子和久産巢日神の子）　起原沿革　天孫瓊々杵尊降臨の時、天神の詔を以て此神の御靈を副降し、丹波國與謝の比沼の

數十人組合、屋數方へも徘徊致し候由相聞え云々、左樣の儀仕間敷云々」とありて之を禁ぜられしより衰へたり（玉勝間、嬉遊笑覽、風俗畫報）

トリ井　鳥居　名義　神社の門をいふ、鳥井、華表、鷄栖、華門、入宿、祇園、華極、神門とも書し其義詳かならず　起原　寶龜二年二月十三日の官符に、「大社、四至限二九町一內外鳥居二基、（中略）中社四至限二四町一鳥居一基」とあり、其以前既に早く之ありしことを知るべし、江次第にも、第一鳥居第二鳥居の稱あり、爾來諸書に散見せり、其最初の製は白木作りにして、所謂二柱の鳥居と稱する簡單なるものなりしが（伊勢神宮の製）世遷と共に四五の種類を生じたり、なほ後世小祠墳墓等に建つるに至る、また鳥居に額を掛くることは、百錬抄應德二年七月の條に見えたれば、古來の習俗なり、之より先藤原佐理が三島大明神の額を書したること大鏡にあれど、鳥居に掲げしか社殿に掲げしか詳ならず　種類　形に就きて、神明鳥居、黑木鳥居、島木鳥居、山王鳥居、三輪鳥居、稻荷鳥居、二柱鳥居、總合鳥居、三光鳥居、蓮座鳥居、指鳥居等、質に就きて、木の鳥居、石の鳥居、銅の鳥居、鐵の鳥居、金の鳥居等あり（類聚神祇本源、神祇提要、古今神學類編、東雅）

トリ井ウヂ　鳥居氏（下野壬生）　姓は藤原、右中將實方の後裔熊野三山檢別當法印行全、新宮大鳥居を建つ、依て鳥居家と號す、忠吉の時、德川清康同廣忠に歷仕し三河國渡里を領す、後ち岡崎總率行となる、其子元忠、天正十八年下總國矢作城主となり四萬石を領す、慶長五年伏見城の留守となり、大坂軍の爲めに戰死す、男忠政家康に仕へ、同七年十一月父の功を以て六萬石加賜、陸奥國岩城城に移る、其後加增ありて二十六萬石を食み、出羽國山形城に治す、寬永十三年忠恒封除第忠春に信濃三萬石を賜ひ高遠城を治む、元祿二年忠則二萬石削封能登國下村に移る、八年忠英一萬石を加賜近江國水口城に移封、正德二年二月若年寄の累勤を以て壹萬石加賜、下野國壬生城に移封、前封を併せて三萬石、子孫相襲さて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる（系譜、德川加除封錄）

○忠氏―重茂（モチ）―忠茂―重勝―忠勝―忠俊
　忠由（ヨシ）―忠賢―重政―重春―重賞―重元
　忠明―忠吉―元忠―忠政―忠恒―忠春
　忠則―忠英（アキフ）―忠睦（オキ）―忠意―忠燕（デル）―忠威（アキウ）
　忠舉（トウ）―忠實（トミ）―忠文

トリ井キヨナガ　鳥居清長　名義　通稱新助　系統　家紋　鳥居清滿の子、後ち清滿の養子となりて鳥居家を嗣ぐ　事業　清滿の門人となりみにして、猛勇者の手足を、瓢の縱れたるが如くに描きて一家の骨法とせり、後世より東繪の祖と稱せられ、一時其右に出づるものなかりき、文化十年八月歿す、年五十九（浮世畫人傳）

トリ井キヨノブ　鳥居清信　名義　通稱庄七清元の子　系統　江戸繰波町に住せり、幼より父の畫風を學び、後ち菱川師宣の筆意を慕ひ、遂に一派を開き、專ら歌舞伎の看板俳優の小照を畫き、大に世に行はる、享保十四年七月廿八日歿す、年六十六、淺草松山町淸成寺に葬る、「サキヨエ」參看（扶桑畫人傳、浮世畫人傳）

トリ井ハ　鳥居派　鳥居清信の創めたる浮世繪の一派、系統左の如し、「トリキヨノブ」參看、

○清信―清倍―清滿―清長―清峯（清滿ト改）―清滿
　清忠
　清貞（姓齋藤）

トリウチ　鳥打　弓の名所、「ユミ」を見よ、

トリカ　取箇　江戸時代、田畑に關する貢租をいふ、箇は數の意にて、取高の義なり、即ち人民が田畑の物産より公納する米穀金銀及び諸物をいふ　（畝）此內租米を取米と稱す、即ち年貢の一なり、取箇を定むるは、檢見及び免の法による、而してこれを帳簿に記載したるを取箇付といひ、帳簿を取箇帳といふ、取箇は關東にては反取、上方にては厘取とす、地方大概集に「關東筋は、田方米取、畑方永取にて、田畑とも反取なり、假令ば、上田一反に付取米七斗、中田六斗、下田五斗、上畑一反歩に付、永二百五十文、中畑二百三十文、下畑二百文などゝ反別を主とし、取米永を仕出すをいふ、都て一反に付何程と、取箇の數を定むる事なり云々、上方筋は、田畑とも（反歩）永取にて、厘取の定法なり、上田石盛十五なれば、高一石五斗なり、是へ免幾つ何分何厘を乘じ、取米何程と仕出すをいふなり、勿論畑方も同樣云々」とあるにてこれを知るべし、「ケミ」參看（地方凡例錄、大日本租稅志）

トリガシラノタチ　鳥頭太刀（鳥頸劍）　柄頭に鷲鷲の頭を造りて付したる銀造の螺鈿劍をいふ、應仁所帶の劍なり（武器考證、新野問答）

トリグチ　鳥口　文具（ブンヂヤウ）を見よ、

トリツギセン　取次錢　制札錢を云ふ「セイサツ」を見よ、

トリノコ　鳥子　楮と雁皮との液をまぜて漉きたる紙を云ふ、鳥子紙の略稱、肌滑かにして書くに好く、質强くして裂け難し、其色鳥の卵に似たるより名づく、一名を厚樣と云ふ、薄樣に對したるな

り、鳥子の薄く漉きたるを薄様、厚様と薄様との間に漉きたるを中葉、普通の鳥子より幅濶く、半間の間に合ふ様に作れるものを間合（屏風唐紙を貼るに用ふ）白墨蛤粉をまじへたるを泥間合（其質粗惡）靏を流したるが如きを靏流、色鳥子に水を滴したるものを水玉と云、又内曇あり（「ウチクモリ」參看）中古は消息等に薄様を用ひたること、源氏物語新六帖以下の諸書に見えたり、又看聞日記永享七年六月十一日の條に「綺裏被二帖下」「金葉集書初、御料紙鳥子（縮打）也」と見えたり、紙の大さは普通縦一尺一寸九分横一尺六寸三分、百枚を以て一束とす、然れども産地によりて多少の差あり、産地は越前敦賀、摂津名鹽村とす、越前は、鳥子、中葉、薄葉、竹紙、大間合、間合、屏風間合等あり、摂津は、鳥子、大鳥子、廣鳥子、鈔鳥子、土鳥子（又天子）後藤鳥子、中葉、厚葉、薄様、大間合等あり、何れも五色のものあり、（貞丈雑記、文藝類纂）

トリノコイロ　鳥子色　鬱の色目の名、表は白のみがきにて、裏は蘇芳なり、冬季着用す、また西三條裝束抄には、表裏共に、白のみがきなりともいへり、「カサネノイロメ」の補給參看、

トリノサウシ　鳥曹司　朝廷に飼養せる鷹を繋ぎおく處、即ち鳥屋をいふ、大内裏承明門外の東角に在り、鳥居曹司ともいふ、（大内裏圖考證）

トリノシタ　鳥舌　緌の一種、矢（ヤ）を見よ、

トリノマチ　酉ノ町（酉ノ市）　江戸時代以後、江戸各所の鷲大明神（今は、大鳥神社といふ）にて、十一月酉の日に行ふ祭典の時に立つ市をいふ、酉の日に立つを以て名づく、酉の日は一ヶ月に普通二度なれども、年によりて三度あるもあり、一ノ酉、二ノ酉、三ノ酉と呼ぶ、此日市に商ふものは、熊手（俗間）

聚餅芋頭の煮たるを笹に通したるもの等にて、熊手には竹の先に檜扇を附し、中にお福の面實船鶴亀などを飾る、參詣者の多くは縁喜に之を購ふ、蓋し酉は取り込む、熊手は掻き込むといふ縁に因みたるなり、各所の鷲明神の中尤も盛んなるは淺草の鷲神社にて、近郊の農民等は鶏を携へ來りて奉納し、祭り畢れば之を淺草觀音の境内に放つの風あり、（東都歳事記、江戸名所圖會、東京歳事記）

トリブツシ　鳥佛師　其名なり、佛師なるが故に世に鳥佛師と稱す（續紀）推古天皇十三年四月、始めて鋼繍丈六の佛像各一軀を造立するに方り、鳥其工となる、同十四年四月佛像成りて元興寺の金堂に安置せんとするに、金堂の戸に隙はりて入らず、鳥孝挍なし戸を破らずして入る、（事賜）推古天皇三十年厩戸皇子及び其妃疾に罹り、王后王子及び挾侍二菩薩造立の工に當らしめ、鳥に命じて釋迦牟尼佛及び挾侍二菩薩造立の工に當らしむ、鳥之を造立して功を竣ふ、此佛像今法隆寺金堂に安置し光背に銘文あり、造立の由來並に鳥の名を記せり、尚ほ法隆寺の傳説に由れば、鳥の製作に五重塔内の塑像文殊菩薩等あり、又法隆寺寶物畧緣由に「繍二釋迦三尊像一并侍菩薩像一、推古天皇御宇、鳥所レ作也」とあるは、泥繪の料なるべし、其名稱の見えたるは、殿暦永久三年九月廿一日の條に「世屋西第二妻四間、東西北三方、立二廻五尺泥繪障子一御屏風五帖一」とあるを初めとす、

トリマイ　鳥見　取米　取箇（トリカ）を見よ、

トリミ　江戸幕府の職名、鷹場（狩獵地なり）の地を巡見し、鳥の所在を探索追跡する事を掌る、若年寄の支配なり、（組頭（頭ともいふ）二人、鳥見を總轄す、二百俵高五人扶持、別に傳馬金十八兩、書狀取遣金七兩を給す、燒火間詰なり、鳥見八十俵高五人扶持傳馬金十八兩、見習十人扶持傳馬金十八兩、見習並三人扶持手當金十兩、人數は、吏徴に、鳥見廿二人、見習九人、同並三人、天保武鑑に、鳥見廿四人、見習十二人とせり、上目黒、東大森、志村、龜有、東小松川、上中里、高圓寺の七ヶ所に分住す（地所沿革）寛永廿年九月始めて十人を置きしが、元祿九年十月將軍德川綱吉生類哀憐の爲めに之を廢す、享保元年九月再び八人を置く、慶應二年十二月之を廢す（吏徴、明良帶錄）

トリモノ　採物　神樂（カグラ）を見よ、

ドリヤウカウ　度量衡　「モノサシ（マス）」「ハカリ」の條を見よ、

ドロヱ　泥繪　金銀泥を以て描きたる繪畫をいふ、延喜式に「畫二祭日服并陪從女衣裳一料、金泥四兩一分二銖、銀泥四兩一分二銖」とあるは、泥繪の料なるべし、其名稱の見えたるは、殿暦永久三年九月廿一日の條に「世屋西第二妻四間、東西北三方、立二廻五尺泥繪障子一御屏風五帖一」とあるを初めとす、

明治四十一年七月十九日初版發行
大正　四　年五月　五　日增訂發行
昭和三年十二月十一日普及版初版印刷
昭和三年十二月二十日普及版初版發行

大正十四年八月十五日大增訂發行
昭和　二　年九月　一　日大增訂普及版發行

縮刷普及版全六册

定價　金拾八圓
豫約價　金拾參圓

大增訂　國史大辭典　第三回（さ―そ　た―と）

編纂者　文學博士　八代國治
同　早川純三郎　東京市京橋區鈴木町十二番地
同　井野邊茂雄　東京市京橋區鈴木町十二番地
發行兼印刷者　林讓　東京市芝區愛宕町三ノ二
印刷所　秀美堂印刷所　東京市京橋區鈴木町十二番地
發行所　吉川弘文館

特約發賣所

東京市日本橋區數寄屋町　合資會社　六合館
大阪市東區北久太郎町四丁目　合資會社　柳原書店
名古屋市西區下長者町四丁目　合資會社　川瀨書店
東京市京橋區鈴木町十二　日用書房
東京市牛込區早稻田鶴巻町　國際美術社

1/372

578
197